明治三十五年十一月十日印刷
明治三十五年十一月十五日發行
大正九年十二月廿一日五版印刷
大正九年十二月廿五日五版發行

著者　本居宣長

校訂者　本居豊頴

發行者　吉川半七
東京市京橋區鈴木町十二番地

印刷者　村越伊祐
東京府下田端二百三十六番地

發行所　合資會社　吉川弘文館
東京市京橋區鈴木町拾貳番地
電話京橋(二九九番・六九七番)
振替預金東京二四四番

に云るは、たがへり、今改む、

古事記傳十四之卷終

り、天穂日命に授け賜ひしより、國造家に、代々第一の神寶として、傳來たる寶物あるを、はじめ大庭社にゆく時、これを袋ながら、みづから頸に懸て、持行き、此火切臼火切杵を以て、神火をつぐ、これを火繼と云り、さる故に、國造の世がはりを、火繼と云なり、さて火繼竟りて、國造となりぬれば、食膳をとゝのふるにも、常に此神火を用ひて、其をつゝしむこと、いと〳〵嚴重にして、かりにも他火を用ることなし、さて又毎年正月元日に、火祭と云て、かの神代の火切臼火切杵と云を祭るわざあり、又毎年十一月中の卯日に、國造かの大庭社にゆきて、新嘗會と云ことありて、國造はじめて新穀を食はる、此時は、熊野社より、火切板火切杵を、彼社人持來て、火を切出て、饌をとゝのへて、國造に獻る式あり、其熊野の社人の持來る、火切板は、長さ三尺許、廣さ五六寸、厚さ一寸ばかりなる、檜の板なり、火切杵は、長さ二尺五六寸ばかりなる、細き空木のまろ木にて、是は板杵ともに、年毎に新に造れる物にて、是を以て火をもみ出すなり、さて又神水と云は、意宇郡山代村に、天眞名井と云あり、式なる眞名井神社これなり、かの大庭社より、十四五町東北の方にあり、國造新嘗の時、此井の水を用ふることゝぞ、

栲繩之千尋繩打延爲釣

これは千尋の大繩を、海中へ遠く引延おきて、一度にこゝだくの魚を捕る釣にて、今世にも、海人の常にするわざなり、竹竿のさきに、細き緒つけてする、よのつねの釣には非ず、されば控依縢と云も、此打延おきたる大繩を、牽よせて、其にかゝれる、こゝだくの魚を、引上てとるを云るなり、然るを上に、此繩を、釣船を牽綱なりといひ、控依縢をも、魚を積たる舟を、ひきよすること

おひつぎの考

千引石擊手末

今出雲國出雲郡、稻佐浦の澳に、礫島と云島あり、土人はうけわい島とも云り、此島いと大きなるたゞ一の岩なり、これ神代に、建御名方神の、手末にさゝげ來坐りし、千引石なりと云傳へたり、

櫛八玉神

今世に、杵築に、櫛八玉神の子孫とてあり、姓は財氏にて、別火と云、此別火、年毎之七月四日に、身逃の神事と云ことあり、海の底の鹽砂を、つとに包み、鹽をやきて、明日五日の、大社の神事に、獻るなり、身逃と云よしは、かの別火國造の宅にゆきて、此神事を行ふ、其日は國造は、宅を出て、他所に居る、これによりていふとぞ、さて大社の末社に、湊神社と云あり、これ櫛八玉命を祭ると云り、

鑽出火

出雲國造義孝、弘安記に、自天照大神至意宇足奴命、神々相繼、十八代也、第十九代、宮向宿禰之時、自賜出雲姓以來、至義孝子々相承、二十八代也、雖然、鑽神火、飮神水、未混流俗云々、とあるよし、大社の說なり、自天照大神と云るは、心得ず、こは自天穗日命とあるべきことなり、さて國造世々、神火相續とて、第一の大事とす、今世に至るまでも、國造新に世を嗣むとする時は、まづ意宇郡なる大庭社にゆきて、神火神水を受續ぐ式あり、そは神代の火切臼火切杵と云て、天照大神よ

尾二十（十三丁）に、爲垂柳十緒、又（五十九丁）白杜杖枝母等乎々爾（或云、枝毛多和多和）などあり、又二（四十丁）に、奈用竹乃騰遠依などあるも、撓み靡くを云り、さて此は、拆竹の簀の上に、あまたの御贄の鱸を、山の如くに積たるが、（諸の祝詞に、神に供ふる物どもを云に、如横山打積置と云るたぐひにて、）其竹の撓むばかり多かる狀を云なるべし、竹の簀に御贄を置こと、他にはをさ〳〵見あたらねど、然ることありつとおぼしくて、下卷袁祁命の御詠詞に、魚簀てふことと見え、大嘗祭式に、置簀と云物も出たり、又思ふに、如此樣につゞける詞の上は、多くは枕辭なる例なれば、拆竹はよく撓む物なる故に、たゞ登遠々の枕辭に置るのみにてもありなむ、若然らば、登遠々は、御饌物を種々並居たる臺の撓むを云るにて、其は机にまれ何物にてもありぬべし、○眞魚咋は、麻那具比と訓べし、魚を那と云は、饌に用る時の名なり、（只何となく海川にあるなどをば、宇乎と云て、那とは云ず、此けぢめを心得おくべし、）書紀持統卷に、八釣魚てふ蝦夷の名の訓注に、魚此云儺、萬葉五（二十三丁）に、奈都良須、（魚釣なり、）これら釣魚は饌の料なる故に、那と云り、（今世にも、鮓にする魚を、須志那と云、魚をひさく屋を、那夜と云、）さて菜も本は同言にて、魚にまれ菜にまれ、飯に副て食物を凡て那と云なり、（菜と魚とを別の言の如く思ふは、文字になづめる後のくせなり、今世にも、菜を字音にて佐伊と云ときは、魚にもわたる如く、古那と云名は、魚にも菜にもわたれり、又肴の那も、魚菜にわたれり、）萬葉十一（四十二丁）に、朝魚夕菜、これ朝も夕も那は一なるに、魚と菜と字を替て書るは、魚菜に涉る名なるが故なり、さて其那の中に、菜よりも魚をば殊に賞て、美き物とする故に、稱て

出立時に、妻が歎きさやめくをしづむるを云とあり、）とある、狹藍左謂佐惠佐惠も、みな通音（和韋惠）にて同言なり、さて此は、釣取たる千萬の鱸を積たる舟を、栲繩して海人どもの挽寄すとて、呼ふ聲々の、諠く噪しきを云、（重き物を挽には、必聲を擧るものなり、又佐和具佐和賀志など云言は、多く聲の諠きことに云り、）さて此言は、上の海人之と云より續けて心得べし、（鱸よりつゞく言にはあらず、）凡て此處は、ことさらに下上と語を入れ亂へて、文をなせる物にて、（哥にも詞にも古此類多し、）直に云ば、大口の小翼鱸を舟に積て、其を釣たりし海人等が、千尋栲繩を打延て、佐和佐和に控依と云意なり、〇控依は、奥より渚へ挽令寄るなり、祈年祭祝詞に、八十綱打掛氐引寄如事云々、〇騰は、舟より取揚るなり、（依騰を、師は與佐牙と訓れき、こは指上を佐々牙、搔上を加々牙、持上を毛多牙、萬葉に召上は米佐牙と云たぐひの格なれども、依阿牙を與佐牙と云ることと、いまだきかず、其上此は、依と騰と二事なれば、なほ與世阿牙と訓べし、凡て尋常の言にかはりて、延も約めもしたるをのみ古言と思ふは偏なり、）〇打竹、打字、舊事紀に折と作るに就て思ふに、拆を誤れるものにて、（舊事紀は本此記などを取て書るものなれば、此記の古本に拆とありしを取れるが、後に彼は折に、此は打に誤れるなり、）佐伎陀氣なるべし、萬葉七（四十一丁）に辟竹とあり、破有竹を云なり、（打竹とあるによりて、或人は、空竹の意なりと云ど、宜しくも所思ず、又師は、宇知竹と訓れき、こは冠辭考に、宇知比佐須、又打麻乎などの宇知を、麗きなりとあれば、其意に見られしにや、これもいかゞ、）〇登遠々登遠々、邇、登遠々は多和々と同じくて、物の撓む貌を云、萬葉八（四十六丁）に、秋芽子乃枝毛十

ど、諸々の祝詞にもあれば、此も袁波多須受伎と訓べし、(波多乃と乃を讀付るは惡し)さて他魚に比ぶるに、此魚、小翼と云ばかり、波多の殊に小き物にも非ざれども、大口に對へて、言の文にさも云つべし、必しも小き物ならねど、小某と云こと常なり、(又字鏡に、鰭、魚脊上骨、又伊呂己とあると、漢籍どもに、鱸を細鱗と云ることを合せて思へば、鱗を云るかとも思はるれど、翼字をしも書れば、さには非じ、又魚の波多比禮には、普く古書どもにも又此記中にも、鰭字を書るに此には翼字をしも書るが疑はしさに、つら〳〵思ふに、若くは鱸は、尾を以て水上を飛ことのある物にもやあらむ、さもあらば、尾も正字にて、袁波泥なるべし、尾を翼にして飛意なり、こは物にも見えず、聞もせぬことなれど、ふと思ひよれるまゝに、驚かしおくのみなり、海人などに、此魚のこと委く問ひ試むべし、)○鱸は、和名抄に、崔禹錫食經云、鱸、貌似鯉而鰓大開者也、四聲字苑云、似鱖而大青色、和名須々木とあり、萬葉三(十五丁)に、荒栲藤江之浦爾鈴寸釣白水郎云々、十一(三十七丁)に、鈴寸取海部之燭火などよめり、さて魚は種々多かる中に、かく鱸をしも云るは、出雲の海に此魚殊に多く、はた佳きが産て、杵築神の御贄にも、殊に獻りしにや、(或人云、出雲の海に、今も佳き鱸なり出て名あり、彼國に今松江てふ地名は、此魚によりて名けたるなり、漢國の松江の鱸、名高きによれり、といふはまことにや、)風土記には、嶋根郡秋鹿郡神門郡などの内に、品々産物中に須受枳も見えたれども、殊に多きこと、又佳きことなどは見えず、○佐和佐和邇、此言下卷高津宮段大御歌にもあり、噪々になり、萬葉四(十五丁)に、珠衣乃狹藍左謂沈、十四(二十四丁)に、安利伎奴乃佐惠佐惠之豆美(冠辭考云、夫の遠き旅に

○口大は、大口を寫誤れるなるべし、萬葉に狼をも、大口乃眞神とつゞけ云り、(舊印本には、久知意富乃と訓り、萬葉七に、差大裁、こは夜々意富爾多弖と訓べければ、凡て大きなることを、某意富とも云べきか、されど大某と、上にあるは常のことなれど、某大と下に云るは、なほ聞つかず、又久知夫登とも訓べけれど、此記に、太はみな、假字にて布刀とのみ書る例に違へり、延佳本又師本には、久知毘呂とあり、此も惡くはあらねど、此記の文字づかひの例を以思ふに、若比呂ならば、廣字を書べし、大と書て、比呂と訓が如きことは、をさ〳〵例なきなり、) さて鱸の形をば、漢籍どもにも巨口細鱗と云り、○尾翼は、小鰭の意にて、尾は借字なり、(いつも云如く、古は言をのみ思ひて、字には拘らぬ習なれば、たゞ何心もなく、魚に由ある尾字をば書るなり、若尾を正字とするときは、尾翼云々と、其狀を云言なくては、言足はず、尾も翼も、萬の魚にみな有物なれば、たゞ尾翼とのみ云ては、何の意ともなし、古文にさる拙きこともあるべくも非ず、) さて小翼と對言るを以ても、上の口大は、大口の誤なるべきことを思ひ定むべし、又翼を延佳本師本には、比禮と訓り、和名抄に、鰭魚背上鬣也、和名波太、俗云比禮とあれども、比禮は、背上鬣のみならず、左右にあるをも云、波多は、左右にあるをのみ云て、背上なるをば云べからず、(然るを波多にも鰭字を用るは、背上なるを比禮と云て、その比禮は、左右の波多にもわたる名なるが故に、それに引れて、波多にも此字を用るなるべし、) かくて此には、翼字を書れば、左右なるを云こともとよりにて、(左右の鰭は、鳥の翼と同じき故に、此字をかけり、) 左右なるは、波多とも比禮とも云中に、下卷袁祁命の御歌に、志毘賀波多傳とも見え、又波多能廣物波多能狹物な

賜へる故なり、此に付ても、上代に火を嚴重く忌清めしほどを思ふべし、上の黄泉段なる黄泉戸喫の處（傳六夜見國の段）に云ることゞもと考合せてよ、○栲繩は、栲木の皮以てなへる繩なり、（或說に、志那木の皮にて作ると云り、志那木のことは、傳此卷の科野國の條下に云り、）栲の事は、上白丹寸手の解（傳八石屋戸の段下）に云り、又冠辭考栲衾栲角栲繩などの條をも見べし、此繩、上代には普く何にも用ひつとおぼしくて、古書に多く見えたり、書紀に、此大國主神の日栖宮造るべきことを詔へるにも、以千尋栲繩云々（上に引り）と見え、萬葉にも、栲繩之長命乎、栲繩能千尋爾母何等などあり、（齋明紀に、佐伯連栲繩てふ人名もあり、）○千尋繩は、たゞ長きを云、如此さまに言を重ねて云こと、天津祝詞乃太祝詞、天雲之八重雲、眞玉手之玉手など、古への雅語の常なり、さて此繩を打延と云は、釣船を牽綱なり、和名抄に、唐韻云、牽紋、挽船繩也、訓豆奈天とある是なり、萬葉七（二十三丁）に、釣船之綱とよめり、さて此は、次の控依と云に係る言なれば、打延にて句を切て、心得べし、（打延爲釣とつゞく意に非ず、又此聯きによりて、栲繩を、釣の緒と思ひまがふべからず、栲繩は、釣緒に用ふべき物に非ず、又さては千尋と云るにも叶はず、）○爲釣は都良世流と訓べし、釣有と云意なり、（都流を都良須、都禮流を都良世流と云は、古言の格なり、必しも尊む辭ならでも、然云る例多し、又然訓べき處に、爲字を書る例も、萬葉などに多かり、）都理順流には非ず、さて此も、海人之と云にて句を切て心得べし、（海人之釣れる鱸とつゞく意には非ず、若其意ならば、海人之爲釣云々とあらでは聞えず、たとひ都理須流と讀ても、さては叶はず、）次の言を隔て、佐和佐和邇へ係る言なればなり、

さには非ざりけり、）○凝烟、和名抄に、唐韻云、焰煤、集屋也、和名須々とあり、萬葉九（三十九丁）に、盧八燎須酒師競、（冠辭考云、ふせやにたく火の煤とうけたり、）十一（二十七丁）に、難波人葦火燎屋之酢四手雖有、（すしは、す、びの切りたるか、）これらも凝烟のことなり、○八拳垂摩氐とは、（垂を多流と訓るは非なり、自垂物は、みな多流とこそいへ、多流々とは、物を他より令垂に云言なり、）火を繁く燎、且久に經て、凝烟の多き由の祝言なり、さて於高天原者と云るは、盛に燎て、烟の高く起登ることを、いみしく云る詞にて、宮造りを、於高天原氷木高知と云と同意なり、（次に地下者と云に對ひたれば、たゞ上はといふことを、つよく云るなり、）さて高天原と云から、其處に坐神の宮の御巣を云、そは炊の烟は、御巣に懸る物なればなり、さて然神産巣日命の御巣とは、於高天原者と云に因て、假に設て言なせるのみなり、實はたゞ此度造れる大國主神の新しき御舍の御巣を云なり、さて御巣を新巣としも云るも、新造れる御巣なるが故なり、○底津石根は、上（傳十根堅洲國の段下）にも云る如く、地底の石根なり、○燒凝とは、竈の下の土は、燒けて石の如く凝固まるものなり、其を甚しく底津石根までと云は、上へ登ることを、高天原云々と云るに同じ、出雲國造神賀詞に、白御馬能前足爪後足爪踏立事波云々、下津石根爾踏凝とも あり、さて上の是我云々より是までは、火の事を云、（此を多伎許良佐牟登摩袁志弖と讀切て、此までを祝詞とし、栲繩云々より下をば、地詞ともすべけれど、猶然にはあらず、）さて御饗を獻ることを云とて、其火を鑽出ることを、如是委曲く云て、其祝詞までを載たる所以は、上に大國主神の、此御舍の事を白し賜へるにも、御巣の事を主と請申し

具の中に見ゆ、此は御饌などを炊く料の火を切具には非る故に、鐵を以造るにや、委くは知がたし。）など見ゆ、年中行事秘抄に引る、高橋氏文に、是時上總國安房大神乎、御食都神止定奉、若湯坐連等始祖意富賣布連之子豐日連乎令火鑽氏、此乎忌火手止爲氏、伊波比由麻々閉氏、供御食云々、倭姬命世記に、其伎佐宇乎令進大神御贄而、佐々牟乃木枝乎割取而、生比伎爾宇氣比伎良世給時爾、其火伎理出而、采女忍比賣我作之天平賀八十枚持而、伊波比戸爾仕奉支、大嘗祭式に、伴造燧火、兼炊御飯、安曇宿禰吹火などもあり、（內山眞龍が出雲風土記の考に、神門郡の宇比多伎山は、鵜火燒山にて、櫛八玉神の事を云、御屋也とあるは、其御火炬屋なりと云り。）

○云是我云々、上の禱白而とある言を此云字の上に移して心得べし、禱白とは、即此より下の祝詞をさして云るなり、此も櫛八玉神の白すなり、（書紀に高木神の勅に、大已貴神の祭祀を主む者は、天穗日命ぞと見え、出雲國造神賀詞に、云々皇神等乎、某甲我弱肩爾太襷取掛天云々、仕奉天とあるも、かの穗日命の子孫にて、國造が仕奉を云り、然れば此祝詞も、天穗日命の白し賜ふべきことなれども、此は然らず。）○所燧火者は、伎禮流肥波と訓べし、舊印本又一本又、本などには、燧字を、燒と作り、今は眞福寺本又延佳本に依れり、（所燒とあるときは、多久と訓べし、さては所字穩ならず、又多禮流とは云べき處にあらず、されば所燧にて宜きなり。）○於高天原者、諸本に於字無し、今は眞福寺本又舊事紀に依れり、（舊事紀に此字あるは、此記の古本に有しを以てなり。）於と云方勝ればなり、○天之新巢は、神產巢日命の宮の御厨の御巢なり、（上文と合せて思へば、此も御巢とあるべければ、新字は、御の誤にや、と前には思しかど、

る、是も同言なり、）さて右の和名抄又書紀倭建命段に、以燧出火とあるなどに依れば、燧は火打なるに、此の燧臼燧杵の燧を、肥伎理と訓は如何と思ふ人あるべけれど、燧は、火打にも火切にも通はし用ふべき字なり、（燧字注に、取火具也と云、禮記内則篇に、左佩金燧、右佩木燧、註に、金燧取火於日、木燧鑽火也、と云り、木燧にては火を打出すべき由なければ、これ火切なること明らけし、）和名抄に、鑽を比岐利、燧を比宇知と分たるは、やゝ後の事にぞ有ける、さて火を切出す法は、まづ鑽字を、所以穿也とも穿器也とも注せると、錐字の注に、穿器之鋭者、似鑽而小、と云るとを合せて思ふに、漢國にては、鑽は錐の如くに鋭らねども、穴を穿る器の名なり、然るに又鑽燧と云ことも、古き漢籍に見えたるを思へば、火を取にも、かの鑽と云器に似たる物（いはゆる燧是なり、必しも金に限らず、木なるもあり、かの木燧これなり、）を以て、穴を穿るが如くに、礒り揉て出せしと見えたり、さて今此に燧臼燧杵とあるを、其に思合すれば、御國にても、火を切るは、然為しことと知られたり、（火切を以礒り揉状、物を舂に似たる故に、臼杵とは云るなるべし、今も大神宮忌火屋殿にて、神供を炊く火は、皆切火なり、其法は、よく枯たる檜の木口を切り、その木口の中央に、すこしくぼみを付て、又錐の柄の如くなる木を以て、力を入れて、かの木口をつよくもみて、火を出すなり、右の杵は、檜にても、又は山枇杷といふ木にても作るとなり、）大嘗祭式に、次火燧一荷（納宮二合、呉竹為足、覆以緑纐、夫一人、）と見え、（此は悠紀主基両國、供物等を、齋場より大嘗宮へ運ふ行列の中に見ゆ、）また火鑽三枚、（是は阿波國より造り備へて献る種々物の中に見ゆ、）また云々火鑽三枚、已上料、鐵二廷（此は神服を織る處の作

古毛各六籠云々、並令賀多潜女十人、量程採備とある古毛も是なるべし、さて此海蓴と云物、いかなる物にか未考得ず、(谷川氏云、海草に古毛と云物あり、小藻の意なるべし、保陀波良に似て、丸き物多くつけりと云り、其にや、されど海蓴の字をあてたるを思へば、海に生て蓴に似たる物なるべくや、又燧杵に作れるを思へば、やゝ堅き物なるべし、)なほよく尋ぬべし、○燧臼は肥伎理宇須、○燧杵は肥伎理岐泥と訓べし、さてかく海草の莖どもを以て、火を鑽る具とせしことと、如何なる由にか知らず、此物ども以火を取ることありや、海邊の人に廣く尋ぬべし、(或人云く、海潮に久しく所漬て、されたる木を、火口に用ることと、海邊の里にありと云り、これら少しは由あることか、)さて其を臼杵としも云る由は、次に云べし、和名抄に、臼和名宇須、杵岐禰とあり、○鑽出火は、肥袁伎理伊傳氏と訓べし、和名抄に、火鑽和名比岐利、燧和名比宇知とあり、凡て火を出すに、打と切との異あり、中巻倭建命段に、以其火打而打出火とある、是打火にて、尋常の如し、又上代より、忌て清くする火は、皆鑽出すことにて、(火打をば用ひず、火切を用ふ、是いかなる故にか、其意は知がたし、然るを木より出るは陽火、金より出るは陰火なる故なりなど云は、例の取るに足らぬ漢意なり、)今に至るまでも、大神宮の御饌炊く火などは然なり、(故に伊勢國にては、必しも切出さねども、別に忌清めたる火をば、切火といふなり、)玉葉(月輪兼實公の記錄)に、神宮之習、不用火打、用火切と見えたり、さて伎留と云は、輾磨ると本同言なるべし、今俗には毛美火とも云り、靈異記に、鑽岐里又母美とあれば、古より毛牟とも云しなり、(錐にて穴を、穿を俗に伎理毛美と云、錐といふ名は、伎留具なる故なるに、其伎留を毛牟とも云

るを分て、別に和加米とも云るにや、さて比呂米を昆布、阿良米を荒布、和加米を和布と書るなど、合せて思へば、此に海布と書るは、惣名と聞ゆれば、たゞ米と訓べくて、何れの米とも定め難き中に、稚海藻滑海藻などの米に、海藻の字をあて、又萬葉七（二十一丁）には、海藻刈舟（今本にモカリブ子と訓るは誤なり、）と書れば、海藻は米の惣名なるに、此字を又爾岐米に用たるを思へば、種々の米の中に、爾岐米を主とするにや、然らば此の海布も、強ていはゞ爾岐米と定むべきか、然れどたゞ海布とあれば、たゞ米にて有ぬべし、○柄は莖を云、和名抄に、幹和名加良とある是なり、（幹字注に、艸木莖也とあり、）柄字は、矛の類或は斧などの柄のことにて、意異なれども、其をも同く加良と云故に、通はして書るなり、（物の柄を云も、艸木の莖を云も、加良てふ名は、本一なるべし、漢國にても柯字は、木枝の大なるをも云、又斧柄をも云て、通へることあり、○出雲風土記に、出雲郡腦島に產物に、藻柄と云あり、こは何物にか、）○鎌は、加理氏と訓べし、苅なり、鎌字に苅意は無れども、躰の名を其用に用ひたること、上に帚に掃字を書る、是用を以て其躰に用ひたると相似たり、これら古の文字用ひの一格なりけむかし、○海蕁は古毛と訓べし、和名抄、海菜類に、石蒓唐韻云、蒓水葵也、漢語抄云、石蒓古毛、一云水葵菜、辨色立成云、海蕁和名上同とあり、此漢語抄の石蒓と、辨色立成の海蕁と一物にて、海に生る物と見ゆ、（水草の菰とは別なり、又字書を考るに、蒓は蕁と同くて、本草にも、蕁一名水葵とあり、海草に非ず、池澤などに生る物なり、然れば蒓と石蒓とは別なるを、和名抄に一にして、唐韻を引たるは誤なり、又漢語抄に、石蒓の一名を水葵菜と云るも違へり、）大嘗祭式に、紀伊國所獻云々、都志毛

多志良加（式に見ゆ）瓱などあり、又𤭯土器などの氣も通音なれば、本一名なるべし、中巻水垣宮段に、又仰伊迦賀色許男命、作天之八十毘羅訶、定奉天神地祇之社、書紀神武巻に、有天神訓之曰、宜取天香山社中土、以造天平瓮八十枚、幷造嚴瓮、而敬祭天神地祇、また天皇甚悅、乃以此埴、造作八十平瓮天手抉八十枚嚴瓮、而陟于丹生川上、用祭天神地祇、（釋に、大同元年大神宮本紀曰、采女忍比賣我作之天八十枚加持而、伊波比戸爾仕奉支、兼方按之、平賀者、盛供神物之土器也、今世伊勢大神宮御殿下、多以安置之、或說、諸神參候之神座云と云り、諸神參候之座と云るは、心得ぬことなり、後の附會なるべし、百練鈔に、保安二年九月六日、諸卿定申、爲豐受大神宮洪水流損事、正殿下天平賀流損事と見えたり、）大神宮儀式帳に、天比良加十二口など見ゆ、（今伊勢神宮に用る比良迦、俗に盆瓦と云て、形は丸き盃の如く、徑八寸許、深一寸許にて、尋常の土器の如き燒なる物にて、毎節宇爾鄉より貢すとなり、今も心御柱のもとにも安くことぞ、）○海布は米と訓べし、米は、海藻滑海藻昆布などの類の惣名なり、和名抄に、海藻和名邇木米、俗用和布、滑海藻阿良女、俗用荒布と見え、萬葉十四（三十四丁）に、伊蘇乃和可米、十六（二十七丁）に、稚海藻云々和海藻（こは一首の哥に、かく字を替て書れば、和海藻の方は、爾岐米と訓べきか、）とよめり、和名抄には、爾木米と阿良米とを出して、別に和加米と云をば出さず、又名も和加米と爾岐米とは、一の如く思はるれども、延喜式に、海藻稚海藻滑海藻又和布海藻荒布と、三を並べて擧たる所々あれば別なり、かくて式の和布は（海藻と分てれば）和加米なるに、和名抄には、海藻を俗に和布と書よしあるを以思へば、惣ては爾岐米と云を、其中にて細に柔な

若水泥間能云々、(師の考に云、古事記に、櫛入玉神化鵜云々、出雲風土記仁多郡御津郷、處に、其津水泥祓而、御身沐浴坐、故國造神吉事奏參向朝廷時、取其水海土、而用土物也と云り、此二を對へ見るに、土物を造る泥を、若水泥と云なりと云れき、されど彼風土記を考るに、右に引れたると、事の趣異に聞えて、水泥また水海土また土物などの字あることなし、異事なり、若は本の異なるか、されど全文の趣、水泥土物などの事には非ず聞ゆ、いかゞ、○出雲風土記抄、秋鹿郡出島社下に云、西濱佐田村釜代大神也、此社を釜代と云は、傳云昔此社の海中より、古制の釜鑄出たる故なりといへり、)○八十毘良迦、八十は數の多きを云、比良迦は、(此に毘字を書るは、八十より續きて濁る故なり、)書紀神武卷に、平瓮此云毘邏介と見え、和名抄瓦器類に、瓫、唐韻云、瓫瓦器也、爾雅云、瓫謂之缶、兼名苑云、瓫一名盂、辨色立成云、瓫比良加、俗云保止岐とあり、(瓫と瓮とは同字にて、今云皿鉢のたぐひなる物なり、俗に云瓫には非ず、)字鏡には、瓱又𤭯を比良加とあり、(瓱は字書に見えず、又𤭯は、釜の類と聞ゆれば、比良加にはいかゞ、)さて此器は、今の皿又土器などの如くなる物と聞えたり、但儀式に、比良加、徑一尺三寸、深一尺四寸と見え、大嘗祭式に、比良加一百口、各受一斗、などもあれば、大なるも有なるべし、名義、比良は、書紀に平瓮と書る如く、深からず平なる形をいふ、(式に多加須伎比良須伎と云器も見え、又今世の膳具に、比良あり都煩あり、是ら皆形によれる名なり、甅また皿など云名も、淺らの意なるべし、書紀に淺甕とあり、俗言に、器の淺きを佐良伎と云、)迦は、此類の器の惣名と聞えて、由加(大嘗祭式に、凡應供神御雜器者、神語曰由加物と見え、又由加十口なども見ゆ、忌瓮のこゝろなるべし、)

接連むためなり、(此下の種々の事は、御饗獻るより前に爲る事にて、正しく獻る時の事には非ず、禱白すは正しく獻る時の事なればなり。) さて而と云辭を置るは、又彼下文の云是我云々へ接むためなり、(これら古文にして、後世の及ばぬさまなり。) ○櫛八玉神、再び此名を擧るは、上は詔命にて任し賜ふをいひ、此は其任を奉はりて、是より下の種々の事を、此神の行ふ由に云なり。○鵜、和名抄に、辨色立成云、大曰鸕鷀、(日本紀私記云志萬豆止利) 小曰鵜鶘、(俗云宇) 爾雅注云、鸕鷀水鳥也、觜頭如鉤、好食魚者也と云り、(志萬豆止利と宇とを、大小に分たるは、非なり、庭つ鳥鷄、野つ鳥雉と云格にて、島つ鳥鵜と云は一なり、又宇を俗云るも、いかにぞや、宇てふ名、既に神武御世の哥にも見えたるをや。) 字鏡には、鸕をも鵜をも宇とあり、此記には、此鳥三處に出たる、皆鵜字を書り、さて今此鳥に化は、勝れて水底に善潜入るものなる故なり、(此をたゞ海底に入ることを、鵜になるとは云なせるものぞと心得るは、例の漢意のなまさかしき心なり、たゞ化字の如く見べし。) ○海底、萬葉に和多能曾許とあり、さて此神は、水戸神の孫なれば、海底に入ることも由あり、○底之、上に既に海底と云て、又如此云は、描きに似たれども、海底と云は、たゞ海水の下方を泛く大方に云言、此底は正しく底を云なり、○波邇は、和名抄に、釋名云、土黃而細密曰埴、和名波爾、字鏡に、埴黏土也波爾とあり、萬葉には、赤土黃土なども書り、埴なる地を埴生と云り、此土は陶器の類を作る土なり、故此を作る人を土師と云、書紀に、須佐之男命の、以埴作舟たまふことも見ゆ、さて今海底の埴をしも求めしは、何の意にか知がたし、若は人氣遠く、清潔處のを擇べるか、出雲國造神賀詞に、彼方能古川原、此方能古川原爾生出

とあり、名義は、先いと上代には、凡て饌を木葉に盛ける、其葉をば、何木にまれ總て加志波と云り、(其加志波の事は、中卷輕島宮段、傳卅二髮長比賣の條下に委くいふべし、) 故饌の事を執行ふ人を、加志波傳とは云なり、傳は手なり、凡て物を造る人を手人といひ、今世にも、事を行ふ人を、某手と云類多し、(出雲風土記抄に、神門郡武志村に、膳夫大明神と云あるは、此神なりといへり、) ○爲字は志氐と訓べし、此事天照大御神高木神の詔命以て、任し賜ふ事なればなり、(那理弖と訓ときは、櫛八玉神みづから爲意になる、其意にはあらず、) ○天御饗、天字は、大の誤かとも見ゆれども、(白檮原宮段に、作足一騰宮而獻大御饗とある、此に似たり、又同段にも輕島宮段にも、大御饗とあり、) 下に天之眞魚咋とも見え、大嘗祭祝詞に、天都御食ともあれば、本の隨にて有べし、そは天上にて行ふ御饗の式を用ひらるゝ故に云なるべし、さて此に獻天御饗之時と云は、總を括りて先言置て、次に其細なる件々をば云なり、是文の一格にして、中昔の物語文などにも多し、次に禱白而と云より獻天之眞魚咋と云まで、即此御饗の件々なり、○禱白而は、上傳八の石屋戸段下に、天兒屋命布刀詔戸言禱白而、とあるとおなじことにて、御饗たてまつる祝詞なり、さて此よりつぎ〳〵に、作天八十毘良迦而、また作燧杵而など、而字を疊おくことを、是も宇氣比段(傳七)又石屋戸段(傳八)に云る如く、種々のことを並擧る辭なり、(上の事を爲て、次に下の事を爲すにはあらず、) されば、此禱白も、御饗奉る事の中の一件なり、(櫛八玉神化鵜云々の一事に係ては見べからず、) さて此禱白す詞は、下文に是我所燧火者云々とある是なり、然るに禱白と云ことを、彼處に云ずして、此處に先云るは、御饗獻る時と云に

訓り、又曾孫を比々古と云も、比古の子と云意なればなり、(今俗に曾孫を比古と云は、比々古の訛れるなり、さて孫を無萬古とあるは、馬梅などをも、後には牟萬牟米と云例にて、本は宇萬古なり、そは蕃息子にて、子等の又子等のつぎ〳〵に蕃息れる意の稱なり、是も古き稱とはきこゆ、)さて此の孫は、泛く子孫の意に云るかとも見ゆれども、猶子の子を云なるべし、○櫛八玉神、名義、櫛は、奇にて例の稱名、八は彌、玉は布刀玉の玉と同くて、手向の約りたるなるべし、(此事傳八天石屋戸の段下に云り、)そは今膳夫と爲りて、大國主神の御饗を手向たまふより負る名と聞ゆ、(師は、八字は人の誤にて、久志理陀麻なるべしと云れつれど、いぶかし、そは入海底とあるなどを思はれたる考へにや、)さて此神の名、他の古書に見えたることなし、(或説に、此神を、沫那藝神の子なりといへれど、信がたし、そは水戸神因河海持別而生神、名沫那藝神云々、と上にあると、此に水戸神之孫とあるとを、思合せての推當なるべし、)櫛玉神又櫛明玉神など云とは別なるべし、(神名式に、大和國高市郡櫛玉命神社四座、並大月次新嘗、姓氏錄に、高御魂命子櫛玉命、また伊勢朝熊神社六座の内にも、櫛玉命あり、又古語拾遺に、櫛明玉命之孫云々、其裔今在出雲國云々、明玉と八玉と近ければ、若し同神にや、在出雲國云々も緣あり、されどなほ別神なるべし、此明玉命の事は、傳八天岩屋戸の段下、又十五御孫命御天降の段下に見ゆ、)式に出雲國意宇郡玉作湯神社、風土記に、同郡玉造川、仁多郡玉作社玉峯山などあり、○膳夫は加志波傳と訓む、中卷にも見ゆ、書紀にも多し、繼體卷には供膳ともあり、和名抄に、大膳職、於保加之波天乃豆加佐、內膳司宇知乃加之波天乃官、主膳監美古乃美夜乃加之波天乃豆加佐

坐神、正三位勳八等杵築神並從二位、同九年四月八日、出雲國從二位勳七等熊野神、從二位勳八等杵築神並授正二位とあり、(熊野は須佐之男大神に坐こと、傳九須賀宮の段に委く云るが如く、又杵築は大國主神に坐こと、此記書紀出雲風土記國造神賀詞などにて明らけきに、杵築をしも須佐之男と大國主と二神を祠れりと云說もあるは、誤なり、そは神祇令義解に、天神と地祇との分を註せる文に、天神者云々、出雲國造齋神等類是也、地祇者、出雲大汝神等類是也と見え、舊事紀に、素戔嗚尊坐出雲國熊野杵築神宮と云るに依れり、まづ舊事紀は例の信に足ず、義解の文はまぎらはしき書ざまなれども、國造齋神と云は、熊野を指なり、神賀詞に依るに、出雲一國の神々は、悉く彼國造此を拜祭る中にも、熊野を第一とする故に、然云るなるべし、さて大汝神と云るぞ、杵築にはありける、然るを彼神賀詞などをも考へずして、ゆくりなく、國造齋神は、たゞ杵築とのみ心得るから、誤れるものなり、古書に、杵築に須佐之男命を祭ること見えたることなし、若二神を祭らば、神名帳にも二座とあるべきをや、書紀通證に、行成記を引て云く、長德元年出雲國言上云、杵築兩神致齋廢務之間云々、これは杵築の上に熊野二字の脫たるか、はた帳に所謂同社大神大后神社などを併せて、兩神とは云なるべし、其故は、たとひ兩神を祭るとも、大社一社ならば、杵築社とこそ云べきに、兩神としも云るは、必二社なる故なり、他書の例みな然り、)○註に多藝志三字以音とある、此は濱字の下に在ぬべきことなり、○水戶神は、伊邪那岐神生水戶神、名速秋津日子神、次速秋津比賣神と上に見ゆ、是歟、○孫は、和名抄に、爾雅云、子之子爲孫、和名無萬古、一云比古とある中に、比古と云ぞ正しかるべき、孫字古くは皆然

遺に、瑞殿、古語美豆能美阿良可、萬葉二（二十八丁）に、御在香乎高知座而などあり、（地の枕詞に阿良訶泥能と云も、舍根なり、地は舍を立る根なればなり、底津石根に宮柱布刀斯理と云をおもふべし、）又古語拾遺橿原大宮造の處に、仍令天富命（太玉命之孫）率手置帆負彦狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正殿、故其裔今在紀伊國名草郡御木麁香二郷、（古語正殿謂之麁香、）採材齋部所居、謂之御木、造殿齋部所居、謂之麁香、是其證也とあり、（和名抄に、名草郡に荒賀郷あり、御木郷と云は見えず、）さて詞良訶の名義は、在所か、又在波訶にても有べし、（波訶は、いづこをはかなど云波加にて、慥にそこと定まりたる處を云、理波を切れば良なり、）さて今此造奉る御舍は、大國主神の御靈の鎭坐む御社にて、即杵築大社なり、國造神賀詞に、乃大穴持神乃申給久、云々申天、己命和魂乎云々、皇御孫命能近守神登貢置天、八百丹杵築宮爾靜坐支とあり、抑此御社の事は、書紀にも高木神の勅に、又汝應住天日隅宮者、今當供造、即以千尋栲繩、結爲百八十紐、其造宮之制者、柱則高太、板則廣厚と見え、出雲風土記にも、神魂命詔、五十足天日栖宮之縱横御量、千尋栲繩持而、百結々、八十結々下而、此天御量持而、所造天下大神之宮造奉詔、而とありて、（この五十足をも、內山眞龍は、五字は衍として、登陀流と訓き、）其構殊に廣く大きにて、他社に勝れり、故大社としも名に負て、今世に至るまでもなほ然りとなむ、神名式に、出雲國出雲郡杵築大社、（名神大、杵築郷今は神門郡に屬となり、）文德實錄に、仁壽元年九月庚午朔乙酉、特擢出雲國熊野杵築兩大神、並加從三位、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、奉授出雲國從三位熊野神杵築神並正三位、同年五月廿八日、授出雲國正三位勳七等熊野

出底之波邇。（此二字以音）作天八十毘良迦（此三字以音）而。鎌海布之柄作燧臼。以海蓴之柄作燧杵而。鑽出火云。是我所燧火者。於高天原者。神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟（訓凝烟云州須）之八拳垂摩弖燒擧（摩弖二字以音）地下者。於底津石根燒凝而。栲繩之千尋繩打延。爲釣海人之。大口之尾翼鱸（訓鱸云須受岐）佐和佐和邇（此五字以音）控依騰而。打竹之登遠遠登遠遠邇（此七字以音）獻天之眞魚咋也。故建御雷神返參上。復奏言向和平葦原中國之狀。

多藝志之小濱、名義いまだ思得ず、舟具に當藝斯と云物あり、其に依れる名にや、その當藝斯のことは、中卷倭建命の段（傳二十八）に見ゆ、さて此は、杵築大社の地の古名と聞えたるを、此名他に見えたることなし、風土記にも、出雲郡出雲御埼山云々、西下所謂所造天下大神之社坐也、（此大社なるべし、）とはあれども、多藝志之小濱てふことは凡て見えず、（神名帳に、神門郡に、多伎藝神社多伎神社などはあれども、必是らにはあらじ、内山眞龍云、たぎし濱は、今は田地になりて、武志村と云、此村、今は神門郡鹽冶鄉内なり、）○御舍は美阿良訶と訓む、玉垣宮段又朝倉宮段などにも天皇之御舍と見え、遷却祟神祝詞にも、皇御孫之尊乃天御舍と見え、大殿祭祝詞に、皇御孫之命乃、天之御翳日之御翳止造奉仕禮流、瑞之御殿、（古語云阿良可、）古語拾

ば、隱れて後に、天に昇むこと如何、といふ疑あるべけれども、こは御靈の事にして、現身にはあらず、大物主と申すは、現身の御名には非ず、大三輪に坐御靈の御名なるに、此に此御名を以て云るを以ても、現身に非ることをしるべし、)

乃隱也。故隨白而

此七字は、今己が補へたるなり、然補ふる所以は、まづ如此白而と云までは、大國主、神の上より云る語、次に於出雲國之云々よりは轉りて、天神御子の詔命以此、神を祭らしめ賜ふ方より云る語なり、凡て然此と彼との事の轉る際には、必語の界限あることなるに、此は本のまゝにては、此間に其界限なきが故に、如此之白而於出雲云々と、獻天之眞魚咋也と云るまで、一續になりて、皆大國主神の爲たまふ事になりて、理かなはざれば、如此之白而の下に、必此より彼へ轉る界限無くてはあるべからざればなり、さて其處に必有べき語を考へ求るに、書紀に言訖遂隱、於是云々とも、また吾將自此避去、即躬被瑞之八坂瓊而長隱者矣、故云々ともあるに依て、乃隱也の三字を補へて、大國主神の上より云語を結終て、界限とはしつ、さて如此之白而と、隨白而と、下の二字の同じきがまぎれて、其間の字どもをも脫しつることを思ひ得て、下の四字をも補へつ、此記の例、隨と云處、多くは下に而字あり、故隨詔命而云々などあるごとし、

於出雲國之多藝志之小濱。造天之御舍。〈多藝志三字以音〉而。水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫。獻天御饗之時。禱白而。櫛八玉神化鵜。入海底。咋

神御子に歸順奉仕る諸神を、ひろく指て云なり、(上の百八十神を指るが如くなれども、若然らば、其神之とあるべきにたゞに、神之とあるは、然にはあらず、)尾前は、前後(俗に跡前といふも同じ、)と云むが如し、後世の軍陣などにも、先鋒殿後をば、重き任とするが如く、此事代主神渠帥として、諸神に前にたち、後にたちて、天神御子を守護奉仕らむとなり、書紀天武卷に、高市社に坐事代主神と、牟狹社に坐生靈神と二柱高市縣主許梅に著て、吾者立皇御孫命之前後、以送奉于不破而還焉、今且立官軍中守護之、と詔へることをも思合すべし、(是に立皇御孫命之前後とあるによらば、此の神之御尾前も、即天神御子の前後といふことかとも見ゆれども、さには非ず、彼前後は、事代主神と生靈神と二柱、前と後とに立たまふ由なるべし、)此神後世まで、神祇官の八神の列にも入て、祭られ奉り賜ふも、全天皇の大身を守護奉りたまふ由緣なり、猶是等のことは、上(傳十一事代主神の條下)にも委く云るが如し、さて此事代主神も、現御身は、既に隱坐つれば、此より後御守護となりて、奉仕り賜むとあるは、御靈なることと、自明らけし、○違神者非也とは、僕子等百八十神の中に、一柱も違ひて背き奉るはあらじとなり、百八十神者と云を此に係て見べし、非は不有の意なり、此まで大國主神の白したまへる語なり、さて書紀には、此時に乃以平國時所杖之廣矛、授二神曰、吾以此矛卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安、と申賜ひしこと、又一書に、乃薦岐神於二神曰、是當代我而奉從也、など云ことあり、(岐神のことは、此卷の上にいへり、)また是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市帥以昇天陳其誠欵之至ともあり、(こは既に長隱とある次文なれ

御神と須佐之男大神とも、又顯國と黄泉國とに相分れたまひ、今又各其御子孫相分れて、終にかく顯と幽とを所治食すべく、永く定まりぬる、其間の種々の事皆、顯と幽と相交りて、幽より顯を助け成就り、これかの御禊段にも委曲に云る如く、善は惡より生る理りを、終始をよく考へわたして曉るべきなり。）されば此世間にありとある幽事は、悉に此大神の所知看すことぞかし、さて如是隱坐は現御身のこと、上に僕住所者云々とあるは、此國に留めたまふ御靈の、鎭坐む處を云なり、此差別よくせずは混れぬべし、凡て神代の事は、此現身と御靈とのことを、只一さまに云傳へたる（これ上代の意なり）故に、まぎらはしきこと多かり、（伊邪那岐大神の御事を、書紀に、登天報命、仍留宅於日之少宮とあるは、現御身の御事を申し、構幽宮於淡路之洲、寂然長隱と申し、又此記に、坐淡路之多賀と申せるなどは、皆御靈の鎭座を云、又須佐之男大神、現御身は根國に就て、御靈は、出雲の熊野に坐たぐひ、猶おほきを思ふべし。）○百八十神は、毛々夜曾賀微と訓べし、（毛々麻理夜曾とよむはわろし、千五百なども、知麻理伊保とは云ぬがごとし。）此大神の御子等、百柱に餘りて、なほ數十柱坐けるなるべし、（凡て物の數の多きことを、大凡に云ふ、八と云、五十、八十と云、百、百八十、五百、八百と云、千、千五百、八千と云、萬、八十萬、八百萬、千萬と云、いづれも漫にいへるには非ず、其量々に從ひて云るなり。）書紀には、大國主神、其子凡有一百八十一神と見えたり、出雲風土記に、百八十神等集坐云々とあるは、只多くの神たちと云ことなり、又書紀雄畧卷に、百八十種勝部、欽明卷に、天地社稷百八十神、推古卷に、百八十部、皇極卷に、百八十部曲などあり、これら百八十と云る例なり、○神之御尾前、神は天

が如し、これもその音便濁よりうつりて、ねもころのときも濁るは、ひがことなり、此にて波牟倍流をも准へ知べし、さて續紀宣命などにも、侍と云ふこと多し、みな佐母良布と訓ても波閇理と訓てもよろし、）さて今此神の如是白したまふは、遠き黄泉國に隱れながらも、なほ天神御子の大御前に伺候居る心ばへにて、遙に守衛奉らむの意なり、（中昔の言に、たゞ隱て在むといふことを、隱て侍らむと云とは異なり、）續紀十七詔に、御世御世爾當天、天下奏賜比國家護仕奉流事乃、勝在臣多知乃侍所爾波、置表氏、與天地共、人爾不令侮、不令穢、治賜部止宣、とある侍所は、其墓を云にて、此も意ばへ同じ、さて又書紀に、時高皇產靈尊乃還遣二神、勅大己貴神曰、今者聞汝所言、深有其理、故更條々而勅之、夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可以治神事云々、於是大己貴神報曰、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事、とある、治幽事も、此侍ふてふ言の中にこもれり、（幽事は此上文に神事とあると一事にて、神事は、言のまゝに書る字、幽事は、意を以書る字なり、故二共に加微碁登と訓べし、書紀舒明卷に、幽顯とあり、此訓を以て、幽事をかみごとゝ訓べきことを思ひ定めよ、さて今より皇孫の所治食すべき顯露事とは、即朝廷の萬の御政にて、現人の顯に行ふ事なり、幽事はそれに對ひて、顯に目にも見えず、誰爲すともなく、神の爲したまふ政なり、凡て此世にあらゆる事は皆、神の御心もて爲たまふなれども、其中にも、姑現人の爲す事に對へて分て、神事とはいふなり、さて今此大神の、其神事を掌り治めすも、即皇朝の大政を、幽に助奉りたまふなれば、侍はむと云に、其意はこもれりと云なり、抑始に伊邪那岐大神と伊邪那美大神と分れて、顯國と黄泉國とに歸し、其御子天照大

意にて、凡て君の御前に在るを、佐母良布と云なり、玉垣宮段に、登岐士玖能迦玖能木實持參上侍、若櫻宮段に、政既平訖參上侍、穴穗宮段に、先日所問賜之女子訶良比賣者侍、萬葉二（三十五丁）に、雖侍候佐母良比不得氐、廿（三十四丁）に、佐毛良布等和我乎流等伎爾などあり、（さて此より轉りて、後には、侍ひ居る人を指ても侍といひ、又侍ふ處を指ても侍と云り、さて又君の御前に在るを云より轉りて、たゞ對ふ人を敬ひて云語にも、己がうへの事には、凡て添言ことゝなれり、たとへば、見るを見侍ふ、聞を聞侍ふと云が如し、さて此言は、もと佐母良布なるを、中昔よりは佐牟良布と云、又かの添て云辭の侍ふをば訛て、佐宇良布と云、又約めて曾呂とも云は、いよ〳〵俗し、さて又波牟倍理と云言あり、波倍理とも云り、是も佐母良布と全ら同じさまに用ひて、もとより言の意も甚近し、故同く侍字を書なり、但昔より佐母良布には、侍字をも候字をも書を、波牟倍理には、侍字をのみ書て、候字を書ことなし、これ波牟倍理はたゞ、貴人の御前に在る意のみにて、伺ふ意はなき故にやあらむ、さて此言の意は、匍匐在と云ことなり、俗言に匍屈居と云に同じ、萬葉二に、埴安乃御門之原爾云々、鹿自物伊波比伏管云々、鶉成伊波比廻雖侍候、三に、四時自物伊波比拜、鶉成伊波比毛等保理、恐等仕奉而、又十六、自物膝折伏云云、などあるを以て心得べし、されば、もとは、倍は清音にて、波閇理なり、三代實錄貞觀十二年の宣命に、大法師平勢、今身沉重病天、起居失便天波部利云々とあり、後に音便にン。を添、ン。の添るから、閇をも濁れるを、ン。を添ずして云ときも、なを濁るは、音便濁より移れるものなり、凡て音便のン。の下は、清音をも濁る例なり、ねもころを、後に音便にてねんごろと云ときは、ごを濁る

涅とあり、（この涅字を、ヂの假字として訓むは非なり、デの假字なり、）手は道なり、（弖と知とは通音なり、）萬葉に道之永手と多くよめると、道之長乳齒神と申す御名とを合せて、永手は永道なることを知り、又此の手も、道なることを曉るべし、萬葉一（二十九丁）に、川隈之八十阿不落、二（十九丁）に、百不足八十隅坂爾手向爲者、過去人爾蓋相牟鴨とある、隅坂も、隅路の誤なりと師は云れし、信にさぞあらむ、（此歌は殊に此に由ありて聞ゆ、こは人の死たる時の歌にて、八十隈路は、黄泉路をいへるなればなり、）さて八十坰手は、八十と多くの隈々を經行て、甚遠き處と云るにて、其心ざしたまふ處は、即黄泉國なり、（八十坰手と云と、かの堅洲國底國など云名の意とおなじ、其名義は、上にいでたり、）抑此神は、須佐之男大神の御子孫と坐て、中ごろ一たび其大神の坐黄泉國に往坐しに依て、大なる功をたて、天下を經營たまへりしこと、上段々に見えたるが如くにて、今此御國を天神御子に避奉て、又終に其國に隱坐こと、深き理あるかも、事代主神の海底に隱たまふも、其とは云ざれども、同く黄泉國に隱たまふものなり、〇隱而は、顯國を去て、黄泉國になり、（海島に隱居し給ふをいふなど、云るは、漢意にて非なり、）〇侍は、伊母良比那牟と訓べし、佐母良布は、佐は眞の意、母良布は母流を延たる言にて、母流とは、何事にまれ心をつけて、伺ひ考へ居るを云、（つねに物を守ると云も、又人目をもるなど云も此意なり、又目をつけて物をつく〴〵と見るを、まもると云も此意なり、又候風などいふも、泊舟の、よき風を待伺ひ居るを云て、同意なり、）されば仰せ賜ふ事などあらば奉らむと、伺ひ居る

枕詞にて、玉鉾之御路と云と同くて、知てふ言にかゝるのみなり。）これらを思ひ並べて考ふべし、さて今大國主神の、己命の御舍の構を、かくの如く乞たまふは、專御膳の事につきてなる故に、（次文に、櫛八玉神爲膳夫云々の事以て考るべし。）其御厨の構をしも乞たまふなり、然れば天津日繼所知とあるも、かの日給の稻以、炊き料理る御膳を所聞食す、其御厨の如くに、と云意につゞけること明けし、（天慶六年日本紀竟宴、得大鷦鷯天皇、師輔公哥に、大鷦鷯、須女羅賀與々利、多津氣敷里、阿麻能比都幾仁、裳江萬散留賀奈、これに烟に天之日嗣のことをよみたまへるは、古意を知てよみたまへるか、おのづから合へるか、いづれにまれ、右に云る日嗣の考へに由あり。）又其御厨の中にも、彼炊烟の騰る處を重くする故に、分て天之御巢を云なり、さて殊に天神御子之御巢の如くにと乞白したまふを思へば、其構の狀、必凡人の家のとは、異なることあるなるべし、又中卷玉垣朝段にも、此出雲大神の御喩言に、修理我宮如天皇之御舍者、御子必眞事登波牟とあり、此段と合せて思ふに、必深き所由あることなるべし、○治賜者、治と云ことの意は、上に治我前者、とありし處（傳十二幸魂奇魂の段）に云るが如し、○百不足は、八十と云む料の枕詞にて、其由は冠辭考に見ゆ、○八十坰手、坰は隅なり、此記には多く此字を書り、（坰字に、久麻と云べき意は見えず、爾雅に、林外謂之坰、とある、これらの意より久麻に用るか、中卷に硘とも作り、硘字にも久麻の意は見えず、若は回字に、此方にて土偏石偏を加へたるには非るか、さる例もあることなり、又坰は回と同じことにて、回と字樣の似たる故に、誤て回字の意にて用ひ初たるか、なほよく考ふべし。）書紀に、百不足之八十隈と書て、隈此云矩磨

美を略く例あり〕其故は、先古へも今も人の家の富ることには、炊烟の繁く起由を云、貧きことには、炊烟の發ぬ由を云こと、下巻高津宮段に、於國中烟不發、國皆貧窮云々、於國滿烟、故爲人民富、などあるが如くなれば、炊烟の稠く發ことを祝て、即富足と云ならはしけむ、然れば此は、炊烟の繁く立登る天之御巣と云ことならむか、上代には、此炊烟の騰る處を重くしける故に、然富足てふ祝言もあり、又今此にも、其事を主と云なるべし、明宮御宇天皇の御歌に、毛毛知陀流、夜邇波母美由、とある、知陀流は、此の登陀流と同くて、こは富を切て知と云ならむ、〔百千足の意にはあらず、〕然れば繁く烟の發騰る、百の家庭の所見る由なり、〔又烟の繁く立を見たまひて、富足れりとおもほす意とせむも同じ、〕又大殿祭祝詞に、此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美、下津綱根、波府虫能禍無久、高天原波、青雲乃靄久極美、天乃血垂、飛鳥乃禍無久とある、血垂も同じ、但し此はやがて彼烟の騰る處の名にして云るなれば、知陀理と訓べし、〔今本も然訓り、彼登陀流天之御巣と云をつゞめて、直に天之知陀理といへるなり、〕飛鳥乃禍とは、此血垂の處は、屋を葺遺して開たる故に、虚空高く飛鳥の、或は毒物にまれ何にまれ、咋持來、又は糞などにまれ、竈上に墜しなどすることのあらむを云なるべし、〔師の祝詞考の此血垂の説は、いみしき誤なり、彼文をよく見よ、御殿の下方と上方とを相對へてつゞれる文にて、底津磐根乃極と、高天原云々極とを對へたれば、其次の下津綱根に對へたる天之血垂も、必御殿の上方、屋根なる所を云ること、明けきものをや、〕又書紀神武巻に、細戈千足國とある、千足も同じことにて、炊烟の繁く起て富足國なり、〔彼毛毛知陀流云々てふ大御歌と思合すべし、細戈は

天津日繼知食と申せば、即天下知食御事にもなれるなりけり、(天津日繼とのみ云て、所知食といはず、又日嗣御子なども申すたぐひは、普く云なれて、やゝ後に所知食と云ことを略けるものか、此事はなほ疑はし、但し此記には、此言四處に見えたる、皆所知とあり、)さて今此に、登陀流云々へ連きたるは、下に委く云如く、御膳の事によれゝは、即彼日大御神の給寄し賜ふ稲以て炊く御膳を所知食む、其天之御巣と云意に云るなり、(もしたゞ天下知食御位のことゝせば、此には必しも用なき言なり、たゞに天神御子之登陀流云々、とのみ云てありぬべし、)○登陀流天之御巣とは、たゞ御殿を云にやと、前には思ひしかども、然には非ず、下に同言のあるに、凝烟のことを云るに就て、熟思ふに、此は御庖廚の(俗に云御臺所なり、)竈所の上の、炊烟の發騰る處を云なり、其構は、上代のは如何にありけむ、知難けれど、御巣とあるに付て、推て心見にいはゞ、烟を出さむ爲に、竈所の上の屋を、いさゝかばかり葺遺して、窓の如く開たる處ありしにや、さて其處は蘆葦の露れたれば、簀なる故に、(凡て竹などを編ならべて、間の透たる物を簀と云、簾なども其意の名なり、)御簀とは云か、(巣は借字)又天之と云は、今世に、竈上の炊烟のかゝる處を、阿麻(尼の音の如く呼ぶ、)と云ば、其にや、躰源抄に、昔日吉行幸の時に、鞨鼓の筒を社頭にて失ひて、二十餘年を經たりける後に、大津の邊にて、これを求出したることを云る所に云、あまと云物にさし上てありければ、すゝばみたりけれども、いさゝか不損なりと云り、(故例の如く阿米乃とは訓ずして、阿麻乃と訓つ、されど又例の格の天之と見むもあしからじ、)さて登陀流はいと〳〵心得がたきを、例の强て云ば、富足の意ならむか、(富は

御都岐物にて、(みつぎ物を平兼盛集の歌に、ひつぎものとよめり、さて御都岐物の都岐も、供給の意なり、今の俗言に、人に物を美都具といひ、又物を都々久流と云も、本同じ、さて給とは、上たる人より、下なる者に賜ふに限れる如く思ふめれど、さに非ず、下より上へ奉るにもいふ故に、朝廷に奉進るをも、美都岐とは云なり、)是即天照日大御神の、天皇に給寄し賜ふ物なり、さて其種々物の中には、稻を主とせり、其由は書紀に、天照大神又勅曰以吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒、とある是なり、さて康治元年大嘗會中臣壽詞(康治は後世なれども、文は古文なり、台記別記に載れり、)に天津御膳遠、長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁、瑞穗遠平介久、由庭仁所知食止事依志奉氐、天降坐云々とあると、大殿祭詞に、皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐氐、天津日嗣乎、萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗國乎、安國止平氣久所知食止、言寄奉賜比氐、とあるとを(萬千秋云々は、もはら稻に係て云る由は、前に委く解るが如し、さて天津日嗣乎萬千秋云々とつゞきたるは、全天照大御神の給寄し賜ふ大八洲國の穗稻を、萬千秋に所知食との意なり、かの中臣壽詞は、大嘗につきて申す故に、由庭仁所知食といひ、大殿祭は、天下知看す凡ての御上にて申ゆゑに、瑞穗國乎所知食と云る、共に其指物は、同稻穗にて、其中に主とし首とするは、齋庭の穗なり、故書紀に彼勅には、主とし首とする齋庭之穗を詔ひ寄して、其中に、天下の百姓の奉貢る稻、又種々の御調物も、みな兼含みたり、)合せ考へて、日給の意を思ふべし、前にも云る如く、皇御國は、稻に殊なる深き所由ありて、右の如く大御神の嚴重き大詔も坐て、後世に至るまでも、萬の政の有るが中にも、大嘗を又なき大事としたまふものぞ、されば

更且還來は、信濃より出雲になり、○二神は、此は布多理と訓べし、次なるも同じ、○勿違、勿字は、記中何處にても、不字と同格に用ひたる例なる上に、此前後三處にみな不違とあれば、此も必多賀波士と訓べし、○汝心奈何、初に如此問たまひし時に、僕者不得白云々とありて、自の御答へは未有ざる故に、又かく問賜ふなり○僕之不違、之字は、亦の誤ならむと師は云れき、又、字にてもあらむか、如何まれ必阿禮母と訓べき處なり、○既は、常に言とは異にして、此は悉皆と云意なり、此記、序に、已因訓述者詞不逮心と云ひ、萬葉十七（十三丁）に、天下須泥爾於保比底布流雪乃とよめるなども、皆其意なり、又書紀繼躰卷には、全字を須傳爾と訓るも同意なり、（既字もと本義は盡也と注せり、春秋などに、日有食之既と云る類なり、然れば須傳爾と云言に、此字を當たるも、もとは盡の義によれるにや、）○唯とは、天下は悉く獻む、其中にて唯なり、（かくて後、世の文に多陀志と云意におのづからかよへり、）○仕所は、師の須美加と訓れたる宜し、所字即加の意なり、○天津日繼、萬葉歌には、安麻能日繼ともよめり、此は天津日大御神の大御任を受傳坐て、其大御業を嗣々に知着す由の御稱なり、天武紀に、皇祖等之騰極とある處に、古云日嗣也と註せられたり、（書紀などには、漢國にて天子と云者の位のうへに用る字を書るをば、凡てみなアマツヒツギとよめり、）さてこの御位を嗣たまふべき儲の皇子を、日嗣御子（皇太子の字を當つゝと申し奉るなり、かくて右の意は必動くまじく、誰も然思定めてありぬべき物なれど、今此段に就て、別に今一の考あり、繼は（借字）給にて、天津日大御神の給寄し賜ふ物を、受納知看すを天津日繼所知とは申すか、給寄賜物とは、即天下の百姓の奉進る諸の

由ある神と聞えたるに、式にも載ず、凡て古書に見えざれば、此說信に然もありなむ、さてその戶隱を、手力雄神なりと云傳へたるは、此建御名方神も、千引石を手末に指擧ぐばかりの手力有し神にし坐ば、手力雄にまぎれけむも由あり、凡て戶隱社は、中昔より、例の佛ざたのみ主となれゝば、本の神名も神號も失ひつるなるべし、）○大國主神之命、事代主神之言と、父には命、兄には言とあるは、本よりの語に差ありしなり、○隨天神御子之命獻、建御雷神いまだ此神には、詔命を宣聞せ賜ひし事は、上に見えざれども、そは上文に讓りて、略ける物にて、實は既に此神にも宣聞せ賜ひしなるべし、故今如此白し賜ふなり、○書紀に、此建御名方神の故事をば、略き棄て記されざるは、いかにぞや、

故更且還來。問其大國主神。汝子等事代主神建御名方神二神者。隨天神御子之命勿違白訖。故汝心奈何。爾答白之。僕子等二神隨白。僕之不違。此葦原中國者。隨命既獻也。唯僕住所者。如天神御子之天津日繼所知之登陀流（此三字以音下效此）天之御巢而。於底津石根宮柱布斗斯理（此四字以音）於高天原冰木多迦斯理（多迦斯理四字以音）而治賜者。僕者。於百不足八十坰手隱而侍。亦僕子等百八十神者。卽八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者。違神者非也。如此之白而。

名方富神に位を進めたまふことの見えざるは、脱たるなり、諏訪神に正三位を授奉りたまふこと此上に有るべし、又彦及二字は、前八の誤か、はた錯亂脱字あるか、）同三年八月、從三位建御名方、八坂前富命神、祝、預於把笏、（此にも諏訪神の祝のことを見えざるは、其祝は本より把笏せしなるべし、又前富は、方字下に在しが、下上に亂れて、下にうつり、刀賣とまぎれつるなるべし、）三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、奉授信濃國正三位勳八等建御名方富命神從二位、從三位建御名方富命前八坂刀賣命神正三位、（これに從二位を授奉りたまへるは、諏訪神なり、文德實錄に、此諏訪神の正三位になり賜ひしことの脱たること、此にもと正三位にて坐るよし見えたるにて知るべし、さて諏訪神に建と云ること、前に例見えず、さて又從三位建御名方富命とあるは、水內神なり、前八坂刀賣命とあるは、諏訪の后神なり、）同年二月十一日、授信濃國從二位勳八等建御名方富命神正二位、正三位建御名方富命前八坂刀賣命神從二位、同九年三月十一日、信濃國正二位勳八等建御名方富命神進階從一位、從二位建御名方富命八坂刀目命神正二位とあり、（右續後紀文德實錄三代實錄などに載れる、諏訪神と水內神と神號同く、又諏訪后神は、何所にても水內神と引連けて擧られたる故に、彼此まぎらはしくして、位階をもひが心得せる人も有る故に、今委曲にしるし明らめつ、）さて水內社は、右の如く、古は諏訪社に並ぶばかりの名神大社に坐しに、今世に其社のさだかならぬは、甚いふかしきわざなり、（式內といへども、小社は後世さだかならず、絶たるも諸國に多かれど、さすがにかばかりの大社の、其と知れぬは無きことなり、或人、戸隱明神ぞ水內社なるべきと云り、今思ふに、戸隱も、さばかり

に暫くかくれ居たまひし處にもやありけむ、さて竟に伊勢をも攻られて、信濃へは去り賜ひしなるべし、伊勢津彥若風土記に云る如く、神武天皇の御世の神にて、建御名方神とは別ならば、信濃國に必伊勢津彥神社あるべきに、古より其社はなくして、風のことは傳ありて、右の如く、持統紀を始めて、此彼諏訪神によれり、又今伊勢外宮のわたり、かの高倉山のつゞきなる高神山と云に、客神社とてあるは、建御名方神を祭れりと、神宮の書にあり、此外に伊勢津彥の社とては、伊勢にもあることなし、そのうへかの風土記の文に、天日別命問曰、汝國獻於天孫哉、答曰、吾覓此國居住日久、不敢聞命矣、天日別命發兵欲戮其神、于時畏伏啓云、吾國悉獻於天孫云々と云るあたり、此の段の、建御雷神と御名方神との事に全ら同きをも思ふべし、さて諏訪社を伊勢津彥神なりと云說も、既くよりあるは、御名方神の一名と見るときは、よく當れり、もし神武天皇の御世の神にて、御名方神と別なるときは、此說妄なり、）續後紀に、承和九年五月、奉授信濃國諏訪郡无位勳八等御名方刀美神從五位下、（是諏訪社の主神にて、今上諏訪と云社これなり、）同年十月、奉授信濃國无位建御名方富命前八坂刀賣神從五位下、（此建御名方富命は、水內郡の社なり、八坂刀賣神は、諏訪社二座の內の一座にして、御名方富神の后神にして、今下諏訪と云是なり、前とは、諏訪御名方富神社の前の神と申すことなり、前のことは、上傳十二幸魂奇魂の段吾前の條下に委く云るがごとし、）文德實錄に、嘉祥三年十月、御名方富命神、健御名方富命前八坂刀賣命神、並加從五位上、仁壽元年十月、進信濃國建御名方富命、彥及坂刀賣命等兩大神階加從三位、（此に水內神と諏訪后神とに位を進めたまふことを載せて、諏訪御

の神名には健字無くて、水内の方にしも此字あるも、いかなることにか、さて右の持統紀に、龍田風神と一度に御使を遣して祭らせ賜ひしを思ふに、此信濃の二柱も、龍田と同く、風の御祈のためにぞありけむ、此神に風をしも祈らせ賜ひけむ由縁は、清輔主の袋册子に、信濃なる岐蘇路の櫻咲にけり、風の祝にすきまあらすな、と云俊頼主の哥につきて、是は信濃國はきはめて風早き所なれば、諏訪明神の社に、風祝と云物を置て、春の始に深く物に籠居て祝して、百日の間尊重するなり、さて其年凡そ風靜にて、農業のため吉なり、それにおのづからすきまもあり、日光も見せつれば、風をさまらずと云其意なり、と云る說は、いかゞあらむ知らねども、いかさまにも風に由あることは、古く云傳へけむ、又神名式に、水內郡に風間神社と云もあり、さて又伊勢國風土記に、神武天皇中州に入坐ころほひ、天日別命を遣して、伊勢國をうしはける伊勢津彥と云神を、言向しめたまふに、伊勢津彥始は詔命に服ざりしを、日別命軍を興して攻ければ、つひに伏ひて、其國を避奉る時に、大風をおこし波をたてゝ、信濃國になむ遷り住ける、神風の伊勢と云は、此由なりと云ことあり、今思ふに、此伊勢津彥と云は、建御名方神の亦名にて、右の故事は、即建御雷神の、建御名方神を攻追ひたまへる此段の事なるを、神武天皇の御世の事とせるは、傳の誤なるべし、そは神武天皇の御歌に、神風の伊勢と云ことの始めて見えたるより、傳へ誤れるものなるべし、建御名方神を、伊勢津彥とも申せしは、伊勢國をうしはき居たまひしなるべし、さて建御雷神に攻追はれて、逃たまふ時も、其由あるを以て、まづ伊勢へ逃賜ひしなるべし、高倉山の岩屋は、伊勢津彥の住りし跡なりと、神宮の書どもに傳へたるは、此時

は此木によりての名なるべし、）○洲羽海、洲字、舊印本延佳本共に州と作るはわろし、今は一本に從ひつ、洲羽は、和名抄に、信濃國諏方（須波）郡（方字訪ともかけり、）是なり、續紀に、養老五年六月辛丑、割信濃國、始置諏方國、天平三年三月乙卯、廢諏方國、幷信濃國、とあり、かゝれば古へは、一國にもすばかり廣き名なりけむ、名義未考得ざれども、嘗にいはゞ、須夫麻理の意にもやあらむ、（夫麻を切れば婆なるを、清音に轉し、理を省けるなり、）すぶまりはすぼまりにて、上の鼠段にも、すぼきことを須夫須夫と云り、）其由は此次の詞に見ゆ、海は湖なり、凡て古へは湖をも、（某湖とはいはで、）たゞ某海と云る例なり、さて此に洲羽とのみは云ずして、海としも云るは、道のある限りは逃賜ひつるが、此湖の岸に至りて、終に道絶て、逃べきすべなく窮れる由にて、迫到と云る、即其意なり、（凡て世牟留は狹むるなり、世麻留は狹まるにて、自と他とを云差のみなり、）かゝればかの須夫麻理も、此神の追迫られて、此處に窮まり賜へる由の名にもやと思ふなり、○恐、これも上の恐之此國者云々とあると同意にて、隨天神御子之命獻と云處へ係れる言なり、（莫殺我と云にかけては見べからず、）○除此地者云々、かく白賜へりしまゝに、つひに此洲羽に鎭坐て、神名帳に、信濃國諏訪郡南方刀美神社二座（名神大）とある御社是なり、持統紀に、五年八月己亥朔辛酉、遣使者、祭龍田風神信濃須波水内等神、とある、水内神は、帳に水內郡健御名方富命彥神別神社（名神大）とある是なり、社號に依れば、此も同神なり、（同郡に、美和神社伊豆毛神社なども坐なり、さてかく諏訪の外に別に水内社ありて、其に名神大社に坐は、如何なる由縁にか、彥神別と申す號も、ゆゑあることなるべし、又帳に、諏訪

はかなはず、都加牟は、荒く捉を云言にて、此にてよく叶ひ、字義にもたがはずなむある、都加牟てふ言は、萬葉四の四十五葉十六の十五葉などにも見ゆ。〕〇投離者は、上に蹶離遣とあると同じさまなり、〔師は那宜佐久禮婆と訓れつれど、例のわろし。〕〇追往は、御名方神、此力にいよ〳〵驚き懼れながらも、猶逃遁れて、服從ざるが故に、追往たまふなり、〇迫到の下に、舊印本に神字あり、そは於の誤ならむと、師の云れしさることなり、舊事紀に即其字なり、されど記中到某處とある處、多くは此助字無き例なり、故今は延佳本又一本に無きに從ひつ、〇科野國、齊明紀にも此字を作り、名義は、山國にて級坂ある故の名なりと師說れき、其說なほ冠辭考〔云なざかる、又云なてるの條〕に見えたり、〔此國にはなほ倉科穗科御科仁科蓼科など、志那てふ地名いと多かり、又一說には志那と云木あり、古いはゆる栲これなり、其皮云な〳〵しき故に、志那とは名くるなるべし、又其皮色白ければ、志那は志良なりとも云り、さて此木の皮をはぎて、木綿に作り、衣衾などにもし、紙にもせしを、此信濃國に生るは、殊に色白くて名產なり、神樂哥にも、木綿造る科の原と見え、又諏訪神社の御裝束、鎧のおどし馬の餝船の綱などにも用ふ、然れば科野てふ國名も、此木より出たるなり、今も級布紙布藤布多布布などを出し、更級郡などは、殊に栲を多く出して名產なり、右の多布布と云も、栲皮にて織れる布なれば、多布は多久の訛なるべしと云り、今思ふに、此說もかた〳〵由ありて、捨がたし、栲を志那と云ることは、古書に見えざれども、こは此國の方言にても有ぬべし、又神樂哥に、木綿造云なの原とあるも、國名とは聞えざれば、木綿を造る此志那の木の生たる原なるべし、よし又地名にまれ、なほ本

は、初に建御名方神まづ、建御雷神の御手を取むと乞て、取つる如くに、建御雷神もまた、御名方神の手を取むと乞賜ふを云、歸とは、凡て彼方より爲し如くに、又此方よりも爲るを云なり、○若葦は、易く所摧る物の譬なり、葦は竹などの如くは、牢からぬ物なるに、若きは殊に脆ければなり、(御名方神の手は、千引石を擎ぐばかりの力あるを、如此云る、建御雷神の手力のほど知べし、)○搤批、批字、延佳本又舊事紀、又此記中卷日代宮段、(持捕搤批とある處)、いづれも批と作り、故字書どもを考るに、(搤は、說文に捉也、廣韻に持也と注し、又握也とも注せり、さて批は、說文に手擊也、史記孫子傳批亢、註批相排批也と注し、批は、說文に捽也、廣韻拏加人也、張衡西京賦批猛狻、註に搏撮猛獸貌、又音紙與抵同、など、注せり、さて批字、說文に捽也とある、捽は、同書に持頭髮也、廣韻手持也、前漢書、金日磾傳、捽胡投何羅殿下、註に胡頸也、捽其頸投殿下也と注し、又拏也と注せり、拏は增韻に攫也と注せり、)何れにても通ゆる中に、批ぞ今少し此にはよく叶へれば、今は舊印本又一本に依て、此字と定めつ、(但し古き漢籍に、搤批とも搤批ともつゞきたるあらば、其に依るべし、そは己未見あたらぬ故に、右の如し、)さて訓は都加美比志岐弖と訓べし、如取若葦と譬へたれば、必比志岐など、云べき處なり、二字共に比志具と訓べき義は、註には見えざれども、必然る勢はある字なり、(強て字注の義によらば、二字を登理氐などと訓べけれど、さては此處のありさまに叶はず、又延佳が爾岐理宇知弖と訓むも非なり、爾岐留と宇都とは、連ねて言べき言に非ず、又師は爾岐理比志岐氐と訓れき、搤字に握也とも注あれば、此訓一わたりはさもと聞ゆれども、爾岐留とは、何となく捉ことに用ふ言にて、此の勢に

るは、上代の意に非ず、ひがことなり、又師は、二の取成を、登流那須と訓て、成を如しの意とせられき、此も終には同じこゝろばへに落めれど、然ては二の物譬になる故に、誤なり、其故は、劒、及は譬にも云べけれど、立氷は譬に云べき物に非ず、そは如何なる意の譬とかせむ、いと心得ず、且前々にある取成の例にもかなはず、かた〴〵ひがことなり、此も如くを那須と云を、ひたぶるに古言として、此辭をあながちに好まるゝより出たるものなり、○退居は、志理曾伎袁理と訓べし、曾伎は遠離ることなり、(登保曾伎ともあり、)下巻高津宮段黒比賣歌に、曾岐袁理登母とあり、さて後方へ曾久を、志理曾久と云故古より退字を然訓り、(師は此をもたゞに曾伎袁理奴と訓れつれど、なほ此は志理曾伎と云べき所なり、)さて居は、此は語の終なれば、袁流とこそ訓べきに、袁理と訓むは如何と、後世の心には思はるべけれど、居は、有と同格に活用言にて、語の終にても、袁理と云なり、(袁流と結るは、上に曾又は夜など云辭のあるときのことなり、有も同じ、)古今集小町歌に、胸走火に心燒袁理、(萬葉十六に、婆羅門乃云々、幡幢爾居、これも古言をよく辨へて、袁理とは訓り、)土佐日記に、黒鳥といふ鳥、いはのうへにあつまりをり、竹取物語に、かたぶきをり、又うなづきをり、又ねむりをり、伊勢物語に、男弓やなぐひを負て戸口にをり、さりともと云々と思ひをり、源氏物語玉葛、巻に、額に手をあてゝ念じ入てをり、又さらに手をはなたず、おがみ入てをりなど、此餘も多し、(又右に引る黒比賣、歌、又其同段の八田、若郎女の御歌にも、比登理袁理登母とある、此等も後世の心には、袁流登母とあるべく思はるゝを袁理登母とあるは、有と同活用にて、阿理登母と云と同格なればぞかし、)○乞歸と

右手とかと思ふ人も有べけれど、さにはあらず。）さて先立氷に成せるは、後に劒刄に成さむとての下形なり、立氷の狀劒に近きが故ぞ、（なほ精くいはゞ、氷は寒冱て握り難き意もあるべし。）さて劒刄に成せるは、手觸難からしめむがためなり、故劒とのみは云ずて、刄と云り、心をつくべし、（氷は寒冱ながらも、なほ強ては握るべきを、劒刄は更に手觸べきに非ず、これ前後の序の意なり。）さて此は建御名方神の、自の心より如此變化るにはあらず、建御雷神の、例の奇く靈き德を以て變化て、御名方神を威せる所爲なり、（上の劒鋒に趺坐たると同じ意なり、此神は元より劒の御靈に坐ば、皆由緣あることぞ。）御名方神は、たゞ己が絕れたる力を以て、此御手を取挫ぎもしてむ物と思ひて、握つるは、思ひの外の物に變化て、（或人是を疑ひて云く、取成とは、御名方神の、みづからの心より成せるを云べし、思ひの外に然成れるならば、立氷に那理、劒刄に那流とこそ云べけれ、那須は令成にて、心もて然するを云言なり、いかゞ、解て云く、此疑一わたりいはれたり、されど如此せむと思ひてすることの、さはならで、思ひの外なるさまになるをも、那流とは云はで、那須と云たぐひ常に多し、其例を一ついはゞ、古哥に、夏虫の身をいたづらになすことも、一つ思ひによりてなりけりと云るも、自身をいたづらになさむと思ひてなすには非ず、その思の外なれども、火に入るが心からなる故に、其火にていたづらになるをも、那須と云り、されば此も、建御雷神の御手を握が、御名方神の心にて、握なれば、立氷になり劒刄になれるをも、那須とは云なり、此處よくせずは混ひぬべし。）さらに手觸がたき故に、驚き懼れて退けるなり、（谷川氏が、立氷劒刄若葦等、此蓋其手術名、乃角力之濫觴也と云

(佐良婆參らう、佐良婆始めう、など云たぐひなり、又此を佐阿とも云り、佐阿は佐波なり、佐は志加の切りたるなれば、これら皆然者と云におなじ、) 是も言以行ば上を承る意あり、誰ぞ云々と云るは、咎めて故らに不明めきたるものにて、其は、我國を取むとて來つることこそ安からねと、怒れるより云るなれば、其心を以て、然我國を取むとならばと云意に落めり、(俗語の佐良婆も承る意あり、事を始めむとするきはに云は、其事を始むべき構も、今はと、のひたる意を承て、然らば始めむとは云なり、還去むとするきはに云も、今は言べきことも言終り、爲べきことも爲をへて、還るべきになれる意を承て、然ばかへらうとは云なり、) ○欲爲力競は、知加良久良辨世牟と訓べし、(欲字牟と訓て宜きよし、首卷にいへり、) 書紀垂仁卷に、何遇強力者、而不期死生、頓得爭力焉、字鏡に、捔以力相爭也、知加良久良邊、また扛擧鼎也、知加良久良邊などあり、さて今かく云は、我國を取むとならば、先力競をして、勝負を以事を定めむの心なり、○其御手とは、建御雷神の御手を云、○欲取も、登良牟と訓べし、此まで建御名方神の詞なり、○立氷は、多知毘と訓べし、(多弖流比と訓はわろし、) 物より垂有を多流比と云如く、此は下より立而有氷なり、谷川の瀧つ瀬などに、側の巖へかゝれる水などの、下へ墜終ぬ間に凍れるが、劒を突植たらむが如くて、立ることある物なり、(尋常の處にも、物よりおつる雫の、おちはてぬまに凍りて、地上に細くてたてるなども、みな立氷なり、) ○取成、取は手して捉なり、成は、上の打成の處にも云る如く、此物を彼物に變化にて、建御雷神の御手を捉て、立氷に變化なり、○亦取成は、初に立氷に成したる御手を、又更に劒刄に變化なり、(如此二物に成せるは、左手と

あり。(から書後漢書に、忍々と云ことあれど、そは意異なり。)此御使も、記の趣は、此處に來坐ること、只一度なれども、無又重き事を定むる度なれば、幾度も相見て、左右に議しこと有ぬべし、書紀一書には、一往天に還りて、又降坐る事も見えたるをや、さて此御使、實は密隱して議れるには非じを、己に不令聞て議るを咎めて、忍々とは云なり、○物言とは、是も實は此國を天神御子に獻むや不を問に來つるとは、よく知りながら、何事言とも知らぬさまに、故らにおほめける言なり、さて此言に、何事を云ぞと咎めたる意あり、上に誰ぞと云るに、其意を含みて、自ら此處へも響けり、(舊印本延佳本また師も物言者と、下に者てふ辭を添て訓れたるは、上の誰ぞてふことゝ、よのつねには下に置て、物言は誰ぞと連くる故に、其格を以思へば、物言の下に者と云では、足はぬこゝちする故なり、されどそは古言の連けざまを曉らざるものなり、上に引る大長谷天皇の御哥に、誰ぞと上に在て、大前に白すと結び給ひて、白す者とはあらぬを思へ、又物言を、師の許登々布と訓れつるも強なり、言字のみならば、さも訓つべきを、物字のあるに、いかでかさは訓べき、萬葉十四に、毛乃伊波受伎爾氐ともあるをや、凡て師の癖として、今世に耳遠きを古言として、好まれたること常多し、基登志と云も那須と云も、共に古言なるを、基登志は古言に非ずと思はるゝにや、如字だにあれば、悉く那須と訓み、余理も由も共に古言なるを、必ず由と云はでは、古言に非るが如く思はれたる類なり、)凡て此神は、己が勢力をたのみて、命に從はじと思せるから、如此言るなり、○然は志加良婆と訓べし、其は上を承て云言なるに、此は上に承ることなくて云るは、今世の俗語にも、事を爲むとする際は、佐良婆と云と同じ、

(今世にも、人の所爲をとがむるに、誰ぞと云なり。) ○忍々、まづ志奴夫と云言(古へは志奴夫と云るを、志能夫と云は、奈良の末よりのことなり。)に、戀志奴夫と、(萬葉に偲字などを書て、志多布と云に同じ。) 堪志奴夫と、(俗にいふ許良閉流、堪忍することなり。) 隱志奴夫と、三の意あり、(萬葉までの哥などには、戀志奴夫ぞいと多くありて、餘の二はまれなり、古今集よりこなたの哥又文には、堪志奴夫も隱志奴夫も多かり、さて戀志奴夫と、餘の二とは、意いと遠くして、相わたらず、本より別言なるべし、堪志奴夫と隱志奴夫とは近くして、相通ひて聞ゆること多し、志奴毘加泥など云は、堪かぬる意にも、隱しかぬる意にも通ふが如し、されば隱す方は、堪志ぬぶより轉れるものなるべし、其は顯にせまほしきことをも、強て堪忍びて、押へつゝしむ意より、隱すことにもなれるなり、さて忍字を用るも、堪る意によれり、忍は字書に、能也と注せり、能音耐にて、多布流なり、また含忍、容忍なども云る、みな多閉志奴夫なり、又殘忍を、慘刻少恩也とも、安於不仁也とも注せるは、俗に云氣強く牟呉伎なり、志奴夫を此意に用ひたる例はなし、されど此も、多閉志奴夫よりうつれる意なり、心有不安、強持不發也と注せるは、殊に志奴夫と云言によく當りて、隱す意にも近し、又古書に、淤志と云に、此忍字を用ひたるも、もはら此意なり。) こゝの忍は、隱志奴夫にて、密字隱字などの意にて、書紀神武卷に密旨、安康卷に密設兵、雄畧卷に密使人、繼體卷に密奉遣使、などあるが如し、萬葉十二(八丁)に、人目多見眼社忍禮などよめり、忍々と重ねたるは、古今集神遊哥に、陸奥の安達の眞弓我引は、末さへ依來志能備志能備に、此後歌にも詞にもなほ見えたり、さて此如重ね言は、一度のみならず、遍重ぬる意

やあらむ、名方と連ける例は、日代宮御宇天皇の御孫に、大名方王あり、又遠飛鳥宮御宇天皇の御女に、書紀に名形大娘皇女とあるを、此記には長田大郎女とあり、是に准へて方は濁るべし、阿波國に名方郡名方、(奈加多)鄉あり、神名帳に、其郡に多祁御奈刀彌神社あり、(こは奈の下に方字脱たるにはあらぬにや、又同郡に大御和神社、同國勝浦郡に事代主神社阿波郡に建布都神社事代主神社などもあり、)建御と連ける例は、建御雷神、又書紀に武三熊之大人などあり、○除此者無也とは、子はなほ多にあれども、此事を問ふべきは、此神を除て餘には無しとなり、(餘の御子たちには、問はでも有ぬべきなり、)○如此白之間、大國主神の如此白給ふをりしも、建御名方神物より來坐るなり、○千引石は、上(傳六夜見國の段下)に出たり、○手末は、書紀神代紀に、手端此云多那須衞とあり、和名抄に、遊仙窟云、手子師說云太奈須惠、とあるによらば、たゞ手と云ことなれども、こゝは末と云るを重く見べし、(俗言に手さきと云におなじ、)○擎は、刺擧を切たる言にて、此は手を高く伸て、其末に擧るを云り、(俗にも手を高く伸擧て物を持を、佐須といへり、)さて如此爲て來坐るゆゑは、天神の御使の來てあることを、既く聞給へる故に、己が勝れたる力あることを示せて、其御使を懼れしめむとてなり、此所爲既に詔命に服從ざる心なり、○誰は、多禮曾と訓べし、(多曾と云は、古言に非ず、)下卷大長谷天皇御歌に、多禮曾意富麻幣爾、麻袁須、さいばら淺水に、多禮曾、古乃名加比止太天々、美毛止乃加太知、世宇曾己之、止不良比爾久留也、(色葉歌にも、我世多禮曾常在むとあり、)さて此は、天神の御使なることは、よく知ながら、故らにおほめきて誰ぞとは云なり、如此云に、咎むる意あり、

力競。故我先欲取其御手。故令取其御手者。即取成立氷。亦取成劒刃。故爾懼而退居。爾欲取其建御名方神之手乞歸而取者。如取若葦。搤批而投離者。即逃去。故追往而。迫到科野國之洲羽海。將殺時。建御名方神白。恐。莫殺我。除此地者。不行他處。亦不違我父大國主神之命。不違八重事代主神之言。此葦原中國者。隨天神御子之命獻。

亦有可白子乎、白とは、上に僕者不得白、また事代主神是可白、などある白と同くて、詔命の御答を白すことなり、事代主命の餘にも、詔命を宣命聞て、其答白す心を、問聞べき子ありやと問なり、○亦白云の亦字は、削べしと師は云れつれど、猶有ぞ宜き、上に事代主神のことを白て、又今一神あることを白すなれば、亦と云なり、さて其言に、亦我子云々とある亦も、その意なり、○有建御名方神、これを以見れば、此神も事代主神に亞て、天下に威勢ありしこと知られたり、然る物を、上に大國主神の御子たちを擧たる中に、此神の脱たるは、如何なるにか、(舊事紀には、次娶高志沼河姫生一男兒建御名方神、坐信濃國諏方郡諏方神社とあれども、例のおぼつかなし、)名義、建また御は、例の稱名なり、名は字の如きか、方は、中卷水垣宮段に、櫛御方命、又飯肩巣見命、黑田宮御宇天皇御子に、日子刺肩別命あり、是らの加多と同じかるべし、皆堅の意の稱名にも

後世の及ばぬわざなり、○隱也は、青柴垣の内に隱坐と云なり、下卷近飛鳥宮段大御哥に美夜麻賀久理氐、書紀推古卷哥に、和餓於朋者彌能、訶句理摩須、阿摩能椰蘇訶礙などあり、さて此は、青柴垣に隱たまふと云詞ながら、此。次に父大神も、八十坰手に隱て侍はむとある如く、此神も同く海底に入坐て、現御身は、永く隱たまふことを含めたり、其由は下に云べし、(延喜六年日本紀竟宴藤原佐高哥に、須女美萬爾、夜忎末乎佐利豆、奈美能宇倍乃、阿遠布事加幾邇、多比爲須留可那)此處の事書紀には、是時其子事代主神、遊行在於出雲國三穗之碕、以釣魚爲樂、(或曰遊鳥爲樂)故以熊野諸手船、(亦名天鳩船)載使者稻背脛遣之而、致高皇產靈尊勅於事代主神、且問將報之辭、時事代主神謂使者曰、今天神有此借問之勅、我父宜當奉避、吾亦不可違、因於海中造八重蒼柴籬、(柴此云府璽)蹈船枻而避之、使者既還報命、故大己貴神則以其子之辭、白於二神曰云々とあり、一書も同じ趣なり、(かゝれば書紀の趣は、三穗之碕にまかりし使、やがて其處にて詔命をのべて、事代主神の海に入坐しも、三穗之碕にてのことなれば、此記の伊那佐之小濱へ徵來つるとは異なり、また使既還報命、故大己貴神云々とあるを以見れば、此使者は、大己貴神の遣し使なり、されば式に、出雲郡にある社も、大穴持伊那西波伎神社とあり、

故爾問其大國主神。今汝子事代主神如此白訖。亦有可白子乎。於是亦白之。亦我子有建御名方神。除此者無也。如此白之間。其建御名方神。千引石擎手末而來。言誰來我國而。忍忍如此物言。然欲爲

加岐とあると、布斯垣と同物なりなほ冠辭考みづがきの條を見て、其狀を知べし、(書紀の註どもに、上代の事をしらで、種々の意を云るは、みなひがことなり、)さて此神の御名に、積羽八重と申すも、此柴垣によれることと、上(傳十一大國主神御末神等の段下同神の下)に云るが如し、○打成、打は、天逆手を拍なり、成は、蹈傾けたる船を、青柴垣に變化なり、(船を横さまに傾けたらむさまは、本より垣に似て由あるなり、)上に於湯津爪櫛取成其童女、とあると同格にて、其處(傳九八俣遠呂智の段下)に云るが如し、又此次に取成立氷、取成劒刄、とあるも同じ、(書紀に、蒼柴籬を造ると先云て、次に蹈船枻而避とあれば、船を青柴垣に變すとするはいかゞ、と思ふ人もあるべけれど、凡て書紀は、いつも云如く、たゞ漢文をかざることをのみむねとせられしほどに、古のことのさまに違へりと見ゆることも多ければ、此も、古記には此記の如くありけむを、さかしらに直して書れつるものなるべし、凡て取成打成など云る例皆、始より有物を他物に變すなれば、此も必始に物なくては、例にもかなはず、又もし始より物はなくして、たゞ青柴垣を造り現はす意ならば、青柴垣乎と云はでは通えず、爾と云るは、始より有し物を青柴垣爾と云辭ならずや、乎と爾と通ふこともあれど、ことによるべし、もし此を船に係ずして、青柴垣爾と云ときは、天逆手といふ物ありて、それを青柴垣に變ること、聞ゆるなり、よくよくあぢはふべし、されば其船を蹈傾けて、天逆手を拍て、其船を青柴垣に成てと云意なるを、其船をと云ことを再びいはむは、詞拙ければ、上に讓りて下をば省き、又逆手を打と續く意なるを、其間に青柴垣爾といふことをば置て、青柴垣に打成と云るは、みな古文の妙なる巧にして、

にもあるべけれど、そは後のことにこそあれ、本はさにあらず、吉事凶事をいはず、何事にまれ咒りにせしわざと見えて、今此神の逆手も凶事には非ず、たゞ船を柴垣に變化むとてのみの術なり、然るを彼物語の凶事なるに倣ひて、此をも、隱坐ことまでに係て見るは誤なり、又後手と逆手とは別事なるを、師はかの海神の敎奉しと、伊勢物語なると、共に人を詛ふわざにて、其意同じきによりて、思ひまよはれしなり、又後手は、書紀の黄泉段に、背揮此云志理幣提爾布屨と訓注あれば、佐加傳と訓べきに非ず、又四時祭式鎭魂祭儀に、行酒三杯以後、拍後手退出と見え、大神宮儀式帳六月神事條にも、祭畢て人々直會殿の座につき、大直會を給はり畢る時に、後手一段拍、と云ことあり、又同年中行事同祭條、齋内親王御拜の時、一禰宜の詞に、御拜四度、御後手、又御拜四度、御後手、と申すと云ことあり、これらの後手を、今本に志理閇傳と訓るは、事の心をよくも考へざるみだりごとなり、これらは志理閇手にはあらず、能知之手なり、直會を給はりて後に拍ち、御拜の後に拍たまふ由なるをや、さてかの伊勢物語の天之逆手を、中昔に至ては、海人のするわざと心得て、其意に歌にもよめり、こは彼物語をのみ見て、此記の此の古事をもしらぬひがことなり、此事は、契冲が勢語臆斷に辨へおきたり、彼物語眞字本に、天之逆手と書るは、其頃までは、本の意を失はざりしなるべし、）天之とは、天にてする術の、傳はり來たる事なる故に云なり、〇青柴垣は、青葉の柴の垣を云、布斯は、字の如く柴のことなり、中昔の歌には、布斯志婆と重ねても云り、（柴を水中にひたしおきて、魚を捕るを布斯都氣と云も是なり、拾遺集冬平兼盛哥に、ふしつけし淀のわたりをけさみれば云々、）下卷甕栗宮段、歌に、志婆

しなり、されば今見るにも、出雲郡と神門郡との堺の邊、今道二里ばかりがほど、平原砂地なり、上代は此ところ海にて、東西へきれたりしなり、神代に熊野の諸手舟の、三保崎へ通ひしは、此海路なりと云り、此考へに依るときは、御大之前より伊那佐之小濱まで、直に入海を通りて、往來ひたまへるなり、○蹈傾は布美加多夫祁氐なり、下卷甕栗宮段歌に、加多夫祁理とあり、○天逆手は、伊勢物語に、天の逆手を拍てなむのろひ居なるとあると、相照して思ふに、古へに逆手を拍て、物を咒る術（俗にいふ麻自那比なり、）のありしなり、さて彼物語なるは、人を詛ふとてしけるを、上代には、然る惡事のみならず、吉善事にも渉て爲けむこと、此の故事にて知れたり、此は、船を柴垣に變化むための咒術なればなり、さて逆手を拍と云拍狀は、先常に手を拍は、掌をうつを、此は逆に飜して、掌を外になして拍を云か、又は常には兩の掌を同じさまに對へて拍を、此は左と右との上下を、逆にやり違へて拍を云か、此二の間今定めがたし、（俗に横手を拍と云こともあるは、左右を堅と横とにちがへて拍を云べし、若それに准へていはゞ、逆手も、後に云る方にもやあらむ、猶定めがたし、さて此、天逆手の事を、契冲、伊勢物語につきて、尋常の手を拍は、歡喜のわざなるを、逆にうつは、常にたがへば、凶なり、事代主神の逆手も、此世を去むとて拍たまへば、吉事に非ずと云ひ、師も凶事として、海神の火遠理命に鉤を奉るとて、兄命にたまはむとき云々と云て、於後手賜とあることを引て、手を後方にめぐらして拍なり、後手と逆手と同じなれば、後手をも佐加手とも訓べしと云れつ、此說ども皆わろし、此を誰も必凶事と思はれたるは、伊勢物語になづまれたるなり、彼物語のころは、たゞ人を詛ふ事にのみ用ひし

は、上にありしに同じ、○天神之御子、天神は必阿麻都加微と訓べきこと、上（傳三神代七世の段）に云るが如し、即續紀一に、天都神乃御子とあり、天神とは、上にも云る如く、凡て高天原なる神を申す中に、此はもはら天照大御神を指奉るなり、さて天忍穗耳命は、其御子に坐々ば、もとよりのことにて、此次々には、御孫なる邇々藝命をも、又鵜葺草葺不合命をも、神武天皇をも、みな天神御子と申せり、子とは、子孫末々までにわたる名なるが故なり、さて如此申すは、大凡の國神と同等からざる由に、事を分て尊奉る御稱なり、（天忍穗耳命邇々藝命は、天にて生坐れば、たゞに天神とこそ申すべきを、御子と申せるは、穗穗出見命より以來、此國にて生坐るを申ならはしたる御名を、上へも回して語り傳へたるなり、それも天照大御神の御子と申す意になるめれば、違ふことなし、されど天神の御子と申す本の意は、此國にて生坐るが、天神の御末にて坐由なり、）○立奉は、多氐麻都理多麻閇と訓べし、（多弖麻都良牟と訓むもあしからねど、語其父大神言と書るは、上の語天若日子言とあると同格の書ざまなるに、彼處にも可射殺とあれば、その例に從ふべし、）立字を添て書る由は、上傳九八俣遠呂智の段下に云り、師の多知杼許呂爾多弖麻都理多麻閇と訓れつるは、前後の例などをも、よくも考へられざりしなり、）○其船は、今乘りて來賜へる船なり、是を以見れば、御大之前より因佐之小濱まで、海路を歸來たまひしなり、（此海路の事、吾友内山眞龍が考に云、出雲國は、風土記の頃は、出雲郡と神門郡と、大河を堺ひにて、國はつゞきたるを、上代には、出雲郡は、神門郡とは海をへだて、嶋根郡秋鹿郡楯縫郡出雲郡と、此四郡の地は、はなれたる嶋にて、入海は、西の大海までとほりたり

ど姑く舊訓に從ひつ、）野山海川に出て、鳥を狩て遊ぶをいふなり、（此は海邊なれば、むねと水鳥を狩るなるべし、）下卷朝倉宮段大御歌に、夜須美斯志、和賀意富岐美能、阿蘇婆志斯、志斯能、夜美斯志能云々、（猪之病猪之なり、）とあるは、猪を射たまへることを、阿蘇婆志斯とよみ賜へり、是狩をも遊びと云證なり、山城風土記に、玉依比賣於石川瀨見小川之遊爲時とあるは、女なれば、たゞ川邊に逍遙することかとも聞ゆれども、是もなほ魚釣を云なるべし、（師は鳥遊を、登賀理と訓れき、それもさることなれども、若然ならば、此記の例、必鳥狩など、書べきに、遊字を書き、書紀にも遊鳥、又は射鳥遨遊など、書て、一も獵狩などの字をばかゝざるを思へば、なほ阿蘇備と訓べきなり、）○取魚は、師の須那杼理と訓れつるぞ宜しき、書紀神武卷に即然訓り、又欽明卷に、捕魚とあるをも然訓り、猶須那杼理のことは、猨田毘古神段に云べし、（傳十六阿射訶の段、　さて此鳥遊取魚を好みたまひし事を、隱遁の意ぞなど云は、例の漢意なり、さらにさることには非ず、）魚字の下なる而字は、讀ず、上の爲字へ回て、志爾と讀べし、（而字は、漢文の方に就て置りと見ゆ、さる例記中に多し、師は須登互と訓れしかども、凡て登互と云は、奈良のころ以前は無きことばなり、）○御大之前は、上（傳十二の始め）に出たり、出雲國嶋根郡なり、書紀一書には、三津之碕ともあり、（出雲風土記に、嶋根郡に御津濱あり、式楯縫郡に御津神社あり、）○徵來は米志伎氏と訓べし、（師の米志許佐世氏と訓れつるはわろし、）然訓て即令來と云意になるなり、○問賜は、建御雷神の問たまふなり、○語其父の語字、讀べからず、上にも語天若日子言とありしに同じ、○大神とは、大穴牟遲神を、大神と始て云り、○恐之

世に、國所を領ずるを某處を取る、幾萬石取など云も、此の波久と意通へり。）猶考ふべし、さて此言、萬葉五（三十一丁）に、宇奈原能邊爾母奥爾母神豆麻利、宇志播吉伊麻須諸能大御神等、六（三十六丁）に、住吉乃荒人神、船舳爾牛吐賜、九（二十三丁）に、此山乎牛掃神之、（此山は筑波山なり。）十七（三十九丁）に、須賣加未能宇之波伎伊麻須、爾比可波能曾能多知夜麻爾、十九（三十六丁）に、墨吉之吾大御神、舶乃倍爾宇之波伎座などもあり、（此萬葉の牛吐牛掃などの字に付て云說どもは、云に足ぬ強言なり。）遷却祟神祝詞に、山川能清地爾遷出坐氐、吾地止宇須波伎坐世止云々とあるも、須と志と通音にて同言なり、〇我御子とは、天照大御神高木神の御言のまゝに云語なる故に、かくの如し、此御事依の詔命は、上に見えたり、〇汝心奈何とは、此御事依のまゝに、此國をば皇御孫命に獻らむと思ふや奈何と問なり、此問の言、書紀に高皇產靈尊欲降皇孫君臨此地、故先遣我二神駈除平定、汝意如何、當須避不、また一書に、汝將此國奉天神耶以不など、あり、〇僕者不得白、我子云々、此言を以思ふに、此時既に大穴牟遲神は年老坐て、多く事代主神に事を讓りたまひて、事代主神ぞ、眞盛に威勢ありけむ、故みづからの心一にては、御答を得白し賜はざるなり、書紀にも、當問我子然後將報とあり、〇事代主神の事は、名義も何も、上（傳十一大國主神、御末神等の段伽毛大御神の條）に委曲に云り、〇是は、此神と云ことなり、〇可白然は麻袁須辨伎袁と訓べし、然字は、袁と云に當れり、（志加禮杼母と訓ても、わろからねども、さては重過たり、たゞ此は袁と云て、すなはち然字の意を、輕くふくめり。）〇鳥遊は、登理能阿曾備と訓べし、（能を略きて、直に登理阿曾備とも訓べけれ

の御使の、絶れて奇く靈き威德あることを示せるなり、○其大國主神とは、只に此神の御名を指て云とは、いさゝか異にして、其國の主たる神と云意に云るなり、上に須佐之男大神の詔に、爲大國主神とのたまへるも同じ、(傳十根堅洲國の段) 然れば其と云るも、唯此神をさすには非ず、其國之と云意なり、(然らざれば、此其てふ言、上に承る處いと物遠し) さて其國とは、天より降坐る時の處なれば、凡て葦原中國を指なり、(次の詞にて然聞ゆ) ○問使之は、登比爾都訶波世理と訓べし、(漢籍讀にのみ耳なれつる心には、如是讀むをば、何とかやしどけなきが如く思ふ人も有めれど、御國語は、上代も中昔も今世もかくいふぞ定格なる、さて此記には、遣すに、使字をも通はし書る例上にもあり、本都加布と都加波須とは、延たると切たるとの差のみにて、同言なり、又都加比は、都加布を體言になしたるにて、是も本同言なるをや、師は此の三字を、登波須留都加比那理と訓て、之字は也の誤なるべし、と云れつれども、然訓むには、上に吾者と云言無ては、言足ぬこゝちす) 中卷倭建命段に、擊遣とも平 遣ともある、同語づかひなり、之字は、如此樣に語の絶る、處に、助字に置ること常多し、(恐之などあるたぐひなり、) ○宇志波祁流は、主として其處を我物と領居るを云、但天皇の天下所知食こそなどを、宇志波伎坐と申せる例は、さらに無ければ、似たることながら、所知食など、云とは、差別あることゝ、聞えたり、言の意は、(師は、主張なり、古言に振を布久とも云る如く、流を久と云ことあれば、張を波久と云なりと云れき、是もさることなれど、猶張を波久と云る例なければいかゞ) 波久は佩刀着沓などの波久と同くて、身に着て持意ならむか、(取とは、もと手に持ことなるに、今

は鋒なり、上にも御刀前などあり、(延佳本に、前を麻閇と訓るは、いみしきひがことなり、こは劍鋒に趺坐むは、甚あるまじきことなりと思へるからの强事なり、凡て近世の人の、漢籍にへつらへる、なまさかしら心は、みなかくの如し、)書紀には、拔十握劍、倒植於地、踞其鋒端とあり、(是をさへ白井氏などが、其前に踞る由に註したるは、いかにぞや、さては鋒字は何の用ぞ、いと可笑くこそ、)〇趺坐は阿具美韋と訓べし、(宇知阿具美と、打てふ言を添るもよし、志理宇多牙と訓るはかなはず、)書紀海神宮段に、寛坐とあるをも然訓り、阿具美は足を結と云ことにて、今俗に丈六かくと云坐樣なり、(丈六かくとは、丈六の佛像の趺坐より出たるなるべし、又是を予鄕の方言に、阿具良加久とも、阿受久美加久とも云り、阿受久美は足組にて、阿具美に同じ、さて踞は、阿具美韋と訓は、字にあたらず、踞は志理宇多牙なり、志理宇多牙とは、尻打擧にて、跖を地に着て膝を立て、臀を浮擧て坐をも云べけれど、書紀欽明卷に、乘踞胡床、敏達卷踞坐胡床などあるは、然は聞えず、是は俗に腰懸ると云ものなり、物語文などには尻懸とあり、そは足を垂て、臀を物に上坐るなれば、尻打擧と云なるべし、字書に據物坐曰踞とある是なり、據物とは、俗にもたれかゝると云ことには非ず、腰を懸ることなり、漢にては腰懸るをも坐と云、常のことぞ、然れば書紀に踞其鋒端とあるは、劍鋒に腰を懸坐を云るにて、此記とはいさゝか異なり、)趺字は、佛書にも結跏趺坐など常に云て、阿具美によく當れり、(さて此阿具美居に二あり、組たる足の末を、膝下に敷と、股上へ擧て、跖を仰けて組となり、又膝を脇へ張て、左右の足掌を合せても坐る、此も趺の類ひなり、)さて今此神の如此爲たまふは、皆天神

り、（風土記抄に、伊那佐之小濱は、杵築郷の内、假宮村と云處なり、此邊の浦を、俗傳にいなさ濱と云といへり、さて白檮原宮段の哥の伊那佐の山は、大和なり、又遠江國にも引佐郡あり、哥にいなさ細江とよめるは是なり、是等皆同名なり、）書紀には五十田狹之小汀とあり、同じ處なり、（那と陀とは常に通へり、）又大穴牟遲神の、少名毘古那神に逢たまひし處をも、書紀には五十狹々之小濱とあり、是も同處なるべし、伊那佐の名義未思得ず、若は諸否の意にて、（書紀仁賢卷に、諸字を勢と訓り、後撰集哥に伊那勢とよめり、萬葉十六に否藻諸藻とよめる諸字も、勢とも訓つべし、宇と訓るは、今世にも宇々と云に同じくて、稱唯と云乎々に同じ、乎と宇と通音なり、）大國主神の諸否の答を問賜ひし處なるから負る名にもやあらむ、式に同郡の杵築に、大穴持伊那西波伎神社と云あり、又天比奈等理神社も同郡にあり、（和加布都怒志神社もあれども、此神は大穴持神の御子の由、風土記にいへれば、此の經津主神にはあらず、）小濱とは、凡て小川小田小野なども云小は、萬葉に難波の小江などもよみて、必小さからねども云、小初瀨小筑波などの類、皆稱辭の如し、其は本は細小きを云言なるが、稱辭ともなれるなり、（大と云て、稱美る方にもなり、又大凡大ろかなど、不好方にもなる如く、小も、不好方にもなり、又事によりて稱美る方にもなるなり、細小き由を云て物を稱ること、今世にもおほし、）さて此時は、大國主神は、かの宇迦山の山本の宮に仕坐るほどにや有けむ、宇迦と伊那佐と同郡なり、彼宮のことは、上（傳十根堅洲國の段下）に見えたり、○降到は久陀理都伎氐と訓べし、○浪穗は上に出、○逆刺立とは、劒は、鋒を以刺ものなるに、是は柄の方を刺立る故に、逆と云り、○劒前

以熊野諸手船載稻背脛とある三熊之と熊野と、大背飯と稻背脛とよく似たるをも思ふべし、波岐は比と切る、(然れば本は一神にて天夷鳥命なりけむが、傳々にて、さま〴〵には轉しなるべし、(かの夷鳥命と、此記の鳥船神と、同神なりとばかりは、師の祝詞考にも既にいはれたり、(夷鳥命の事は、上(傳十三國平御議の段)に委く云り、考合すべし、さて彼神賀詞には、夷鳥命爾布都怒志命乎副天とあるに依らば、此も其如くにも訓まるれども、さに非ず、(彼は出雲國造が己が先祖を旨といふ故に、夷鳥命を主とせり、)此は建御雷を主とすれば、鳥船神乎建御雷神爾副氏と訓べきなり、

是以此二神降到出雲國伊那佐之小濱而。伊那佐三字以音**拔十掬劒逆刺立于浪穗。趺坐其劒前。問其大國主神言。天照大御神高木神之命以問使之。汝之宇志波祁流**此五字以音**葦原中國者。我御子之所知國言依賜。故汝心奈何。爾答白之。僕者不得白。我子八重言代主神是可白然。爲鳥遊取魚而往御大之前。未還來。故爾遣天鳥船神。徵來八重事代主神而。問賜之時。語其父大神言。恐之。此國者。立奉天神之御子。即蹈傾其船而。天逆手矣於青柴垣打成而。隱也。**訓柴云布斯

伊那佐之小濱は、神名帳に、出雲國出雲郡因佐神社あり其處なり、風土記には、伊奈佐乃社と書。

へ合すべし、○僕子建御雷神可遣、尾羽張神みづからは物せず、此神をしも遣して、速けく功の立べき深き理ぞ有けらし、書紀には、是後高皇産靈尊更會諸神、選當遣於葦原中國者、僉曰、磐裂根裂神之子、磐筒男磐筒女所生之子、經津主神、是將佳也時、有天石窟所住神稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神、此神進曰、豈唯經津主神獨爲丈夫而、吾非丈夫者哉、其辭氣慷慨、故以即配經津主神、令平葦原中國とあるは、甚異なる傳なり、（書紀上卷の一書にも、又異なる傳あり、そも〳〵經津主神と申すは、此記にては、即建御雷神の亦名なるを、別神とせることと、上傳五迦具土神被殺の段下に委く論へり、）○貢奉とは、此建御雷神を、大御神の御許に奉遣すなり、○天鳥船神は、此次に引る書紀の、熊野諸手船亦名天鳩船云々、と合せて見れば、彼伊邪那岐伊邪那美二柱大神の生坐る、鳥之石楠船神亦名謂天鳥船とある神（此神のことは傳五陰神御石隱の段に見ゆ）ならむかとも思はるれども、又出雲國造神賀詞に、天夷鳥命爾布都怒志命乎副天、天降遣天云々、とあるを思へば、鳥船は、船鳥を下上に誤れるにて、（此誤は、阿禮が誦しをりより以前の古書に、既に誤りありしなるべし、されば今輙く改むべきにはあらず、）（即夷鳥と同言なるべし、又書紀一書に、經津主神以岐神爲鄉導とあるも、（鄉導なれば、もとより岐神にてもあるべけれど、）布那杼と船鳥と同言なれば、是も由ありて聞えたり、（大巳貴神の薦岐神於二神とあれば、岐神は、大巳貴神の許にありし神なり、もし是を夷鳥とするときは、夷鳥命此時大巳貴神に諂附て、はからひ居たまひし時なり、さて又書紀に、大背飯三熊之大人とある神は、即この夷鳥命と同神の如く聞えたるに、此の段に、

江國伊香郡伊香具神社（伊香具坂神社もあり）は、此迦久神を祠れるにもあるべし、（然らば伊香てふ地名も、此神社より出たるべし、和名抄に、伊香は、郡名郷名共に、伊加古とあり、萬葉も同じ、神社は伊香具なり、本より古とも具とも通はし云なるべし、）さては彼萬葉の歌も、いよ〳〵由ありて聞ゆるをや、○問とは、葦原中國言向に罷れとある大詔をのべて、仕奉むや否と問なり、（上の可問をも、登比賜倍志とも訓べく、此問をも、登波志米賜とも訓べし、）○恐之は加志許志と訓べし、如此言て、即仰を承り諾なふ辭になるなり、今世に加志許麻理白多と云も是より出たり、此言上傳九八俣遠呂知の段にも此次にもあり、○仕奉は、都加閉麻都良牟と訓ことなり、書紀雄略卷歌に、都柯陪麻都羅武、また推古卷歌に、訶之胡彌弖、兎伽陪摩都羅武、烏呂餓彌弖、兎伽陪摩都羅武などあり、此言古書に數しらず多し、上たる人に事るすぢには、萬の事に云なり、都加閉は被使にて、（波禮は閉と切）君に使はれ奉るなり、（然れば使と事と、漢字は異なれども、下を使と、上に被使と云ざまのかはれるのみにて、言の本は一なり、さて都加閉奉を、中昔よりは都加宇奉と云、又その宇を牟に轉して、都加牟奉と云、又その牟を略きて、都加麻都留と云り、かく言のうつれるのみならず、其意も漸にうつりきて、今は都加麻都留と都加閉麻都留とは、甚く異にて、同言とも聞えぬが如くなれり、）○此道とは、葦原中國言向に行事を云、凡て物へ行く事を指て道と云ること、萬葉六、天平四年天皇賜酒節度使卿等御歌に、大夫之去云道曾、中昔までも古今集に、人遣の道ならなくにと云るたぐひ、哥にも詞にも多かり（漢文に、此行などいふ行字にあたれり、）又（傳二十三）水垣宮段に、東方十二道とある下、考

るつゞきなるに立復りて上の尾羽張神の事を云處なる故に、麻豆と云てよく當れり、○逆塞上とは、川水を塞留湛て、側の方へ引遣を云、そは下へ流るゝ水を横に引遣るゆゑに、逆とも上とも云なり、（つねに邪と云と、逆と云と、同意になるにおなじ、）必しも上へ回すには非ず、萬葉八（五十三丁）に、佐保河之水乎塞上而殖之田乎とよめるも同じ、さて世に物に水をたたへ、其中に砥を安て、刀劒をとぐは、此神の如此河水を塞湛て、石室に坐るに縁れり、（此石屋は、實の石の屋なりと云ること、思合すべし、）○塞道とは、かの塞留たる水を引て、道路を絶を云、（又彼塞坐黄泉戸大神の類に、此神の道に塞坐かとも見ゆれども、水を塞上といふよりつゞきたれば、さかにはあらず、）○居故は、袁禮婆と訓べし、（かく訓て、故字の意はこもれり、）○別とは、葦原中國言向に遣神を擇ぶ時なる故に、それにはあらで別にと、分て云なり、又尋常神は得行まじき故に、殊に優たる神をと云意にても有なむ、○天迦久神、名義いまだ思得ず、せめていはゞ、書紀崇神卷に、八廻擊刀とありて、萬葉十三（七丁）に、劒刀鞘從拔出而伊香胡山とつゞけよめるは、冠辭考に、鞘より拔出して擊とつゞけたるにて、伊は發語に取れるなり、さて伊香胡山は、和名抄に、近江國伊香郡伊香とある處なり、とあるを思ふに、今此劒神（尾羽張神、建御雷神）をいざなひ起せる功を以て、劒を拔出て擊こゝろに稱たる名にもやあらむ、（然らば迦伎神とこそ云べきも、迦久と云は、たゞ通音なり、迦伎を迦久と活し用る格には非じ、さて劒を加久と云は、擊字をかけるを以思ふに、劒を振て物を切狀をなすを云なるべし、さてそは其劔を用むとする時に、試る意なればいよ〳〵今の神名に由あり、）若然もあらば、式の近

之尾羽張とも、伊都之尾羽張とも云よし、上に見えたり、(傳五陰神御石隱の段下) 考合すべし、さて其處には、神と云ざるは、直に其御刀をさす故なり、此は其御靈を云故に、神と云り、名義伊都は、書紀に稜威と作り、(此伊都の都は、清音なること、傳六伊豆能賣神條下、又七の御宇氣比の段下に委く云るがごとし) さて或人の説に、劒の惣名を尾張と云、劒は諸刃にて、鋒の方の張たる物なる故なり、尾は鋒を云り、天尾羽張と云も是なり、又國名の尾張も、熱田の神劒より出て、此意なりと云り、此説さも有べし (鋒を尾と云こと、いまだ例を見ざれども、然云まじきに非ず、但し劒の惣名と云るはわろし) 鋒の張たる劒を云なるべし、又尾は雄にて、雄々きを云にも有べし、(伊都之男建など云る言の連きをもおもふべし) 羽は刃の意なるべし、(今世に波婆理と云針は、刃のつきたる針と云意にや、もし又刃張の針と云意の名ならば、此と同じ、又物の滿はびこることを、はゞるといふも意近し) 書紀には稜威雄走神とあり、(此名義は、走は劒の利を云、利は疾と同言にて、走と意同し、俗に口利物言を、口の走と云も同じ、師は此神名を、大葉刈小葉刈などある名に同じと云れつれど、いかゞ) ○若亦非此神者、今の世の語にも、如此言こと多し、○建御雷之男神は、かの迦具土神の頸を斬賜へる時、御刀の本に着る血の、湯津石村に走着て成坐る神にて、上に見ゆ、(傳五) 然れば其血は母の如く、御刀は父なり、故彼處には、因御刀所成之神者也と云、此處には、直に其御刀の子と云り、(書紀の傳は異なり、下にいふ) ○且字、麻豆と訓べし、上黄泉段に、且具與黄泉神相論、とある且字と同格にて、彼をも麻豆と訓て、其處に (傳六夜見國の段の始) 其由は云つ、此も建御雷神のことを云

古事記傳十四之卷

本居宣長謹撰

神代十二之卷

於、是天照大御神詔之。亦遣曷神者吉。爾思金神及諸神白之。坐天安河河上之天石屋名伊都之尾羽張神。是可遣。伊都二字以音若亦非此神者。其神之子建御雷之男神。此應遣。且其天尾羽張神者。逆塞上天安河之水而。塞道居故。他神不得行。故別遣天迦久神可問。故爾使天迦久神。問天尾羽張神之時。答白恐之仕奉。然於此道者。僕子建御雷神可遣。乃貢進。爾天鳥船神副建御雷神而遣。

天石屋、(屋字、舊印本には室とあれど、延佳本又一本にも、屋とあるに依れり、記中石屋みな此字をかければなり、) こは實に石もて構へたる屋にぞあらむ、(かの天照大御神のしばし隱らし、石屋とは、其意異なるべし、) 此は堅固きことを故に云べき處にも非ず、又尋常の家ならむには、石屋に坐と、ことと分て云べきにもあらざればなり、書記にも、天石窟所住神とあり、○伊都之尾羽張神は、伊邪那岐大神の、迦具土神を斬給ひし御刀の御靈にて、即其御刀の名を、天

古事記傳十三之卷終

よりさるべきわざなり、右の前張も然なり、然るを或説に、体製備れるを大和歌と云に對へて、備らざるを夷曲と云、邊鄙の風情なりと云るは、たゞ書紀をのみ見て、夷曲字にのみかゝはりて、此記などの他、例をも考へず、又古意をも知ぬ、例の後世心の妄説なるを、世人もみな然心得居るは、いかにぞや、さて又書紀に、かの避奈菟謎廼と云歌をも、此に載られたるは、誤なり、かの歌は、別に上代の戀歌にて、此にはさらに由縁なし、然るを註解どもに、強て此にかなへむとて、さま〴〵に云るは、皆あたらぬことなり、書紀に彼歌を此に載られたるは、彼歌樂府にて、阿米那流夜の歌と並べて、共に夷振なる故に、同時の作とせる傳へもありしにや、されどそは誤りにて、此記に彼歌は無きぞ、正しき傳へなりける、然れば、天なるやの歌を夷振と云は、ひなつめの歌に引れたる名、ひなつめの歌の此にのれるは、天なるやの歌の引れて出たる物と心得るときは、萬の疑は晴ぬべし、さて避奈菟謎の歌の意は、妹盧豫嗣爾と云まで八句は、豫嗣豫利據禰を云むとての序のみにて、妹は網の目、盧は助辭、豫嗣は寄にて、網をひけば、目の寄來る如くに、寄寄來よと云歌なり、萬葉九に、妻依來西尼、又十四に、都麻余之許西禰、などあるを以てさとるべし、さて終に、いしかは片淵とおけるは、上の詞を立かへりてうたふ古への例にて、歌の意にはかかはらぬことなり、

ふに種々の振のある故に、其振々に各名を付て、某振とは云なり、但し其名は、其振を以て負たるものにはあらず、(故夷振と云も、夷てふ名は、其振にはよらず、宮人振と云も、宮人の名は、其振にはよらず、)たゞ其歌の首の詞を取て、假に名けたるものなり、かの宮人振天田振、(田は借字)又古今集なるなど、みな然なり、考へ見べし、(然るを某振と云は、其處の風俗哥曲なりと云説は、實を考へざるみだりごとなり、かの古今集にしはつ山ぶりと云もあるにて去るべし、山に風俗あるべき物かは、)されぱかの續紀に名のみ出たる、難波曲其餘も、みなおしはかりつべし、(今俗のうたふ鄙哥にも、其哥の詞を取て、某節と名くるものおほし、又から書にも、其首の言を以て、篇名とし、哥曲の名とせる例多ければ、こは古も今も、皇國も外國も、おのづから同じ心ばへなりけり、)然るを今此阿米那流夜の歌には、比那てふ言無きに、夷振と名けしは如何といふに、書紀に此に二首並べる、次歌の首に、阿磨佐箇屢避奈菟謎廼とある、此避奈てふ言を取れり、(初句は枕詞なる故に、次句を取れるならむ、)さるは阿米那流夜の歌も、奏ふ振の彼と全同じき故に、樂府にて、一つ部に收めて、共に夷振と呼しなり、そは此哥のみならず、下卷遠飛鳥朝段にも、夷振之上歌、又夷振之片下と云あり、此らの哥にも、比那てふ言は無きに然呼は、みな右の定なり、神樂歌に前張と云は、前榛に衣は染む云々、といふ歌一曲の名なるを、他の哥をもかけて、十六曲の惣名になして、大前張小前張と呼、(大前張七首、小前張九首、)をも、思ひ合すべし、此も其と全同じきをや、(前にも云る如く、凡て某振と云は、みな其振々を分む料の假の名なれば、振だにおなじ哥ならむには、幾首にても合せて一名を呼むこと、もと

ていはゞ、天なる愛しき機織女の頸に嬰たる、美麗玉の如くに、光り映て、二谷まで照わたる此神は、阿治志貴神ぞと云るなり、○夷振、書紀には右の歌の次に、又歌之曰とありて、阿磨佐箇屢避奈箇謎廼云々といふ歌を載て、此兩首歌辭、今號二夷曲一とあり、凡て歌を記して、此者某振也、また某歌也と云ること、記中に多し、その某振とあるは、此夷振の外に、記中に、宮人振、（允恭段）天田振（同段）あり、續紀天平六年二月歌垣の中に、難波曲、倭部曲、淺茅原曲、廣瀨曲、八裳刺曲など云名あり、古今集大歌所歌に、近江ぶり、水莖ぶり、四極山ぶりあり、（次に某歌と云ことの說は、下傳廿八倭建命段の片歌の處に云べし、）さてかく某振某歌といふは、皆後に（書紀に、今號とあるを以ても、後なることを玄るべし、）樂府にて呼る名なり、（宇多麻比乃都加佐と云は、雅樂寮の訓、樂府と書る字は、書紀神武卷に、云々是謂二來目歌一、今樂府奏二此歌一者云々、とあるによれり、但しトヨノアカリと訓るは、樂府にあたらず、彼をもウタマヒノツカサとこそ訓べけれ、さて雅樂寮大歌所樂所內敎坊などの類、皆樂府と云べし、上代にもさる官所ありしなり、）抑此記書紀などに載れる歌は、何れも上代の多くの歌の中にも、優れて美きかぎりなれば、多くは樂府にも取れて、管絃にかけ、儛にもあはせて奏し歌どもなり、其中に某振と呼は、まづ振とは、俗に云形狀進止の布理にて、人にまれ物にまれ、動く貌を云て、歌にては、奏ふ音聲の長短巨細低昂などの貌なり、（振字は、先は借字なれども、萬の物に、動き擧るを振といへば、歌の布理もいひもてゆけば、其意に落れば、布理てふ言には正字なり、書紀に曲と書れたるは、歌に付てはさることなれども、布理てふ言の意にはうとし、）さて樂府に用る歌は、奏

は、是は阿遲志貴神ぞと、いひ聞せたる意なればなり、(次句に引續けて見るときは、終の曾也てふ辭、此二句までに關る故に、其意明らかならず、よく味ふべし、此處書紀にては、意異なり、其由は左に云べし、)○阿治志貴、(四音一句)○多迦比古泥能、(六音一句)○迦微曾也、(四音一句)書紀には、阿泥素企、多伽避顧禰、とのみありて、能迦微曾也の五字無し、(書紀の傳は、喪會者の作にて、阿治志貴神と云ことは、本より誰もみな知れるうへにてよめるさまなれば、此終二句の意、此記と同じからず、神武段哥の、美都美都斯久米能古良といふたぐひに、美多邇云々より引つゞきたる意なり、故とぢめに曾也てふ辭なし、但し或云、云々の傳は、此記と全く同じければ、曾也は無くても、哥の意も、此記と同意になるなり、さて曾也てふ辭のなきに因て、之神てふ言も無きは、句の調にかゝれり、多加比古禰能加微と云ては、八音なれば、一句にあまり加微を分れば、二音にて、一句に足ざればなり、濱成式には、阿遲須岐能可味とあり、是も一の傳にて、句の調によりて高彦根の五音をはぶけり、凡て哥の調は、一句、三音より七音までに限れることにて、上代の哥とても、いさゝかも漫にせざりしこと、此にて知るべし、然るを今世人の、哥よむを見れば、心にまかせて、一句を、八音九音にもよみて、そを中々に古体ぞと思ふは、いとみだりなりかし、)さて曾也は、今世の心にはよく聞えて、疑もなけれど、古語古歌には、未見あたらぬ辭なり、且也字を假字に用ひたることも、此記中には例なし、故哥は曾にて終りて、(也はなくても、哥の意は同じ、)也はたゞ書面の助字に置るばかりかとも思はるれど、哥の下に然助字を置る例はたなければ、定め難くて、姑く曾也てふ辭としつ、さて一首の意をとほし

れゐて我はや戀む、いなみ野の云々、これらに同じと云る、此説非なり、其故は、まづ美玉は、光ある物なれぱとても、たゞ玉とのみ云て、光ることを云はでは、み谷二亘、何物とも聞えがたし、若阿那を阿加の誤とせぱ、明の意にて、少しは光る意もあらむか、それすらなほ光りかすかなるごちする物をや、又彼説のごとく、波夜を辭とするときは、此辭、ふたわたらすの下にあらでは聞えがたし、よく味ひみよ、若しひて辭とせば、倭建命の、阿豆麻波夜と詔へる如く、いひすてたる歎辭とすべし、そのときは、如此二谷にてりわたる味耜神よ、穴玉の如くなるはと云意なり、こは書紀につきていふなり、此記には、終りに曾也とある、それにつきていはゞ、如此二谷にてりわたる神よ、穴玉の如くなるはやといひすてて、さて此神は、阿治須貴神ぞと云る意なり、されど光ることなくては、二谷に亘る物、何物とも聞えがたければ、左右に波夜を映と見ざれば、言足はぬぞかし、〇美多邇、(三音一句)契沖、眞谷なり、萬葉に、眞草をみくさ、三熊野を眞熊野どもよめるは、麻と美と通音なる故なり、然れば美山も、眞山の意なるべければ、美多邇も准へて知べしと云り、〇布多和多良須は、同人、二亘なり、和多流を、古語には和多良須ともいへり、濱成式には、阿那他麻婆夜美(六句)と注して、彌を上句に付け、他爾不他和多留、(七句)と注せられたれど、おぼつかなし、穴玉早みと云ては、早みの義通じがたしといへり、此二句は、阿遲志貴神の身の光の、一谷を越て、二谷まで照至るを云、即書紀に、光儀華艶、映于二丘二谷、とある是なり、(谷は丘の間にある物なれば、谷二といへば、其中に二丘はこもれる故に、即二丘二谷なり、)さて此句にて語を絶て心得べし、此句までは、我も人も皆目前見たる狀を云るにて、次

て疑はし、故思ふに、阿加陀麻を誤れるにはあらじか、(赤玉は古哥にあまた見えて、此卷の末の御哥に、赤玉の光は云々とあるなど、殊に此に叶へり、加と那と字のや、似たる故に、誤れるか、又同韻なれば、本うたひ訛れるにも有なむ、されど書紀にも阿奈とあれば、たとひ誤にもあれ、此記などよりも以前の事なるべし、)さて上に玉之といひ、瓊と云て、又こゝに玉と云る、如此おなじことを、さま〴〵に長々とつらねいふは、古言の美きなり、(大祓詞に、荒潮の潮の八百道の八潮道の潮の八百會といへるなど、思ひ合すべし、)さて波夜は、光映にて、照曜くをいふなり、(延と夜とは通音ながら、波延と云べきを、波夜とては、何とかやおだやかならずきこゆめれど、)書紀に速玉之男、式に熊野早玉神社、又陸奥國志太郡敷玉早御玉神社あり、これらも皆映玉の意なるをおもへ、(速早などは、みな借字なり、玉に速早きと云ことは由なし、)又書紀に見えたる羽明玉の羽も、映の意なるべし、又萬葉十七(七丁)に、多麻波夜須と云言もある、是も玉映といふことぞ、(由を延て夜須と云は、古言の格なり、令映の意にはあらじ、さて萬葉に、此を武庫の枕詞とせるは、玉映むかしきと云つゞけなり、玉の光るは、めでたき物なれば云り、心にかなひて愛く思ふを、古むかしきといひき、)さて此句は、穴玉のごとく光映てといふ意なり、(譬る物を云て、如くと云言を添て心得るは、常のことなり、)此波夜てふ言は、一首の眼なり、是を惡く心得ては、凡て歌の意明かならず、よく味ふべし、(契沖云、照かゞやきて織女のうなげる玉の光と見ゆるはやと云なり、波夜は者哉なり、夜と云は、其光やと云て、ことわらむためなり、萬葉に、近江の海浪かしこしと風守り、年はや經なむこぐとはなしに、又おく

人も物も、天上のは優れて美麗き故に、天在やとも置るなり、○宇那賀世流は、契冲、所嬰なり、日本紀に、以其頸所嬰五百箇御統之瓊云々、萬葉十六に、吾宇奈雅流珠乃七條、とよめりと云り、宇那牙流を延て宇那賀世流と云は、古言の常なり、(立るを多々世流、佩るを波加世流と云など と同格なり、)さてそは書紀口決に、頸に嬰を云といへり、宇那は和名抄に、項は頸後也、和名宇奈之とあるこれなり、萬葉十三に、海部處女等纓有領巾文光蟹、とある纓有をも、ウ。ナ。ガ。セ。ル。と訓べし、(今本に、マ。ツ。ヒ。タ。ル。と訓るは非なり、)なほ頸に玉懸しことは、上傳七の始、御頸珠のところにいへり、○多麻能美須麻流は、玉之御統なり、御統のことは、上傳七御宇氣比の段に出、○美須麻流邇、凡て歌ふ物は、同じことを再返しもし、又かく聯て疊もするは、昔も今も同じことなり、信に此哥なども、かく疊たるにてこそ、調は宜しけれ、書紀には、第四句の終に、廼字添りて、此句の無きは、同言なる故に、後に誤りて、美須麻流の四字を脱せるなり、(或は古哥の、さまを知らぬ後世心に、同言の重なれるを衍と見て、さかしらに削りしにもあるべし、)濱成の式と云物にも、他麻能美須麻呂、(四句)美須麻呂能(五句)とあり、さて邇は、八坂瓊などの瓊なり、書紀には廼とある、何れにても宜しき中に、廼の方は今少し勝りて聞ゆ、(師は、此記の邇をも、廼字の誤のごとく云れつれども、然にはあらず、此記には、廼を假字に用ひたる例もなく、又邇にても、よくきこゆるものをや、)○阿那陀麻波夜、玉は穴を穿ちて、緒を通す物なれば、穴玉といふと、契冲もいへる、信にさることなり、(阿那を、歎辭とする説は非なり、)但し穴玉といふこと、此他に例も見えず、又玉の光の美きを云むに、其穴を云擧むことも、何の由無く聞え

は、いたく非なり。）さて棚機津女と云を畧て、たゞ棚機と云も、古よりさる例多し、（師説に、此の哥本はたなばたつめとぞ有けむを、後に古歌をよくも心得ぬ者の、誤ておとたなばたとは改めつるなるべし、たなばたつめを省きて、たなばたとのみ云る、萬葉にもあれど、やゝ後のことなり、又さしつけて弟なる女のよしを云むも、いかゞなればなり、と云れしも、一わたりはさることなれども、なほよく思ふに、然にはあらじ、其故は、本よりたなばたつめとあらむは、安らかにいとよく聞えたるを、何の由にかは、いさゝかむつかしく、おとたなばたとは改めむ、淤登は、右に委く云る意にて、美麗ことを極めて云むためにおけり、必しも弟なる由には非ず、又略きて棚機とのみ云むも、必しも後のわざとも云がたし、海人と云べきを、たゞ阿麻とのみも云類にて、此例いと多きことなり。）但此は、かの棚機姫神を指てよめるかとも云べけれど、淤登とあるを思へば、なほ只機織美女なりけり、式に、尾張國山田郡に多奈波多神社と云もあり、さて此に機織美女を先出せるは、次に玉の美麗を云む料なり、さるは上代には、凡て玉を以て身に飾れる中にも、機織女のことをば、殊に書紀神代卷にも、手玉玲瓏織紝之少女、萬葉十（卅丁）にも、足玉母手珠毛由良爾織旗乎などあり、其は何故ぞと云に、萬の作業をなすに、聲をあげ歌をうたひなどして、勞力を助くる如く、機を織にも、身に飾れる玉どもの、玲瓏と鳴を、拍子に取れるなり、萬葉十九（三十四丁）に、鳴波多嫐嬬とあるも、鳴機の意の稱なるべし、又書紀仁德卷、雌鳥皇女御哥に、比佐箇多能阿梅箇儺麼多とあるを、私記に、昔飾機以金鏁取鳴聲織也と云るも、同意なるを思ふべし、さて玉の美麗を云む料に、先其女の可愛き由に淤登といひ、又凡て

に、それより轉りて、必しも季子ならねども、賞愛まるゝ意にて、なべて美女などをも、淤登某とぞ云けむ、此も然なり、(契沖が、弟なるをば、親の殊に愛する故に、弟織女とは云なりと云るは、己が此説と同意とは聞ゆれど、言たらでまぎらはし、)されば右のさいばらなるも、必しも、季女委男の婦ならずとも、さは云てむ、(かの我門、歌には、我名を知まく欲からば云々、あやめの郡の大領のまなむすめといへ、おとむすめといへとあれば、實に季女にもあれ、自如此名告れる意は、愛みかしづかるゝ女子なるよしなり、然れば必しも季女ならずとも云べし、又葦垣なるは、其歌の意さだかならねば、定めては云がたけれど、其詞に、とゞろける此家のおとよめとあり、とゞろけるは、世に名高く聞えたる意と聞ゆれば、これも人に賞愛まるゝ意にてもありなむ、)棚機は機織女を云、そは先古語拾遺に、令天棚機姫神織神衣と見え、又萬葉の歌に、棚機津女とも、棚機ともよめる、此は本棚機と云は、機のことにて、(機のかまへは、棚なる故に、然いふなり、)そを織神なる故に、棚機姫と名にも負給ひ、又凡て機織女を、古より棚機津女と云しに依て、歌に彼織女星をも然賦るなり、然れば棚機とは機織女を云稱なり、(抑七月七日夜、牽牛織女と云二星の交會と云は、漢籍に云ることなるを、此間にもならひて、歌に多くよめるに、いはゆる天漢を、天之安河とよみ、織女を棚機つ女とよめるなど、みな似つかはしきままに、おしあてに當たるものにて、そはたゞ漢國にて、詩に作るにならひて、此方にもたゞ哥によめるのみにこそあれ、實の事にはあらざるを、其説の世に偏く弘れるから、後世人は、たゞそれをのみよく知居る故に、かの棚機姫神をも、此の哥の弟棚機をも、彼織女星と心得て註せる

ぞ、書紀に、時味耜高彦根神光儀華艶、映于二丘二谷之間、故喪會者歌之曰、（或云、味耜高彦根神之妹下照姫、欲令衆人知映丘谷者、是味耜高彦根神、故歌之曰）云々とあり、（此或云の文は、此心得ぬことあり、其故は、此一書には、上文に下照姫の天稚彦の妻となれること見えざれば、此にふと此姫神の出たることいかゞ、此神は、何の由縁にて、此喪に會へるとせむ、假令たすけて、既に本書に、天稚彦の妻となれること見えたれば、此には然云ざれども、然聞えたりと云むか、若其意ならば、下照姫是味耜高彦根神之妹也、故欲令云々、とこそかくべきに、味耜高彦根神之妹下照姫と書るは、なほ天稚彦に由縁なくて、ふと出たるこゝちす、書紀は凡て漢文をかざるとて、古傳の文を、かにかくに改められしによりて、なか〳〵にかゝるひがことはおほきなり）

○阿米那流夜は、天在にて、夜は助辭なり、（此米字を、書紀に妹と作るを、母と訓は非なり、契沖、云、味梅毎などの字、皆メ。に用ひたるに准へて知べく、古事記に阿米、濱成式には、阿賣に作れるを證として、ア。メ。とよむべし、天を阿毛と云ふ例なしと云り、さて天若日子の喪を、此記には、此國にての事とし、書紀には、天上にての事とせる、何をよしと定むべきに非れども、此歌にかくあるを以思へば、此記の説あたれり、若天上にてよまむには、天在やとはことわるまじければなり）萬葉七に、天在日賣菅原、三に、天有左々羅能小野之、十六に、天爾在哉神樂良能小野爾などもあり、○淤登多那婆多能は、弟棚機之なり、如此さまに云淤登は、人の季子を淤登子と云、其淤登なり、（少女の意に註せるは非なり、少女は袁登賣なれば、音異なり）さいばらの我門に、淤登牟須賣、又葦垣に、淤登與賣などあるも是なり、さて季子は、父母に殊に愛まるゝ物なる故

て、泥と云なり、例は黒田宮段に、伊呂泥とありて、書紀に某姉と書れたり、さて泥と云は、もとは男女にわたれる稱にて、男名にも負り、此事中巻浮穴宮段、傳廿一常根津日子伊呂泥命の下に云り、然るを阿泥の阿を省きて、同母姉をも伊呂泥といふなり、）淤登を伊呂杼、（淤登の淤を省きて、杼と云なり、濁るは伊呂より連く音便なり、例は黒田宮段に伊呂杼とあり、又記中に伊呂弟とあり、さて凡て伊呂と云言の義は、中巻浮穴宮段、傳廿一彼處に云べし、）とも常に云り、これらに准ふるに、同母兄に對へて、女弟をば伊呂毛と云けむことと決し、（阿泥を伊呂泥、淤登を伊呂杼と云例にて、伊毛の伊を省きて、伊呂毛と云べし、）故今然訓るなり、前には、（伊呂毛と云ることの慥に見えざるによりて、伊呂妹の妹をも、杼と訓べしと云つれども、其は精しからざりき、其故は、古男兄に對へて女弟を淤登と云る例なければなり、記中に伊呂弟とあるは、みな男弟にて、女弟にはみな伊呂妹と書り、又黒田宮段に伊呂杼と云名も、女兄に對へて云るなれば、男兄に對へて云る例には非るぞかし、凡て古に兄弟を稱呼る名ども、男と女とによりて、互に異なること、右の如くにして、後世の格とは異なること多し、委曲にわきまへずは誤るべし、書紀の訓、又和名抄などは、古に合ひがたきことまじれり、よく／＼わきためて取べきなり、）○高比賣は、下照比賣の一名なり、前に見ゆ、（傳十一大國主神の御末神等の段）○思顯其御名とは、此喪に會集有天若日子の父又妻子親族は、皆天より降れる神たちなれば、此阿遲志貴神をば見知ざるに、如此怒て、終に名告をもせずて、飛去給ひぬる故に、誰そ の神とも不被知て止なむことの遺恨さに、御名を令知むとは思せるなり、伊呂妹の心には、誠にさも有ぬべき物

にて、怒れる顔色を云なり、さて上に既に大怒とあるを、又さらにかく云るは、終に心解ず、怒れるまゝにて還坐しよしにて、喪に會へる神等に、辭言をもせず、名告をもし賜ざりし意を、此言に含めて、次の思顯御名と云處に應かせたる物なり、（凡て此記の文は、大氐古傳のまゝなる故にかゝる處に味あり、心をつくべし、）さて還とも罷ともいはで、飛去とも云る、是も恐て速に去賜よしなり、（但飛は、實に鳥の如く空を翔なり、たゞ速に行ことを飛と云にはあらず、落窪物語に、飛やうにして出たまひぬと云、常にも、速行を飛て行といふとは異なり、）○伊呂妹は伊呂毛と訓べし、同母妹を云なり、まづ凡て古に兄弟を稱呼に、男弟女弟に對へて、男兄を勢と云、阿爾とも云、（此は常の如し、）又女兄に對へて、男弟をも勢と云り、（須佐之男命のみづから、天照大御神の伊呂勢と詔へるが如し、中昔までも然云り、女兄に對へて、男弟を淤登と云ことはなかりき、此は後世と異なり、）さて女弟に對へて、女兄を阿泥と云、又男弟のみづから女兄を指ても、阿泥と云り、（但し男弟の、女兄を阿泥と云は、みづから呼ときのことなり、傍よりは、男弟に對へては、女兄をも伊毛と云り、中昔までも然り、此は後世と異なり、）さて男兄に對へて、男弟を淤登と云、（此は常の如し、女兄に對へて、男弟を淤登と云ことはなかりき、）又女兄に對へて、女弟をも淤登と云り、（中昔までも然りき、女兄に對へて、女弟を伊毛と云ることは無し、此は後世と異なり、）さて男兄に對へて、女弟を伊毛と云、（此は常の如し、女兄に對へては、女弟を伊毛といへることなかりき、）又男弟に對へて、女兄をも伊毛と云り、（此は後世と異なり、）かくて又同母兄弟の間にては、勢を伊呂勢、阿泥を伊呂泥、（阿泥の阿を省き

なり、喪山は、其藍川の上に、送葬山と云ある是なりと云り、なほよく國人に尋ぬべし、(松下氏か、今の僧都山なり、喪音を訛れるなり、と云るはいかゞ、但かの送葬山と、音近ければ、一山にや、又萬葉九に、母山に霞たな引云々とあるは、八雲御抄に美濃とあるに付て、此喪山にやあらむと、契冲云り、此哥は、近江湖にて、舟より見放てよめるなれば、美濃は隣國なれど、なほ物遠く聞ゆ、又美濃國或人云、武義郡大矢田村に、天王山と云あり、これ喪山なりと云り、又飛驒國に、荒城郡荒城郷荒城神社もあり、上代には同國なりしが、後に隣國にはなれるたぐひ多かれば、是らにも心をつくべし、又信濃の岐蘇のあたりも、古へは美濃國なりしかば、彼あたりにても尋ぬべし、)　○大量、名義は書紀に、大葉刈と書る是ならむ、(大は、大刀の名に係れり葉に係れるにあらず、)　なほ上の都牟刈之大刀の處(傳九八俣遠呂智段)　を考合すべし、さて書紀に、刈此云我里、とあれば、彼は我を濁べけれど、此記には量字を借て書れば、加と清て讀べし、○神度劔、師說に、神は例のほめて云言、度は利なりと云れし、さも有なむ、然らば度の下に之を添へて讀はわろし、さて出雲國に神門郡と云あり、(此劔を、此地より出る故に名くと云說はわろし、彼國風土記を考るに、神門郡には、此神の由緣あれども、そは返て郡名は、此劔名より出つるも知がたし、風土記の郡名の說は別なり、)　又越中國新川郡に、神度神社、但馬國氣多郡に、神門神社あり、帳に見ゆ、書紀に、則拔其帶劔大葉刈、(亦名神戶劔)　以斫伏喪屋、此即落而爲山、今在美濃國藍見川之上喪山是也、世人惡以生誤死、此其緣也、一書に、乃拔十握劔、斫倒喪屋云々、

○忿而、こゝは於母本傳理弖と訓もよけむ、書紀に、作色慍、色赫然などをも、然訓り、面火照の意

名副妹偲、など、あるに依て、那蘇布流とは訓つ、古今集序に云る那須長閇歌も、漢國の比に當れり、（此を師は、ナゾモアヲマガレルヒトニタグヘケガセルヤ、と訓れつれども、死人も、此は麻加禮留人那伎人など訓べき處に非ず、又比穢と云言も、なにとかや聯ざま漢めきたり、又終の夜もわろし、凡て何誰幾など、云て、下を夜ととぢむることと、雅文にはなきことなり、漢文讀よりうつれる、近世の俗言なるを、師の文にも、常に此誤多きは、いかにぞや、今世に此てにをはを辨知人なし、古のよき文をよく見て、さとるべし、）時味耜高彦根神忿然作色、曰朋友之道理宜相弔故、不憚汚穢遠自赴哀、何為誤我於亡者、と書紀にあり、（註どもに、阿遲志貴神の、此喪を弔ひたまへることの義不義を、かにかくに論へるは、いとあぢきなき漢國ぶりのさだなり、）○蹶離遣は、久惠波那知夜理伎と訓べし、久惠のことは、上傳七御宇氣比の段に云り、離は放字の意にて、何處にまれ往まゝに棄やるを云、（一に合たる物を、分離す意にはあらず、）○此者とは、其蹶放遣たる喪屋者なり、○美濃國、中巻には三野とも書り、名義眞野なるべし、○藍見河、さだかならず、書紀口決に、厚見郡也と云るは、其頃までは、慥に此名の川ありしにや、和名抄に、不破郡に藍川と云郷あり、○河上、これも上の肥河上の例に依て、加波加美と訓べし、（加波良とは加波乃倍とも訓字なれども、凡て山の在所を、川以て云むに、某山は某川のべに在とは、川大にて、山いと小からむにこそ、さも云べけれ、川もいとしも大ならず、山も宜きほどならむには、さは云べからず、今は藍見河も喪山も、さだかならねば、まづは水源と云むぞ、なべてのことなるべき、）○喪山もさだかならず、或人の説に、藍見川は、不破郡府中村の藍川是

ぞ、雅文の定りなる、書紀に、先是天稚彥在葦原中國也、與味耜高彥根神友善、故味耜高彥根神昇天弔喪時、此神容貌、正類天稚彥平生之儀、故天稚彥親屬妻子、皆謂吾君猶在、則攀牽衣帶、且喜且慟、又一書に、先是天稚彥與味耜高彥根神友善、故味耜高彥根神登天弔喪、大臨焉時、此神形貌、自與天稚彥恰然相似、故天若彥妻子等、見而喜之、曰吾君猶在、則攀持衣帶、不可排離とあり、○愛友は、宇流波志伎登毛と訓べし、書紀神功卷に、善友ともあり、伊勢物語に、昔男いとうるはしき友ありけりなどあり、凡て友の交のむつましきをば、宇流波志と云り、萬葉十八（十八丁）に、宇流波之美須禮とよめるも、睦く交るを云り、俗に云中の善なり、さて此二柱神の交遊は、天若日子の此國に降て後よりのことなるべし、書紀の趣も然聞ゆ、下照比賣の母兄神に坐ば、ゆかりも甚親きなり、帳に出雲國出雲郡に、阿遲須伎神社、天若日子神社と並び載り、（今本に、遲字を庭に誤れり、）文德實錄三に、出雲國阿遲須伎、高彥命神授從五位下とあるは、此社なるべし、○故弔來耳、こは耳字を許曾に當て、愛友那禮許曾弔比來都禮と訓べし、那禮許曾は、那禮婆許曾の意なり、婆を省きて云ぞ、古語の格なる、（又耳字を能美と訓ては、漢文讀なり、凡て古言はさらにも云ず、中昔の雅文にまでも、語のとぢめに能美と云すつることあることとなし、許曾と云辭に、耳字の意あるなり、猶此事は、首卷に委く云るが如し、又漢文には凡て、來弔など、來を先に言を、御國には昔も今も、弔來と云如く、凡て來を下に言ぞ定りなる、こは文かかむ人の心得に云なり、）○比穢死人は、伎多那伎志爾毘登爾那蘇布流と訓べし、死人は、書紀垂仁卷に、從死とある訓の如く、決て志爾毘登と訓べく、比も、萬葉十一に、久方天光月隱去、何

伊多久佐夜藝亙有祁理の下に、此二字以音、下效此、と既にあればなり、故彼處の下效此三字にまれ、此の註にまれ、一方は削去てありなむ、○我君者、これを師は、阿賀勢波と訓れき、妻の語なれば、然もあることなれど、君と書ければ、伎美とぞ訓べき、(書紀に、志那藝と云訓を付たるは、古へさる稱も有つらめども、慥なる據も見えず、例もなければ、從ひがたし、仁德段、歌に、阿賀勢能岐美とよめり、志那藝は、勢那君の轉れるにや、)○坐祁理、上は父の言なる故に、有けりと云、此は妻の言なる故に、坐と云り、二の祁理てふ辭の勢は、かの伊多久佐夜藝亙有祁理の祁理と同し、○取懸手足而見るが如し、こは細に云ば、父は手に、妻は足に取懸るならむ、されどさまで見むは、餘りくだ〳〵しかりなむ、萬葉四(十三丁)に、衣手爾取等騰己保里哭兒爾毛云々、又廿(三十五丁)に、可良己呂茂須會爾等里都伎奈苦古良乎云々などあり、○過は、阿遲志貴神を誤りて、天若日子ぞと思へるを云、○容姿は加本と訓べし、書紀に、面貌顏色顏容容顏貌姿色相貌などは固にて、容姿形容形姿貌容容止などをも、皆然訓り、萬葉にも、姿貌容などあり、加本とは、(漢先は面の形樣を云名にて、惣ての身體の形樣までを兼たり、右の字どもにても心得べし、文に好色など云色を、中昔よりこなたは、御國にても伊呂といへども、そは古言に非ず、故書紀には、其意の色字をも、加本と訓り、さて又今世には、たゞに面を指て加本といへども、そは違へり、此の二柱神の相似たるも、たゞ面のさまのみならず、惣ての身のさまゝでを云なれば、今世人の心には、此容姿をも、加本加多知と訓では、言足ぬげに思ふめれど、さにあらず、)○過也は、阿夜麻亙流那理祁理と訓べし、凡て上に語る事を、如此さまにことわる語は、那理祁理と結る

は、學者のくせなり、後漢書といふ漢籍にさへ、皇國の事を記せるには、其死、停喪十餘日、家人哭泣、不進酒食、而等類就歌舞爲樂、といへるものをや、

此時阿遲志貴高日子根神（自阿下四字以音）到而。弔天若日子之喪時。自天降到天若日子之父。亦其妻皆哭云。我子者不死有祁理。（此二字以音下效此）我君者不死坐祁理云。取懸手足而。哭悲也。其過所以者。此二柱神之容姿甚能相似。故是以過也。於是阿遲志貴高日子根神大怒曰。我者愛友故弔來耳。何吾比穢死人云而。拔所御佩之十掬劍。切伏其喪屋。以足蹶離遣。此者在美濃國藍見河之河上喪山之者也。其持所切大刀名謂大量。亦名謂神度劍。（度字以音）故阿治志貴高日子根神者。忿而飛去之時。其伊呂妹高比賣命。思顯其御名故歌曰。阿米那流夜。淤登多那婆多能。宇那賀世流。多麻能美須麻流。美須麻流遲。阿那陀麻波夜。美多邇。布多和多良須。阿治志貴。多迦比古泥能。迦微曾也。此歌者夷振也。

到而は伎麻志氐と訓べし、○我子者云々は、父の言なり、○註、此二字云々の八字は、いがゞ、上の

管絃にはあらで、鼓と大角小角となれば、よのつねの樂にはあらず、其故は、大角小角は、御國にても、もはら軍に用る器にて、尋常の管のたぐひには非ればなり、されど葬にさる物を用るも、本は上代の遊樂のかたの遺れるなるべし、又この鼓吹に付て、上代の遊樂とあるをも、其類ならむかと疑人もありなむか、されど上代のは、角の如き管にはあらず、たゞ尋常の樂なりしこと、右の引る書どもの趣にて知べし、天武持統御卷に見えたるも然なれば、其頃といへども、天皇の御をりのは、なほ上代の如くにぞ有けむ、）喪葬令に、遊部とある者も、師は此遊をなす者ならむと云れき、（義解の説は誤なるべし、）さて喪に如此樂せしは、何の所以ぞと云に、まづ人の死たるは、彼天照大御神の天石屋に隱坐て、世の闇夜になれりしに類たるゆゑに、（萬葉二に、天武天皇崩坐しことを、天原石戸を閉、神上上座奴とよみ、又三に、河內王豐前鏡山に葬し時の哥に、豐國乃鏡山之石戸立、隱爾計良思、などよめるも、此意をおもへり、）其時の故事をまねびて、哥樂て、其人を復此世に還りたまへと、招禱る意より起れり、そは鎭魂祭儀にも、彼故事をまねぶ儀あるにてさとるべし、（鎭魂祭の儀、石屋段に引り、）然るを書紀にはたゞ、八日八夜啼哭悲歌とのみ云て、樂のことを記されざるは、御國の古禮を忘れて、ひたぶるに漢ざまに書なされたるものなり、悲歌とのみにては、古意に背ける物をや、（樂は、死人を又還れと云こゝろにて、おもしろき態をするなれば、たゞ悲哥のみにはあらず、思ひ混ることなかれ、喪に樂せむこと、あるべくもあらずとおもふは、漢意なり、其するも、本悲みのあまりなれば、何事かあらむ、凡て古の事を、漢國に例なきをば疑ひて、左右に言まげて、強て漢にかなへむとする

れり、石屋戸段（傳八）にも云り、又訶志比宮段（傳三十）にも委く云、さて上代には、殯時も、むねと樂せしこと、此餘も古書にあまた見ゆ、書紀允恭卷、天皇崩坐し處に、新羅王聞天皇既崩、驚愁之、貢之調船八十艘、及種々樂人八十、云々、泊于難波津、則皆素服之云々、張種々樂器、自難波至于京、或哭或歌儛、遂參會於殯宮也、（新羅は戎狄ながら、蕃國なれば、御國の禮を奉仕れるなり、）天武卷天皇崩坐し處に、云々次國々造等、隨參赴各誄之仍、奏種々歌舞、持統卷に、元年春正月丙寅朔、皇太子率公卿百寮人等、適殯宮而、慟哭云々、奠畢、膳部采女等發哀、樂官奏樂、二年冬十一月乙卯朔戊午、皇太子率公卿百寮人等、與諸蕃客々、適殯宮而慟哭焉、於是奉奠、奏楯節儛云々、これも同天皇の大御殯の時なり、又繼體卷に、近江の毛野臣が、新羅より還さまに、津島にて死りしを、本郷に返し葬るとて、淀川を船より上る時に、妻の歌に、比攞哿駄喩、輔曳輔枳能朋樓云々などあり、（舊事紀に、饒速日命の薨坐る處に、日七夜七以爲遊樂哀泣斂於天上、と云ことあれども、疑はしきことゝあれば、此は例に引べからず、靈異記に、朝倉宮御代に、雷を取へし小子部栖輕が事を記せる條に、栖輕卒也、天皇勅留七日七夜、詠彼忠信、とあるも、此人の功事を詠歌しめたまひしなり、さて書紀天武卷に、大伴連望多薨云々、發鼓吹葬之、續紀に、長屋王吉備內親王屍を葬らしむる時の詔に、吉備內親王者無罪、宜准例送葬、唯停鼓吹、これらを見れば、其ころまでも、親王公卿などのをりも、さることと有しなり、但喪葬令に、太政大臣親王より三位までの、葬具の式を載たる中に、親王一品、鼓一百面、大角五十口、小角一百口云々、三位、鼓四十面、大角二十口、小角四十口云々、など・あるに依るに、かの鼓吹とあるは、

葉の哥に、多く氣長と云、又毎日を、朝爾食爾と多くよめる（食は借字なり。）氣是なり、さてその朝爾食爾を、或は朝爾日爾ともよめるを以て、氣は日數なることを思ひ定めよ、かくて氣は來經の切まりたるなり、來經と云ことは、倭建命段の哥に見えたり、なほ彼處（傳廿八）に委く云べし、されば二日三日など云は、二來經三來經と云ことなり。（師說に此加を、數の畧にて、七日は七數、八日は八數と云ことなり、故に七日の日八日の日とも云り、と云れしはわろし、若數と云言ならば、日にのみはかぎらで、何の數にも云べきに、他には例なくて、只日數にのみ云るはいかに、且七數八數など、數てふ言を添て計むも煩しく、さることと有べくも所思ずなむ、又七日の日八日の日など、云も、七來經の日八來經の日と云むも、なでふことかあらむ、さて二日より以上はみな、伊久加と云を、一日のみは、比止加とは云ぬは、いかなる故にか、未思得ず、凡てかゝる言は、神代のまゝの古言なれば、必所由ありなむ物ぞ、又二日七日は、布多加那々加と云べきを、多を都、那を奴と轉し云は、たゞ何となく通音にいひなれたるものなるべし。）さて日數を計へて、幾日と云には、夜も其中にこもれるを、此の如く八日八夜など、分て云も古語の文なり、（此は八日の間、夜も晝もと云意ならむ、と思人も有ぬべけれど、左に引、鎭火祭詞なるは其意無き例を思ふべし。）鎭火祭祝詞にも、夜七夜晝七日、（下の夜字、今本には、日と作れども、誤なり、元々集に引るに、夜とあるを用ふべし。）山城風土記にも、神集々而、七日七夜樂遊とあり、さて此の八も、例の彌の意にて、たゞ幾日もと云意か、又正しく八日八夜にも有べし、

〇以、字は哀と訓べし、〇遊也は阿曾備伎と訓べし、遊とは、管絃歌舞たぐひを云て、樂字に當

にて、大旨のこゝろばへは知らるゝものぞ、口決に、使乘鳥尸也といひ、又卜部兼倶說に、上古野葬にして、鳥に食するなりと云るなどは、例のなまさかしき後世意なれば、論ふにもたらず。）

〇行定而は、於許那比定米弖と訓べし、書紀神代卷に、彥火々出見尊取婦人爲乳母湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉とあり、於許那布とは、事を擬ひ掟るを云て、中昔までも此例多し、（延佳本に、行を於伎弖と訓るも、意はかなへり。）凡て於許那布てふ言、後世にはたゞ重く用へども、古は輕くも多く用へり、書紀允恭卷哥に、區茂能於虛奈比ともよみ、（古今集には、くものふるまひとて入る。）土佐日記に、よねいをなどこへば、おこなひつ、（一本には、贈るとあり。）おちくぼの物語に、いりたちて、こゝはざうしき所ぞなど定めて、とせよかくせよなど、おこなひてなほさす、枕册子に、格子を上ることを、御格子於許那布と見え、源氏須磨卷に、近き所々の御庄のつかさめして、さるべきことゞもなど、良淸朝臣したしき家司にて、仰せおこなふもあはれなり、などあり、〇日八日夜八夜、八日は八夜に對ひたれば、耶比と訓べきが如くなれども、猶耶加と訓べし、中卷倭建命段哥に、迦賀那倍弖、用邇波許々能用、比邇波登袁加袁、これ夜に對へても、日は伊久加と云證なり、（〇　八日は、古今集などに耶宇加と見え、常にも然いへど、そは音便にて耶を延たるものにて、古言の正しき例には非ず、六日を牟由加と云も同じ、されば耶加牟加と書て、耶宇加牢由加と讀はさもあるべし。）さて此（二日三日八日十日などの）加は、日數を云言にて、彼御哥の迦賀那倍弖も、日々並而にて、日數を並べ計ふるを云なり、（屈並考へなど云說は、みな非なり。）加とは、氣を通はし云る言にて、氣は、經日數の長きを、此記又萬

ことなり、況て御國には、さるわざ有べくも思はれず、されば母能麻佐は、後に漢籍を讀とて設けたる、尸の訓なるを、此段に似つかはしきことゝ思ひて、後人の書加へたるにやあらむ、若然らば、漢國にても、始て死たるをりの奠には、無き例なれば、當らぬことなり、若又上代に殯に、母能麻佐と云もの實に有しならば、必漢國の尸とは異なりけむを、書紀に尸者と書れたるが當らぬにや、口決に、尸者着死衣而謁弔と云るは、死人の着衣を着て、弔に來たる人に見ふ人と聞えて、漢の尸とは同じからぬを、漢籍の趣にすがらで、如此註せるは、當時さる風俗のありしにやあらむ、それ若古より有しことならば、尸に似たる所もあれば、書紀に尸者と書れたるも、あしからぬにや、左右に疑はし、造綿者は、私記に、謂今以綿漬水沐浴於死者之人耳と云れど、そればかりの綿は、いといさゝかなれば、それ造者とて、別に充べくもあらず、故思ふに、屍のゆるがざらむ料に、棺内の空處を、上代には綿してぞ塡めけむ、其綿は多くいることなれば、それ造者を云にや、されどこれらは、いと定めがたきことなりかし、）さて此喪のわざどもを、かくの如く皆鳥どもに任したるは、如何なる所以とも、未慥には思ひ得ず、姑く書紀纂疏に、稚彥有雉禍、故以乘鳥任葬官、類之也、とあるに依て有なむか、凡て神代には、尋常の意を以ては、測りがたき事ぞ多かる、（抑天若日子は、前にも云る如く、いみしく罪深きさまに、殊に貶して言傳へたりと見ゆれば、此喪のほどにも、いたくうとみて、集ふ人もなかりけむ、故せむ方なくて、鳥どもには事をおふせたるなり、とも云べけれど、次に日八日夜八夜以遊とあるを思ふに、然のみ事欠たる喪のさまを云る語の勢には非ず、凡て古文を見るに其とは云はねど、凡ての語の勢

に糯に作ると字書にあれば、此より誤れるか。）粢米は今云白餅、粿米粡米は、今云洗米なり、然れば上代に殯にも此等物を奠し、その米を舂女なるべし、（若たゞ飯の米ならば、其を舂者として、別に擧べきにあらず、右の物は、米のまゝにて奠れば、舂が其制なる故に、其役者を擧たるなり、但し予郷近き里々にて、人死ぬれば、庭に多く臼を立て、ことさらに米を多く舂わざあり、他國にもさるわざあるべし、これ上代の儀の、これるにやあらむ、此を以思へば、奠の米のみにもあらざらむか、又口決に、爲粢哺尸と云るはわろし。）さて雀に此役を任せるは、又谷川氏說に、雀取躍而不歩如舂也と云る、信にさも有べし、○哭女は（書紀仁賢卷に、哭女此云儺倶謎とあれども、こは人名にて、別事なれば）那伎賣と訓べし、さてこは又谷川氏の、嘗聞紀熊野、若家有死者、傭饒舌婆子、令之哭、告鄕黨、隨價高低、有哭泣輕重云と云る、（此事は己も聞り、隨價高低とは、一舛哭二舛哭など云て定むとぞ、）此風俗を聞て、上代思ひやられたり、さて雉に此役を任せるは、聲高くて鳴鳥なるが故なり、書紀云、即以川鴈爲持傾頭者、又以雀爲舂女、一云、以鷄爲持傾頭者、以川鴈爲持帚者、一云、乃以川鴈爲持傾頭者、亦爲持帚者、以鴗爲尸者、以雀爲舂女、以鷦鷯爲哭者、以鵄爲造綿者、以烏爲宍人者、凡以衆鳥任事とあり、（此中の尸者造綿者の二は、此記に無し、尸者と云ものは、いと疑はし、其故は、先漢國にて尸と云者は、神象也と禮記にありて、先祖の祭祀にまうくるものなり、男を祭るには男、女を祭るには女を用ふ、さてそは孫爲王父尸とありて、孫を尸にはするなれば、父は返て子を父として祭ることなり、されど此尸と云ものは、彼國にても古の風俗にこそあれ、甚あるまじきわざなれば、後世には絕て無き

器を持て、最先に立行なり、かの影媛哥に、玉垸に水さへ盛とあるによくあたれり、されば此佉佐理持も、諸國の葬の風を尋ねば、今も似たること必ありて、名ものこれることもありぬべし。）○掃持は波々伎持なり、書紀に持帚者と作り、（掃字を帚に用たる例は、字書には見えねども、波波伎は羽掃の意にて、體用の差のみなれば、御國には、古通用ひけむ、萬葉十六にも玉掃とかけり。）此は葬の時、帚を持て行者を云なり、（後世にも、葬ならでも、此事は有ことなり、口決に葬而掃喪屋人也と云るは、かなはず、若それならば、掃人などゝこそ云べけれ、帚持としも云るは、持て行故の名なり、台記に、久壽二年十二月十七日、傳聞、今夜亥刻、高陽院入棺云々、即奉遷福勝院云々、出御之後、民部大夫重成以竹箒拂御所とあり、口決の説は、かゝる事もありしを思ひてなるべし。）さて此役を、鷺に任したるは、毛冠の帚に似たればなり、○御食人は、殯の間、死者に供る饌を執行ふ人なり、書紀に宍人者とある、是に當れり、（私記に、宍人者、包丁之類也といへり、さて宍人者をも、此記に依て、美祁人と訓もよけむ。）殯に進奠事、書紀の淨御原天皇の崩坐し段に見えたり、さて此役を翠鳥に任したるは、谷川氏説に、能取魚故と云り、（此鳥のよく魚とることは、漢の諸書に見ゆ。）○碓女は宇須賣と訓べし、書紀には舂女とあり、（都伎賣と訓れど、此も宇須賣と訓べし。）今世にも、米を舂男を碓之者と云稱あり、さて女は部の意ならむかとも思へれども、なほ字の如くなるべし、（女の稻舂こと、萬葉十四の東哥などにも見ゆ。）さて此役は、まづ和名抄祭祀具に、粢餅、漢語鈔云、粢之度岐、祭餅也、粿米、漢語鈔云、加之與禰、淨米也、糑米、離騷經注云、糑精米、所以享神也、和名久萬之禰とある、（糑字は糈の誤なり、糈を、俗

り。)さて書紀に持傾頭とは、いかなる由にて書れたるにか、(口決に、助尸傾也と云、纂疏に、謂擧死人之頭首者也と云るなどは、只字をのみ思ひての强言なれば、論ふにも足らず、又氣去時頭傾ゆゑに、伎佐理持と云と云るなども、さらによしなし。)さだかならず、(されど此字と私記の説とを合せて、熟思ふに、笥飯背垂持と云ことならむか、祁比は伎、勢多は佐と約まる、背垂とは、俗言に、物を負を勢多良負と云ことあり、そは肩よりかけて背へ垂負と云意なり、されば私記に戴とあるは、正しく頂上に置にはあらで、頭を前へ傾俯きて、項より背へかけて、飯笥を居て行なるべし、故書紀に傾頭とは書るか、若然ならば、持字は、傾頭を持には非ずて、持て傾頭なり、然らば持食傾頭者などゝこそ書べきに、食など云字なくて、たゞにその持たる狀をのみ書るは、いかゞなれども、こは若くは食字などの有しが、後に脱たるか、さらずとも、如此する役は、他事には例なきを、たゞ葬にのみ有て、頭を傾け俯て行がめづらしき故に、其形狀を以名けたれば、其意を得て、字も形狀を以書るにやあらむ、又事は右の如くにて、名の意は、頗傾背垂持にてもあらずか、加夫志は伎と切る、さて右の如くして持行、故に、其飯の名を、頗傾背垂と云を約て伎佐理と云ならはしたりけむ、其伎佐理の飯を持意なり、如此見るときは、書紀の傾頭、二字、即飯のことなり、さて私記に、片行とあるは、中に向、字など脱て、片向行などにや、然らざれば、片行と云こと心得がたし、彼此に此片行に、傾頭、字の意ばへ有げに見ゆ、さて河鴈の頸のさま、此伎佐理持の形狀に類たることある故に、此役を充たるなるべし、今予郷の風俗に、送葬に水持と云者あり、死者の乳母か何ぞ、親しき婦人、白物を服、頭をも白き布などして結て、水を盛

るか、纂疏には、謂二鳧鴈之類一とあり、こは鳧の一種に加留と云ありて、古書どもに加理之子と云は、其子なれば、此をも思ひ、又鴈をも弃ず、兩方をはづさじとて註れたるか、若然らば信られず、又は河に住鳥の類を、凡て河鴈と云し據ありて、其意に如此註されたるか、そはさることなれど此は種々の鳥どもを並擧たる中の一なれば、惣名にては稱はず、一の鳥名なり、川千鳥などは、只千鳥にて、濱千鳥磯千鳥なども云て、河に在を云なれば、此の例は異なり、）猶熟尋ぬべし、（鵄、延佳本には鷺と作れども、中卷垂仁段、鵄巣池、これも鵄と作り、此も彼も諸本みな同じ、また字鏡にも、鵄佐義とあり、か　れば古は多く如此ぞ作けむ、故今も其に依つ、和名抄に、鷺和名佐木とあり、○翠鳥は、上の八千矛神の御哥に、蘇邇杼理と有て、其處に委く云るが如し、（傳十一）此も蘇邇と訓べし、（書紀には曾比と訓れど、なほ蘇邇ぞ本なりける、）○雀、和名抄に、雀和名須々米とあり、下卷朝倉宮天皇大御哥に、爾波須受米とよませ給へり、（記中に雀字は大雀命雀部など、佐邪伎に用ひたれども、書紀に佐邪伎には、鷦鷯と書て、此は以レ雀爲二春女一とあれば、なほ須受米なり、○岐佐理持、書紀に持傾頭者とあるを、私記に師說に、葬送之時、戴二死者一食片行之人也と云り、此說持傾頭の字に拘らで、如此註せるは、如何樣にも據ありつと見ゆ、此に從ふべし、書紀武烈卷に、鮪臣か戮されし處へ、影媛が逐行てよめる歌に、拖摩該儞播、伊比佐倍母理、拖摩暮比儞、瀰逗佐倍母理、儺岐曾哀遲喩俱謀、柯㝵比謎阿婆例、於是影媛收埋云々とあるなど、事のさま、よく戴二死者食一行と云るに似たり、（大嘗祭式に、齋場より大嘗宮へ、兩國の供物を渡す行列の中に戴二御膳一案女八人とあり、これも葬事にはあらざれども、事の狀は似た

若日子が死りしことを知るなり、(書紀纂疏に、天國玉聞其哭聲、謂天耳通、又以父子同氣、諳知其死也、とはなにごとぞや、凡て神代の故事を、漢意にて見るから、かゝる言煩說は出來るぞかし、)〇於其處とは、天若日子が死たる處を云、抑此天若日子は、天より降りし神なれば、屍を將て還りて、天上にて喪事は行ふべきに、然はせずて、其隨死たる處にて喪を行ふなり、此書紀の傳とはいたく異なり、〇喪屋、まづ喪てふ言は、麻賀事の切りたるにて、(麻賀を切れば麻、許登を切れば許にて、其麻許を切れば、母となるなり、)死たることのみにも非ず、何事にまれ凶事を云なり、されば萬葉五(三十七丁)に、靈剋内限者、平氣久安久母阿良牟遠、事母無裳無母阿良牟遠、十五(二十五丁)に、伊麻太爾母、毛奈久由可牟登、又(二十九丁)多婢爾弖毛、母奈久波夜許登、六帖又伊勢物語に、我さへ裳なくなりぬべきかな、是等の母那久は、無恙と云意なり、さて死は、有が中にも凶事なる故に、其時の事を凡て母と云て、喪字を當たり、かくて喪屋は、屍を斂置て、其事どもを行ふ處なり、古天皇の崩坐る時、葬奉るまでの間、殯宮と申すに坐せ奉て、阿賀理し奉りし例(殯宮の事は、傳三十訶志比宮段に委く云べし、)を思ふに、上代には、凡人のも喪屋を作りしなるべし、書紀纂疏には即、喪屋謂殯宮と註たまへり、書紀には、是時天國玉聞其哭聲、則知夫天稚彥已死、乃遣疾風舉尸致天、便造喪屋而殯之、又一書に、時天稚彥之妻子、從天降來、將柩上去於天、作喪屋殯哭之とあり、此殯を天上にて爲りとあるは、此記の傳と甚く異なり、〇河鴈、此名、此と書紀の海神宮段、一書に、時有川鴈嬰羂云々とあると、二を除て餘には見えず、さるはたゞ鴈をかくも云るか、(口決には然註せり、又は川烏などの如く、一種別にあ

れば、とも思ひしかども、なほ然にはあらざりけり、又書紀の景行卷に、以兵一擧、頓誅熊襲、神功卷に大起軍衆、欲頓滅新羅、これらの頓を、比多夫留爾と訓るは、かの頓丘の訓注によれるなれど、あたらず、これらは、須美夜加爾など、こそ訓べけれ、こは頓字の論の次手云なり、)

故天若日子之妻下照比賣之哭聲。與風響到天。於是在天天若日子之父天津國玉神。及其妻子聞而。降來哭悲。乃於其處作喪屋而。河鴈爲岐佐理持。自岐下三字以音鷺爲掃持。翠鳥爲御食人。雀爲碓女。雉爲哭女。如此行定而。日八日夜八夜以遊也。

與風は加是能牟多と訓べし、萬葉二（十八丁）に、浪之共彼緣此依、又（三十四丁）風之共靡如久、十（七丁）に、峯上爾零置雪師、風之共此間散良思、十二（三十七丁）に、風之共雲之行如、十五（十九丁）に、可是能牟多與世久流奈美爾、この餘もおほし、〇響は、聲の餘の長引をも、又聲の遠所へ引行をも云、〇到天の到は、伎許由とも訓べけれど、なほ伊多留と訓べし、藥師寺佛足石讃哥に、美阿止都久留伊志乃比鼻伎波、阿米爾伊多利云々、萬葉十（三十一丁）に、呼音之不至者疑などあり、〇在天は、其妻子と云までにかゝれり、〇聞而は、凡て人の死りぬるを哀みて哭には、其人の此世に存しなどの事などをも言つゞけ、又人麻呂が妻に後し時の歌（萬葉二）に、爲便乎無見妹之名喚而袖曾振鶴とよめる如く、其名をも呼ゆゑに、今彼哭聲を聞て、天

く、又上件の事どもを見るに、然云べき所由もなければ、とにかくに非なり。）さて比多てふ言に頓字を當たるは、如何なる由にか、字書どもを考るに、此字には、比多と訓べき義は見えずなむある、然れども、右に引る書紀の頓丘はさる物にて、垂仁履中卷々などに用ひたるも、必ひたぶるにと云べき處なるを思ふに、いかにも據あるべく見えたれば、此はなほよく考ふべし、（純字に屯音もあれば、若は此と通例はなきにや、純は比多にあたれり、萬葉十二に、純裏衣と云あり、これら比多とも訓つべし、さて書紀に、比多哀を頓丘と書るは、詩經衛風に、至于頓丘といふことあれば、是を取れるが如く見ゆれども、よく思へば然にあらず、其故は、まづかの頓丘は、毛萇傳に、丘一成爲頓丘といひ、前漢書地理志に、頓丘縣屬東郡、顏師古註に、以丘名縣也、丘一成爲頓丘、謂一頓而成也、と云るに依るに、すみやかに成れる由の名と聞ゆれば、小丘を云なり、然ればかの頓丘に、比多哀の意あることなし、もしは一成と云註によりて取れるか、とも云べけれど、かの一成の一は、一たびの意、比多は純一にかたよる意なれば、同じからず、且御國の上代には、一たびにして成れり、と云が如き意を以て、比多哀と名づけむこと、有べくもあらず、小丘ならば、直に小丘とこそ云べけれ、即此記の歌に、小丘と云ことあるなり、故思ふに、書紀の頓丘は詩經の字を取れるにはあらで、頓はたゞ比多てふ言に用ふる字を書るが、たま／＼詩經にも然名のあるなり、然れば書紀の註に、此を小丘なりとも、小山なりとも云るは、詩經によれるものにて、非なり、比多哀は、片岡片山などゝ同意にて、片よれる丘なるべし、それにつきて、前には、頓字には比多の意見えざれば、頗丘の誤ならむか、頗傾などもありて、頗は比多の意に叶へ

假て、神の歌はせたまふを和邪歌と云、言せたまふを言和邪とは云なり、(禍も、神の爲したまふ意を以云、俳優も、神懸につきて云稱なり、石屋戸段に、神懸の態を爲て、大御神を招奉りしより云り、傳八彼所を考合せて玄るべし、)かゝれば言和邪は、本は神の心にて、世人に言せて、吉凶ことを示喩たまふを云しが轉りては、たゞ何となく世間に偏く言ならはしたる言をも云なり、(諺字は、轉れる方に當りて、本の意にはあたらず、)○頓使、書紀一書に、此雉降來、因見粟田豆田、則留而不返、此世所謂雉頓使之縁也とあり、頓を比多と訓ことは、書紀に、頓丘此云毘陀烏とある、此正き據なり、又垂仁卷に、不期死生、頓得爭力、又履中卷に、自是後頓絶以不賖餇部などもあり、抑比多てふ言は、此餘も比多須良比多毛能など、、今世にも云て純一むきに片よりて、他を雜へぬ意なれば、本は一より出つる言なるべし、萬葉に直土直佐麻などあるも、土のみ麻のみにて、他物をまじへぬなり、されば頓使は、副使も從者も無くて、單獨なるを云なるべし、書紀欽明卷に、單使ともあり、こ　もヒタヅカヒと訓てよろしかるべし、さて此を諺に云ならはせる意は、此雉使の、射殺されて　らざりしに因て、人世になりて、凡て大事の使を遣るに、副使從者なども無て獨なるをば、雉の頓使と云て、忌ことにせしなり、さるは上に、其雉不還と云て、此諺を擧たれば、不還例を忌な　り、書紀にも同く、不返と云語より係て云るをおもへ、(口決に、頓使者急使也といひ、纂疏に、卒然差使之謂也と云るなどは、たゞに頓字の義をのみ思ひたるものにて、比多てふ言にあたらず非なり、もし又此註どもに依らば、比多と訓るは誤なり、波夜使とか、爾波加使とか訓べし、されど其意にては、諺になれる所由もおぼつかな

之時也、中レ矢立死、一書に、因還投之、即其矢落下、中于天稚彦之高胸、因以立死、高胸、此云多歌武娜娑歌とあり、遷却祟神祝詞に、又遣志天若彦毛、返言不申氐、高津鳥殃爾依氐、立處爾身亡支とあるは、御使の人を射たりしに依て、此殃に遭るを云、高津鳥の事の殃と云意なり、(天より降れる鳥なる故に、高津鳥とは云なるべし、) ○此還矢云々の註八字は、後人の、日本紀を以添たるならむと、師の云れつる、信に然なり、其故は、若本よりの文ならば、次の於今諺曰とある言は、必此に在べきなり、かく似たることを、二並べて言むには、初を委く云て、次をこそ畧くべけれ、初に畧きて、次に委く云べきことわりなし、又是も次の雉之頓使と同例の諺なれば、本文に連ねて、彼と同く大字にて有べきに、此のみ細字なる、(是も本は大字なりしを、後人の細字にはなしたるかとも云べけれど、若さもあらば、次の雉之頓使の方をも、同く細字に改むべきを、片方は其まゝおきて、片方を改むべくもおぼえず、) かたがた後人の偽なることとしるし、

○亦其雉不還、かの雉は、已に射殺されぬれば、還らざることは、云はでもしるきを、今さらに如此云るは、此事に依れる諺を言むとてなり、さて其に取ては、加閇良邪理志由惠爾と、次句へ繼けて讀べきに似たれど、さては本是也と云語と相應はねば、加閇良受と讀絶るべし、故と云るも、本是也と云には應はねども、故は例のいと輕く置るなり、) ○諺は許刀和邪と訓り、抑此許刀和邪てふこと、事態と言同くて、まぎらはしけれど別なり、許刀は言、和邪は、童謠禍俳優などの和邪と同くて、今世にも、神又死人靈などの祟るを、物の和邪と云是なり、さてそは常にはたゞ祟て凶き事にのみ云めれど、本は凶にも吉にもわたる言なり、かくて何事にまれ、人の口を

從ふべし、さて上件の如く詔ひて、如此爲たまふは、彼書紀にある如く、咒ひたまへるなり、○胡床、和名抄に、胡床、風俗通云、靈帝好胡服、京皆作胡床、此間名阿久良とあり、書紀にも如此訓り、此記には、此にのみ胡床とありて、中卷下卷に處々あるをば、みな呉床と書り、同物なり、(漢國にて胡床と名けしは、胡國の制にならへる故なるを、御國にて此等の字を書は、其制をうつせる故には非ず、たゞ漢國にて胡床と云物の狀にや、似たるを以て、其字を假れるのみにこそあれ、其制はもとより御國のなり、故師は、此らの字を用ひしはわろし、直に高座など、こそ書べけれと云れき、信にさることなり、)下卷朝倉朝段に、立大御呉床とあれば、いと高き床と見ゆ、(凡て何にても、立とは其形狀の高き物ならでは云ぬことなり、)阿具良てふ名、意は、揚座ならむと師の云れし、さも有なむ、(或說に、編座の意とせるは由なし、さて今俗に平座ることを、阿具良加久と云ことのあるは、胡床に坐ときの座ざまなるを云にや、)其は後方に倚かゝる物ありて、後世の倚子などの屬の狀したる物にやとも思はるれど、上に寢たりとあれば、此なるは、やゝ廣き床と聞えたり、(左右近衛府式に、凡胡床三百基、緒料、緋絲、基別八兩、塗料漆、基別一合、隨損申官請、)○高胸坂は、仰に臥たる胸のさまの、坂如て高きを云名なり、(然るを、如此あるにならひて、胸とあるを、何處もく多加牟那佐加と訓は、非なり、仰に臥たる處にこそさは云れ、凡て胸の古名にはあらず、又書紀に、多加牟那佐伎とも訓るは、もと此記に依て、多加牟那佐加と訓る本を見て、又心前と云こともあるを思ひて、此記をも考へず、妄にさかしらに改たる誤なり、)書紀に、於是取矢還投下之、其矢落下、則中天稚彥之胸上、于時天稚彥、新嘗休臥

るは、即凶くなるなれば、麻賀流と云なり〕さて然して死むは、わざはひなれば、かの禍字を書るとよく合り、〔次に引る祝詞に、高津鳥殃とあるをも念合すべし〕さて此を書紀に、時高皇産靈尊見其矢曰、是矢則昔我賜天稚彥之矢也、血染其矢、蓋與國神相戰而然歟、一書に、時天神見其矢曰、此昔我賜天稚彥之矢也、今何故來、乃取矢而呪之曰、若以惡心射者、則天稚彥必當遭害、若以平心射者、則當無恙とあり、此當遭害を、麻自許禮邦牟と訓るは、御門祭詞に、天能麻我都比登云神乃言武惡事爾相麻自許理云々、とあるに同じ、〔上に呪曰とある呪は、字書に詛也とある意にて、俗にいはゆる麻自那布なれば、麻自許流は、まじなはるゝなり、凶くまじなふを、俗言にまじくると云も是なり、さればかの當遭害と、此の麻賀禮とは、言は別なれども、末は一意におつめり、故當遭害と書れたる字は、麻賀禮によく當れり〕○矢穴は、下國より天上へ射徹たる孔なり、〔古傳の趣をえしらず、かたくなゝる漢意におぼれて、なまさかしき人は、此矢穴を疑ひて、下國と天上との隔に、板などの如き物あるが如く聞えて、陋しとや思ふらむ、上の御誓段に、堅庭者於向股蹈那豆美と云ひ、又天之眞名井もあり、又畔離溝埋なども、皆天上のことなれば、矢の通り來たる穴も無てはあるべからず、若此穴を陋しとせば、かの堅庭も眞名井も畔も、溝もみな陋しからずや、されば延佳が當作天空と云る、天空こそなか〱に陋くこちけれ、又師も此穴をいかゞとや思はれけむ、強て矢之美知と訓れき、道ならむにはいかでか穴とは書む、さばかり、古の意をよく見明らめて、萬世までの師と仰ぐべき人すら、なほかゝれば、古を知るはよく難きわざになむ〕○衝返下は、下字を捨て、都伎加閇志と師の訓れたるに

矢の事は、御子命を天降し奉りたまふべき事の中ながらも、枝事なる故に、天照大御神はあづかり賜はぬなるべし、〇即示の示字、諸本にみな爾と作るは、寫誤なり、こは眞福寺本に示と作る、又師の、舊事紀に示とあるに從ふべしと云て、美世と訓つるを用ふべし、（石屋戸段にも、示を爾にあやまり、中卷神武段にも、舊印本に爾を示に誤れる例あり、）〇或は、二共に母志と訓べし、〇不誤は多賀閇受と訓べし、〇惡神は阿良夫琉神と訓べし、前にも有き、〇爲射は伊多理志と訓べし、右に血著其矢羽とあれば、此は惡神の身を射通したりし矢の來れるか、と御思したる意なればなり、爲字は、多理志てふ辭に當て書るなり、かゝる書法も記中に例あり、〇至者は來都琉那良婆と訓べし、〇不中は、阿多良邪禮と師の訓つるに從ふべし、（麻賀禮とあるに對へれば、阿多良自と訓はわろし、）〇邪心は伎多那伎心と訓べし、其由は、上の御祓段（傳六）に委く云り、此の邪心は、天神の命に背奉て、賊害心を云り、御所へ矢を射上たればなり、（又血著其矢羽とあるを、此へも係て見ば、有邪心とは、御使の雉を射たるかと御思て詔ふとすべし、當時葦原中國に、他に天神の御方として、天若日子に敵ふべき神はなければなり、されどこは、只御所へ矢を射上たるにつきてのことゝのみ見るぞ安らかなる、）〇麻賀禮、まづ萬の吉善を直と云に對ひて、萬の凶惡を麻賀と云、（此事傳六御身滌の段に既に委く云り）故に御祓段に禍と書り、さてそは體言なるを、用言にしては、麻賀流と云、（歌と云體言を、用言には宇多布と云、綱と都那具、雲と久母流のたぐひ、皆體と用との差別なり、）物の形の枉曲も、其中の一なり、されば麻賀禮と云は、言は凶くなれと云ことにて、意はすなはち死ねと詔ふなり、（死

四に、筑後國高樹神と云あり、此神か、はた地名などにて、別神か、しらず、）○御所は美母登と訓べし、此所を書紀一書に、此鳥下來、爲天稚彦所射、中其矢而上報ともあるは、甚異傳なり、○是高木神者云々てふ十四字は、本文ながら註なり、記中に如此る例多し、さて此より上には高御產巢日神とのみあるを、此に至て其御名を變て、かく高木神と申し、此より下は皆中卷までも、たゞ此御名をのみ申せるは、如何樣にも所以あるべし、故つら〳〵思へども、慥に思得ることもなし、されど强て云ば、初稗田阿禮が詔命を蒙し時に、高御產巢日神と申傳へたる本と、高木神と申傳へたる本と、二品の本に據けむ、此より上は、其高御產巢日神と有し本に依れりしを、其本は、蓋此わたりより下つ方の闕て無りけむ故に、其よりは高木神とある方の本に依て、其隨に誦定めしなどにもやあらむ、（若然もあらば、かの弓矢の名の、前と後と異れるなども、傳への本の別なる故にもやあらむ、）さて此に至て、俄に御名の更れる故に、是高木神者云々、と云註の語を加へて誦しなるべし、されば此註は、阿禮が誦定めし時よりの詞ならむ、別名は、字のまゝならば許登美那と訓べけれど、記中に亦名と云るが多ければ、其に准へて、麻多能美那とぞ訓まし、○見者は美曾那波須禮婆と訓べし、此詞のことは、中卷（傳二十七）倭建命の段に、看行とある處に委く云、○高木神告云、上に或は天照大御神と此神と二柱を並擧、或は此神をば畧きもしたるは、異なる義なき由既云り、然るに此に、天照大御神を申さで、此神のみを擧たるは、右の例には異なり、こは二柱並坐御所ながら、只實に此神一柱の詔にして、天照大御神は關りたまはず、其故は、次に取其矢云々などある、二柱にわたる事にあらざればなり、抑此、

弓は加久矢、波々矢は波士弓なり、さて迦古とは、鹿角の鏃を云なり、其證は、書紀綏靖紀に、眞麛鏃とあればなり、と云れつれど、然に非ず、書紀に、鹿兒弓眞鹿兒矢と連云、又梔弓羽々矢とも連伝へれば、波々矢を波士弓の誤とも云がたく、迦古弓を加久矢の誤とも云がたく、又鹿兒弓もあれば、鹿兒を鹿角鏃とも云がたし、かの綏靖紀なるも、鹿を射る矢の鏃とせむになてふことかあらむ、）○逆射上、こは樹上に居物を下より射る矢なる故に、上へ射上る、なり、上字は被上と訓べし、矢のうへより言處なればなり、（其矢と云より、通と云逮と云、皆矢のうへより言、もし上字を阿牙那と訓ときは、此のみ射人のうへより言詞になるなり、）逆とは、上へ射上るときは、羽の方の下になりて行故に云り、○坐天安河之河原、八百萬神等を集るなどは、河原も似つかはしきを、只何となきに、此大神たちの河原に坐むことは、少し由なきこゝちす、故思ふに、上に亦問諸神等云々とあるは、初の如く、安河原に諸神を集へての事なるべければ、今も猶其處を去坐ずて、雉の復命を待居賜ほどゝせむか、（書紀にはたゞ、至高皇產靈尊之座前也、また遂至天神所處などゝありて、安河原のことは見えず、）○高木神、御名義、木は具比の切りたるにて、即產巣日と申すと同意なり、其故は、上の角杙神活杙神の杙は、具美と通て、具牟とも活く言なり、（傳三神代七世の段角杙神の處考へ合すべし、）されば角杙は角具牟と同意なり、葦などに角ぐむと云も、角の形して生初るを云、又なべて木草の生初るを、芽ぐむと云、涙の出初るを、涙ぐむと云て、具牟は、凡て物の初まり芽すを云辭なれば、產靈とは同意とは云なり、彼角杙神を、姓氏錄に角凝魂命と云、活杙神を生產日神とも申すにて、思ひ定むべし、（三代實錄卅

に、波士以造れる弓なり、さて波士は、常には櫨字を書り、和名抄には染色具部に、黃櫨、文選注云、櫨、今之黃櫨木也、和名波邇之とある是なり、(天皇の御衣の黃櫨染これなり、)波邇志とも波士とも云は、樺を加婆とも云と同じ、(又土師をも、波士ともいへり、)名義は、或人埴の色したる木なる故に云と云り、さて此木は、今俗に波是と云、山漆とも云て、實をば蠟燭に造る、葉はよくもみぢする物にて、哥にも詠り、或人は、此木今も弓に造ると云き、(或云、木を切て見れば、そのこぐち外は白くして、內の心黃なり、その黃なる心を、弓には造るなり、物を染るにも用ふ、山に生たるを山はぜと云て、里に生たるよりも性宜しと云と云り、さて書紀に、梔弓と書れたるは、和名抄同染色部に、梔子を擧て、唐韻云、梔子木實也、可染黃色者也とありて、此も黃色を染る物なるから、此字を當たるべし、されど梔はくちなしにて、小木なれば、弓に造るべきに非ず、或說に、波士を桑の類なりと云て、書紀に梔字を當られたるは、爾雅に、桑瓣有葚曰梔とあるによれりといふは、いと物遠く、あたらぬことなりかし、)○天之加久矢、加久は、上の麻迦古弓の迦古と同じ、古と久と通音なり、(近江の郡名伊香は、和名抄に伊加古、萬葉十三に伊香胡山とあるを、神名帳には、伊香具神社とあり、これ加古と加久と通ふ例なり、又金を、萬葉に久加禰と讀、圍を、古言に加久美と云り、さて又鹿兒の兒、清べきことを、此に清音の久字を書るにてもしるべし、)上には此を天之波々矢とあり、其は體を云る名、此は用を云る名にて、鹿を射矢なること、彼麻迦古弓の下に云るに同じきことは、即眞鹿兒矢ともあるを以知べし、(師說に、此に波士弓加久矢とあるを以見れば、上に迦古弓波々矢とあるは、弓矢の名を互に誤れる物にて、迦古

も實は言ことの趣を、天若日子が爲に、不祥ことなりと云るか、○故字は、讀で有べし、○可射殺は、射殺賜比泥と訓べし、○云進、云は、云々と言てにて、上へ屬り、進は勸むるにて、厲ましそゝのかすなり、(是を師は、舊印本に出進と作るに從ひて、佐加志良言須と訓れたり、其說に云、萬葉にも、さかしらてふ言に、情出また情進とかきたれば、それらに同じ、出字を、延佳が私に、云に改めしはわろしとあり、今考るに、右の如くしても、此の意にはよくかなへども、なほ然にはあらじ、先延佳本に云と作るは、彼が改めたるには非ず、彼本のみならず、諸本皆云字にて、出と作るは、舊印本のみなり、又舊事紀の舊印本には、進字なくて、云字なり、且萬葉にこそ、さかしらを出進と書が如き、物遠き書法はあれ、此記などには、然例さらに無し、されば出と作るは、決く誤なり、) 書紀に、時天探女見而謂天稚彥曰、奇鳥來居杜杪、(これには鳴ことは見えざれども、奇鳥とは、鳴音のあやしきを云なり、雉は常にある鳥なれば、形をあやしとは云べからねばなり、此雉を、實は人なりとして云說などは、例の私事なれば、取にたらずなむ、) 又一書に、時有國神號天探女、見其雉、曰鳴聲惡鳥在此樹上、可射之とあり、さて書紀神武卷に、皇師大擧將攻磯城彥、先遣使者徵兄磯城、兄磯城不承命、更遣頭八咫烏召之、時烏到其營而鳴之曰、天神子召汝、怡奘過、怡奘過、兄磯城忿之曰、聞天壓神至、而吾爲慨憤時、奈何烏鳥若此惡鳴耶、乃彎弓射之、烏即避去とある、此段にいとよく似たることなり、○天之波士弓、上には天之麻迦古弓とあり、其は用を云る名、此は體を云る名にて、同弓なることと、上に云が如し、(同弓にして、かく前と此と名の異れること、今一の所以も有げなり、そは下に云、) 體を云とは、波士は木名にて、梓弓槻弓などの類

づけたる故はしらず、）萬葉三（二十二丁）に、久方乃天之探女之石船乃泊師高津者淺爾家留香裳、代匠記に此を說て云、津國風土記云、難波高津は、天稚彥が天降し時、屬て下れる神天探女、磐舟に乘て此に至る、天磐舟の泊る故に、高津と號云々と云り、右哥又風土記によるときは、天より降れる神なり、然るを書紀一書には、國神とありいかゞ、今思ふに、天と名にも負たれば、なほ天より降れりとせむか、（神名帳なる、攝津國東生郡比賣許曾神社を、四時祭式臨時祭式に、下照比賣社とも號由あるによりて、此神社を、天若日子の妻になれる下照比賣と心得て、右の萬葉哥をも、引合せ見るは非なり、かの比賣許曾社は、別神にて、其由緣、此記中卷の末に見えたり、名の同きを以、思ひ混ことなかれ、）○語天若日子言の語字言字、讀べがらず、字の隨に讀ては、漢文讀なり、○其鳴音の其字も、讀べからず、○甚惡は、師の伊刀爾久志と訓れつるも、（舊印本同）面白けれど、（こは鳴音を聞惡しと云なり、たゞ憎惡て爾久志と云とは、いさゝか異なり、醜の爾久伎に同じ、書紀仲哀卷に、神託皇后以誨之曰云々、速狹騰尊也、時天皇謂皇后曰、聞惡事之言坐婦人乎、何言狹速騰也、この聞惡事を、伎々爾久伎許登と訓り、今世にも云言なり、されど萬葉十五に、安乎爾與之、奈良能於保知波、由吉余家杼、許能山道波、由伎安之可里家利、これ行用伎に對すれば、行爾久加理祁理と云べきを、行安之と云れば、かの聞惡も、此に准て伎々阿志伎と訓べきにや、書紀に、吾皇子者、聞喜而生之歟、これ伎々阿志伎に對つべし、）なほ伊刀阿志と訓べし、（阿志を、阿志々と云は俗言なり、）阿志とは、不祥の意に云るなるべし、それに取て、又二意に聞ゆ、一には、詞の如く、たゞ鳴音を不祥と云か、二には、鳥なる故に、鳴音とは云れど

し、又古書に楓字を書るは楓、香木とあるは桂と、二にも見るべけれど、楓字かける處も、香木と
ある處も、事のさま全同物と聞えて、二には非ず、又書紀に杜木と書るは、古杜字をあてたる由
は、心得がたけれど、字鏡に、杜毛利又佐加木とあるを思ふに、かの今云多夫の木は、殊にみづみ
づしく、いとよく榮ゆる木なれば、上代に是をも榮樹と用ひ、又神社などにも殊に多くありけ
む故に、やがて毛利にも此字を用ひしなるべし、万葉十卷に、志良加志にも、白杜樹とかける、加
志をも古は榮樹と用ひたり、此彼を合せて思ふに、杜木と書るも、女加都良の方なりけり、）〇
委曲は都婆良加爾と訓字なれども、此は麻都夫佐爾と訓べし、此言、上の八千矛神の御歌に見
ゆ、〇天神之詔命とは、右の汝所以云々とある詔なり、さて此は、此國に降ての處なる故に、天照
大御神高御産巣日神を、天神とは申せり、下も同じ、書紀、一書に、其雉飛下、居于天稚彦門前湯津
杜樹之杪、而鳴之曰、天稚彦何故八年之間未有復命とあり、〇天佐具賣、書紀に、天探女、此云阿麻
能左愚謎、和名抄鬼魅類に、日本紀云、天探女、和名阿萬佐久女、一云安萬乃佐久女、（かく載たる
趣を思ふに、其ころにも、如此云ならはしたる物ありと見えたり、）書紀口決に、天探女者、從神
讒女也と云、纂疏に、稚彦之侍婢也とあるなど、さも有ぬべし、名意は或人の、探女、探他心多邪思
也と云る、此意なるべし、（落窪物語に、なさくじりぞ云々、あこきと云さくじり云々などある、
あこきは女名なり、あこきを指て、さくじりといへるなり、源氏物語にも、さくじりおよすけと
あり、これらのさくじりと云こと、さくめの名義にかなへり、）今世の諺に、天之佐古と云は、此
名なり、其も、左右に人に悖て、心悪き者をなむ云める、（伊勢の飯野郡に、佐久米てふ村あり、名

種は白たぶと云、葉は桂に似て、香すくなし、冬赤實なる、一種はくすたぶと云、葉白たぶの如くにて、殊によく桂に似たり、此葉も、桂葉と同じく、本より分れたる縦理三條あり、實は冬熟して黒し、香も桂にやゝ似て、味も辛し、右二種共に、大木ありといへり）其狀見分難きまで桂に似たり、かゝれば古へに加都良と云しは、なべては此多夫の木にて、其中にはたま〳〵、彼桂宮に在しが如き、眞の桂のまじりけるをも、一に呼しなるべし、さて右の如くなれば、楓と桂とは、近き類の木には非ず、甚異なるを、和名抄に、同類の如く、牝牡を分て出せるは、元より同類には非れども、名の同くて、混はしき故に、中昔にかりに牝牡と分ち云しなるべし、されど其は、殊に分て云ときのことにてぞあれ、常にはたゞ二ながら加都良とのみぞ云けむ、故和名抄の外には、牝牡の名見えたることなし、さて此記などにあるは、楓か桂かと云に、此記に香とも書、字鏡にも楿と見え、又古書中昔の書までに、人の門又庭などにも在しこと、又彼桂宮のなどを思ふに、桂の方なるべし、（但し源氏物語花散里卷に、さゝやかなる家の、こだちなどよしばめるに云々、大きなるかつらの木のおひ風に、祭のころおぼし出られて云々、これは楓ときこえたるに、香もありげにきこゆ、處女卷に、まつりのころは云々、前齋院はつれ〴〵とながめたまふ、おまへなるかづらの下風なづかしきにつけても、わかき人々は、思出ることゞもあるを云々、これも楓と聞えたり、）然るに此記に、乎加都良にあてたる楓字をも書たるは、たゞ加都良に用ひたる字を借れるのみなり、（古は、言だに同じければ、其文字には拘らぬは常なり、）楓は香木と云べき物に非ず、（漢籍には、香楓ともあれど、御國の乎加都良には、香なきこと、右に云るが如

には此を、其雉飛降、止於天稚彦門前所植湯津杜木之杪、杜木此云可豆羅とあり、（又杜樹と作る處もあり）万葉七（三十五丁）に、向岡之若楓木下枝取、花待伊間爾嘆鶴鴨、字鏡に梧加豆良とあるは、香木を一にしたる字なり、さて和名抄に、楓、和名乎加豆良、桂、和名女加豆良、（常には加都良には、桂字をのみ用ひて、楓字は、後世に加閇手に用ふ、されど楓は、加閇手にはあらず）まづ楓は、爾雅郭璞註に、樹似白楊葉圓岐、有脂而香、今之香楓是也と云、又他の漢籍どもに、よく紅葉する物と云り、さて貝原氏が云、楓は、其葉まことに白楊に似て、兩々相對ふ、賀茂祭に用るかつら是なり、筑紫にてもかつらぎと云、其葉かへでより大にて、花はさゝげの花の如くにて、三四月に開、形狀はからの書に云る楓に似たれども、紅葉せず、香も無しと云り、（今考るに、賀茂祭に、葵と共に用ふる加都良は、信に香もなく、紅せず、漢の楓には當らず）次に桂は、今昔物語に、天暦御時、もろこしより參來ける、長秀と云僧ありけり、五條西洞院なる處に、桂宮と申すは、其門前に、大なる桂木ありける故になむ名けゝる、彼長秀もと醫師なりけるが、其木を見て、桂心は此國にも候ひけりとて、其枝を伐取せ、桂心を取て、藥につかひけるに、漢のにはまさりけりとあり、此加都良今も有て、（今も有とは、桂宮なるを云には非ず、此御國にあるをいふなり）全漢籍に云るに同じ、（即肉桂と呼ぶなり）然れば古より有し物にて、源氏物語などに加都良と云るも、此屬なり、但漢籍に云桂は、御國には稀らにこそあれ、古書に加都良を云る趣は、何處にも〳〵偏く有し物とぞ聞ゆる、故思ふに、今世に多夫と云木あり、何處にも多き物にて、（處によりて、陀母とも陀麻とも藪肉桂とも云、貝原氏云、たぶの木、桂の類にて二種あり、

原天照大御神高木神之御所。是高木神者。高御産巣日神之別名。故高木神取其矢見者。血著其矢羽。於是高木神。告之此矢者所賜天若日子之矢。即示諸神等詔者。或天若日子不誤命。爲射惡神之矢之至者。不中天若日子。或有邪心者。天若日子於此矢麻賀禮（此三字以音）云而。取其矢。自其矢穴衝返下者。中天若日子寢胡床之高胸坂以死。（此還矢可恐之本也）亦其雉不還。故於今諺曰雉之頓使本是也。

鳴女、こは上に名字の有けむが、脱たるにや、又は上の爾字名なりしを、爾に誤れるか、只鳴女とのみ有ては、通えず、此も必名鳴女なるべければ、今は然訓つ、又思ふに、此わたりより、傳の本のみだれるかと思しきことあれば、（其由は次に見ゆ、）其本に本より鳴女とありしにや、此はいと定めがたし、○門は、此國に淹留て住居家のなり、さて此家は、何國なりけむ知がたし、（出雲國にもやあるらむ、）○湯津楓、湯津は五百箇にて、（其由は、傳五、伽具土神被殺の段湯津石村の處に委く云り、）此は枝の繁きを云、上に五百津眞賢木下卷に百枝槻、書紀に百枝杜樹、又仲哀卷に、五百枝賢木、などある類なり、萬葉三（二十九丁）に五百枝刺繁生有都賀乃樹乃、などよめるをも思ふべし、（又湯小竹などある湯も、同く五百にて、繁きをいへり、凡て湯津を清潔の意とするは非なり、）楓は、下海神宮段には、湯津香木と書て、訓香木云加都良と見え、書紀

雉と云ひ、或說に、一人の微賤士を遣すを、無名雉と云といひ、或は、無名とは、其人の姓名を匿せ云など、云說どもは、凡て後世のなま賢き漢意より云るなれば、取るに足らず、たゞ實の雉なり）さて此度の御使に、かく雉鳥をしも撰びて遣はせしは、如何なる所以にか、測難けれども漢籍どもを見るに、雉は、物聞ことを聽く、又よく耿介を守る鳥なりと云れば、さる由にぞ有けむかし、（禮記月令に、季冬之月云々、雉雊、註に、謂陽動則雉鳴而勾其頸也、前漢書五行志に、雉者聽察、先聞雷聲、故月令以紀氣、また禮記に、士相見之贄、各執雉、註に取其守介不失節、などいへり）○詔之、この上に召雉などゝ云言のあるべきに、無きは、言を畧けるなり、○汝行の汝は、雉をさす、○汝所以の汝は、天若日子なり、○言趣和、和は夜波世と訓べし、記中に多くありて、和平とも平和とも見ゆ、萬葉二（三十四丁）に、千磐破人乎和爲跡、（今本に、此和爲を、那碁志と訓るはわろし）及廿（五十丁）に、知波夜夫流神乎許等牟氣、麻都呂倍奴比等乎母夜波志、大殿祭祝詞に、言直志和志（古語云夜波志）坐氐、倭姬命世記に、夜波志志都米など見えたり、

故爾鳴女自天降到。居天若日子之門湯津楓上而。言委曲如天神之詔命。爾天佐具賣（此三字以音）聞此鳥言而。語天若日子言。此鳥者其鳴音甚惡。故可射殺云進。即天若日子持天神所賜天之波士弓天之加久矢。射殺其雉。爾其矢自雉胸通而。逆射上。逮坐天安河之河

名鳴女としも云るは、御使に遣す處なる故に、人めかしき名を擧たる物なり、（かくはかなだちたるが古傳のめでたきなり、後世のなまさかしき心には、如此云を、淺はかに思ふ人もありなむか。）又思ふに、次にはたゞ鳴女とのみあれば、此も名者鳴女と訓べきにや、（名鳴女ならむには、名を畧てたゞ鳴女と云ては、聞えぬことなればなり。）下段に、雉爲哭女と云ることもあり、されど書紀に無名雉とあると合せて見れば、必名鳴とつゞくべきなれば、此は只鳴女には非じ、さて此記と照して、書紀の無名をも、那々伎と訓べし、（此考によるときは、此記の名鳴は正字、書紀の無名は借字なり。）二には、書紀の無名を正字として、此記の名鳴をも、那々志と訓べし、物を鳴すを、古言に那須と云り、（笛を吹なす、琴をかきなすなどいふが如し、されば無の借字に、鳴とは書るなり、卷首に、畫鳴、註訓鳴云那志とあるに同じ、又無名女の意として、那々伎賣と訓むもひがことならじ、さて書紀に、遣無名雉伺之、また一書に、使雉往候などある、伺字候字を思ふに、此御使には、名ある神をば遣さずて、故に雉鳥をしも擇びて遣すは、天若日子が狀を伺ひ視しめむが爲なる故に、名も無き微賤者を遣すと云意にて、無名女とは云か、右二の考、人々好まむ方を取てよ、さて女と云は、書紀一書に、乃遣無名雌雉、此雉降來、因見粟田豆田、則留而不返、故復遣無名雌雉、此鳥下來、爲天稚彥所射、中其矢而上報、ともあるに依らば、雌雉の意ともすべけれど、凡て雌雄にかゝはらず、魚鳥などの名をば、某女と云ぞ古の常なる、（舊事紀に、雉の外に鳩をも遣す由云るは、例の附添言なるべし、又此雉の事を口決に、神所變乎と云るは、こともなし、天書に、天之後園神也、爲人淸潔云々、報命不得、又無功名、故曰無名

さまにぞありけらし、〇降到其國云々、書紀に、此神亦不忠誠也、來到即娶顯國玉之女子下照姫、(亦名高姫、亦名稚國玉、) 因留住之、曰吾亦欲馭葦原中國、遂不復命、一書に、天稚彥受勅來降、則多娶國神女子、經八年無以報命などあり、(顯國玉は、) 即大國主神の亦名にて、上に出たり、然れば此記の傳と同じことなるに、命とも神ともなくて、別神のごと聞ゆるは、傳への異なるか、又天若日子を貶して、命とも神ともいはぬから、其父をも、書紀には、たゞ天國玉とのみあるを以思へば、此婦翁まで貶して云傳へしにもあるべし、) 抑下照比賣は、父神の御名の大國魂に對へて、稚國玉てふ名をしも負たるは、女神ながら、父神を輔けて、國經營に大なる功ぞ有けむ、(此事は、傳十一大國主神の御末神等の段にもいへり、) されば當時威勢も有けむゆゑに、今天若日子、此國を得むと欲ふ心から、此神をも娶けらし、〇慮は於毛比波加理弖と訓べし、(此字常に於毛牟波加流と訓も、即おもひはかるを訛れるなり、) 〇曷神、字書に曷猶何也と見ゆ、〇淹留は、比佐志久登登麻流と訓べし、(比佐志久は、比佐爾とも訓べし、古言なり、) 字書に、淹久留也と見ゆ、さて上に天若日子久不復奏とありて、又此に、問天若日子之淹留所由とあるは、同語の重りて、煩しく聞ゆれど、古文には如此る類多し、(漢のにも、古にはかゝること多し、) 後世の文ならませば、問其所由とぞ云まし、〇雉名鳴女、雉は伎藝志と訓べし、(雉之と、之を添て讀は、ひがことなり、) 上の八千矛神御歌に見ゆ、名鳴女には二の考あり、一には先伎藝志と云名は、其鳴聲を以負たる物なれば、(凡て鳥虫獸などに、其鳴聲を以名とせる例おほし、) 己が名を呼て鳴意にて、名鳴女とは云なり、さて此は、雉とのみ云ても事足れるを、又かく

は、殊にひがことなり、又舊事紀に是を、天羽々弓と云るは、羽々矢に效ひて云る造言なり、さる弓名あることなし、）さて今征伐使にも、さる大弓長矢を賜むは、もとよりのことぞ、次に波々矢は、羽張矢にて、（絹布のたぐひの幅を省きて波婆と云も、同じ例なるを思ひあはすべし、）羽の廣く大なるを云なるべし、（私記に、以鳥羽波久矢也、加重點者、言其羽之矢衆多也と云、纂疏に、一雙之矢也と云るなどは、殊にをさなし、又古語拾遺に、大蛇を羽羽と云、と云ることあるを引て解る説あり、いみしき強言なり、又口決に、作二羽矢、於神社納二羽矢と云、又其後の説どもに、三羽は中古よりの製にて、上代の矢は、皆二羽なりと云、或は二羽と云は、鳥の全羽二なれば、矢に作る處は四羽なり、今も上刺の鳴鏑に此を用ふ、これ古の製なり、今蝦夷の矢も然なりと云り、今按に、右の説どもに、上古の矢は皆二羽なりと云は、實に然るべし、但上古の矢、凡て二羽ならば、此羽々は、いよゝ二羽の意にあらじ、其故は、後世の如く、なべて三羽ならむにこそ、二羽矢をば、分て其由を以ても名くべけれ、なべて二羽ならむには、いかでか分て二羽の由を以て名む、されば上古の矢は二羽なりと云は、さることながら、其意を以て、羽々を解は、却て後世の三羽によれる者なり、そのうへ二羽ならむを、羽々と重ね云むこといかゞ、若二羽の由ならば、直に二羽矢とこそいはめ、二俣小舟二鞘、又七枝刀七子鏡など云名を思ふべし、古の例皆然なり、）さて書紀神武御卷に、天皇饒速日命の天羽々矢を御覽して、かの天神の御子なりと云ことの僞ならざるを知食し、又御自所御佩る天羽々矢を示賜ひしかば、長髄彦がいたく踧踖しなどを思へば、かゝる器なども、天上の朝廷のは、其制、此國の尋常のとは遙に勝れて、異なる

と聞ゆ。）書紀には本書一書共に、雉を射たる弓矢も、初に所賜と同名なり、かくて又下に、天忍日命天津久米命の天降らす時に、取持るをば、天之波士弓天之眞鹿兒矢とあるを、書紀には、天梔弓（梔此云波茸。）天羽々矢とあり、是等を相照して考るに、眞鹿兒弓と波士弓と一にして、別物に非ず、波々矢と眞鹿兒矢とも一にして、別ならず、鹿兒とは、鹿兒を射る由にて、弓矢共に其用を云る名、波士は木名、波々は羽の狀にてこれらは其體を云る名なり、かくて此には、麻迦古弓と弓には用名を云、波々矢と矢には體名を云て、下には其を打飜して、弓に體の名、矢に用名を云る、弓と矢と互に、體用の名をちがへ擧て、同物なることを、暗に知せたる、古文の巧おもしろし、さて鹿兒とは、（和名抄にも、鹿、其子曰麑、和名加呉とありて、鹿の子を云なれど。）此はたゞ鹿のことにして、其子を云には非ず、たゞ鹿をも鹿兒と云は、馬をも常に駒と云、猪をも韋能古と云。（猪一名豕とあり。）と同例なり、書紀應神御卷に、天皇西望之、數十麋鹿浮海來之、便入于播磨鹿子水門云々、是以時人號其着岸之處、曰鹿子水門也、凡水手曰鹿子、蓋始起于是時也、これ麋鹿の事によりて、其處を鹿子水門と號とあれば、たゞ鹿をも鹿兒と云證なり、（又水手を、今世にもかこと云て、かごとはいはねば、是又鹿兒の兒を、淸てよむべき一證なり。）さて古にも獵に小獸及鳥などを射るには、小き弓矢を用ひ、猪鹿など大なる獸には、弓も大にして強きを用ひ、矢も長きを用ひけむ、故鹿兒弓鹿兒矢と云は、大弓矢の稱なり、（鹿兒とは、只鹿の意にてこそ、弓矢にも名けつれ、若鹿の子の意ならむには、弓矢に名くべき由なし、書紀の註者たち、此處の考への委しからぬは、いかにぞや、又香山の木を以造れる故の名ぞなど云る

かり、今京になりてもまゝあり、(御肴に何よけむ、又涙の瀧と何れ高けむなどのたぐひなり)
○天津國玉神、名義いかなる所以とも知がたけれど、推て云ば、此神往時葦原中國に降居て、國經營に功の事ありし故に、國魂と云、(某國玉と云例、傳九の末に委く云り)天上の神にして國魂なる故に、天津とは云にや、(天之掌玉神也など云説は、ひがことなり、又卜部兼倶説に、大己貴の一名なりと云るは、顯國玉と思ひまがへしなり、凡て此人などの説は、未しくて云に足ぬことのみぞ)さて今此神の子を撰出たるも、昔父の彼國に功ありし緣あれば、國神等も殊によく懷きなむとの意もありけむか、○天若日子は、阿米和加比古と訓來れり、若然訓べくば、此記に天字、訓天如天、と註する例なるに、さも有らぬは、阿米能と讀べきにや、とも思はるれど、姑舊訓に從ひつ、名義は異なることなし、書紀に、僉曰、天國玉之子天稚彥是壯士也、宜試之とあり、谷川氏云、紀中に此神のみは、神とも命とも云る處一もなし、貶めたるなるべしと云る、信に然るべし、此記なども同じさまなり、神名帳に、出雲國出雲郡に、天若日子神社二あり、又三代實錄十九に、授近江國正六位上天若御子神從五位下とあるも、此神にや、(古今集序細注には此神を、阿米和加美古と云り、又狹衣物語に、大將を天より迎に來し人を、阿米和加美古と云るも、本此天若日子の事より起りて、後世に、天より降る人をば、すべて然稱るにこそあらめ)○天之麻迦古弓、天之波々矢、(古は淸で讀べく、又下の波も淸べし)書紀に、天鹿兒弓天羽々矢と書れたり、一書には、天鹿兒弓天眞鹿兒矢とあり、又此記、下に雉を射たる處には、天之波士弓天之加久矢といへるを、(此は別弓矢かとも云べけれど、上を承て、天神所賜といへれば、同弓矢

矢賜天若日子而遣。於是天若日子降到其國。即娶大國主神之女下照比賣。亦慮獲其國。至于八年不復奏。故爾天照大御神高御產巢日神。亦問諸神等。天若日子久不復奏。又遣曷神以。問天若日子之淹留所由。於是諸神及思金神答白。可遣雉名鳴女時。詔之。汝行問天若日子狀者。汝所以使葦原中國者。言趣和其國之荒振神等之者也。何至于八年不復奏。

問諸神等、上には、思金神及八百萬神議白と云、此次には、思金神答白と云、又次には、諸神及思金神答白と云、又次には、思金神及諸神白云と云り、如此く或は諸神と云て、思金神を省き、或は思金神を云て、諸神を省き、或は下上にうち返しても云など、さま〲なるは、只文をかへたるのみにて、同じことぞ、〇使何神之吉は、何神乎遣志弖婆延祁牟と訓べし、弖婆は、多良婆と云意の古言なり、吉字、諸本に告と作るは誤なり、延佳が改めたるに從ふべし、即下にも、遣曷神者吉、とあると同じければなり、さて天智紀童謠に、奈爾能都底擧騰、多拕尼之曳雞武とあるに依て、延祁牟とは訓つ、古吉を延と云ふ例多し、(此記雄畧段の大御哥に、吉野をも美延斯怒とあり、なほ彼處にくはしくいふべし、) 又余祁牟と訓まむもあしからず、只同じことなり、さて余祁牟は、余加良牟と云と同くて、(有けむ行けむなど常に云けむとは異なり、) 古は此格いと多

（比良鳥と夷鳥とは一なり、師は、穂日命の天に留りて、降給はざりしと云證に、彼國造等夷鳥命を以て始祖と崇る故に、神賀詞にも、熊野大神を先擧たることを引れたれども、其は事違へり、前に云る如く、熊野大神は、須佐之男命にして、夷鳥命に非ること明ければなり、さて書紀に、當主汝祭祀者天穂日命是也、と詔はせしによらば、此神又降給ひけむか、とも思はるれども、父に仰せし職を、其子の承行はむは、違へりとも云べからず、又思ふに、かの同段に、於天安河亦造打橋など、もあれば、彼詔は、大國主神の、高天原朝廷に參給む時の祗承をせむ者は、穂日命ぞとの意にもあるべく、又大國主神をば、さばかり厚くあへしらひ給ひしことなれば、天上にしても祭り給ひしこともあるべければ、其を主れとにもあるべく、又是也の是字は、兒を誤れることもあるべし、とまれかくまれ彼詔は、此事に妨あらじをや、）さて書紀に、大背飯三熊之大人とあるは、即此夷鳥命か、又別神か、さだかならず、（神名帳に、因幡國高草郡に、天穂日命神社、天日名鳥命神社、阿太賀都健御熊命神社と、別にあれば、一には非ぬにや、師の祝詞考には、固り同神と定られたる趣に聞ゆ、されば熊野神社を此神なりと云る、も、三熊てふ名に依て、誤られしなるべし、さて推て熊野命とも云れたるは、殊に強言になむある、

是以高御産巣日神天照大御神亦問諸神等。所遣葦原中國之天菩比神。久不復奏。亦使何神之吉。爾思金神答白。可遣天津國玉神之子天若日子。故爾以天之麻迦古弓（自麻下三字以音）天之波波（此二字以音）

て、宜きさまに謀はしめむとにぞ有けむかし、其故は、彼天若日子を遣はしゝには、弓矢など賜ひしこともあるも、此神には然事もなければなり、（若征伐ならば、最初に此神を遣す所にぞ、弓矢などのことは有べきわざなる、さて又建御雷命を降したまふ處にも、弓矢などのさだなきは、其は既に天若日子の處に出つれば、略けることと、もとより然あるべきなり、）さて復奏たまひしは、三年も過て後のことなれば、此記などには、其間甚久しく還りたまはぬほどを言て、（三年に至まで待たまへども、還り來坐ぬ故に、終に返事申さで止ぬるものゝごと思はれ奉りしなり、さて神賀詞には、返事申せしより以前に、大國主神に媚附しことは見えざれども、三年過るまでも、此國に坐しなれば、はやく其ほどにも媚附て、かつ〴〵和し給ひけむ、故此記などに、媚附てとは云るなり、そは未返事せぬほどは、其志趣知られざれば、たゞ不忠がごとぞ聞えけむ、書紀に天若日子のことを云處に、此神亦不忠誠也とある、亦字は、先の穗日命を不忠誠としていへるなり、）即次の天若日子の事に移れる故に、其後に此穗日命の復奏給ひしことをば、まぎらかして、傳へ脱せるなるべし、さて後に雉名鳴女を遣す時に、たゞ天若日子のことも問しむる由のみ有て、此穗日命のなほ久しく還らぬ所以を問しむることは、見えざるを思へば、其以前に既返事申給ひしこと知られたり、かくて彼神賀に、菩比命は、返事申て後は、天に留まりて、降給はぬ趣に云るも、然有けむ、其故は、此記上段傳七の末に此神の子孫の氏々を擧たる處に、天菩比命此出雲國造某々等之祖也とは無くて、天菩比命之子建比良鳥命此出雲國造某々等之祖也とあるも、出雲に降て大國主神の祀を主し、始祖は、夷鳥命なればなるべし

賀詞に、高天能神王高御魂神魂命能、皇御孫命爾、天下大八島國乎、事依奉之時、出雲臣等我遠祖天穂比命乎、國體見爾遣時爾、天能八重雲乎押別氐、天翔國翔氐、天下乎見廻氐、返事申給久、豐葦原乃水穂國波、晝波如五月蠅水沸支、夜波如火瓫光神在利、石根木立青水沫毛事問天、荒國在利、然毛鎭平天、皇御孫命爾、安國止平久所知坐之米牟止申氐、己命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天、天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎭天、大八嶋國、現事顯事令事避支（此文の内、事依の依字を、本に避とあるは誤なり、さては神魂命能とあるに應ず、師の避字に依て解れたるも强言なり、水沸の水は、皆意に借れるなり、）などあり、抑此天穂日命の故事を考るに右の如く此記と書紀と遷却祟神詞とは皆大旨同じきに、たゞ出雲神賀のみは、其趣甚異なるは、（此事、書紀の註者たちの論なきはいかにぞや、彼神賀ばかりの古文を、たゞなほざりにのみ見すぐされしはいと恨し、）師の祝詞考に云く、穂日命は、大名持神に媚附て、三年に至で復命申ずと、古事記日本紀などにはあるを、此神賀詞に如此云るは、國造が遠祖なる故に、宜く云なせるにや、と思ふ人も有りなむか、然には非ず、此傳事、右の二記には漏たるが、此詞に遺れるなり、若二記に見えたる如く、終に返事申ずは、天若彦に亞たる罪も有べきに、然はあらで、天神祖の詔に、大名持命の祭をなさむは、穂日命とのたまひしは、よく彼神を媚和せし故なり、さて天に復命て、終に天夷鳥命布都怒志命を天降して、大なる功を成るも、もはら穂日命の思兼によれり云々、と云れつるぞ、委き考なりける、今又委く考るに、先初に此神を天降し遣しゝは、次の天若日子の如き征伐の御使には非ずて、只彼神賀に云る如く、此國の體を見て、其狀に隨ひ

けれども、右何れも遠き字にて、聞なれぬことなれば、其を取て此方の言に用ふべきに非ず、許毘は猶古言なるべし、今俗言に、物に垢などのしみ着て去がたきを、許毘着と云も是にや、）○至于三年は、美登世爾那留麻傳と訓べし、さて年を常には登志と云を、其數を云には、凡て三登世八登世など、登世と云、萬葉五（二十六丁）に、伊都登世などあり、登世は年經なり、（志幣は世と切れり、）穀を一度取收るを、一年經と云、二度取收るを二年經とは云なり、（故登世とは、其經數のときに限て云、又經數のときには、必登世と云て、登志とは云ず、さて登志と云は、本穀を取收るを云と云ことは、傳九卷大年神の下に委く云り、）○不復奏、加幣理言とは、使人の還て申言と云意にて、加幣理は其使に係る言なり、（然るを、今京になりて後、答歌を返し、と云から加幣理言をも、彼方の答言の意と思ふは、違へり、漢文に復命と云復は、かの返しと云に當れり、加幣理言の加幣理には當らず、さて中昔の物語文などに、加幣理言を、只加幣理とのみ云又御加幣理と、御を添て云るなどは、違へることなれど、是らは後に轉りて、加幣志と加幣理と一になれるなり、）萬葉十九（四十二丁）に、平安早渡來而、還事奏日爾云々、さて書紀に、僉曰天穗日命是神之傑也、可不試歟、於是俯順衆言、即以天穗日命往平之、然此神佞媚於大巳貴神、比及三年、尚不報聞、故仍遣其子大背飯三熊之大人、（亦名武三熊之大人、）此亦還順其父、遂不報聞、（この三熊大人の事、此記には見えず、）遷却祟神祝詞に、誰神乎充遣波、水穗國能荒振神等乎、神攘攘平氣武止、神議議給時爾、諸神等皆量申久、天穗日命乎遣而平氣武止申支、是以天降遣時爾、此神波返言不申支、次遣志健三熊之命毛、隨父事氏、返言不申、出雲國造神

草能可岐葉乎毛言止氏、天降利賜比志云々、大祓詞に、如此依志奉志國中爾、荒振神等乎波、神問志爾問志賜、神掃々賜比氏、語問志磐根樹立、草之垣葉乎毛語止氏云々、これらは此の事を、平定竟て後より云るものなり、○以爲二字は、下より反て、於毛富須波と訓べし、道速振云々は、御子命の還上て請したまひし趣なる故に、彼命の云々所思者と詔ふなり、在下なる是字は、所思者の者にあたれり、○將言趣は、許登牟氣麻斯と訓べし、記中に多き言にて、言向ともかけり、萬葉廿（五十丁）に、知波夜夫流神乎許等牟氣とあり、言意は、言は（借字）事にて、事依事避などの事と同じ、牟氣は牟加世にて、（加世は氣と切）背ける者を、此方へ令向意の言なり、（背向は此裏にて、彼方へ向なり、）乎字を書て牟氣とのみも云り、此方へ向は、即歸服なり、○議、かの大殿祭祝詞に、以天津御量氏とあるはこれなり、○遣し者は都加波志都禮婆と訓べし、（上の可遣を、延佳本に、都加波志賜倍志と訓、此を師の、都加波志賜閇婆と訓れつる、皆非なり、凡て遣志の下に賜と云崇辭を添る例無し、こは四五百年前までは、人皆よく知れりと見えて、諸の文詞に、あやまれるは一も無をや、又都加波志と云べき處を、都加波佐禮と云も、近き世人の非なり、古あることなし、遣加波志は、遣人うへより云、都加波佐禮は、被遣にて、行人の上より云言なれば別なり、凡てかゝる言づかひの格を、今は知人なし、文かゝむ人、よく意得べき物ぞ、）○媚附は、許毘都伎氐と訓べし、媚字、常にも許夫とよみ、字鏡にも、嫵媚也古夫と見え、靈異記にも、媚コビとあり、（からぶみ詩經大雅に、無爲夸毘、註に、夸毘屈己卑身而附人也と云、張衡南都賦に蠱媚と云こともあり、又狐媚と云ことも見えたれば許毘と云は、本これらの字音かとも云べ

るは、宜しからず、皇を離して、親神漏岐とつゞけ讀べし、彼孝徳紀に、我親神祖と詔ひ、出雲神賀にも、親神魯伎と云るをや、又此親は、次なる神漏美へもかゝる詞なり、○令思而詔、こは先思はしめて、後に詔と云ごと聞ゆめれど、然には非ず、思はしめむが爲に、集たまひて詔なり、○此葦原云々、こは高天原にして詔ふなれば、彼とあるべきも、此と云るは、古の一の格なり、中昔源氏物語などにも、必彼と云べきも、此と云ること甚多かり、○道速振の解は、冠辭考に委なり、(知てふ言に、道字を借て書るは、道はもと知なるを、美知といふは、御道といふことなり、) ○荒振ば、打聞えたるまゝなり、(後拾遺集神祇部に藤原長能、今よりはあらぶる心ますな花の都に社さだめつ、) ○國神とは、高天原にして詔ふ故に、別て如是詔ふぞ、○多在は、佐波那流とも淤富加流とも訓べし、那流は爾阿流なり、加流は久阿流なれば、何れにても在字に當る、)書紀に、然彼地多有螢火光神及蠅聲邪神、復有艸木咸能言語、故高皇産靈尊召集八十諸神而問之曰、吾欲令撥平葦原中國之邪鬼、當遣誰者宜也、また一書に、高皇産靈尊勅八十萬神曰、葦原中國者、磐根木株艸葉猶能言語、夜者若熛火而喧響之、晝者如五月蠅而沸騰之、(書紀には、これらを皇孫命を天降し賜はむとする時の事に云るは、此記と異なり、) これら皆荒神の多有狀にして、上に佐夜藝弖有祁理と詔はせるも、如此る狀を見そなはしてなり、(此時葦原中國は、なほかく荒振神多くして、未平るは、何故ぞと云に、かの須佐之男命の黄泉の汚穢のなごりありて、未清淨天照大御神の御德化の至り及ばざる故なり、前の須佐之男命の、青山を泣枯し云々、處と、照し考ふべし、傳七卷に委し、) 大殿祭祝詞に、以天津御量氐、事問之磐根木根乃立知、

る、加夫呂伎も、神呂岐にて、須佐之男命を申せり、こは大穴牟遲神の御祖なればなり、又孝德紀詔に、我親神祖之所知穴戸國とあるは、仲哀天皇の穴戸豐浦宮御宇めしゝを申したまへり、又續後紀十九卷に載れる長哥に、賀美侶伎能宿那毘古那と云り、こはめづらしけれど、少名彦那神も、此國を作り堅めたまひし祖なれば、かく申すまじきにも非ず、さて此に申せる神漏岐は、正しく高御產巢日神を指り、神漏美は、神生祖女君なり、賣岐を切て美となれり、こは天照大御神を指て申せり、女神に坐て日女神とも申せば、女君とは申せり、但此は、男神の高御產巢日に並べて申せばこそ、別て女君とは申せ、たゞには此大御神をも、神漏岐と申すべきなり、師說には、神漏岐は、神須倍良袁岐美、神漏美は、神須倍良賣岐美なりと云れけれど、さては必御祖を申由も聞えず、又言の體もいと遠し、且萬葉などに皇祖神と云るは、神と皇とかはれるのみにて、たゞ神呂岐と同じことなるに、皇須倍良と重ね云べきならねば、かた〴〵いかゞとぞ思ふ、又是等の祝詞に、神呂岐神呂美と申すは、高御魂神魂より始て、伊邪那岐伊邪那美命天照大御神まで、凡ての男女皇祖神を申すと云れしもいかゞ、神呂岐神呂美と申稱は、何れの皇祖神へもわたることなれども、是らの祝詞に如是申せるは、いづれも高御產巢日と天照大御神と二柱のみを指て申せること、此記書紀など合見て明し、又古語拾遺に、神呂美を神產巢日神にあてたるも、心得ぬことなりかし、さて上に、皇親と置る、皇は天皇を申す、凡て須賣良賀云々と云こと、宣命などに例多し、親はむつましきを云、天照大御神は、皇孫命の御祖に坐こと、更にも申さず、高御產巢日も、外祖父に坐は、共に親しき御生祖なり、さて是を世に皇親とつらねて讀慣へ

ども高御産巣日神は、天地の初發の時より、高天原に成坐て、(故此神を先にも列たり、)世に所有る物も事も生成は、悉く此神の産靈の功徳によるが故に(傳三の始に委く云るが如し)今如此る詔命をも、相並て詔ひ、(然るをたゞに外家羽翼とやうにのみ説なせるは、例の漢意をのみ思ひて、吾皇神道を知らざるものぞ、凡て書紀諸注、此神の御事を申せること、みなおろそかなり、)又皇御孫命の遠皇祖とも崇奉給ふなり、(是又皇祖とするも裏なるが如し、さて此神を皇孫命の皇祖と申すをも、たゞに外祖父に坐故とのみ思ふも、産靈の義を知らざるなり、萬物も事も、此産靈より成生ば、此神は、皇孫命の皇祖なるのみに非ず、凡て萬姓萬物萬事の御祖に坐ますなり、天照大御神は然らず、たゞ皇孫命の顯皇祖に坐なり、此けぢめをよく辨奉るべし、)書紀の諸注に、右の意を得たるもの一も無きは如何ぞも、(たゞひたすらに漢意にのみ迷へるゆゑなり、)○神集々而、上にも此同語有し、其處の集は、都度比と訓り、此は都度幣と訓べし、大命以令集なり、(都度幣は、都度波世の波世を切て幣と云なり、上に有し集は、自集なり、故都度比と訓つ、)萬葉二(二十七丁)に、久堅之天河原爾、八百萬千萬神之、神集々座而、神分々之時爾、(此集を、師の都麻理と訓れしは誤なり、此記に都度比と訓注あるものをや、)大祓詞に、高天原爾神留坐、皇親神漏岐神漏美乃命以氏、八百萬神等乎、神集々賜比、神議々賜氏などあり、(ことの序に、此祝詞の意をいさゝか説てむ、まづ神留のことは、傳十一宇伎由比の段に既に云り、神漏岐は、神生祖君なり、阿と夜とを上下を略きて、禮於を切て漏と云り、生祖とは、人にまれ物にまれ、生出る、始の御祖なる由なり、出雲國造神賀詞に、加夫呂伎熊野大神とあ

須也頗傾凶目杵之國歟、乃更還登具陳不降之狀」とあり、(頗傾とは、國いまだ成堅まらずして、傾ける處ありしを云なり、此はかの大穴牟遲與少名毘古那二柱神相並作堅此國、とある頃ほひにて、未作堅め終ざるほどなるべし、下に建御雷神の、葦原中國言向和しぬと、復奏せしまでには、其間に、至于三年、至于八年などありて、あまた年を經つればなり、凶目杵のことは、傳六御身滌の段下に云り、此も此は國形を云めり、)○告而、上に既に詔之と云て、其言の終れる處に、又重ねて如是云は、古文の定格なり、終には字を省る處も、凡て此言を添へて訓べし、(然るを、前後に同言の重なるを煩しと思ひて、終にはたゞ、登とばかり云て結るは、今人の私のさかしらなり、なほ委く、首卷に、證どもを擧ていへるが如し、)○更は、請へかけて見べし、

○高御產巢日神天照大御神之命以云々、凡てかゝる詔命を云に、此二柱神をかくの如く列ね擧たる處もあり、又天照大御神を先に、高御產巢日神を次に擧たる處もあり、又高御產巢日神をば畧て、たゞ天照大御神のみを擧たる處もあるは、天照大御神は表にして、高御產巢日神は裏なるが如くなればなり、然云故は、高御產巢日神は、高天原を所知食君主には坐さず、(故裏なるがごとし、此神を次にも列ね、又は略きもせるも是故なり、)天照大御神ぞ、伊邪那岐大神の詔命によりて、始て高天原を所知食君主に坐して、(故此大御神ぞ、天皇の御祖にはましまし奉る、)其天津日嗣を傳へて、御子命を天降奉たまはむとするをりの詔命なればなり、(故表なるが如し、此大御神を先にもあげ、又一柱のみをも擧るも此故なり、然るを書紀本書には、たゞ高御產巢日神をのみ擧て、此大御神の詔に係ざるは、いさゝか心得ぬ傳へなり、)然はあれ

きこと多し、）○佐夜藝弖、中巻橿原朝段にも此言あり、其を書紀に、聞喧擾之響と書て、此云左椰霓利氣離とあり、（氣を今本に奈と作るは、決て誤なり、此は奈離とては言とゝのはず、在椰霓利は、萬葉に有字を下に添て書格の言にて、即さやぎありと云意なり、さて下に氣離と云は、今此にさやぎてありけりとあると、語勢もはらおなじ、）又此記の同段伊須氣余理比賣命の御歌に、加是布加牟登曾、許能波佐夜牙流、萬葉二（十九丁）に、小竹之葉者、三山毛清爾亂友、（小竹の葉云々は、風といはねども、風に吹る、音なり、）又六（十二丁）に御山毛清落多藝都、（共に清は借字にて、佐夜爾は、佐夜具貌を云なり、古今集に、甲斐が根をさやにも見しがなど云るは、さやかにもにて、別意なり、）古今集に、小竹之葉のさやぐ霜夜を、（顯昭註に、霜のさやかなる夜なりと云るは誤なり、後の歌にも、霜さやぐなど誤りよめるおほし、）などある如く、物の音の喧しくさわがしきことなり、此の佐夜藝は、下に道速振神多在とある是なり、なほ彼處に云べし、○有祁理、この祁字を、今本には皆那と作れど、師の、祁の誤とせられしに從べし、下にも有祁理坐祁理など云る例なり、（かの橿原宮段に此言のあるには、阿理那理とあるを、そは延佳も、那當作祁と云て、彼はもとより祁理なることさらなり、此はあるなりとも訓るれど、猶然には非ず、）さてかく有祁理と詔へるは、天浮橋より、此國の狀を聞めし視そなはして、痛喧擾てありけるよなと、歎き給へる御辭なり、さて此の注に、下效此とあるは誤なり、其故は、此次天若日子の段に、不死有祁理とある處にも、此二字以音と注し、又彼橿原宮段の處にも、此十一字以音と注したればなり、書紀一書曰、勝速日天忍穗耳尊、立于天浮橋而臨睨之曰、彼地未平矣、下

り、猶下の登由宇氣神の處に委く云べし、（そも〳〵皇御國は萬の物も事も、異國々より優れる中にも、稻は殊に、今に至るまで萬國にすぐれて美きは、神代より深き所由あることぞ、今世諸人、か丶るめでたき御國に生れて、か丶るめでたき稻穗を、朝暮に賜ばりながら、皇神の恩賴をば思ひ奉らで、よしなき漢國のことをのみおもひあつかふは、いかにぞも、）さて上に千秋長五百秋と云も、此水穗に係たる祝辭にて、（秋と云も、穗にか丶れるゆゑなり、）長く久しく、御子命の此水穗を所聞食べき國、と云意以て名けたる國號なること、彼大嘗祭祝詞に、此同祝辭を、御孫命の大嘗聞食すことに係て云るにても知べし、（又彼大殿祭詞も云ざまはかはりたれど、萬千秋云々は、猶瑞穗へ係れり、）○言因賜而の賜は、只崇辭なり、國を賜とには非ず、（上に伊邪那岐大神の天照大御神に、汝命者所知高天原矣、事依而賜也、とある賜は、御頸玉を賜へるにて、此とは異なり、彼處に委く云り、）さてかく天照大御神の御子孫の、此天下をば所知食べき所由の論は、上傳七の始に既に出せり、○天降、こ丶は阿麻久陀志と訓べし、天照大御神の詔命以て令降たまふ故なり、（久陀志は令降なり、）○天浮橋は、上に見えて、天より此國に下り上る道に懸れる橋なり、○多々志は立にて、是も上に見ゆ、○伊多久は痛なり、萬葉に多く此字を書り、又甚字疾字などをも書、七卷（三十六丁）には大ともあり、（こは太字ならむか、）又伊多とのみも云り、下卷輕太子の御歌に、伊多那加婆とあるこれなり、（痛泣者なり、）さて萬葉に、伊刀と云にも痛字甚字を書て、同意なり、（但し語のつ丶きによりて、伊多久と云べき處と、伊刀と云べき處とは、異あるに、今の人は其別をえしらで、漫に通はし云故に、其文いと拙

豐葦原、葦原の事は、既に上傳六夜見國の段に云り、此に豐てふ言の添たるは、始て御子命に事依賜ふ詔なれば、祝てなり、（豐は、國へ係れる祝辭なり、葦に係れるには非ず。）○千秋長五百秋、こは大殿祭祝辭に、萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎、安國止平氣久所知食止、言寄奉賜比氐、とあると照して思ふに、長字は下へつゞけて、那賀伊富秋と訓べし、（上へ付て、千秋長と訓はわろし、又舊事紀に、五百秋長と、今一ッ長字あるは、さかしらに添たるひがことなり。）上も千秋之と之を添て、調宜く讀べし、大嘗祭祝詞に天都御食乃長御食能遠御食登、皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾、皇神等相宇豆乃比奉氐云々、千秋五百秋爾平久安久聞食氐、豐明爾明坐牟、皇御孫命能云々ともあり、書紀には千五百秋とあり、（さて書紀神武卷の始に見えたる、神代の年數にとりては、萬千秋などは、何ばかりのことにもあらざるを、壽詞としたまへるは、如何と云に、凡て神代の事も、世々を經て語り傳ふるまゝに、其語はうつり來ぬる事なれば、此も命短き人の世となりての語を以て傳へしなり、たとへば、雅言に八百萬代など云を、今の俗言には、千秋萬歳と云、これも細に云ば、八百萬年にくらぶれば、萬歳はいくほどにも有ざれども、壽ぐ意は全同じきがごとし。）○水穗、水は借字にて、みづ〳〵しきを云、（書紀に瑞字をかゝれたれど、其意には非ず、迷ふことなかれ。）穗は稻穗なり、（上に葦原云々と云に就て、葦の穗と勿おもひまがへそ。）書紀に、天照大神云々、又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗亦、當御於吾兒、とある穗も然り、（故古より此一字を伊那穎と訓來つ、されど國號の水穗も、伊禰といはで、たゞに富といへば、此然訓べきなり。）さて水穗國と云號も、此齋庭之穗に由縁あることな

古事記傳十三之卷

本居宣長謹撰

神代十一之卷

天照大御神之命以。豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者。我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所知國。言因賜而。天降也。於是天忍穗耳命。於天浮橋多多志（此三字以音）而詔之。豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者。伊多久佐夜藝弖（此七字以音）有祁理（此二字以音下效此）告而。更還上。請于天照大御神。爾高御產巢日神天照大御神之命以。於天安河之河原。神集八百萬神集而。思金神令思而詔。此葦原中國者。我御子之所知國。言依所賜之國也。故以爲於此國道速振荒振國神等之多在。是使何神而將言趣。爾思金神及八百萬神議白之。天菩比神是可遣。故遣天菩比神者。乃媚附大國主神。至于三年不復奏。

古事記傳十二之卷終

たり、又葛根神の神字も、諸本に脱たるを、今補つ、抑此所にかく多くの字の脱しは、いかなる故にか、延佳が補へたるは、宜にざりける、然るに、中なる若山咋にのみ神字を付て、上下の二柱神には、此字を補ざるはいかにぞや、今上なる例どもを考ふるに、かゝる所には、何も神字あり、(たゞ細注に、云々至野椎并四神、と云る處あり、此野椎、本文には神字あるを、注にはなし、又細注に、自天鳥船至云々、此天鳥船は、本文にも神字なし、これらは、此の例には取るべくもあらず)故今二ながら補へつるなりけり、

條）に委く見えたり、葛根は都那泥と訓べし、葛は綱なり、其由はまづ師の冠辭考（いはつな、又つぬさはふの條）に、古は都奴と都那と都多と通はし云り、故に都奴佐波布伊波と云は、蘿這石なり、石綱乃又變若反とよめるは、石蘿の、はひ別ては、又はひ返る意のつゞけなりとあり、（今云、都多を又都良とも通はし云り、都良は、今世には蔓葛と云是なり、此事は傳六夜見國の段下黒御鬘の條に委云り）　さて今思ふに、物を結縛ぐ綱にも、古は多く葛藤の類を用ひし故に、（まさ木の綱など云るを思ふべし、）都那とは云なり、然れば綱も、本は蘿と云と同じければ、葛とは書るなり、さて書紀顯宗紀室壽御辭に、築立稚室葛根云々（今本に、葛根をカヅラ子と訓るは非なり、）とあるは、此と全同じ、又大殿祭詞に、此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美、下津綱根、波府虫能禍無久云々、注に、古語番繩之類、謂之綱根、と見え又彼室壽に、取結繩葛者、此家長御壽之堅也、などもあるは、凡ていと〳〵上代の家造は、いづこをも〳〵、繩葛を以て結固めしものなり、（其中に、下津綱根と云るは、柱の本の方、又床などのあたり、凡て下の方を結固めたる處を云るなり、）故宮室を賀にも、先右の如く綱根を云たり、（萬葉十九に、天爾波母、五百都綱波布、萬代爾、國所知牟等、五百都々奈波布、この綱波布は、如何よめるにか、未思定めがたし、續紀十九に、聖武天皇、御母の謚を、千尋葛藤高知天宮姫尊と奉たまふ、是も葛藤は、天宮によれることなり、これに因て思へば、右の萬葉なるも、天とは、新嘗宮の屋根を賀て云るにて、同じことにやあらむ、）されば此神は、民の舍屋造のことに、功ありし神なるべし、○上件云々、諸本みな戸神二字を脱せるを、延佳戸一字を補つ、今又神字を補ふ、また自若山咋神、五字も脱たるを、延佳補

上に夏秋と云名の次なれば、必冬ならむと心得て、さかしらに改めつるものにて、中々に非なり、久々二字以音と云注あれば、うごかず。）久々は、上なる久々能智神の久々と同く、莖にて、草木の立長る貌を云、今俗語に、物の速けく長るを、久々と延ると云是なり、猶彼處（傳五諸神生坐の段）に委く云るを考合すべし、さて此は、稻の快く長るよしの御名なり、さて此御名につきて思へば、若年神より下五神の御名どもを、連ねて解べき又の考あり、そはまづ若年は、稻の苗の始めて生たるを云、（但此兄弟神に、若と申すが殊に多きは、別意あるかも。）沙那賣は沙之女にて、沙は田植ることなり、そはくはしく上（傳七）如狹蠅のところに注せるがごとし、彌豆麻岐は、田に水をまかするなり、夏は成立にて、（理を省き、多都を切。）是も稻のことなり、秋は阿加理にて、（加理は伎と切る。）是も稻の赤らむを云、（赤らむを、阿加流と云る例多し、四季の夏秋も、もと此意にて、稻より云名なり、夏は暑なり、秋は飽なりと云説は、わろし。）こゝに夏と秋との御名ありて、春冬と云は無きを以て思ふにも、稻によれることゝ聞ゆるなり、さて右六神、必しも各々に其名のごとき功德坐には非ず、此神たち何れも、穀の事に功ありし故に、稻のうへの事どもを以て、其御名に分充て、負せ奉りしものなるべし、○久々紀若室葛根神、（舊事紀に、此久々をも冬と作る、非なること上に同じ。）久々は上なると同く、紀は木なり、かくて是は、室に造る材木の、長く立のびたるを云、若室は、書紀に、宮を美て日之少宮と云る（日之少宮は、檜之若宮なり、眞木割檜之板戶、檜之御門などの類なり、舊說は古意に非ず。）少と同くて、室をも美稱へて若と云るなり、そは美豆垣の美豆と同意なり、猶師の冠辭考（みづがきの

亦名夏之賣神。次秋毘賣神。次久久年神。久久二字以音 次久久紀若室葛根神。久久紀三字以音

上件羽山戸神之子。自若山咋神以下若室葛根神以前。并八神。

大氣都比賣、此名上（傳五伊邪那美命御石隱の段、同九須佐之男命御被避の段下）に見ゆ、此は其か非か、若其神ならば、既く須佐之男命に殺され賜ひしかば、今は其御靈を鎭祭る社の神の、現女に化て、嫁坐しなるべし、（さる例おほし、）○若山咋神、御伯父に大山咋神坐故に、こは若と云なり、（大と若と對へて稱へたる名多し、）名義彼と同じ、さて三代實錄（上に引り）に小比叡神とあるは、此神などにもや有む、（猶よく考へて定むべし、）○若年神、これも御祖父に大年神、御伯父に御年神坐故に、若と云、名義彼神たちに同じ、○若沙那賣神、若は例の美稱なり、沙那は地名か、下文に、手力男神者坐佐那縣也とある、こは伊勢國多氣郡佐那神社二座、と式にある是なり、（或說に、其二座の一座を、此若沙那賣神なりと云るは、名によりてのおしあてにはあらぬか、）又三代實錄に、貞觀十六年七月、授伯耆國正六位上天乃佐奈咩神從五位下、と云ることあり、○彌豆麻岐神、名義未思得ず、神鳳鈔に、安西郡水卷神田一町と見ゆ、（安西は、阿濃郡を東西に分て云るなり、又源平盛衰記に、越中國住人水卷四郎安高と云あり、）○夏高津日神、夏之賣神、名義未考得ず、（高津日は、庭高津日と同例なるべし、）○秋毘賣神、これも未考得ず、（和名抄に、筑前國宗像郡秋鄕あり、）○久々年神、（舊事紀に、久々二字を冬と作るは、

こは殊に民の佃る田地などの土のことに功德ありし神あり、されば大は土に係るに非ず、此神に係る美稱なり、亦名の意も同じ、式に、伊勢國度會郡大土御祖神社あり、(或書に、此社を二座として、宇迦御魂神土乃御祖神とあり、又或書には、是を山田原地護神と云ひ、素戔烏尊子也といへるは、子を子孫のこゝろに見ればたがはず、) 萬葉十一(八丁)に、大土採雖盡云々、こは土に就たる大なれば、此とは意異なり、○九神、こは(諸本共に本文に連けて大書り、延佳本も大書て、并九神とあり、然れども上の聖神、下に五神、御年神の下に二柱、と注したる例に依るに、并字あるべからず、又上に故伊邪那美命者、因生火神遂神避坐也とある下に、自天島船云々、并八神とあるも、一段の終にして、細注にせれば、彼例又此段の上の例などに因て、此も細注に改めつ、彼には并字あるは、其段の中間所々に幾神と注したるにも皆、并とあり、此は中間に五神二柱とある皆、此字なければ、こは無きに從ひつ、又師は、九神の神字、上の例によるに、柱なるべしと云れしかど、幾柱とも幾神ともある例なれば、いづれにてもよし、) 奥津日子神より大土神までは、合せて十柱なるに、九神とあるは、數の違へるに似たれど、ゆゑあることなり、奥津日子奥津比賣を一神として計るなり、此例、上傳五參拾伍神とあるところに委く辨へつ、(延佳が、九當作十と云ふは、よくも考へざるものなり、) ○并十六神、この數も右の例なり、

羽山戸神娶大氣都比賣神。自氣下四字以音 生子。若山咋神。次若年神。次妹若沙那賣神。自沙下三字以音 次彌豆麻岐神。自彌下四字以音 次夏高津日神。

を祭れるなるべし、さて萬葉九に、河内に片足羽川あれど、こは加多志波川なり、今本訓誤れり、又和名抄備中國後月郡に、足次阿須波とあれど、こは波字を誤れるなり、○越前國に足羽神社のあるにつきて、往時に思ひけるは、かの座摩御巫祭神五座は、本繼體天皇の越前に大坐ましゝ時、其國にて殊に尊崇たまひし神たちを、御位に即たまひて後、京城にも齋祀たまひしより傳はりて、後の京々にも、同じごと祭られしにや、彼福井神は、越前坂井郡坂名井神社、又今福井と云處もあり、又綱長井も彼同郡都那高志神社と名似たればなり、若然らば、攝津國の座摩も、孝德天皇の難波宮に坐し時、彼五神を祀られし跡なるべし、さて右の考に依るときは、阿須波は、もとかの越前の地名より出たる神名なり、されば波比岐も、又同く本は地名にて、彼國にありし神社なるべし、と思ひしかど、猶さにはあらで、後足羽社も、此の阿須波神を祀れるものと思ひなりぬ、さて後に或書を見れば、越前足羽社記曰、古毫男太迹天皇、居於坂井郡三國之地焉、於是鎭祭大宮地之靈、故呼足羽、以爲地名也と云る、此說古き傳へと聞ゆ、大宮地之靈を鎭祭とは此の阿須波神を祭りたまふを云なり、）○香山戸臣神、さきの大香山戸臣神と、同功德ありし神なるべし、かくて彼は、大と云て分別てるなり、○羽山戸神、羽は速にて（山の夜と重なる故に、夜を省て波と云なり、）美稱なり、香山戸と同功德の神なるべし、（上に羽山津見神と云もありて、羽山の字は同じけれど、意は異なり、思ひ混ふることなかれ、）○庭高津日神、御兄に同和あり、彼神と同功德の御名なり、然るに此は、其功の殊に勝りたまへりし故に、御弟なれども、高と申すなるべし、此神、大嘗祭の齋郡の齋院に祭らるゝこと、上に引るがごとし、○大土神、

大宮女神、事代主神、阿須波神、波比伎神、この八柱神を祭らる、抑此齋院は、御稻拔穗のためなる故に、御年神大御食神などを祭られ、(高御魂大宮女事代主などは、神祇官にても祭らるゝ由あるなれば、論なし、)又其庭を守坐故に、庭高津日神を祭り、阿須波波比岐二神も祭らるゝ、神なるべし、(庭高津日は、凡ての庭、波比伎は、其波比入の庭を守坐神なるべし、又拔穗より、其を京に運送るまでの、種々の事を行ふ足場を守坐がために、阿須波神をも祭らるゝなるべし、是を以ても、二神の名義を右の如くならむかと思ふなり、或說に、此二神をも、竈神なりと云は非なり、そは別に上に竈神者也とあるをや、又かの齋郡の齋院は、たゞ拔穗のためのみにして、炊爨の事に關らねば、竈神は祭るべき由なし、又竈神なりと云に就て、波比岐を灰木の意ぞなど云は、いよゝ非なり、灰木と云ことのあらむやは、)万葉廿(二十二丁)上總國防人哥に、爾波奈加能、阿須波乃可美爾、古志波佐之、阿例波伊波々牟、加倍理久麻低爾、(袖中抄に、上總國に阿須波と申す神おはす、と云るは非なり、又爾波奈加を、彼國の地名とする說もわろし、)此哥に

●庭中之とよめるを以て、當昔民家の庭に竈神など、共に、此阿須波神をも祭りしことを知べし、さて此神を祭るうへは、庭高津日神波比岐神などをも、同く祭りつらむ、(然るに取分て阿須波乃神爾としもよめるは、旅行を祈る故なるべし、行前々足ふみ立る地を守坐故なり、若此を竈神とせば、旅行を祈らむこと由なし、)さて右の歌は、末二句を味ふに、彼阿須波神は、己が家のには非で、行前の宿々の家に祭れるを、伊波比つゝ、行むとよめるなれば、何國にても、家ごとに祭ることとしられたり、(或書に、攝津國河邊郡阿須波神祠、在米谷村、今稱荒神と云るも、此神

意なり、かくて此神は、其波比入の庭を守坐神にやあらむ、故家毎に祭りしなるべし、此波比入は、古然るべき家にては、大庭と云、今世には、玄關前白洲など云なる處なれは、家庭の中に就ても、むねとする處なる故に、殊に其神坐なるべし、）さて右の二神の事は、まづ祈年祭祝詞に、座摩乃御巫乃稱辭竟奉皇神等能前爾白久、生井榮井津長井、阿須波波比支登御名者白氐、稱辭竟奉者、皇神能敷坐下都磐根爾宮柱太知立、高天原爾千木高知氐、皇御孫命乃瑞能御舍乎仕奉氐、また月次祭祝詞にも、如此見ゆ、（師の考に云、座摩は、本攝津國西生郡の所名にて、式にも同郡に、同神の社あり、次文に、皇神の敷坐云々と云るにも依るに、古より此大神の敷坐し處に、仁德天皇宮作りしたまひて、宮中に齋ひたまひし故に、其後大和山城と京を遷されても、同く遷し齋はれて、そこを即座摩と云しなるべしとあり、さて右五神の中の上三神は、御井神なるべし、座摩と云も、井とよれる名と聞ゆ、師云、座摩の座は、令集解に、居とも書れば、爲と訓ことは定かなり、さて座も居も摩も皆借字にて、井之後と云所名にやありけむ、又は井之塘にてもあるべし、）此神社は、神名帳に、宮中神卅六座の中に、座摩巫祭神五座、（並大月、次新嘗）生井神、福井神、綱長井神、波比祇神、阿須波神とある是なり、（貞觀元年正月に、此五神に從四位上を授奉りたまへること、三代實錄に見えたり、式和泉國和泉郡積川神社五座、これも此五神を祀るよし、彼社記に見ゆと、或書にいへり、）さて阿須波波比岐二柱神の、古より如此御井神と一處にしも鎭坐りしは、共に人家庭に就る神なればなるべし、又貞觀儀式延喜大嘗祭式などを考るに、悠紀主基の兩國各、齋郡に齋院と云を構て、八神殿を造りて、御歲神、高御魂神、庭高津日神、大御食神、

と云は、左に引、地名の足羽など是なり、凡て何處にまれ、人の足踏立る地を足場と云、今世の言にも、足場の奴悪きなど云此なり、さて凡て場と云は、庭の略にて、大庭を意富婆と云類多し、又場字をも爾波と訓こともあり、何にまれ事を爲す地を、某場と云、さて某場と云ときは、音便にて濁れども、もと爾波の略なれば、波と清言なり、故此の神名の波は、清音に唱ふるなり、さて此神は、人の物へ行とても、萬の事業をなすとても、足踏立る地を守り坐神なるが故に、家毎に祭しにや、此神の事、なほ次に云り、○波比岐神、名義は是も未思得ず、(例の強ていはゞ、波比入君の意か、伊は比の韻にある故に、本より省き、又理と美とを省けるなり、如此き活用の理を省く例多く、又君の美を省く例も多かり、後撰集春上に、通住侍ける人家の前なる柳を思ひやりて、躬恒、妹が家の波比入に植る青柳に、今や啼らむ鶯の聲、堀川百首にも、柴の屋の波比理の庭におくか火の煙うるさき夏のゆふぐれ、是らを思ふに、門より舍屋内に入までの間の庭を、波比入と云しなり、古言なるじし、波比入とは、たゞ歩入にて、今世の言にも、入を波比流と云これなり、波布とは、いさゝかの間の處を歩き行ことなり、故源氏物語などに、家内などにて、彼より此へ來ることなどを、波比渡など多く云り、須磨浦と明石浦との間を、たゞはひわたるほどゝ云ること、彼巻々に見えたるも、甚近きよしなり、後世にはたゞ、虫などの行をのみ波布とは云、それも虫などは、甚小き物にて、いさゝかの程を、わづかに歩く物なる故に云なるべく、又人も、俯伏て手と足として行を、波布と云、是も遠くはえ行れぬ物なれば、いさゝかの程を行意より云なり、かゝれば、かの人家の波比入も、門より舍までは、遠からぬほどなる故に、其間を歩行入る

坐乙訓とは云ずして、坐松尾とあるうへは、彼矢は松尾に在と定むべし、又或書に、彼丹塗矢を、大己貴命之所化也と云るは、大山咋神之所化と傳へしを、大己貴に誤れるものなり、〇鴨長明四季物語と云物に、下鴨と申奉るも、大山咋御神にて坐々て、是もありがたく、松尾日吉など、皆々同じ御神すがたなるべしと云り、四季物語は、長明が作れるには非るか、下鴨を大山咋神と云ことは、他書に見えぬことなり、然れども下鴨は、式に賀茂御祖神社二座とあれば、彼丹塗矢靈と玉依比賣と二座ならむか、これ別雷命の御父母なるゆゑに、御祖とは申すなるべし、さて御父なれども丹塗矢は、松尾乙訓に主として祀る故に、下鴨にては、玉依日賣を表に祀るなるべし、さて上鴨は、別雷神社とあれば、彼別雷命なること論なし、然るに此下上賀茂社、今京となりて皇朝の尊崇坐こと、伊勢に亞て比なきゆゑに、かの別雷命には非じかと嫌ひて、或は秘事なりと云、或は上は瓊々杵尊、下は神武天皇など申すことの聞ゆるは、由もなきことなり、公家の尊崇ますことの重きは、皇京の守神に坐ゆゑにこそあれ、必しも其神の本の尊き卑きにのみよることにはあらず、かの崇神天皇の御世に、大倭大國御魂神をも、皇女をして祭らしめたまひし例を思ひ合すべし、又皇大神と申す號のことを云などは、いよ〳〵俗のさだなり、万葉祝詞式などを見よ、）〇庭津日神、名義、前後の神の類を思ふに、庭に家庭の意なるべく、日は産靈の靈なるべし、さて上の竈神の下に引る、續紀文德實錄三代實錄等に見えたる庭火神は、即此神の御名に依れるなるべし、（火は借字にて、必庭燎のことには非じ、）猶下に大嘗祭式を引る處考へ合すべし、阿須波神、名義未考得ず、（されど嘗に強て云ば、足場の意にや、足を阿須

云る例は一もなし、書紀に、伊邪那美命の御事を、木國熊野の有馬村にて、花時必以花祭云々とあるは、ことのさま異なり、かにかくに此は、ことのさまもいかにぞやおぼゆ、）故思ふに、用字は、成又は化などの誤か、若然らば、鳴鏑爾那理坐流神那理と訓べし、（又は丹字の誤にて、阿加伎鳴鏑にや、）如此謂所以は、山城風土記云、賀茂建角身命、娶丹波國神野神伊可古夜日女生子、名玉依日子、次曰玉依日賣、玉依日賣於石川瀬見小川遊爲時、丹塗矢自川上流下、乃取挿置床邊、遂孕生男子、至成人時、外祖父建角身命、造八尋屋、竪八戸扉、釀八腹酒、而神集々而、七日七夜樂遊、然與子語言、汝父將思人令飲此酒、即擧酒坏向天爲祭、分穿屋甍而升於天、乃因外祖父之名、號可茂別雷命、所謂丹塗矢者、乙訓郡社坐火雷命在、また釋日本紀云、賀茂別雷命、父丹塗矢、乙訓坐火雷神社是也、亦秦氏大赤帳者、戸上矢者、松尾大明神是也、松尾大明神者、大山咋神、用鳴鏑水、（大赤は、人名か書名か、又戸上矢とは、彼丹塗矢のことゝ聞ゆ、挿置床邊とあるを、戸上とは云るか、又鏑水は、鏑也の誤にや、）是を考へ合するに、彼丹塗矢は、即此大山咋神の化たまへるなり、故今成鳴鏑神者也ならむかと云なり、）又丹塗とあるを以て、丹字ならむかとも云なり、さて風土記には、たゞ矢と云ひ、此には鳴鏑とあるは、違へるに似たれども、上代には鳴鏑を云ること多ければ、かの丹塗矢も其なりけむ、さて又風土記には、彼矢は乙訓社坐とあれば、松尾に非るに似たれど、釋に引る秦氏の書には、松尾神とあるを合せて思へば、松尾乙訓共に、此矢の靈を祀れる社と聞ゆ、さて正しき彼矢をば、松尾の御躰とせるか、乙訓の御躰とせるか、そは志られねども、何れにまれ、共に其御靈を祭るうへは、違ふべからぬうちに、此記には、

豆を加豆とも云しなり、字音を取るにはあらず、後に加杼野と云は、加豆の轉れるなり、下總の葛餝は音を取れり、例異なり、）○松尾は、神名式に、山城國葛野郡松尾神社二座（並名神大、月次相嘗新嘗、）これなり、此御社は、古へより佛ざたの混らぬ故に、今に至るまで、大山咋神とさだかに傳へ申せり、（今一座は、或は若山咋神とも申し、或は市杵島姫命とも申すなり、）續紀に、延暦三年十一月、叙松尾乙訓二神從五位下、以遷都也、（乙訓は式に、乙訓郡乙訓坐火雷神社とある是なり、遷都は、長岡宮に遷坐を云、）同五年十二月、叙松尾神從四位下、日本紀略に、同十三年十月、鴨松尾神加階、以遷都也、（遷都とは、今の平安宮に遷坐を云、）續後紀に、承和十二年五月、奉授從四位上勳二等松尾神正四位下、同十四年七月、奉授從三位、文德實錄に、仁壽二年五月、正二位、三代實錄に、貞觀元年正月、從一位、同八年十一月、加正一位と見ゆ、（江次第に、大寶元年、秦都理始造立神殿とあるは、始と云ることいかゞ、それより以前にも、神殿なかるべきに非ればこは其時新めて美く造奉しを云にや、）後拾遺集に、一條院御時始めて松尾の行幸侍りけるに、歌ふべき歌つかうまつりけるに、源兼澄、千石破松尾山の陰見れば、今日ぞ千年の始なりける、○用鳴鏑神、鳴鏑のことは、上（傳十根堅洲國の段）に見ゆ、さて此は、鳴鏑を用ひて祭ること、聞ゆめれど、然ては言足ず、（故師は、鏑字下に、齋か祭かの字脱たるべしと云れき、然れども貞觀儀式江次第などに、此御社の祭儀は見え、其料物等も延喜式に載られたれども、箭のことは凡て見えず、抑此記に然記さるばかりの由あることならば、必其祭に是を用ひらるべきわざなるをや、又記中に、某神坐某處神也、と云る例多かるに、其祭に用る物を擧て、云々神也と

すめり、又後世に日吉七社と申すは、古書に見えぬことなり、其はかの最澄が延暦寺を建たる時よりの所爲と見えたり、三代實錄延喜式などは、彼より後なれども、古によれり、さて其七社の中に、大宮と申すや大山咋神ならむと思ふに、然には非ず、大宮は彼最澄が、大三輪神を祀るよし、後の書どもに見ゆ、然らば、二宮と申すが大山咋神にて、小比叡神かさだかならず、或書に、大宮は大比叡明神にて、大物主神なり、二宮は小比叡明神にて、國常立尊なり、號地主權現と云へれども、小比叡を國常立尊と云は、いたくひがことにて、これを地主權現と申すを思へば、これ大山咋神ならむか、さて又別に中七社下七社と云も有て、合せて二十一社と云、其下七社の中に、山末社と云あり、此名此に由あり、然れども僧徒いかに心のまゝに爲ればとても、さすがに古より此山に主はき坐神を、さばかり末々にはよも置奉らじと思はるれば、上七社の中には坐べしとぞ思はるゝ、抑二十一社みな佛ざたのみにて、宗とあるべき古の神社は、其中何れにかとたどらるばかり埋れ賜ひぬるは、甚もあさましきわざなりけり、凡て此御社のことは、後の書どもに、くさ〴〵云ることども多けれども、みな延暦寺に因て、佛めきたることのみなれば、取に足ず、後世ながら公事根源に、比叡山の神は、松尾社と同躰にて、大山咋神と記したまへるは、古書に依て實のことなり、〕○葛野は加豆怒と訓べし、中巻明宮段の大御歌に見ゆ、書紀垂仁巻に、唯竹野媛者因形姿醜返於本土、則羞其見返、到葛野自墮輿而死之、故號其地謂墮國、今謂弟國訛也、とあるに思へば、古は乙訓郡のあたりまでかけて、泛く葛野と云しなり、和名抄に、山城國郡葛野加止乃、また葛野鄕も見ゆ、〔加豆に葛字を用ひたるは、久

上の山字に上聲を注せるは、大山とは連かず、山咋と連く名にて、其讀聲なり、咋とは、亦名の大主と同意にて、其山に主はき坐意にや、又山に末と云は、麓を山本と云に對ひて、上方のことなり、大祓詞に、高山末短山末、萬葉十三（二丁）に、三諸者人之守山、本邊者馬酔木花開末邊方云々、（濱松中納言物語に、なにをたのみどころにてかはいとかうたづきなうわびしき山の末にはすぐすべからむと云々、）などあり、但此の山末は、地名にても有むかし、（式に、伊勢國度會郡に山末神社あり、）○近淡海國、和名抄に、近江、知加津阿不三とあり、（遠江に對へて、近淡海とは云へども、古も今も常には、阿布美とのみ云り、故師は、此記に近字あるは、後人のくはへたるか、といはれたり、）○日枝山に坐とは、神名式に、近江國滋賀郡日吉神社（名神大）是なり、三代實錄に、貞觀元年正月、近江國從二位勳一等比叡神授正二位、從五位下小比叡神授從五位上、元慶四年五月、奉授正二位勳一等大比叡神正一位、從五位上小比叡神從四位上とあり、（臨時祭式にも、日吉神社一座とあれば、神名式なるも一座なり、然れば是大比叡神にして、小比叡は式外の神と見ゆ、小右記に、比叡御社とあり、拾遺集に、僧都實因比叡社にてよみ侍ける、ねぎかくる日枝の社のゆふだすき、草のかきばも言やめてきけ、さて後世には、比叡山と云へば、延暦寺のことゝ心得、日吉をば比余志と唱へて、別なるが如くになれり、古へは日吉と書るも比叡にて、比余志と云ることはさらに無し、住吉も、古へは須美能延にて、須美余志と云ことは無りしと同じことなり、又最澄僧此山に佛寺を建て、此神をも、其寺の守神の如くになして、山王といふ名をさへ負せ奉りつれば、今世に至ては、其比與志と云名さへかくれて、たゞ山王とのみ申

並授從五位下、天安元年四月、有勅大炊寮大八島竈、内膳司忌火庭火神、並授從五位下とあり、前の從五位下疑ひあり、三代實錄に、貞觀元年正月、大炊寮從五位下大八島竈神八前、齋火武主比命神、内膳司從五位下庭火皇神等、並授從五位上、印本に、此大炊寮を大膳職とあるは、脫たる文あるなり、古本には、大膳職從五位下火雷神、大炊寮云々とあり、西宮記に、内膳御竈奉遷他所事、以生絹覆上、衞士八人舁之、宮主先解除、納言一人弁外記史以下步行供奉と見え、中右記に、内膳司御竈神三所也、平野件美御祭奉仕神也、一所庭火、是尋常御飯奉仕神也、一所忌火、是則十一月新嘗、六月神今食、祭奉仕神也、禁祕御抄に、竈神行他所之時、中納言以下供奉、尤可爲靈物、女房不忌之、男主上之外不沐浴也、四五破、但指合用之、不可說物也、百練鈔に、寶治二年十月廿二日、内膳屋燒亡、御竈神燒損給、廿四日、近日御竈神燒損、可鑄改哉否事、被問諸卿、十一月十九日、軒廊御卜、内膳竈燒損事也、閏十二月廿二日、被定內膳御竈可鑄改日時、定來廿八日、これによれば、神躰即かねの竈なりと聞えたり、此時の事、なほ増鏡烟の末々卷に委く見ゆ、さて右の三代實錄に、八前とあるは、大膳式に、竈神四座、窖四座、とあるを合せてにやあらむ、又内膳司なる竈神は、即竈を神と云るなり、)さて竈神は、如此く公家にも祭賜ひ、又古より諸民までも各祭しこと、此記文にても知べく、江家次第正月元旦四方拜條庶人儀に、竈神をも拜むこと見ゆ、(簠簋内傳と云ものに、丙丁日不祭竈神と云ことあり、かゝることは云に足ねど、是にても昔祭しことを知るべし、)さて今世には、三寶荒神など云、穢き名を申すは、いとあさましきわざなるかも、○大山咋神、山末之大主神、此二の名義、いかなる故か未想得ず、山と云は、其に日枝山に因れる名にや、

名抄に文字集略云、窻ハ竈後穿也、和名久度と見え、竹取物語に、かまどを三重にしこめて云々、くどをあけてとあり、然れば古への竈は、後に穴を開て、そを久度とは云しなり、さて窻字は、字書に見えず、若くは窻の誤か、窻は窗と同じ、竈突也と注せり、又大膳式に窖神といふあれば、其と同じくて窖の誤か、）式に、筑前國御笠郡竈門神社（名神大）あり、（藤原經衡歌の端詞に、かまどの明神とあり、新續古今集に見ゆ、百錬抄には、宰府竈門宮とあり、竈門山の歌拾遺集に見ゆ、）紀伊國名草郡に竈山ありて、竈山神社も式に見ゆ、是も此神にや、（なほ下傳十八、白檮原宮の段五瀨命の下に云べし、）さて此に竈神と云は、比古神比賣神二柱を指るか、はた比賣神一柱か、定かならず、（舊事紀には、此二神者とあれど、例の依がたし、若二柱を指ていはゞ、此二柱神者とあるべき例なり、且大戸てふ名も、比賣神にのみあれば、竈神は此一神をのみ云か、されどなほ定めがたくぞほぼゆる、〇世俗の諺に、竈神は女神なりと云ことのあるは、漢籍にも然云ることあるより出たるか、又は古へよりの傳か、）いかにまれ、諸民に炊爨事を教へ賜ひし功ある神なるべし、さて續紀に、天平三年正月、神祇官奏、庭火御竈四時祭祀、永爲常例、大膳職式に、御膳神八座、高部神一座、竈神四座、窖神四座とあげて、各其祭の料物品を載せ、右四祭春料依前件、秋亦准此云々とあれば、年毎の春秋に祭ありしと見ゆ、（窖は、上に引る和名抄の窗と同じかるべく聞ゆれば、久度と訓べし、）されど四時祭式には見えず、臨時祭式に、御竈祭云々、御井并御竈祭云云、中宮御竈祭（東宮准此）云々、鎭竈鳴祭云々などゝあり、（これらは、大膳式に見えたるとは別なり、〇文德實錄に、齊衡二年十二月、大炊寮大八嶋竈神、齋火武主比命、庭火皇神、

命の御末の神たち、凡て某神とのみ有て、命と云る例は、一柱も見えぬ物をや、○大戸比賣神、戸は幣（濁音）と訓べし、幣は竈のことなり、上傳六黄泉戸喫の下に云るが如し、さて和名抄、河內國河內郡に大戸郡あり、姓氏錄大戸首の下に、河內國日下大戸村とあるは、此鄕のことならむ、古河內和泉一國なれば、彼奧津と由ありて聞ゆ、（又越中國新川郡に大部鄕あり、萬葉廿に、田口朝臣大戸てふ人名も見えたり）○諸人は、萬葉五に、母呂比得、十八に毛呂比登とあり、○以拜は母知伊都久と訓べし、上に阿曇連等之祖神以伊都久神也、胷形君等之以伊都久三前大神者也、中卷に御上祝以伊都玖天之御影神之云々、葦原色許男大神以伊都玖祝之云々、などあると全同じさまなればなり、又此卷末に拜祭とあるをも、伊都伎麻都流と訓べきこと、彼下傳十五御孫命御天降の段御鏡の下に云が如し、さて伊都久てふ言の解は、既に上傳六墨江の神の下に出つ、○竈神、竈は加麻と訓べし、和名抄に、四聲字苑云、竈炊爨處也、和名加萬（又唐韻云、窯燒瓦竈也、漢語抄云加波良加萬、新撰字鏡には、窯須惠加萬）とあればなり、（今俗に釜をも加麻と云ゆゑに、竈を加麻と云は、釜より出たる名と思ふ人あれど、さに非ず、古へ釜に加麻と云ることなし、釜は、賀奈閇また末路賀奈倍、と和名抄に見えたり、思ひまがふべからず、或人、釜を加麻と云は、朝鮮言なりと云り、さもあるか、又竈より轉りたる名にてもあらむ）又加麻度とも云は、竈處なり、萬葉五（卅丁）に、可麻度柔播火氣布伎多弖受とよめり、（私記に、加摩斗者、梵語也と云るは、ひがことなり、又閇都比と云名も古し、神樂竈殿遊、歌に、止與戸川比と見え、枕冊子に、御へつひとあり、加麻とは差別ありしが、未思得ず、又俗に竈を久度と云は誤なり、和

皇神等能前爾白久とあるは、祈年祭にあづかりたまふ諸社を都ていひ、右に引るは、御年神社をいふなり、彼文を披き見て辨へよ、○舊事紀に、妹高照光姫大神命、坐倭國葛上郡御歳神社と云るは、式に鴨都波八重事代主命神社、つぎに葛木御歳神社とならべる故に、事代主命の御妹神を、おしあてにあてたる物にて、例の妄ごとなり、ゆめまよはさるゝ事勿れ、）○天知迦流美豆比賣、天知は阿米志流と訓べし、註の知字は、迦の誤ならむ、故六字以音とはあるなり、（知字をも必音に讀べきこと、思ひて、後人さかしらに、注の迦を知に改めたるか、延佳深くも考ずて、六字を當作七と云るは、なか〳〵に非なり、）名義は未思得ず、若は天知は、かの天飛雁と云意もて、地名の輕の枕詞に、天飛やと置ると同意にて、（其枕詞のことは、下巻輕太子の御歌下に云、）迦流は大和國高市郡の輕に因れる名にや、（同郡に大歳神社のあるも由あり、）然らば美豆は稱名にて、みづ〳〵しき意なるべし、又萬葉一（二十四丁）に、天知也日御影乃水許曾波云々、これら皆、せめて必見に云のみなり、○奥津日子神、奥津比賣命、奥津は地名か、古今集に、貫之が和泉國に侍りける時に、倭より越まうで來て讀て遣ける、藤原忠房、君を思ひ沖津の濱に鳴鶴の云々、（沖津濱、或書に、和泉郡にありとも、又日根郡に在とも云り、）これか、和名抄に、彼國和泉郡輕部郷あるも、御母の名に由あり、（大鳥郡に大歳神社もあり、又和泉郡積川神社も由あること、波比岐神の下に見ゆ、）又駿河國にも此地名あり、（同國安倍郡に、大歳御祖神社もあり、式に能登國鳳至郡に、奥津比咩神社あれど、そは邊津比咩神社と並べれば、此神にはあらじ、）さて此比賣神にのみ命とあるはいかゞ、此段前後の神たち、又前段の須佐之男

神は、山里を開きて、民の居べき處を成たまへる功德ありけるにやあらむ、香の意は未思得ず、(御母の名に因るかとも思へど、次に異母弟神にも、同じ名あれば、然には非じ、若くは稱名にて、是も光曜く意か、日照など云例もあればなり、香山を山名と心得るは、ひがことなり、又式に、伊勢國多氣郡相鹿牟山神社あるを、或書に、是を天兒屋根命と大香山戸臣神なりと云るは、名の似たるゆゑの、おしあてなるべし、○又萬葉十四上野歌に、可美都氣努、麻具波思麻度爾、安佐日左指、麻伎良波之母奈、安利都追見禮婆、この歌、何とかや此に由ありげに聞ゆ、師は、麻具波思麻度を、眞桑島門にて、海門のことぞと云れしかど、上野は海なき國なればいかゞ、今思ふに、麻度は眞門と聞ゆ、されば古門に日影のさしかゞやくことを云ならへる故あるべし、且日照島乃御門などゝもよめり、故思ふに、香山戸は、かゞやき眞門の意かとも思へど、なほいかにぞやおぼゆ、) 臣は稱美なり、臣と云稱の義、宍穗宮段 (傳三十九) に、臣連とある處に云べし、臣字にはかゝはるべからず、○御年神、名義大年に同じ、此神も父神と同く、穀の事に大なる功坐しなるべし、古語拾遺に、此神、大地主神の田に祟をなし給ひし故事を記せり、(披き見べし、大地主神は、何れの神を申すにか、倭大國魂神治大地官と、垂仁紀にあれど、彼神ともきこえず、) 神名帳に、大和國葛上郡葛本御歲神社、(名神大月次新嘗) 高市郡大歲神社御歲神社あり、祈年祭祝詞に、御年皇神能前爾、白馬白猪白鷄種々色物乎備奉氐云々、四時祭式祈年祭條に、御歲社加白馬白猪白鷄各一、(こは右の葛上郡なる御歲神社を云なり、古語拾遺に彼故事を記せる終りに、是今神祇官、以白猪白馬白鷄祭御歲神之緣也、とあるこれなり、さて右の祝詞の上文に、御年

未考得ず、本より彼地名にや、(又上傳五大八島成出の段、白日別の處にも云ることあり) 和名抄に、對馬下縣郡にも向日鄕あり、○聖神、名義未考得ず、聖は借字にて、是も地名にもやあらむ、(師云、比自理と云こと、日神より嗣たまふ皇統ならではいはぬことなれば、此神名は後のことかと云れき、是も論あり、なほ比自理の事は、下卷高津宮段、聖帝とある處に辨ふ) 式に、和泉國和泉郡に聖神社あり、此神を祀れるなるべし、此社、貞觀元年五月列於官社、同八月授從四位下、(三代實錄に見ゆ) ○細注に五神とあるは、伊怒比賣の腹の御子を凡て云なり、○香用比賣、香は加賀と讀べし、(舊事紀に、賀用比賣と書るは非なり、そは若は後に加字を脫せるにてもあるべし) 香字を此二音の假字に用ひたる例は、伊香色謎命、(書紀孝元卷に見ゆ、此記には伊迦賀色許賣とあり) 伊香色雄 (又崇神卷に見ゆ、此記には伊迦賀色許男とあり) これらなり、(又香山香坂王などの香字も音を用ひたるにて加具加碁の假字とせり) さて名義は、容貌の美麗きをほめて、光曜くと云意か、萬葉六 (廿丁) に、加我欲布珠、十一 (二十六丁) に、燈之陰爾蚊蛾欲布虛蟬之妹蛾咲狀思面影爾所見、これらかゞやくを香用布とよめり、○又娶は、大年神の娶たまふなり、下なるも同じ、○大香山戶臣神、戶は斗、臣は意美と訓べし、又戶臣二字を斗美とも訓べし、山戶は、山なる民の居所にて、いはゆる山里なり、戶は借字にて、處の意なり、(漢籍に民家を戶と云故に、斗と訓ても、家のことの如く聞ゆめれど、そは字によれるものなり、古さることなし、又幣と云は、上代にはたゞ竈のことなるを、即それを民家のことに云は、やゝ後のことなり、されば此の戶字は、幣と訓もわろし、おもひまがふべからず) されば此

云々、仍鎭座宮内省、(此由古事談にも見ゆ、)とある是なり、さて常に園韓神と一に連ねて申しならへる故に、此の曾富理神を、即園神ならむと、誰も思ふことにて、信に然もありぬべし、但園神とは別にても有なむか、(彼宮内省なるは、上古よりたま〱二神並て鎭坐故に、都遷されて後、常に連ねて申しならへるにこそ、)其故は、若此曾富理神ならば、韓神の御弟に坐せば、韓園と序次べきことなるに、園韓と序次て、其祭禮も園を先にせらる、且彼は園とのみ何の書にも見えて、曾富理と云ることなく、又曾能と曾富理と、言の通ふ由も無ればなり、(延佳、曾富理は園祝か、と云しかど、祝てふこと、神名に由なし、)若くは韓神二座のうちの一座や、曾富理神にてはあらむ、猶よく尋ぬべし、(式に、伊勢國度會郡園直神社あり、是を或書に、曾富理神曾奈比比古命、大年神子也と云るは、園相字に付て、かの園神をおもひよせたる、例のおしあてかも、)○白日神、白字は向の誤にて、牟加比なるべし、其故は、式に、山城國乙訓郡向神社、大歳神社と並載れり、此向神社は、大年神御子向日神を祀ると云、何の說も同じければなり、(大年神の子に、向日神と云は、何の古書にも見えぬ神なるに、然云は、なか〱に古き傳なることいちじるし、)さて此社に、從五位下を授奉られしこと、貞觀元年正月の紀(三代實錄)に見ゆ、今向日明神と申し、其處を向日町といふ、(今は牟加布と唱れども、古は牟加比なりしこと、日字を添て書にても知べし、中務内侍が日記に、むかひの明神近きほどにて、常に參ると云しが、思ひ出るよりあはれになつかしくて、なつかしむ心をえらば、ゆくさきにむかひの神のいかゞ見るらむとあり、其頃までも牟加比と唱へしなり、其内侍は、弘安正應のころの人なり、)名義は

韓神在北と見ゆ）年毎の二月と十一月との丑日、（春用春日祭後丑、冬新嘗祭前丑と式に見ゆ）園韓神祭とて行はせ賜ふ、其式は貞觀儀式延喜四時祭式江家次第などに見ゆ、（朝野群載に、此社預卜部宿禰兼宗、社の修造を請申せる解狀あり、百錬鈔に、大治二年二月十四日、園韓神社、神祇官八神殿云々、燒亡云々、園韓神御正躰奉取出之、但後日兼俊宿禰云、八神殿園韓神、自元無御正體、但園韓神有神寳劒桙云、）又神樂歌に韓神あり、其歌は、本、三島木綿肩に取掛、我韓神のからをきせむやからをき、末、やひらでを手に執持て、我韓神のからをきせむやからをき、（からをきとは韓招禱か、○後拾遺集に、資良朝臣藏人にて侍ける時、園韓神の祭の內侍に催すとて、祓すれど、此世の神は驗なければ、そのから神に祈らむ、と云て侍ける返事に讀る、少將內侍、近きだにきかぬ禊を何かそのからがみまでは遠くいのらむ、辨內侍日記に、建長三年十月十六日、新大納言實房夜番にまゐりて云々、なにとなきさまに、韓神をよきほどにうたひすてゝ出給ひしと、少將のもとより申つかはして侍ければ、辨內侍、きかばやなやまとにはあらぬからをきの、身にしむ風は秋ならずとも、返し少將內侍、やまとにはあらぬものから、からをきのかへす〳〵もなほぞわすれぬ、躰源抄に、私云、から荻は、かれたる荻を云にや、清暑堂御神樂の試樂、執柄家にて行はるゝとき、人長かれたる荻の枝を持事あり、是秘藏事なりと云、又內侍所御神樂式に、韓神之事、素盞雄尊子也、有帝基安泰之誓、故宮中祭之云々、加良於幾座置也といへり、枯荻座置の說みなひがことなり、）抑此二神を如此崇祭りたまふ由緣は、江次第、頭書に、園韓神口傳云、件神延曆以前坐此、遷都之時、造宮使欲奉遷他所、神託宣云、猶座此處奉護帝王、

(並名神大、月次相嘗新嘗）是なり、(和名抄には、大和於保夜末止、此郷城下郡に入れり、孝謙紀にも、城下郡大和神山とあり、二郡の界近き處なれば、かくもあるなり、）嘉祥三年十月從二位、貞觀元年正月從一位を授奉らる、(文德實錄三代實錄に見ゆ、）萬葉五（遣唐使に贈歌）に、天地能、大御神等、倭、大國靈、久堅能、阿麻能見虛喩、阿麻賀氣利、見彼多麻比云々とよめり、さて此神社、今新泉村と云に在て、大和大明神と申す是なり、(帳に三座とあるを、或書に、大宮は大國魂神、二宮は大年神、三宮は須沼比神なりと云る、據あるかいさしらず、大宮二宮は論なし、三宮を須沼比と云る、まづ是舊事紀に依て、御名を誤れり、且御母の伊怒比賣をさしおきて、外祖父を祭むこといかゞ、若くは此說は、後人のおしあてにはあらぬか、又式に、淡路國三原郡大和大國魂神社名神大、これは何の由にて彼國に坐にかしらず、本に下の大字なし、今は臨時祭式文德實錄などによりて補へつ、）○韓神、名義未考得ず、韓は借字か正字か、地名などか、將韓國に由あるか、凡て知がたし、(書紀に、素戔嗚尊、帥其子五十猛神、降到於新羅國、居曾尸茂梨之處云云、と云ことあれば、其時に此韓神をも率て往たまひて、彼國にして功などありしにや、曾尸茂梨と曾富理とも似たるをや、されど彼は、出雲國に降り坐し以前のことなれば、時たがへり、此は試にいへるのみなり、）○曾富理神、此も未考得ず、地名などにやあらむ、書紀神代卷に、日向襲之高千穗添山峯、添山此云曾褒里能耶麻と見え、又神武卷に、大和國に層富縣あり、(但しこは添、上下二郡となれる處と聞ゆれば、曾布なるべし、和名抄に曾不とあればなり、）さて神名式に、宮內省坐神三座、(並名神大、月次新嘗）園神社、韓神社二座とありて、(儀式に、園、神在南、

國魂命天降坐時云々とあるは、大穴牟遲命の、天神の勅に順ひて、天上に參上たまひし時、此神も從ひて上りたまひしが、還降坐しゝをりを云なるべし、）かくて倭は、天皇命の靜坐御國となりて、他と異なれば、國名をば申さずして、たゞに大國御魂と申し、又大倭大神とも申して、皇朝の尊崇坐ことも、殊に重かりしなりけり、（又大穴牟遲神をも、書紀に一名大國玉神、古語拾遺に大國魂神とあるは、凡て天下を經營まし〻故なり、御名の同きを以て思ひ混ふことなかれ、大和大神をも、大穴牟遲神ぞと心得る人あるも、此混によれり、）さて此神の御事は、書紀崇神卷に、六年云々、先是天照大神和大國魂二神、並祭於天皇大殿之內、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神云々亦以日本大國魂神託渟名城入姬命祭、然渟名城入姬命髮落體瘦而不能祭、（和字は、倭を後に寫し誤れるなり、書紀の成れる時、未和字を用ひたることなし、日本も、こゝは一國の倭の意なり、又祭然の祭字、下に、其地名を脫せるなるべし、さて今の山城京になりて、皇女を賀茂大神の齋に立たまふは、此渟名城入姬命の例に同じ、）又七年に、夢のさとしに因て、市磯長尾市を以て、此神を祭る主と爲たまふこと見ゆ、又垂仁卷には、一云、天皇以倭姬命云々、是時倭大神著穗積臣遠祖大水口宿禰而誨之曰、大初之時期曰、天照大神悉治天原、皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神、我親治大地官者云々、（官とは、大地を掌り守る官職の意なり、）時天皇聞是言、則仰中臣連祖探湯主而卜之、誰人以令祭大倭大神、即渟名城稚姬命食卜焉、因以命渟名城稚姬命、定神地於穴磯邑、祠於大市長岡岬、然是渟名城稚姬命、既身躰悉瘦弱以不能祭、是以命大倭直祖長尾市宿禰令祭矣とあり、神名帳に、山邊郡大和坐大國魂神社三座

神の中の生產日を、此神なりとして伊久須毘と訓、其餘の神產日高御產日などをも、凡て此例に加牟須毘多加牟須毘、多麻流須毘多流須毘と訓れつるは心得ず、鎌倉中務卿親王の多加牟須毘と書たまへるは、古の唱の傳はれりしなりと云れつれども、そは例の後世の音便讀にして、古の正言には非ず、今此神、たとひかの活產日にまれ、活須毘とあるは、たゞ〳〵牟を畧けるにこそあらめ、是を例として、產日又魂などあるを、牟を畧きてよむべきに非ず、又此活須毘神を、或書に神魂神の御子なりと云るも、おぼつかなし、○伊怒比賣、出雲風土記に、出雲郡伊努鄉、國引坐意美豆努命御子、赤衾伊努意保須美比古佐倭氣能命社、即坐鄉中、故云伊努、(又秋鹿郡伊農鄉、出雲郡伊農鄉坐、赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命之后天𤭖津日女命、國巡行坐時、至坐此處而詔、伊農波夜詔、故云伊努とあれば、出雲郡なるぞ本にてありける、)神名帳に、出雲郡伊努神社、同社神魂伊豆乃賣神社、同社神魂神社、同社比古佐和氣神社あり、此伊努鄉(和名抄今本に、努を勢字に誤れり、)に由れる御名なるべし、(右の神魂神社は、神活須毘にはあらぬか、さて伊怒比賣は、伊努神社にてもや有む、)又帳に、尾張國山田郡にも伊奴神社あり、○大國御魂神、名義上傳九字都志國玉神の條下に見ゆ、彼に云る如く、何神にまれ國を經營坐し功德あるを、其國々にて、國魂とも大國魂とも申して拜祀るなり、故諸國に某大國御玉神社と云多し、(上に引るがごとし、)然るに此は何國ともなきは、倭の大國御魂なり、(舊事紀に此神の下は、大和神也と云るは、古書に然見えたることありしか、又推當にいへるか、彼書は據とは信がたし、)此神大穴牟遲神を助けて、殊に倭國を經營坐し功德ぞ有けむ、(出雲風土記に、大

神。次曾富理神。次白日神。次聖神。五神 又娶香用比賣。此神名以音 生子。大香山戸臣神。次御年神。二柱 又娶天知迦流美豆比賣。訓天如天。亦自知下六字以音 生子。奥津日子神。次奥津比賣命。亦名大戸比賣神。此者諸人以拜竈神者也。次大山上咋神。亦名山末之大主神。此神者坐近淡海國之日枝山。亦坐葛野之松尾用鳴鏑神者也。次庭津日神。次阿須波神。此神名以音 次波比岐神。此神名以音 次香山戸臣神。次羽山戸神。次庭高津日神。次大土神。亦名土之御祖神。九神

上件大年神之子。自大國御魂神以下大土神以前。幷十六神。

大年神は、上傳九大國主神御祖の段の下に見えたり、此は彼を承て、其とは云るなり、○神活須毘神、(舊事紀には、神活二字は無て、須沼比神とあり、是に依て、延佳、此記にも沼字を補へるは非なり、須毘二字音を用ひたるに、其間に所夾て、沼一字訓を用ひむことあるべからねば、此字は無きをよしとす、彼はもと活字を沼に誤り、又下上に誤れるものなるべし、後書にも須沼比神と云あるは、舊事紀に依れるひがことなり、)名義活の意は、上なる活津日子根命の下、須毘の意は、熊野久須毘命の下(共に傳七御宇氣比段)に云るが如し、(師説に、神祇官に坐八座、

纏躰卷歌に、美母盧我紆陪儞能朋梨陀致とあるも、山とはいはねど、此山のこと、きこゆ、萬葉二（二十四丁）に、三諸之神之神須疑、七（五丁）に、三毛侶之其山奈美儞云々、（六丁）味酒三諸山、九（二十六丁）に、三諸乃神能於婆勢流泊瀨河などよめるも、此山なり、（又書紀雄略卷にいはゆる三諸岳、又萬葉に、神名備乃三諸之山とも、三諸之神名備山ともよめるなどは、雷山とも神岳とも云る處にて、飛鳥神の坐し山にて、此とは別なり、神岳を、今本ミ。ワ。ヤ。マと訓るは誤なり、又後歌に、立田によみ合す三室山は、古書には見えず、そは古今集に、立田川紅葉ながる、神名備の三室の山にしぐれふるらし、と云歌より始まれり、此歌の立田川、心得ぬよし、契沖くはしく辨へおけり、されど此立田川は、大和國の立田にはあらず、此は別に考へあり、凡て古書の三諸山をも、後人は心得違へて、立田のあたりと思ふは、ひがことなり、）さて御諸とは、右に云る如く、何處にまれ神社のことなるに、此山にしも其名を負るは、取分て此大神を尊崇めるからなり、（今京にて、祭といへば賀茂祭、山といへば、日枝山なるがごとし、）さて此神社に鎭坐御名を、大物主大神と申すなり、（故此御名は、上に五名を擧たる處には見えず、白檮原宮段に、美和之大物主神と、始めて見えたり、其外も凡て古書に、美和社に就て云ときは、此御名を申せる例なり、）神名帳に、大和國城上郡大神大物主神社、（名神大、月次相嘗新嘗）嘉祥三年十月正三位、仁壽二年十二月從二位、貞觀元年正月從一位、同二月正一位を授奉らる、（文德實錄三代實錄に見ゆ、）なほ此御社の事、中卷水垣宮段（傳二十三）に委くいふべし、

故其大年神。娶神活須毘神之女伊怒比賣生子。大國御魂神。次韓

御子たち三柱神には、たゞ御魂といひ、己命には和魂といひ、又杵築宮に靜坐とあるを以て、大美和は、別に其和魂なることをしるべし、櫛甕玉命と申す御名は、奇魂を云なるべし、さて帳に、城上郡狹井坐大神荒魂神社、神祇令義解に、狹井者、大神之麁御靈也とある、是は大美和の和魂なるに對へて、大穴持神の荒魂と心得る人あらむか、然るにあらず、たゞ大美和神の荒魂なり、此義よくせずはまぎれなむ、）とあるは、傳の異なるに似たれど、さにはあらず、天下に國はしも多なるに、今如此倭國にしも伊都伎奉れと詔ふは後遂に皇御孫命（御代〳〵の天皇を申奉る、）の近守神となり坐むの御心なりしこと著明ければ、かの神賀詞には、其所をいへるものなり、（或人書紀の此段の註に、大己貴命、みづから己が魂を齋て、神としたまふと思ふは誤なり、三諸山に祀りしは、後のことぞと云るは、中々に非なり、若此說の如く、己が魂を齋むがひがことならば、いかでか伊都伎奉れとは詔ふべき、凡て己が私のさかしら心を主として、古傳を信ず、かゝることをのみいふは、皆神道をしらぬものなり、此記にも書紀にも、今此にて正しく祀りたまふといふことは見えねども、祀れとあらむに、祀らですておきたまふべきならねば、此時に祀りたまへりしこと疑ひなし、）〇御諸山は、卽三輪山のことなり、（三輪と云名の由緣は、中卷水垣宮段に見ゆ、）まづ御諸は御室にて、（御を身の意ぞなど云說は非なり、）凡て神社を云、下卷朝倉宮天皇大御歌に、美母呂能、伊都加斯賀母登、又美母呂爾、都久夜多麻加伎、萬葉三（四十六丁）に、吾屋戶爾御諸乎立而、七（三十七丁）に、木綿懸而祭三諸乃、などある是なり、さて三輪山を御諸山と云るは、此を始にて、中卷水垣宮段、書紀同御代、卷などに見え、又

皇孫命近守神登貢置天とある意にて、其鎭坐むとする處も、倭國を衛護垣なる意にて、如此云るにもあるべし、○東山、御諸山は、倭の國中の東方に在て、其山次まことに垣如り、但し東山と詔へるは、たゞ泛く東方の山と云ことゝなるべきを、其東方、山の中に就て、御諸山をば擇て祀りしなるべし、又思ふに、東方の山と云ことゝならば、東之青垣山とあるべきに、青垣を上に置て、東山とあるは、一の山名を指るが如くも聞ゆ、故考るに、神名帳大神社の次に、神坐日向神社(大月次新嘗、貞觀元年に、從五位上を授奉らる、三代實錄に見ゆ、)あり、此社三輪山の嶺に在て、今高宮と稱すと或書に云り、然れば御諸山の舊名日向山と云しか、(若然らば、此記に東山とあるに依て、彼神社の日向をも、比牟加志と讀べし、舊名のまゝ此神社にのこれるなり、○日の出る方を東といふも、即日向の意なり、)○山上と、峰を云に限らず、又山邊の意にも非ず、たゞ山と云ことゝなり、(山べと云も同じ、其他海べ岡べ野べなども、皆たゞ海岡野と云これにて、邊の意にはあらず、)○伊都岐奉、此語上傳六綿津見三柱の神の條下に出、奉は祭祀なり、たて添て云辭の奉には非ず、(但祭祀も、尊辭の奉も、言の意は一なり、)書紀曰、對曰、吾欲往於日本國之三諸山、故即營宮彼處、使就而居、此大三輪之神也とあり、さて大國主神の和御魂の、大美和に鎭座る由緣は、右の如くなるに、出雲國造神賀詞(天下の現顯事をば、皇孫命に事避奉りたまふ段に、)に、大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎、八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐天云々、皇孫命能近守神登貢置天、八百丹杵築宮爾靜坐支(此文の中に、云々と云て略ける處を、本書を拔きて考ふべし、其

御靈なり）別に其和魂の御形を現はして、如此示し敎へしめたまふなり、かくて此敎の隨に齋祠りたまふに因て、和魂滿足し榮坐て、其御身を守り幸へたまひ、奇靈き德を以て、遂に天下を作竟しめたまふ、故是を幸魂奇魂とは云なりけり、（此幸魂奇魂を、漢籍にいはゆる魂魄にあて、云ふ說、又幸を先の義とせる說など、皆ひがことなり、又こゝの問答を、山崎氏などが、自問自答と云ふなどは、漢意に溺れて、神道をえしらぬものなり）○治奉之狀奈何、かく問たまふに、答に、祭狀をば、如何とも敎へずして、たゞ某處に齋祭とのみ敎へたまふを思へば、上に治我前とある治は、必しも社を造て齋祀ことに限れるには非る故に、奈何なる狀に治めむと問たまひ、さて答に、治とは、某處に社を造りて、齋祀れと云ことぞ、と敎へたまふなり、とも解べけれども、凡て神前を治むとは、必齋祭を云ふ例なれば、然には非じ、狀奈何と云に、何地に社を造むと問意の含めるならむ、さて其齋祭る種々の狀は、大氐定れる式あれば、敎へたまふまでもあらざるなるべし、書紀には、此の間に、今欲何處住耶とあり、○吾者は阿禮袁婆母と訓べし、母は助辭なり、（萬葉に例あり）○青垣は、青山の國の垣となりて周廻れるを、中卷倭建命御歌に、多々那豆久、阿袁加岐夜麻碁母禮流、夜麻登志宇流波斯、萬葉一（十九丁）に、疊有青垣山、出雲國造神賀詞に、出雲國乃青垣山內爾、下津石根爾宮柱太敷立弖云々、同國風土記に、所造天下大神大穴持命、詔云々八雲立出雲國者、我靜坐國、青垣山廻賜而云々、など見ゆ、山と云ずて、唯青垣とのみ云る例は、萬葉六（十三丁）に、芳野離宮者、立名附青墻隱云々、これなり、さて此は、垣に用はなけれど、たゞ山のことを、常に青垣と云ならへる故に、如此云か、又彼國造神賀に、

語、次に其答の語など、決て有しが脱たるものなり。其語ども無くては、事足はず、書紀曰、于時神光照海、忽然有浮來者、曰如吾不在者、汝何能平此國乎、由吾在故、汝得建其大造之績矣、是時大巳貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰吾是汝之幸魂奇魂也、大巳貴神曰、唯然廼知汝是吾之幸魂奇魂、今欲何處住耶、これに准へていはゞ、此記にも、然者汝者孰神耶、答曰、吾者汝之前御魂櫛御魂也、などゝ云文の有けむを、大國主神曰然者、と云七字の二あるから、見まがへて、上文をば脱しつるにこそ、(さる例常に有ことなり、)さて幸魂奇魂は、共に和魂の名にて、幸奇とは、其德用を云なり、二魂には非ず、(幸魂を荒魂とし、奇魂を和魂とするは非なり、)其故は、若二の魂ならば、二神と現れたまふべきに、今現たまふ神は一柱なり、且出雲國造神賀詞にも、倭の大美和に祠るは、此神の和魂とこそ見えたれ、(下に其文を引て委く云を見よ、)さて幸魂(書紀に、此云佐枳彌多摩と有、)とは、私記に、是左支久阿良之无留魂也と云て、字の如く、其身を守りて、幸あらする故の名なり、(書紀神功卷に、和魂服王身、而守壽命とある、是其意なり、是にても幸魂といふも、和魂の德用なることをさとれ、)奇魂も(書紀に、此云倶斯美拖摩とあり、)字の如くにて、奇靈德を以て、萬事を知識辨別て、種々の事業を成さしむる故の名なり、(萬葉五に、可武佐備伊麻須久志美多麻とあるは、石を稱て、奇き御玉と云るなれば、魂のことには非ず、即上に眞玉成二の石とあるを以て知べし、)さて今大國主神の、己命獨しては、此國を得作竟じと憂賜ふは、(書紀に、理此國唯吾一身而巳、と云てほこりたまふも同く、)たゞ荒御魂のみすゝみて、和御魂の乏しかりしなり、故今神產巢日神の御量にて、(萬事を成しむるは、皆此神の

けり、後撰集（十九）に、背かれぬ松の千歳のほどよりもとも〴〵とだに慕はれぞせし、返し、とも〴〵と慕ふ涙の添水は、いかなる色に見えて行らむと見ゆ、今世にも常云言なり、古言なるべし、（凡て古言の、中昔の書にはをさ〳〵見えぬが、返て今世の言にのこれるがおほきぞかし、）○難成は、那理加弖麻志と訓べし、（麻志は、牟と云に同じ、加弖の加は、書紀の歌によるに、清むべし、）書紀崇神巻、歌に、多誤辭珥固佐麼、固辭介氐務介茂、（手越に越ば難越かなり、）萬葉二（十一丁）に、佐不寐者遂爾有勝麻之目四（四十九丁）に、此月期呂毛有勝益士、十一（三十三丁）に、戀乃增者在勝申目、四（十四丁）に、妹爾戀乍宿不勝家牟、などあるに依れり、加弖は、消難行難などゝ同くて、難き意なり、又加泥と云にも通ひて聞ゆ、（萬葉三に別不勝鶴、この加泥に不勝と書ると、右に引る加弖にも、同字を書ることを思ふべし、○加弖を不勝と書るは、多閉受と云意を取れるなるべし、多閉奴は難きと同意なればなり、然るを其不字を省きて、勝とのみ書るは、いさゝか意得がたけれど、萬葉二に、後心乎知勝奴鴨、大寸御門乎入不勝鴨、又宿不勝鴨、七に宿不難爾などある、加弖奴は、加弖の反對なる詞なるを、同意によめり、さて其字も加弖にも不勝と書るに、又加弖奴にも不勝と書れば、不勝を勝とのみ書るも、所以あるにや、又宿不難爾とあるは、言も字も宿がたからぬと云ことに聞ゆれども、猶いねかてと同くて、いねがたき意なり、されば是も、不字あると無きと同意におつめり、○契冲は、加弖てふ言を、阿閉奴と云意に見たり、此說は、加弖牟加毛又加弖奴加弖那久などあるには叶へるに似たれども、加弖麻志とあるにかなはずなむ、）○大國主神曰然者云々、こは然者の上に、其神名を問たまふ

たる故に、社を指て申し、餘は其社の主に非る故に、神座を指て前とは申すなり、故に社には若干所と云、前には若干座と云、二を總ても若干座と擧られたり、大神宮年中行事、小朝熊宮祭の詔刀の次に、前皇神如此申進とあるも、此社六座の中に、主たる神を除て、餘の五座を、前皇神と云ることと、式の定と合へり、今世言に、物を分充るに、一人前二人前と云も、神社に充らるゝ幣物より出たる言なるべし、）○能治、この能字は、善又熟などの意と聞ゆれば、與久と訓べし、又此前後の能字（獨何能云々、與吾能相作云々、吾能共與云々、などの能字なり、）と同く輕く見て、讀ざらむもひがことならじ、治とは、凡て物を棄措ず、收擧て、狀に從ひて、其がうへを宜く物するを云、其中に、卷末に僕住所者云々而、於高天原氷木多迦斯理而治賜者云云とあると、此は同くて、宮を造營て齋祠るを治と云なり、其由下文に至て知らる、又因治養其御子之緣云云、玉垣宮段に、若此御子矣、天皇之御子所思看者、可治賜、との二の治は、同く養育を云る、上なるは治養二字を比多須とも訓べし、（傳十七鵜羽產屋の段下）高津宮段に、因大后之不治賜八田若郎女とあるは、大御心の隨に召入て寵たまふことをも得爲たまはぬを、不治賜といへり、續記の詔に、歘將仕奉人者、其仕奉禮良牟狀隨、品々讃賜上賜、治將賜物曾止詔、とあるを始にて、冠位上賜治賜布、などゝ多くあるは、官位を授進たまふを、治たまふと云なり、右のさま〴〵、事は異なれども、意は皆同じ、（又收納理修等字を訓も、袁佐牟と云言の意は皆同じ、）其餘國を治む病を治む、亂を治むなども、皆同意なり、○吾能共與、能字讀べからず、共與は、師の登毛登毛爾と訓れつる面白し、六帖に、とも〴〵と思ひきつれど、かりがねは同じ里へもかへらざり

に、某前某御前と云聞ゆ。）さて又墨江之三前大神、伊豆志之八前大神などあるも、三座八座といふと同くて、座とは、其神の座位を指て、其神の員を申すなり、（是又中昔の物語文などに貴人をば一人二人などは云ずして一所二所と云るも同意なり稱德紀詔にも二所乃天皇とあり）そは神のみにも非ず、孝德紀の詔に、神名王名、逐自心之所歸、妄付前々處々、とありて、注に前々猶謂人々也とあれば、人にも云しなり。（付とは、名に付るを云、神名又古の皇子たちの名を、妄に人々の姓名につくるなり。）さて神名帳の首に、天神地祇總三千一百三十二座、（のうち）社二千八百六十一處、前二百七十一座、四時祭式に、祈年祭奠幣案上神三百四座、（のうち）社一百九十八所、前一百六座、不奠幣案上祈年神四百三十三座、（のうち）社三百七十五所、前五十八座、とある前も、神の數を云るなり、（此社と前との分を、よく考へ知れる人なし、皆おしあての妄説をのみなせり、己考るに、社と云るは、神座の數にかゝはらず、一社を一として、其數を都合て、社若干所と云、前と云るは、二座以上の神社の中に、主たる神一座を除きて、其餘を幾座にても前として、前若干座と云なり、たとへば三座を祠れる社ならば、中に主たる神一座を除きて、餘の二座を、前二座と定めたるものなり、主たる一座は、社と云中に在ゆゑに、前と云中には入れざるものぞ、此格を以て、計るときは、右の式に擧たる數、みなよく合へり、但宮中京中の神は、其神名を擧たるは、各一社とす、たとへば御巫祭神八座の如き、各名を擧たる故に、八社とするなり、其餘神名を擧ずして、某社幾座とあるは、皆右の格なり、凡て社と云數中に入れる神は、幣物多く、前の神は幣物減れり、さて主たる神一座も、實は前なれども、其は其社の主

し、耶字讀べからず、(凡て漢文には、孰何誰幾など云る言の下に、乎耶哉などの字を置るを、夜とよむこと常なれども、御國語には、孰何誰幾など云たぐひの言の結めに、夜と云こと無し、中昔までも此格のたがへることはなかりしを、近世人は是をえしらず、歌にも文にも、孰神と共に作むやと云たぐひ多きは、漢文讀に耳習つるひがことなり、)さて此記には右の如く、愁而云々とあるを、書紀には、自後國中所未成者、大巳貴神獨能巡造、遂到出雲國、乃興言曰、夫葦原中國云々、今理此國、唯吾一身而已、其可與吾共理天下者蓋有之乎とあるは、傳の意の異なりしにや、○是時の下に、而字ある本は、誤なり、○光海云々、玉垣宮段に、其肥長比賣患光海原自船追來、書紀神代卷に、豐玉姫自馭大龜、將女弟玉依姫光海來到などもあり、さて書紀に依らば、此段も出雲國にての事なり、○我前、凡て古言に、神に前と云ること多し、此卷末に、天照大御神の詔に、如拜吾前伊都伎奉、また思金神者、取持前事爲政、中卷水垣宮段に、天皇の大御夢に、大物主神の詔に、令祭我御前者、神氣不起云々、(此にならひて、何れも美麻幣と訓べし、)同段に、於御諸山拜祭意富美和之大神前と見え、龍田風神祭祝詞に、龍田能立野爾小野爾、吾宮波定奉弖、吾前乎辭稱竟奉者云々など見ゆ、此中に、たゞ事もなく、其神の御前と心得てあるべきもあれども、又常に云前の意にては、いさゝか通え難きもあり、故思ふに、前は座と同くて、本其神の御座位を指て云言なり、(右に引る文に、前事とある是なり、)さて御座位を指て云が、やがて其神を指て云なれば、治我前とは、即治我と云ことなり、右に引る文どもを考へて知べし、(中昔の言にも、貴人をさしては、意麻閇と云り、今世にも御前と云是におなじ、又中ごろ婦人の名

耶是時有光海依來之神。其神言。能治我前者。吾能共與相作成。若不然者國難成。爾大國主神曰。然者治奉之狀奈何。答言吾者。伊都岐奉于倭之青垣東山上。此者坐御諸山上神也。

愁而は、少毘古那神の、常世國に渡りたまひし故なり。○獨は比登理志弖と訓べし。萬葉三（三十四丁）に、草枕客之有者、獨爲而見知師無美、（これを契冲が、ヒトリキテとよむべしと云るは、中々に古言を忘らざるなり。）十二（九丁）に、二爲而結之紐乎、一爲而吾者解不見、直相及者、古今集に、獨して物を思へば云々、此餘もあり、今世にも常如此云なり。○能得作は、延都久良牟と訓べし、（能字は、別に讀べからず。）凡て得と云辭の用格、漢文を讀には、たとへば得作は、都久流許登袁宇、不得作は、郡久流許登袁延受と訓む、皇國語には、不得作は、延都久良受と云、其餘も不と云ときは、凡て延云々勢受と云例なり、然れば是に准へて、凡て得作をも、延都久流と云べし、其は聞なれぬことゝちすめれど、萬葉十（三十三丁）に左小舟乃得行而將泊、十一（廿丁）に、面忘太爾毛得爲也登云云、十二（三十四丁）に、玉勝間安倍島山之暮露爾、旅宿得爲也長此夜乎とよめり、（此二の得爲也は、上なるは爲ことを得やなり、下なるは爲ことを得むやにて延須は延勢奴の反對なり、今の世の俗語にも、ようするようせぬと對へて云、其ようせぬをば、えせぬとも云へば、ようするはえするなり。）○孰神與吾、こは文字にすがりて訓ば、孰神加吾登共爾と訓べけれど、事の意をよく思ふに、然は訓べからず、孰之神登共爾吾波と訓べ

と云かけたるなり、)書紀仁徳巻歌に、以播區娜輪(岩崩なり、)などあり、○此神者云々、凡て古へは禽獸は更にもいはず、さらぬ雜物までも、靈しあれば皆神と云し例なれば、今此曾富騰をも神と云ること、異むべきに非ず、(此神とあるに就て、山田のおどろかしには非じ、と疑ふ人もありぬべけれど、所謂と云言などを置るにても、尋常神ならぬこと明けし、)○足雖不行とは、作りて立たるまゝにて、何處へも動かぬを云なり、○盡知天下之事、こは如何なる故ともはかり難けれど、嘗に強ていはゞ、まづ書紀の此段を考るに、大穴牟遲神、己命の大なる功績あるに矜り給ふ意、見えたり、然れども己命一柱の力にては、功終難かりき、然るに此山田の曾富騰は、たゞ人の形ばかりにて、人の爲事をもえせず、足もえ歩行ず、其狀貌はた、甚醜く賤しげなる物の極なり、然るを此物しも、天下の事を盡く知て、今少名毘古那神を顯白せるに依て、此神と相並て大功を終給へり、然れば己大功ありとても、必ほこりがたく、又容貌見ぐるしく微賤き者とても、必あなどり棄がたしとの意なるべきか、(足雖不行と云るは、坐ら天下の事を知ると云意はもとよりにて、大穴牟遲神の天下を經行きたまふに反對る意もありぬべし、)此久延毘古の故事を讀ても、吾古傳の漢籍のさくじりたるとは、遙に異にて、直く安らかなりしこと知れて、いと貴し、(書紀に此類の故事を捨てはぶかれしは、漢意に遠きがゆゑなるべし、)

於是大國主神愁而。告吾獨何能得作此國、孰神與吾能相作此國

まで、山田の曾富騰とて有物是なりと云意なり、然れば久延毘古即曾富騰のことなり、さて曾富騰は、後の歌に、曾富豆とよめる物にて、清輔朝臣の奥義抄に、田におどろかしに立たる人形なりと云り、(山田を、師の、地名なるべしと云れしは、曾富騰を、其處に鎮坐神の名と見られしなるべし、されど此の語のさまをよく思ふに、さは聞えず、若尋常の神名ならば、坐山田曾富騰神など、こそあるべけれ、又或説に、後歌によめる山田のそほづと云物は、此に足雖不行とあるに依て、此神名を取て、擬へて名けたる物なり、と云るも惡し、) 古今集に、足引の山田の曾富豆己さへ、我をほしと云うれはしきこと、後撰集に、明暮し守るたのみをからせつゝ、袂そほづの身とぞなりぬる、拾遺集(長歌)に、小山田を人に任て我は只、袂そほづに身をなして云々、曾禰好忠集に、山田守そほづも今はながめする、舟屋形よりほさき見ゆめり、などよめり、(續古今集に僧都玄賓、山田守そほづの身こそあはれなれ、秋はてぬれば、問人もなし、此歌によりて、曾富豆は、僧都を以て名けし物と心得るは、古を考へざるひがことなり、) 名義は、或人、雨露に所沼そほぢて立る由なりと云り、(添水の意など云説は、いふにもたらず、) 今按に、曾富豆と云は、後のことにて、本は曾富騰なれば、そほぢ人てふ意にや、(遲毘登を約れば、騰となるなり、) そほぢと云言は、書紀武烈卷影媛歌に、岐儺曾裒遲と見ゆ、(後歌にも多し、) 山田は山の田なり、下卷輕太子御歌に、夜麻陀遠豆久理と見ゆ、さて久延毘古てふ名も、よとゝもに雨露にうたれ、風に吹破られなどして、身體の壞れ傷はれたる意にもやあらむ、久豆禮を久延と云は古言なり、萬葉十四(六丁)に、伊波久叡乃、又三(四十九丁)に、河岸之妹我可悔、(河岸の崩

るをや、萬國みな此に准へて、疑ふべきにあらず、又須佐佐男命新羅國に降坐しことあれども、其はいまだ經營らざりしほどにぞありけむ、さて諸の外國には、神代の正しき傳說なければ、此少名比古那神の、天より降りて、經營たまへりしことを、ほのかにも知らざる國々もあるべく、又其國々の語のまゝに、異なる御名を以て、ほのぼの訛りて傳へたる國もあるべく、又其神靈を、後世まで崇祀る社のある國々もあるべけれど、其はた異なる御名なるべければ、かにかくに何れの國にても、正しきことは知らでであるなりけり、抑今如此言を聞む人、いかに思はむ、千年にもあまりて、あまねく外國の說をのみ聞なれて、心の底に染着たる世人なれば、なべては信ふ人もをさ〳〵あるまじけれども、さるともがらはいかにもあれ、皇御國の物學びせむ人は、此事よく心得居るべきものぞ、）かくて後世に至て、其諸の外國より、くさ〳〵の事も物も渡參來て、其を用ふること多きは、此神代に此神の、外國よりしばらく渡來坐て、大穴牟遲神を助けて、もろともに經營成し給へりし趣と、全符合り、いと深き理あることぞなるべし、（故外國より渡參來つる事物の中には、皇國の助けとなり、寶となるもあり、又害となることも多し、是はた然あるべき趣なり、少名毘古那神は、書紀に、一兒最惡、不順教養と、御祖命の詔ひて、初惡かりし神に坐せば、もはら此神の經營たまへる外國々、もとより惡き事多かるべき理なるをや、されど惡きより善きを生す理をも又おもふべきものぞかし、）○顯白とは、誰も知ざりしを、よく見知て、其とあらはし白せしを云、下文に、此立御前所仕奉猨田毘古大神者、專所顯申之汝送奉とも有り、○山田之曾富騰、こゝの文を按に、當時久延毘古と云しは、即今世に至る

し、同年十月、此兩社を號藥師菩薩名神よしも見えたり、式に、兩社共に、名神大とあり、酒列礒前は那賀郡に屬せり、谷川氏云、藥師は久須志と訓べし、醫の意なり、さて藥師と云から、菩薩の號もあるならむ、）さて右に云る如く、常世國とは、何處にまれ、遠く海を渡りて往く國を云なれば、皇國の外は、萬國みな常世國なり、かくて此少名毘古那命は、御祖神產巢日神の御手俣より漏去坐つる神にて、此段の文に依るに、其行方も知られ給はざりし趣なり、さるは此葦原中國には降坐ずして、外國に放往坐しが故なり、（久伎には漏字を書き、漏墮とある墮も、此意にて、書れたるものなり、上に大穴牟遲神の事に、自木俣漏逃而去、とあるをも思ふべし、）さて此段に、海より依來坐るは、外國より渡來坐るにて、度于常世國也とあるは、又外國に還坐るなり、さて息長帶比賣命の御歌に、常世に坐とあれば、後まで外國に鎭座すなり、然れば此神は、初高天原にして、御祖命の御手俣より、放去て降坐しより、永く外國に坐神にて、其間に少時皇國には渡來坐しゝ事ありしなり、さて此趣に據て、今つら／＼按に、外國（三韓及漢天竺其餘も四方の萬國）は皆本、此神の經營堅成たまへるものなるべし、（諸の外國の初はみな、書紀に潮沫の凝て成れる者とある、其內なるべし、此事既に傳五卷に云り、然ありて後に、此少名比古那神の降坐て、何の國をもみな經營たまへるなるべし、其早晩勝劣などの異こそあるべけれ、悉く此神の經營たまへるに漏たる國はあるべからず、其は人代の命の長さを以て計るときは、國々此神の經營たまへるとしては、時代合はずと思ふ人あるべけれど、然らず、神代の壽命年數は、こよなく久しく長かりしかば、此神などは、漢國にいはゆる伏義などよりは、遙に前代な

る故に、かれこれを以て、附會たるものなり、然るを後世人はたゞ、常世と書る字に泥み、又漢の蓬萊などのことをのみ思ひて、上代の意を深く考へざるゆゑに、不變不死を常世國の本義と心得居るは、ひがことなり、不變不死の意に云るは、萬葉四に、吾妹兒者常世國爾住家良思、昔見從變若益爾家利、五に、等己與能久爾能阿麻越等賣可忘、九に、詠水江浦島子歌に、常世爾至云々、老目不爲死不爲而、永世爾有家留物乎云々、これらなり、書紀雄略卷に、此浦島子が事を記されたるは、疑はしきがうへに、到蓬萊山と書れたるは、彼紀の癖として、よろづに漢をまねられしなれば、ゆめ此文などに迷ひて、常世國を、蓬萊のことゝな思ひ誤りそ、又垂仁卷に、彼田道間守が言に、是常世國則神仙秘區云々、此語も後世漢籍、蓬萊のことなどを思ひて書添られたる、潤色の文にして、さらに上代の言にあらず、凡て書紀は如此き文によりて、古の意を失へること、數ゑらず多かり、）　書紀に、其後少彥名命、行至熊野之御碕、遂適於常世鄕矣、亦曰、至淡島而緣粟莖者則彈渡而至常世鄕、伯耆國風土記に、相見郡郡家西北有餘戶里、有粟島、少日子命蒔粟、莠實離々、即載粟彈渡常世國、故云粟島也とあり、三代實錄三十七に、石見國常世國、社神と云見ゆ、又文德實錄八に、齊衡三年十二月庚午朔戊戌、常陸國上言、鹿島郡大洗磯前、有神新降、初郡民有煮海爲鹽者、夜半望海、光耀屬天、明日有兩怪石、見在水次、高各尺許、體於神造、非人間石、鹽翁私異之去、後一日亦有廿餘小石、在向石左右、似若侍坐、彩色非常、或形沙門、唯無耳目、時神憑人云我是大奈母知少比古奈命也、昔造此國訖、去往東海、今爲濟民、更亦來歸、と云こともあり、（同書天安元年八月、在常陸國大洗礒前酒列礒前、神等預官社とあるは、右の神石を祠れる社なるべ

ず、(三を同意に心得るは、字の同じきに迷ひて、深く考へざるものなり、言の同じきまゝに、字は相通はし借て、常世と書るなり、) さて常世國とは、如此名けたる國の一あるには非ず、たゞ何方にまれ、此皇國を遙に隔り離れて、たやすく往還がたき處を泛く云名なり、故(常世は借字にて、) 名義は底依國にて、たゞ絕遠き國なるよしなり、(古へに曾許を登許と通はし云ること、又曾許とは、下のみに非ず、四方上下何方にまれ、遠くゆき至て極まる處を云事、又萬葉に、天雲乃遠隔乃極遠鷄跡裳など云る、曾伎閉も同言なることなど、悉く傳三天之常立神の處に云るが如し、考へ合すべし、) 凡て上代に常世國と云るは、皆此意の外なし、卷末に、御毛沼命者、跳波穗渡坐于常世國、中卷玉垣宮段に、多遲麻毛理遣常世國、令求登伎士玖能迦玖能木實と見え、又常に、歌に雁の還往處を云など、皆是なり、(さて又後には、人の死るを、常世國にゆくと云しこともあり、こは極めて遠き所にて、便もなく往來こともかなはぬ意にて、右の意より轉したるものなり、萬葉四に、常呼二跡吾行莫國云々、九に、遠津國黃泉乃界丹云々、書紀大長谷天皇遺詔に、不謂遘疾彌留至於大漸、これら其意なり、大漸を訓るは字義にはあたらねども、訓の意は、崩坐て常世國にまかりまさむと云ことなり、さて又人も何も、とことはにして變らず死ず、よろづはめでたき國を、常世國と云ることとあり、是は漢籍どもに依こと多き世になりて、彼いはゆる蓬萊などの說によりて、此方に云來れる遙き國を云其名を借れるものなり、かの蓬萊など云なる所も、海路はるかに隔りて、至りがたき所と云なれば、此方にいはゆる常世國、是に似たるうへに、又とことはに、かはらぬことをも、登許余と云ことさへありて、其名まであひかなへ

固米、造介牟與理云々、萬葉七（二十三丁）に、大穴道、少御神、作、妹勢能山、見吉、六（二十三丁）に、大汝小彥名能神社者、名着始鷄目、名耳乎名兒山跡負而云々、十八（二十五丁）に、於保奈牟知須久奈比古奈野神代欲里、伊比都藝家良志云々、かくさまに云傳へたるも、皆天下を造たまへりし功に依てなり、萬葉三（三十三丁）に、大汝小彥名乃將座、志都乃石室者幾代將經、同卷（二十五丁）に、皮爲酢寸久米能若子我伊座家留、三穗乃石室者雖見不飽鴨、この二首、三穗石室と志都石室と錯亂たる歌にて、（其由は、委く下卷穴穗朝段に云り、久米若子の座せしは、播磨の志都石室なり、）此二柱神の座しは、三穗石室にて紀伊國なり、（凡て出雲と紀伊國と、同く相通へることの多きこと、上の大屋毘古神の處に云る如くなれば、此三穗も、出雲の美保よりうつれる名にて、由緣ありけむ、此下に引伯耆風土記の粟島も、紀伊國名草郡加太神社を粟島といふと、又由ありて聞ゆ、）○然後者とは、既に國作竟て後と云る如く聞ゆれども、次語に、大國主神愁而告、吾獨何能得作此國、とあるを以見れば、然には非ず、猶作り給ふ程のことなるを、其初つ方は、相並て作たまひしを、後つ方になりてはと云意なり、○常世國、凡て上代に常世と云に三あり、一には、常世長鳴鳥常世思兼神などある是なり、こは常夜の義なること上、（傳八天石屋戶の段）に云るが如し、二には下卷大長谷天皇大御歌に、麻比須流袁美那、登許余爾母加母、書紀垂仁卷に、伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、顯宗卷室壽御詞に、拍上賜吾常世等、萬葉一（二十二丁）に、我國者常世爾成牟、これらなり、こは字の如く常とはにして不變ことを云り、三には、常世國と云是なり、右の三、其言は同じけれども、其意は各々異にして、相關ら

と詔ふなり、○自我手俣久岐斯、此語既に上傳五迦具土神被殺の段下に出たり、（○こゝの文
に、實我子也、於子之中云々子也と、わづかの間に、三たび重ねて子といふことあるは、古文なり、
今世に文章かくと思ふ人の、如此同言の重なるをば、拙しとして省くは、中々に古ざまにあら
ず、）書紀云、是時海上忽有人聲、乃驚而求之、都無所見、頃時有一箇小男云々、隨潮水以浮到、大巳
貴神即取、置掌中而翫之則、跳齧其頰、乃怪其物色遣使白於天神于時高皇產靈尊
聞之而、曰吾所產兒、凡有一千五百座、其中、一兒最惡不順敎養自指間漏墮者、必彼矣、宜愛而養
之、此即少彥名命是也、この宜愛養之とある詔に依れば、是時は、いまだ幼稚く坐けるにやあら
む○汝と指て詔ふは、此時大國主神も、共に參上たまへるか、されど書紀の如く、使ならむにも、
如此詔ふべきことなり、○兄弟、此も阿爾於登と訓べし、○作堅其國とは、天地初發之時に、五
柱天神の詔以て、伊邪那岐伊邪那美神に、修理固成是多陀用幣流之國として、天沼矛を賜へり
き、かくて黃泉段に、吾與汝所作之國、未作竟云々とある、其未作竟と云ところを、作堅めて、功を
竟よとなり、さて今かく、少名毘古那神を副て、助けしめ給ふは、彼沼矛を賜ひしと同意にて、深
き所以あるべし、其國とは、高天原より此國を指る御言なり、（上に引る天神の詔には、是とあ
るは、そのかみ天地相去未遠、故に御目のあたりなる故なり、）次には此國とあると、其分ちを
思ふべし、○作堅此國、書紀に、夫大巳貴命與少彥名命、戮力一心經營天下云々、出雲風土記
に飯名郡多禰鄉、所造天下大神大穴持命、與須久奈比古命巡行天下時、稻種墮此處、故云種續後
紀十九、興福寺僧長歌に、日本乃、野馬臺能國遠、賀美侶伎能、宿那毘古那加、葦菅遠、殖生志津々、國

に至り侍て云々、くゑのやつと云所にてよめる、心からうきすまひにもなれぬらむ、やちたび何をくゑの里人、とあるを見れば、いよ〱久氏は久延の誤りかとおぼゆ、たとひ氏にても延と同韻なり、）同郡に宿那彦神像石神社と云も見ゆ、（〇必字より下九字、舊印本又一本には無し、脱たるなり、今は眞福寺本延佳本によれり、）〇小名毘古那神、（毘字濁音なり、淸て讀は非なり、）名義少名は、書紀纂疏に、以形體短小爲名とあり、さも有べし、須久那志とは、後世にはたゞ多きに對へて、物の數にのみ云ども、古は大に對へて、小きことにも云り、萬葉には、小彦名ともかけり、（官職にも大小ありて、大を於保伊少を須奈伊と云り、）さて此御名の須久那は、只少の意のみとも聞え、又名字を添て書るは、大名持の大名に對へるか、（若然らば、須久那々と云べきを、約めたるなり、凡て同音の重なれる言は、一ッ略く例多し、）中卷息長帶日女命の大御歌に、須久那美加微とよませ給へるも此神なり、（萬葉にもしかよめり、）さて毘古も那も例の美稱なり、（式に越前國坂井郡に、比古奈神社と云もあり、又堺原宮の天皇の御子に、少名日子建猪心命と申す御名もあり、又宿奈麻呂てふ人名もあるなり、）猶此神の御事、彼帶日女命御歌の處にもいふべし、〇白上、白は、右の狀を云々と云すなり、上は、少名毘古那神を、高天原に率て詣で、御祖命の御許に獻るを云、（下文御祖命の詔に、此者實云々と詔ふは、まのあたり見給ての御言なればなり、）上の遠呂智段に、彼都牟刈之大刀を、白上於天照大御神也とあるに同じ、彼も上は即其大刀を獻るを云り、（俗に、たゞ白すことを、まうしあぐと云とは異なり、上の言輕く見べからず、）〇實とは、久延毘古の云々白せるは如何と白すを承て、實に然なり

あり〕○歸來は、此次文に、有光海依來之神、とある依來に同じ、〔歸字を依の意に用ひたる例は、中卷始に喚歸と見え、書紀垂仁卷に重浪歸國、萬葉三に樹爾伐歸都など、此外もあり〕○所從之諸神は、美登毛能神多知と訓べし、大國主神の御從者なり、○多邇且久、且字、諸本皆同じけれども、此字を假字に用ひたること、此記はさらにも云ず、他の古書にも凡て例なければ、決く寫誤なり、具字なるべし、然云故は、萬葉五(七丁)に、多爾具久能佐和多流伎波美、六(二十五丁)に、谷潛乃狹渡極、祈年祭詞に、谷蟆能狹度極、(月次祭詞にもあり、)とあるに依れり、さて此は蟾蜍のことにて、(祝詞に蟆と作れたるは、蝦蟇にて、そは只の加閇流なれば、比伎加閇流とは別なるが如くなれども、古通はし云ること、漢籍にも多し、又祝詞の今本に、蟆を加麻と訓れど、字音なれば誤なり、師の具久と訓れたるが當れること、萬葉と照していちじるし、)具久は鳴聲によれる名、谷と云は、物のはざまに居物なる故なり、(久々は蛙の類の惣名にて、蟾蜍を谷具久とはいふか、)此物の靈異わざあることは、漢籍にも見え、世人も知れる如くなれば、今此の事も、由ありて所念ゆ、(本朝文粹、村上天皇御製古調詩に、又有異體者、名號爲最明、野鎚誰得辨、蝦蟇尤耐驚とある、此野鎚蝦蟇の對句の意を按に、かの異體者の形狀、野鎚蝦蟇に似たり、かゝる者は、誰かは辨へ知む、見ては誰もおどろきつべしと云意か、又は野鎚と云とも、誰か此者を辨へ知む、蝦蟇も此を見ば、驚くべしと云意か、若後の意ならば、野鎚蝦蟇は、物をよく辨へ知ものにしてのたまへるなれば、此に由あり、故引つ、)○久延毘古、名義次に云べし、式に、能登國能登郡久氐比古神社あり、(氐字、若は延の誤にはあらざるか、宗祇回國雜記と云物に、能登國

草云、蘿摩子、一名芄蘭、和名加々美、白蘞、和名夜末賀々美、徐長卿、和名比女加々美などあり、今の俗は、加賀良比とも、賀々芋とも云て、其殻を剖たるは、舟にいとよく似たる物なりとぞ、(後拾遺集に、あけがたははづかしげなる朝貌を、かゞみ草にも見せてけるかな、)○鵝皮、鵝字は決て誤なり、(此は甚く小きことを云るに、鵝は、さいふばかりの小鳥にはあらねばなり、)故延佳は蛾字ならむかと云り、字鏡に、蛾蠶也蟻也、安利比々留と見え、和名抄に、說文云、蛾蠶化飛虫也、和名比々流と見えたり、蟻にても、(蟻と蛾と通はし用ひたり、)比々流にても、(比々流に種々あり、)いと小き虫なれば、此によくかなへり、其中に、書紀仁德卷皇后御歌に、那菟務始能譬務始能虛呂望とよみ給へる、譬務始は、飛蛾とて、燈に入て身を亡す虫にて、蛾の中の一種なり、是なむ衣のたとへも、此に殊に由ありて聞ゆれば、(但し蛾と鵝とは、字形似たりともあらねば、誤むこといかゞと、いさゝか疑ひなきにはあらねど、)姑く蛾字として、比牟志能加波と訓つ、此を書紀には、以鷦鷯羽爲衣とあり、(是に依て師は、此をも佐邪伎乃加波と訓れしかども、若佐邪伎ならば、書紀の如く羽とこそ云べけれ、皮と云むこと、鳥には似つかはしからず、そのうへ此記には、佐邪伎には、雀字を書る例なれば、鵝字と其形似ざれば、誤るべくもおぼえず、又萬葉十三に、蛾葉之衣と云ことあり、本に加波乃伎奴と訓れど、此はなほ異訓ありぬべくおぼゆれば、若此に由あることにはあらぬか、猶人考ふべし、)○內剝は、上に內剝天香山之眞男鹿之肩拔而とある類なり內の意其處(傳八天石屋戶の段)に云り、書紀に、全剝眞名鹿之皮以作天羽鞴云々、全剝此云都都播伎とあり、(皮下の剝字は、舊印本には無けれども、諸本に

御大之御前、出雲風土記に、嶋根郡美保郷、所造天下大神命云々、令産神御穂須々美命、是神坐矣、故云美保、また美保濱、廣一百六十歩、西有神社、北有百姓之家、捕志毘魚、また美保埼云々、神名帳に美保神社あり、此地名下にも見ゆ、此地は、出雲國の東北の極なり、さて保に大字を書るは、意富の意を省きて用るなり、(意を省くこと、例おほし、)例は即記中に穴大部、(書紀には穴穂部と作り、)天武紀に迹太川、萬葉十三(二十四丁)に爾太遙、十九(二十六丁)に爾太要などあり、御前は、凡て山にまれ海邊にまれ、物の鋒の如く突出たる處を云、埼崎碕岬等の字を用ひたり、書紀(十七)に、嶋曲俗云美佐祁、和名抄には、岬また汀を三左木とあり、さて此の古事を、書紀には、初大巳貴神之平國也行到出雲國五十狹々之小汀、而且當飲食、是時云々とあり、○波穂は、萬葉十四(三十二丁)に、奈美乃保能伊多夫良思毛與、(波穂之甚振なり、)とあるに依て訓べし、此言卷末にも、拔十掬劒、逆刺立于浪穂、云々、御毛沼命者、跳波穂、云々など見ゆ、書紀神代下卷に、於秀起浪穂之上、起八尋殿、云々、秀起此云左岐陀弖屢、(本に弖を豆に誤れり、陀豆屢にては言とゝのはず、)又神武卷に浪秀とあり、凡て穂とは、着くあらはれ見ゆることを云て、波穂は、書紀に秀起とある如く、(左伎は、花の咲などの左久なり、萬葉十四に、左久奈美ともよめり、)浪の白く高く立さまを云、古言なり、○自は、次の歸來と云處に係て見べし、浪の上へをと云ことなり、(自船自徒などの自なり、)○天之羅摩船、天之と云は、天之蘿天之眞拆などの例なり、(羅字、延佳本に蘿と作るは、さかしらにサを加へたるなり、諸本又舊事紀舊印本釋日本紀に引たるなど、みなサなし、古本然ぞ有けむ、)書紀には、以白蘞皮爲舟とあり、和名抄に、本

古事記傳十二之卷

本居宣長謹撰

神代十之卷

故大國主神坐出雲之御大之御前時。白波穗。乘天之羅摩船而。內剝鵞皮剝爲衣服。有歸來神。爾雖問其名不答。且雖問所從之諸神。皆白不知。爾多邇且久白言。[自多下四字以音]此者久延毘古必知之。卽召久延毘古問時。答白此者神產巢日神之御子少名毘古那神。[自毘下三字以音]故爾白上於神產巢日御祖命者。答告此者實我子也。於子之中。自我手俣久岐斯子也。[自久下三字以音]故與汝葦原色許男命爲兄弟而。作堅其國。故自爾。大穴牟遲與少名毘古那二柱神相並。作堅此國。然後者。其少名毘古那神者。度于常世國也。故顯白其少名毘古那神。所謂久延毘古者。於今者山田之曾富騰者也。此神者。足雖不行。盡知天下之事神也。

ければ、つひに此顯國をば去坐て、其御子孫はのこるまじきことも、又同趣なるべき理、いとも〱妙なるものなり、此國には勿住そと詔ひし大命の如く、凡て須佐之男命の御末は、つひには顯國に遺れることなし、(まれに大物主神事代主神などの御末のあるは、現御身の御子孫にはあらず、此世に鎭坐御靈の御子なるぞかし、此差は、下の卷に委くいふべし、)

古事記傳十一之卷終

に物しつるなり、されど漏たる處々は、猶多かりぬべければ、今より後も、見出むまに〳〵引合せて、考ふべき物ぞ、○十七世神、今是を計るに、十五世あれば、此數に二世不足、されど五字を七と誤れりとも見えず、上にも如此る數の違は有き、此は本は備れりしを、既く阿禮が誦うかべし時に脱せるか、はた此記成て後に、寫す者の脱せるか、今は知がたし、さて或人の問けらく、天照大御神より、鵜葺草葺不合命まで、神代は五世なれば、其程に今此神の十七世を經べきにあらねば、此末々の神は、彼神代過て、人代になりての神たちにや、いふかし、答、神代の間、天津日嗣は五世なれども、年を經しことは、甚も〳〵久しく長きことなりしかば、（書紀神武卷の始に、自天祖降跡以逮于今、一百七十九萬二千四百七十餘歳とあるをや、）側の神たちは、其間に十七世廿世も經なむことを、疑ふべきに非ず、須佐之男命の五世孫葺根神をして、神劒を天に奉りたまへる、（書紀に見、）又多紀理毘賣命は、須佐之男命の御女なるに、彼六世孫なる大穴牟遲神に婚坐るたぐひ、凡て人代の例を以疑ふべきにあらぬをや、又問けらく、上件十七世の神たち、及次なる大年神の御子たち羽山戸神の御子たちなどの御子孫も多く有べきことなるに、古書どもに其末の氏としては、見えたることなきはいかに、答、此元御祖神須佐之男命は、伊邪那岐大御神の、汝は此國に勿住そと詔ひて、逐はれ賜ひ、其後神劒を得賜ひ、天照大御神に奉りて、大なる功をのこしおきて、つひに根國に、罷坐ぬ、故又大國主神も同じく大なる功を成して、遂に此天下をば避奉て隱坐ぬ、かくて又上件の神たち、大年神の御子たちなども、皆とり〳〵ほど〳〵に功を立て、其德を世に貽しおきたまひぬること、元御祖神及大國主神の御趣に同じ

邊も、級長を支那と訓めば、此の科も科長の意ならむ。）父神の御名の布忍も、右に云如く今河内の地名にあれば、由ありて聞ゆ、さて度美と云例は、中卷末に菅竈由良度美あれど、そは女の名なり、此は富て意にて稱へたるか、○天狹霧神、上に出、此神の女とは、此も御靈の壯夫に化て、娘子に通ひて生賜へるなるべし、（姓氏錄にも、羽束天佐鬼利命三世孫斯鬼乃命之後也といへる例あり。）○遠津待根神、遠津は地名なるべし、水垣朝段に、遠津年魚目々微比賣と云もある、其遠津も地名なり、（彼は木國なり。）待根（借字）は、麻は眞、知泥は、上に天之都度閇知泥神、書紀垂仁卷に、十千根など云名の例あり、多良知泥などの知泥にて、（多良知泥は足しねにて志を知と通はしいふなりと、師は云れしかど、もし然らば、直に多良志泥と云べきを知と云は、足し知泥の志を省るなり。）稱名ならむ、○遠津山岬多良斯神、遠津は母神の御名に由れり、母の住たまへる處にて、此神の生れたまへる地なるべし、岬は佐伎と訓べし、書紀神武卷に、丘岬此云塢介佐棄、和名抄に、唐韻云岬山側也、日本紀私記云三左木などあり、さて山岬も地名か、山城國乙訓郡山埼鄕ありて、式に同郡神足神社あり、多良志は足の意なれば由あり、（凡て名の多良志を、書紀にはみな足と作り、此記に帶字を書るは借字なり、帶を訓む義は、傳六御誓約の段に既に云り、さて右に引る姓氏錄の羽束も、攝津神別にて、彼國の地名なれど、山城國乙訓郡にもありて、外祖父神も由ありげなり、又かの河内の科長も、いと遠からねば、かた〴〵山城の山崎由緣あるをや。）○右神たちの御名につきて、諸國の神社をあげ、郡鄕を引出つる、何も正しく其ぞと云には非ねど、いさゝかも名の似よりなどして、由有げなるをば、若くもやと試

きを、字の異なるは、同言ながら、此をば、古より奴淤志と唱へしなるべし、さてこの沼、字を、延佳本などに、治と作るは非なり、又此御名を師の、アヲヌノマヌオシと訓れしもわろし、）○布忍富鳥鳴海神、布忍は奴能志と訓べし、（忍の淤は能の韻にある故に、略る、）即母神の沼押と一なるべし、和名抄に、越中國射水郡布師、（奴乃之）土佐國安藝郡布師、（奴乃之）又今河內國丹北郡にも布忍莊あり、（書紀に景行天皇の御子に、渟熨斗皇女、日本武尊の御子に布忍入姬命あり、天智紀に布師首磐といふ人あり、姓氏錄左京皇別に布師首あり、）（富は稱名、鳥鳴海は、六世祖と同名なるは、此神も又かの鳥鄕に由あるにや、○若晝女神、書紀に、稚日女尊坐于齋服殿、而織神之御服也（此を舊事紀に、織女稚日姬尊者、天照大御神之妹也と云るは、大日孁と云御名に對へて、おしあてに其妹と云るか、若天照大神の御妹ならむには、織女と云稱もかなはず、又口決に伊弉諾尊兒と云るは、舊事紀に依てなるべし、但書紀に、尊字をかき、又日女てふ御名を負たりけること、如何なるにか心得がたきことなり、神功卷に、亦稚日女尊誨之曰、吾欲居活田長狹國云々）とあれど、此なるは彼神とは別なるべし、（彼は當時既く云々神退矣とあるをや、若猶强ひて同神とせば、其御靈の何處にまれ鎭座るが、現娘子に化て、婚たまへりと云むか、）さるにては、晝女てふ御名こそ疑はしけれ、されば諸本に晝字を盡と作るも、ひたぶるには捨がたし、されど今は姑く延佳本に依つ、○天日腹大科度美神、出雲風土記大原郡に日原社あり、式に丹後國加佐郡にも日原神社あり、科度美は、書紀に見えたる風神、名級長戸邊とよく似たり（但し戸邊は凡て女の名なり、）又式に河內國石川郡科長神社あり、（かの級長戸

とは、中巻日代宮段（傳廿七倭建命の條下）に解べし、さて此は、薦枕高御産栖日神、（三代實錄）天疎向津媛命（書紀）などの例にて、枕詞に置る物と聞ゆ、其花は誤字ならむか、神名に聞つかぬこゝちす、（上よりのつゞきもいかゞ）なほ考ふべし、麻豆美は、右に引る伎自麻都美と同言なれば、彼は此神にても有べし、（或説に、比々羅木は數の年を經ざれば、花さかぬ物なる故に、覓見と云なり、見ることの乏き意なり、たそかれ時を今俗に、麻豆美時と云も、暗くなりて物の見えかぬる意にて、此と同じといへり、此説佳しとも思はれず、）○活玉前玉比賣神、活玉は生御靈の意か、式に攝津國東生郡難波坐生國魂神社（一本に生國咲國魂ともあるは、此の活玉前玉にいよゝよく合へり、）をも、今世に生玉と云なり、又はかの天神の、曉速日命に授けたまへる、十種寶の中の生玉と同く、寶玉の意以て稱へたるか、前玉は上に云るに同じ、○美呂浪神、和名抄に、上野國佐位郡美侶郷あり、浪は借字にて、那も美も、例の稱名なるべし、（山城國久世郡に奈美郷あれど、是にはあらじ、）○敷山主神、式に越前國今立郡敷山神社あり、（師は志藝山津見のことを思ひて、此も伎を濁て訓れつれど、敷字を書るは、なほ清べくこそ、）○青沼馬沼押比賣、沼馬二字を奴麻と訓べし、（沼一字にても奴麻なれども、此字古書には、多く奴とのみ用ふる故に、馬字を添たり、此記中巻又神名帳中にも、沼間と書る例あり、馬字も音を取に非ず、訓を取れり、）式に武藏國多磨郡青渭神社あり、（渭を、今本にヰと訓るは、誤なり、）和名抄に、甲斐國巨麻郡青沼、（安乎奴萬）信濃國佐久郡青沼あり、沼押は奴淤志と訓べし、（こは御子の御名の布忍と同言と聞ゆれば、奴能志とも訓べきに似たれど、若然らば同字なるべ

多祁伊奈太伎佐耶布都神社あり、(こは多祁と佐耶の似たる故に引つ、)○天之甕主神、こは何と無き稱名なり、○前玉比賣、名義、書紀に所謂幸魂(此云佐枳彌多摩、)の意か、(幸魂のことは、下にいふべし、和名抄に、幸魂俗云佐岐太萬とあり、)又幸をなす德ある寶玉の意にもあらむ、敏達紀に幸玉宮、(此は皇宮の號なり、)式に伊豆國賀茂郡佐伎多麻比咩命神社、また武藏國埼玉郡前玉神社二座あり、(同郡に埼玉郷もあり、和名抄に郡も郷も佐以多萬とあれど、凡て伎を伊といひなすは、後のことにて例おほし、萬葉十四にも、佐吉多萬能津と訓るをや、)○甕主日子神、外祖父神の御名によれり、○淤加美神は、上に出て龍神なり、然るに其女と云は、大御和神の麗壯夫に化て、娘子に通たまひし類にて、龍神の壯夫に化て、現娘子に婚て生坐るなり、(上なる淤迦美神之女日河比賣も此に同じ、)さて淤加美神社は、國々に多かれば、何處のとも知がたし、○比那良志毘賣、式に出雲國神門郡比那神社あり、良志は足の上畧などにや、隱岐國知夫郡比奈麻治比賣命神社あり、(良志と麻治と横に音通へば、若此神にや、海中に漂ふ者、此神の靈驗を蒙るためし多かること、延暦十八年五月云々、類聚國史に見ゆ、これ龍神の御女なる故に、海を渡る者を守りたまふにとや有む、)○多比理岐志麻流美神、式に備後國品治郡多理比理神社、(同國甲奴郡意加美神社、惠蘇郡多加意加美神社、)あり、出雲風土記に、飯石郡來嶋郷、伎自麻都美命坐、故云支自眞とあるは、此神なるべし、(式に、安房國安房郡安房坐神社の次に、后神太比理刀咩命神社あり、されどこは女神なり、さて式今本には、此太字を天に、刀字を乃に誤れり、今は文德實錄によりて引つ、)○比々羅木之其花麻豆美神、比々羅木のこ

流美を、鳥鳴海の一名として、かの備中の賀夜郡によらば、同國哲多郡にも額部（奴加多倍）あり、毘道は、又かの但馬の氣多郡の賀陽によりていはゞ、同國出石郡に比遲神社あり、（伊賀國伊賀郡比地神社、伊勢國多氣郡火地神社あり、また和名抄播摩國宍粟郡に比地てふ郷もあり、）伊許知邇は考なし、さて男とあれば、男神なるべければ、此男字の下に、神之女の三字脱たるか、（但し訓注を一にしたるを思へば、此は後に寫すとて脱せるにはあらで、阿禮が誦たる時より、如此ありしまゝなるべし、）または神下に之女某神といふことの脱たるか、○國忍富神、忍は、上傳五天之忍許呂別のところにいへるがごとし、富も稱名にて例おほし、建御名方神を式には、南方刀美神とあるがごとし、出雲風土記に、須佐能烏命御子國忍別命と云も見ゆ、○葦那陀迦神、式に備中國窪屋郡足高神社あり、備中國に葦田郡あり、但馬國氣多郡葦田神社あり、これら上の神たちに由ある國なる故に擧つ、○八河江比賣、明宮段にも同名あり、名義は字の如きか、又諸祝詞に、伊加志夜久波叡能如久、仕奉利佐加叡志米と云ことあり、此を師說に、夜久波叡は彌木榮なり、彌が上に木の生榮ゆるを、林とも波叡とも云、遠江人木草の孫枝の生茂るを、夜碁婆叡と云も即是なりとある、此も此夜久波叡の意の稱名にや、久と加とは通音なり、（延佳本に、江一本作沼とあれど、そはわろかめり、）さて三代實錄卅一卷に、常陸國河江神と云見ゆ、○速甕之多氣佐波夜遲奴美神、速も甕も稱名にて例おほし、（甕のことは、上の建御雷之男神の處に委く云るごとく、嚴とかよふ、）多氣は建なるべく、佐波夜は地名などにや、遲は彥舅などの遲にて例多し、（上に出）奴美は、上の八島士奴美の奴美に同じ、式に備後國安那郡

を捕し事よりおこれる名と思はる、此事中巻垂仁段に云べし、此の神名にはいかゞ）〇鳥鳴海神は登理那留美と訓べし、（此鳥を、登とのみ訓はひがことなり、凡て鳥を登と訓ことは、鳥取鳥羽鳥網鳥竵などのたぐひ、鳥に因れる言を、下に連くるときのことなり、然るに此は、鳴海は、鳥に由あることに非れば、登那留美と云べきに非ず、〇鳴字に訓注あるは、鳥の下なる故に、那久と訓むかの疑あればなり、）さて鳥は、御母の名と同地名か、大和國葛上郡に上鳥下鳥と云郷あり、和名抄に見ゆ、若是などは、外祖父の八島牟遲は、和名抄に添上郡八島郷あれば、其處に住たまへる神、鳥耳神は、右の鳥郷に住賜ひて、此神も其處にて生れたまへるにや、さて鳴海（借字）は成耳にて、稱名なるべし、（耳とも見とも通はしいふこと、忍穂耳命の處に委くいふがごとし、）さて式に、尾張國愛智郡成海神社（和名抄に、成海奈留美といふ郷もあり、）と云もあり、さて彼賀夜奈流美命と此神とは、別なるか、將賀夜も大和の地名などにて、此神の亦名か、もし亦名ならば、備中國賀夜郡、但馬國氣多郡賀陽（加也）郷などにも由あらむか、と思しきことあり、次にいふべし、〇此處に娶某神之女某生子建御名方神、と云こともあるべきが無きは、脱たるにや、此神は、事代主神に次て、威勢ありしさまに、下文に見えたれば、必先此處に擧べきことなり〇日名照額田毘道男伊許知邇神、日名照は、上なる建比良鳥命を、書紀に武日照命ともある、日照に同じ、此事上傳御誓約の段下に云り、又式に、出雲國神門郡比奈神社、隱岐國知夫郡比奈麻治比賣命神社あり、額田は、國々に多き地の名なる中に、大和にては書紀顯宗巻に、山邊郡額田邑あり、和名抄に平群郡額田（奴加多）あり、河内國河内郡にもあり、又賀夜奈

て齋たまふにはあらず、たゞ産靈の徳に依てなり、次神たちにて知べし、若皇祖の故ならむには、必伊邪那岐伊邪那美大神なども坐べきならずや、かゝれば右の師說は用ひがたくなむある、）まづ此八座神のうち、餘の七座いづれも、天皇の大御身の上を守り福へ坐神たちなるを、其中に大宮賣神は、古語拾遺に、天照大御神の御前に侍坐よしありて、如今世内侍善言美詞、和君臣間、令宸襟悦懌と云るに准へて思へば、此事代主神は、下に父大穴持命の言に、僕子等百八十神者、即八重事代主神為神之御尾前而仕奉者、違神者非也とある、此等の所以由にて、殊に天皇の御守神なればなるべし、（上にも引る天武紀に、人に著て、吾者高市社所居名事代主神、又牟狹社所居名生靈神者也とて、吾者立皇御孫命之前後、以送奉于不破而還焉、今且立官軍中守護之、などあるを思ふべし、此生靈神も、八神の中に坐をや、但靈字を、書紀今本には、雷と作れども、古本又釋紀に、靈とあるぞよき、）さて姓氏錄（大和國神別）に、長柄首、天乃八重事代主命之後也、また（和泉國神別）長公、大奈牟智神兒、積羽八重事代主命之後也と見ゆ、（又畝尾連伊與部飛鳥直などの祖に、同名あれど、其は天神にて別なり、）○八島牟遲能神、八島は、上の八島士奴美神の處に云るが如きか、又次に考へあり、牟遲は、大穴牟遲の牟遲の如し、○鳥耳神、鳥は地名か、其由次に云べし、耳は稱名にて例多し、上に見ゆ、但女名には、をさ〳〵見あたらず、めづらし、（中卷に、前津耳と云女名あれど、書紀には此も其父の名なれば、疑はし、）さて此神名、眞福寺本には、鳥取神とあり、鳥取ならば地名か、此地名和名抄に國々に多く見ゆ、式に伊勢國員辨郡に、鴨神社鳥取山田神社鳥取神社賀毛神社もあり、然れども鳥取と云ことは、人代になりて、鳥

觀元年正月に、從一位を授奉賜ふこと、三代實錄二に見ゆ、書紀天武卷に、高市縣主許梅に著て、吾者高市社所居名事代主神と詔へるは、此神なり、又葛上郡鴨都波八重事代主命神社二座(名神大月次相嘗新嘗)あり(こは今御所村にあり、○書紀神功卷始に、請云、先日敎天皇者誰神也、願欲知其名云云、問亦有耶、答曰、於天事代於虛事代玉籤入彥嚴之事代神有之也云々とありて、後韓國を言向て、還坐ての處に、云々ト之於是云々、亦事代主尊誨之曰祠吾于御心長田國、則以葉山媛之弟長媛令祭とある、此神か、長田國は、和名抄に、攝津國八部郡長田とある處にて、式に長田神社、名神大月次相嘗新嘗とある、此其御社あり、)如此く、此神を祭れる御社は、處々に名高くて多かり、右の外にも式に、阿波國阿波郡又勝浦郡にも、事代主神社あり、(播磨國宍粟郡に、大倭物代主神社あり、物字は、許登と訓べき由なきにはあらねど、なを疑はしければ、此は大物主神のことならむも知がたし、上に引る雄略紀なるもおなじ、)又神祇官坐御巫祭神八座の中に、大穴牟遲神は坐さで、此事代主神の坐ことは、(師の祝詞考に、此八神の事を說る中に云、此神は、初國所知し磐村彥天皇の后五十鈴媛命の御父なり、其后の生まし、皇子天津日嗣知しめしき、然れば萬代に傳坐天皇の、始の大御祖にまします媛命の、大御父神に坐故なり、其上此大神ぞ、天下を天御孫命に讓たまひ、御功たぐひ無ければ、高御魂命に次て、八神の中に齋奉りたまふなるべしと云れき、然れども今つら〳〵考るに此八神いづれも、右の說の如き所以を以て齋たまふ神にはあらず、若かの說の如く、大御祖の所以、又有功の所以ならませば、此外に猶も齋奉賜はむ神は多かるべき物をや、されば高御產日神なども、皇祖の故を以

流美命能御魂乎、飛鳥乃神奈備爾坐天とあるも、式に高市郡加夜奈流美命神社は別に有て、飛鳥神社とは異なれば、此又いふまじき事なり、故つら〳〵思ふに、彼文は、事代主命能御魂乎、飛鳥乃神奈備爾坐、賀夜奈流美命能御魂乎、宇奈提爾坐天、とあるべきがまがひて、誤れる物なるべし、其故は、飛鳥神社ぞ事代主命にて、加夜奈流美神社は、雲梯村にありと、今國人も云り、弘仁十三年四月の官符に、賀屋鳴比女社とあるは、決て此神社と聞えたるに、此を飛鳥神の裔神の由あり、然るを彼神賀文の如くならば、賀夜奈留美命即飛鳥神なれば、裔神たること違へり、或書に、式の加夜奈流美命神社を、今栢森村にありと云るは、さだかなる證なし、此は彼村飛鳥に近く、又名の似たる故に、彼神賀文と合せて、推當に定めつるならむ、）さて式に、同郡飛鳥坐神社四座、（並名神大、月次相嘗新嘗）これ事代主神を主と祭れり、（書紀雄略卷に、天皇詔少子部連螺嬴曰、朕欲見三諸岳神之形、或云、此山之神爲大物代主神也云々、此故事靈異記にも委く見えて、三諸岳は、すなはち飛鳥之神奈備山と云る所なり、三輪山をも三諸山と云へども、こは其にあらず、混ふべからず、萬葉三山部赤人登神岳作歌、又十三の長歌などに、三諸乃神名備山とも神名備乃三諸山ともよめる、皆此飛鳥の神名備なり、此山を神岳とも雷岳とも云て、今も卽雷土村と云處、飛鳥川にそひたる里にて、小山あり、飛鳥社は、もと其處に坐けるなり、然るを日本紀略に、天長六年三月己丑、大和國高市郡賀美鄉甘南備山飛鳥社、遷同郡同鄉鳥形山、依神託宣也と見えたれば、今の社地は、此鳥形山なりけり、）又高市郡高市御縣坐鴨事代主神社、（大月次新嘗）あり、（こは今高殿村と云にありて、大宮と稱す、天香山のすこし西の方なり、貞

女祖命神社あり、由ありげに聞ゆる故に擧つ、）さてそは此記の傳と、本より異なるか、又は神屋楯比賣、即多岐都比賣の亦名なりけむも知べからず、〇事代主神、下文には八重言代主神ともあり、姓氏錄に、積羽八重事代主命ともあり、（舊事紀にも右に引がごとくあり、）神名帳には、都波八重とあり、さて名義代は、師の出雲國造神賀詞の解に云、神乃禮自利は、他の祝詞に禮代とあると同ことにて、（禮代も、此にならひて、葦夜自利と訓べし、）利は留志の約れるにて、禮の志留志と云ことなり、紀に物實を望能志呂と訓る、即是に同じと云れつる意にて、事代は、事の志留志なり、然名けし所由は、下文に、此神即蹈傾其船而、天逆手矣於青柴垣打成而隱也とある、此天下を皇孫命に避奉賜ふ、事の志留志なり、（後に稱へたる名を以、前へも及して云傳ふる例多ければ、此事より前に、此名を大國主神の言に詔へることあるも、妨なし、）さて都美婆八重とは、彼青柴の葉を、彌重に積隔てゝ、垣と爲たまふを云、即書紀には、八重蒼柴籬とあるを思へ、又思ふに、代は領の意にもあらむか、さて上の迦毛大御神を擧たる例によらば、此神の鎮座社は、殊に擧べきに、擧ざるは如何ぞや、其を今擧ばまづ、出雲國造神賀詞（上の迦毛大神の處に引たる連の文）に、事代主命能御魂乎、宇奈提爾坐云々とあるは、和名抄に、大和國高市郡雲梯（宇奈天）郷あり、（今時も雲梯村あり、）萬葉七（三十三丁）に、眞鳥住卯名手之神社之云々、十二（二十八丁）に、不想乎想常云者眞鳥住卯名手乃杜之神思將御知、（此卯名手社を、美作國とするは由なし、）などよめる神社の御事と聞えたり、（然るに式に此社の載ざるは、いと〳〵不審きわざならずや、此事は師も疑ひおかれき、又かの神賀文の連に賀夜奈

神。自多下八字以音　此神娶天之甕主神之女前玉比賣生子。甕主日子神。此神娶淤加美神之女比那良志毘賣此神名以音生子。多比理岐志麻流美神。此神名以音　此神娶比比羅木之其花麻豆美神木上三字花下三字以音之女活玉前玉比賣神生子。美呂浪神。美呂二字以音　此神娶敷山主神之女青沼馬沼押比賣生子。布忍富鳥鳴海神。此神娶若晝女神生子。天日腹大科度美神。度美二字以音　此神娶天狹霧神之女遠津待根神生子。遠津山岬多良斯神。

右件自八島士奴美神以下遠津山岬帶神以前。稱十七世神。

神屋楯比賣は、何の神の御女とも知ず、名義もさだかならず、若は屋楯は彌高照の省かりたるにや、(舊事紀に、事代主神の同母妹に、高照光姫大神命あり、此據ありて云るなるべし、さて御母の名と似たることは、古傳に例おほかり、) 又は楯は、明宮段大御歌に、娘子を美て、宇斯呂傳波、袁陀弖呂迦毛とよませ賜へる如く、姿を美稱たる名にもや、さて舊事紀には此處を、次娶坐邊都宮高津姫神生一男一女、兒都味齒八重事代主神云々と云り、(邊津宮は、胸形のなり、) 高津姫は、即多岐都比賣なり、こは別に據ありて云るにや、(阿波國勝浦郡に、事代主神社又建嶋

右の下文に見えたり、○此建角身命に、まぎらはしきことあり、そは上に引る、姓氏錄賀茂朝臣の祖大賀茂都美命と、名のよく似たること、又右の山代風土記に、建角見の女に、玉依比賣あると、賀茂朝臣の祖陶津耳の女に、活玉依毘賣あること、此外も、かの風土記に見えたる名どもと、右の先祖の名どもと似たるあり、又伊須氣余理比賣の御祖の事に、丹塗矢のことあり、彼風土記にも其事ありて、よく似たり、これら凡て彼建角身命の事と、賀茂氏の先祖の事と、いとまぎらはし、なほよく考ふべき物ぞ、）さて大御神と申すことは、天照大御神の如く、最尊神ならでは、如何ぞや思はるゝを、（此記の例、天照大御神のみは、いづこも〳〵大御神とあり、其餘は、伊邪那岐大御神と、只一處にあるのみにて、他には見えず、大神とは此彼を申せり、）此にかくあるは、記中には例なきことなれど、萬葉五（三十一丁）に、宇奈原能邊爾母奥爾母、神豆麻利宇志播吉伊麻須諸能大御神等、十九（三十六丁）に、墨吉乃吾大御神などもよみ、春日祭などの祝詞にも、皇大御神等とあれば、古は何神をも、尊みては申けるにこそ、

大國主神亦娶神屋楯比賣命生子。事代主神。亦娶八島牟遲能神自牟下三字以音之女鳥耳神生子。鳥鳴海神。訓鳴云那留此神娶日名照額田毘道男伊許知邇神田下毘又自伊下至邇皆以音生子。國忍富神。此神娶葦那陀迦神自那下三字以音亦名八河江比賣生子。速甕之多氣佐波夜遲奴美

祖所主之神、化爲老夫、爰被放逐、（今撿前記、不見此事、）於是天皇乃遣田守迎之、令祠本處とあり、（於是の上に文脫たるか、本處に復祠むことを奏請ふ詞あるべし、）式に土佐國土佐郡都佐坐神社、（此は右の寶字八年に、土佐より倭に復し祠りし時に、其和御魂を留めたまへる御社なり、今も即高鴨大明神と申す、源平盛衰記に、土佐國高賀茂鄕とあり、又同郡に葛木男神社葛木咩神社と云あるも、此神に由ある神なるべし、又同國幡多郡に、賀茂神社と云も見ゆ、）土佐國風土記に、土佐郡郡家西去四里、有土佐高賀茂大社、其神名爲一言主尊、其祖未詳、一說曰大穴六道尊子味鉏高彥根尊、とある中に其神名爲一言主尊と云るは誤なり、（一言主神と高鴨神とは、本より別なり、然るに右に引る續紀の葛城山の事と、此記書紀に見えたる一言主神の現賜ひし故事と、共に雄略天皇の御世にして、處も同く、事のさまも似たるゆゑに、一に混て、土左高鴨をも、一言主と申し傳しなるべし、釋日本紀に、右の風土記文を引て次に、曆錄曰、雄略天皇四季庚子春二月、天皇獵于葛城山、忽有長人云々、或說云、時神與天皇相競、有不遜之言、天皇大瞋、奉移土佐、神隨而隱、神身已隱、以祝代之、初坐賀茂之地、後遷于此社、而高野天皇寶字八年、從五位上高賀茂朝臣田守等奏而、奉迎鎭於葛城山東下高宮岡上、其和魂者、猶留彼國、于今祭祠云々、と見えたり、）さて迦毛と云地名は、山城國風土記に、日向曾之峯天降坐神賀茂建角身命、神倭石余比古御前立坐而、宿坐大倭葛木山之峯、自彼漸遷至山代國岡田之賀茂、隨山代河下坐云云、此に葛木山峯に宿坐とあれば、此賀茂建角身命の御名より起れるにや、（岡田之賀茂とあるは、相樂郡の賀茂なり、これも此神名より出たるべし、又愛宕郡の賀茂名も、此神より起れること

子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木之鴨能神奈備爾坐、事代主命能御魂乎云々、坐天皇孫命能近守神登貢置天云々と見え、式に、大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彦根命神社四座、(並名神大、月次相嘗新嘗、)とある是なり、(四座は、何神を祭るかしらず、並云々とあるは、皆貴神なるべし、)同郡に鴨都波八重事代主命神社、又鴨山口神社なども有て、迦毛と云は、此あたりの大名にて、(和名抄に、上鳥下鳥と云鄕名あるは、もしくは鳥字か鴨か鳧かの誤にはあらざるか、)この御社の地は高き故に、彼事代主神社と分む爲に、高鴨とは云なるべし、(此御社今佐味莊神通寺村と云にあり、高鴨山と云もあるなり、さて此あたり六村を佐味莊と云、是古の神戶鄕なりと云なり、しかれば神戶は、即此神社のならんか、)出雲風土記に、意宇郡賀茂神戶、所造天下大神命之御子、阿遲須枳高日子根命坐葛城加茂社、此神之神戶、故云鴨、三代實錄二に、貞觀元年、從二位勳八等鴨阿治須岐宅比古尼神正三位高鴨神、並に從一位を授奉りたまふとあり、(此文疑はし、誤あるか、)又式に、備前國赤坂郡にも津高郡にも、鴨神社宗形神社と並坐は、此神と御母神となるべし、さて姓氏錄に、賀茂朝臣、大神朝臣同祖、大國主神之後也、大田々禰古命孫大賀茂都美命、(一名大賀茂足尼、)奉齋賀茂神社、(これ高鴨社なり、水垣宮御代に、大田々禰古命は、大美和社を奉齋れる故に、其御子神なれば、同其子孫分れて奉齋るなり、此に因て鴨君と云姓は賜へるなり、なほ其由は、中卷水垣宮段に委く云べし、)續紀廿五に、天平寶字八年十一月、庚子、復祠高鴨神於大和國葛上郡、高鴨神者、法臣圓興其弟中衛將監從五位下賀茂朝臣田守等言、昔大泊瀨天皇獵于葛城山時、有老夫、每與天皇相逐爭獲、天皇怒之、流其人於土佐國、先

磯城とかけり、此意なり、）高日子根は、天津日子根など、同稱名なり、出雲風土記に、神門郡高岸郷、所造天下大神御子、阿遲須枳高日子命、甚晝夜哭坐、仍其處高屋造而坐之、即建高橙而、登降養奉、故云高岸、また仁多郡三澤郷、大神大穴持命御子、阿遲須伎高日子命、御鄕髮八握于生、晝夜哭坐之、辭不通、祖神御子乘船而、率巡八十嶋、宇良加志給鞆、猶不止哭之云々、（鄕髮は、須髯の誤なるべし、）など云る、ことと見ゆ、○高比賣命、名義、兄神の高日子に對へて、ことなる事なし、三代實錄四十四に、伯耆國正六位上天照高日女神授從五位下とあるは、この神にや、○下光比賣命、（光は、下には照とかけり、）志多互理とも訓べし、書紀に、顯國玉之女子下照姬、亦名高姬、亦名稚國玉とあり、（顯國玉と云て、神とも命ともいはざるは、此は大國主神とは、異神とせる傳へにや、）御父の大國玉に對へて、稚國玉と稱申せるを思へば、此神も、女神ながら、國に大なる功ありけむことと知れたり、それに就て思へば、下照は、かの鄙照の（此こと上傳七建比良鳥命の名義のところに云へり、）類の稱名か、また容貌の美麗を云か、舊事紀に此神を、坐倭國葛上郡雲櫛社と云るは、據ありけるか知ず、（式に、葛上郡大倉比賣神社、一名雲櫛社とあり、○四時祭式臨時祭式に、津國の比賣許曾神社をも、下照比賣とあり、こは別神なり、）○此之阿遲鉏高日子根神、鉏字舊印本又一本、此には鋤と作れども、記中此字を用ひたる例なければ、今は延佳本又一本に依れり、又舊印本又一本共に、此には根字無し、出雲風土記などにも、此字は無處多く、又妹の高比賣に對ふにも、無くてもありぬべけれど、次に出たる處々にもみな有ば、此も延佳本に有るに依つ、○迦毛大御神は、出雲國造神賀詞に、大穴持命云々、已命和魂乎云々、已命乃御

子根神者。今謂迦毛大御神者也。

坐曾形云々、此御事は、既に上傳七御誓約の段ところ〴〵に見えたり、さて大國主神の、此神に娶賜へることを信ずして、左右に云枉る説は、後世の私事なり、(此神は須佐之男大神の直の御子、大國主神は六世孫なる故に、時代かなはずと思へるか、神代にはさること常多し、何か疑はむ、又無形神など云、後世の私言を、固く守て云にや、みなひがことなり、) 神名帳に、伯耆國會見郡曾形神社大神山神社並坐、(續後紀文德實錄三代實錄などに、大山神とある、即是なるべし、然るに式にのみ大神山とあるは疑はし、西行撰集抄に云る、大山大智明神の由縁、若實ならば、大國主神にはあらじ、) ○阿遲鉏高日子根神、鉏は下に出たる處々には、みな志貴とあれば、此をも然訓べし、鉏字を書るは、古に須伎を、通はして志伎とも云しなるべし、(書紀に、味耜此云婀膩須岐と見え、又同紀の歌、又出雲國造神賀詞、同國風土記神名式などに、みな須伎とありて、志貴とあることなし、然れども此記には、何處にも志貴とあれば、此をのみ須伎と訓べきに非ず、) 名義は未思得ねど、試に云ば、阿遲は可美と同意にて稱名、(式に、攝津國東生郡阿遲速雄神社といふもあり、) 志貴は磯城にて、石して築たる城の固きを以、賀たる名にや、(懿德天皇の御名、大倭日子鉏友命、御同母弟に師木津日子命あり、御父安寧天皇の御名、師木津日子玉手見命なり、こは御母師木縣主の女なれば、其師木を以名奉しか、とまれかくまれ、御父御弟の御名の師木と、鉏友の鉏と、一なるべし、又崇神天皇の御子、豐城入日子命豐鉏入日女命、御同母なり、これも豐城の城と鉏と、同意と聞ゆ、これら鉏を磯城とする據なり、師木をも、書紀には

久、皇御孫命の靜坐牟大倭國申天云々、萬葉二（三十五丁）に、高市皇子命を葬奉りしことを、朝毛吉木上宮乎常宮等定奉而、神隨安定座奴、（書紀崇神卷に、爰以忌瓮鎭坐於和珥武鐰坂上、ともあり、）○神語、書紀神功卷に、得神語隨教而祭、欽明卷に託神語などあるは、神の詔ふ御言を云り、又皇極紀に、國內巫覡等、折取枝葉懸掛木綿、伺大臣度橋之時、爭陳神語入微之說、天智紀に、中臣金連命宣神事、（是も神語の意なり、）續紀廿八に、出雲國造出雲臣益方奏神事、（これはかの神賀詞を云り、これも神語の意なり、又）廿九詔に、因神語有言大中臣云々、（これは大祓詞をさして云り、）續後紀十九、興福寺大法師等が、天皇四十御齡を賀奉長歌に、神語爾傳來禮留、大嘗祭式に、雜器者、神語曰由加物、また神語所謂八開手是也、萬葉十九（三十六丁）に、住吉爾伊都久祝之神言等、行得毛來等毛船波早家無、これらは、必しも神の詔へる語といふにはあらず、たゞ神の御事をいへる詞、又は神事の詞などを、神語といへり、されば此も、神のよみたまへる歌といふ意に云るにはあらじ、さて是は、上の沼河比賣を婚たまへる御歌より此まで、五首を惣て云なり、かくて右の意ならば、神代の事を云るは、みな神語なるに、此に限て如此いふは、夷振思國歌など名け來したぐひにて、右の五首をば、殊に神語と古よりいひ傳へしなるべし、（下卷朝倉宮段に、天語歌と云るもあり、）

故此大國主神。娶坐胸形奧津宮神多紀理毘賣命生子。阿遲二字以音鉏高日子根神。次妹高比賣命。亦名下光比賣命。此之阿遲鉏高日

と云なれて、只其處に坐ことゝ、のみ心得るは、細しからず、鎭とは、他處に遷往坐ずて、其處に留りたまふ意に云言なり、志豆麻理と登杼麻理と通へり、其例は神祇官坐八神の中の玉留魂は、玉積産靈とも作て、魂を鎭むる意の御名なれば、共に多麻都米牟須毘と訓べきなり、(留、字、積とも書るを以て、ルと訓るは非なることを知べし、)又祝詞に、高天原に神留座とあるをも、續紀詔には、神積坐と作れば、相照して此留も積も、共に都麻理と訓べし、さて都麻理は留住る意なる故に、留字を書るなり、(積はみな借字なり、積字にて訓を知べく、留字にて義を知るべし、)此は御孫命の此國に降りたまふに對へて、天神の、降らずして、天に留まり坐よしなれば、鎭座と云と通へり、萬葉五に、海原の邊にも奥にも、神豆麻利うしはきいます諸の大御神たち云々、此神豆麻利も、鎭坐をいへり、是にて右の義をさとるべし、(然るを、かの祝詞なる神留を、師の集會る意に解れたるは、かなはざること、此萬葉五の神づまりと、相照して知べし、海の奥邊は、神の集まり坐べき處にあらず、こは海邊あるひは奥なる嶋などに、鎭坐神たちと云ことなるをや、)されば今此大神は、倭へ往坐むとせしを、思止りて、何處にも往まさず、永く出雲國に留り住賜ふを云り、(師說に、倭國に鎭坐なりといはれしは、たがへり、)出雲風土記に、所造天下大神大穴持命、詔八雲立出雲國者、我靜坐國とあり、中卷に、倭建命崩坐て、伊勢の能煩野に葬奉しを、八尋白智鳥に化て飛翔行て、河内の志幾に留賜ふ、故於其地作御陵、鎭坐也とあるも、留奉し意なり、遷却祟神祝詞に、山川乃廣久淸地爾遷出坐弖、神奈我良鎭坐世止、稱辭竟奉とあるも、永く其處に留りて、他へ出還りたまふなど云意あり、出雲國造神賀詞に、大穴持命の申給

に奉りたまふ大御歌なり）此麻都流も獻るにて、飲たまふと云意なり、中昔の物語書などに、衣服を、貴人に他の着せ奉るをも、奉ると云ひ、又着て坐すことをも、某を奉れりなど云り、さて今如此御酒をすゝめたまふは、今世俗にいはゆる、中直りの盃のこゝろばへに似たり、○宇伎由比は（伎字、舊印本延佳本などには、岐とあり、今は眞福寺本また一本によれり）盞結にて、女神男神たがひに、御盞をさし交て、今より長に心かはらじと、結固め賜ふ契を云なり、（師は、宇伎由比は、宇氣比なりと云れつれど、宇氣比とは異なるべし）さて盞を宇伎と云る例は、下卷朝倉宮段、（傳四十二）三重婇が歌に、多麻宇岐（玉盞なり）と賦り、猶其處に云べし、結は、標結などの結にて、事を定め固むる意なり、（世俗にいはゆる納采の由比も、此意なり、或人、ゆひいれは言入の誤なりと云は、中々にひがことなり、○和名抄に、遊牝は豆流比俗云由比とあるは、字音か、さらずとも、こは此の由比の意にはあらず）今世までも、萬の事を契り固むるしるしには、盃を差交すことゝするは、神代よりの風儀なりけり、（或人今世の盃事とてさしかはすを、甚略式なり、本式の酒宴のかたばかりまねびてするなりと云るは、中々に非なり）○宇那賀氣理弖は、師說に、互に項に手を懸て、親く並居を云とあり、信に然るべし、但項に手を、懸居は、言の本の意にて、必しも然爲ねども、親く雙居を云るなり、萬葉十八（三十四丁）に、多豆佐波利、宇奈我既利爲弖、於母保之吉、許登母加多良比とある、上下の語にて、其意しられたり、（或人の、此言を、天翔と一に意得たるは、甚くひがことなり）○鎭坐、（鎭を師は、志豆母理と訓れつれども、然訓べき證を未見ねば、舊訓の如く志豆麻理と訓べし）是を常に某神某處に鎭坐

武紀に潔身とあり、(但しさやけき意、さはやかなる意ならば、上の例に、佐波夜が下にと云べきに、然は云はで、佐夜具と云る言の勢を思ふに、なほさや〳〵とさやめく方なるべきか、)〇此次の九句は、前歌に見えたり、但腕と胸とを、前後置替たり、〇伊遠斯那世は、寐を宿よと云ことなり、斯は助辭、那世は前歌の那佐牟と同言なるを、此は寐よと云意なる故に、世とは云るなり、(壒嚢抄に、人を寐さするを、下﨟は、しなすと云と云るは、誤れり、たゞに那須那佐牟など、多くいへるにて、斯は助辭なることとしるき物をや、)さて阿夜加伎能と云より此までは、永く此國に留り賜ひて、今より吾と親まかに、可美く寢賜へと云、其狀を演たるなり、〇登與美岐は豐御酒なり、此は下卷朝倉宮段大后御歌に、多加比加流、比能美古爾、登余美伎、多弖麻都良勢、萬葉六(二十五丁)に、將還來日相飲酒曾、此豐御酒者、(十九の四十二丁にも、如此樣にあり、)又(二十八丁)大夫之禱豐御酒爾、吾醉爾家里、(吾字は甚の誤か、)などあるを思ふに、豐御酒は、酒を祝て云稱なり、〇多弖麻都良世は獻れなり、禮を延て良世と云は、古言の常ぞ、さて此は、御自大御酒坏を指擧てと始にあれば、人に仰せて、獻れと詔ふには非ず、此獻れは、飲賜へと云意にて、男神に御自すゝめ賜ふ御言なり、故契冲が、聞食せと云なりと注せる、よくかなへり、(右に引る朝倉朝大后の御歌は、比能美古爾とあれば、人に仰せ賜ふときこゆ、)さて飲賜へと云ことを、奉れと云は、麻韋禮と云と同意なり、麻韋流とは、他の奉るをも、自ら飲食賜ふをも、通はして云ば、奉るも其如く、通はして、自ら飲食賜ふにも云めり、續紀十五(四丁)に、夜須美斯留和己於保支美波、多比良氣久、那何久伊末之氐、等與美岐麻都流、(此は元正天皇の、聖武天皇

此は床の周に、帷帳などの襴の、布波理と掛りたる下にと云るなり、(師は此を、ふゝみこもれる屋のゑたと云意なり、と云れつれど、そはかなはず、此次に爾古夜賀斯多爾、又佐夜具賀斯多爾とあると、一つゞきにて、同例の語なる、その爾古夜の夜も辭なれば、此も辭なること明けきを、彼例に違ひて、これのみ屋なるべきに非ず、又斯多爾と云るも、次の二と同格なれば、此も必同類の詞なるべきこと、疑なきをや、) ○牟斯夫須麻は蒸被にて、暖なるよしの稱なり、(凡て牟須と云言は、物をあたゝむるが本義にて、必しも甚熱くするをのみ云には非ず、然るを契冲が、冲斯被の名は、暖なること蒸が如くなる故に云かと云るは、似たることながら、言の本の義をきはめずして、蒸字にすがりたる末の意なり、又裁縫の樣に依れる別名かともいへれど、さにはあらじ、) ○爾古夜賀斯多爾は、柔之下になり、爾古夜は、爾古夜加なるを、加を省るは中卷に煩骨多和夜と云るも、細多和夜加なると云ことなるに准ふべしと、契冲云き、萬葉四 (十九丁) に、蒸被奈胡也我下丹雖臥、(契冲云、此蒸被を、昔より阿都夫須萬と訓るは、今の御歌に依るに、誤なり、さて爾と那と通へば、二句今と全同じ、) ○多久夫須麻は栲被なり、栲は栲布にて、木綿と同物なり、此事は冠辭考に委し、○作夜具賀斯多爾は、さや／＼とさやめく下になるべし、源氏物語などに衣の音なひそよ／＼となどあるに同じ、又契冲云、清之下になり、佐夜具と云に二あり、騷ぐに通ずると、清潔となり、今はさやけき方なり、さやけきは清きなり、身を淸むるを、日本紀に潔字を書て、佐夜米伎と訓りと云り、師も、佐夜具はさはやかなるを云と云れき、これらの說も棄がたし、神武天皇の大御歌に、菅疊いやさや敷てとある佐夜も、清潔なり、天

初より此までの意を、惣ていはゞ、汝命こそは男にて坐ませば、島の崎々磯の崎々、いづこにも〱、遺る處なく、妻を以て御坐らめ、吾は女なれば、汝命を除て、他に夫は無しと云て、(萬葉十四に、うなはらのねやはらこすげあまたあれば、君はわすらす、われわするれやといふは、一首のこゝろこゝに似たり、) 如此れば今汝命の、見棄て他國に往坐なば、吾は頼むかたなければ、如何爲むと、別を悲哀て、今よりは、さがなく嫉妬することも爲じ、倭に往坐ことを、思し止り賜へと云意を、此間に含めたり、さて然此處に留り住賜はゞ、今より夫婦むつまかにかたらひを爲してむと云意を、此より下に述たるなり、○阿夜加岐能は文垣之にて、文とは、物の形書き彩色などせるを云なるべし、又は綾にもあるべし、(綾としては、疑もあるべく、又其を解べく由もあれど、此には畧きつ、) 垣は帷帳などを云なるべし、大神宮儀式帳に、衣垣曳弖とあるも、絁を垣の如く引延隔つるを云るに、准へて知べし、凡て加伎は、内外を隔限る由の名なれば、何にても云べきなり、(契冲は、文垣にて、垣をさま〱に彩たるを云かと云、師は、くみ垣なりと云れつれど、垣にては此にかなひがたし、其故は、垣の下にと云ては、戸外の庭に寢るになるなり、かの妻ごみに八重垣作るなどゝは、そのさま等しからぬをや、其上此次の詞どもに、云々が下にと云るは、みな閨中の床のさまを云るに、その一つゞきの同詞にて、此のみ離れて、庭の垣下なるべきにあらず、斯多は裏の意とも、強ては云べけれど、さるにても、被と垣とを、一つゞきに同詞以いふべきにあらず、垣と被とは同類の物にあらず、もし垣ならば次にも、垣の類の物をいふこそ、古言の雅なれ、) ○布波夜賀斯多爾とは、俗言に、布波理とも布波布波とも云詞にて、

云に、崎毎と云意あり、今は磯之崎とのみ云故に、落ずと云り、又此不落にて、島の崎々不落と、前をも兼べしと云り、○都麻母多勢良米は妻將持有なり、牟と云べきを米と云るは、上の許曾に應るなり、（さて母多須良米と云ずして、母多勢良米と云ふは、持せり持せるなど云、下の理流を良に活したるにて、これらは萬葉に、必有字を添て書言づかひの格なり、故に此時は良は持有と有字にあたれり、又母多須良米のときはたゞ持らめと云と同じければ、良は下に屬て、良米と云辭なり、此差をよく考へよ、）○阿波母與、阿波は吾者にて、母與は助辭なり、書紀濟寧卷大御歌に、奴底喩羅倶慕與、また於岐毎慕與、（置目人名なり、）萬葉一、始に、籠毛與などあり、又此を毛夜とも云り、萬葉二（十一丁）に、吾者毛也とある、此と同じ、○賓邇斯阿禮婆は女にし在者なり、斯は助辭なり、萬葉三（四十五丁）に、手弱女有者（今本訓誤れり、）などもあり、○那遠岐弖は、契冲云、除汝而なり、於岐と有べきを、於を畧り、今俗は袁久と書ば、汝除てと、辭無に詔へるかと思へけれど、然に非ず、置は於久の假字なりと云り、（置の於を省くは例、日置玉置など、常多かる中に、此は殊に遠に於の響はあれば、さらなり、）神樂歌（植春）に、和禮乎支天、不多川萬止留也、（除我而取二妻なり、）風俗歌に、木見乎支天云々などあるも、同格なり、此風俗なるは、一本には木三乎於木天とあり、○遠波那志は、（波字、舊印本などには婆とあり、今は一本によれり、）夫者無なり、○都麻波那斯も夫者無なり、古は夫婦たがひに都麻と云しことは、云も更なり、（都麻と云稱は、今の俗言に、都禮阿比と云にあたれり、）書紀仁賢卷に、吾夫何怜矣、此云阿我圖摩播耶、萬葉九（十九丁）に、若草之夫香有良武、これら即夫字を書り、さて

器類に、兼名苑云、盃一名巵、盃亦作杯、和名佐賀都木、方言注云、盞盃之最小者也、和名同上とあり、(杯は坏とは別なり、)○立依は、男神の御馬に乘むとし給ふ所へ立依てなり、○指擧は佐々宜と訓べし、即佐志阿宜を約めたる言にて、此の字の意なり、下卷朝倉宮段にも、三重婇指擧大御盞以献とあり、○夜知富許能は八千矛之なり、○加微能美許登夜、夜は助辭にて、與と云むが如し、○阿賀淤富久邇、句奴斯許曾波、阿賀は親みて吾と云なり、さて此の大國主も、御名には非ず、(上の爲大國主神とある處に云る意なり、)許曾波は辭なり、○遠邇伊麻世婆は男に坐者なり、○宇知微流は打見にて、打は萬の事に添云言なり、○斯麻能佐伎邪伎は、(邪字、那と作る本は誤なり、耶と作るは、邪とおなじ、)嶋之崎々なり、萬葉六 (十八丁) に、島乃埼々隈毛不置、十三 (六丁) 八十島之嶋之埼邪伎などあり、○加岐微流は掻見にて、掻も上の打と同く、添云言なり、) 但打は常にひろく萬に云ひ、掻は、たゞ手して爲事にのみ云が如くなれども、打も本は、手して爲事なれば、同じことなるべし、掻曇掻絶などは、手の事ならねど、添いへるをや、)さて打見掻見ともに、見渡す處をいへり、○伊蘇能佐岐淤知受、(此句八言にて、所謂字餘の格なり、)は、磯之崎不落なり、萬葉三 (十九丁) に、磯前榜手回行者、(今本にイソ。ザキ。ヲと訓るはわろし、) 六 (三十六丁) 付將賜嶋之埼々前、依將賜磯乃埼前、十九 (三十六丁) に、佐之與良牟磯乃崎々などあり、(式に、因幡國八上郡伊蘇乃佐只神社と云も見ゆ、)淤知受は漏さずなり、祈年祭祝詞に、島之八十島墜事無、萬葉一 (八丁) に、寐夜不落、又 (二十九丁) 川隈之八十阿不落、四 (十七丁) に、蓋世流衣之針目不落など、猶多かり、さて契冲が云、上の島崎々は、崎々さ

ど、然には非ず、

爾其后取大御酒坏。立依指、擧而。歌曰。夜知富許能。加微能美許登夜。阿賀淤富久邇。奴斯許曾波。遠邇伊麻世婆。宇知微流。斯麻能佐岐邪岐。加岐微流。伊蘇能佐岐淤知受。和加久佐能。都麻母多勢良米。阿波母與。賣邇斯阿禮婆。那遠岐弖。遠波那志。那遠岐弖。都麻波那斯。阿夜加岐能。布波夜賀斯多爾。牟斯夫須麻。爾古夜賀斯多爾。多久夫須麻。佐夜具賀斯多爾。阿和由岐能。和加夜流牟泥。多久豆怒能。斯路岐多陀牟岐。曾陀多岐。多多岐麻那賀理。麻多麻傳。多麻傳佐斯麻岐。毛毛那賀邇。伊遠斯那世。登與美岐。多弖麻都良世。如此歌。即爲宇伎由比（四字以音）而。宇那賀氣理弖（六字以音）至今鎭坐也。此謂之神語也。

其后とは、上の嫡后を指り、○大御酒坏は、大御佐加豆伎と訓べし、(師はオホミキノツキと訓れしかど、次に引く大御盞と合せて思ふに、彼は然訓がたく、又さかづきと云名古きをや、(萬葉にも佐加豆伎とあり、名義は、此に書る如く、酒を盛坏なり、坏は、かゝる器の惣名ぞ、和名抄瓦

べき由なければなり、こは今本に、次句の加字下にある佐字、此より乱て彼に入れるなりと云れき、今思ふに信に然なり、但此所は、七言一句にて調宜きを、前に云る如く、八言の句はをさ／＼例なきことなれば、いさゝか疑はし、故四言二句と定めて、師説に依つ、（契沖は、疑の濁音なるにつきて、此字上に今一能字あるべしと云て、能疑理は野霧なりと云れど、わろし、）さて右三句の意は、汝が泣む其涙は、朝雨の如く、（又は朝雨は、只霧を云むためのみにても有べし、）歎息（なげきは、長息を約めたる言にて、長くつく息なり、）は狹霧に起む物ぞと云るなり、息の霧に立と云は、萬葉五（六丁）に、大野山紀利多知和多流、和何那宜久於伎蘇乃可是爾紀利多知和多流、十五（四丁）にも、君之由久海邊乃夜杼爾奇里多々婆、安我多知奈氣久伊伎等之理麻勢、秋佐良婆安比見牟毛能乎、奈爾之可母奇里爾多都倍久奈氣伎之麻佐牟とあり、（源氏明石卷に、歎きつゝあかしの浦に、朝霧の立やと人を思ひやるかな、）又涙を雨に云るは、萬葉三（五十四丁）に、吾泣涙有間山雲居輕引雨爾零寸八などあり、さて那迦士登波云々より此までの意を、括て云ば、今吾離別て倭へ往ば、汝今こそは、心強く泣じと云とも、必吾を戀偲て、痛く泣つゝ歎かむぞと云るなり、○和加久佐能は若草之なり、（舊印本に、加字の下にも佐字あるに就て、或人、吾左草之なり、そは三代實錄に、出雲國左草神、式に意宇郡佐久佐神社とある處にて、須世理毘賣命の住給ふ地名なり、と云るはわろし、諸本に其佐字は無し、）こは妻と云む枕詞にて、冠辭考に委く見ゆ、○都麻能美許登は妻之命にて、是も須世理毘賣命を指り、○師は、許斯與呂志と云までを一首として、其下に脫文ありて、伊刀古夜能より又一首なり、と云れしか

く倭の薄とは、なる名産などならばこそあらめ、さらではいかで云む。）〇比登母登須々伎は一本薄なり、（今世に此名負へる一種あれど、其には非じ、たゞ一本づゝ立るを云。）和名抄に爾雅云、草聚生曰薄、新撰萬葉集云、花薄波奈須々木、辨色立成云、芊和名上同、今按芊草盛也、見唐韻とあり書紀神功卷仁德卷などには、荻を須々伎と訓り、夫木集薄の歌中に兼輔卿、むらさめの一本すゝき云々、（家集には二の句一本菊にとあり。）高津宮段の大御歌に、夜多能比登母登須宜波、拾遺集物名に、一本菊もあり、〇宇那加夫斯は項傾なり、和名抄に、陸詞云項頸後也、和名宇奈之、書紀神代卷に、頗傾此云歌矛志とあり、俗に、物の下より上の勝て傾くを、加夫久と云是なり、此は項を垂傾くるにて、泣さまを云、さて上に一本薄と置るは、一本立るから傾く意に連たり、天智紀に稻のことを、垂穎而熟とあり、〇那賀那加佐麻久は汝之將泣なり、（那加麻久と云べきをかく云は、那久を那加須といふ、須の活用の佐なり。）上も此も汝は須世理毘賣を指り、麻久は牟と云と同意にて、麻志と一辭なるを、下に語を續むとて、麻久と活し云なり、（可なども、下へつゞくときは、辨久と云と同格なり、善無などを、與久那久と云もおなじ。）〇阿佐阿米能は朝雨之なり、（師は、一本に下の阿字は無きをよしとすと云れつれど、此阿字の無き本はいまだ見ず、こは有も無きも同じことぞ、凡て古言にかゝる阿伊宇などは、有もあり省けるもありて、一かたならず、然るを師は凡て、省くをのみ古言と定めて、出をば傳とのみ訓れ、登伊布をば登布とのみよまるゝたぐひ多きは、偏られたるものぞ。）〇佐疑理邇、句多多牟叙は、佐霧に將起ぞなり、師云、今本には佐字無けれど、必有べし、疑は濁音に用る字なれば頭に置

む枕詞なり、○和賀牟禮伊那婆は、數多の從者どもかき連て、吾群往者なり、萬葉九（二十九丁）に、天離夷治爾登、朝鳥之朝立爲管、群鳥之群立行者、十七（四十三丁）は、無良等理能安佐太知伊奈婆、二十（三十三丁）に、群鳥乃伊埿多知加旦爾、などもよめり、○比氣登理能は、所引鳥之なり、比氣は比加禮を切たるにて、（比伎と云とは異なり、）多くむれ居る鳥の中に、一が飛立ば、其に引れて、餘の鳥も共に立を云、此も枕詞なり、（契冲の引鳥にて、引は引て還るを云と云るはたがへり、）○和賀比氣伊那婆は、吾被引往者なり、かの數多の得者共の裝立るに、引れ往を云、源氏松風巻に、さわがしきにひかれて出たまふとあるも、人々のさわぎ立て、引率行に引れて行こゝろ、此とよく似たり、（或人說に、鳥を取に、食鳥を出しおけば、それに引れて友鳥の集るが比氣鳥なり、男は女、女は男に引るゝなりと云るは、こゝにかなはず、）萬葉六（四十三丁）に、寧樂京を山背久爾都に遷されし時の歌に、皇之引乃眞爾眞荷、春花久遷日易、村鳥乃旦立往者、（引之まに〳〵とは、此は京を引遷したまふを云に非ず、引率て往たまふまに〳〵といふことなり、次に引歌と合せて心得よ、）十九（二十九丁）に、宇都世美乃與能許等和利等麻須良乎能比伎能麻爾麻爾、之奈謝可流古之地乎左之氐云々、これら引率て往、まに〳〵引れ往を云り、○那迦士登波、句那波伊布登母は、不泣者汝者雖言なり、○夜麻登能は山處之なるべし、（又山本之にてもあらむか、倭國之と云には非じ、其故は、此處に留りたまふ人のうへを、差て行あなたの倭の物にたとへ云むこといかゞ、又薄は、いづこにも〳〵多かる物なるを、出雲にして、遠き倭のを云むことも由なく、又某野との某山のとか云ば似つかはしかりなむを、泛

なし、)○伊刀古夜能は、妹と云む枕言と聞えたり、伊刀古とは、人を深く親睦む稱にて、伊刀富志伎子てふことなり、(古字は、子の假字に用る、此記の例なり、)萬葉十六(二十九丁)に、伊刀古、名兄乃君、居々而、物爾伊行跡波云々、八重疊、平群乃山爾(此古字を、今本に布流伎と訓たれど、いとふるき名兄の君とは云べきことに非ず、殊に此は、ふるきと云べき由なきをや、)とあるは、八重疊までは、平群と云む序なるが、居居而云々と云を思へば、年久しく同居せる者の狀なれば、名兄とは、妻の夫を云さまによめる語なり、然れば此は、夫を親睦みて伊刀古と云るなり、又神樂歌(篠波)に、佐々奈見也、志加之加良左支也、見之禰川久、乎見名乃與佐々也、曾禮毛加毛、加禮毛加毛、伊止已世仁、萬伊止已世仁、世牟也、(御稻舂女之美乎、其哉彼哉なり、伊止已世の世は、こゝろえず、)とあるは、妻にせむと云意と聞え、風俗(知々良々)歌に、伊止古世乃、加止仁、天宇止乎比佐介天とあるも、むつましくする人の門に、調度を提てと云ことなり、これらと、彼萬葉なるとを合せて思ふに、夫婦は殊に親睦しむ物なれば、互にぞ伊刀古と云けむ、又從父母兄弟も、本はたがひに親睦て云しが、定れる稱になれるなるべし、(師說には、寢所屋之なりとあり、いかゞ、又或人は、寢床屋之寐とつゞれりと云り、床はさても有ぬべけれど、寐のつゞきはひがことなり、)さて夜能は、能夜を下上に寫誤れるか、能夜てふ例は、書記繼躰卷歌に、阿符美能野、愷那能倭俱吾、(淡海之毛野若子なり、)とあるに始にて、萬葉十四(十八丁)に、美奈刀能也、葦が中なる、古今集に、淡海のや鏡の山をなど、なほあり、夜は助辭なり、○伊毛能美許等は妹命にて、此時須世理毘賣命に對ひて詔ふなり、○牟良登理能は群鳥之にて、群往者と云

云れつる、求しの方を用ふべし、三言の句なり、〇阿多尼都伎は、茜舂かと契沖云り、信に然聞ゆるを、赤根を阿多尼と云むことは聊心ゆかず、若は草書にかと書るを、ゑと誤れるにやあらむ、和名抄染色具に、兼名苑注云、茜可以染緋者也、和名阿加禰と見え、縫殿寮式雜染用度中に、深緋、綾一疋、(綿紬絲紬東絁亦同、) 茜大四十斤、紫草卅斤云々、帛一疋、茜大廿五斤、紫草廿三斤云々、貲布一端、(四丈) 茜大十六斤、紫草十四斤云々、葛布一端、茜大七斤、紫草七斤、淺緋、綾一疋、茜大卅斤云々、帛一疋、茜大廿五斤云々、葛布一端、茜大十斤云々と見ゆ、かゝれは、此も緋色を染るなるべし、〇曾米紀賀斯流邇は、染木之汁になり、染木とは、即上の茜にて、其を搗たる汁にといふなり、さて茜は草なるを、木と云るは、物染るには、今世に木草ともに、凡ては染草と云如く、古は草をも凡て染木と云しか、(契沖は、茜を木と云むことといかゞなれば、若は阿多尼は、皮を剝て染物する木名にて、それを染木と云るにや、ともいへり、) 又は木と云は、本は植物の總名にて、草にもわたりしか、(波岐、乎岐、須々伎、余母岐、布々伎など、草にも伎といふ名の多かるは、木と云ことにもや、) 〇斯米許呂母遠は、染衣をなり、斯米と曾米とたゞ同言ぞ、〇許斯與呂志は此宜にて、斯は助辭なり、與呂志てふ言の意、師の萬葉考に見ゆ、さて首より此までの意を括ていはゞ、今倭國に物する裝に、色々の衣を取着て、こゝろむるに、茜に染たる緋衣、此ぞ心にかなひて宜き、とよみ給ふなり、(上に束裝とある、即此緋衣を着賜へるなるべし、) さてかく裝束も宜しければ、今はとく出發なむとすと云意、言外にこもれり、(契沖は、こしよろしを、濃宜か、さて沼河日賣も八上比賣も、よけれども、君にまさりては思はぬと云心にや、と云れど、さる意は

の不良の訓を論へる處（傳四美斗能麻具波比の段）に云るが如く、宜しからずと棄ふ意なり、（俗に、氣に入ぬといふ意なり、氣に入たることを、布佐比乃方と、源氏物語に見えたり、）〇幣都那美、句曾邇奴岐宇弖は、於邊浪磯脱棄なりと師說なり、さて浪のよる磯などこそ云べきを、直に浪磯とては、言つゞかぬに似たれど、萬葉に、白浪乃濱松之枝などよめるも、同格にて、那美は那岐の反にて、もとは浪の立さわぐを云名なること、上傳五沫那藝沫那美神の條下に云る如くなれば、那美曾にて、即波の立さわぐ磯と云ふ意なり、土左日記の歌に、風による浪のいそには、鶯も春もえしらぬ花のみぞさく、これも浪のいそとよめり、さて棄を宇弖と云は、御誓段に、吹棄とあるをも、書紀に此云浮枳于都屢と見えたり、落窪物語にも、逐棄むと云ことを、淤比宇弖牟とあり、（後世定家卿の歌にしも、禊する麻の立葉は、宿ごとに流るほどもなく、投うてつなり、大和物語には、布弖都とも云り、此そにぬぎうてを、契沖が、鴗緯打而なりと云るは、いたく誤れり、）〇蘇邇杼理能は、鴗鳥之にて、青の枕言なり、そは和名抄に、爾雅集注云、鴗小鳥也、色青翠而食魚、江東呼爲水狗、和名曾比、文德天皇錄用魚虎鳥三字、魚虎見兼名苑等、とありて、其色殊に青翠ければなり、字鏡に鴗曾爾とあるは、鴗字を寫誤れるならむ、さて天若日子段に、翠鳥とあるも、書紀には鴗とあれば、此鳥なり、こは今世に川世美と云物にて、袖囊抄に少微と云り、曾比少微世美などは、みな蘇爾の訛れるなり、綠色と云も、翠鳥色の曾を省るなるべし、〇許母布佐波受は此亦不宜なり、〇夜麻賀多爾は山縣になり、但此は地名には非ず、たゞ山の縣なり、（地名にあるも、本此意より出たり、）〇麻岐斯は、求しなり、又蒔しにてもあらむかと、師の

色との次第は、然ありて、此方も彼方も似たりけむ、又彼國の古に、代ごとに各尚む色の有しは、強て定めしさかしらごとなれば、そは中々に云に足らず。〇麻都夫佐爾は眞具なり、都夫佐とは、落ることなく、と、のへ備ふるを云、〇登理與曾比は取裝なり、〇淤岐都登理は奥鳥にて、海川にまれ池などにまれ、水上に浮居鳥を云て、水鳥のことなり、(奥とは、邊に對へる名にて、陸より遠れる處を云。)奥鳥鴨ともあり、萬葉六(十四丁)に、奥鳥味經乃原ともつゞけり、(こは味鴨と云があればなり。)〇牟那美流登伎は、胸見時なり、水鳥は、頸を延居て、己が胸を見る如くにする物なるに譬て云なりと、師說なり、〇波多々藝母は、(波字、諸本婆とあり、今は眞福寺本によれり、此言下なる二もおなじ。)鰭揚もなり、波多は、中昔の物語書などに、袖之波多また波多袖など有て、袖の端つ方を云り、魚の鰭、(鰭字は、背上鬣也と注したれど、波多と云名は、左右の比禮を本にていふなるべし。)又俗言に、物の邊側を波多と云も同意なり、多藝は、萬葉二(十六丁)に、多氣婆奴禮、多香根者長寸妹之髮、九(三十五丁)に髮多久麻庭爾、十四(十九丁)に古麻波多具等毛、十九(十一丁)に馬太伎由吉豆、(又七に、をとめらが織機上を、眞櫛もてか、げ栲嶋、浪間よりみゆ。)などある言にて、たぐり揚るを云、(馬大具とは、手綱をたぐりて、頭を引揚るをいふべし。)されば此は、左右の手を張り、袖をたぐり揚て、かの水鳥の胸見る如くにして、吾着裝たる衣を、好しや惡しやと見るを云なり、今世人も、新衣など初めて着たる時は、必然爲て見る物ぞ、(師は、婆字をば上句に屬て、立着ならむか、と云れつれど、わろし、上句も、時者と云ては、よろしからぬ處なり。)〇許禮波布佐波受は、此者不宜なり、此言は、上

れど、今云鼠色は、くさ〴〵あれば、古へ鈍色と云しものも、その中にあり、）眞黒なるには非ず、（鈍色は、彩花にて染と云は、墨染はあまり見ぐるしき色なる故に、少にほひあらせむとて、後に青みを加へたる物なり故、青鈍など云名もあり、又青花に墨を入て染とも云るも、同じ、これらはみな後のことにて、木はたゞ墨染なり、服假間事と云物に、着服者可用鼠色、其色或墨許染之、或墨入移花、といへり、）又持統紀七年正月詔に、令天下百姓、服黄色衣、奴皂衣、と見え、衣服令に、家人奴婢橡墨衣、と定められたるも、右の鼠色なるべし、これらはみな、やゝ後の御制なれども、上代よりも右の色は、賤しめ惡みたるべし、さて眞黒なるは貴人も常に着たるか、とも云べけれど、上代より中昔までも、黒衣を着たること物に見えねば、（中昔の書どもに、衣服の事を云處に、黒きよし云ることは、まゝ見えたれど、そは他の色の黒みて見ゆることにて、實に黒色なるにはあらず、源氏若菜下卷に、にほひもなく黒きうへのきぬに、とあるたぐひなり、そのかみ黒袍は無れば、此も紫色の甚黒みたるをかく云り、）彼鈍色にはあらで、眞黒なるをも、人の賤しめて、好ざりしと見えたり、（四位より上、紫袍を改めて、黒色になれるは、いと後のことなり、かくて今世人の、黒色衣をしも好むは、黒袍を尙ばるゝより移れる人情なり、）されば今此に黒御衣とあるは、此は不宜とて、棄ることを云むたりに、先故に、好ましからぬ色をよみ賜へるなり、さて次に靑衣を云て、其をも棄、その次に緋色を云て、此ぞ宜きとよみ賜へる次第、おのづから後の御世御世の服色の御制の次第とも合るをや、（衣服色の御制の次第は、大抵から國の隋唐の制にならへる物なれども、上代よりも、おのづから人の尙み好む色と、卑しめ惡む

に、衣乎取服裝束間爾、二（三十五丁）に、皇子之御門乎、神宮爾裝束奉而など見ゆ、訓は下の歌に、伎美賀余曾比、萬葉十四（二十九丁）に、水都等利乃多々武與曾比爾、廿（十七丁）に、奈爾波都爾余曾比余曾比氏、氣布能比夜伊田弖麻可良武云々、又（三十三丁）等里與曾比門出乎須禮婆、などあるに依れり、立は發出賜ふなり、○片御手云々は、馬に乘むとえ賜ふ狀なり、○馬は、和名抄には無萬とあれど、書紀雄略卷歌にも、宇麼とありて、古言は皆然り、但和名抄などにも、牡馬を乎萬、牝馬を米萬、駒を古萬とある例の如く、御馬は美馬と訓べし、萬葉五（二十五丁）に、美麻知可豆加婆（御馬近者なり、）とあり、○鞍は、和名抄に和名久良とあり、書紀雄略卷歌に、柯彼能矩盧古麼、矩羅枳制播とよめり、○御鐙、和名抄に、蔣魴切韻云、鐙、兩邊承脚具也、和名阿布美とあり、名義は足踏なり、萬葉十七（四十九丁）に、可波能和多理瀨、安夫美都加須毛、○奴婆多麻能、前に見ゆ、○久路伎美祁斯遠は、黑御衣をなり、推古紀に、衣裳、萬葉十（三十丁）に、公之御衣爾、十四（三丁）に伎美我美家志などあり、此は大刀は佩物なる故に、御佩と云、弓は執物なる故に、御執と云如く、衣は著物なる故に、御著と云なり、著を古言に祁流と云り、又中卷（傳二十八）倭建命の御歌に、祁世流と見ゆ、なほ彼處に云べし、さて黑衣服は、喪服にて、昔は常には服ざることとなるを、此に如此あるは如何と云に、（舊印本に、久字を之と作れど、奴婆多麻能とあるうへは、久路なること決し、）まづ喪葬令に、凡天皇云々服錫紵、義解に、錫紵者細布、即用淺墨染也と見え、常に歌にも墨染衣とよみ、又中昔の書等に、是を鈍色と云、此は今云鼠色にて、（其中に深淺きけぢめはあるなり、さて吉部秘訓抄に、鼠色鈍色とならべ云て、分てることもあ

と心得るは、ひがことなり、）下に豐玉毘賣命の御歌の御答歌を擧て、其御夫火遠理命の御事をも、如此申せり、さて此稱の意は、上傳三阿斯訶備比古遲神の處に云るが如くなれば、夫を云も、今世の賤者の言に、夫を意夜遲と云と同意なるべし、○和備弖は、萬葉四（三十四丁）に、物思跡和備居時二、又（三十八丁）和備染責跡、又今者吾羽和備曾四二結類、又（三十九丁）丈夫之思和備乍、又（五十三丁）念絶和備西物尾、又（五十四丁）遠有者和備而毛有乎、十（四十丁）に、奈杼牡鹿之和備鳴爲成、十一（二十五丁）に、里遠戀和備爾家里、十二（三十丁）に、我故爾痛勿和備曾、又（三十七丁）國遠見念勿和備曾、風之共雲之行如言者將通、などいと多かり、爲方なくさしせまりたる意なり、續紀に、光仁天皇の藤原永手大臣を悼賜へる詔に、言牟須倍母無、爲牟須倍母不知爾、悔備賜比和備賜比、とあるにても志るべし（倭姫命世記に、宮處覓佗賜比天、其處乎和比野止號支、）○自出雲とは、上の高志國沼河比賣の事より連て見ば、疑ありぬべけれど、此は別段なれば、彼にはかゝはらず、○將上坐倭國、國はしも多なるに、遠き倭にしも行坐むとせしは、倭は當昔より既く、他國に殊なる、深き由縁ありけむかし、後遂に和御魂を、其國の大御和山に、鎭坐せ賜ふをも、思合すべし、上とは、鄙より京へ行を云なれば、此は皇都に爲ての後の言を以、語傳へたるなり、○束裝立時、束字、諸本みな來と作り、師の考に、束字の誤なり、さて裝束を束裝と書まじきにもあらねど、若は此も下上に誤れるにやと云れき、今思に、此は決く束なること明ければ、然改つ、束裝は、書紀神功卷一云の文にも、如此あり下文は將降束裝之間、朝倉宮段に、裝束之狀、書紀雄略卷に、裝束已畢進軍門云々、萬葉十二（三十丁）

とての言なる故に、尊みて如此云り、凡て伎佐伎とは、天皇の大御妻に限りて申す御稱なるに、(中卷に、倭建命の御妻弟橘比賣命を、后と云る所以は、彼處に云べし、)此にも如此あるは、出雲風土記に、赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命之后天𤭖津日女命、また阿遲須枳高日子命之后天御梶日女命、などあると合せて思へば、古へ神たちをば、天皇に准へ尊みて、皇神とも申せる類にて、其御妻をも后と申せるなるべし、續後紀九にも、伊豆國賀茂郡阿波神、是三島大社本后也、神名帳にも、安房國安房郡安房坐神社の次に、后神大比理刀咩命神社あり、是を續後紀には、第一后神とあり、さて出雲國出雲郡杵築大社の次に、同社大神大后神社とあるは、即此須世理毘賣命を祭れるにて、大后と申せること疑なし、(此の嫡后を、師の美賣と訓れたるは、后とは、天皇の御嫡妻ならでは申しがたしと、固く心得られたるものにて、そは中々に古意に非ず、)さて天皇の伎佐伎と申すは、皇后に限らず、上代には、妃夫人などの班までを申せる稱なり、其中にて最上なる一柱を、大后と申せり、此後世の皇后なり、此事は白檮原朝段大后の條下に委く辨へ云べし、然れば此の嫡后も、其に准へて意富岐佐伎と訓べきこと、彼神名帳と照して、愈明けし、○甚爲嫉妬は、伊多久宇波那理泥多美志賜伎と訓べし、書紀舒明卷に、一尼嫉妬とあるによれり、宇波那理のことは、下傳十九白檮原朝段大御歌の下に出、高津宮段にも、其大后石之日賣命甚多嫉妬とあり、さて此は、必しも上の沼河比賣のみには係て見べからず、彼とは別段なれば、惣ての上を云なり、(彼八上比賣の、此嫡后を畏みて、稻羽に歸られしことをも思ふべし、)○日子遲は、夫妻のうへの事を云時に、其夫を指て云稱と聞ゆ、(八千矛神の一名

以音

自出雲將上坐倭國而。束裝立時。片御手者繋御馬之鞍。片御足路入其御鐙而。歌曰。奴婆多麻能。久路岐美祁斯遠。麻都夫佐爾。登理與曾比。淤岐都登理。牟那美流登岐。波多多藝母。許禮婆布佐波受。幣都那美。曾邇奴岐宇弖。蘇邇杼理能。阿遠岐美祁斯遠。麻都夫佐邇。登理與曾比。淤岐都登理。牟那美流登岐。波多多藝母。許母布佐波受。幣都那美。曾邇奴棄宇弖。夜麻賀多爾。麻岐斯阿多泥都岐。曾米紀賀斯流邇。斯米許呂母遠。麻都夫佐邇。登理與曾比。淤岐都登理。牟那美流登岐。波多多藝母。許斯與呂志。伊刀古夜能。伊毛能美許等。牟良登理能。和賀牟禮伊那婆。比氣登理能。和賀比氣伊那婆。那迦士登波。那波伊布登母。夜麻登能。比登母登須須岐。宇那加夫斯。那賀那加佐麻久。阿佐阿米能。佐疑理邇多多牟叙。和加久佐能。都麻能美許登。許登能加多理碁登母。許遠婆。

又其神之云々、此より又一の故事なり、其神とは、上段の首に、此八千矛神とあるを承て云り、〇嫡后は、意富岐佐伎と訓べし、上に嫡妻とあるは、御父神の御言なる故なり、此は後に語傳ふる

り、されば古言の伎許須とは、つかひざま、表裏のたがひなり、今の人は、古言雅言のつかひざまをえらず、きこすときこゆとをも、一にこゝろえ、又人の已にむかひて言と云ことを、きこゆといふなど、いたくひがことなり、）さて此は常の格ならば、那古斐伎許志曾とあるべきを、下の曾てふ辭無きも、古歌には例おほし、（然るを此、近世の歌どもには、下の曾をば云て、上の那を略けるがまゝ見ゆるは、いたくひがことなり、那はかならずいはではきこへぬ言ぞ、）かくて右二句は、甚く吾を戀て、さのみな詔ひそと、慰めたるものなり、上歌に、命者勿死賜とあると同意なり、○其夜者、こは上に男神の、佐用婆比爾在立志とよみたまへる夜を指て、其とはいふなり、女神の夜者將出とよみ賜へる夜を指にはあらず、（男神の、さよばひに云云とよみたまへる夜は、雉鷄の鳴て、既明ぬるよしあれば、こゝに其夜とはいふべからねば、此は其次の夜なるべしと思ふ人もあらむか、されど女神の、夜は出なむとよみたまへる、其夜不合とならば、必又その不合所以を云べきに、何の障れる由をも云で、ふと其夜者不合といひては、こと足はずなむ、）○明日夜は、久流比能用と訓べし、其由は上傳十根堅洲國の段にいへり、此即用波伊傳那牟とある夜なり、○爲御合也は、美阿比志賜伎と訓べし、萬葉十（二十五丁）に、八千戈神自御世、之二人知爾來、苦思者、（苦字、今本は告と誤れり、今は師の考に依て引、）とよめるも、此等の故事を思へるなるべし、○舊事紀に、建御名方神の母を、此沼河比賣なりとせるは、據あるか、例のおほつかなし、

又其神之嫡后須勢理毘賣命。甚爲嫉妬。故其日子遲神和備弖。三字

を合せて心得べし、寐てふ言は、那奴泥と活くなり、(然るをその奴泥は、常に云ゆゑによく通ゆれども、那は後世には耳遠きから、那須那佐牟などいへば、心得にくきが如くなり、) 又伊と云も、寐ことなるを、寐乎安宿宿毛不寢など、重ねて云も常なり、さて上に處々引る書紀、繼體卷御歌の中に、倭例以梨魔志、阿都圖唎、都磨怒唎絁底、魔倶囉圖唎、都磨怒唎絁底、伊慕我堤嗚、倭例儞魔柯絁毎、倭我堤嗚磨、伊慕儞魔柯絁毎、磨左棄逗囉、多々企阿藏播梨、矢自矩矢盧、于魔伊禰矢度儞、とある十三句、此の歌の、阿佐比能云々より、此までのさまとよく似たり、(但彼は男の御歌にて、自然爲たまふよしなり、此は女の歌にて、男の然爲たまはむよしなり、) ○阿夜爾、三言の句なり、此言は中卷建内宿禰歌、下卷三重婇歌、書紀雄略天皇大御歌などにもあり、萬葉にも、阿夜爾恐き阿夜爾戀しきなど甚多し、十四卷(二十五丁)には、安也爾阿夜爾と重ねても云り、此言の意は、上傳三の阿夜訶志古泥神の處に云り、○那古斐伎許志は、勿戀詔ひそ、と云むが如し、下卷高津宮段、八田若郎女御歌に、意富岐美斯、與斯登伎許佐婆、書紀同御代、大御歌に、飫朋呂伽珥、枳許瑳怒、萬葉十一(三十三丁)に、狗上之鳥籠山爾有不知也河不知二五寸許勢、余名告奈、十二(二十四丁)に、空言毛將相跡令聞、戀之名種爾、十三(十九丁)に、莫寢等母寸巨勢友、また(二十六丁)今二日許將有等曾、君者聞之二二、勿戀吾妹、廿(五十九丁)に、和我勢故之可久志伎許散婆、これらの伎許須みな、詔と云ことなり、そは人の言て、我に令聞意より云るなり、(然れども、其言人を尊みて云ときならではいはぬ言なり、右の歌どもにて心得べし、又中昔の物語文などに、申すと云べきを、聞ゆと云ること常多し、それは尊む人に申すをのみ云

久は拱と同言、古麻奴久は組貫なり、さて今は其古麻奴伎の古を省き、伎を延へて麻那賀理と云るにて、互に手を差交し抱く由なり、(かの拱は、己が左と右の手を組貫なり、此は女、手と男、手とを組貫なれば、事はいさゝか異なれども、言の意は全同じ、)又靈異記に、婚を久奈加比須とあるも、もと同言にて、組の美を省き、奴を那と云、伎を加比と延たるなり、(彼久奈加比と、此の麻那賀理と、互に其省ると轉れると、延たるとの差を相照して、共に組貫の意なることをさとれ、)かの書紀繼體卷なる御歌に、多々企阿藏播梨とある句、(左に引り、)即此言に當れる、その阿藏播梨も糾なれば、此と同意なり、○麻多麻傳は眞玉手なり、○多麻傳佐斯麻伎は玉手差纏なり、玉手とは、美き手をほめて云、手玉とて、手にも玉を飾れば、然る手ともすべけれど、猶さには非じ、)佐斯は、彼方へ差やるなり、麻伎は、枕にすることなり、妹之手將纏など、多くよみ、又手枕纏とも、枕に纏とも、枕纏とも、麻久良加牟とも云り、萬葉五(九丁)に、摩多麻提乃、多麻提佐斯迦閇、佐禰斯欲能、八(三十三丁)に、天飛也、領巾可多思吉、眞玉手乃、玉手指更、餘宿毛寐而師可聞とよめり、○毛々那賀爾は、契冲説、股長になりと云り、そは足を伸て、ゆるらかに寐るさまなり、○伊波那佐牟遠は、寐者將宿にて、遠は毛能遠と云意の辭なり、次なる須世理毘賣の御歌に、伊遠斯那世ともあり、萬葉二(四十二丁)に、奥波來依荒礒乎、色妙乃枕等卷而、奈世流は寐而有なり、)五(八丁)に、夜周伊斯奈佐農、(安寐不令宿なり、斯は助辭、)十四(二十一丁)に、伊利伎弖奈佐禰、(入來而寐よなり、)十七(三十二丁)に、吾乎麻都等、奈須良牟妹乎、(奈須良牟は將寐なり、)十九(十八丁)に、安寐不令宿、君乎奈夜麻勢、また安宿勿令寢、これら

人の咲榮たる顏と相似たる故に、朝日之と置るなり、〇多久豆怒能は栲綱之にて、白と云むとての枕言にて、此も冠辭考に委し、（栲つ布と見るは、あし、）〇斯路伎多陀牟伎は白腕なり、和名抄に、腕和名太々無岐、一云宇天、天武紀に臂とあり、下卷難波天皇大御歌に、斯漏多陀牟岐ともよませ賜へり、〇阿和由岐能は沫雪之にて、（沫雪の事は上に出、）次句を云むとての枕言なり、〇和加夜流牟泥遠は、弱やかなる胸をと云むが如し、凡て和迦志と云言の本は、物の未成かたまらぬ意なり、さて固からぬより轉りて、やはらかなるをも云、此は其意なり、（人の齡又草木などに云も、未成固まらぬ意なり、記の始に國稚ともあり、さて其中に、美る方に云と、賤むる方に云との差あり、固まらぬ方に云は、賤むるなり、やはらかなる方に云は美るなり、今此は美て云り、）さて沫雪より連く意は、脆くて固からぬ方、歌の意は、柔かなるを美る方なり、さて上の腕は、男神の腕、此は女神の胸なり、男神の腕を以て、女神の胸をと云意ぞ、下の須世理毘賣の御歌には、胸をと先に云て、さて白き腕をだゝきとあるにて、其意なることを知べし、此所よくせずはまがひぬべし、〇曾陀多岐は、俗に曾と叩くと云ことなり、（凡て事を緩く和やかに爲るを、曾登とも、曾々登とも、曾呂理登とも云は、みな此曾なり、此句を契冲は、曾はそへたる辭にて、たゞ叩なり、なる、をそなる、と云が如しと云、師は背抱なりと云れ、或は陀多伎を手抱なりと云說もあり、みなわろし、）漢籍遊仙窟に、拍搦嬭房間と云るも、よく似たることぞ、〇多々伎麻那賀理とは、胸を叩つゝ、交に抱を云、麻那賀理は、麻奴加流なりと師の云れし、然も有べし、（奴と那とは常に通ひ、又賀を濁るは音便なり、）麻奴加流とは、麻奴久を延たる言、麻奴

岐。毛毛那賀爾。伊波那佐牟遠。阿夜爾。那古斐岐許志。夜知富許能迦微能美許登。許登能。迦多理碁登母。許遠婆。故其夜者不合而明日夜爲御合也。

〆白キタヽムキハ女神ノモノト解スルカヨシ

首二句は、於青山日之隱者にて、日の暮るを云なり、迦久禮婆と云べきを、迦久良婆と云は、古言の一格なり、下卷近飛鳥朝大御歌は、美夜麻賀久理豆とあるも同じ、(此格は、加久良牟加久理加久流と活用くなり、) 陰陽式儺祭文に、留里加久良波とあるも、古言に依れるなり、○奴婆多麻能は、夜と云むとての枕言にて、冠辭考に委く見ゆ、但其說に此を、野眞玉なりとあるはいかゞ、(或說に縫葉玉と云、又奴は黑を云て、黑羽玉なりなど云は、みな惡し、) こは或人の說に、烏扇の葉は、羽に似たる故に、此草を野羽と名け、其實を野羽玉とは云なり、と云るぞ宜き、(信に烏扇といひ、又今俗に檜扇と云も、葉の羽に似たる由なり、) ○用波伊傳那牟は、夜者將出なり、こは闇より起出て、戶を開きて入奉むと云意にて、出なむとは云なり、出て外にて會むと云には非ず、○阿佐比能は、朝日之にて、次句を云むとての枕詞なり、○惠美佐迦延伎豆は、(迦字、一本には加とあり、) 咲榮來而なり、源氏物語末摘花卷に、老人どもゑみさかえて見奉る、明石卷に、見奉るより老も忘れ、齡延る心ちして、咲榮て云々、總角卷に、女ばら日來打つぶやきつるなごりなく、咲榮えつゝ、御座引つくろひなどす、など見えたり、竹取物語には、わらひさかえてともあり、人の喜び咲は、顏の榮ゆるなればと云り、さて祝詞どもに、朝日之豐榮登とも云て、其さま、

ひそなり、志勢は令死を約めたる言なり、中巻水垣宮段の歌に、奴須美斯勢牟登云々とあるも、竊將令死とにて、ひそかに殺さむといふことなり、書紀垂仁巻などに、弑をシセマツルと訓るも是なり、(弑又死字音となおもひまがへそ、)但今此は、殺す意には非ず、自死るを云なれど、古言には、立を多々須、行を由加須など云例にて、令死とは云り、(さて命死ぬと云は、何とかや聞つかぬこゝちすめれど、書紀雄略巻歌にも、伊能致志儺磨志と見え、萬葉集にもこゝかしこに例あり、)さてかく歌へる意二に聞ゆ、一には、後には必逢見べきほどに、其時まで死なず長らへて待たまへと云なり、二には、今夜逢見ぬことを深く慨みて、戀死たまふなと云なり、(初の意に見るときは、後と云ことを、程遠く取なり、又後の意なれば、明日夜のことを、能知波といへるなり、)次歌又明日夜爲御合とあるを以見れば、後意なるべし、○凡て記中の歌どもに、延佳が附たる傍註などは、古の意言をしらぬものなれば、論ふにも足ぬことがちなりかし、○伊斯多布夜云々許遠婆師云、此まで一首と見えたりと云れき、今思ふに、こは本より次のと一歌として記せるには非ず、二首を連て記せるが、後に一歌のごとく見ゆるなり、(此記に、倭建命の御歌三首なるを、書紀には、一首のごとくに記せる例もあり、)

阿遠夜麻邇。比賀迦久良婆。奴婆多麻能。用波伊傳那牟。阿佐比能。惠美佐迦延岐弖。多久豆怒能。斯路岐多陀牟岐。阿和由岐能。和加夜流牟泥遠曾陀多岐。多多岐麻那賀理。麻多麻傳。多麻傳佐斯麻

嬬香聞、これに准へて推度るべし、(或說に、浦洲を心安と云によせたりと云は、大非なり、)○伊麻許曾婆、知杼理邇阿良米、(知字、諸本に和とあり、其に付て、次の那杼理の那は汝、これはそれに對へて、吾なるべし、と初には思ひしかども、さては凡ての意解べき由なし、且二の杼字の、濁音なるもかなはず、故今は延佳本に從ひて、知杼理と定めつ、契冲云、和杼理は吾鳥にて、わとりにあらめは、吾身を吾物とする意なりと云るは、聞えじ、) 千鳥は、書紀瓊々杵尊の大御歌にも、播磨都智耐理とよみ賜ひ、日代宮段歌にも、見えて、古歌に常多くよめる鳥なり、(然るを字鏡にも和名抄にも、此鳥の見えぬはいふかし、) さて此は、上の浦渚の鳥ぞを承たるなれば、今こそは浦渚鳥ならめと云意なるを、歌の調さは云難き故に、言をかへて千鳥とは云り、此鳥即浦渚に在て騷ぐ鳥なることを、右に引る萬葉六 (四十六丁) の理の如くなればなり、○能知波は、後者にて、三言一句なり、○那杼理は平和なり今世の言に、物の本和なることを、那杼夜加とも、那杼理とも云是なり、其那杼は能杼とも通ひて、能杼加と云も同じことぞ、(萬葉十三に、吹風母和者不吹、) さて歌は調を旨とする物なる故に、上の知杼理に對へて、那杼理と詞を疊たるものなり、(契冲が、汝鳥にあらめにて、汝の妻となりて、從はむと云意なりといへるは、非なり、) かゝれば此四句の意は、今こそ逢がたくて、如此浦洲の千鳥の如く、心の騷ぐとも、後には必逢見て、心の平和べきをと云なり、(下文に、其夜者不合とあれば、逢がたき由ありけむ故に、かにかくに心のさわぎしなり、さて次に、明日夜爲御合とある、これ後は平和にあらむと云にあたれり、) 次の歌即、後は平和にあらむ狀をよめり、○伊能知波、那志勢多麻比曾は、命者莫死賜

比良久と云り、○怒延久佐能は、(怒字、一本には奴とあり、)賣と云むとての枕詞にて、其說は冠辭考に見ゆ、又或人は、草の芽と云意につゞくと云り、此も惡からず、(此說に依ときは、怒延と云に、させる意はなくて、只草と云も同く見べし、草は何もしなひ靡く程なるゆゑに、怒延草とに、只なべての草のことを云べし、藤を藤靡と云が如し、又師說によらば、只草と云にはあらで、怒延に用あるなり、)○賣邇志阿禮婆、賣は女、志は助辭にて、女邇あればなり、さて其邇阿を切れば、那となれば、女なればと云ことぞ、(凡て那理那留那禮といふ辭は、爾阿理爾阿留爾阿禮を約めたるものぞ、)○和何許々呂は吾心なり、○宇良須能登理叙は、浦渚之鳥ぞなり、萬葉六(四十六丁)に、洲渚爾波千鳥妻呼、(洲を今本に納とかけるは誤なり、)とよめる類を云、又七(十四丁)に、圓方之湊之渚鳥、浪立巳、妻唱立而、邊近着毛、十一(四十三丁)に、大海之荒礒之渚鳥、十五(四丁)に、武庫之浦乃伊里江能渚鳥、十七(三十七丁)に、美奈刀能須登利、又(四十二丁)美奈刀爾波之良奈美多可彌、都麻欲夫等須騰理波佐和久、これらの渚鳥は、一の鳥名の如くも聞ゆれど、(みさごのことなりといふは、推當の說なるべし、)今此の歌詞と照して見れば、たゞ洲に在鳥なるべし、萬葉十四(卅丁)に、波麻渚杼里とよめり、さて是まで四句の意は、我丈夫なりせば、如此も有まじきを、女のことなれば、浦渚に立騷ぐ鳥の如く、心の左右に騷ぎて、平和からぬと云なり、(右に引る歌どもの如く、妻呼意もあるか、)其心のほどは、上に引る萬葉十三(二十四丁)の歌の、女答歌に、隱口乃長谷小國夜延爲、吾大皇寸與奧床仁母者睡有、外床丹父者寢有、起立者母可知、出行者父可知、野干玉之夜者旭去奴、幾許雲不念如隱

の言に連けて、一句とはすべからず、凡て歌の句は、五言七言に定まれる物なるを、其五言なるべきを、四言三言にいひ、七言なるべきを、六言に云るなどは、上代の歌にはいと多かり、されども五言を六言にいひ、七言を八言九言などに云る例は、をさ〳〵無きことなり、但し後世にいはゆる文字餘と云例は、上代の歌にも多し、こは別に定れる格ありて、普通きことには非るを、古學する人も、今風をよむ歌人も、共に此格を玄らず、其さだまれる格は、己考へ出せることあり、別に玄るせり、）○加多理其登母、（六言一句）語言にて、母は余と云むがごとし、（凡て古歌には、母てふ助辭多し、其が中に、後世の格とは、異なるがあまたあるなり、）○許遠婆は（三言一句）是をばにて、即此妻問の事を云なりか、ゝれば此結の五句は、彼言通使の如く、此歌の傳はり往て、今此事は、遙き後世までも、故事の語言にぞ爲なむ、と云ほどの意なるべし、

爾其沼河日賣未開戸。自内歌曰。夜知富許能。迦微能美許等。怒延久佐能。賣邇志阿禮婆。和何許許呂。宇良須能登理叙。伊麻許曾婆。知杼理邇阿良米。能知波。那杼理爾阿良牟遠。伊能知波。那志勢多麻比曾。伊斯多布夜。阿麻波世豆迦比。許登能。加多理基登母。許遠婆。

未開戸は、伊麻陀斗袁比良加受弖と訓べし、（阿氣受弖と訓はわろし、）古言を驗るに、必戸は

歌に多し、まづ萬葉四(三十三丁)に、夢爾見乞、又五(十八丁)に、宇米我波奈知良須阿利許曾、七(十九丁)に、吾耳見乞、十(五十一丁)に、於妹告社など、なほ多く有る許曾と同くて、又二(十五丁)に、不通事無有巨勢濃香毛、四(二十四丁)に、百夜乃長有與宿鴨、十(二十九丁)に、續巨勢奴鴨などもよみ、又十一(四丁)に、戀爲道相與勿湯目、又(三十四丁)有超名湯目などもよみて、許曾許須許世皆一辭の轉れるなり、かくて泥も又乞望辭にて、下巻女鳥王御歌に、佐邪岐登良佐泥、萬葉一(七丁)に名告沙根、又(十一丁)草乎苅核など、なほ多し、又萬葉九(九丁)に、妻依來西尼、十四(十九丁)に、都麻余之許西禰などあるは、此と全同じ、○伊斯多布夜、こは如何なる詞とも、未思得ず、若くはさいばらに、於氣夜曾余夜那余夜、又良伊志那夜佐伊志那夜、(山城眞金吹などにあり、)遠志登牟登々志登牟登(葛城)登宇登宇、(總角)などある類にて、歌ふ調に添たる辭にて、意は無きにや、(今一考あり、下に云べし、)契冲の、石飛哉にて、飛礫のことかと云るは、あたらず、)さて此より下五句に、此次の歌にも同くあり、又其終三句は、其次々の歌にも二所、下巻朝倉宮段の歌等にも見えて、(書紀萬葉の歌には、一もなし、)みな其歌の意にはかゝはらず、たゞ一首の結に添ていへる語なり、○阿麻波勢豆加比は、天馳使と聞ゆ、下巻輕太子の御歌に、天飛鳥も使ぞ、鶴が音の聞えむ時は、我名問さね、とあるを思ふべし、其に付て思ふに、上句は、伊曾伎飛やと云にや、いそぎを約めて伊斯と云か、又輕太子の御歌に、阿麻陀牟とあるも、天飛なれば、多布ともいひつべし、)然れば此二句は、遙に隔れる道の間をも、言通はす使を、虚空飛鳥に譬ていへるにや、○許登能は事之にて、三言一句なり、(次

儺梨、奴都等㖿、枳蟻矢播等余武、婆絁稽矩謨、伊麻娜以幡孺底、阿開儞啓梨倭蟻慕と結めたり、さて上の淤比須遠母伊麻陀登加泥婆と云處を、佐奴都登理云云へつゞけて心得べし、(語の勢は阿遠夜麻爾と云處へ係れり、されど意は、さ野鳥云々へ係れり、)其故は、板戸を押ぶり引づり、かにかくして、時遷て、得入らぬほどに、大刀緒淤須比などをも、いまだ解ぬ間に、早夜の明つるは、といふ意なればなり、上に引る萬葉十二卷の歌(大刀が緒も未解ねば、さ夜ぞあけ、る、)は、此意を得て取れる物ぞ、○宇禮多久母は、書紀神武卷に、慨哉此云于黎多棄伽夜と見え、萬葉八(三十丁)に、百枝刺於布流橘云々、落許須奈由米登云管、幾許吾守物乎、宇禮多伎也志許霍公鳥、曉之裏悲爾、雖追雖追尙來鳴而、徒地爾令散者云々、十(二十丁)に、慨哉四公霍公鳥云々、(此を今本に、ヨシヱヤシユタホトヽギスと訓るは、甚く誤なり、)神樂歌に、きり〲すのねたさうれたさや云々などあり、中昔の物語書などにも、多くある詞なり、○那久那留登理加、こは上の三鳥を總ていふ、加は後世に加那と云意なり、○許能登理母、母は助辭なり、此鳥等余と云むがごとし、○宇知夜米許世泥、宇知は打なり、(こは例の輕く添云辭にはあらず、實に打を云り、)夜米は、令病を約めたるにて、打て惱し苦めむと云なり、(凡て麻世を約めて、米と云言の格多し、止も令止なり、進も令進なり、浮も令浮なり、屈も令屈なり、染も令染なり、これらを以心得よ、)鳴ことを止しめむと云には非ず、皇極紀歌に、騰擧預能柯微乎、宇智岐多麻須母とある類なり、又伊勢物語に、夜も明ば狐に令食なで、くだ鷄のまだきに鳴てせなを遣つる(はめは令食を約たる言なり、)と云歌は、凡ての樣も意も、全此と似たり、許世泥は、戀望意の辭にて、古

なり、登與牟は、たゞ鳴聲の聞ゆるを云、萬葉などに、鳥獸の聲にも何の音にも、多くよめり、動字響字などを書り、皇極紀謠歌に、阿婆努能枳々始、騰余謀作儒とあり、さて雉は、和名抄には、木々須一云木之とあれど、古くはみな伎藝斯と云り、萬葉十四（七丁）にも、吉藝志とあり、（他巻に雉とあるも、皆如此訓べきを、今本にキヾスと訓るは、古を知ぬ誤なり、）○尒波都登理、迦祁波那久は、（下の波字、諸本みな婆とあり、今は眞福寺本に依れり、）庭鳥鷄者鳴なり、此鳥の本名は迦祁なるを、人家の庭に住故に、庭つ鳥と枕詞に云ること、野鳥と同し、然るを後には、庭鳥とのみ呼て、迦祁てふ名は失ぬ、（契冲云、迦祁を家鷄の字音と思ふは誤なり、）なほ此鳥のことも、冠辭考家つ鳥の條に委く見ゆ、萬葉七（四十一丁）に、庭津鳥可鷄乃垂尾乃云々、さて此二の鳥の鳴ことをよみ賜ふは、夜の明るを歎き賜ふなり、萬葉三（三十九丁）に、何時鳴此夜乃將明跡待從尒、寢乃不勝宿者、瀧上乃淺野之雉、開去歲立動良之、これも雉の鳴を、夜の明ることに云り、（奴延の鳴をよみ賜ふは、夜の明るよしには非ず、彼はむねと夜鳴物なりと云なればなり、然れば彼は、師の說の如く、物思のもよほしとなるよしなり、さればこそ、雉と鷄とには、登與牟那久と云るに、彼鵼のみは、那久といはで、那伎と云る、言の用格を變たるも、意の異なればなるべし、）十三（二十四丁）に、隱口乃泊瀨乃國爾、左結婚丹吾來者、棚雲利雪者零來奴、左雲理雨者落來、野鳥雉動、家鳥可鷄毛鳴、左夜者明此夜者旭奴、入而且將眠、此戶開爲、これは此歌に依てよめりと聞ゆ、（右の荅歌も、今の沼河比賣の御答にせむに、いと似つかはしく、あはれなる歌なり、其歌は下にひけり、）さて彼繼躰卷御歌は、彼十三句の次に、儞播都等喇、柯稽播播儺倶

閉たる戸と云意なり、夜は僻なり、○淤曾夫良比は押なり、夫良比は、萬葉十四(廿丁)に、多禮曾許能屋能戸於曾夫流、とある夫流と同きを、延て云るなり、(契冲の、押振なりと云るは非なり、夫良比は振のこゝろにはあらず、)○和何多々勢禮婆は、吾立有者なり、(多弖禮を延て、多多勢禮と云は、立を多々須と云格ぞ、)○比許豆良比は引なり、萬葉十三(二十二丁)に、曾朋舟爾綱取繫引豆良比云々、曰豆良比云々、(文選西京賦に、掔擢をヒコヅラヒと訓り、)とあり、さて押引を、如此夫良比豆良比と添て云るは、たゞ閉る戸を押み引み、かにかくにして、強に開むとし賜ふさまなり、(師は、ぶらひづらひを、わづらひなりといはれしかど、わろし、)今世言にも引を引豆流と云、豆良比は即豆理を延たるなり、又源氏物語若菜上に、(猫のこと、)綱いと長く付たりけるを云々、逃むとひこじろふほどに、夕霧に、惜みがほにもひこじろひ賜はねば、なども見ゆ、さて彼書紀繼躰卷御哥には、佐用婆比爾と云より八句は無て、(彼は此間に言足はぬこゝちす、)莽紀佐倶、避能伊陀圖鳴、飫斯毘羅枳と有て、其次十三句は、此次の沼河比賣の歌の、多久豆怒能云々の十句に似て、其次に又、此歌に似たる詞ありて結めたり、○阿遠夜麻邇は於青山なり、青く見ゆる物なる故に、たゞ山をかく云なり、○奴延波那伎は鵺者鳴なり、和名抄に、唐韻云、鵼怪鳥也、漢語抄云沼江とあり、字鏡には鵺また鵼を、奴江とあり、師云、此二句は、物思すをりしも、此が鳴聲をきゝて、いよゝ憂ひたまふ意なりと云れつ、なほ此鳥のこと、彼冠辭考に、委く見ゆ、○佐奴都登理岐藝斯波登與牟は、野鳥雉者響なり、冠辭考に、雉は野にすむ故に、野つ鳥と云詞を冠しむとあり、佐は眞なり、萬葉十六(八丁)に、狹野津鳥とのみ云るも、雉

めり、此意須比を儀式帳には、忍とあるは、比字の後に脱たるなるべし、強てよまば、忍一字をもオスヒと訓べし、○此の淤字を、舊印本に游と作るに就て、契冲の結緒もなりと云るは、非なり、游は誤寫なり、此記に此字をかなに用たる例なし、○伊麻陀登加泥婆とは、結び固めたる處（かの腰より前へ回して、結へる處なるべし、たとひ然せずとも必結びて固むる所はありぬべし、）を未解ぬ間にとなり、泥婆は奴爾と云意なり、此例古哥には多し、一二擧ば、天智紀、童謡に、おみのこの、やへのひもとく、ひとへだに、伊麻拕藤柯禰波、みこのひもとく、此もいまだとかぬにの意なり、萬葉二（三十五丁）に、嘆毛未過爾憶毛未盡者、（此泥婆、即上の奴爾と同意なることあらはなり、）四（二十九丁）に、奉見而未時太爾不更者、如年月所念君、八（三十八丁）に、秋立而幾日毛不有者、此宿流朝開之風者手本寒母、十（二十七丁）に、一年邇七夕耳相人之、戀毛不過者夜深往久毛、又（卅丁）天河足沾渡、君之手毛未枕者、夜之深去良久、この餘にも多かり、（古今集七夕の哥などにもあり、）さて此處にて語を絶て、次句には連けず、下の阿遠夜麻爾云々の處に係て心得べし、○遠登賣能は處女之にて、沼河比賣を云るなり、○那須夜伊多斗遠は、鳴す板戸をなり、那須は令鳴にて、即戸を閉すことを然言りと聞ゆ、其は古の戸は、多く開き戸にて、開閉するに音ある故なるべし、源氏物語空蟬巻に、此御かうしはさしてむとて、ならすなり（或抄に、ならすはかうしをおろす音なり、）とあるも、閉ことをならすと云りと聞ゆ、萬葉五（九丁）に、遠等咩良何、佐那周伊多斗乎、意斯比良伎とあるは、即此の哥詞を取てよめりと見ゆるに、佐那須と改たるは、佐は例の眞に通ふ辭なり、さて此は、今閉を云にはあらず、

一幅とあり。）是らを以思に、此名は、意曾比と通ひて、襲覆を約めたるなり、（師は、おし帶を約めたるなりとて、比を濁て訓れつ、されどさは、右に引書どもの趣にかなはず、まづ右の式に、長二丈五尺廣二幅とあるも、帶の類とは聞えず、同御裝束に、御帶は長七尺廣一寸八分とあると、大く異なればなり、又美夜受比賣に、須蘇とよみ、儀式帳に蒙と云るなど、帶の類に非ることしるし、又此記に三所に出たる、みな清音の比字を書れば、濁るべき由もなし。）さて其狀は、一幅にまれ二幅にまれ、幅の隨にいと長き物なるを、後世の婦人の被衣などの如く、頭より被て、衣の上を掩ひ、下は襴まで垂ると見ゆ、（其着るさまをこゝろみに云ば、中央の處を頭に當て蒙り、左右へ下して、帶のあたりにて遣違へて、腰にまとひ、前へ回して、結ひて、端は襴へ垂るゝなるべし、其委きことは知がたけれど、右に引る古書どもの趣を合考へて、大概はしらる。）さて其は、上代に、男女共に、人に誰と知れじと、面貌を隱す料の服と見えたり、（今此も妻問の時なれば、御貌を人に隱びたまふとて、着たまへるなるべく、又彼女鳥王の隼別王のために織たまふも、己命のがり隱て通ひたまはむ料と見ゆ、さて女は、常にも人に見ゆることを耻て、貌を隱す物にしあれば、いつとても着たるべし、然るを奈良の頃などになりては、男の着ることは既く絕て、女の古の禮服の如くなりて、神を祭るときなどにのみ、着けるなるべし、右の如くなれば、是を有識家にて、かくし絹と名くと、或物に見えたるは、古の意によくかなへる名なりかし、○倭姬命世記に、意須比飯高國とあるは、食器に物を盛を、余曾布とも意曾布とも云、その言にて、意曾比たる飯高しと云意の、枕詞なれば、此とは異なり、されど言の意は、本は一におつ

乎ともよめり、紐之緒なり、）緒は身に着佩料なり、其さまは、大神宮式神寶に、玉纏横刀一柄、（柄長七寸、鞘長三尺六寸、）柄頭横着銅塗金、長三寸八分、頭頂着仆鐶一勾、着五色組、長一丈、阿志須惠組四尺、柄着勾金、長二尺、（着鈴八口琥碧玉二枚、）金餝形一雙、著緒、紫組長六尺、また須我流横刀云々、雜作横刀二十柄云々、阿志須惠、着緋紺帛緒、長九尺、（廣二寸五分、）とあるにて知べし、拾遺集神樂歌は、石上ふるや壯夫の大刀もがな、組緒垂て宮路通はむ、又物名にをがはの橋をよめる歌、筑紫より此まで來れどつともなし、大刀の緒革の端のみぞある、貞觀十六年、撿非違使の請に依て、横刀之緒、五位已上、同用唐組、六位已下、並用綺新羅組等、と定られしこと、三代實錄に見ゆ、（承和元年、制囚獄司物部刀緒、用胡桃染、といふことも續後紀に見ゆ、）○伊麻陀登加受而は未解而なり、萬葉十二（八丁）に、他國爾結婚爾行而、大刀之緒毛未解者、左夜曾明家流、こは此哥の意を約めてよめる歌なり、○淤須比遠母は、中卷美夜受比賣哥に、和賀祁勢流意須比能須蘇爾云々、下卷女鳥王哥に、波夜夫佐和氣能、美淤須比賀泥、萬葉三（三十七丁）大伴坂上郎女祭神哥に、十六自物膝折伏、手弱女之押日取懸云々、外宮儀式帳に、大物忌无位神主岡成女云々、着明衣、木綿手次前垂懸氐、天押日蒙、洗手不干之氐、二所大神乃朝大御饌夕大御饌乎、日別齋敬仕奉（此に准へておもへば、出雲國造神賀の、天乃美賀秘冠利天とあるも、意須秘を誤れるには非ぬにや、こはことのついでに驚しおくなり、）など見え、大神宮式御裝束の中に、帛意須比八條、（長二丈五尺廣二幅、）と見え、度會宮のには、帛絹忍比四條（各長二丈五尺、）とあり、（儀式帳には、絹を絁、條を具と作、又廣隨幅、とあり、正中御餝記には、綾、忍比と云、弘

物語に、やみの夜にも、こゝかしこより、垣間見まどひあへり、さる時よりなむ、よばひとは云けるとぞ云るは、故に與に作りて云るなり、萬葉十三に、夜延爲と書るも、正字にはあらず、さて又大和物語に、故式部卿宮を、桂のみこせちによばひ賜ひけれど、おはし坐ざりけりとあるは、女の方よりよばふと云り、）〇阿理多々斯は在立なり、こは即次に、和何多々勢禮婆とある事なり、加用波勢より前にあれば、己命の家より、發出たまふを云かとも思はるれど、さにはあらじ、）萬葉一（二十三丁）に、埴安乃堤上爾在立之、十三（六丁）に、島之埼邪伎安利立有花橘乎などあり、〇阿理加用婆勢は在通なり、二の阿理は、萬葉に有通（卷々に多し、其中に蟻通と書る處あるによりて、蟻のことを云説は、ひがことなり、）有待（七卷十卷）有雙爲（十三の卷）有々て、など云る有にて、然而在然而不被在、云々而在などゝ、常に云言なれども、在云々と、上に置ことは、後世の語に無故に、耳遠く聞ゆめり、さて此句は、上に許曾と云辭もなく、又仰る言にも非ぬに、下を勢と第四音以絶れるは、古の長哥の中にある、一格なり、（勢下に婆字の脱たるかと、師のいはれつるはあらず、）萬葉二（二十丁）に、天傳入日刺奴禮云々、又（三十四丁）引放箭繁計久大雪乃亂而來禮云々、三（五十八丁）に、久堅乃天所知奴禮云々、五（九丁）に、周具斯野利都禮云々、又、（四十丁）靈尅伊乃知多延奴禮云々、これら皆然なり、何も上より云づゞけ來れる言を、しばらく絶て、事の轉る際にあること、みな同じ、披き見て考合すべし、（萬葉五に好去好來哥に、唐能遠境爾都加播佐禮麻加利伊麻勢云々、この勢も同格なり、）〇多知賀遠母は大刀之緒もなり、（能といはで賀と云るは、古かゝる物にも例多し、萬葉廿に、非毛我

たり、考へ合すべし、彼は、此哥の首二句は無くて、首に右の二句あり、○登富登富斯は、(諸本に、登々富々斯とあるは、古の書ざまなり、此事傳四卷にいへり、)遠々しなり、(此言、古書にも中昔の書にも、他にはをさ〳〵見えずして、返りて今世には常いふ言なり、)出雲より遠きをいふ、(源氏物語總角卷に、うたてとほ〳〵しくのみもてなさせたまへば云云、こはうと〳〵しきをいへるなり、)○佐加志賣は賢き女なり、(但つねに云賢女の意には非ず、智深くかしこきなり、又女のさかしきと云は、常には、さかしらだちて惡き方に多く云めれど、此はさにあらず、たゞ愚なる反にて、ほめたる言なり、)書紀仁德卷に、賢此云左河之、崇神卷に叡智、土左日記に、ことと人人のもありけれど、さかしきもなかるべし、(これは哥のよきを云り、)○阿理登岐加志氏は、有と聞而を延たる、例の古言なり、○久波志賣は、麗女と云むが如し、(師說に、宇流波志は、宇良久波志の約りたる言なりとあり、)萬葉十三(卅丁)に、鮎矣令咋麗妹爾、ともつゞけよめり、又古書どもに、細字をも久波志と訓り、水垣宮段に、目微比賣と云人名もあり、○伎許志弖も、上の岐加志弖と同じ、(契冲云、伎加志弖と伎許志弖と、同詞なれども、古へかく重て云ときは、少し詞を換たり、下に、さよばひといひ、よばひと云るもおなじ、)聞食きかしめす、通はし云が如し、(又人の我に言といふことをも、伎許須と云り、そは次の沼河比賣の哥に見ゆ、)右六句、彼繼躰卷御哥には、播屢比能、哿須我能俱儞々、俱婆絁謎嗚、阿唎等枳々底、與盧志謎嗚、阿唎等枳々底とあり、○佐用婆比爾、佐は眞に通ふ辭なり、用婆比は、萬葉に結婚と書り、靈異記には、伉儷與波不ともあり、言の意は、呼より出たるらむ、今世の語に、婦をよぶと云も此なり、(竹取、

辭なり〕行賜を云古言なり、書紀天智卷、童謠に、伊提麻志と見え、萬葉八（廿丁）に、伊而麻左自常屋などあり、又書紀神代卷に遊幸、崇神卷に幸行、また所に依て來字臨字などをも、然訓り、〔行のみならず、來をも云は、今の俗語に、行をも來をも、御出なさると云と同じ、○萬葉に、行幸と書るを、みな美由伎と訓るは、古言をえらぬひがことなり、何れも伊傳麻志と訓てこそ宜しけれ、四卷に、君之御幸乎とあるのみぞ、然は訓がたきを、こは御事の誤なりと、師の云れし、信に然らざれば通ぬ哥なり〕こは天皇に限らず、尊みては誰上にも云ることなり、〔然るを何にも幸字を書るは、天皇の出坐に書なれたる字を、他にも借たるなり、凡て古へは、文字にかゝはらざりしことと、是にて知べし、又常には行幸と書を、此記には、凡て幸行とのみ書り、是古への例なるにや、右に引る書紀崇神卷、又萬葉三卷などにも然書り〕○歌曰は宇多比賜波久と訓べし、○夜知富許能、此御名前に出たり、○迦微能美許登は、神命にて尊稱なり、萬葉三（三十七丁）に、天原從生來神之命、五（十三丁）に、多良志比咩可尾能彌許等六、（四十四丁）に、吾皇神乃命、十九（二十九丁）に、和多都民能可味能美許等などあり、凡て上代には、父命母命嬬命妹命なども云つ、されど自詔へるはめづらし、○夜斯麻久爾は八島國にて、八島國の中にてと云意なり、○都麻々岐迦泥弖、都麻は妻、麻岐は覓なり、書紀神代下卷に、覓國此云矩貳磨儀、白檮原宮天皇御歌に、延袁斯麻加牟とあるも、將覓なり〔宇治拾遺物語に、人の妻まく者ありと云り、中昔までも云る言と見ゆ〕萬葉七（二十五丁）に、過往人爾往卷目八方、なども見ゆ、迦泥は、萬葉に多く不得と書り、さて書紀繼體卷、勾大兄皇子、親聘春日皇女云々の御哥、此といとよく似

始の此字、舊印本には無し、其もわろからず、○八千矛神、此神の事を記せる、前後何の段にも首には、大國主神とあるを、此段のみ八千矛神と記せるは、三首の哥の首にある御名なればなるべし、○高志國は、越國なり、(出雲國神門郡なる古志には非ず、)後に越前加賀能登越中越後など、分れつれども、歌などにはなほ、なべて越とよむなり、さて此國名は、越後國に古志郡あれば、(他の例によるに、)其より出たるにや、名義は知がたし、(山を越て行國なる故の名と云は、ひがことなり、若然らば、古延とこそ云べけれ、凡て自越るをば、古延とこそいへ、古志は令物越を云なれば、我と物との異あり、今世に我ことに、山川を古須と云は誤なり、古へさることなし、又書紀神代卷に、八嶋の一を越洲とあるを、或説に、蝦夷地を云といひ、越國は、其へ往來ふ道なる故の名と云も、いたく强說なり、)○沼河比賣は、式に越後國頸城郡に、奴奈川神社、(こは地名なれば、此比賣神を祭れるか他神かは知がたし、次に大神社と云もあり、)和名抄に、同郡沼川(奴乃加波)鄕あり、此地名なり、然れば此も、奴奈加波と訓べし、(那を讀附るは、之の意なればなり、そは右の和名抄にてしるべし、凡て能を那と云る例多し、)綏靖天皇の御名の沼河も、書紀には渟名川と作るにて、思ひ定めてよ、なほ沼河のことは、下傳二十彼所に云べし、さて此御名は、上の稻羽之八上比賣と同例なり、出雲風土記に、嶋根郡美保鄕、所造天下大神命娶高志國坐意支都久辰爲命子俾都久辰爲命子奴奈宜置波比賣命而令產神、御穗須々美命、是神坐矣、故云美保、(辰爲二字は誤寫なるべし、又宜置のうち一字は衍にて、賀字の誤ならむ、)○將婚は、用婆比爾と訓べし、此言即、御歌に出たり、○幸行は伊傳麻志々と訓べし、(下の志は

古事記傳十一之卷

本居宣長謹撰

神代九之卷

此八千矛神。將婚高志國之沼河比賣幸行之、時。到其沼河比賣之家歌曰。夜知富許能。迦微能美許登波。夜斯麻久爾。都麻麻岐迦泥弖登富登富斯。故志能久邇邇、佐加志賣遠。阿理登岐加志弖。久波志賣遠。阿理登佉許志弖。佐用婆比爾。阿理多多斯。用婆比邇。阿理加用婆勢。多知賀遠母。伊麻陀登加受弖。淤須比遠母。伊麻陀登加泥婆。遠登賣能。那須夜伊多斗遠。淤曾夫良比。和何多多、勢禮婆。比許豆良比。和何多多、勢禮婆。阿遠夜麻邇。奴延波那伎。佐怒都登理。岐藝斯波登與牟。爾波都登理。迦祁波那久。宇禮多久母。那久那留登理加。許能登理母。宇知夜米許世泥。伊斯多布夜。阿麻波勢豆加比。許登能。加多理其登母。許遠婆。

をば齋奉るべき物ぞ、

おひつぎの考

菟神　出雲國意宇郡大庭神魂社神主秋上得國云、素菟神は、今も因幡國高草郡の海邊内海村に、白菟社とてあり、今は高草郡なれども、氣多郡に並て、氣多崎の内なり、かの伯耆なる鷲大明神と云は、出雲大社にも同名の社有て、疱瘡を祈る神なり、菟神は其には非ず、といへりき、

古事記傳十之卷終

與字も共にする意を取けるなり、(此與字を、人に物などを與る意にて、阿多波須と訓りと思ひ混ふることなかれ) されば美刀阿多波須とは、一に寄會て、御寢處を與にし賜ふ意ならむか、(さて人に物を與と云は、令阿多波の波須を約たる例の言にて、是も其物を其人に寄せ着る意より出ためれば、右の阿多布と、此も本は一に落めり、又漢文に不能とあるを、阿多波受と訓は、字書に、能は勝任也と有意にて、多閉受と云に同じ、故思に、勝任も、本阿多布流の阿を省けるならむか、不堪を阿閉受とも云をも思ふべし、かゝれば勝任は、其事によく至り着意、不勝は、其事に得至り着ぬ意なるべし、然れば不能も不勝も、みな本は、右の阿多布と一なるか、○書紀に、納采また聘などを、阿刀布と訓るは、言も事も近けれど別なり) ○雖率來は、因幡より出雲になり、○其所生は、八上比賣のなり、○返は、本國因幡になり、○御井神とは、此神處々に井を作りて、民の利をなし賜へる御功ありしに因て、稱奉つる御名なるべし、さて御井神社は、まづ出雲國には、帳に秋鹿郡と出雲郡とに見え、又大和國宇陀郡、美濃國多藝郡各務郡などにも見ゆ、さて神祇官に坐座摩御巫祭神五座中の、生井神福井神綱長井神と申すも、此御井神を稱奉し三名なるべし、(其五座の中の、阿須波神波比祇神と申すも、此次段に出て、同じ御族の神なればなり、○此座摩の五座神は、もと攝津國西生郡の座摩に、古より鎭坐しを、仁德天皇其地に大宮敷坐て、宮中に齋たまひし故に、其後大和山城に京をうつされても、同じく遷し齋はれて、そこをも即座摩と云しなるべし、と師說なり、祈年祭祝詞の文に依るに、信にしかるべし) 臨時祭式に、御井祭と云も見えたり、井は殊に重くすべき處なれば、誰家にもほど〳〵に隨ひて、此神

邪那美命に依坐て黃泉國を所知須佐之男大神の御裔に坐此神の、其大神の御威靈によりて、(御威靈によるとは、生大刀生弓矢を得給ふ事など、上件事を云) 彼業を紹て、功を成給ふこと、彼と此とを相照し考て、深き所以あることを知べし、

故其八上比賣者如先期美刀阿多波志都。此七字以音 故其八上比賣者雖率來。畏其嫡妻須世理毘賣而。其所生子者。刺挾木俣而返。故名其子云木俣神。亦名謂御井神也。

八上比賣者の賣下に、延佳本には神字あれど、前後此名に神と云る例無れば、無きぞ宜き、○如先期は、上には、此比賣神八十神に答賜へる言に、吾者云々、將嫁大穴牟遲神とあるのみなれども、彼時に既く契約は有ぞしつらむ、○美刀阿多波志都、書紀の瓊々杵尊の大御歌に、佐禰耐據茂、阿黨播怒介茂譽、とある聯ざまと合せて思へば、美刀は、美斗能麻具波比の美斗と同く、(彼佐禰耐據と同し聯なればなり、) 阿多波志は、阿多比を延たる例の古言にて、阿多比阿多布など、活用言なり、さて書紀神代下卷に、幸之、また雄略卷に、與一夜而娠、(又奉與一宵とも、與終霄とも、同段に見) など有にても、其事は知れたれども、言の意は未さだかに思得ず、(與御手也と云說などは、痛く誤なり、こは今世に、手を掛と云より思ひよれるにや、されど美刀と云で、さねどこもと云るをば如何せむ、) 強て瞥に云ば、かの書紀の御哥に、奧津藻邊爾者雖寄と比べ詔ひ、又眞寢床毛と云より連有を思に、阿多布は、此と彼と一に寄着意ならむか、雄略卷の

社とは別なるべし、(杵築宮の事は、傳十四にいふべし、) 大國主命天下を宇斯波伎いませるほどは、此宇迦山本宮にぞ住坐けむ、(下に多藝志之小濱に御舍を造りてとあるは、現御身は八十坰手に隱坐て後に、御靈の鎭坐宮なり、) ○是奴二字を許夜都と訓べし、上の意禮の下に引る、枕冊子の加夜都は、彼奴にて、共に古言なるべし、(今かの加夜都に對へて、是奴は許夜都なることを知ぬ、さて今世俗語には、是奴を許伊都と云、彼奴を伎夜都とも阿伊都とも云なり、又杼伊都と云は、誰奴なり、これらみな夜を伊と訛り云格の同きにても、是奴は許夜都なること明けし、對馬などにては、今も阿夜都許夜都曾夜都と云といへり、) さて上に意禮と詔ひ、此に如此詔へる、共に裏には甚く賞美たる御心以、故に表に賤め詈賜ふなり、今世にも然事多きを思合せて、其味を知れ、凡て上件令寢蛇室云々より、種々の事と、此御言と、全同じ御意旨なり、

○持其大刀弓云々、こゝにて生てふ德あらはれたり、(こゝには弓とのみ云て、矢をいはぬは、文を省けるのみなり、) ○毎坂御尾云々、二の毎は、處々にて戰賜ふ度毎に、速に勝給ふと云ことを、如此雅に言なせるは、又古文の巧、後世の及ばぬ所なり、萬葉十八 (十二丁) に、可波乃瀬其等爾、出雲風土記に、大原郡來次郷、所造天下大神命詔、八十神者不置青垣山裏詔而、追廢時云々、また同郡城名樋山、所造天下大神大穴持命、爲伐八十神造城、故云城名樋也など有る、此時の事なりけむかし、○始作國也は、國作始來賜伎と訓べし、かくて下に此國作賜ふ事の定あり、作とは、卷首に修理とある字の意なり、抑此國作の事は、上黃泉段に、伊邪那岐命の、吾與汝所作之國未作竟故可還と、伊邪那美命に詔ひしかども、云々の所以にて、得還坐さで止にしを、其伊

即多理木と並て、同じさまなる故に、椽字を此記には當、又屋の左右の妻にては、搏風と云物なる故に、書紀には其字を當られたり、然れども、是らは、棟より下にての名なれば、共に氷木には叶はぬことぞ、（此千木の端を挨こと、伊勢内宮外宮にて、内をそぐと外をそぐとの差あるに就て、陰陽の理などこと〴〵しく云なすは、例の漢意の附會なり、こは尾張人吉見氏が云る如く、内宮と外宮と、さまをかへたるのみにて、何の意も有べきに非ず、）○多迦斯理、これもたゞ氷木のことのみに非ず、主の其宮を知坐を云、多迦も、上の布刀と同じく稱言なり、續紀九聖武天皇即位時の詔に、天下乃政乎、彌高爾彌廣爾云々、萬葉六（十七丁）に、吾大王乃神隨高所知流稻見野能云々、又（三十二丁）自神代芳野宮爾蟻通高所知者、山河乎吉三、此哥以意得べし、（宮爾といへれば、宮の高きを云に非ず、天皇の、此宮を高知坐なることあきらけし、）さて氷木は、棟上へ高く上る物なる故に、其に云かけて、兼て其宮をも祝たること、全宮柱布刀斯理と云に同じ、萬葉一（十九丁）に、芳野川多藝津河内爾高殿乎高知座而、又（二十二丁）荒妙乃藤原我宇倍爾食國乎賣之賜牟登、都宮者高所知武等云々、又六（十三丁）に、和期大王乃高知爲芳野離宮者、又（四十四丁）吾皇神乃命新高所知布當乃宮者云々、是らも皆天皇に係奉りて云るを思へ、さて此宮柱云々、氷木云々と云は、甚々上代より定れる宮造の稱辭にして、甚も雅たる詞なり、書紀神武卷に、故古語稱之、曰於畝傍之橿原也太立宮柱於底磐之根、峻峙搏風於高天原而始馭天下之天皇、と見え、（文字は漢ざまにかきなせるゆゑに、いとうるさし、）式八卷なる祝詞どもに多く見えて、神宮にも天皇の御殿にも申せり、さて此宇迦、山本の宮は、杵築大

されば氷字も誤に非ず、知岐と訓べきにも非ず、比岐なること明けし、又千木を、違木とも、風木とも云説なども、皆わろし、又智義の意など云は、殊に云にも足ずこそ、）和名抄、古本に、槫風、辨色立成云、槫風板、比宜、楊氏漢語抄説同とあり、（流布の板本には、比宜と云ことなくて、和名如字とあり、）大神宮延暦儀式帳にも、正殿一區云々、上槫風肆枚、（長二丈八尺、弘八寸、厚四寸、）號稱比木と見え、同外宮儀式帳にも、比疑高知と見えたり、（此等にても、氷字誤に非ること明けし、）さて名義は、氷木千木共に肱木にて、（和名抄に枅、比知岐、功程式云肱木、とあるは別物なり、）其比知の下を省けると、上を省けるとの差のみなれば、本一の名なる故に、通はし云るなり、凡て物の形の、かくの如くなるを比知と云、手の肱も此意以て名けたり、又肱金肱折なども同じ、その比はもと、布理の切りたるにて、布理とは、右の形の如く本は一にて、斜に左右へ末の分れたる物を云言なり、和名抄に、杈椏、方言云、河東謂樹岐曰杈椏、和名末多布里、など云名是なり、（振分髪と云も、頭上より左右へ分れたるさまを云、又俗に道程などを云に、此處と彼處との中央處を、布理分と云も、此より出、又物の正直からぬを、布理の有と云も、此より出たり、）さて此氷木と云物は、上代の家造に、屋の左右の端に有て、其本は前後の軒よりして上りて、棟にて行合ふを組違へて、其末を長く上へ出したる物にして、其棟より上へ高く出たる處を、氷木とは云なり、（或人伊勢神宮の千木のことを論ひて云、貞和餝記に、組目上謂千木、組目下謂槫風とあり、後世は、千木をば、別に作る社もあれども、伊勢には今に、槫風の末を切ず、直に千木に用るなり、さて甚重き故に、風穴を明るなりと云り、さも有べし、）其は棟より下にては、

り、(此を高天原に坐神たちの耳振立と心得るは、古言を知ぬひがことなり、)○氷椽は、下には氷木とも作り、式八之巻なる諸祝詞に多かるは、悉く千木と云り、常にも然云なるを、此記には三所に出たる、皆比岐なり、(師は、此氷字は、垂の草書畧を寫誤れるにて、是も知岐と訓べし、知岐は、即垂木の多理を約て、知と云る名にて、顯宗天皇紀の室賀の御詞に、椽橑とある物なり、古の家の屋のさまは、今も田舍にのこりて、今は此を杈首と云、それが末を、棟の上にて組て、本をば軒の端まで多く並べ垂て、屋腹をも軒をも持するなり、さてその組たる末端は、棟上に繁く並出てあるを以て、垂木高知とは云りと云れき、されど今思に、椽と千木とは別物なり、千木は棟上の兩方の端にのみこそあれ、繁く並出る物には非ず、其中間には、古にも堅魚木と云物あれば、千木はたゞ端にのみ有しことしるし、たとひ一物にもあれ、千木は棟より上に出たる處を云、椽は棟より下を云ば、名は本より別なり、故に椽を千木とも、千木を椽とも、通はし云る例さらに無し、其上多理木と云名は、棟より下へくだり垂よしなる物を、垂木高知と、高きことに云むは、古言の法に非ずこそ、然るを此記に、椽字を書ることは、此比岐に正しく當べき漢字なき故に、強てことよれる字を當て、其物を知らせたるなり、されど正しく椽には非る故に、氷字を添たり、書紀に榑風と作るも、當らぬこと、次に云が如くなれど、これも正しく當べき字なき故なるを思合せよ、もし右の説の如く、多利木の事ならば、たゞに椽とのみこそ書べきに、氷字を添、又氷木とも書るにて、別なることを知べし、たとひ垂字の誤にもあれ、上文八田間大室などの所にも、多理木は椽とのみ書るを、高知と云處には、いづれも此字を添へむことといかゞ、

れる語なるを、布刀と云が柱に緣あるから、宮柱太とは云かけて、兼て其宮をも祝たる物なり、(萬葉二十に、麻氣波之良、寶米弖豆久禮留、等乃能其等云々、)書紀神代下卷に、其造宮之制者、柱則高太云々、萬葉二(卅丁)に、眞木柱太心者云々など、柱は太を貴ぶなり、(又師說には、知は敷にて、柱も千本も、その繁きを云、祝詞に、瓶上高知と云も、長高酒瓶どもを、繁く並たるを云にて知べし、とあれども、此說は心得ず、まづ此記には、此稱辭三處にある、みな布刀斯理とのみありて、立と云言なし、知立と云るは、繁く立ともすべけれど、そを繁とのみ云ては、語成ず、其外此前後に引萬葉などにある敷も、繁にては通えぬぞ多き、宮柱太敷坐とつゞきたる、坐にても、主に係れる言なる事を知べし、但瓶上高知は、右の說にてよく聞ゆれども、他の例に合ず、故思に、彼は高とのみ云ては、調たらぬ故に、千木高知と云なれたる古言にならひて、知てふ言は、輕く添たるにてもありなむ、萬葉一に、高知也天之御蔭、天知也日御影、とよめる高知も、たゞ高き意なるを、次の天知と對て、調をなさむために、知を添たりとこそ聞ゆれ、されど此等の知の意は、猶よく考べきなり、)さて此稱辭は、萬葉一(十八丁)に、御心乎吉野乃國之花散相秋津乃野邊爾、宮柱太敷座波云々、又二(二十八丁)に、眞弓乃崗爾、宮柱太布座御在香乎高知座而、又六(十四丁)に、續麻成長柄之宮爾、眞木柱太高敷而、又(四十三丁)は、山代乃鹿背山際爾、宮柱太敷奉、高知爲布當乃宮者、又廿(五十丁)に、可之婆良能宇禰備乃宮爾、美也婆之良布刀之利多弖々などあり、○於高天原とは、深くと云むとて、於底津石根と云に對て、たゞ高きことを云、古言なり、大祓詞に、高天原爾耳振立聞物止馬牽立氐とあるも、たゞ馬の耳高く振立と云ことな

和名抄に、出雲國出雲郡宇賀郷、出雲風土記に、出雲郡宇賀郷、所造天下大神命、讓坐神魂命御子綾門比女命、爾時女神不肯、逃隱之時、大神伺求給所、此則是郷、故云宇加、とあり、(讓字は、決く誤寫と見ゆ。) 式に、同郡宇加神社もあり、山は、郷の西にありて、出雲御埼山と云までつゞけり、(鰐淵山といふこれなり。) ○於底津石根宮柱、式の祝詞どもに又、下都磐根爾ともあり、凡て上代には、神宮も人の舍宅も、伊勢神宮などの製の如く、地を堀て柱を立る故に、(今世にも、賤が家には是あり、堀立と云なり、地上に石居をして、柱を立るは、後のことなり。) 此稱辭あるなり、石根は、故に礎をするには非ず、地底に本よりある石根まで、深く堀て立ると云義なり、(於高天原云々は、高きを云と對へて見べし。) 其は柱の立るが堅くして、動無よしぞ、大殿祭詞に、此乃敷坐大宮地底津磐根乃極美、下津綱根、波府虫能禍無久、高天原波、青雲乃靄久極美、天乃血垂、飛鳥乃禍無久、掘堅多留柱云々などもあり、○布刀斯理は、祝詞等に、太知立とも、太敷立とも、又廣知立とも、廣敷立ともあり、そは師說に、萬葉二に、天皇之敷座國と云、祈年祭詞に、皇神能敷坐島能八十嶋者云々など、知坐を敷坐と云たれば、知と敷と同じとあり、さて此稱辭を、古來たゞ柱の上とのみ意得れど、さに非ず、今考るに、萬葉二(三十五丁)に、水穗之國乎神隨太敷座而云々、又一(二十一丁)に、太敷爲京乎置而云云、又二(二十七丁)に、飛鳥之淨之宮爾神隨太布座而云々、などある例を思ふに、宮柱布刀斯理も、其主の、其宮を知坐を云なり、布刀も右の萬葉に、柱ならで、國を知坐にも云れば、たゞ廣く大きにと云稱辭なり、(布刀御幣、布刀詔戶、太占などもいへり。) 故廣知とも云るぞかし、かゝらば此語は、專柱に係るには非ず、其宮の主に係

出す辭、意禮は此と同じ、又今俗言に、罵て起をたちおれ、行をゆきおれなど云も、たておれ、ゆけおれにて、こ、のおれなるべし、然るを轉して又、たちおつた、ゆきおつたなども云り、又今世の俗言には、自意禮と云、人を詈に、己とも我とも云は、古へと相反なり、）さて今如此詈て詔へる所以は、下是奴とある處に云む、○大國主神、名義は、天下を伏へて、宇志波久神と云意なり、（其處を宇志波久人を宇志と云、主は之宇志と云ことなる由、上天御中主神の處に云るがごとし、）

○顯國玉神、玉字、諸本共に主と作れども、上文にも書紀にも玉と作き、古語拾遺にも魂とあれば、主は寫誤なること著ければ、今改つ、名義は、前卷（傳九葦原色許男神の條下）に云り、さて似たる御名を、如此二つ重ねて詔ふは、如何と云に、大國主とは、右の如く天下を宇志波久意、此は國經營る功業を成して、天下に其恩賴を蒙しむる神と云意なり、さて此二名は、此處にては未、此神の御名にはあらず、然神と爲れと詔ふなり、さて後遂に功業を成て、此詔の如くに爲賜へる故に、御名とはなれるなり、○其我之女、この比賣神今は、大穴牟遲神に隨從ひて坐故に、其と指て詔ふなり、○嫡妻は、字鏡に、嫡適牟加比女と見え、書紀に多く正妃とあり、此等に依て訓べし、牟加比は、正く夫に對配意なり、（物語文に、今の妻の生る子を、むかひばらと云るは、先妻と別けて、今妻をいへれど、是も本は、嫡妻腹より轉れるにや、）出雲風土記に、神門郡滑狹鄕、須佐能袁命御子、和加須世理比賣命坐之、爾時所造天下大神命、娶而通坐時、彼社之前有磐石、其上甚滑之、即詔、滑磐石哉詔、故云南佐、（志波を切て佐と云、）式に、同郡に那賣佐社、坐和加須西利比賣社あり、（隱岐國知夫郡由良比女神社も、此比賣神を祭るといふ説あり、）○宇迦能山、

なり〕さて黄泉比良坂は、上にも見えて、黄泉國と顯國との交堺なれば、此大神は、此堺より此方へは、越出たまふことを能はず、故此處にして、遙望て、呼賜なり、○以而、この文字の書ざまは、記中にも希見けれど、如此書まじき物にも非ず、○庶兄弟は、上にはたゞ兄弟とあれば、此も彼に倣ひてただ阿遲於登杼母乎波と訓べし、（庶字はたゞ、異母なることを知せたるのみなるべし、若此庶字に當る古言ありせば、此よりも上の兄弟八十神坐、と云る處にこそ、此字は添べきことなるに、返て彼處には無きを思へば、古言にはたゞ阿遲於登とぞ云けむかし、なほ庶字のことは、中卷傳二十當藝志美々命の條、庶兄とある處に云べし、）○坂之御尾は、山の坂路の前の、長く延はへたる處を云なるべし、御は眞に同じ、○亦字は、下文に無きに倣て、讀べからず、語勢必無きぞ宜しき、此はたゞ字面のうへの助に置りと見ゆ、○河之瀨、坂に御尾といひ、河に瀨と云るは、たゞ詞の文にて、實はたゞ坂と河なり、さてその坂も河も、又詞の文にて、實はたゞ道の行手に、（山といはで坂といひ、又河にも瀨と云は、みな道路に就て云なり、瀨は渡瀨なり）此處にても、彼處にても、と云ことなるを、如此言なせるは、古文の麗美きさまなり、又坂に伏と云河に撥と云も、言をかへて文をなせるものぞ、○意禮は、人を賤め詈稱なり、記中白檮原宮段に、兄宇迦斯をも詈て云、日代宮段に、熊曾建をも云り、書紀に、右の兄宇迦斯を云るを、爾と書て、此云飫例とあり、又神代下卷敏達卷などに、儞とも作り、（儞と爾と同じと、字書に有）枕册子に、田植る女の謠へる哥に、郭公よ、意禮よ加夜都よ、意禮鳴てぞ、我は田に立、（此も女心に、田に立勞を苦て、郭公を詈たる詞なり、中昔の軍記などに、人を罵て、夜意禮と云こと多し、是も夜は呼

ゆ〕出雲風土記に、飯石郡琴引山、古老傳云、此山峯有窟、裏所造天下大神之御琴、長七尺、廣三尺、厚一尺五寸、又在石神、高二丈、周四尺、故云琴引山、○拂樹は紀爾布禮と訓べし、俗に云突當なり、高津宮段に、水潦拂紅紐ともあり、○動鳴は斗々呂伎々と訓べし、(下の伎は辭なり、)此言は、前傳八の伏汗氣而蹈登杼呂許志とある處に解つ、此は登余美伎と訓むも惡からねど、(トヨ。ミ。ナル。と訓はわろし、とよむと云に、鳴意はこもれゝばなり、)萬葉に、動響とも響動とも書るは、みな斗々呂と云處なり、斗余美は、然は書ず、響又動など書り、意は同じかれど、今は此差別を以訓つ、○聞驚、上に須佐之男命、天に參上たまふ時に、山川悉動、國土皆震、爾天照大御神聞驚而とあるとは、此は聊異にて、睡坐るが驚て、御目の覺賜ふを云なり、凡て物の音などに驚くには非で、只に目の覺るをも、驚くと云ること、物語文などに常多し、(今も、或國人然云を聞しことありき、其國は忘れたり、)書紀垂仁卷に、寤ともあり、萬葉四(五十二丁)に、夢之相者苦有家里、覺而搔探友手二毛不所觸者、これにて明けし、○引仆其室とは、かの椽毎に御髮を結着たるをば、知しめさで、ふと驚きて起立て出たまふからに、御髮に引れて、室の仆るゝなり、○然とは、如此ばかり勇猛き御勢力にては、何處までも、速に追及たまふべきなれども云なり、○遙は波漏波呂々々邇と訓べし、皇極紀謠哥に、波魯々々爾、渠騰曾枳舉喩屢、萬葉五(二十三丁)に、波漏婆漏爾、於忘方由流可毛などあり、○望は、師の美佐氣氐と訓れたるに依べし、(書紀などに、かゝる望字を、ヲ。セ。ル。とも、ホ。セ。ル。とも、訓を付たれども、此言たしかに云るを見ねば、取がたし、)萬葉一(十三丁)に數々毛見放武八萬雄とある言、此字によく當れり、(振放見と云も、同意

然れば是を取持て出賜ふこと、何の由とも聞えがたし、故つら〳〵思ふに、上代には、夫婦の結びをなすに、必女の親の方より、聟に琴を與へて、其を永く夫婦の中の契とせしことにぞありけむ、其さだかなる據は、未見あたらねど、吾妻といふ名の有も、此故なるべくおぼゆ、(後までも、倭琴に此名あり、此を中頃東國より奉りしことありし故など云説は、名に付て設たる妄言ぞかし、)さて今此琴を取持て出賜ふは、須世理毘賣を妻とする、表物とするなるべし、されば次の文に、父大神の詔に、其汝所持之生大刀生弓矢以云々とあるは、大刀弓矢の用を云、次に其我之女須世理毘賣爲嫡妻とある所に、此詔琴の用をばこめたるべし、さて夫婦の中を絶ときには、その表の琴を、婦の方に返し渡せしなるべし、上傳六黄泉段に、女男神各對立而度事戸とあるも、此と合せて思へば、表の琴(許登は、詔言所の詔を略ける名なること、右に云るが如くなる故に、許登杼といふ)を、女神の方に返し度すと云意の言なるべくや、(五百引石を取塞室戸といひ、追至黄泉比良坂と云、其外も彼段と此段と、事のさま相似たること多きを、思ひ合すべし、さて此大穴牟遲神の、今黄泉より歸て、國作坐ことは、本彼上黄泉段に、國未作竟とある、其業を紹たまふなること、下に委く云が如くなれば、彼段に女男神離別て、未竟たまはぬ業を、今此神又女男と爲て、紹たまふなれば、彼度事戸と、今詔琴を取持と、遙に相應て、妙なる理あることを思へ、但かの伊邪那岐伊邪那美大神の御時に、現に琴を返し度したまふにはあるまじけれども、然云て夫婦の中を絶ことゝなれる詞を以、語つたへたる物ぞ、河海抄に、和琴、伊弉諾伊弉冉尊御時令作出給云々と云るは、據あるか、もし古き傳へならば、少しこゝに由ありてきこ

中昔までは、此倭琴をも、常に弘くもてあそばれて、殊に諸の樂器の中の最上と定められしも、神代より深き故ありて、本より大御國の物なればなるべし、さて然重くし貴ばれしあまりにや、後世には、其家に深く秘て、ひろくは傳へぬことになりぬるから、遂に世間には、たゞ名をのみ聞て、如何なる物とも、その狀をだにしらず、況て彈法知人は絶てなく、たゞ其家にのみ傳へて、おづかに神遊などにのみ用ること、なりぬるは、いとも〳〵くちをしく、心うきわざなりかし、凡て何事も、あまり深く秘て、世にもらさぬから、知人まれになりもてゆきて、遂には、絶るものなれば、貴み重くすと思ふが、返て賤しめ棄ると云ものぞかし、されば物を重くし貴むとならば、ます〳〵弘く世に傳へて、盛にせまほしくこそあれ、かゝるめでたき神代の物の廢れて、世に知人もなくなりぬるが歎しさに、かく長々とは云なり、さて上代の琴は、木を以ても竹を以ても造りしと見ゆ、木以造しことは、高津宮段に見え、竹以造し證は、書紀繼躰卷歌に見ゆ、絃の數は、六帖哥に、六の絃とよめる如く、中昔よりのは六なり、上代より然るか、甕栗宮段、袁祁命の御詠言に、八絃琴とある、八は、例の彌の意ならむか、但し東遊歌に、奈々川乎乃也川乎乃古止乎之良部太留とあれば、定れる數はなかりしにや、凡ての製も、上代のとは、いさゝか變りきぬることなきにしもあらじ、さて今かく、大刀と弓矢と琴とを取持て、逃出たまふ、其中に、大刀弓矢を用ひし事は、次の文に見えたるに、此琴の用は見えず、(たゞ拂樹而地動鳴ことを云む料のみに、此物を擧むは、作物語などにこそさることもあらめ、實錄には然設けて云べきことわりなし、又如調八絃琴所治天下と云ことと、記中にあれど、それは譬なれば、こゝに由なくなむ、)

ぬことなく足ふ意なり、）さて此は、執持主の、命長く生べき德ある大刀弓矢なり、（右の如く、生某と云には、みな足某と並びたるに、此には生のみにて、足の無きは、生に足をも兼る意あるべし、師は、右の生魂足魂生國足國は、共にその和魂荒魂を分てるなり、とぞいはれし、）そも〳〵今黃泉國にして、此物を得たまふは、例の凶より吉をなすことわりぞ、○其天詔琴、其とは、上に其大神之とあるを承て、同其大神之なり、天とは、前に云る如く、何にても其製の天上物に同じきを云、詔琴は、此琴の名には非ず、凡て琴の正しき本の名なり、さて其意は、詔言所と云ことなり、（所を登と云例多し上に云り、さて登杼を切れば登となる、留をとまるとも云が如し、かゝれば切て能理許登といふなり、）然云所以は、まづ古に何事にまれ、神の御心を問むとて、其命を請申すには、必琴を彈り、于時其神、琴上に降來坐て、人に著て命を詔たまふ、此事は中卷訶志比宮段（傳三十）に證等を擧て委云を、合見て知べし、又書紀武烈卷御歌に、擧騰我彌儞、枳謂屢箇皚比謎とある、上一句半は、影と云む序にて、琴頭に降來て坐々神の御影と云意に連たるなり、これらを以ても、右の旨を知べし、かゝれば琴と云名は、神の來て詔言し賜ふ所、と云意にてつけたるなれば、本は凡て能理許登といひしを、許登とのみ云は、後に略ける名ぞかし、さて琴は如此、神代より有ことは更にも云ず、大刀弓矢に並て、此にかく云るを思へば、有が中にも重き器財なること知られたり、（後に漢國よりも、此類の樂器くさ〴〵渡まうで來ては、御國に本よりあるをば、倭琴と云ひ、彼のをば唐琴と云り、備前國に唐琴と云地名のあるを以て、古此名ありしことを知ぬ、さて又後には、分て琴のこと箏のこと琵琶のことなど云り、かくて

文の妙なる處なり、心を着て味ふべし、（此記は、さかしらを加へずて、古文のまゝに記されたる故に、よく見れば、妙なることのみ多し、書紀は、漢文をかざるとて、さかしらをのみ加へられし故に、中々に古文の妙處は、みなうせはてつ、）さて上の處々へも、例のひゞかせたる物ぞ、如此有ば、上件種々の事は、みな彼神を驗賜はむとの御所爲なること、此一語にて、着し、〇寢は御寢坐伎と訓べし、〇握其大神之髮、諸本に大字無し、されど前後みな大神とあるを、此にのみたゞ神とは必申まじければ、今補つ、さて御頭の虱を取居をりなれば、御髮を握には、本より便あり、〇椽は、字鏡に、榑櫨也枅也太利木また橑、比佐志乃太利木とあり、和名抄には、榱釈名云、榱在檼旁下垂也、兼名苑云、一名橑一名椽、和名太流岐、楊氏漢語抄云波閇岐と有て、今世にも多流紀といへど、多理紀ぞ理優れば、字鏡の訓に依べし、〇結著は、臥坐御髮を、直に屋の椽に結著むは、餘り程遠きこゝちすれば、此は別に緒を髮に結び續て結著とせむか、されどそは中々にくだくだしく聞ゆめれば、直に御髮をゆひ著と見てありなむ、さて如此爲賜所以は、此大神の御寢坐る間に、此處を遁去むとおぼすから、跡より追來坐むことを恐て、其を留奉むがためなり、其事即次に見ゆ、〇五百引石は、上に千引石とある類なり、〇取塞は登理佐閇氏と訓べし、上傳六、千引石引塞其黃泉比良坂とある處に云るが如し、（俗語に、人の鬪なぞするを、傍より取さへるといふも、是より出たり、）〇生太刀生弓矢、生は、上に引る、天神の饒速日命に授賜へる十種の寶に、生玉足玉あり、神祇官に坐八神の中に、生魂足魂と申すあり、又生島足嶋、生國足國、また出雲國造神賀詞に、今日能生日能足日爾、などもある生にて、當命長く生る意なり、（足は、萬あか

し、嚙碎を云なり、下なるも同じ、萬葉十六(二十九丁)に、机之嶋能小螺乎、伊拾持來而、石以都追伎破夫利云々、とあるに同じ、○含は布布美弖と訓べし、布久牟の古言なり、萬葉十九(四十六丁)に、布敷賣流など、なほあり、○唾出者は、都婆伎伊陀志賜閇婆と訓べし、和名抄に、唾和名豆波岐と見え、字鏡に、唾口水也液也唾也與太利、又豆波志留、また液小兒口所出汁也、豆波支などあるは、みな其物を云へば、躰言なるを、今は用言にいへり、(さて此津津伎てふ言に疑ありそはまづ今世にも、口中にたまる水を、津といへば、唾は津吐の意なるべし、然るに津字も、都と云言も、もと船の泊る所の名なれば、それより轉して、津液の津をも都とは云か、若然らば古言にはあらで、津字より出たる言なり、されど都は、たゞ吐とは、ことのさまひとしからねば、都婆久と訓むほかなし、)さてこは椋子を咬くだきて、含たる赤土と和たるが、呉公を咬破たるによく似たるなるべし、○思愛は、波斯久於毛富志弖と訓べし、波斯久は字の如く、めでうつくしむ意にて、記中に倭建命の、波斯祁夜斯と歌賜ひ、萬葉などにも多く見え、愛字を書る例も彼集にあり、大雀天皇の御哥に、阿賀波斯豆麻(吾愛妻なり、)とよみ賜へるも是なり、猶傳三十六の彼處に委く云べし、さて此は大穴牟遲神の多かる呉公をいさゝかも懼れずて、咋破賜ふと思ほて、其勇を感たまふなり、されどそは御心の裏にこめて、色にも出し賜はぬと云ことを、僅に知らさむために、於心とは云るなり、さて上件蛇室呉公蜂室などに寢しめ賜しに、事故なく平くて出坐し時も、又野を燒廻したるに、無恙て矢を持て獻り賜し時も、其度每に御心の裏には思愛ながら、其心を表に顯はしたまはぬ故に、彼處々には此語を略て、今終の一事に如此云る、古

八田間は、廣く大なる謂なり、田（借字）の意は未思得ず、若は都の轉れるにて、たゞ八箇間か、（師は、八咫間ならむかと云れしかど、其意にはあらじ、）八は例のたゞ多きを云なり、間とは、凡て家の柱と柱との中間を云り、中昔までも然り、（一間二間、又は東より第一間、西より第三間、など云るたぐひ、皆然り、後世に、家內を區て、障子など隔たるほどを間と云も、右の意よりうつれるなり、又一步を一間と云も、右の意より出たり、）さて此大室は、次文によるに、此大神の內寢と見ゆ、○虱、和名抄に虱、和名之良美、○吳公多在、上の黃泉段に、宇士多加禮斗呂々岐弖、於頭者大雷居云々、とあると合せて、彼國のさまを思へ、かかる御頭に手を觸さするも、猶此神を試たまふなり、○牟久木實は、天武紀に、椹此云武矩と見え、和名抄菓類には、椋子和名本草無久、また木類にも、椋和名牟久とあり、字鏡には、村又椹又枳などを、牟久乃木とあり、又橉和また杦松などを、二字牟久とあり、○以牟久の以字、一本には取と作り、○赤土は波爾と訓べし、萬葉に例多し、波邇は常に埴字を書て、黏土なり、そは多くは色赤き故に、赤土とは書り、又黃にもある故に、萬葉に黃土とも書り、（此は吳公を嚙碎たる色に似せむ料なれば、其色を知さむとて、赤土と書るにもあるべければ、阿加爾又は、曾富爾など訓むも、さることなれど、猶波邇なるべし、中卷には、赤色に用なき處にも、赤土と書り、）○授其夫、さきに蛇の比禮を授て敎へたる如くに、此にも云々し賜へと、敎賜言あるべきを、上に傚はせて省るものなり、○木實は許能美と訓べし、（上なるは牟久木とつゞける故に、木は紀能とよめり、同字なれどいさゝか異なり、）和名抄に、應劭曰、木實曰、菓、日本紀私記云古乃美、俗云久太毛乃とあり、○咋破は久比夜夫理と訓べ

坐志と訓べし、師の書入に、此は影媛が鮪臣を葬し時の歌と合せて見よとあり、信によく似たり、其は書紀武烈卷に、影媛會奸眞鳥大臣男鮪云々、戮鮪臣於乃樂山、是時影媛逐行戮處、見是戮已、驚惶失所、悲涙盈目、遂作歌曰、伊須能箇瀰、賦屢鳴須擬底云々、逗摩御暮屢、鳴佐裒鳴須擬、拕摩該儞播、伊比佐倍母理、拕摩暮比儞、瀰逗佐倍母理、儺岐曾裒遲喩倶謀、柯礙比謎阿婆例、於是影媛収埋既畢云々、とあることなり、此玉筒に飯を盛、玉盌に水を盛とある、喪具の中なり、○思已死訖は、須傳爾美宇世奴登思本志弖と訓べし、抑此語は、右の須世理比賣者と云下に、先有べきを、彼處には言で、後れて此處にしも云るは、古文の巧なり、上には持喪具云々と云語のあれば、自ら死訖と思せることは聞え、又此處には然る語も無て、直に出立其野と云むは、語調も足はねば、彼此を以て、此處に此語をば置て、自然に彼處へもひゞかしたる物ぞ、○出立其野、こは此段の凡ての意を以て思ふに、まづ右の如く、大穴牟遲神を、くさ〴〵苦しめ賜ふは、前に云如く、皆此神を驗み賜ふなるに、今かく野火熾に燃わたりて、既に燒竟まで、なほ彼神の出來り坐ぬ故に、如此ては既く所燒て死ぬる物ならむと、御心の内には、いとほしく心もとなく思して、其爲の終を尋ぬ賜はむとてぞ、出立賜ひつらむ、出立は、書紀推古卷の歌に、異泥多々須とあるに依て訓べし、○持其矢以奉は、始に令採其矢とあることを竟すなり、○率入家而云々、此は已死ぬと思したるを、思ひの外に、彼矢を持て出來坐るなれば、驚賜て云々など云言の、此上に必有ぬべき處なるに、何ともさる言の無て、語の足はぬこゝちするは、裏の御心を顯はし賜はず、強面づくり賜ふ故なり、其由は次に云べし、家は即須佐之男大神の御家なり、○八田間大室、

其天詔琴而。逃出之時。其天詔琴拂樹而地動鳴。故其所寢大神聞驚而。引仆其室。然解結椽髮之間。遠逃。故爾追至黃泉比良坂。遙望呼謂大穴牟遲神曰。其汝所持之生大刀生弓矢以而。汝庶兄弟者。追伏坂之御尾。亦追撥河之瀨而。意禮(二字以音)爲大國主神。亦爲宇都志國玉神而。其我之女須世理毘賣爲嫡妻而。於宇迦能山(三字以音)之山本。於底津石根宮柱布刀斯理(此四字以音)於高天原氷椽多迦斯理(此四字以音)而居是奴也。故持其大刀弓追避其八十神之時。每坂御尾追伏。每河瀨追撥而。始作國也。

喪具は師の、波夫理都毛能と訓れたるに依べし、書紀に祓具を、此云波羅閉都母能、とあると同格なり、喪は母と訓べき字なれども、此は葬せむ料の具なるべければなり、(母乃曾那閇と訓るも、ひがことにはあらねど、そは心ゆかず、其故は、まづ凡て具字、漢籍にて、躰と用とに用ふ、たとへば禮記、檀弓に、喪具、君子恥具と云る、上の具は、其料に備る物を云て躰、下の具は、其物を備るを云て用なり、然るに此方にては、用言に曾那布と云は、古言なれども、其物を指て、曾那閇と躰に云むは、具字によりたる、後の言めきて聞ゆればなり、されど然訓までは、訓がたき所もあれば、其は已ことを得ず、然もよみつべし、なほ他にも此例いとおほかり、) ○哭來は、那伎都々來

保漏逃と云、今此に鼠穴に入て隱給ふと云るを、合せて思へば、此神も、少那毘古那神の如く、身躰の甚小く坐けるにや、されどこは、たしかに物に見えたることと無ければ、定ては云がたし、(書紀に少那毘古那神のことを、大巳貴神即取置掌中而翫之、とあるを思へば、同じ程に小き神とも見えず、)○咋持、萬葉十六に、池神力士儛可母、白鷺之桙啄持而飛渡良武、○奉也とは、大穴牟遲神に獻るなり、そもそも鼠は、人の害をなす物の、家内に在を吉とし、無を凶とする(又近く燒ぬべき家は、かねて知故に、鼠住ずなどいふめり、)は、此故事よりぞ出たりけむ、○皆喫也、皆は子等皆なり、喫は上の咋と同くて、子鼠等の、矢羽方を、共に助て咋へ持來るなり、(鏃の方は重ければ、大鼠の持、羽の方は輕ければ、子鼠の扶持むことはさもあるべし、)喫とのみ云て、持を省けるは、上にある故なり、(齧傷ふこと、なおもひまがへそ、)

於是其妻須世理毘賣者。持喪具而哭來。其父大神者。思已死訖。出立其野。爾持其矢以奉之時。率入家而。喚入八田間大室而。令取其頭之虱。故爾見其頭者。呉公多在。於是其妻以牟久木實與赤土授其夫故。咋破其木實。含赤土唾出者。其大神以爲咋破呉公唾出而。於心思愛而寢。爾握其大神之髮。其室每椽結著而。五百引石取塞其室戶。負其妻須世理毘賣。即取持其大刀與生弓矢及

彼八十神の如く、實に害むの御心には非ず、如此爲て、此神の勇怯、また智愚なるを、驗たまはむとなるべし、下文に、於心思愛而寢、とあるにて其意あらはれたり、さて又此くさ〴〵の艱苦も、おのづから祓除の意あるをや、(須勢理毘賣の名義思ふべし、)〇鼠、和名抄に鼠、和名禰須美とあり、〇富良は、物の中の空虛にして廣きを云、洞など是なり、そは廓を約たる言なり、(凡て物の、殼ばかりにて、中に實なく空虛なるを、俗に富賀良と云は此意なり、又朝富良氣と、富賀良富賀良と明行と云ると、全く同意なるを、以ても、富良と富賀良と同じきをしるべし、)〇須夫は窄れなり、(統るも本は、廣ごりたる多くの物を、一に集めて窄くなす意よりいふ言なり、此須煩を須夫と通はし云例なり、)さて內とは、鼠の地中に構へたる穴の奧をいひ、外とは、其穴の入口を云なり、(外は登と訓べし、曾登と云は俗し、其は背面と云ことを、外面と意得たるより、まぎれしなるべし、背面は山陰を云と、書紀成務卷に見えて、背津於母をつゞめたるなり、外面の意にあらず、中昔より歌などにも、外面の意によむはかなはず、外はたゞ登なり、)然れば如此云る意は、己が地中に構へたる穴の奧は、廓に廣し、入口は窄狹ければ、火の燒入べき由なし、故暫此穴內に隱坐て、難を免れ給へとなり、さて富良も須夫も、重て云るは、鼠の鳴に象れるにや、〇落隱入は、淤知伊理加久理と訓べし、(隱入は、入隱とありしを、寫し誤れるか、又は入字は、加久理の理に當て書るか、もし然もあらば、淤知加久理と訓べし、さて隱を加久理と云は、古言の格なり、下に見ゆ、)自彼鼠穴中へ落入て、御身の隱給へるなり、かくて其間に、彼野火は穴外を燒過去て、其難を免給ひつ、さて上に、大樹に矢を打立て、其割目中に入しむと云、又自木

に、此三虫（蛇呉公蜂）をしも云る由は、上代に、民の家居などはかく〳〵しからで、野山にまじり住しほどは、此等物の害ぞ常多かりけむ、さればこそ大祓詞にも、昆虫之災を擧げ、右の十種寶の中にも、此等を撥比禮は有なりけれ、（欽明紀に、席際現蜂蛇、）○平出之、これも夜須久弖出賜伎と訓べし、此は寢をば、上に倣はせて略る文なり、○鳴鏑、書紀などの訓に、那流訶夫良とあれども、字鏡に、鏑奈利加夫良とあるに依て訓べし、名義は、鳴神夫理矢なり、（神の微を略き、理夜は良と切、）天智紀に、有細響如鳴鏑とある如く、射れば空を鳴行が、雷に似たればなり、（蔓菁根の形に似たる故の名と云は、ひがことなり、そは返て此鏑に似たるから、彼根をも加夫良とはいふなり、）さて此矢、記中に往々見えたり、古へもはら用ひし物と見ゆ、書紀に、八目鳴鏑と云もあり、（八目とは、其鏃に竅のいくつもあるをいふ、）和名抄に日本紀私記云、八目鏑夜豆女加布良とあり、（雷をたゞ神ともいへば、鳴鏑をも、加夫良とのみも云べし、又は後に鳴を略て、加夫良とのみも云か、加夫良をもとにて、其中に鳴を分て鳴鏑と云には非じ、）萬葉九（九丁）に響矢ともよめり、（此響矢を、今本の訓には、加夫良とあり、袖中抄には那流夜とあり、○さて鏑字は、たゞなべての鏃のことにて、分て加夫良と訓べき義は見えず、こは漢籍に鳴鏑と云物、此方の那理加夫良に似たる故に、此字を當たるなれば、鏑一字を訓るも、鳴鏑よりうつれるなり、史記匈奴傳云、冐頓乃作爲鳴鏑、注韋昭曰、矢鏑飛則鳴、）○廻燒は夜伎米具良志都と訓べし、○不知所出は、不知可出之處と云意なれば、此所字は、虛字に非ず、さてこれは四面より燒廻す故に、遁出べきかたなきなり、抑蛇と云呉公蜂と云此事と云、種々に苦惱め賜ふ所以は、

もなさゞりしなり、〇平瘦は夜須久泥氐と訓べし、(平は、常は多比良と訓、夜須久は安と書ざも、此二言は常に連言て、同意なり、此は必夜須久と訓べき語なり、師は此を夜須伊志弖と訓れき、これ同意にて古言なり、されどこゝは、然訓べき語のさまに非ず、凡て同言同意にても、其處々の語のふりに依て、訓べきさまはいさゝか異なるものぞ、) 〇出之は、翌朝蛇室より出賜なり、〇來日は久流比と訓べし、書紀に、明日明旦明年などある訓を見るに、明字なるを、阿久流とは、訓まで、久流と訓るは、是古言なるべし、(但助辭の都は心得ず、此助辭を置べき言には非ず、そのかみ此ばかりのことは、誰もよく辨へたるべきを、いかなることにか、) 久流比は翌日をいふ、〇呉公は蜈蚣なり、(但し延佳本に、蜈蚣と作るは、さかしらに改めつるものなり、諸本みな呉公とあり、) 字鏡蛆字、下にも、呉公と作り、如此偏を省きて書は、此方にて古への一書法なり、例をいはゞ、健を建と作、(建字に多氣と訓べき義はなし、) 假字に伎を支と作、(支字にキ音はなし、神名式又伊勢儀式帳などに、只字をキの假字にかけるも、枳字なり、) 此記下卷に、弦を玄と作き、石村の村を寸と作、(此事下卷池邊宮段にくはしく云べし、) 醜を鬼とかき、和名抄上野國の郷名に委文(之土利)とあるも、倭字の偏を省るなり、又後世に條を条とかくも此例なり、(これらの字ども、古來物知人たちの、心得かねたることなるを、己近ごろ考得て、右の例を以て見れば、皆いと明けし、) さて和名抄に、蜈蚣和名無加天、〇蜂、和名抄に波知とあり、〇且、字、延佳本などには亦とあり、何れにても同じ、〇呉公蜂之比禮、こは呉公を撥と蜂を撥と二の比禮か、又此二虫を撥比禮にて一か、何にても有なむ、さて世人の害をなす物は、種々多かる中

も、蛇が劒にはあらで、蛇を斬たる劒なるが如し、凡て物の名に、此例猶多し、右の十種ノ中に、品物比禮一とあるにても、其身の鰭にあらぬことを知べし、種々物身の鰭ならば、一ツにはあらじをや、）中卷末に、天之日矛の持渡來し寶物の中に、振浪比禮切浪比禮、などある比禮に同じ、さてその比禮てふ物は、如何なる物ぞと云に、まづ比禮とは、振手の約りたる名にて、（理豆を禮と切れば、布禮なれど、又布理は比と切れば、おのづから比禮といはるゝなり、）何にまれ打振物を云、されば魚の鰭も、水中を行とて振物、服の領巾も本は、振む料にて、（故に上代に領巾は、必振ことをいへり、）皆本は一ツ意に名たる物ぞ、然れば蛇ノ比禮とは、蛇を撥ふとて振物の名なり、（然るを右の由良々々止布瑠部とある詞に就て、玉なりなど云説は、かなはず、由良由良は、振さまを云、詞、布瑠部は、即振れを延たることばなり、）〇其夫は、曾能比古遲と訓べし、夫を比古遲と云ること、下に見ゆ、彼處（傳十一須勢理毘賣の御歌の條）に云べし、又遠とも訓べし、即此比賣神の御歌に、那遠岐氐遠波那志（除汝而夫者無なり、）とあり、和名抄に、夫和名乎宇止、（宇止は人なり、俗に乎都登といふは、此ノ訛なり、）一云乎止古、また後夫和名宇波乎、前夫和名之太乎と見ゆ、是らみな袁を本とえたる名なり、〇三擧は美多毘布理氐と訓べし、（布理を布伎と訓むも同、）擧は、必布理と訓べき由は、右に云るが如し、中卷ノ始に、爲釣乍、打羽擧來人とある擧字も、必然訓べき例を以て、思ひ定むべし、なほ傳十八彼處の條に云をも合考へてよ、〇如此敎者、この上に、果して蛇の咋むとせしことを有べきを、其は上の語に讓て省ける文なり、此例常多し、餘も准へて知べし、〇自靜とは、起立て咋むとせし蛇の、退き靜りて、何てふ害を

べくや、)さて其も蛇の一種なれば、古は其にたゞ蛇ともいひつべし、(和名抄には、蝮は和名波美とあり、今云蝮虫なり、蝮と云ふは、害をなすことの甚しき故なり、猨を蝮神と云ふが如し、)但よのつねの蛇と見ても有ぬべし、室は、師の牟呂夜と訓れたるに從ふべし、白檮原宮段に、忍坂大室とあるを、歌に意佐加能意富牟盧夜と見えたればなり、さてかく蛇室次に呉公蜂室などゝて有るは、如何なる故にか、若は根國(即黄泉なり、)なれば、人の害をなすかゝる物の類、凡て多かるにや、(一日絞殺千頭の意、)下文に、見其頭者、呉公多在とあるなどを以、其處の狀を思ふべし、其が中にも蛇室と云は、殊に蛇の多かる室を云なるべし、○令寢は、泥志米賜伎と訓べし、(今人の詞づかひにて見れば、泥佐志米と訓べきか如くなれど、そは雅たらず、萬葉廿に、山人乃和禮爾依志米之とあり、令得しなり、得と寢と、全同格の詞づかひなり、得む寢む、得る寢るなどゝ、第三第四の音にて活用り、又萬葉十四東歌に、伊射禰志米刀羅と云ことあるは、令寢ならむか、)○其妻、既に一度相婚坐つるからに、はや妻と云り、次に其夫ともあり、○蛇比禮、職員令集解に、饒速日命降自天時、天神授瑞寶十種、息津鏡一、部津鏡一、八握劍一、生玉一、足玉一、死反玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品之物比禮一、敎導、若有痛所者、合茲十寶、一二三四五六七八九十云而布瑠部、由良由良止布瑠部、如此爲之者、死人返生矣とある、(此事舊事紀にも記せり、後世に鎭魂祭にも、此事のかた遺れゝば、古傳なるべし、貞觀儀式江次第などの、彼祭の條を見べし、)此は其十種の中なるには非るべけれど、たゞ同物と見えて、用る意も全同じ、さて此は、蛇の身の鰭と云には非ず、蛇を撥ふ比禮なり、(たとへば蛇之麁正など云劍名など

の接待などを思ふに、命とは詔ふまじければなり、さて謂字あれば、葦原色許男と謂神ぞと、神ぞてふ言を、添て讀べき語の勢ひなり、(さて又此御名は、此より後に負たまへるなるべきを、此に今詔ふは、例の後を以前へも回して語り傳へたる語なるべし、)○其蛇室、師は、其字は無てあるべし、と云れしかども、こは其處之と、處を云る意にて、須佐之男命の坐宮わたりなることを、斷れる辭なれば、必有るぞよき、蛇は、此は呉公蜂などゝ類て云るを思ふに、小蛇なるべければ、弊美と訓べし、(遠呂智とは、いと大きなるを云べければ、こゝはさは訓まじきか、將咋とは、大蛇ならずとも云つべし、)和名抄に、蛇和名倍美、一云久知奈波、日本紀私記云、乎呂知、蚖蛇、加良須倍美、蚺蛇仁之木倍美とありて、弊美てふ名ぞ主と聞ゆる、(但し弊美と云は、反鼻字音より出たるかの疑ひありぬべけれども、同和名抄の蝮の條に、俗或呼蛇爲反鼻、其音片尾と云るは、右に引る和名倍美とは、似たれども別なりと聞ゆ、反鼻は、もとより正名に非ず、一名なるを、其音を取て和名とすべきに非ず、それも上代此御國に無りし物は、漢一名などをも取て、名くる例これかれあれども、蛇などは、神代よりある物なれば、名も無かるべきにあらず、もし乎呂知を古名とせむにも、既さる名あるうへは、更に漢一名を借求むべき由なし、そのうへ弊美と云名は、廣く云ならはしたるさまに聞ゆるをや、然れば此は、反鼻の音と自然似たるのみなりけり、)萬葉にも、倍美と云辭に、蛇と借て書る處あり、さて小蛇とするに付て思へば、蝮蛇ならむか、其故は、類て云る呉公も蜂も共に螫物なれば、是も然るべければなり、(尋常の蛇は、さのみ害をなさぬ物なれば、此は蝮蛇にてよくかなふべきか、咋とは、螫を云りとしても、妨なかる

と、たがひに根ざすことわりを思ふべし、）さて伊邪那岐伊邪那美大神の、最初に生坐る十神の中なる、大屋毘古神と申すは、書紀御禊段一書の大綾津日神にあたり、其は即大禍津日神に當ること、上傳五又同六のところ〴〵に云るが如くなれば、上なる木國大屋毘古神も、又祓除に由ある御名なり、そは今八十神の凶難至極て、今は吉に趣むとする、凶と吉との交際に、此神の御許に遣事ある、是亦彼禍津日神（凶なり）は、即其次に成坐天照大御神（吉なり）の荒御魂に坐と、同理なるべし、○爲目合而は、麻具波比志弖と訓べし、具波比は即物の合ことなる由、上傳四、美斗能麻具波比の條下に委に云るが如くなれば、然訓て目を見交す事なり、さて男女故に目を交すは、互に思合ふ態なれば、即交通事にも轉云なり、されど此は、次に相婚とあるぞ其事なれば、目合は、たゞ本の意なり、海神宮段に、爾豐玉毘賣命、思奇、出見乃見感目合、白其父曰云々、即令婚其女豐玉毘賣とあるも、令婚が交通なれば、上の目合は、交に目見交ことなることを、あらはなれば、（書紀にはたゞ擧目視之、また仰見などあれば、此記の目合も、たゞ心なくて、ふと見あはせたることゝ、思ふ人もあらむか、さには非ず、互に心有思合て見交なり、見感とあるにても知べく、又次に引邇々藝命の御言をも思ふべし、）此も准へて知べし、又邇々藝命の詔に、吾欲目合汝と、木花之佐久夜毘賣に、詔へるは、（書紀には、吾欲以汝爲妻と有、）交通ことに轉言方なり、かの美斗能麻具波比とある（傳四）に同じ、○相婚は、こゝは美阿比坐而と訓べし、（美は御なり、）○來は麻韋伎都と訓べし、○謂之葦原色許男、延佳本などには、命字あれども、此は舊印本又一本などに無ぞよき、下に是奴と詔へる御言、又此時の凡て

迎奉るところに用ひ、又たゞ參に用ひたる所もあり、）さて麻韋禮とも訓べけれども、藥師寺佛足石御歌に、已乃美阿止乎、多豆禰毛止米弖、與伎比止乃、伊麻須久爾々波、和禮毛麻胃弖牟とあり、今此も、此世を離たる國に往を云るが似たれば、准へて麻韋傳弖余と訓つ、〇議也は、多婆訶理賜比那牟と訓べし、たばかるは唯はかるなり、こは八十神の難を免て、功を立賜ふべきことを、よきさまに度り賜むと云なり、鹽椎神の、火遠理命に、其海神之女見相議者也、と教奉しと、全同意ばへなりかし、〇參到は、此も佛足石御歌に、麻韋多利弖、麻佐米爾彌祁牟（參到正目見けむなり、）とあるに依て、麻韋多理志、加婆と訓べし、（到の伊を省けるなり、）〇須勢理比賣、名義は、下なる火須勢理命と同く、進む意なり、（彼命の名義を、進意とすることは、傳十六彼所にいふべし、）其は今此比賣神の方より進みて、夫に婚たまふ故の御名なるべし、（此次に引る、此と同類の、木花之佐久夜毘賣又海神女などは、父の嫁すを待たまへるに、此比賣はさもあらず、心と相婚るも、進めるなり、）又祓除に合せて說べき由あり、大祓詞に、根國底之國爾坐、速佐須良比咩登云神、持佐須良比失弖牟とあるは、即此比賣神にて、須勢理は佐須良比なるべし、（須勢と佐須と通ひ、良比を切れば理なり、）根國に坐と云る、よく叶へり、さて大穴牟遲神の、種々八十神の難に逢給ふは、遠祖須佐之男命に歸れる、黃泉の汚穢の、既に盡訖ぬる上にも、なごりの猶有なり、然るを今此處に遁來坐て、此比賣神の議ひに賴て、彼難を免れ、大なる利を得て、遂に功績を立給へるは、即此比賣神の、彼罪科を、持さすらひ失ひ賜へる物ぞかし、（然るに此神は、即彼須佐之男命の御女なるは、惡より善を成せるにて、御禊段に云るごとく、惡と善

者。蛇自靜故。平寢出之。亦來日夜者。入吳公與蜂室。且授吳公蜂之比禮。教如先故。平出之。亦鳴鏑射入大野之中。令採其矢。故入其野時。即以火迴燒其野。於是不知所出之間。鼠來云。內者富良富良。此四字以音外者須夫須夫。此四字以音如此言故。蹈其處者。落隱入之間。火者燒過。爾其鼠咋持其鳴鏑出來而奉也。其矢羽者。其鼠子等皆喫也。

御祖命告子云、舊印本延佳本共に、此六字を脫せり、今は一本に依れり、(舊事紀にも此言あり、)こは必有べし、無ては通ず、猶云ば、此上に、爾または於是など云字もありぬべくおぼゆ、(諸本に右の六字なきにつきて、師は、大屋毘古神告曰、など云言あるべきなりと云れき、まことに此上に彼神のこと出たれば、其神の告敎たまふとすれば、殊に宜しくかなへれども、然る本も無く、又彼神ならむには、告曰とのみにては、いさゝか事たらはぬこゝちす、)○須佐能男命所坐之根堅洲國、洲字、諸本皆州と作るは、決て誤なれば、前文なるに依て改つ、さて此大神は、初に欲罷妣國根之堅洲國と白賜ひ、後終に所逐て、罷たまひぬれば、(書紀に八俣遠呂智段の終に、素戔嗚尊遂就於根國矣、また居熊成峯而遂入於根國者矣などあり、此記にも必此事を云べきか、脫たりしこと、前に論へるごとし、)今は既く彼國に坐々なり、○參向二字、記中に往々ある、何れも參迎奉ところに云り、然れども此は其意に非ず、たゞ參なり、(參赴二字も、多く參

處は、スミヤカニとも、トクとも訓てはわろし、遣もツカハスと訓てはわろきなり、)○覓追は、跡を尋て追行なり、○臻は追及なり、(俗に追着といふ意なり、)此は大屋毘古神の御許までは至らで、中途にて追及しなるべし、○矢刺之時、(之字舊印本延佳本共に、乞と作るは誤なり、今は一本に依れり、舊事紀にも之とかけり、)矢刺と云ること、中卷白檮原朝段に、握横刀之手上、矛由氣矢刺而追入、また明宮段に、彼廂此廂一時共興、矢刺而、また下卷朝倉朝段に、天皇大怒而矢刺、百官人等悉矢刺など、多く見ゆ、古言なるべし、こは射むとて、矢を弓にかくるを云、後世の軍記どもに、さしつがふと云是なり、○自木俣漏逃而去、こは暫大樹の下に隱居て、其木の俣より脱出て、竊に遁去たまふなり、木俣は、字鏡に、椏江南謂樹岐爲椏、木乃萬太とあり、(和名抄には、杈椏を末多布里とあり、)漏の事は、上傳五闇淤加美神の處に云り、去字佐理賜伎と訓べし、(此は伊爾と訓ては宜しからず、此差は、古の言によく練てえるべし、)

御祖命告子云。可參向佐須能男命所坐之根堅洲國。必其大神議也。故隨詔命而參到須佐之男命之御所者。其女須勢理毘賣出見。爲目合而相婚。還入白其父言。甚麗神來。爾其大神出見而。告此者謂之葦原色許男。即喚入而。令寢其蛇室。於是其妻須勢理毘賣命。以蛇比禮(二字以音)授其夫云。其蛇將咋。以此比禮三擧打撥。故如教

比賣都麻都比賣三神社と、續紀に見ゆ、さて又熊成峯は、即熊野なるべし、なすを切ればぬなり、此をワニナリと訓て、鰐淵山のことゝするは、ひがことなり、）是らを思ふに、別神とは見えず、妹神を大屋津姫と申すにても、其兄神とは聞えたり、（舊事紀に、五十猛神亦云大屋彦神と云るは、傳ありしか、はた例の推當か、いかにまれこはよくあたれり、）さて右の如く、木種を分播たまふ神の坐故に、木國とは名けしなり、（出雲と木國と、同く通へること多し、まづ伊邪那美命をば、伯伎の堺なる比婆之山に葬奉とあると、紀伊國熊野之有馬村に葬奉と同事、又熊野てふ地名も、二國にあり、又意宇郡速玉神社、牟婁郡熊野速玉神社、又意宇郡韓國伊達神社、名草郡伊達神社、大原郡加多神社、名草郡加太神社、これらみな同名なり、此皆右の三神の、出雲國より遷り渡り坐し時の由緣なるべし、書紀に、奉渡於紀伊國とあるも、須佐之男命の、三神を出雲國より渡し奉たまふなり、然後云々とあるにてしか聞ゆ、）さて材の用は、舍宅を造るを主とする故に大屋てふ御名は負たまひつらむ、（名草郡に大屋と云郷も、和名抄に見ゆ、又柧津姫も材によれる御名なり、柧字は、四方木也と字書に見ゆ、萬葉歌に、眞木さく檜の嬬手とある此なり、しかるを抓と作るは、寫誤なり、）又此御名につきて、御禊の事に合せて說べき由もあり、そは次なる須勢理毘賣の處に云む、さて今大穴牟遲神を、此神の御許にしも令遁遣たまふ所以は、此神は、遠祖須佐之男大神の御子にて、御緣あるうへに、有功之神とも稱申ほどにて、そのかみ御威勢ありけむ故なるべし、（又名草郡に刺田比古神社あり、これ外祖父刺國大神には由なきか、もしは田は國字の誤にはあらぬか、）○速遣は伊曾賀志夜理賜伎と訓べし、（速字此

しくつたなきをや、）○得見は美延氐と訓べし、得は、見ことを得てと云意には非ず、求めて得たる意なり、○拆其木、拆字、諸本折と作り、今は一本に依れり、此切伏たる大樹の割目に挾まれ死て坐を、見つけたる故に、其木を拆割て、屍を取出し給ふなり、但し後に云る趣ならば、折なるべし、其は木にうたれて、其下に押れてあるべければなり、○取出とあるは、割目より出す方まされり、○活、この度も前の如く、令活方術ありけむを、其は傳へざりしなるべし、○此間は許々と訓べし、○爲八十神、爲字は、たゞ爾と訓べし、（かくの如き爲字を、多米爾と訓は、漢籍訓の誤なり、）○木國、名義此字の如し、（紀伊と書は、必二字に定むべしとの御制に因て、紀音の韻の伊を添たるなり、此例多し、）○大屋毘古神は、五十猛神と一なるべし、其故は、書紀に、素戔鳴尊帥其子五十猛神、降到於新羅國、云々、初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之內、莫不播殖、而成青山焉、所以稱五十猛神、爲有功之神、即紀伊國所在大神是也、また素戔鳴尊之子號曰五十猛命、妹大屋津姬命、次枛津姬命、凡三神、亦能分布木種、即奉渡於紀伊國也、然後素戔鳴尊、居熊成峯而遂入於根國者矣と見え、神名帳に紀伊國名草郡伊太祁曾神社、（名神大月次相嘗新嘗）大屋都比賣神社、（名神大月次新嘗）都麻都比賣神社、（名神大月次新嘗、伊太祁曾の曾を、契沖の魯字の誤ならむと云しは、一わたりさもと聞ゆれど、なほ思へばわろし、こは五十猛有功神と云なり、佐乎を切れば曾となるなり、故續紀文德實錄三代實錄和名抄などにも、みな曾とあり、又今國人も然云り、但國人の、祁を伎と云なるは訛なり、さて右三神社、本は一所に坐しにや、大寶二年二月、分遷伊太祁曾大屋都

まひしなり、○今一の趣は、茹矢は、矢とは、加須賀比の如くなる物か、又は木の断口に掾入れて、接合す物か、(俗に間之釘といふ物のさまにて、兩端を鋒にして打入るなり、) 其は何れにまれ、木の断たる處にこれを打茹て、假に接て、其木を立おくなり、此趣ならば、其木を打立と訓べし、(打は輕く添たるのみの辭なり、) 令入其中とは、其假に立たる木の本に倚らしむるなり、(此事は、山中なれば、多く殖る木の中なるべければ、中と云入と云る、妨なかるべし、然れども下と云ずして、中と云、倚など云ずして、入と云るは、なほ初の趣まされり、) 氷目矢は、名義は初の趣と同じくて、此のおもむきにては、木の切口を接合す料の具なり、(此趣にては、割目に挾むには非れども、木を接合す料のにも、同じ名を用ひむこと、妨なし、) 拷殺は、かの打茹たる矢を打離てば、其木の断口離れて、仆るゝ故に、其木に壓れて死たまふなり、(拷と云るは、此趣にてよく叶へり、) 右二の趣、何れよけむ、決めかねつ、(さきには、右の外にも、くさ〳〵思ひよりしこともありしかども、今思ふには、みなわろし、) さて此段、延佳は、茹字を、架の誤ならむかと云て、矢ニカケと訓つ、其は切伏たる大木を、矢を以て支へ荷せて、假に立るを云なり、然れども大木を支へ荷する物を、矢とは云べくもあらず、其ならば、架桟など、こそ云べけれ、さて又氷目矢を、ヒメシヤヲと訓つれども、さては何の事とも聞えがたく、且シを讀附べき由もなし、さて又師の考も、凡ての狀は、延佳が考の如くにて、氷目矢は、舊印本に水自矢とあるにつきて、水は木の誤として、其木を矢より打離と訓れつれども、さては打離字の置處、此記の例に非ずして、いとむつかしく、又其意ならば、たゞに打離其矢とこそ云べけれ、其木を矢よりとては、くだ〳〵

あるべし）さて矢は、こゝは尋常の矢には非ず、木に椓入るゝ器なり、（次に氷目矢とある、即其名なり）其にとりて總ての事の狀、二むきに聞ゆるなり、一には、まづ其矢は、木に椓入れて、割目をつくる具を云、（或人云、今の世に、木を割に難きは、柯の無き斧を其木口に挾て椓を、矢と云りと云り、是なり）茹とは、木に椓入るゝをいふなり、○打立其木は、其木爾打立と訓べし、（茹と云て又打立と云るは、言の重なれるに似たれども、打立とは打立て挾置意なり）○令入其中とは、大穴牟遲命を、其木の割かけたる間に入しむるなり、（舊事紀には、其の下に木字あれど、此は木といはでも、其木中とは、自聞ゆるなり、さて其木の割目は、たゞいさゝかの廣さなるべきに、其中に人を入れむことは、いかゞと云疑ひあるべし、此事は、次なる鼠の段に論へり）○氷目矢（舊印本又一本などには、水自矢とあれど、其は誤寫なるべし、今は眞福寺本又延佳本に依り）は、木に椓立割かけて挾置矢の名なり、氷目とは、（字は借字にて）木などの割目をいふ、樋目の意ならむか、（俗言に、比米和流、比和流々、比毘和流々など云、比毘も比米の訛りなるべし、和名抄に家比美、俗には比毘と云、是も比米なるべし、又萬葉十六に、比米加夫良、八多婆左彌、宍待跡云々とあるは、狩に用ひたりと見ゆれば、此の氷目矢とは、固より別なれども、比米と云名の意は、同じかるべし、八目鳴鏑といふは、鏃に孔のいくつもあるをいへば、比米鏑も、其孔を長く樋にゑりたるを云なるべければなり）又思ふに、氷字は、羽字の右の竪の畫の滅て誤れるにて、羽目矢にてもあらむか、若然らば、木に椓茹る由の名なり、○拷殺也とは、かの木の割目に挾置たる矢を、打離ち去るときに、其割目忽に迫り合ゆゑに、其中に挾まれて、死た

（四十七丁）に、公之阿流久爾、五（九丁）に、阿蘇比阿留伎斯、十八（三十五丁）に、安流氣騰などあり、（書紀に歩行の訓、また中古の物語文などにも、阿理久とのみ見えたれば、阿理久といふぞ、雅言のごとくきこゆめれど、其はかへりて後なり、）

於、是八十神見。且欺率入山而切伏大樹。茹矢打立其木。令入其中。即打離其冰目矢而拷殺也。爾亦其御祖命哭乍、求者。得見。即拆其木而。取出活。告其子言。汝有、此間者。遂爲八十神所滅。乃速遣於木國之大屋毘古神之御所。爾八十神覓追臻而。矢刺之時。自木俣漏逃而去。

率入山、この山は、何所の山とも傳はらざるなり、前の同山には非じ、○茹矢、茹字諸本に茄と作れども、然ては此事かにかくに通えがたし、故今はしばらく眞福寺本に茹と作るに依れり、抑此段、此字と氷目矢との詳ならざるによりて、凡ての事の狀もさだめがたし、然れどもしばらく茹とあるに就ていはゞ、まづ茹字は、食也と註し、又飯牛馬也ともあれば、波米弖と訓べし、波米は令食の切りたる言にて、伊勢物語の歌に、狐に波米なでとある波米なども是なり、凡て物を入るゝを波牟流と云も、皆本は令食意なり、（さて此に食と書ずして、茹字をしも書るは、少し物遠きこゝちすれど、此は物を食しむるを云とは、事の異なる故に、字をかへて書たるにも

とにつきての稱なり、然るをたゞ波々の古言とのみ心得て、乳養のことにあづからぬ處の母字をも、なべて於毛と訓は、ひがことなり、）されど中巻玉垣宮段に、取御母とあるも乳母なり、なほ於母のことは、傳廿四の彼處に委く云べし、乳汁二字は、たゞ知とのみも訓べきに似たれど、知はもとは、出る處の名にて、出る汁の名には非ず、然るにその汁をも知とのみ云は、やゝ後に畧けるなり、さて此の方は、まづ世間に常に萬の傷に、母の乳汁を塗て、愈す方ある故に、（此法、上代にもはら爲しことなるべし、）今蛤貝の水を、其如くに塗と云意なり、故知志流登と訓べしとは云なり、うつほ物語俊蔭巻に、紅葉の雫を乳ぶさとなめつゝ、ありふるに云々、とある登に同じ、（萬葉十四に、信濃なるちぐまのかはのさゞれしも、きみしふみてば多麻等比呂波牟、この等も同じ格なり、）そは彼蚶貝の焦粉を、蛤の水以てときて、母乳汁を塗如くに塗しなり、さて宇牟岐てふ名は、母貝の約りたるにて、（さるを宇牟岐の貝と云は、後の重言なり、）今かく母乳汁の如く塗て、功をなせしに因て負るなり、さて右の二貝比賣のこと、上に云る外に、今一の考あり、そは直に介蟲を謂にはあらで、尋常の神にても有なむ、若然らば蚶貝比賣蚶貝を岐佐宜焦而、蛤貝比賣蛤貝の水を持て、と云ことなるを、神名にゆづりて、その用ひたる貝名をば、共に略けるなり、是るも一の文なるべし、さて然二の貝を用て功をなせしに因て、其貝の名を以、其神名にも稱しなるべし、（此考もすてがたくて玄るしぬ、）〇麗壯夫、麗とは此にては、火傷の肌膚の、本の如くに愈たる意を帶て云るなるべし、壯夫とは、此字の如く、少壯なるを云稱なること、上にいへるが如し、〇遊行は阿流伎々と訓べし、（下の伎は辭なり、）萬葉三

は必ゲ。の假字なり、○躰源抄に、笙五管名物の中に、幾佐氣繪と云あり、蚶界繪とも書たり）今世の言に、物を許曾宜流と云は、此伎佐宜の訛れるにて、意は同じ、○集は、師の考に、焦字の誤なりとあるぞよき、許賀志と訓べし、蚶貝の其殻を研磨けづりて、燒焦してなり、さて今如此して功をなせるに因て、此貝の名を伎佐とは負るなり、されば此言と相照して、𧏛は蚶なることを思ひ定むべし、（師は、黒貝比賣岐佐宜乎焦而と訓て、岐佐は蚶なりと云れき、されども黒貝は誤なること、既に云るが如くなるうへに、もし黒貝ならば、その黒貝の功用をこそ云べきに、同類の中の別貝を用ひたらむは、黒貝の出たるよりどころなし、かにかくに𧏛貝と岐佐宜の言と、相應はではいかゞなり、又宜字もさてはあまりて聞ゆるなり、凡て此言は、いと〳〵心得がたくて、已もはじめにくさ〳〵考へつ、まづ岐上に比字脱て提げにて、焦たるを提げと、下より返りて讀て、焦たるとは、屍のことならむかとも思ひ、又は岐佐の木のことにて、宜は木ならむかとも思ひ、又此も即蚶貝にて、宜は加比の約りたる言か、又貝字の誤かとも、くさ〳〵おもひつれど、皆わろし、）○持水而、凡て蛤貝の中には、水を含みもたる物なり、（蚌蛤一名含漿と漢籍にあるをも思ふべし、）此を眞福寺本延佳本などには、待承（舊事紀には待承とあり、）とあれども、さては岐佐宜焦而と云ると相應はず、○塗母乳汁者は、於毛能知志流登奴禮婆と訓べし、（師は、塗の上に如字脱たるべしと云れつれど、もし其意ならば、如母乳汁塗者と、塗字下に在べきを然らぬは、然に非るなり、）母は乳母を云なり、凡て於母と云は、親母にまれ乳母にまれ、兒に乳を飮しむる人の稱ならば、親母とせむも違はず、（親母を於毛と云も、乳をのまし養ふこ

貝の名にあてたることは、右の辨色立成のみにもあらず、字鏡にも蛤於不、又阿波比とあり、こは爾雅にまた、蠃小者蜬、ともあるなどによれることにや、さて本朝式に白貝と作ると、右の黒色、貝の惣名の貽貝を、伊加比にあてたるとを、對へて思へば、彼は黒貝とも書き、此は白貝とも書て、いづれも其色を以一種の名とせるにや、若然らば此も、𧏛貝は黒貝にて伊加比、蛤貝は此も蛤、字の誤にて、於布加比にて、黒白の色を對へて、此二種を云るかとも思はるれども、黒貝にては、次訓字あまり、又訓を除きては、たゞ黒、字を、𧏛とは誤るまじく、そのうへ岐佐宜の言にも由なし、かゝれば蛤も蛤、誤にはあらざれば、於布にはあらずなむ。）出雲風土記に、神魂命御子宇武賀比賣命と云見ゆ、（上に引る支佐加比賣も此も、共に島根郡の郷、名を說る中にあり、又共に神魂命、御子と云り、此の二比賣を一にもあらむか。）さて右の二比賣は、即𧏛貝と蛤貝とを云なり、さるを比賣と云るは、雉を鳴女と云、魚名にも赤女口女鯛女など、皆女の定に云る、凡ての例ともすべければど、此はたゞ女と云ずして、比賣と云るは、今の功を美稱て、神とせる名なり、○遣は淤許世豆と訓べし、此は彼より此に遣すなればなり、○令作活は、都久理伊加佐志米賜と訓べし、（令、令、活なり、活は大穴牟遲、神に係り、令、活は二比賣にかゝり、上の令は神產巣日命に係れり。）作は繕、治なり、國作の作の如し、令、字、舊印本延佳本共に命と作るは、誤寫なり、（同列の今一柱に命と云ず、又此名の次に出たるにも、命と云ざるに、こゝにのみ此字有べくもあらず。）今は一本に依れり、○岐佐宜は、研し削りなり、（和名抄に、礪、岐之流。）志良を切て佐と云、下の志を省なり、又氣豆理を宜とのみ云例は、弓削を由宜と云是なり、（宜、字は、此記にて

に支佐加比々賣命とあり〕とあるは此神か、○蛤貝比賣は、宇牟岐比賣と訓べし、其故は、書紀に、景行天皇東國を巡り賜し時、そこの海の白蛤〔姓氏錄には大蛤とあり〕を、膾に作て奉りしこと見ゆ、此を宇牟岐と訓り、さて和名抄には、蚌蛤一名含漿、和名波萬久理、海蛤、和名宇無木乃加比、文蛤、和名伊太夜加比、と分て出せれども、蛤と云は、波萬貝理の類の介蟲どもの惣名にて、〔右の三漢名は、彼國にても互に混て、詳には分らざれば、此方にても、古人の心々に當つらむなれば、必しも右のまゝに定むべきにもあらず、〕右の三の和名の中に、宇牟岐ぞ蛤の古名なる、〔餘の二は、其中にて後に分たる名なり、故名のさまも宇牟岐は古く、餘の二はやゝ後なり〕字鏡にも、蚶蠰[illegible]などの字を、いづれも宇牟岐と記して、餘の二名は凡て見えず、〔されば本は凡て宇牟岐と云しを、やゝ後に其中にて、小きを濱栗とつけ、大なるを本のまゝに呼び、文あるを板屋貝とぞつけゝむ、板屋貝とは、其文の、板屋根の葺目に似たる故の名なるべし、さて又後には、つひに宇牟岐てふ名は亡て、大小凡て波萬具理と云なりけり、さて此の蛤貝を、延佳本に於布加比と訓るは、和名抄に唐韻云、蛤古三反一音含、辨色立成云於富、本朝式、文用白貝二字、爾雅云、貝在水曰蛤也、とあるによれるものなれど、和名抄今本は、此蛤字は寫誤にて、古本に蛿と作るぞ正しき、そは古三反とも、一音含ともあるにてもしられ、又爾雅を考て知べし、されば今蛤貝を於布加比と訓べき由はさらに無きことなり、さて蛿は、爾雅を今考るに、貝居陸贆、在水者蜬、音含とありて、疏に、在水者名蜬と云り、然れば蜬は水に在貝の惣名なり、さてこれを蛿と作るは、含と函と音も義も通ふ故なるべし、かくて在水貝の惣名、字を於布と云一種の

佐とある、これ本草に魁蛤とありて、今阿加々比と云物なり、出羽國なるきさかたと云地名をも、延喜式に蚶方と書り、又倭姫命世記に、阿佐加々多爾伎佐宇阿佐留とあるも、蚶乎求にや、さて今𧏛を蚶と定むる所以は、次に云む、(延佳が考に、𧏛字字書無之、舊事紀作訓黒二字、又遣字、同書作造、是亦誤字歟、可作告也、然則告訓黒貝姫也、黒貝和名伊加比と云り、和名抄に、貽貝、爾雅注云、貽貝一名黒貝、和名伊加比とあるに依ば、黒貝は伊加比なれども、和名抄の此説信がたし、今爾雅を考るに、諸貝の形色を凡て云る所に、玄貝貽貝とありて、注には、黒色貝也とこそいへれ、一名黒貝と云ことは見えず、疏にも、黒色之貝名貽貝とぞ云る、然ればこはたゞ、黒色の介蟲殼のことなるに、此を伊加比に當たるは、いかにぞや、貽字音によりて、思ひあやまりしにや、伊加比は、本草に淡菜一名東海夫人とある物にて、今世にも即伊加比と云なり、字鏡には、蜼蟙也伊加比とあり、字書に、蜼は海虫蛤類と見ゆ、凡て此物に黒貝と云名あることは、未見あたらず、然ればたとひ舊事紀に黒貝と作るが正しくとも、伊加比と訓むはあたらざることなり、そのうへ𧏛を訓黒二字に作る、誤寫なり、其故は、此名こゝに始に出たる所は、訓とも云つべけれど、次に出たるにも同く訓黒とあるはいかに、そは訓字用なく衍て聞ゆ、此誤寫の證なり、又遣を造と作るも、名なりと云るも、みな誤なり、又𧏛字を一本には[illegible]、一本には[illegible]と作れども、此らの字、介蟲類の名にあらねば、此も誤なるべし、故今くさ〴〵考て、或は蠣貝ならむかとも、又は河貝子なるを、色の黒きによりて、河黒貝とかけるかなども、思ひよりしかども、みなわろし、さてからくして思ひ得て、蚶とはさだめつ、)出雲風土記に、御祖神魂命御子支佐加比賣命、(一本

命之追給猪像、南山有二、（一長二丈七尺、高一丈、周五丈七尺、一長二丈五尺、高八尺、周四丈一尺）追猪犬像、（長一丈、高四尺、周一丈九尺）其形爲石、无異猪犬、至今猶在、故云宍道、と云ことゝ見ゆ、（所造天下大神は、大穴牟遲神なり、さて此宍道郷は、郡家西卅七里とあれば、手間山とははるかに隔れゝば、別事にや、又一事の、傳への異なるにや、）さて此神の、又如此人の云まゝに爲給へること、上の件を負給ひしと同意なり、○御祖命は、大穴牟遲神の御母なれば、刺國若比賣なり、記中凡て御祖とは、母を云る例なり、山城賀茂御祖神社なども然り、そも〳〵父の於夜なるは本よりのことなるに、母をしも殊に云る所以は、子は母の許に生長しなれば、父よりも親睦く、同家に在故に、朝暮の事にふれても、御祖とは先母を云しなり、（此記の、上代の意を失はぬことゝ、大方此たぐひなり、さて親と作ずして、祖字を書るは、上に云る如く、於夜は父母に限らず、遠祖までに通ふ稱なる故に、此字をも訓り、さて言の同じきまゝに、父母を云にも借て書るは、古への例なり、續紀十五に祖子ともかけり、）中卷末に、秋山之下氷壯夫春山之霞壯夫とて、兄弟の神、伊豆志袁登賣神を聘し段に、其母のくさ〴〵はかりごちし事あり、此段と意よく似たり、凡てかゝることゞも、父は知ずて、中々に母の事執り知あつかへるは、殊に親き故なりかし、○請神産巢日之命とは、上件の狀を白して、救活したまはらむことを乞なり、産靈の御名の意、上傳二所々に云ると思合すべし、○𧏛貝比賣、𧏛は、蚶を蚻と作るを誤れるものなり、（新井氏の東雅、蚶條に、此段を引て、蚶貝姫と云るも、𧏛を蚶誤と定めたるものなるべし、）されば伎佐賀比と訓べし、和名抄に唐韻云、蚶蚌屬、狀如蛤圓而厚、外有理縱横、即今之蚶也、辨色立成云、和名木

べし、(又郷は伯耆、闕は出雲に屬るか、いかにまれ別にはあらじ、〇舊事紀に手向山とあるは、寫誤なるべし、) 〇赤猪、書紀神功卷にも見ゆ、今は石を火に燒て欺むために、赤と色を云るなるべし、又記中に白猪と云も見ゆ、和名抄に爾雅注云、猪一名彘、和名井、兼名苑云、一名豕、方言注云、豚豕子也と見ゆ、さて此文は、此山邇赤猪在那理と訓べし、〇和禮共、三字、連て和禮杼母と訓べし、我とも吾とも書べきを、假字に書、そのうへに注までを附たるは、いと煩はしきに似たるを、記中に往々かゝることあるは、たゞ甚古き書に書るまゝによれるにや、〇追下者、下るは猪を下すに非ず、猪を追て八十神の下るなり、同言の此下にあると、考合せて知べし、〇待取は、常にはたゞ待つくるを云て、取は輕き言なるを、此は取の言重し、山下に在て、待承て捕へよと云なり、〇大石は意富伊志と訓べし、白檮原朝段御歌に、意斐志(斐は富伊の切なり、)とあるに依れり、伊波とは訓まじ、〇追下取、この追下も、八十神の下るなり、上に云る言に應ふ、(もしこれを大穴牟遲神の追下とするときは、待取と云るに違へばなり、又上に云る追下も、猪を下すに非ずと云ることと、こゝと合せて心得べし、前後にて同言の意のかはるべきならねばなり、もし又こゝをも、かの石を下すことゝせば、上に轉落とあると重なりて、わづらはしきをや、されば此は轉落す石を追て、八十神の下るなり、) 取は、大穴牟遲神の待取なり、然らば追下乎取と、乎を附て訓べく思ふ人有べけれど、其意とはいさゝか異なり、(取字を上に置かで、下へ連て置るを思べし、) 此と彼と爲交事を、かく引つゞけて一に云も、語の一の格なり、追下なり、取なり、と云むが如きこゝろばへなり、出雲風土記に、意宇郡宍道郷、郡家正西卅七里、所造天下大神、

赤猪在此山。故和禮（此二字以音）共追下者。汝待取。若不待取者。必將殺汝云而。以火燒似猪大石而。轉落。爾追下。取時。即於其石所燒著而死。爾其御祖命哭患而。參上于天。請神產巢日之命時。乃遣𧏛貝比賣與蛤貝比賣。令作活。爾𧏛貝比賣岐佐宜（此三字以音）集而。蛤貝比賣持水而。塗母乳汁者。成麗壯夫（訓壯夫云袁等古）而出遊行。

答八十神、この前に聘せし事のあるべきを、其をば略て、たゞに其答を云るなり、されど何とかやこと足はぬこゝちす、○不聞は承引じなり、○將嫁は阿波那と訓べし、那は牟と云に同じ古辭なる由、上に委く云り、さて此は、先に菟を惱したると、助たると、善惡き所爲を見て、其善に心を歸たるか、はた此神は、もとより萬こよなく勝たるからに、何故となくなびきたるか、如何まれ彼菟の事は、もはら此妻問の事にかへて云るなれば、自菟の靈をそへたることは、前に云るが如し、○怒字、一本には忿とあり、○手間山本、和名抄に、伯耆國會見郡天萬郷あり、此なり、又出雲風土記意宇郡段に、道通國東堺手間剗と見え、(今彼國意宇郡筑野村間潟海中に、手間天神と云あり、と或書に見ゆ、) 古今六帖關哥に、八雲立出雲國の手間關、いかなるてまに、君障るらむ、待しばし人知見むや我せこを留かねてぞ手間と名づけし、堀川院百首に、さりともと思ひしかども八雲立、てまのせきにも秋はとまらず、國堺なる故に、伯耆とも出雲ともせしなる

云、同村に大森大明神と云あり、大穴持命を祭ると云り、件兩社の神主細谷大和と云、さてその驚大明神を、疱瘡の守神なりと云て、そのわたりの諸人あふぎ尊みて、小兒の疱瘡の輕からむことを祈る、まづ初に此願を立るときに、此社に詣て、竹皮の笠を一蓋借て歸て、家内に齋ひ置て、その兒疱瘡をことなくえをへぬれば、賽に同じさまの笠を今一蓋添て、初のと共に、かの社に返し納奉る、此笠どもはみな、神の御前に積置を、又後に祈かくる者は、一蓋づゝ借て歸るなり、さて其束積のあたりに、木江川とて大河ありて、其川の海に落る處、鹽津浦とて、隱岐の知夫里湊その向ひに當れりさて因幡の氣多郡は、伯耆の堺にて、束積村とは、五六里隔たれりと語りき、此因幡の氣多前とあるには合ざれども、若は菟神は此社にて、驚とは、菟を誤りたるならむか、疱瘡を祈るも、此段の故事に縁あることなり、和名抄によるに、束積郷は汗入郡なるを、八橋郡なるは、今は八橋郡に屬るなるべし、さて彼木江川の落口、鹽津と云地、蒲黄を取し、水門ならむか、猶よく尋ぬべし、貝原好古が和爾雅てふ物に、伯耆國素菟大明神と云を載たるも、彼社を云るにやあらむ）○其菟白云々、此言のごとく果して、八上比賣をば、大穴牟遲神の得たまへるは、この菟の靈ちはひけるなるべければ、まことに神なりけり、○汝命は、那賀美許登と訓べき由、上にいへるがごとし、さて此下にかならず、曾と云辭を讀附べき處なり）

於是八上比賣答八十神言。吾者不聞汝等之言。將嫁大穴牟遲神。

故爾八十神怒。欲殺大穴牟遲神共議而。至伯伎國之手間山本云。

に見えたる始なり、書紀に、大巳貴命與少彦名命、戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生及畜産、則定其療病之方とあり、世人病又身の傷などを治めむとせば、此神の恩賴を仰ぐに如事なし、今も鳥虫などは、身の病又傷痛などあるときは、治むる方を自知て爲るに、速けく驗あるは、幽に此神の靈ちはひ賜ふなるを、人は中々に巳がさかしら心以て、理に溺たる漢の方を用るからに、病も何も治まることまれなり、漢のも上代は、理に泥ずて、古の傳に任せてせしほどに、驗いちじるかりしは、自此神の靈に賴しなり、）○稻羽之素菟とは、此故事を語る時の名目なるべし、（然らざれば、次に又謂菟神とあるに重なりていかゞなり、於今者とあれば、古は稻羽之素菟と云、今は菟神と云、と云意かとも云べけれど、さも聞えず、記中凡て於今者と書るは、たゞ於今と訓て、至于今の意にて、者字は、波と訓べき例にあらず、他の處にあるを見合せてしるべし、）さて此菟の白なりしことは、上文に言ずして、此處にしも俄に素菟と云るは、いさゝか心得ぬ書ざまなり、故思に、素はもしくは裸の義には非じか、若然もあらば、志呂とは訓まじく、異訓ありなむ、人猶考へてよ、（塵添壒囊抄に、因幡記と云書を引て、此兎の故事を記せる、此記の趣と同じ、但し其始は、高草郡の竹林の竹の中に、老たる兎住けるに、あるとき洪水いできて、此竹林流れにき、兎竹の根に乘て流れて、隱岐島に着ぬ、水かさ落て後、本の所にかへらむとすれど、渡るべきすべなし、そのときに水中に鰐あり、兎鰐に云やう云々、これより後の事は、此記と同じ、因幡記と云は、風土記などを云るにや、）○謂菟神、この神社今も有や、くはしく國人に尋ぬべきことなり、（伯耆國人の云く、本國八橋郡東積村に、鷺大明神と云あり、須佐之男命を祭ると

なり、(初に天神諸命以とあるにおなじ、) ○傷は、上に其身皮悉風見吹拆故痛苦とあるを云り、曾許那波延都と訓べし、○今急、この今は、速くと催し起る意あり、○以水洗は、潮氣を去むために、眞水にて洗はしむるなるべし、(上に云る如く、水門は河の海に落る戸口にて、河と海との交際なるが、此は眞水を用ひむ爲に、水門と云るなれば、河方へよりて、潮の交らぬ所とすべし、然らばたゞに河とこそ云べきを、まぎらはしく水門と云るは、いかにと云に、此處は海邊なれば、河即水門なればぞかし、) ○蒲黃、和名抄に唐韻云、蒲草名、似藺、可以爲席也、和名加末、陶隱居本草注云、蒲黃蒲花上黃者也、和名加末乃波奈、(蒲黃は、花上の黃粉なるを、直に波奈と云るは、此方にては、別に黃粉の名は無くて、其をも花と云るなるべし、さて漢籍にも、蒲黃はもはら治血治痛藥とするは、本此神の靈に賴て、上代より云かつたへしものなり、○今人は、加を濁て賀麻といへど、凡て頭を濁言無し、今も蒲生など云地名などは、淸を以て古を云るべし、) ○輾轉者は、許伊麻呂毘氐婆 (婆は濁音なり、弖婆は多良婆の意なり、) と訓べし、萬葉三 (五十八丁) に展轉と見ゆ、(十の五十四丁、十三の廿九丁にもあり、) 許伊は臥伏を云て、又萬葉に即、反側臥有などもも多く見ゆ、假字は許伊なり、此も萬葉にあり、なほ此言の例、下卷遠飛鳥宮段の哥、(傳三十九) 許夜流とある處に云、○如本膚、靈異記に膚加波邊、字鏡に㓟、膚也加波戸、和名抄に、肌、膚肉也、和名加波倍などあれど、なほ波陀と云ること、古言に多かれば、然訓べし、和名抄に、膚體肌也、和名波多とあり、本膚とは、見吹拆たるが差合のみならず、皮も毛も本の如くに成を云なり、○差は愈なり、伊延那牟と訓べし、○如本也は、本之如爾爲伎と訓べし、此藥方の物

云べきを、都々とはいひがたし、此意をよく辨ふべし、近世に歌道人の云都々の説は、叶はぬことおほし、○讀度、讀は數計なり、萬葉四（十六丁）に月日乎數而、又七（三十九丁）に浪不數為而、又十一（二十六丁）に、時守之打鳴鼓數見者、（これら今本の訓は、皆誤れり、）又十三（十五丁）に、吾睡夜等呼讀文將敢鴨、（今本は、讀を續と誤れり、）又（卅丁）吾寢夜等者數物不敢鴨、（是も今本は訓を誤、）又十七（三十三丁）に月日餘美都追、かく假字にも書り、（今世にも、錢などを數ふるをば、よむと云り、）さて此度は、上なると異にして、渡行を云り、○知與吾族孰多、右の如く為たらむには、實に和邇の族の數をば、知るべけれども、菟の族の數は、知べきならねば、此上に、然後吾亦隨族在悉率來將列伏、爾汝云々讀度、などいふ語もあるべきを、其は今菟の身上を語るに用無ければ、略けるにこそ、○今將下地時、凡そ今と云に三意あり、一には、字の如く常云今なり、二には、今一など云て、有が上に猶添むとするを云、三には、將然との近きを云、（俗にやがてともおつゝけとも云に同じ、即今にともいふなり、）今返來むなど云是なり、（此に又一意あり、今早と催すにいふ是なり、○又今者と云て、今は此ぞ限と云意に用ることあり、）こゝは其意にて、地に下むとするほどの近きを云、下地とは、和邇の背上より氣多前の地に下るを云、○最端も伊夜波志と訓べし、俗に一端と云ことなり、○我衣服とは、毛の付る皮を云り、こは人に准へて、衣服とは云るか、又は伎母能とは、凡て膚をつゝみ藏す物の名にて、人の着る衣服のみの名には非るか、又蛇の伎奴と云ことあれば、此も伎奴とも訓べし、○患の假字は、三代實錄（十三の十七丁）に憂禮比とあり、宇禮閉に非ず、○命以は、以御言

り、)甚大なるが有りと見えて、記中に八尋和邇などあり、(漢籍にも長三丈など見ゆ、)又熊鰐とは、其猛を云る稱なり、凡て熊某と云は、みな猛を云る例なること、上傳五熊曾の處に云が如し、(凡て北國の海には、今も和邇多しと云り、又遙西の外國々にも、此魚多き處ありと云り、)さて此に海と云るは、菟は陸の物にて、海を渡むの謀を語る處なればなり、○族は登母賀良と訓べし、(書紀に、宇我邏また夜加羅と訓れども、此は親族を云に非ればなり、然は訓べからず、)菟の族とは、闔島の諸菟皆をいひ、和邇の族とは、擧海の和邇ども皆を云るなればなり、書紀十一に虬之黨類、又諸虬族とあるも同じ、(族、禮記註に類也とある意なり、)書紀に、黨類、類徒、黨同伴者衆など、皆然訓り、○多小は於本伎須久那伎と訓べし、小は少字の誤かとも思へど、通はしてぞ用ひけむ、(百官の品などには、大と少とを對たれば、多に小をも對べくや、)○競欲計をば、久良辨弖牟と訓べし、○隨其族在悉の五字は、其族之阿理能許登碁登と、師の訓れつるに從ふべし、(但族は、上の如くトモガラと訓べし、)有限不遺と云意なり、萬葉五(二十九丁)に、布可多衣、安里能許等其等、伎曾倍騰毛とあるにひとし、○列伏渡、此渡は、此處より彼處まで續くを云り、彌亘字を訓る意なり、○走乍、凡て乍字、古書には、必都々と訓例なり、都々は、此事と彼事と相交るとき、其間に置く辭なり、此は走もし讀もして、二事を相交へて爲るなり、(走々讀とも、走ながら讀ともいふに同じ、故此乍字を、後世には那賀良とも訓なり、凡て都々と那賀良と、通ひて聞ゆること多し、物語文などに、必都々と云べきを、那賀良と云る例あり、○近世の歌に、而と云べき處を、都々とよむこと多し、こは誤なり、都々と云べきを、弖と云むは可し、弖と

八十神の問る言、次に菟の答たる言など有べきを、其は次の大穴牟遲神の問賜へる處に、委曲に擧て、此には省り、抑前に言て後に省こそ、文章の常なるに、此は前に省て後に言るは、凡て大穴牟遲神の事業を主と語る故に、其處を委曲にいへるなり、○將爲者は、勢牟波と訓べし、可爲樣者と云むが如し、(此を師は、母登能菟登那良牟爾波と訓れき、此は漢文の格に依て、意を得て訓れつるものなれど、撰者の意は然る心にて書るに非じ、凡て此記は、漢文の格に依て、意を得て訓べき處と、又漢文の格にかゝはらずて、たゞ古語の隨に字を置るとの差あり、こゝはたゞ古語の任に置る文字なれば、字のまゝに訓べきなり、)○海鹽(鹽は借字にて、潮をいふ、下同、)は宇志富と訓べし、齊明紀大御哥に、于之裒と見ゆ、○尾上のことは、朝倉宮段(傳四十二の始)にいふべし、○從八十神之敎而の而は、爲而の意なり、遠呂智段に、隨告而とあると同格ぞ、○乾の假字は、字鏡の燥字の下に、可和久とあり、○其身皮とは、膚を云なり、その故は、上に裸と見え、下文に悉剝我衣服とあれば、毛の付たる皮はなければなり、○痛苦は伊多美弖と訓べし、そもそも此菟は、八十神のために、何の怨仇ならぬを、かく令惱るは、甚も惡有神たちなりけり、凡て由なきすさみに、物を傷ふことは、昔も今も不善人の爲ることなりかし、○最後は、伊夜波弖と訓べき由、前に云が如し、(傳六黄泉國の段)○僕、これも阿禮と訓べし、即次に吾とあり、○淤岐嶋は隱岐國なり、○和爾、和名抄に麻果切韻云、鰐似鼈有四足、喙長三尺甚利齒、虎及大鹿渡水、鰐擊之皆中斷、和名和仁と云り、此魚の事、古書に多く見ゆ、(宇治拾遺に、虎の海へおちいりける足を、和邇のくひきりけるを、その和邇つひに虎にくひ殺されたる物語をのせた

によれり）○從者は、延佳本に志度理辨毘登と訓るも、然こと（書紀廿四に傔從者、しどりべは後執部にて、最後に行從者を云）なれど、なほ廣く登母毘登と訓て有ぬべし、下卷穴穗朝段に、御伴人ともあり、書紀に、從とも從人とも傔人ともある、皆トモビトと訓り、さて同兄弟の中に、此神しも如此賤きさまに見役たまへる所由は、凡て大なる功業を立むとする人は、細事にはかゝはらぬから、中々に人の云まゝに從ふものなればなるべし、此意は次の手間山の事にても見えたり、○氣多之前は、因幡國氣多郡の海邊の崎なり、○裸、阿加波陀那流と訓べし書紀垂仁卷に、裸伴此云阿箇播娜我等母とあり、又雄略卷に、禿鷄とも見ゆ、古き歌に阿加波陀能山ともよめり、顯膚の意なり、又赤膚にても有べし、（史記秦始皇本紀に、伐湘山樹赭其山、又波陀加と云は、膚顯にて、阿加波陀を下上に云言なり、然るを阿加波陀加と云は、此を意得ぬひが言にて、由なく同言の重なるぞかし、右に引る書紀の訓注の我字は、之の意なり、故濁音字を用ひたり、思ひあやまることなかれ）こゝは菟の毛の無を云り、○菟、（此方の古書には、兎を多くは菟と作り、漢籍にもさる例ありて、字書にも相通と云るもあれど、そは誤なりと、或書に云り、菟を兎とはかくべく、兎を菟とはかくまじきことなりとぞ、信にさも有べきことなり）萬葉十四東歌にも、今の田舍人も、乎佐藝と言ば、然訓べしと師は云れき、されど凡て古書に、宇の假字に此字を用ひたるを思へば、なほ宇佐岐ぞ正しかりける、天武紀に置始連菟と云人名をも、元正紀には宇佐伎と書れたり、（乎佐岐は本より田舍言なるべし）和名抄に四聲字苑云、兎似小犬而長耳缺脣、和名宇佐木、○爾八十神謂其菟云々、此上に、菟の裸にて伏る所以を、

て、天降て、大巳貴神に問給ひし言に、汝意如何當須避不云々、事代主神曰、我父宜當奉避、吾亦不可違、因於海中造八重蒼柴籬、蹈船枻而避之、また出雲國造神賀詞に、國作之大神乎毛媚鎭天、大八嶋國現事顯事令事避支などあり、但彼は自退て讓避をこそ云るに、此は下文の事どもを見るに、さに非ず、競爭ひつれども、及ず負て退き避れるなり、(若くは終に大國主神に歸服て、自避し事のありしが、記にはもれつるにもやあらむ、)○稻羽は因幡國なり、彼國法美郡に、稻羽、(伊奈波)鄕あれば、是より出たる國名なるべし、名義は、稻葉よりは出けむ、○八上比賣、和名抄に、因幡國八上(夜加美)郡あり、此より出つる名なり、(又は此比賣神の坐し處なる故に、地名となれるか、その本末は辨へがたし、○萬葉四に、八上釆女も見ゆ、)○有欲婚云々は、用婆波牟能心有豆と訓べし、此言は、下八千矛神御歌に、佐用婆比とある處に委く云べし、○共行は、出雲國より行なるべし、○負帒、負の假字は和名抄に、稻負鳥を、此讀以奈於保世度里、とあるに依べし、帒は、同書に、蔣魴切韻云、袋囊名、字亦作帒、和名布久路、また唐韻云、縢囊之可帶也、和名於比久呂、これら共に行旅具に載たれば、古は旅用物を帒に入て、從者に齎せ行と見えたり、(蜻蛉日記などに、餌袋に菓子など入て、旅にもたることと見えたり、餌袋の名は、鷹より出つらめど、それに種々物入なるは、古の旅に袋をもたることののこれるなるべし、)西宮記蹈歌、裝束條に、又以衛府官人、爲持袋者、裝束如常、また禁秘御抄得選條に、行幸之時持大袋、與內侍同車、是不可然事第一也とあり、書紀雄略卷に、根使主を罪なひ給ひて、其が子孫を賜茅渟縣主、爲負囊者、とあり、賤者の役と見えたり、(或人の云、事功の人におくるゝ者を、世俗に袋持と云も、此故事

邇捕我。悉剝我衣服。因此泣患者。先行八十神之命以。誨告浴海鹽當風伏。故爲如教者。我身悉傷。於是大穴牟遲神教告其菟。今急往此水門。以水洗汝身。卽取其水門之蒲黃敷散而。輾轉其上者。汝身如本膚必差。故爲如教。其身如本也。此稻羽之素菟者也。於今者謂菟神也。故其菟白大穴牟遲神。此八十神者必不得八上比賣。雖負帒。汝命獲之。

兄弟、こは下に庶兄弟とありて、異母なれば、(波良加良とは訓がたし、)阿爾於登と訓べし、〇八十神は、たゞ多きを云めり、必八十柱と限れるには非じ、中卷明宮段末に、故八十神雖ㇾ欲ㇾ得二是伊豆志袁登賣一、皆不ㇾ得ㇾ婚、とあるに同じ、考合せて知べし、書紀神代卷に、八十諸神、垂仁卷に八十魂神、などもあり、又百八十神と此記にあるも、同じたぐひなり、(式に、阿波國美馬郡八十子神社とあるは、前後の神社を合せて思ふに、伊邪那岐大神の、多くの御子を申すならむ、〇こゝを舊事紀に、事八十神とて、一神の名にしたるは、例のひがことなり、次文に、皆とも各とも共議ともあるにてしるし、)〇皆國者避二於大國主神一、こは後の事を先言おきて、次に其然る所以を、初より具に言ふ、(此次より、下文の每二坂御尾一追伏、每二河瀨一追撥而始作ㇾ國也、とある處まで、みなその事なり、)皆は、八十神皆なり、國は、此天下を云、避とは、書紀に、經津主神、武甕槌神、大御命を受

古事記傳十之卷

本居宣長謹撰

神代八之卷

故此大國主神之兄弟八十神坐。然皆國者避於大國主神。所以避者。其八十神各。有欲婚稻羽之八上比賣之心。共行稻羽時。於大穴牟遲神負帒。爲從者率往。於是到氣多之前時。裸菟伏也。爾八十神謂其菟云。汝將爲者。浴此海鹽。當風吹而伏高山尾上。故其菟從八十神之敎而伏。爾其鹽隨乾。其身皮悉風見吹拆故。痛苦泣伏者。最後之來大穴牟遲神。見其菟言。何由汝泣伏。菟答言僕在淤岐島。雖欲度此地。無度因故。欺海和邇（此二字以音下效此）言。吾與汝競欲計族之多小。故汝者隨其族在悉率來。自此島至于氣多前。皆列伏度。爾吾蹈其上走乍讀度。於是知與吾族孰多。如此言者。見欺而列伏之時。吾蹈其上讀度來。今將下地時。吾云汝者我見欺言竟。即伏最端和

皆合る物をや、

古事記傳九之卷終

社大國玉神社と云多し、皆同じ、其中には、此大穴牟遲命を齋へるもありぬべし、さて宇都志とは、此御名は、元須佐之男大神の詔に、爲宇都志國玉神と詔へるより起れり、其は根國にして詔へる御言なる故に、此國を指て顯見國とは詔へるぞかし、書紀にも顯と書れたり、（又は上に宇都志日金拆命と云もあれば、只何となき稱名にて、宇都久志の意ともしつべくや、とも思ひしかど、然にはあらじ、）○并有五名、五名は、那伊都々と師の訓れつるぞ、此方の物言なる、（或說に、大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社五座は、此五名を祭と云り、神祇令義解に、狹井者大神之麁御靈也とあり、）書紀には、大國主神、亦名大物主神、亦名國作大己貴命亦曰葦原醜男、亦曰八千矛神、亦曰大國玉神、亦曰顯國玉神、顯此云于都斯、と、七名を擧られ、古語拾遺には、大己貴神、一名大物主神、一名大國主神、一名大國魂神と、四名を擧たり、さて此神のこと、書紀本書に、須佐之男命櫛名田比賣に御合坐て、生兒大己貴神とあり、此は凡て上代には、遠祖までをかけて、みな意夜と云、子孫末々までをかけて、みな古と云れば、（此事上にも下にも委く云り、）此も須佐之男命の御子孫と云意にて、御子と申傳へつるより混し傳なるべし、（然るを此書紀の文になづみて、八嶋士奴美神より、大國主神までを、一神なりといふ說もあるは、痛く強たるわざぞ、）其故は、此記に右の如く、世々の神、御名さだかに見えて、六世孫なることいと著明ければなり、且書紀にも一書には、八嶋篠、五世孫、即大國主神と見え、又一書には、素盞嗚尊所生兒之六世孫是曰大己貴命、（これは兒之六世とあれば、七世孫と云に似たれど、さにはあらず、六世は素盞嗚尊より六世なり、）と見え、姓氏錄にも、素佐能雄命六世孫大國主とありて、何れの傳へも

六御禊の段）に云る如く、多くは惡み詈て云言なれども、此の御名は、勇猛を美て云り、さて其も、人の畏み懼る、方より云れば、彼醜女など、云もてゆけば、同意に歸めり、（後世の言に、勇猛人を、鬼神の如しと云に同じ、又思ふに、今語に、豐に堅きことを、志許理とも志加理とも云、色許は、其意にてもあらむか、志許夫都と云言もあり、）さて葦原とも云は、天下を宇志波伎坐せればなり、（上に云る如く、此國を葦原中國といふは、天上より呼名なれば、此神名も、もと天神たちの呼はじめたまへる名なるべし、）中卷に、內色許男命內色許賣命、伊賀迦色許男命、伊賀迦色許賣命など云名もあり、（皆色の上に之とは云ず、）又孝德紀に、高田醜（此云之渠）雄と云人も見ゆ、○八千矛神、萬葉六（四十六丁）に、八千桙之神之御世自云々、又十（二十五丁）にも如此よめり、此も武威の、八千と多くの矛を持る如きの意に稱し御名なるべし、千の意は、今一の考もあり、そは國號考の細戈千足國の解に云り、○宇都志國玉神、玉は（借字）御靈なり、故國御魂とも云り、さて御靈は、上の宇迦之御魂神の處に云るごとくにて、其國を經營坐し功德ある神を、國玉國御魂と云なり、（其由下文に見ゆ、）故此名は、此神に限らず、倭大國魂神、（此をも大穴牟遲神と心得るは、ひがことなり、）高市郡吉野大國栖御魂神社、山城國久世郡水主坐山背大國魂命神、和泉國日根郡國玉神社、攝津國東生郡生國魂神社、菟原郡河內國魂神社、伊勢國度會郡大國玉比賣神社、度會乃大國玉比賣神社、尾張國中嶋郡尾張大國靈神社、遠江國磐田郡淡海國玉神社、能登國能登郡能登生國玉比古神社、對馬上縣郡嶋大國魂神社など、各其國處に、經營の功德ありし神を、如此申して祀れるなり、右の外にも、國々に國玉神

る、信に疑はし、此御名に意富阿那と阿を添たること、古書に例なければなり、又大巳貴と書れたる文字も、いと心得ず、巳字は、於能を阿那に借用ひたるか、又汝と云べきを、於能禮とも云こともある故に、汝に用ひたるか、かにもかくにもまぎらはしく、物遠き書ざまなり、然るを後世人は、本の言の意をば深くたどらで、たゞ大巳貴の字に依て、此御名を說は、いかにぞや、凡て書紀は、かゝる文字がきに、異なるを好まれたる癖なれば、其心して見べし、）さて大穴と書るは、此記を始として、萬葉七（二十三丁）に、大穴道、出雲國造神賀詞、又神名帳、又出雲風土記などに、大穴持、姓氏錄に大穴牟遲命などあり、是らもみな於富那と訓べき證は、和名抄に、信濃國埴科郡鄕名の大穴を、於保奈と記せるこれなり、さて牟遲と母智とは通はして、古より二ツに傳はれる中に、正しく母智とあるは、右の文德實錄のみにて、餘はみな牟智なれば、持と書るをも、牟智と訓ても有りぬべし、（智は、此記には遲とあれば、必濁音なるを、持とも多く書たるを思へば、此は清音にも唱へたるにや、此清濁のことは疑はし、）かくて御名の意は、師說に、穴は那の假字、牟は母の轉れるにて、大名持なり、凡て古へ名の弘く長く聞ゆるを、譽とすめれば、天皇の宮所を遷し賜ひ、御子おはしまさぬ后、又御子たちは、御名代の氏を定め、又名背名根名妹など云と、萬葉二に大名兒などあるも、皆名高き由の美詞、人に向ひて那牟遲と云も、名持てふ言にて、美る稱なり、かくて此命は、天下を作り治め知りたまへる御名の、世に勝れたれば、大名持と美稱へ申せるなりとあり、○葦原色許男神、（葦原之と、之を添て讀は誤なり、此は出雲建、難波根子などの類なる名なれば、必之とは云ぬ例ぞ、）色許は醜と書て、前に志許米志許米伎、とありし處（傳

どの如し、）佐志と訓むか、（和名抄、出雲國大原郡に佐世郷あり、式に佐世神社も坐り、此郷名のこと、風土記に、佐世木より負たること見ゆ、佐世木は、或人、和名抄に、烏草樹佐之夫乃紀とある、是なりと云り、此に依らば、刺國は、右の佐世郷のことにも有むか、又小國の意か、然らば佐須具爾と訓べし、）決めがたけれど、且く（彼佐世郷の事によりて）佐志とは訓、又刺國と連て訓むか、刺と讀て、國大と連むか、（國大と連かば、大は御大之御前と書る例に、富とも訓べし、但女の若比賣と云名に對ひたれば、大の意にては有べし、）此も決めがたし、大神は、尋常の大神と申例には非じ、此神、殊に然崇めて申すべき由も見えねばなり、故大に上聲を附て、常の例ならぬことを示たり、大之神と訓べし、（大と下へ置言は、めづらしけれど、大和國などに、大と云地名もあれば、大の神ともいふべし、尾張國中嶋郡大神々社、臨時祭式に、大或作多とあれば、是も大之神なる例なり、）○刺國若比賣、此御名のこと、右に同じ、若は、父神の大に對へり、○大國主神、下に須佐之男大神の詔に、爲大國主神と詔へり、御名の意傳十彼處に云べし、さて須勢理毘賣命の御歌に、夜知富許能加微能美許登夜阿賀淤富久邇奴斯と作給へり、○大穴牟遲神、此御名の訓は、萬葉三（三十三丁）六（二十三丁）に、大汝とかき、又十八（二十五丁）に、於保奈牟知と見え、古語拾遺には大巳貴とかきながら、（此文字は、書紀によれるなり、）古語於保那武智神、と云ひ、姓氏錄に大奈牟智神、文德實錄八に大奈母智、三代實錄に大名持、延喜式に大名持、また於保奈牟智とある、此等以て知べし、遲は濁音なり、（然るを書紀に、大巳貴此云於褒婀娜武智、とあるに依て、今に至るまで、世人如此唱めるはいかゞ、此訓注は、師の疑ひおかれつ

し狀を、委曲に記せり、(その文いともく〱上代の雅言なり、心留めて讀べし)又嶋根郡の段にも、國引坐云々、出雲郡段にも、國引坐意美豆努命と見え、其餘にも、此神の御事處々に出て、彼國に甚く功ありし神と聞えたり、然るを其御社の見えぬは、如何なるにか、○布怒豆怒神、名義未思得ず、備後國三次郡に布努郷あり、和名抄に出、豆は助辭、怒は主か、又周防國は都濃郡もあり、○布帝耳神、名義未思得ず、(凡て事の跡も何も傳はらぬ神名は、考ふべきたづき無ものぞ)○天之冬衣神、書紀に、須佐之男命草薙劍を、遣五世孫天之葺根神、上奉於天とあり、此と同神なるべし、五世孫もよく合り、又式に、山城國相樂郡和伎坐天之夫支賣神社、(大月次新嘗)此も同神か、(此は賣とあるは、女神にてもあるべし、此記に天之吹男神と云も、上に見えたり、又は賣は根より轉れるにもあらむ)其に並て健伊那大比賣神社もあるも由ありかし、さて名義は、書紀に依に、(須佐之男命かの靈劍を、五世孫に至て、天には奉給ふと云こと、此記又彼紀の餘の傳どもとは異にして、疑はし、されど其劍は、よしや彼草薙には非ずとも、他劍にまれ、此神の天に奉給しことなどの、別に有けむが、草薙のことに混て、傳はりしにもあらむ、古傳ごとには、さるためしも多かりかし)劍にぞ由けむ、さて思ふに、布由伎奴(伎は清音に讀べし)と訓べく、その布由伎は、明宮段歌に、波加勢流多知、母登都流藝、須惠布由、布由紀能須云々、(歌の意は彼處に云べし)これなり、奴は稱名にて主なり、(さて上黄泉段に、十拳劍於後手布伎都々とあるにて、かの葺根と通ふ由も云るし、根も上に云る如く、稱名なれば、奴と同じこゝろばへなり)○刺國大神、刺は佐須と訓むか、(凡て刺某と云言の例、みな佐須なり、刺竹刺車な

神社ありて、同郡に出雲伊波比神社あるは由あるか、又同郡に國滑地祇神社もあり、(滑を奴と訓べき證は、和名抄に、即同國に滑後と書て、沼乃之利とある郷あり、)是久奴須奴神に近し、これらにや、(出雲の肥河にはあらじ、)○深淵之水夜禮花神、深淵は和名抄に、土佐國香美郡深淵(布加不知)あり、式に深淵神社もそこに見ゆ、(師は、水と云む冠辭の如く置るならむと云れき、又水を美と訓れつれども、美ならば、下二字と同じく連て、假字に書べきを、別に水と書き、又御子神名にも美豆とあれば、此も猶美豆なるべし、)水夜禮花の意、凡て未思得ず、和名抄、伊豫國新居郡に花と云郷名はあり、(花は、祖母の御名、深淵之水は、母の御名に由あるか、○花知流より、日河の河に承、さて淵の水に至て、破傷るゝ花と云意に、次々名けしにや、されどさる意以て名けゝむ由もおほつかなし、)○天之都度閇知泥神、都度閇は集へ、知は市か、帳に、出雲國神門郡智伊神社、(風土記には知乃社と有、)あり、泥は稱名、上に云るが如し、又知も共に稱名か、下に遠津待根神と云例あり、猶傳十一同神の條下に云べし、さて前後の例に依に此神のみ、父の名を擧ざることを疑はし、故思ふに、此は父神の名にて、此下に、之女名某比賣と云ことの脫たるにや、又下の段に至ては、父の名を擧ざるも多かれば其例か、○淤美豆奴神、大水主の意にや、(風土記に、八束水とあれば、美豆も水なるべくや、そも〱淤迦美神の女日河比賣、其御子深淵云々、其御子此神まで、みな水に依れる御名は、如何なる緣か有けむ、)又美豆は異意ならむか、とまれかくまれ、父神の名の水と一なるべし、さて出雲風土記意宇郡段に、國引坐八束水臣津野命詔、八雲立出雲國者、狹布之堆國在哉、初國小所作、故將作縫詔而と有て、其國引坐

訓むも語調よろしからずなむ〕○木花知流比賣、凡て神名は、何れも美稱たるこそ常なるに、花知流とは、かの佐久夜毘賣の段に、天神御子之御壽者、木花之阿摩比能微坐と云て、あだなる譬に取れるに、其を今かく名に負給ふは、如何なる由にか、若は此神いまだ壯く盛の齢にて、身亡給へる故に、惜しみて名けしにもや有らむ、木花のことは、下傳十六木花之佐久夜毘賣の處に云べし、〔或説に、此神を石長比賣と同神なりといふは由なし〕○布波能母遲久奴須奴神、布波は地名か、母遲は、大穴牟遲の牟遲と同じ、〔彼をも大名持とも云を思ふべし、布波能母遲と、大穴牟遲と、凡て通ひて聞ゆ、但し布波を地名とするときは、母遲へ連くに能てふ辭いかゞなれば、地名には非じか〕久奴は國主なるべし、〔これ又かの大國主の例あり〕須奴は意得がたし、〔強ていはば、知主か、志流は須と切れり、八嶋知主の例あり、又は奴は美を誤れるにや、上の久奴の奴よりまぎれつべし、さる例あることぞ、若然らば須美なり、某須美と云例は多し、上に云り〕○淤迦美神は、上傳五闇淤迦美神の下また下傳十一淤迦美神の下にも出つ、さて此神の女と云は、此神を祠れる社の神靈の、現壯夫に化て、婦人に娶て、生坐る女子なり、此例多し、委くは傳二十大物主神の條下に云り、考合すべし、淤迦美神を祭る社は、國々に多し、其中に此は何地のとも知がたし、○日河比賣、河字諸本に阿と作るは誤なり、〔もし此字ならば、久麻と訓べけれど、古書に久麻に此字を用ひたる例なし、遠江國に引馬と云地名もあれど、なほ阿字には非ず、明宮段なる矢河枝比賣と云名の河字をも、延佳本には阿と誤れり〕今は眞福寺本に依れり、さて日河は、地名ならむか、神名帳に、武藏國足立郡に、氷川神社、入間郡にも中氷川

子。布波能母遲久奴須奴神。此神娶淤迦美神之女名日河比賣生子。深淵之水夜禮花神。夜禮二字以音此神娶天之都度閇知泥上神。自都下五字以音生子。淤美豆奴神。此神名以音此神娶布怒豆怒神。此神名以音之女名布帝耳上神。布帝二字以音生子。天之冬衣神。此神娶刺國大上神之女名刺國若比賣生子。大國主神。亦名謂大穴牟遲神。牟遲二字以音亦名謂葦原色許男神。色許二字以音亦名謂八千矛神。亦名謂宇都志國玉神。宇都志三字以音幷有五名。

兄は御阿遲と訓べし、書紀神代卷に兄弟、又垂仁の卷に御子たちの次第を云處に、第一をも阿儞とよめり、又仁賢卷にも、異父兄弟など訓り、(此稱、中昔の物語どもにも多かり、今人の心には、阿儞と云は、俗言のごと思ふめれど、言のさまいと古し、和名抄に、兄古乃加美、又母兄波良比止豆乃古乃加美とあれども、古能加美と云は、本第一子に限る稱なり、魁帥なども、其中の長を云、宮司にても、長官を加美とは云り、然るを、必しも第一に限らず、ひろく弟に對へて云は、兄字を訓るから轉れる、後のことなるべし、されば書紀應神卷淸寧卷などに、長子を訓るはよく當れり、此は先に三柱女神坐せば、長子にはあらざれば、かなはず、又伊呂勢伊呂泥などは、同母のを云稱なれば、是も此にはかなはず然ればたゞ勢と云ぞ、ひろく兄字によく當れゝど、此は然

處々にて、穀の事に功有し神を、然稱名けて祭れるも有べし、(漢籍にいはゆる大歳とは、痛く異なり、字の同きに付て、な思ひまがへそ、○倭姫命世記に、眞名鶴稲穂を咋持廻て鳴、云々、此鶴を大歳神と號て祠賜へり、是も穀に功ありし故なり、是を神名秘書と云物に、今此の神の鶴に化り給ひてと云るは、名に附てのおしあてごとなるべし、又朝熊社にて、此鶴を祭て、保於斗志神と云も、於保斗志を轉て、穂落の意にとりなせるなるべし、)○宇迦之御魂神、宇迦は上(傳五大宜都比賣處、又豐宇氣毘賣神處、)に云るごとく食なり、書紀に、伊弉諾尊又飢時生兒、號倉稲魂命、倉稲魂此云宇介能美拕磨、(介は、書紀にはカの假字にのみ用ひたり、氣に用ひたる例なし、)大殿祭祝詞に、屋船豐宇氣姫命、是稲靈也、俗詞宇賀能美多麻とある、此等は、此記に豐宇氣毘賣神とありし(上に出)にあたりて、此なる神とは別なるを、御名の同きは、功德の等き故ぞ、彼は食の元始の靈、此は其食の事に功坐し神なり、御魂とは、恩頼、(神靈又靈などゝもあり、)又萬葉五(二十六丁)に、阿我農斯能美多麻多麻比弖などある意にて、其功德を稱へたる名なり、書紀神武御卷に、粮名爲嚴稲魂女、稲魂女此云于伽能迷と見ゆ、(或人、倉稲魂と稲魂は別なりと云は、倉字に惑へる誤なり、此神武卷を見よ、)和名抄に、稲魂和名宇介乃美太萬、俗云宇加乃美太萬、とあるは誤なり、(こは書紀の訓注の介字を、ケと讀る誤と見ゆ、○或書に稲荷神社三座は、本殿宇賀御魂、第二殿須佐之男命、第三殿大市比賣なりと云り、)

兄八島士奴美神。娶大山津見神之女名木花知流此二字以音比賣生

御を略けるにて、同名なり、坂を上古は佐とのみも云ること、上に委く云るが如くなれば、狭も坂なり、此御名ども、舊き訓も說も皆あやまれり、○舊事紀に、此神亦名大國主神と云るは、書紀本書に、大已貴神を、稻田姬の生兒とあるを見て、おしあてに云る、例の妄說なり、然るを此僞書に惑されて、とかく云人あるはいかにぞや、○神大市比賣、上に神と置は稱名なり、(例おほし) 大市は、和名抄に、大和國城上郡大市、(於保以智○こは書紀崇神卷垂仁卷にも見えたる地なり、) 參河國碧海郡大市、播磨國揖保郡大市、(於布知) 備中國窪屋郡大市、(於布知) 神名帳に、伊勢國安濃郡大市神社などあり、此地々の中に由ある有むか、○娶は美阿比弖と訓べし、上(傳五)に御合とある是なり、さて此は須佐之男命の娶給ふなり、(此字、常には賣登流と訓ど、古言に非じ、) ○大年神、名義、大は例の稱名、年は田寄なり、(多余を切て登となる、さて余世を余佐とも余志とも云る例古に多し、) 然云故は、まづ登志とは穀のことなる、其は神の御靈以て、田に成して、天皇に寄奉賜ふゆゑに云り、(田より寄すと云こゝろにて、穀を登志とはいふなり、) 祈年祭祝詞に、皇神等能依左志奉牟、奥津御年乎云々、八束穗能伊加志穗爾、皇神等能依左志奉者云々、とあるを以知べし、(天下に成とし成る穀は、悉く天皇に神の依し奉り給ふなるを云り、奥津御年は、師說に、稻を云、稻は穀の中にも晩く成ゆゑに、奥と云なり、同じ稻の中にても晩をおくてと云にて知べし、) さて穀を一度取收るを、一年とは云なり、(されば登志と云名は、穀を本にて、年月の登志は末なり、) かくて此神は、此穀の事に大なる功坐し故に、此御名を負給へるなり、さて諸國に大歲神社と云が多かるは、此神を齋へるも有べく、又其

るうへに、鹿も神も、耳多く有ものならねば、八乃耳と云べき由あらめや、）

故其櫛名田比賣以久美度邇起而。所生神名。謂八嶋士奴美神。自士下三字以音。下效此又娶大山津見神之女名神大市比賣。生子大年神。次宇迦之御魂神。二柱。宇迦二字以音

延佳本又一本には、首の故字無し、今は舊印本又一本共に有に依れり、如此る所には、必此字有例なればなり、○比賣下なる以字を、韋弖と訓はわろし、凡て此方の古書に、韋弖に以字を用ひたる例なし、○久美度邇起而は、上傳四に出たり、考合すべし、○八嶋士奴美神、名意は、士は知、奴は主、（是より大國主まで、六世の神名の中に、五世はみな奴と云、何れも此意なり、）美は稱名耳の略にて、上（傳七御宇氣比の段）に云る例の如し、（書紀に八島篠とあるは、美を畧き、八島野とあるは、知を略き、美をも略きて、主とのみ云るなり、八島手とあるは、手は根に通ひて、此も稱名にて、例多きこと上に云り、さてかく同名を、略きも換もしたるにて、士奴美三字みな稱名なることを考るべし、凡て稱名は、略きも換も重もする例なり、）さて此御名は、後に大國主神、國造りて天下をうしはき坐る時に、遠祖なる故に、如此稱へしにや、若然らずは、八嶋知主とは云まじくこそ、書紀には、號清之湯山主三名狹漏彥八嶋篠、（篠此云斯奴、）一云清之繫名坂輕彥八島手命、又云清之湯山主三名狹漏彥八嶋野とあり、（三名は美都奈と訓べし、美は御なり、さて繫名坂は、都奈佐加と訓べし、繫字は、つなぐの訓を取れるなり、かゝれば彼、美都奈佐の

々は、須佐之男命の、此名を賜ふなり、○稲田宮主須賀之八耳神、稲田は、須賀地の舊名なるべし、故稲田宮とも云けむか、ゝれば稲田比賣と云は、此に宮造て御婚坐るよりの名なるべきを、父の初に名告れるは、後名を廻して語傳へたるなり、主は首と同意なり、須賀は、此にては既に地名なり、其故は、さきに吾御心須賀々々斯と詔へるのみにては、此神名に負せ給ふまではあるまじければなり、書紀本書にはたゞ故賜號於二神曰稲田宮主神とあり、一書には始より、稲田宮主簀狹之八箇耳とあり、(是又後名を始へ廻らし云證なり、さて須佐てふ地名、飯石郡にもあれど、こは其にあらず、須々賀を切て須佐と云るなれば、即須賀と同じ、上に須賀須賀斯は、須々賀須々賀斯なりと云るを、おもひ合せよ、)又一書には、此を妻の名とせり、八耳は(借字)嚴都美々か、伊加都と云名の例、これかれあればなり、(伊加は夜と切る、)又足撫耳を約たる名ならむか、(阿志那を切て夜となる、)耳は尊稱なること、上傳七天之忍穂耳命の下に委く云るが如し、若足撫耳の意ならば、足名椎と云と同じ、(足名椎手名椎は、比賣の、須佐之男命の妃に爲給ひて稱し名ならむと、上に云るを思ひ合すべし、又書紀一書に、是を母の名とせるは、手撫耳を約て、多都耳なりけむを、多都と夜都と混て、是をも八箇耳と傳へたるか、然るを八耳の文字に就て、口决に、聞八方稱と云るは、此神にさらに縁なき漫言なり、又聖徳太子を八耳と申せる例を引も、あたらず、かの太子を八耳と申せしこと、此記にも書紀にも見えず、おほつかなし、よしやさる御名ありとも、彼は豊聰耳と申しつれば、由あり、此はさる由あることなきをや、又大祓詞一本に、棹鹿乃八乃耳云々と云を引も、心得ず、此言式に載れるには見えず、私事な

邑之勿首、顯宗卷に縮見屯倉首、孝德卷に村首（首長也）などあり、さて此の首は、後世の宮々（三后宮春宮等）の長官の如くなるを云なり、○任を多禮と訓べき由は、（凡て多理と云辭に二あり、登阿理と亙阿理との約まりだるなり、此はその登阿理の約れる多理を、仰る言なる故に、多禮と訓なり、多禮は即登阿禮なり、）まづ此字は、拜某官の拜と同く、與佐須と麻氣賜と米須と三の訓ある中に、與佐須は此に叶はず、又麻氣賜とも訓べからず、（麻氣は、京より他國の官に令罷意にて、即まからせを約めて、麻氣とは云なり、萬葉に此言多し、みな鄙の官になりてゆくことにのみ云り、心を付て見べし、又史記、南越傳に、天子罷參也とあり、此訓にてマケはマカラセなることをさとるべし、然るを京官の任をも麻氣と訓は、みだりごとなり、）米須と訓ぞ此は叶へる、米須は其人を召來て、其官を授くる意にて、司召と云是なり、（顯宗紀に拜山官、推古紀に任僧正僧都、天武紀に拜造高市大寺司などあり、凡て上代には、本居に在る人を、京に召て、官には任たまへりし故に、召と云し、其名目は後までものこれり、古今集雜部の詞書に、もろこしの判官にめされて云々とあるは、異國に遣すなれば、まけられてとあるべきを、めされてと有は、違へるに似たれども、彼時代は既く麻氣と云名目は絕て、凡て米須といへりしなり、縣召と云も此に同じ、又いはゆる任大臣を、後撰集榮花物語などに、大臣召とあるは、古意によくかなへる名目なりかし、）かゝれば同任字も、其官によりて、皇國の言は異なるぞかし、さて此は、上に喚とあるが此意に當る故に、此任字は、多禮と訓べきぞかし、書紀に、乃相與遘合而、生兒大巳貴神、因勅之曰吾兒宮首者、即脚摩乳手摩乳也とあるは、傳の異なるなり、○負名號云

らねて云ば、今吾須賀宮を造る時しも、八重雲の起よ、此立出る雲、八重垣を成せり、吾夫妻隱らむ此宮の料に、雲も八重垣を作ることよと作給へるなり、(凡て雲のうへのみを云り、然るに妻を隱むために、今吾此宮の垣を造るといふ意を兼て看は、ひがことぞ、よく〳〵詞を味ひしらば、明かならむ、) 此餘の義あることなし、(後世に神道歌道の輩、此御歌にくさ〴〵の言痛き說をつけ、或は秘事などこと〴〵しく云あふめれど、凡て古をしらぬ妄說なれば、論ふにも足らず、又稻田姬の答歌とて有も、古躰にあらず、後世の作事ぞ、又此御歌に、なほ遠呂智のことを云て、八重垣造るを、警戒の意ぞなどいふも、さらに由なきことなり、〇於是喚云々、この喚を米志豆と訓て、下の任字をば多禮と訓べし、其由は次に云、〇首は (都加佐と訓るも、誤にはあらねど、なほ) 意毘登と訓べし、姓尸に某首と云をも然訓べし、私記にも、忌部首讀於比止とあり、書紀に、三輪君子首、忌部首子首など云名を、子人とも書るは、子の韻に意を含める故に、おのづから古毘登と唱へらるゝなり、元明紀に、大津連意毘登と云人名を、元正紀聖武紀には首と書れたり、(然るを意宇登と訓は、旅人をたびうど、商人をあきうど、藏人をくらうどゝ云例の音便にて、正しからず、古書を訓に、かゝる音便の言をまじふべきにあらず、又其字を布と書もひがことなり、此は比の通音にて、布と云にはあらざればなり、かゝる音便の言の假字はみな宇なり、) さてこは本尊稱にて、大人の意なるべし、(書紀に、宇志を大人と書れたるも、漢文の方に取ては、叶はぬ字なれば、此大人と意の同じき故に、移して書れしものなるべし、) 尊て云るは、書紀允恭卷に、首也余不忘矣、これ對人を指て云り、さて首長の意に云るは、景行卷に、村之無長、

へりしは、出雲郡出雲郷のあたりにての事なりし故に、先其處の名に負るが、後に大名にもなれるなり、彼文は意宇郡條、臣津野命の、出雲國を修理たまふ事を云る處に出たる、其修理たまへるさま、先出雲郡のあたりより修理初めて、意宇郡の方にて、修理終たまへる趣なるを、かの八雲立出雲國者と詔へるは、修理初めむとし賜ふときの言なれば、其詔ひし地は、必出雲郡なり、抑出雲てふ國名の事、初須佐之男命の詠たまへりし御哥は、須賀宮にての事なるに、出雲と云郡郷は、遙に離りて、他處にあること、己も初はいと疑はしかりしを、熟く細に考れば、右の如くにて、疑もなく明らかなるものなり、）○都麻碁微爾は、夫妻隱にして、夫婦隱る料にと云意なり、凡て都麻とは、夫に對へて妻を云のみならず、妻に對へて夫をも云稱にて、夫婦の間を互に云へば、（俗に都禮阿比といふにあたれり、）此は夫婦をかねて云るなり、さて微字、書紀には味とあり、其は意いささか異なるべし、（碁微は碁母理の約り、碁味は碁母良世の約りなれば、碁味のときは、夫婦を隱らせむ料にと云意なり、○此句を、妻と共にと云意に見て、稻田比賣と諸共に、宮造りたまふを云、と云る説はかなはず、）さて夫婦隱ると云例は、上傳四久美度の下に云るが如し、○夜幣賀岐都久流は、彌重垣造にて、此も實の垣を云に非ず、彼雲の垣を成と云ことなり、○曾能夜幣賀岐袁、曾能は其なり、都麻碁微爾の句を承て云、さて如此二度上詞を返して云は、古歌の常なり、中頃よりは此格なきを、返て今世の俗の謠歌には常多し、是歌謠の自然の勢にて、折返せば其情深くなることぞかし、終の袁は、只助辭にて、余と云むが如し、（此格多し、下にいふべし、）袁作ると上へ返る意に似たれど、古意は然に非ず、さて一首の意をつ

る意ぞ、○伊豆毛夜幣賀岐、伊豆毛は出雲にて、伊傳久毛の傳久を約て、豆となれるなり、(此は國名には非ず、たゞ出たる雲を云ことなり、)夜幣賀岐は彌重垣にて、幾重もあるを云、但し此は、實の垣を云には非ず、八重雲の立出るを、垣とは云成給へるなり、雲霧は、彼方此方を隔つること垣に似たり、(上の夜久毛の夜を承て、此夜幣賀岐の夜をば見べし、○契冲は、此を宮垣の速に出來ることを、雲の如くなるによそふと云、師も、須賀宮造りたまふを云と云れつれど、今よく思ふに、さには非ず、たゞ雲をかく詔へるまでなり、又師説に、出雲は本より國名、夜久毛多都は、其冠辭なり、その故は、八雲多知出と直につゞけずして、多都と唱擧て、さて次の言をいふ、例の冠辭の樣なればなりと云れしも、一わたりさることなれど、然には非じ、多知伊豆とつゞけずして、多都と先言切たるは、其時見たまへるまゝに、八雲の立よと、先言出給へるなり、さて其雲のさま、八重の垣を成りとのたまへり、) さて此御歌詞より起りて、國名を出雲と負り、(さるから八雲立と云言も、其枕詞となれるなり、) 風土記に、所以號出雲者、八束水臣津野命詔、八雲立詔之故、云八雲立出雲、また八束水臣津野命、詔、八雲立出雲、國者云々とあるは、臣津野命は、此の御歌詞に因て、後に詔へるなり、須佐之男命の、八雲立出雲とよみ賜へる此國はと云意なり、(よく〳〵文義を味ひて知べし、) さて臣津野命の如此詔へるによりて、遂に國名にはなれるなり、(臣津野命は、須佐之男命の四世の御孫にて、次に出たり、さて諸國の例に依に、郷名を取て郡名とし、郡名を國名とせるが多ければ、此國も、出雲郡出雲郷あれば、始は此郷より出たる國名なるべし、其は彼臣津野命の、八雲立出雲國者と詔へるは、廣く一國を指てなれども、然詔

も、杵築は一等降れり、これらかの健三熊命にてかなふべきかは、須佐之男命に坐こと、うたがひなきものなり。）〇茲大神、こゝに始て大神と申せり、（下皆同）伊邪那岐命をも、黄泉段の次よりは、大神と申せり、共に故あることなるべし、さて此は、熊野宮に鎮坐ところを指て申せるなり、（若然らずは、更めて茲大神と云べきに非ず。）於今云須賀と云て、其須賀宮に鎮坐茲大神と云意、おのづからあらはなり、（須賀と熊野とは、本一なりしが、やゝ後には、その須賀てふ名は、近きわたりの山川にのこり、熊野てふ名は、神宮にのこりて、つひに別なるが如くなれるなり、さてかの熊野久須毘命も、此地名より出たる御名なるべし、そは彼命も、此熊野に仕たまひしなるべし。）〇初作は、都久理波自米賜と訓ても有ぬべし、されど茲大神とは、此宮に鎮坐ところを後より云て、是は立返て、其初を云なれば、初字を、別に波自米と訓べし、〇雲立騰、是は此地に宮造婚坐て吉かるべき瑞なりしか、又何の雲とも無れば、（古今集序小注に、八色の雲の立を見てと云るは、御哥詞に依て云る妄説なり。）たゞ尋常の雲にて、何となく立しにても有むかし、此事書紀には見えず、御歌をも、或云とてぞ載られたる、〇作御歌は、美宇多余美斯賜と訓べし、書紀神武御巻に、爲御謠之、謠此云宇多預瀰とあり、枕冊子にも、うたよみしておこせたるとあり、今世にも、女童の語に云ことなり、さて宇多と云名、又余牟と云ことの由などは、予別に委き説あり、言長ければ此には略しつ、〇其歌曰は、曾能美宇多波と訓べし、（曰字は、漢文の格以て書るものにて、古語にかなはねば、讀べからず、何處も何處も然なり。）〇夜久毛多都は、彌雲起にて、彼雲の立騰るを、打見給へる随に詔へる御詞なり、夜は彌にて、幾重も立疊な

岐と云御詞によれば、信に此説も由なきに非ず、然れども、風土記に現に山川社などの名に須我と見え、又御室山の傳説、又熊野御社など、彼此を思ふに、猶上の考に依るべし、又杵築大社のあたりに、今其趾と云處、又八雲山など云あるは、後世の作事なり、）さて此神宮は、式に意宇郡熊野坐神社、（名神大）とある是なり、（風土記に、熊野大社とあり、文德實錄三、仁壽元年九月、出雲國熊野杵築兩大神、並加從三位、三代實錄、貞觀元年正月、奉授正三位、五月授從二位、九年四月授正二位、）さて此社の、須佐之男命に坐ことは、國造神賀詞に、出雲國乃青垣山內爾、下津石根爾宮柱太敷立氐、高天原爾千木高知坐須、伊射那伎乃日眞名子、加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命、風土記にも、伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂乃命とあり、（伊邪那岐命の御子は多かる中にも、天照大御神月讀命須佐之男命は、ことに御愛子に坐こと、上に見えたり、日は、日子日女の日に同じ、加夫呂伎とは、大名持命の御祖なるゆゑに、出雲國にては、殊に如此申せるなり、櫛御氣野命と申す御名は、他神の如く思ふ人あるべけれど、さにあらず、こは須佐之男命の、熊野宮に鎭坐御靈を、殊に稱申せる御名なるべし、その例は、同神賀詞に、大穴持命の事を、倭大物主櫛甕玉命登名乎稱天とあり、此名も他には見えぬを思ふべし、式に熊野と同郡に、久志美氣濃神社と云も別にあるは、熊野神を、又別に祠れるなるべし、さて舊事紀に、此須佐之男命を、坐熊野杵築神宮と云るは、例の妄説なり、又師の祝詞考に、熊野神社を、穗日命の御子健三熊命とせられしは、熊と云名に依てのことなれど、誤なり、さてはかなはぬこと多し、伊射那伎の日眞名子と云、又かの神賀詞のみならず、文德實錄三代實錄などにも、熊野は先、杵築は後にあげ、又勳位

なり、さて下に祁流と云ことを添たるは、語の勢によれり、其は祁理と云ずして、祁流としも云ことは、上の其地を、曾許爾那母と訓る、那母の結辭なり、凡て文章は、如此上下相應ふ辭の格あることなるを、後世人の文は、みな亂て、辭のくさりを知れる人すべてなし、近きころ文章にほこる人あれど、猶これを知らず、）但此命は、根國に罷たまふべきなれば、（書紀に、遂就於根國矣とあり、此記には、此には此事をいひもらしたれども、下文に至て、根之堅洲國に坐事見えたり、）現御身の、永く此地に住給ふべきならねば、坐とは、たゞ御靈の留て、熊野神宮に鎭坐ことを、後より云る語なるべし、（其由はなほ次に云、）○於今云須賀也、此地は、出雲風土記を細に考るに、まづ大原郡須我山、郡家東北一十九里一百八十歩、須我小川、源出須我山と見えて、（又同郡御室山、郡家東北一十九里一百八十歩、神須佐乃乎命、御室令造給所宿、故云御室とも見ゆ、此御室は、須賀宮とは別に造り給ひしか、又須我山も此山も、共に郡家東北一十九里一百八十歩とあれば、相近き處なれば、須賀宮のことを、如此傳へたるか、又同郡須我社も見ゆ、）又意宇郡野代川、源出郡家正南一十八里須我山とある、此須我山も、即右の大原郡なるを云なり、（須我山は、大原意宇二郡にわたりて、其堺にあり、）さて同郡熊野山、郡家正南一十八里所謂熊野大神之社坐と見ゆ、かゝれば須我山熊野山は、相並べる處なれば、（共に郡家正南十八里とあればなり、）熊野神宮ぞ、即此須賀宮處なるべき、故思ふに、久麻野は隱野の義にして、（久麻と許母理と通ふことは、傳三の豐雲野神の條下に云るが如し、）御歌詞の都麻碁微の由なるべし、（或説に、須賀宮地は、出雲郡出雲郷にして、式出雲神社とある是なりと云り、伊豆毛夜弊賀

なれども、事のさま全同きを以て、古傳の意を准て知べし、安平成も心の落着意なれば、心の清ど云と同じきをや、(然れば此はたゞ、此時の自所思御こゝちを云るにて、俗に云心持なり、全体の御心の善惡のさだには非ず、然るを穢惡心性亡て、清淨善心に變化たまふ意とするは、くはしからぬことなり、凡て漢意に溺れたる學者のくせとして、やゝもすれば萬の事を、儒佛の心法に說なさむとするから、此の御言などを執て、心の祓除など云なるは、痛く強言なり、又同記に、秋鹿郡多太郷、須佐能乎命御子衝杵等乎而留比古命、國巡行坐時、至坐此處、詔、吾御心照明正眞成、吾者此處靜將坐詔而靜坐、故云多太とあるも似たることなり、)抑前に既に御身の鬚爪などまでを拔て、祓たまひしかども、なほ穢の盡終ざりしにや、其後しも大宜都比賣神を、ゆくりなく殺給ふ惡行あり、(然れども、此神の御身に種々物の成て、世の大なる利を得つるは、祓除の功德にて、惡事の中より、はや善事の始れるなり、)さて後に大蛇を斬て、無上靈劔を得て獻り給へる、此功たぐひなきに因て、(蛇を殺して、民の害を除きたまふを以て、功とするは、あたらず、其ばかりの事は、此神の御上にとりては、何ばかりの功にもあらじをや、)以往の穢は、皆盡はてたる故に、今自ら御心ち清々しく爲て所思めすなるべし、さて來此地と、其地に係て云るは、此地に又深き所以あるべし、そは凡心には測がたし、そもそも此地は、櫛名田比賣に御婚坐て、其生の御子孫、天下に大なる功績を立給ふべき始の地なれば、此處に來坐て、御心すがすがしくおぼしけむも、宜にざりける、○作宮坐、この坐字は、上の到坐の坐とは異にして、住居たまふと云意なれば、麻志々々氣流と訓べし、(上の麻志は住居なり、下の麻志は崇辭

岐都久流。曾能夜幣賀岐袁。於是喚其足名椎神。告言汝者任我宮之首。且負名號稻田宮主須賀之八耳神。

是以とは、櫛名田比賣を得給へることを承て云り、宮造の事に係たり、○宮可造作之地、(宮字は作字の下にある意に見べし、)宮は御宅なり、さて此宮造は、全櫛名田日女に御合坐む料なり、書紀に、然後行覓將婚之處とある、即此の文に當るを以知べし、凡て上代に、婚禮するには、先其屋を造りしこと、見ゆ、かの伊邪那岐伊邪那美大神の御時にも、先八尋殿を見立賜しこと、思合すべし、出雲風土記にも、神門郡八野郷を、八野若日女命坐之、爾時所造天下大神大穴持命、將娶給爲而、令造屋給、故云八野と云り、○須賀地、書紀に、遂到出雲之清地焉と有て、清地此云素鵝と注せり、(注の地字は衍なるべし、)○我御心須賀須賀斯、(これを須々賀々斯と作る本あり、古の書格なり、)書紀に、乃言曰、吾心清淨之とあり、此言の意は、灑々斯伎なり、(すゝぐを、すゝがしきと云は、さわぐをさわがしき、もどくをもどかしきと云と、同格の語づかひなり、○源氏物語などに、須賀須賀と云言多し、それは滯なく速に事の行を云れば、此とは本より別意か、又垢なく清きと、滯ることなきと似たれば、本は一意か、なほ此事は、中卷明宮段に須久須久登と云る言の處に、委く云てむ、)今此地に來坐つれば、御心ちの、洗灑たる如く、潔く所思給ふなり、今世の言に、心の清と云に同じ、出雲風土記に、意宇郡安來郷、神須佐乃烏命、天壁立廻坐之、爾時來坐此處而詔、吾御心者安平成詔、故云安來也、とあると合せて見よ、處は異

御神の御許に納れりしこと明し、）又一書に、此劔昔在素盞鳴尊許とあるは心得ず、白上は、此大刀を得給ひつる事のあるかたちを白して、献りたまふなり、（此は自高天原に參上てにはあらず、人を使はして献りまたふなり、白と云る言、おのづから然聞ゆ。）上とは、此國より高天原に上るを以ていふなり、そも〳〵此大刀の事、始に伊邪那岐大神の、伽具土神を斬給ひし、御刀に着る血の成れる樋速日神、斐伊郷に住給て、其斐伊川上にして、今如此大蛇を斬給て、其川血に變て流と云、その尾中より、又此靈劔を得給へること、此彼深き由縁あるかな、（さて又かの樋速日神と同く成坐る、建御雷神の御大刀、石上に鎮坐せば、此の須佐之男命の御大刀の、同く石上に坐しも、又由縁有けり。）〇草那藝之大刀、大刀は、下に出たるには皆劔と作り、同じことなり、書紀にも、草薙劔此云倶娑那伎能都留伎とあり、さて此に如此云るは、後名を擧て知らせたるものなり、書紀に、此所謂草薙劔也、一書曰、本名天叢雲劔、蓋大蛇所居之上、常有雲氣、故以名歟、至日本武皇子、改名曰草薙劔矣とあり、なほ此大刀の事、傳廿七倭建命の段にいふべし、

故是以其速須佐之男命。宮可造作之地求出雲國。爾到坐須賀（此二字以音。下效此）地而詔之。吾來此地。我御心須賀須賀斯而。其地作宮坐。故其地者於今云須賀也。茲大神初作須賀宮之時。自其地雲立騰。爾作御歌。其歌曰。夜久毛多都。伊豆毛夜幣賀岐。都麻碁微爾。夜幣賀

通はし云り、(都流岐は、右に云る如く、物を利く斷切るさまを云言なれば、正くは都流岐能多知と云を、略きて都流岐とのみも云なり、然れば精しく分ていふときは、多知はなべての名、都流岐は其用を稱たる名なり、) 又字も、劒とも大刀とも刀とも横刀とも通はし書て、差別なし、(然るを和名抄に、四聲字苑云、似劒而一刄曰刀、似刀兩刄曰劒、また鐫鏤、文選讀豆流岐と云るは、漢國のさだなり、此に依て、劒をばかならず都流岐とよみ、多知には必大刀と書こと、心得るは、後世のことなり、さて師の、古のは皆諸刄なり、片刄なるは後の物ぞと云れしは、信にさることなり、但上代にも、小刀には、片刄なるも有つとおぼしきことあり、玉垣朝段に、紐小刀とあるは、必比毛賀多那と訓べきなり、書紀にも匕首と書て、然よめり、その加多那てふ名は、片刄か片薙かの義と聞ゆ、然れば上代にも、小刀には片刄なるもありて、其を加多那とは云しなるべし、和名抄にも、大刀、和名太知、小刀、加太奈、又刻鏤具にも、刀子、賀太奈とあり、然るを片刄なるが便よき故に、いつとなく後には、大刀をも凡て片刄にすることにはなれりけむ、天智紀三年、大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀とあり、これらの小刀は、諸刄なりしか片刄なりしか、知がたし、又武烈紀歌に、飫裒陀㩵とあるは、大刀の中にて大なるをいふなるべし、) ○故取此大刀、舊印本又一本には、此五字無し、今は眞福寺本又延佳本に依れり、○思異物而白上云々、書紀に是神劒也、吾何敢私以安乎、乃上献於天神也、(古語拾遺も同) 又一書に、此不可以吾私用也、乃遣五世孫天之葺根神、上奉於天、とあり、(たゞ天神といひ、又天と云るは、正しく天照大御神に献りたまふには非ずと聞ゆめれど、此大刀後に御孫命に授け賜へれば、天照大

あらず、と云説もあれど、信られず。）○切散は伎理波布理と訓べし、水垣宮段に、斬波布理其軍士と有に依れり、委くは傳廿三の彼所に云べし、書紀には寸斬とあり、○變血は知邇那理弖と訓べし、書紀には此事見えず、仁徳巻六十七年、笠臣祖縣守が、備中國川嶋川の派なる大虬を斬る處に、河水變血と見えたる、（變をカヘヌと訓るは、かへりぬなり、かへるとは、色のかはるをいふ。）○中尾とは、八尾なれば、端なる中なるあるなり、○御刀は、即右の十拳劒なり、○及毀、毀は迦祁伎と訓べし、伎は語辭なり、尾中に劒ある故に、其に觸て及の毀つるなり、○都牟刈之大刀、（刈を伎と訓るは由なし、又羽と作る本も誤なり。）書紀にはたゞ劒、また神劒とのみあり、都牟賀理とは、物を利く截斷貌を云言にて、今世語に、豆加理又須加理など即是なり、大神宮神寶に、須我流横刀と云あるを、（式又儀式帳などに見ゆ。）須我利劒とも云り、又式に、出雲國出雲郡都我利神社と云あり、是等も同言なり、さて都流岐と云も、此都牟賀理の約りたる名（賀理は岐と切り、牟と流と通ふ。）なれば、都牟刈之大刀は、劒之太刀といふに同じ、（師の冠辭考つるぎだちの條に、此事見えたれども、其説まぎらはしく、又たがへることとあり、其は都牟刈は尖りたる意と云ながら、又刈は葉刈草薙など云て、物を刈斷こゝろなりと云れたるはいかゞ、今思ふに、尖りたる意にはあらじ、又大葉刈草薙なども、刀の利きを云る名なれども、大葉刈の刈は、木草の葉を刈斷を云たるなれば、都牟刈の刈とは異なり、都牟賀理は利く截斷貌を云言なれば、刈は借字なり、此わきためよくせずば混ひぬべし。）大刀は、師の考に、斷の意にて名けたりと云れたるが如し、物を斷具なればなり、さて古書には、多知とも都流岐とも、たゞ同物を

也、又一書には、以蛇韓鋤之劒斬云々、其斷蛇之劒、今在吉備神部許也、又一書には、以天蠅斫之劒斬とあり、古語拾遺には、以天十拳劒斬とありて、其名天羽々斬、今在石上神宮と注せり、(石上は、一書に吉備神部許ともあるから、備前國赤坂郡石上布都之魂神社これなりと云り、まことに一わたりは誰も然思はるれど、よく思へばさにあらず、其故は、さしも名高き倭なるをおきて、吉備なるを、たゞに石上とは云てむや、若吉備のならば、かならず吉備石上などゝ云べけれ、さればなほ倭の石上なるべし、さて推度ていはゞ、書紀崇神巻六十年に、矢田部造遠祖武諸隅を御使として、出雲大神宮に藏れる神寳を、召上て見たまふことあり、矢田部造は、姓氏錄によるに、物部氏の別なり、さて垂仁巻廿六年に、物部十千根大連に詔て、出雲の神寳を撿挍しめ、仍て神寳を掌らしむ、又八十七年の文に、同人石上の神寳を掌ること見ゆ、然れば此須佐之男命の御劒、出雲神宮に藏れりしを、右の崇神垂仁の御時など、餘の神寳と共に、京に召上たまひて、其時よりや石上には納められたりけむ、此石上には、なほ種々の神寳を納められしこと、垂仁御巻に見えたり、さて後に所以ありて、備前國へ遷し奉しなるべし、其時倭の本宮の名を取て、かしこをも、石上布都御魂神社とは申すならむ、いかにまれ、石上布都魂と云名は、必倭のより出たることと明きをや、かゝれば書紀又拾遺に、在石上と云るは、初倭に坐し時の傳へ、在吉備と云るは、遷りたまひて後の傳へ說なるべし、然るに備前の石上社傳說には、神劒は昔大倭の石上へ遷し奉て、此社には坐まさずと云り、いかゞあらむ、又此劒在吉備とあるにつきて、須佐之男命の蛇を斬たまひしも、實は備前國なり、故に簸川といふも備前にあり、出雲の斐川には

れる如く聞ゆれども、(師は、此二字を志加と訓れつれど、然訓べき處に非ず、) 凡て如此と言辭は、上に云終たる事を承て云辭なれば、此も隨告爲つなど、云終て、此辭を置べきを、此は然云切ては宜しからざる故に、而と云て、(此記の例として、隨と云る處は、いづれも必下に而字を置り、そは多くはまに〳〵と訓て、而字は讀まじきなり、然るを此は、そのなべての例とは異りて聞ゆるなり、) 下に續たれども、斷たる意にて、如此とは云るなり、これ古文のさまなり、而を句とすべし、此字まで一句は、專足名椎手名椎に係り、如此設備待と云は、兼て須佐之男命にも係れり、其故は、信如言と云は、須佐之男命の御心にて云ればなり、かゝれば此處は、語は斷ざれども、事の轉る處なる故に、如此とは云るなり、(古今集序に、難波津の哥は、帝の御始なり、淺香山の言葉は、婇のたはぶれより讀て、此二哥け云々、此に讀てと云て、此二哥はと、轉てつゞけたる文勢、此と似たり、) ○信如言とは、嚮に老夫が、今其可來時と云し如くなり、書紀に、至期果有大蛇云々とあり、(さて彼紀には、此處にて大蛇の形狀を云れば、此も、蛇の形狀の、言し如くなりと云意もこもるべし、) ○已頭、書紀に頭各一槽飲醉而 (各下に低字など脱たるべし、今本のまゝにては聞えず、各一槽酒を飲盡す意とするは强說なり、) とある、頭各と合せて思ふに、已字於能母於能母と訓べし、(こゝは於能賀と云べき處にはあらず、) 八頭各なり、前にも云る如く、各は已々にて、即續紀廿六に、於乃毛於乃毛とあり、○垂入二字、多禮豆と訓べし、○死由二字は、決く誤れるものなり、眞福寺本には、⿱死由と一字に作り、故思ふに皆一字なるべし、皆とは八頭皆なり、○所御佩之十拳劒、此劒の事、書紀一書に、其斷蛇劒號曰蛇之麁正、此今在石上

付と云これなり、されば酒も、かびだたせて作る意にて、加牟とは云なり、故加毛須とも云り、）○垣は限なり、○作廻は、師の作母登本志と訓れたるに從ふべし、母登本志は、母登本良志米なり、母登本留は、即廻ることなり、萬葉十九（三十一丁）に、大殿之此廻之雪莫蹈禰、また大殿乃此母等保理能、なほ此言、傳十九白檮原宮段神風云々の歌の下に出、○毎門結八云々とは、門毎に一つゝにて、八門なれば、合せて八結を云、（一門毎に八つゝ、合せて六十四にはあらず、）古文には此言て、ほのかに通せたること多し、（大祓詞に、天津金木を本打切末打斷て、千座置座に云と云るも、打斷ての下に、置座に作りと云言を省て、然聞せたるに同じ、此も毎門結佐受岐、八門合て八佐受岐と云ては、言重なる故に、省て然聞せたるものぞ、）よくせずばまぎれなむ、さて八稚女八俣八頭八尾八谷八尾八鹽折八門、いづれもたしかに七八の八には非で、本はたゞ多きを云るなるべし、○佐受岐は、書紀に、作假庪八間と書て、假庪此云佐受枳とあり、庪は閣也と字書に見え、又所以藏食物とも見ゆ、和名抄古本に、類聚國史云、假床此間云佐受枳、今案假搆屋內床之名也とあり、此らは字に就て云るのみなり、佐受岐は、後世に物見る料に搆ふる、佐自伎と云物即是なり、（さじきは、即さずきの訛なり、書紀釋に、今世棧敷と云り、棧敷の字は、おしあてに作れるものなるを、此字に依て、さむじきと唱るは、いたくひがことなり、さじきてふ名は、物語文におほく見ゆ、）書紀神功卷に、祈狩の處に、二王各居假庪、赤猪忽出之登假庪、また雄略卷に、張夫婦四支於木、置假庪上、以火燒死なども見えたり、○置酒船而、書紀に、各置一口槽而、盛酒以待之也とあり、○随告而、如此云々、而は爲而の意なり、さて此處は、如此二字長

出、〇八鹽折之酒、書紀に八醞酒と書り、醞は釀酒也とも、久釀也とも、字書に注せり、又和名抄に、說文云、酎三重釀酒也、(漢語抄云、豆久利加倍世流佐介、) 西京雜記云、正旦作酒、八月成、名曰酎酒、一名九醞とあり、さて此を夜志本袁理と云所由は、私記に、或說、一度釀熟、絞取其汁、弃其糟、更用其酒爲汁、亦更釀之、如此八度、是爲純酷之酒也、謂之鹽者、以其汁八度絞返故也、今世亦謂一度便爲一鹽也、謂之折者、以其八度折返故也、是古老之說也と云り、此說大かた宜しかるべし、八度折返とは、古何事にまれ回復て物するを、折と云るにや、物語文に折返し歌ふなどあり、(こは折から折節其折彼折など云折と本同じ、又より〳〵のよりも同言なり、一度二度を、一より二よりと云は、此の折と全同じ、) 又酒折池酒折宮など云もあるを思へば、折は酒を造るに殊に云言なるべし、さて新撰字鏡に、醎志保留とあり、(醎は、醴俗字と見ゆ、さて醲は、說文に厚酒也と注せり、) 此に依らば、厚酒を造るを志保留とは云るにや、志保留は即志本袁留の切まりたる言にて、幾度も折返し釀意なるべし、(さて物を絞ると云も、此より出たること、又物色を染る度數を一しほ二しほと云も、本同意にて、其は理を略る言ならむ、) さて志本とは、(酒を造るにも色を染るにも) 其汁を云名にやあらむ、(潮も、かの伊邪那岐大神の段に、鹽許袁呂許袁呂邇書成てふ古言によれば、凝堅まるべき汁の意なり、さて食鹽は、潮より出たる名なり、) 又八鹽折之紐小刀と云もあり、其は傳廿四玉垣宮の段に云べし、〇釀は、酒を造るを云、古歌にこれかれ見ゆ、字鏡に、釀造酒也、佐介加无と注せり、(此加牟を、口にて咬咀て作る故なりと云は、おしあてのひがことなり、加牟は、和名抄に、麴を加無太知とあるは、かびたちにて、俗に花の

於湯津爪櫛取成其童女は、其童女袁湯津爪櫛爾取成と訓べし、湯津は、上傳五湯津石村の下に云るが如し、(清潔の義、又は木名など云は、あたらず、)爪は、(借字)加都麻の上を略けるなり、加都麻は堅津間にて、(多都を切むれば都なり、)櫛の齒のゑげくて、間の堅くせまれるを云り、无間勝間小船の勝間も此意なり、猶傳十七彼所に委く云べし、(古の櫛は、爪の形したりとも、妻櫛の意なりともいふは誤なり、)(櫛は、本串と同名なり、黄泉段に火を燭し賜ふを思へば、上代の櫛の齒は、やゝ長かりしかば、串と同類ぞかし、取成とは、取はたゞ輕く添たる辭とも云べけれど、なほ手に執て爲るを云なり、さて此は、下に令取其御手者、即取成立氷、亦取成劔刄、とあると同くて、此物を變化て彼物に爲なり、書紀に、立化奇稻田姫爲湯津爪櫛而插於御髻と書れたる、化字にて明し、(古來此立化二字を、タ。チ。ナ。ガ。ラ。と訓るはあたらず、立一字をさも訓べし、さて化字と下なる爲字とを合せて、とりなしと云言に當れり、)然れば是は、比賣の身躰を櫛に變化て、須佐之男命の己命の御美豆良に刺給なり、(然るに中古より異說ありて、稻田姫の處女なるよそひを化て、櫛を其髻にさして、須佐之男命の御妻にしたまふなりといひ、或は須佐之男命の、稻田姫の形に化て、櫛を爲て御髻にさしたまふなりと云は、みなひがことなり、)さて如此く爲賜ふ所以は、いかなるにか知がたし、清輔奥義抄に、櫛に取成て、蛇に見せじとし賜けるにや、爪櫛には、惡鬼のおづる物にて侍るにこそ、同紀にも、醜女に追れて、逃るにすぢなくて懷より爪櫛をとり出て打まく、其時醜女追さして返りぬ、と云ることありと云り、(但しおぢて追さしたりとは見えず、)如此る由にもや有む、○御美豆良は上傳六の始に

六石長比賣の下に委く云を考へ合すべし、）さて奉字は、多豆麻都流とも訓ども、又常に麻都流とばかりにも用る故に、かく立字を添ても書るなり、さて献るを立とばかり云るは大神宮儀式帳（六月十七日夜御食直會歌に、）佐古久志侶伊須々乃宮仁御氣立止云々、（御食奉るとてなり、）これなり、（又萬葉一に、山神乃奉御調等、六に、宮柱太敷奉などある、此二の訓は、誤とは見ゆれど、奉を多都ともいふことの有しから、古くよりかく訓るなれば、これらも一の證とはすべくなむ、）

爾速須佐之男命。乃於湯津爪櫛取成其童女而。刺、御美豆良。告其足名椎手名椎神。汝等釀八鹽折之酒。且作廻垣。於其垣作八門。每門結八佐受岐（此三字以音）每其佐受岐置酒船而。每船盛其八鹽折酒而待。故隨告而。如此設備待之時。其八俣遠呂智信如言來。乃每船垂入己頭飲其酒。於是飲醉死由伏寢。爾速須佐之男命。拔其所御佩之十拳劍。切散其蛇者。肥河變血而流。故切其中尾時御刀之刃毀。爾思怪。以御刀之前刺割而見者。在都牟刈之大刀。故取此大刀。思異物而。白上於天照大御神也。是者草那藝之大刀也。（那藝二字以音）

らず、と云意なるべし、（又上古には、女を嫁するには、必その男の名告を聞ならひかとも思へど、御答に御名告なければ、上の意なるべし、）書紀には此言なくて、たゞ隨勅奉矣とあり、○伊呂勢、中卷下卷には伊呂兄と書り、同母兄を云なり、伊呂とは、本愛しみ親しみて云言なり、此事中卷（傳卅一）浮穴宮段、常根津日子伊呂泥命の下に委く云り、考ふべし、（師説に、伊呂は家等にて、萬葉十四東歌に、伊波呂と云るこれなり、さて同母の子は、母と共に同家に在故に、伊呂母伊呂兄伊呂弟伊呂姉と云なりとあり、是ぞ古のさまをよく得られたるものと、さきには思ひしかど、非ざりけり、）さて此命は、御弟なれども、男命なる故に、兄と詔ふなり、其由は上傳六の始に云り、上に天照大御神の大御言にも、我那勢命とあり、○恐立奉は、下に天尾羽張神の答に、恐之仕奉と見え、又事代主神の語にも、恐之此國者立奉天神之御子と見え、又下卷穴穗宮段に、恐隨大命奉進などあると、同語格なり、恐は訶志許斯と訓べし、速に諾して承る詞なり、（今世言に、承諾するを加志許麻理申多といひ、奉畏候など書も、此より出たる言にて、全同事なり、又此は、書紀仁徳卷播磨速待が歌に、伽之古倶等望阿例椰始儺破務、とあるによく似たる趣なれば、加志許久斗毛と訓べきかとも思へり、其は賤女を奉むは、恐くともなり、然れども猶前の方に依るべし、）立奉は多弖麻都良牟と訓べし、如此書る例は、右に引る事代主神の言、又木花之佐久夜毘賣段にもあり、立字を添たる故は、まづ多都とばかりも、物を獻ること、麻都流とばかりも獻ることにて、多弖麻都流と云は、本其二を重ねたる言なり、又獻るを麻陀須と云ることもあり、其を多弖麻陀須とも云る、その多弖も同じ、（多弖麻陀須のことは、傳十

までには正しくは見あたらねども、必言ではえあらぬ辭なれば、如此訓つ、此を多氣と訓るはかなはず、多氣は高にて、人又木草など、立る物に云ことなり、蛇などは横に長き物にこそあれ、高く立物にはあらねば、多氣と云べき由なし、）○峡は袁と訓べきこと、谿八谷の例にて明し、尾に此字を書る例は、書紀懿德卷に曲峡宮、神功卷に活田長峡國などあり、（峡は和名抄に、峡山間陝處也、俗云山乃加比、とある如くなれば、尾には非ず、但し荊州記に、三峡七百里中、兩岸連山無斷處など云る、彼山の長く連なれるさまを取て、尾に用ひたるにや、）書紀には、蔓延於八丘八谷之間と書れたり、（此餘も尾には、畝丘頓丘など、書紀には多く丘字をかけり、）なほ山の尾の事は、下卷朝倉宮段に委く云べし、○悉常は、許登碁登爾伊都母、○血爛は、知阿延多陀禮多理と訓べし、書紀には此事なし、○註に、此謂云々、記中に如此き註の例は、下卷遠飛鳥朝段夜麻多豆の註と、此とのみなり、○是汝之女者は、許禮汝之女那良婆と訓べし、是とは、童女を直に指て詔ふ御言なり、○奉は、字のまゝに多弖麻都良牟夜と訓べし、（舊く久禮牟夜と訓り、書紀も同じ、其の吾に奉ると云むは、いかがと思へる故の訓なれども、上代には、貴人は自のうへをも、尊みて詔ふことつねなり、後世の心を以て疑ふべきにあらず、久流と云言も、土佐日記うつぼ物語などにも見えて、やゝ古けれど、なほ然は訓べきにあらず、）○恐亦は加志許氣禮杼と訓べし、速に諾すべきなれども、と云意の言なり、（師は、亦上に然字脱たるべしとて、カシコシ、カレドモと訓れき、此もさることなれど、なほ本のまゝにて宜し、かゝる處に恐と云言の意は、次に云を合せ考ふべし、）○不覺御名は、御名袁志良受と訓べし、是はいかなる御方かも知

蚍、任天命と云るは、何事ぞ、凡てかく漢めきたる意は、上代にさらに無きことなり、）○今其の其字、本どもに且と作り、（もし且字ならば、麻多と訓べし、）今は眞福寺本及一本に依れり、其とは、上の遠呂智を指て云古言なり、（漢文に云其とは、格異なり、）○赤加賀智、書紀に、赤酸醬と書て此云阿箇々鵝知とあり、和名抄には、酸醬和名保々豆木と云り、名意は赤赫都實にて、都美を切て智と云なり、字鏡に、酸醬加我彌吾、又奴加豆支とあり、（吾は誤字か、）加我彌は赫實なり、（和名抄に、蟒蛇夜萬加加知と云物もあり、）書紀に猿田毘古神のことをも、眼如八咫鏡、而絶然似赤酸醬也とあり、○八頭八尾は、師の加志良夜都袁夜都と訓れつるぞ、皇國の物言なる、○蘿は許祁なり、萬葉に多く此字を書り、和名抄に、陸詞切韻云、苔水衣也、和名古介とあり、（谷川氏云、許祁は木毛なり、）蘿は別に出して、女蘿也比加介、女蘿萬豆乃古介などあれど、此の蘿は、たゞ許祁に用ひたるなり、○檜、字鏡に檜比、和名抄にも和名非とあり、○榲、諸本椙と作、今は延佳本に依れり、抑古書どもに、須疑に此字を用ひ、或は椙とも多く作り、書紀顯宗卷に振之神榲、榲此云須擬と見え、出雲風土記に、杉字或作椙と見え、萬葉などにも、杉椙ともに用ひたり、和名抄に、杉和名須木、今按俗用榲字非也、榲柱也、見唐韻とあれど、漢籍にも集韻に、榲音温杉也と云り、（此は宋代の書なれども、古き據ぞありけむ、さて榲を椙と作くは、常のことなり、椙は榲を誤れるものなるべし、さて須岐は進木なり、此木かたはらへははびこらず、たゞに上へすゝみ上る木なればなり、直木とするはわろし、直をすぐと云こと、古にあらず、）さて此を書紀には、松柏生於背上とあり、○長は那賀佐と訓べし、（大さ廣さ長さなど云格の辭は、奈良

是なり、名義は風土記に、古志郷、即屬郡家、伊弉彌命之時、以日淵川築造池之、爾時古志國等到來而為堤、即宿居之所、故云古志也、(伊弉彌命はいかなる神にか、疑がはし、又古志國下に、人字脱たるか) また同郡狹結驛古志國佐與布云人來居之、故云最邑、其所以來居者、說如古志郷也とあれど、此說疑ひあり、猶下八千矛神の段に云べし、○コの假字に高と書る例、中卷にもあり、(傳首卷に云り) ○八俣遠呂智、(八俣之と之を添て訓はわろし、上の八尋殿十拳劒八咫鏡などの處々に云るがごとし) 八俣は、次に身一有八頭八尾と云るこれなり、即書紀に、頭尾各有八岐とあり、遠呂智は、書紀に大虵と書り、和名抄に、蛇、和名倍美、一云久知奈波、日本紀私記云乎呂知とあり、(今俗には、小く尋常なるを、久知奈波と云、やゝ大なるを幣毘と云、なほ大なるを宇波婆美と云、きはめて大なるを蛇と云なり、遠呂智とは、俗に蛇と云ばかりなるをぞ云けむ) 名義尾於杼呂智にて、尾のおどろ〳〵しきを云なるべし、於杼呂は、棘 (字鏡に藪於止呂) 驚など、同言なり、さてその於は、遠の韻にある故に省り、(和泉國郷名呼唹、大隅國郷名噌唹など、皆遠の韻に於を添たり) 又遠杼は遠と切ればなり、そも〳〵此蛇は、上なき靈劒を、尾中にしも含持れば、其威靈にて、餘所よりも尾は殊に、いかめしくおどろ〳〵しかりけむ、故尾を以て名に負せしなるべし、智は例の稱名なり、(上に多し) 書紀に、汝是可畏之神と見え、又欽明卷に、虎をも威神と云ることある如く、かゝる物をも稱て智とは云るなり、蛟などの知も同じ、○來喫は伎豆久布那流と訓べし、出雲風土記に、神門郡に來食池と云あり、(こは何の由にて名しにかしらねど、言の同じきまゝに引出つ、○口決に、大蛇呑八兒、而老公不去其地、不畏大

の名ともせり、椎は、(借字)野椎などの如く、某豆知と云例あまたありて、上傳五野椎神の條下に云る如く、豆は之に通ふ辭、知は稱名なり、(書紀に摩乳と書る文字になづみて、知を乳養の意とするは、例をも考へず、古言体をも知ぬひがことなり、乳養を乳とのみ云て聞えむ物かは、又父に乳養を以て名けむものかは、)○妻名、女名、上に此老女は妻なり、童女は女なりと申せる言なければ、自妻子としらるゝゆゑに、直に如此は申せるなり、(書紀にも、女には、此童女是吾兒也と云ことありて、次に其名を云へれど、妻にはさる言なくて、此記のごと直に我妻號と云り、)○櫛名田比賣、櫛は(借字)書紀に奇と作て、美稱なり、例は記中に、櫛八玉神櫛石窓神櫛御方命など、猶多かり、名田は稻田にて地名なり、(其由は下に云、)然るを久志より連く故に、志に伊の響有て、自名田と云るゝなり、書紀には奇稻田媛と書れたり、(是もクシ。ナ。ダ。ヒ。メと師の訓れつるぞ古言なる、)又一書には、たゞ稻田媛ともあり、(是は伊那陀と訓べきなり、)又眞髮觸奇稻田媛ともあり、こは枕詞を置るなり、(此事は師の冠辭考に見ゆ、)神名帳に、山城國相樂郡綺原坐健伊那太比賣神社、能登國能登郡久志伊奈太伎比賣神社あり、出雲風土記に、久志伊奈大美等與麻奴良比賣命と云もあり、(こは誤字などあるべし、)○自本、こは常に固と云とは聊異にして、俗言に元來と云意なり、○八稚女は夜袁登賣と訓べし、書紀に、往時吾兒有八箇少女、と書れつれども、八は例のたゞ多きを云るにて、幾人も有し意なるべし、白檮原宮段に七媛女、日代宮段に二孃女などもあり、○在字は、延佳本には有と作り、信に然るべけれど、此方の古書には、通用ひたり、○高志は地名なり、和名抄に、出雲國神門郡古志とある

僕名と云るなどを思へば、大山津見へ係りて聞ゆれども、)書紀に吾是國神號脚摩乳と見え、又記中に僕者國神、名猿田毘古神、又僕者國神名謂井氷鹿などある例に依るに、自云るなり、されば此にてしばらく讀絶へし、さて國神とは、高天原に坐神を、天神と申す(此事傳三、別天神、神世七代の下に云り、)に對て、此國なる神を云なり、(神祇令義解に別たる天神地祇は、疑ひあり、)但何事も此國にて言ことなる故に、天神とは申せども、國神とは徒には言ず、(卷首に、五柱天神をば、別天神とあれども、其次に此國に成坐る七代神をば、たゞ神世七代と云て、國神世とは云ず、是その意ぞ、)國神とは、たゞ天神に對ふときのみ云稱なり、此も天より降來坐る神に對て申す言なり、(右に引る猿田毘古神も然り、又邇々藝命の詔に、必國神之子とあるも、天神の御子ならじの意なればなり、)中卷白檮原朝段に云るは、いさゝか異なり、そはそこに云べし、○大山津見神、上傳五、山神の下に出、書紀には、此に此神の子なること見えず、○足名椎手名椎は、櫛名田比賣を撫愛しみつる由の名にて、足撫豆知手撫豆知の約りたるなり、(豆豆を切れば豆なり、)されば是は、比賣の須佐之男命の御妃に爲給て後に、御親を思て、稱へしものぞ、(然らざれば、子を愛みつる由を、本より親の名に負べき由なし、然らば今此に僕名とて名告つるは、前後違へるに似たれど、凡て後を以始へも回らし言は、古傳の常なれば妨なし、)さて足と手とを分て、父母に當たるには意なし、(石根拆と云ことを分て、石拆神根拆神と云如く、足手撫と云ことを分て負たるのみなり、但足以父に負たるは、古は手足とはいはで、足手とぞいひけむ、今も足手纒などは、足を先にいふめり、)書紀一傳には、足摩手摩と云を、父一人

いまだ成長らぬごと聞ゆれど、下巻に婚是童女といふこともあれば、こゝもむげにいときなきにはあらじ、）書紀に少女幼女幼婦、萬葉六に、漁童女など見え、和名抄に、小女和名乎止米、童女同上ともあれば、童なるをも袁登賣と云なり、（又和名抄に、童女女乃和良倍、書紀五に童女ともあれど、さは訓べからず、又和名抄に、信濃國の郷名に、童女と書て、乎無奈と云るもあり、）又宇那章とも訓べし、和名抄（人倫部老幼類）に、髫髮和名宇奈爲、萬葉十六に、童女波奈理などあればなり、（髮を以て稱ぶこと、總角目刺などのごとし、今世にも童男を前髮と稱ふ、）〇置中而は那訶邇須惠弖と訓、萬葉十一（三丁）に、人祖未通女兒居、守山邊柄云々、書紀には、中間置一少女、撫而哭之とあり、〇泣は那久那理と訓べし、此那理は、古文の辭づかひを知む人、わきまへてむ、下の喫を、久布那流と訓るも同じ、（凡てかゝる那理那流は、見聞物のうへを、他より言ときに、添る辭なり、こゝは老夫老女のうへを、須佐之男命の見たまふ方より言、下の喫は、遠呂智がうへを、老夫の見る方より言なり、此辭中古の物語文などにもつね多かれど、なほざりに見る故に、心をつくる人なし、）〇誰は多禮曾と訓べし、（是を多曾と訓はわろし、已を於乃、我を和、汝を那と云例に、多禮を多といはむは、なほさることなれど、曾は必濁べきを、清は必得ず、）〇僕者は阿波と訓べし、（凡て自稱ときの僕字を夜都加禮と訓は、後世の文には左も有べけれど、上代にはさる言なし、ただ阿禮於能禮といひしなり、）書紀には吾と書れ、此記にも我之女と下にはあるぞ、古言のまゝなる、（僕と書る字は、漢文の格に依れるなり、）〇國神、こは大山津見神に係りて聞ゆれども、（子の下に助字をおきて、此下にはおかず、又下に更に

河上、こは决て其河加美爾人有祁理登と訓べし、(人を始に讀は、漢文のさまなり、)祁理は、推度て定る意の處に用ること多し、○尋覓二字を麻岐と訓べし、○往者は伊傳坐志加婆と訓べし、○老夫は意伎那と訓べし、和名抄に、翁孫愐切韻云、老人也、和名於岐奈、(又古老、於岐奈比止、耆宿、布流於木奈ともあり、書紀に、老公、老夫、長老など、みな於伎那と訓り、)○老女は意美那と訓べし、新撰字鏡に、娠於彌奈とあり、(娠は字書に見えず、字のさまを思ふに、老女の意の和字なるべし、)續紀十三に、紀朝臣意美那と云婦人の名も見ゆ、抑老女を意美那と云は、少きを袁美那と云と對て、大と小とを以て、老と少とを別てる稱なり、(又伊邪那岐伊邪那美などの御名の例を思ふに、意伎那意美那は、伎と美とを以て男女を別てる稱なるべし、)さて和名抄に、説文云、嫗老女之稱也、和名於無奈と見え、書紀に老婆老嫗老女、(かの續紀十三なる紀朝臣意美那をも、同紀五には音那とあり、又家原音那と云も同巻に見ゆ、土佐日記に、おきなおむなと云るも、老夫老女の意なり、然るを註に、翁なる女と云るは誤なり、)又萬葉に嫗、靈異記に、嫗於于那など見えたるは、中古よりして、美を音便に牟とも宇とも云なせるものなり、これ又袁美那をも後には、袁牟那とも袁宇耶とも云と同例なり、(意と袁とを以て、老少を別つことは、祖父母を意知意婆と云ひ、親の兄弟を袁知袁婆と云たぐひなり、然るに後世、意袁の假字亂てより是らすべて分れずなりにたり、又師は、萬葉に據ありとて、老女は於與那と訓べし、和名抄の於無奈も無は與の誤ならむ、と云れつれど、心得ず、凡て於與那と云こと、物に見えたることなし、)○童女は袁登賣と訓べし、袁登賣のこと、上傳四陰陽二神の下に見ゆ、(こゝに童女と書るは、

はかはかみてふ言の證なり〕○在は那流と訓べし、字も辭も萬葉などに例多し、爾阿流の切
りたる辭なり、さて此字を、諸本に名と作るは誤なり、今は一本によれり、書紀に、簸川上所在鳥
上之峯と有をも合見よ、○鳥髮地は、又彼風土記に、仁多郡鳥上山、郡家東南三十五里、伯耆與出
雲之堺と見え、右に引る處にも見えたるが如し、（此山、今俗には船通山と云、此山の東に室原
山あり、其間を越れば、伯耆國日野郡に至るとぞ、）さて地名の下に、之地と云例は、下に須賀地、
また書紀に曾尸茂梨之處とあり、是登許呂と訓べき證にてもあり、さて此を書紀に、下到於安
藝國可愛之川上、といふ傳もあり、○此時は、（字のまゝに訓むもあしからねど、）許能袁理志
母とよむべし、○箸、和名抄に、唐韻云、筯匙也、字亦作箸、和名波之、○從其河は、今語ならば、從其河
上と云べきを、如此云るは古語のさまなり、從は袁の意ぞ、姓氏錄（佐伯直條）に、于時青菜葉、
自岡邊川流下、天皇詔、應川上有人也云々、書紀繼体卷歌に、簸都細能舸婆庾那峨例倶屢などあ
る、みな同じことなり、又萬葉に霍公鳥などの歌に、從此鳴度と多くよめるも、此よりと云意に
はあらず、こゝを鳴わたると云意なり、（古今集春下、清原深養父歌の詞書に、山川より花の流
れけるをよめる、又源氏須磨卷に、おきより舟どものうたひのゝしりてこぎゆくなど云々、こ
れらもみな同じことなり、然るを舊事紀に、さかしらに上字を加て、從河上と書るは、なか〳〵
にわろし、さてこは、從其河箸流下とあるべきを、先上に箸とあるは、何とかや漢文に近きこゝ
ちす、されど此は思定難ければ、姑く文のまゝに訓つ）書紀には、時聞川上有啼哭之聲、故尋聲覓
往者とあり、○須佐之男命、此御名前後みな速字あるを、此にのみ無きは脱たるか、○人有其

所避追而は、夜良波延豆と訓べし、抑此語は、必上の神夜良比夜良比岐の下に續て有べきことなり、若此處にあらば、故下に速須佐之男命者と云ことあるべし、然らざれば、神産巣日神の避追れ給ふこと聞ゆるなり、かゝれば大宜都比賣神の御事の、此上に出たるは、左右に疑はしくなむ、(かの始の又字をも思ひ合すべし、)○肥は地名なり、和名抄に、出雲國大原郡斐伊、(今本伊を甲と誤る、)神名式に、同郡に斐伊神社もあり、彼國風土記に、大原郡斐伊郷屬郡家、樋速日子命坐此處、故云樋、神龜三年改字斐伊、(式に斐伊社、坐斐伊波夜比古神社、)とあり、是より河にも名けつるなり、樋速日子命は、即上に見えたる樋速日神なり、下に云ることあり、考合すべし、○河上は、加波乃辨と訓むも惡からねど、此は加波加美なるべし、其故は同風土記に、出雲大川、源自伯耆與出雲二國堺鳥上山流、出仁多郡横田村、即經横田三處三澤布勢等四郷、出大原郡堺引沼村、即經來次斐伊屋代神原等四郷、出出雲郡堺多義村、經河内出雲二郷、北流更折西流、即經伊努杵築二郷、入神門水海、此則所謂斐伊河下也云々、自河口至河上横田村之間、五郡百姓、便河而居、(此大河の下、古は神門水海に流入しを、寛永のころ大水出たりし時より、流かはりて、今は伊努郷より東方へ流れて、國中の入海に入るとなり、さて此入海は、國中を東より西へ遠く入たる海にて、昔は潮海なりしを、肥大河の流入故に、その河水に衝れて、今は潮入ず、淡海なりとぞ、)また仁多郡室原川、源出郡家東南卅五里鳥上山、北流、所謂斐伊大河上也、また同郡横田川、源出郡家東南卅六里室原山、北流、此則斐伊大河上なりなどあるを見れば、鳥髮は此源なればなり、萬葉五(廿丁)に、許能可波加美爾、また十四(二十五丁)に、可波加美能などあり、(此

さて天照大神喜之曰是物者則顯見蒼生可食而活之也乃以粟稗麥豆爲陸田種子以稻爲水田種子又因定天邑君即以其稻種始殖于天狹田及長田其秋垂頴八握莫々然甚快也とあり此は成種と云に其意こもれり、

故所避追而。降出雲國之肥上河上在鳥髮地。此時箸從其河流下。於是須佐之男命。以爲人有其河上而。尋覓上往者。老夫與老女二人在而。童女置中而泣。爾問賜之汝等者誰。故其老夫答言僕者國神。大山上津見神之子焉。僕名謂足上名椎。妻名謂手上名椎。女名謂櫛名田比賣。亦問汝哭由者何。答白言我之女者自本在八稚女。是高志之八俣遠呂智此三字以音每年來喫。今其可來時故泣。爾問其形如何。答白彼目如赤加賀智而身一有八頭八尾。亦其身生蘿及檜椙。其長度谿八谷峽八尾而。見其腹者悉常血爛也。此謂赤加賀知者。今酸醬者也。爾速須佐之男命詔其老夫。是汝之女者奉於吾哉。答白恐亦不覺御名。爾答詔吾者天照大御神之伊呂勢者也。自伊下三字以音故今自天降坐也。爾足名椎手名椎神。白然坐者恐立奉。

に、此のみ種と云るは、いかにと云に、まづ下に成種とあるを以見るに、此に生れるは、五品ながら、其實なり、然るに餘の四品は、種と云ねど、おのづから實のことなるを、稻は伊禰とのみ云ては、穗に在時の名にして、實とは聞えず、莖ながら生たる如聞えて、まぎらはしければなり、(此を以ても、古言のなほざりならざりしことを知れ、)〇粟小豆麥大豆、和名抄に、粟和名阿波、小豆本草云、赤小豆和名阿加安豆木、(こはたゞ阿豆伎なるを、黃小豆綠小豆など云漢名あるに就て、後に色を分云名なり、)麥和名牟岐、大豆和名萬米とあり、〇尻上なる於字、舊印本に麥上に有は誤なり、今は一本に依れり、(延佳も改め置き、)〇右六品の中に、食べき物五品は、皆竅に生り、蠶一品は、竅ならぬ處に生れること、所由あるべし、又口に生る物無もゆゑあるにや、書紀には、頂化爲牛馬、顱上生粟、眉上生繭、眼中生稗、腹中生稻、陰生麥及大豆小豆とあり、又稚產靈神頭上生蠶與桑、臍中生五穀と云こともあり、是も一事の傳の異なるなるべし、(是等を書紀の註どもに、如此身躰に生と云は、假の言にして、實は其物々に宜き土地に殖なすことゝ說なせるは、みな例のなまざかしき推量の私事にて、いたく古傳の意にそむけり、又生る物と其處とを合せて、然る由を云るも、眉に繭の生るを云る外は、みなあたらず、強言なり、凡てなにごとも、強ていへば、如何さまにもいはるゝものぞ、)〇神產巢日御祖命は、即始に見えたる神產巢日神なり、然るを此にも下處々にも、御祖命としも申せるは、產靈の御德によれる御稱なるべし、〇令取茲、令字、舊事紀舊印本には合と作り、それも惡からず、此記の古本然ありしを取れるにや、〇成種は、多泥登那志賜伎と訓べし、書紀には、天熊大人悉取持去而奉進之とあり、

て知べし、(供神物に限らざること、此にて明けし、書紀の甜酒も、本の訓は多米邪祁なりけむを、後人のさかしらに、字音と心得て、多武とはよみなしつらむ、) ○種々は、上なるは取出つる物の品、下なるは、其を御饌物に作り調たる品の多きを云り、陰陽寮式儺祭文に、海山能種々味物乎給氐、○作具は都久理曾那閇と訓べし、大神宮儀式帳に、種々味物儲備仕奉、祈年祭祝詞に、種々色物乎備奉氐、書紀顯宗卷に、辨新嘗供物など見ゆ、曾那布とは、不足ことなく齊ふるを云、萬葉十(三十六丁)に、手寸十名相云々、(俗言に、神に物供るを曾那布留と云も、備具て供る意なり、又萬葉十に、供養をソ。ナ。ヘ。と訓ることあるは誤にや、師は多牟氣とよまれき、) 書紀には此を、夫品物悉備貯之百机而饗之とあり、○立伺とは、隱立て、物の隙などより窺ひ觀たまふなり、水垣朝段歌に、宇迦々波久斯良爾とよめり、○穢汚而(汚を一本に汗と作り、同字なり、)とは、書紀に、月夜見尊忿然作色、曰穢矣鄙矣、寧可以口吐之物敢養我乎、とある意なり、而字は、物字を誤れるなるべし、故伎多那伎毛乃多弖麻都流登游母富志弖と訓つ、必然あるべき所なり、(もし而字ならば、キ。タ。ナ。ク。シ。テ。タ。テ。マ。ツ。ル。ト。オ。モ。ホ。シ。テ。と訓べし、されどさては穩ならぬ文なり、) 爲字は、何れにしても游母富志弖と訓べし、○殺は、既に解除し給ひしかども、なほ惡御心の、清まりはてぬなるべし、されど此神を殺し給へるから、種々穀などの成出つるは、善は惡よりきざす理、かの黄泉の穢を祓ひ給ふとて、天照大御神などの如き善神の、成坐るにおなじ、○所殺神於身は、殺佐延賜幣琉神之身邇と訓べし、(於字は、所殺の上にある意なり、) ○生物者は、那禮琉物波と訓べし、○蠶、和名抄に、蠶和名加比古、○稻種、五品の中

忘たる傳へはなくして、みな別神としたるは、全一神の如くにして、なほ別神に坐、深き所以あることとなるべし、今たやすく云べきにあらず、）○鼻、和名抄に鼻和名波奈、○尻、同書に尻和名之利とあり、此如く訓べし、（尻を古書に凡て加久禮と訓るは、之理てふ言を俚しと思ひて、嫌へるものなり、そは皇の大前にして、書紀などを讀奉る時に、忌はしき言鄙き言などをばえりて、あるは異さまに讀直し、あるは漏てよまずなどありし例なり、信にさるときこそ然あるべけれ、本にさへ其訓をつけむことは、いかゞなり、之理てふ言も、古はつゝまであまた言き、尻字は、尻久米繩など其餘も、みな之理と云に用ひたれば、異さまの訓あるべからず、）書紀には、保食神乃廻首嚮國、則自口出飯、又嚮海、則鰭廣鰭狹亦自口出、又嚮山、則毛麁毛柔亦自口出とありて、鼻尻より出ることは見えず、○味物は多米都母能と訓べし、中卷明宮段の末に、種々之珍味とあるも、如此よむべし、其故は、貞觀儀式、太嘗祭儀に、辨大夫入自儀鸞門、就版跪奏兩國所獻多米都物色目、（江次第にもかくあり、兩國は、悠紀主基兩國を云、）と有て、其詞に、御酒倉代缶物、多米都物、雜菓子飯などの色目見え、又大多米津酒大多米酒波多米御酒多毎米大多米院と見え、延喜式にも、多明米多明酒多明酒屋多明料理屋など、見えたればなり、（但如此く大嘗祭の所にのみ多く出て、他には一も見えねば、彼祭に供神物に限れる名目かとも聞ゆれど、さに非ず、）古に凡て美味飲食を云る名なり、（凡て上代の事は、物名も何も、神事にのこれる例なれば、此名目もたま〳〵大嘗にのみのこれるなり、）姓氏錄、多米連條に、成務天皇御世、仕奉炊職、賜多米連也、又多米宿禰條に、成務天皇御世、仕奉大炊寮、御飯香美、特賜嘉名、とあるを以

書紀一書に、霖ふりて宿とひ給ふに、衆神宿かさで、甚く辛苦つゝ降給事あり、此にも又字の上に、然る類の事有けむが、脱たるなるべしと、師の云れつる、信に然るべし、こは阿禮が空に誦し時に、既く脱しけるか、必所逐たまひて後の事、此上に別に有らでは、又と云ることいかにぞや聞ゆ、若始より今本の如ならば、又字は、故などゝ有べき所ぞ、(此段の此處にあるが、不審しき由は、なほもあり、そは下に云を見よ、)○食物は袁志毛能と訓べし、○大氣津比賣神(津字一本に都と作るは、次なると同じければ、宜しけれども、又次には宜津ともあれば、此も津にてもあしからず、)は、上傳五陰陽二神御子生の下に出て云るが如く、食物の神に坐が故に乞給なり、さて此事書紀には、天照大神在於天上曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而降已、到于保食神許、保食神乃云々と有て、其樣大氏此と同じきを、天照大御神の命以、月夜見命の候にいでますとせるは、傳の異なるなり、されど保食神大氣津比賣は、一神なるべき由、上に云るがごとし、(此事によりて今つら〳〵思ふに、もと月夜見命と須佐之男命とは、一神かと思はるゝこと多し、まづ月夜見の夜見は黄泉にて、須佐之男命の就歸たまへる國名なり、根國は即黄泉のことなる由は、既に上に云るが如し、晝夜を以云ば、晝は此世、夜は黄泉なれば、夜食國も由あり、又此記に、須佐之男命に、海原を治せと事依したまへると、書紀一書に、月夜見命に、滄海原潮之八百重を治せとあるとを、思ひ合すべし、又こゝの須佐之男命の、大宜都比賣神を殺し給へるを、書紀には月夜見命として、天照大神怒甚之、曰汝是惡神、不須相見、乃一日一夜隔離而住とあるも、須佐之男命めきて聞ゆるをや、然れども諸の古書に、此を一神と

れば、拂ひ棄る意なるが、輕き犯は穢淺き故に、少の物を出し、棄て淸まるを、是は犯重くして、極て深き穢なれば、所有る物をみながら棄ても、なほ淸まりはてざる故に、其御身に生たる物までを、拂ひ棄て淸むるなり、(されば棄る物はみな穢垢なる故に、伎羅毘物といひ、棄物と書れたるも此意なり、後世に人形を造て流すも、穢れたる身躰をば、さながら棄て、淸きにかふる意なり、かゝれば此鬚を切爪を拔事は、右の二意なるを、纂疏に、肉刑之始也とのたまひて、皆人も刑と心得るは違へり、刑とは其義異なるをや、此記には、負千位置戸の下に亦字を置て、此事をいへれば、祓にはあらで、是は又別事なるに似たれども、さにはあらず、千位置戸の所にも、祓とはいはざれば、上は祓、下は別事と分つべき由なし、令拔と云まですべて祓によれること、書紀と合せて知るべし、) ○神夜良比夜良比岐、此言前(傳七同神の御啼伊佐知の段)に見ゆ、延佳本には、上の比の下に爾字あり、こはあるもなきもあしからず、岐は語辭なり、

又食物乞大氣津比賣神。爾大氣都比賣。自鼻口及尻。種種味物取出而。種種作具而進時。速須佐之男命。立伺其態。爲穢汚而奉進。乃殺其大宜津比賣神。故所殺神於身生物者。於頭生蠶。於二目生稻種。於二耳生粟。於鼻生小豆。於陰生麥。於尻生大豆。故是神產巢日御祖命。令取茲。成種。

於烟上云々、即令返其詛戸とあるも、其詛事に用ひたる種々物を指て、詛戸と云へれば、此も置座に置く祓具を指て、戸とは云なり、然れば千位の置物と云むが如し、(師は、此戸を辨とも訓れき、されど然訓べき明けき證なければ、舊に依て斗と訓べし、また千位之と、之をそへてよむはわろし、)○切鬚、和名抄に、説文云、髭口上鬚也、鬚髯頤下毛也、髭和名加美豆比介、鬚髯和名之毛豆比介とあれど、此は口の上下の差別なく、たゞ比宜なり、さてこれを書紀には、抜髪とあり、(古語拾遺もおなじ、)傳の異なるなり、何にても同類の物なれば、意は同じ、○手足爪、此下に平母と訓付べし、(上の及字は讀べからず、その平母にあたれり、)和名抄に、四聲字苑云、爪手足指上甲、和名豆女、さて此事書紀一書には、責其祓具、是以有手端吉棄物、足端凶棄物、亦以唾爲白和幣、以洟爲青和幣、用此解除、(この吉凶棄物は、いはゆる善惡祓除の事の本なり、然れども善惡祓の事は、其儀を記せる物なければ、如何なるを善、如何なるを惡と知がたし、吉招福、凶禳禍なりと云は、後人の例の推當の誤なり、若然らば、上に引る車持君の善惡祓除は、いかに解べきぞ、犯ある人の爲に、福を招くことあるべきかは、右に引る延暦廿年の官符の中にも、承前神事、有犯科祓贖罪、善惡二祓、重科一人云々とあるも、車持君のことに同じ、)又一書には、以手爪爲吉爪棄物、以足爪爲凶爪棄物、などあると合せて考るに、是も祓具なれば、上に云る二意を以解べし。一には、此祓は極て重き祓なる故に、祓物も極て多く、千位を徴るなれば、須佐之男命の所有る物の限りを取ても、猶足ざる故に、其御身に生たる髮鬚爪までを取て、祓の料物に用るなり、(白和幣青和幣とすとあるにて、祓料なるをさとるべし、)一には、所有る物も穢れた

其、置座をのみ云ること、此と同じ、一說に、金木を刑具とするは、甚誤なり、臨時祭式に、凡新年月、次神今食新嘗等祭料置座木（今本に、クラヲオクキと訓るは誤なり、）とあるは、置座に造る料の木をいふ、（こは神に供奉らるゝ料なり、）さて其置座に、四座置八座置と云品あり、木工寮式に、四座置八座置、以木爲之、長者二尺四寸、短者一尺二寸、各以八枝爲束、名稱八座置、長短各以四枝爲束、名稱四座置と見ゆ、（四時祭式齋宮式大嘗祭式などにも、祭料物の中に、此名見ゆ、）今考るに、置座とは、祓物を居置く座なる故の名にて、四座置八座置も、本は四座の置物八座の置物と云ことにて、その置座の數以て云たるなれば、一種の物の名に非ず、（然るをやゝ後になりては、其名のみ古へにて、物のさまは變れりと見ゆ、其故は式に諸祭の料物の中に載るを見るに、他の雜々の物を居置べき料とは見えず、たゞ別に一種の物と見え、又右に引る木工寮式に云るも、物を居置べき物の狀に非ず、然れば延喜の頃のは、たゞ象ばかりなりけり、但右に引る祓詞に、天津金木平云々とあれば、上代の置座も、木工式に云る如くなる小木を連て結造れる物なるべし、今世にも、ある柳筥などのさまにても推度らる、然れば後世のも、かの置座に造るべき木を束ねて、やがてそれを置座と稱ひ、その木の數を以て、かの座の數にかへて、四座置八座置とは云なりけり、又はかの祓詞に、天津金木平云々とあるも、後世の象ばかりの置座を造ることかとも思はるれど、なほ然にはあらじ、彼全文は、やゝ後に定めつる物ながら、詞はみな古へのを用ひたればなり、）戸は、處の意と誰も心得て有めれど、さては負と云むこと叶はず、こは中卷、末、伊豆志袁登賣神を、兄弟の男のよばひける事云る段に、令詛言云々、如此令詛、置

々とある、その種々物みる祓の料物にて、罪穢の重輕にまかせて、科する品なるを以て、思ひ定むべし、一には、彼阿波岐原の禊祓の時に、御身に着たる物等を、盡に投棄たまへりし如くに、罪犯ある者も、身の穢たるなれば、其身に所有物も皆穢たるを、拂ひ棄る意にて出すなり、故後世までも、祓に用る種々物は、終にみな水に流し却なり、(なほ下に云べし、か丶れば祓具を科するは、もと右の二の意なるを、異國の贖刑と、一意に説成は、いとも古意に非ず、書紀孝德卷に、復有被役之民路頭炊飮、於是路頭之家、乃謂之曰、何故任情炊飯余路、強使祓除、復有百姓就他借甑炊飯、其甑觸物而覆、於是甑主乃使祓除、如是等類、愚俗所染、今悉除斷、勿使復爲、これは其祓物を取て、已が利にせし事と聞ゆ、そはや丶世くだりて、本意を失へる、民間のならはしにぞ、有けむ、) 千位は、書紀に千座と作り、私記に、座者是置物之名也と見えて、其祓物を居置物 (案にても何にてもあるべし、) をいふ、人の座處を久良韋と云も同意なり、故此記には位字を書り、千は其數なり、犯の重さ輕さの任に、祓も重き輕き有て、祓具も多き少き品あるを、此は極て重ければ、極めて多きを、千とは云なり、(後世に四座置八座置など云名目の遺れるを以見れば、幾位と云て、祓の玄なを定めしなり、) 置は、其物を持出て、祓する處に置く意より云るなり、萬葉に、置幣とも奴佐於伎とも見え、大祓詞に、大中臣天津金木乎本打切末打斷氐、千座置座爾置足波志氐とあり、(師說に、金木と書るは借字にて、是は祓物を置べき置座に作る料の楉をいふなり、此金木を置座に置くごと聞ゆれども、然にはあらず、文意は、金木を本末打切て、千座置座に造り、て、置足はしといふなりと見ゆ、今思ふに、此說まことによし、置べき種々物をば、略ていはず、

り、罪は即穢なること、前の阿波岐原の段に云ること、併考ふべし、又穢をも通はして罪と云ること、中巻神功段、國之大祓の所にくはしくいふべし、）さて罪あるにも穢あるにも、其重さ輕さに隨て、同く波良閇するは、上代の法なり、（然るを漢國の制をのみもはらならひ用らるゝ世になりて、上代のならはしは、何事もかはりて、此の波良閇の法もすたれゆきつるなり、然はあれど、（中昔までも神事に付たることには、猶此法をもちひられて、大上中下品々の祓ありしこと、古書どもに見ゆ、（そは中巻神功段、國之大祓の處に委くいふべし、）さて其祓具を出さしむることは、今考るに二義あり、一には、其祓に用ふる色々の物を科せて出さしむるなり、書紀に祓具と書れたる、具字を思ふべし、又以唾爲白和幣云々とあるも、祓に用る物に取れり、又雄畧巻に、齒田根命罪ありて、以馬八匹大刀八口祓除罪過とあり、（馬大刀を祓に用ることは、大祓の詞に、高天原爾耳振立聞物止、馬牽立氐と見え、又東文忌寸部獻横刀時咒云々、神祇令にも、上祓刀とあり、此外古書どもに見ゆ、文忌寸の獻る例になれるは、所由あるべし、古語拾遺にも説あり、されど大刀を用ることは、そのもとは、此氏のあづかれることにはあらじ、抑馬を用る所以は、耳振立聞物止と有如く、神たちの、その祓を速に聞召受よと云意なること、上文に、云々搔別氐所聞食武、とあると合せて知らる、此に准へて思ふに、大刀は罪穢を斷絶意に用るにや、此外用る種々の物も、其名又は其形、又は其物の用などにつきて、意を取ること多かるべし、）又延暦廿年五月の太政官符（日本後紀類聚三代格令集解などに出づ、）に、定准犯科祓例事、一大祓料物廿八種云々、一上祓料物廿六種云々、一中祓料物廿二種云々、一下祓料物廿二種云

古事記傳九之卷

本居宣長謹撰

神代七之卷

於是八百萬神共議而。於速須佐之男命負千位置戸。亦切鬚。及手足爪令拔而。神夜良比夜良比岐。

共議これも天照大御神又高御產巢日神の命を受て爲に非ず、神たち集て議りたまふなり、そは深き所以ぞ有けむ、(書紀古語拾遺などの旨もおなじ、) ○負千位置戸、これ解除を科するを云、即書紀に、科千座置戸之解除とあり、凡そ波良比に二あり、其一は、伊邪那岐大神の阿波岐原の禊祓の如し、一は此の解除の如し、是罪犯ある人に科せて、物(祓具と云、書紀に見えたり、天武卷には、此を祓柱とかけり、)を出し贖するなり、かゝれば、其事も意も二別なるに似たれど、本は一なり、書紀履中卷に、車持君に罪有て、負惡解除善解除、而出於長渚崎令祓禊、とあるを以見れば、犯ある者の波良比も、水邊に出て禊祓けり、是罪犯も穢も同じければなり、大祓詞に伴男能八十伴男乎始氐、官々爾仕奉留人等乃、過犯家牟雜々罪乎、今年六月晦之大祓爾、祓給清給云々、速川能瀨坐須瀨織津比咩止云神、大海原爾持出奈武云々、四毛國卜部等、大川道爾持退出氐祓却止宣、この文を思ふべし、罪犯を解除るも、穢汚を淸むる禊と全同じ、(穢は即罪な

古事記傳八之卷終

な例のひがことなり、和名抄に、顏氏家訓の注連、字を擧て、之利久倍奈波といへれど、よく當れりとも所思ず、(又師說には、尻は後方の意、久米は限目にて、今天照大御神の御後方に引わたしたる限目の繩なる意なりとあるも、さることなり、いづれならむ決めがたし、さて拾遺には、爰令天手力雄神引啓其扉、遷坐新殿、則天兒屋命太玉命以日御綱(今斯利久米繩是日影之像也)廻懸其殿云云とあり、日御綱は一名なるべし、(されど日影之像と云るは附會の說なり、藁の尻の出たるを以て如此さまにいひなせる、さらに上代の意にかなはず)○御後方は美斯理幣と訓べし、書紀齊明卷(蝦夷、地名)に、後方羊蹄此云斯梨蔽之、萬葉二十(十六丁)に、等能々志利幣などあり、即目方に對たる名にて、尻方の意なり、○控度、如此爲し所由は次の語にて知らる、後世に神事に引亘すも同意にて、隔をなせるなり、○以內の以字は、以上以下などの以なり、讀べからず、○不得還入は、那加幣理伊理麻志曾と訓べし、不得字は、漢文に、云云することなかれと禁止意に用ふ語なり、(俗に那良奴と云、言此字にかなへり、○得は、復字なるべしと延佳が云るは、書紀に勿復還幸とあるを思ひてなるべし、されど不得にてよく通ゆ、)○自得照明、この得字ぞ復の誤にもあらむ、もし本のまゝならば讀まじき字なり、たゞ淤能豆加良弖理阿加理伎と訓べし、

少異にて、たゞ事の情狀をうかがひ見る意なり、○天手力男神、この天字舊印本には無し、下に二處出たるにも、共に此字なければ、無もあしからず、(師は、立字の下なる之字を、天の誤ぞと云れき、されど之字もあるぞよき、)○取其御手、この取字を舊く多麻波理と訓り、書紀には奉承と書る、其をも然訓り、されど此訓は後世の語つきなれば、なほ字の隨に登理弖と訓べし、○引出、書紀に引而奉出と書り、又一書には、天手力雄神侍磐戸側、則引開之者云云(拾遺にもかくあり)とあり、此にて此神の名義あらはれたり、戸を引開むには本よりのこと、御手を取て引出奉るにも、手力の優たらむ神を充べきわざなりかし、(延喜六年日本紀竟宴、阿刀春海、歌に、止己也美母多乃之支美與止奈利介留波安女多知如良乎多須介安利介利、)○尻久米繩は、今いふ志米繩なり、(約むればおのづから理久は略て、志米とはいはるゝなり、又思に、志米は標結などの標の意か、然らば尻久米と物は一にて、名は別なるか、但標も本はこの尻久米より出たる言にや、然らば活用て志牟ともいふは、やゝ後のことか、)土佐日記に、こへの門のしりくめなはとあり、尻は藁の本をいひ、久米は許米にて、(許母理を久美と云ること、師の冠辭考さす竹の條にくはしく見ゆ、然れば其例にて、許米をも久米といふべきこと疑ひなし、)藁の尻を斷去ずて、さながら許米置たる繩なり、(許米とは、枕冊子に、牟久呂許米などある許米にて、俗に某具留米といふ是なり、具字の意に近し、)書紀に、端出之繩と作て、此云斯梨倶梅儺波、(此下に、亦云左繩とある四字は、後人の加へたるべし、)とあるにて知べし、端出とは、斷ざる藁の尻の出たる由にて、即後世の志米繩の狀なり、(此繩にもくさ〴〵理を云説あれど、み

ありさて此の示字、舊印本に爾と作、延佳本には亦と作る、皆誤なり、今は一本に依り、(舊事紀に奉示とあるも、此記の古本に示奉とありしを取て、字を上下に置替たるならむ)さて此御鏡を見せ奉れるからに、日神の御光うつりて、全等同く照かゞやくを以て、汝命に勝て貴神とは、即此御鏡を申なせるものなり、(如此爲るはいと淺はかなるに似たれども、上代の意なり、後世のなまざかしき心を以て疑ふことなかれ、さて此御鏡は日像鏡と申て、日神の御像を模し、又其御光のうつれるを以て言なれば、汝命と等しき神とこそ申すべきを、益貴と云るは、甚しく云なせるものなり、)かの日陰蘰をしたるも、(上に此鬘を頭より垂るゝは、日光のまばゆきをさし隔つる料なりと云ること、此におもひ合すべし、)鷄を鳴せたるも、皆此貴神坐て世を照したまふこと、日神に同じよしを示したるものなり、(纂疏の説などひがことなり)拾遺云、太玉命以廣厚稱詞啓曰、吾之所捧寶鏡明麗恰如汝命、乞開戸而御覽焉云云、書紀云、於是日神方開磐戸而出焉是時以鏡入其石窟者、觸戸小瑕、其瑕於今猶存、此乃伊勢崇秘之大神也、○逾思奇而とは此御鏡の已命と等く照明けきを御覽て、實に宇受賣の申せる如く、貴神坐すことよと、奇み御思なり、上に以爲怪とあるを承て、逾とは云なり、○稍は、今世の言に漸々にと云意なり、○臨は、字鏡に闚を宇加々不又乃曾無とある如く、能曾久と同じ、今思には能曾牟と能曾久とは、意異なるが如くなれど、中務家集に、池にのぞきたる松に藤かゝれりと云ひ、源氏椎本卷にも、水にのぞきたる廊に云云、などあり、此らは臨を能曾久と云、今は能曾伎坐を臨坐とあれば、相通て本同言なりけり、但此は自戸出而とあれば、物の間などより闚とは

阿曾夫てふこと、下天若日子の喪段にも出て、そこにも云り、さて書紀に嚯樂とあるは、鈿女命を擧て諸神をかね、拾遺に歌樂とあるは、群樂を擧て鈿女命をこめたり、此記には宇受賣命と諸神とを並べ擧たり、引合せ見るべし、）さて書紀一書に、於是天兒屋命云云、日神聞之曰頃者人雖多請未有若此言之麗美者也、乃細開磐戸而窺之ともあり、○益は麻佐理豆と訓べし、萬葉に然訓る例多し、持統紀に、筑紫史益といふ人名をも、マ。サ。ル。と訓をつけたり、此は勝字の意なり、（麻佐留は益を延たるにて、本同言なり、故益字を通はして此にはかけり、）○歡喜咲の三字を惠良岐とよみ、樂字を阿蘇夫と訓べし、）上の樂は爲とあれば躰言なり、此は其を用言にいへるにて、意はおなじ、）惠良具とは咲榮樂むを云、續紀廿六大嘗祭豐明の詔に、黒紀白紀能御酒乎、赤丹乃保仁多末倍惠良伎云云、又卅の詔にも、黒紀白紀の御酒食倍惠良伎云云と見え、萬葉十九（四十三丁）に、豐宴見爲今日者云云、千年保伎保伎吉等餘毛之惠良々々爾仕奉乎見之貴佐などあり、書紀に、嚯樂とあるをも訓、又雄畧卷に歡喜盈懷ともあり、（今此記に、上なる二はたゞ咲字のみを書るは、和良布と訓つ、さて此には歡喜字を加へたるは、惠良具と訓べきなり、上なるは俳優のをかしきを笑ふなり、ゑらぐに非ず、次なるはゑらぐとてもありぬべけれど、なほ咲一字なればわらふなり、さてこゝは宇受賣命の謀て申す詞にて、己が俳優と諸神の咲とを合せて、眞實におもしろく樂みあそぶさまにいひなせるなり、故歡喜二字を加へたり、心をつくべし、）○其鏡は、即上文の賢木に懸たる八咫鏡なり、○示奉は美世麻都流と訓べし、書紀顯宗卷孝徳卷などに奉示（神武神功仁德などの卷にも、示字を美須とよめり、）と

御神逾思奇而。稍自戶出而臨坐之時。其所隱立之天手力男神取其御手引出。即布刀玉命以尻久米（此二字以音）繩控度其御後方。白言從此以內不得還入。故天照大御神出坐之時。高天原及葦原中國自得照明。

細開、は本曾米爾比良伎豆と訓べし、書紀の訓も然り、此米は所見の切りたる辭なり、(拾遺集物名に、つばくらめを隱て、難波津は闇目にのみぞ云々とよめる目も是に同じ、)○內告、此上に自字必有べきことなり、而字其誤か、はた其下に有しが脱たるかなるべし、下沼河比賣段に、未開戶自內歌曰とあるに似たる文なり、內與理能理賜閇留波と訓べし、○自闇、この自は、上の自我勝云とある自に同じ、其意彼に云り、下に自得照明とある自も是なり、○皆闇は美那久良祁牟と訓べし、古言なり、此良牟は、加良牟と云に同じ、(例は古き歌にいと多し、)○以爲は淤母布乎と訓べし、此乎は爾と云むが如し、下なる矣字、即此乎てふ辭に當れり、○何由以三字を那杼豆と訓べし、○樂は阿曾毘と訓べし、凡て樂は、和名抄に、雅樂寮宇多麻比乃豆加佐と見え、書紀顯宗卷に奏樂などある訓、宜く聞ゆれども、猶思に、阿曾毘と訓ぞよけむ、後世にも此段の樂を即神遊と云り、(古今集に見ゆ、) おちくぼの物語には、樂をあそびがくと重ねても云り、此事なほ委曲には、訶志比朝段に、猶阿蘇婆勢其大御琴とある處にいふべし、(又

るみこ、赤幣たて並たるめぐりを、さま〴〵に作法して、鼓をうち前をかき上て、たゝきて三返めぐりて、是躰にせさせ賜へと云に、和泉式部面うち赤めて云々、千早振神の見目も耻かしや身を思とて身をや捨べき、此巫がせし態こゝの態の遺れるなるべし、○動而は由須理弖と訓べきか、萬葉七（二十二丁）に、大海之磯本由須理立波之とあると、同卷（十八丁）に、大海之水底豐三立波之とあると、全同意に聞ゆ、かくて此動字、登余美と訓ば、由須理と訓むも何事か有む、又物語書などに、世中ゆすりてなどゝ、多く云り、其は擧てと云意に聞ゆるを、此も其意を帶て聞ゆればなり、おちくぼの物語に、物見る人々にゆすりてわらはるとあるは、全此と同じ、（又登余美弖と訓むも惡からず、）○咲字、此は宇受賣命の俳優を觀て、をかしさに笑なれば、和良布と訓べし、（惠良具と訓はわろし、）其由は次の觀喜咲樂とある處に斷れり、（拾遺に、相與哥舞と云ひ、又群神何由如此哥樂、と云るを以見れば、此も咲字は書つれども、哥舞などする意にて、惠良具と訓べきに似たれど、此の文のさまは然には非ずかし、）

於是天照大御神以爲怪。細開天石屋戸而。內告者。因吾隱坐而以爲天原自闇。亦葦原中國皆闇矣。何由以天宇受賣者爲樂亦八百萬神諸咲。爾天宇受賣白言益汝命而貴神坐故歡喜咲樂。如此言之間。天兒屋命布刀玉命指出其鏡。示奉天照大御神之時天照大

たり、神樂取物にも種々あり、凡そ後世神事にあることは、大氐此時の神遊の事態の遺れるなれば、なほさま〴〵の事は有けむを、此記にも書紀にも、多く略てぞ傳へりつらむ、○胸乳とは、上代にたゞ知とのみ云つは、人身に在乳に限ず、他の物にも多く有を惣て云名にて、今世にも幕などには此名遺れり、）胸と云ざれば混し故にやあらむ、○掛出は加伎伊傳と訓べし、加伎は搔字を書と同て、凡て手してするわざに附云辭なり、さて古は掛を加伎とも云りと見ゆ、故此字を借て書るなり、明宮段に、掛出其骨とあるも同じ、又萬葉九（三十六丁）に、懸佩之小劒取佩、これもカキと訓べきなり、さて此出は、伊陀志と訓べき理（伊傳は自出るなり、伊陀志は物を出すなり、）なれども、云傳と云ならへり、書紀武烈卷哥にも、阿娑理豆那とよめり、此も求り出すなど云意なり、）その外中古の雅語にもみなかく云り、さて乳は婦人の人の見らるゝことを耻て、いたく隱す物なるを、（今世にも、婦人の乳を人に見することを、深く耻る國あるなり、）故に搔出して見するは、正心を失て、物に狂ふ狀をなすなり、（これ即神懸の狀なり、）○裳緒は毛比毛と訓べし、（書紀の訓に依れり、）裳を結る紐なり、○忍は、輕く附云辭には非ず、抑へ下すなり、此態も乳を出すと同意ばへなり、さて書紀にも拾遺にも、此には此事どもは見えず、たゞ巧作俳優とのみ有て、猿田毘古神の段になむ、天鈿女の露其胸乳、抑裳帶於臍下而笑噱向立とは見えたる、（抑字を、拾遺には押下と作り、）かくて此記にて、又彼所には、此事なし、傳の異なるなり、凡て此神の、人に耻ずてか、ゝる態どもを爲るぞ、宇受賣の名に負る强悍にありける沙石集と云物に、和泉式部が、貴布禰社に所ごとしけることを云る所に云、年たけた

言を云て、俳優をなすを云なり、(正心にては其人の得言まじきことを、つゝまず言を、神懸りとは云なり、今俗に着物の云たる如くくちばしるといふ状なり、) 次文と合て其意を曉べし、(古語拾遺には此語なくて、たゞ差作俳優相與歌舞とのみあるは、神懸も俳優の中なる故なり、書紀に巧作俳優亦云々、顯神明憑談とあるは、俳優と別に云たる書ざまなり、されど手持茅纏之矟と云るを、眞坂樹爲鬘以蘿爲手繦と云るとは、たゞ一連の事と聞えたれば、實は別事に非ること明けし、然れば別事のごとくあるは、書ざまのあしきなり、拾遺はこれを意得てかけるものなり、學者よく味ひみよかし、) 諸註の說皆此段の意にかなはず、(口決には稱辭中也といひ、纂疏には讃談曰神之至德也といひ、或は日神の出坐むことを祈る言なりといひ、或は八百萬神の靈ことごとく憑るなりなど云る、みなひがことなり、もしこれらの說の如くば兒屋命の祝辭にこそ申したまふべけれ、又八百萬神は現に其庭に集へるものを、いかでか他に憑ることあらむ、) 只私記に、此神明之憑談與他處爲少異也、諸神欲令日神深見奇物故、俳優萬態云々、然則是假爲之言、未必有神所託也、と云るぞよろしき、(たゞ易々と輕く見るべきことも、重くこちたく說なすは、後世漢意にへつらふ識者の病なり、凡て此宇受賣命の事態は、前後みな俳優なることをなど思はぬぞ、) 〇而字、上の神集々而とあるより是まで、合て二十あり、其中に、某を云々而後某を云々すといふには非で、たゞ種々事を並擧ぐとて云る辭なる多し、古文の格なり、(前の宇氣比の段にもいへり、) 〇右の種々の事の外に、書紀には、持茅纏之矟こと、火處燒こと、(拾遺には庭火擧とあり、) など見え、拾遺には、なほ種々物を造備しことも見え

意と云るも、甚誤なり、又書紀纂疏本に、于該布禰とあるも、布禰は此拾遺に依て、さかしらに加られたるひがことゝ見ゆ、）さて此物、後世鎮魂祭儀に遺れり、鎮魂に此段の儀を用らるゝは、日神のこもり坐るを招まつりしこゝろばへを以て、遊散する魂を招きしづむるなるべし、）貞觀儀式に、大藏錄以安藝木綿二枚實於筥中進置伯前、御巫覆宇氣槽立其上、以桙撞槽、毎一度畢伯結木綿誂、御巫舞訖、次諸御巫猿女舞畢、江次第に、次御巫衝宇氣、（衝宇氣神遊儀也、以賢木衝槽上也、結糸自一至十云云、）四時祭式彼祭料物に、宇氣槽一隻とあり、○登杼呂許志は令動響なり、（加志と云べきを許志と云るは、所知看所聞看を、シロシメシキカシメシを、シロシメシキコシメシといふと同くて古言なり、）萬葉六（四十三丁）に、山裳動響爾、又（二十丁）宮動々爾、十一（二十八丁）に、馬音之跡杼登毛爲者、又（三十四丁）瀧毛響動二、十四（十丁）に、伊波毛等杼呂爾於都流美豆、古今集に、天の原ふみとゞろかし鳴神も云云、源氏夕良巻に、こほ〳〵と鳴神よりもおどろ〳〵しくふみとゞろかすからうすのおとも云々、などあり、書紀には鼓とも見ゆ、（迹驚岡などあるは借字なり、）こゝは汙氣を蹈て響鳴しむるを云り、（後世に神事に大鼓をうつは、此音のまねびにやあらむ、）○爲神懸而、書紀には顯神明之憑談、此云歌牟鵝可梨とあり、又崇神卷に、神明憑倭迹々日百襲姬命曰云々、顯宗卷に、月神着人謂之曰云々、天武卷に、高市縣主許梅儵忽口閇而不能言也、三日之後方着神以言云々、言訖則醒矣などあり、又此記訶志比宮段に、於是大后歸神言敎覺詔者云々とあるも同じ、皆俗に所謂託宣なり、但此らは正しく某々の神の有べき事を告覺し給なるを、今此段の神懸は、物の著て正心を失へる狀に、えも云ぬ剞戲

本を結束ぬるなり、さて持と云ねど、手草てふ名にて、持りとは自ら聞ゆ、かゝる所古文なり、心を着べし、採物哥に、水垣の神の御代より小竹の葉をたぶさに執て遊けらしも、(手草を多夫佐と謠ひ誤れるなるべし、)○於天之石屋戸、この前の種々の事も、皆この石屋戸にてする事なるに、此の始てかく云るは、前の事共は神たちの身に付て爲態、この汙氣は正しく其處に設置物なれば、此に至て其處をば云べき勢なり、さて此に云るが、自ら前へも後へもわたりて聞ゆるは、又古文なり、(後世の文ならばまつ始に云おくべきものをや)○伏汙氣而は宇氣布勢而と訓べし、書紀には覆槽置と書て、覆槽此云于該とあり、(此書ざまは、置字が伏と云にあたれり、覆字は汙氣の形を云る字なり、思まどふことなかれ、又類聚國史には、此云于該布西とあり、)是は此物の上に立て舞に、踏て響あらせむ爲に、(踏とゞろこしと云にて知るべし、)中を空虚に設たる臺にて、形狀の筒の如くなる故に、名義は空筒なり、(或人、今東にて、物に水を湛て、其上に麻筒をうつぶせてたゝけば、鼓のごと鳴、これを宇氣と云と云り、此に依らば浮の意とも云べけれど、此なるは上に立て舞つるなれば、水に浮たるべくもあらず、彼は響鳴ことの此に似たるより同く宇氣とは云ならむ、又書紀に覆槽とかゝれたるに付て、以馬槽覆之と註せられたるは誤なり、こゝは馬槽にまれ酒槽にまれ、假て覆用たるには非ず、本より別に設たる一の器なり、されど正しく塡べき漢字のなき故に、その形狀によりて、覆槽とは書るぞかし、後の書に宇氣槽と云るも、槽に似たる故に然云なせるものなり、然るを古語拾遺に、覆誓槽と書て、古語宇氣布禰とあるは、後につけたる名を古語と意得たるなり、誓字を加へて約誓之

神樂聲浪と書る、(略て神樂浪とも樂浪ともかけり、和名抄に但馬國氣多郡鄕名に、樂前と書て佐々乃久萬とよめるもあり、)は此の故事に因て、神樂には小竹葉を用ひ、其を打振音の、佐阿佐阿と鳴に就て、人等の同く音を和せて、佐阿佐阿と云ける故なるべし、(猿樂の諸物に、さつ〳〵の聲ぞ樂むと云も、松風の颯々と云音より、是に云かけたるなり、)又竹葉の名を佐々と負るも、此音よりぞ出つらむ、(細小の意以て名づけしには非ず、小竹と書る小字は、幹の小きを云るにて別なり、)神樂哥、古本殖槻總角大宮湊田などの處に、本方安以佐々々々、末方安以佐々々々と云ことあり、是は佐々佐々と唱たるか、又は佐阿佐阿を如此書るか、何にまれかの小竹葉の音に和せたる聲より出つることなるべし、古語拾遺には、以竹葉飫憩木葉爲手草、(今多久佐)とありて飫憩振其葉之調也と云り、(此飫憩のこといと疑はし、まづ神樂哥、古本に、於介と唱ることは處々に見えたれば、此言は古傳なるべし、然れどもこれを木名とせるは心得ず、さる木は古も今もいまだ聞ず、或說に賢木なりとも、檜なりともいへど、みなおしはかりの妄說にて、其證なし、又木葉を振音の、オ。ケ。と鳴べき謂なし、されば此を木名とするは、かの小竹葉の音の佐佐よりまぎれつるひがことなるべし、凡て同處に云る阿波禮於茂志呂多能志などの說も、みな古言の意に非ず、やゝ後人の附會なるを、辨へずして記せるものなり、故思ふに於介とは、次に見えたる汙氣のことを、神樂にかく唱へしを、木名と誤れるなるべし、佐夜憩を竹葉之聲也と云るは、さや〳〵と鳴聲より出たる言なれば、さもあるべし、)〇手草結は多倶佐爾由比而と訓べし、(拾遺に、手草今多久佐とある、今字は心得ず、)結とは數枝を合せて、

今集採物哥に、卷向の穴師の山の山人と人も見るがに山鬘せよ、此を奥義抄に、神樂するには、眞前の葛にて頭を結なり、それを山鬘とは云と註せり、（江次第鎭魂祭の處に、上宣鬘木綿給、頭献上卿、上卿取之結冠頭云云、史生分諸司とあり、奥義抄には眞前とあるを、此には木綿とあるは、眞前をも木綿をも用るか、又は眞前を用ても、例の木綿と呼か、）又師說には、此記も書紀も、もとは眞拆を手次とし、日影を鬘としてとありけるを、後に誤て、右の如く日影を手次に、眞拆を鬘にとは書るなり、眞拆は長く強き物なれば、手次とすべく、日影は弱き物なれば、手次には堪べからずとあり、此說まことにさることとあり、但し眞拆の手次といふこと、凡て古書に見えたることなければ、此はなほ疑はし、（これはた眞拆の手次をも、例の木綿手次と呼しにや、）日影を鬘とせしことは、あまねく古書に見えたれば、疑ひなし、さて近代は、白糸又は青糸を組て、冠の左右に垂を日蔭鬘と云は、彼物共に代用らるゝなり、さて此名義は、天皇の大殿を稱て、天之御蔭日之御蔭と隱坐ますと申す（こは天を蔽ひ隔て、日の光を蔽ひ隔つる蔭といふ意なり、）如く、此鬘を頭より垂るゝも、本は日光のまばゆきを翳隔つる料なる故に、日蔭とはいふなり、其由は上にいへり、（師說に、蘿は繁木が中にある古木の、日も風もあたらぬ枝に生るゆゑに、山下日影といふとあるはいかゞ、）されば此は本眞前にまれ松蘿にまれ、鬘にしたる時の名なるが、後に松蘿一種の名にもなれるなり、（凡て惣名なるが、其中の一種の名にもなれる例多し、）○小竹葉は佐々婆と訓べし、下卷輕太子の御歌に見ゆ、萬葉十四（九丁）にも佐左葉とよみ、今世にも然云り、さて萬葉集に、佐々那美（下の佐を濁るは誤なり、）といふに

し、〕○眞拆、これにのみ天之香山之といはぬは、たゞ文を略けるのみなり、是も同く彼山のなることしるし、〕古語拾遺には眞辟葛と書り、〔書紀に、以眞坂樹爲鬘とあるは、もとよりさる傳へにても有べけれど、坂樹を鬘にせむことといかにぞやおぼゆ、是は名の似たるよりまぎれつるなるべし、凡て鬘とは長く垂る物を云て、挿頭鈿などとはいさゝか別あり、それに付て、この坂樹を助けむとて、種々說あれど、みな强言なり、〕書紀繼體卷、歌に、磨左棄逗囉とあり、此物のことは、師の冠辭考に委く見えたり、古今集採物、歌に、みやまには霰降らし外山なる眞拆の葛色付にけり、さて此段に如此、鬘には眞拆を用ひ、蘿をば手次にしたりとあれども、後には萬葉延喜式其餘の書にも、もはら日蔭鬘のみ有て、却て眞拆鬘と云ことは見えざるは疑なし、〔歌などにまさきのかづらとよめるは、蔓草なるゆゑなり、頭に垂るゝ蘰を云にあらず、故今考に、造酒式大嘗祭供神料、物中に、眞前葛日蔭山孫組各三擔と見えたるに、〔山孫組も名の樣を思に、松蘿の類にて、此も鬘にせし物と見ゆ、或說に、佐流乎加世は日蔭とは別にて、此物のことなり、故に和名抄にも別に擧たりと云は誤なり、佐流乎加世は即日蔭のことにて、山孫組は別に一種なり、和名抄に蘿を比加介、松蘿を佐流乎加世と別に擧たるは、松蘿の訓は世間に呼名、蘿の訓は私記に依て別物と心得たるなり、されど蘿女蘿也と云て、松蘿一名女蘿と云へれば一物たることと明けし、〕大嘗祭にはたゞ日蔭鬘とのみ見えて、餘の二物の鬘は見えず、又和名抄、祭祀具にも、たゞ蘿鬘のみ出せるは、彼三物共に、鬘に爲てはみな日蔭、鬘と呼しなるべし、かゝれば眞拆も鬘に用ひざるには非ず、伊勢外宮儀式帳にも、眞佐支之鬘をすること、二處に見え、古

可氣乎、これに加氣とよめるも蘿なり、(二に、山蘰影爾所見乍とあるも、山蘰を枕言として、影は蘿の意につゞけたること、この十四の歌にて知べし、今本には、山字を玉に誤れり、十三に、雲聚山蔭とよめるも、鈿に垂たる蘿なり、此山字をも玉に誤れり、此外にも山を玉に誤れる例なほ多し、) 〇手次繋は、多須伎爾加氣と訓べし、書紀には、手繦と書て此云多須枳とあり、(繦字は多須伎にあたらず、其故はまづ古の手次も、今世に賤人のかくると全く同物にて、書紀允恭卷盟神探湯の處にも、諸人各着木綿手繦而赴釜探湯などあり、然に繦は負兒衣と見えて、多須伎の意なし、字鏡に、繦負兒帶也須支、また繦束小兒背帶須支とあり、是に依て思に、兒を負帶を須支と云を本にて、袖をかゝぐる帶をも、手よりかくる物なれば、手須伎とは云なるべし、故書紀には手字を添て、多須伎に此字を用られつらむ、) 和名抄に、本朝式云、襷襅各一條、襷多須岐、襅知波夜、今按未詳と見ゆ、(襷は袖を擧る由の倭字なるべし、) 萬葉には此と同く手次とのみ書り、次字を書は、次を古言に須伎とも云ればなり、(天武紀に、次此云須岐と見え、中昔の物語などにも、すぎ〳〵などあまた見ゆ、) さて此に手次に蘿を用たりしこと、書紀も古語拾遺も皆同じことなり、かくて後世まで、神事は全此段の故事に因て、萬を用らるゝことなるに、後には日蔭手次といふことは、凡て物に見えず、手次にはたゞ木綿を用らる、(木綿手次は、かの允恭卷に始て見えて、後世は常のことなり、〇口決にいへる木綿手次の說ひがことなり、) 日蔭は便あしき故にや、又日蔭にて爲るをも、古は木綿手次と呼しにや、疑はし、(上に云る如く、穀と麻と二種を兼ても、木綿と云る例もあれば、由布はもと神事の物の惣名にてもあらむか

宜譜圖帳に此段の事を云るにも、天の於須女とあり、源氏物語（帚木）に、例の腹立怨ずるにかくおぞましくば、いみじき契深くとも、絶て又見じ、（河海抄に、形遠文選と有り）又（夕霧）人聞もうたておずましかべきわざを、又（東屋）物づゝみせず疾りかにおぞき人にて、又（浮舟）浮舟君の川に身をなげむと思ひよれることを云る處に、すこしおずかるべきことを思よるなりけむかしなどある、皆婦人のことを云て、右の意なり、（和名抄に、護田鳥、於須賣止里、常在澤中見人輙鳴、有似守宮、故以名之とあるは、此神名より出たる名なるべし）今世言にも、於曾伊又於受伊と云ことあり、（又いやしき言に、延受伊といふこともあるも、是より轉れるなるべし）さて此神の強固ことは、此次又猿田毘古神の段に見ゆ、書紀には、素戔嗚尊扇天扇國上詣于天時、天鈿女見之而告言於日神也と云ことも見ゆ○日影、書紀に蘿と作て、此云比軻礙とあり、拾遺には蘿葛者比可氣とあり、齋宮式供新嘗料物に、日蔭二荷とも、日影蔓二荷とも見ゆ、さて和名抄祭祀具に、蘿蔓比加介加都良、又苔類に、蘿比加介、女蘿也、松蘿一名女蘿萬豆乃古介、一云佐流乎加世、（纂疏にも、蘿謂垂苔也、俗謂日蔭蔓とあり）古今集物名に、さがりごけとある是なり、女蘿は、松枝に生て甚長く、色青く帶の如くなる物と、漢籍どもに見えたれば、佐賀理苔てふ名も、松上より懸るよしなり、（或說に、地に延つゞく物なりと云は非なり）此物奥山ならでは生ず、又乾ても色青くて枯ずとぞ、（堀川百首に顯仲朝臣歌に、露かゝらねどかゝるよもなしとよめるも此由にこそ）萬葉十八新嘗會宴に、足日木乃夜麻之多日影可豆良家流宇倍爾也左良爾梅乎之奴波牟とあり、又十四に、夜麻可都良加氣麻之波爾母衣可多伎

の入奉の奉字を、今本に奏に誤れり、今は江次第を以て改）とあり、中臣壽辭と云物、藤原賴長公の台記、大嘗會別記に載り、又神祇令に、諸祭神祇官中臣宣祝詞、忌部班幣帛、（義解曰、其中臣忌部者、當司及諸司中取用之とあり、當司は神祇官なり、）貞觀儀式、祈年祭に、中臣進就庭座讀祝詞、讀訖退出云云、忌部二人進夾案立、監頒幣事、（四時祭式も同、）月次祭祝詞に、云々乎如海山置足成天、大中臣太玉串爾隱侍天云云稱申事乎云云、神嘗祭に、九月之神嘗乃大幣帛乎、某官某位某王中臣某官某位某姓名乎爲使氏、忌部弱肩爾太襁取懸、持齋波理令捧持氏進給布御命乎申給久止申、また云々乎如橫山久置足成天、大中臣太玉串爾隱侍天云云天津祝詞乃太祝詞辭乎稱申事乎などあり、祝詞式に、凡祭祀祝詞者、御殿御門等祭齋部氏祝詞、以外諸祭中臣氏祝詞とあるは、師說に、大殿を守坐大宮賣命、御門を守坐豐磐間戶命櫛磐間戶命、此三柱は太玉命の子に坐故に、此二祭には齋部氏祝詞申なりとあり、古語拾遺神武段に、天富命率諸齋部捧持天璽鏡劍、奉安正殿、幷懸瓊玉陳其幣物殿祭祝詞、（其祝詞文在於別卷、）次祭宮門（其祝詞亦在於別卷、）〇天手力男神、名義次に云べし、萬葉三（四十五丁）に、石戶破手力毛欲得、十七（二十四丁）に、波流能波奈云云乎里底加射佐武多治可良毛我母、なほ此神の事、末（傳十五）に出たり、〇隱立は、加久理多知弖と訓ぞ古言なる、書紀推古卷歌に、訶句理摩須とあり、沼河比賣歌に、比賀迦久良婆とよめり、猶其處にいふべし、〇天宇受賣命、名義古語拾遺に、天鈿女命古語天乃於須女、其神強悍猛固、故以爲名、今俗強女謂之於須志此緣也、（此註を思ふに、此書の傳へには淤受賣とありしを、鈿女と書る文字は、書紀に依れるなり、）延喜七年進大神宮爾

神の曰、頃者人雖多請、未有若此言之麗美者也、乃細開磐戸とあるを見るべし、もはら言辭に感たまふにあらずや、言靈の幸ふ國、言靈の助る國といへる古語も、思合されていとたふとし、さて古語拾遺に、云々令太玉命捧持稱讃、亦令天兒屋命相副祈禱、また神武御世段に、立靈畤於鳥見山中、天富命陳幣祝詞、禋祀皇天とあるは、心得ぬことあり、(この稱讃を、太玉命の事とし、祝詞を、天富命の事とせるは、齋部氏の強言なり、凡て幣帛を執は忌部、祝詞白は中臣の職にて、神代より後まで定まれる物をや、抑中臣と忌部とは此段に見えたる如く、相並べる氏なるに、中古より中臣はこよなく榮え、忌部はいたく衰へたることを憂へたるが、彼書の主意なる故に、やゝもすれば中臣神を貶して、忌部神を褒たるが、實に過たること多きぞかし、) 書紀神功卷に、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、則命武内宿禰令撫琴、喚中臣烏賊津使主爲審神者、因以千繒高繒置琴頭尾、而請曰云云、これも此の儀式をまなびたる者なり、又持統卷に、四年春正月朔、物部麻呂朝臣樹大盾、神祇伯中臣大嶋朝臣讀天神壽詞、畢忌部宿禰色夫知奉上神璽劒鏡於皇后、皇后即天皇位、(これ古の即位の儀式なり、劒鏡を奉るは、即幣帛を取持と同意なり、此御鏡は、即此段に太玉命の取持たまへる物なる由緒を以て、忌部これを奉るなりけり、) 神祇令に、凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞、(義解曰、以神代之古事、爲萬壽之寶詞也、) 忌部上神璽之鏡劒とある是なり、又持統卷に、五年十一月戊辰大嘗、神祇伯中臣朝臣大嶋讀天神壽詞と見え、踐祚大嘗祭式に、神祇官中臣執賢木副笏、入自南門就版位、跪奏天神之壽詞、忌部入奉神璽之鏡劒訖退出、(此事江次第にも見えて、近代無此事、長元忌部爲賀奉仕之とあり、式

などいふは訛なり、）式に、左京二條太詔戸命神社、大和國添上郡太詔詞神社、對馬上縣郡能理刀神社、下縣郡太祝詞神社あり、〇禱白而、此語此卷末又中卷などにも見えたり、泥疑麻袁志弖と訓べし、禱字、本岐とも能美とも訓る、是等の言を古書に考るに、本具は祝壽方に云、能牟は乞祈方に云、泥具は右の二方を兼たる言なり、さて今禱白せる詔戸は、何事を申せるぞと云に、書紀に、時中臣遠祖天兒屋命則以神祝祝之、また廣厚稱辭祈啓焉と見え、又此記に餘に禱白とある事の例、又諸祭祝詞に、稱辭竟奉とあるなどを集て思ふに、かの布刀玉命の取持る種々の御幣物を賛稱たる辭なるべし、（諸祭祝詞の例を見るべし、その幣帛を品々いひ擧て、天津祝詞の太祝詞言を以稱辭竟奉とあり、これその幣帛を賛稱る由なり、式に載る祝詞どもは、やゝ後に作れる文なれども、其趣は上古より傳はれる祝詞の格に從れるものぞ、）故神祝稱辭など云り、さてゑか稱贊白も、大御神の出坐むことを乞願意にて爲ることなる故に、禱と云、祈啓と云、致其祈禱とも書紀にあり、されば此の禱字は、賛稱る意と乞祈意とを兼たれば、泥疑とは訓り、下に獻天御饗之時禱白而とあるも、此と全同じ趣なり、考合すべし、猶泥疑てふ言は、中卷日代宮段（傳二十七）に出たり、其に委く云べし、（神に仕奉る人を禰宜と云ひ、又泥疑言など云も是なり、又願も本泥具を延たる言なり、）さて此時に禱白せる辭は、祝詞の始にて、いとも古文にて麗美かりけむを、此に載ず、世に傳らぬは、甚々慽きわざなりかし、（世々の學者此段を說に、たゞ諸神の心の誠欵なりしことをのみ云て、辭のことをば等閑にし、凡て古言をば尋む物とも思ひたらぬは、いたく道の意に背けり、）書紀に、此廣厚稱辭を聞しめして、大御

率往東土播殖麻穀云々、（天富命は布刀玉命の孫なり、）また令天富命率供作諸氏造作大幣、四時祭式に、祈年祭云々、前祭十五日、充忌部八人木工一人、令造供神調度など見えたり、○布刀詔戸言萬葉十七（五十一丁）に、奈加等美乃敷刀能里等其等伊比波良倍、書紀に、乃使天兒屋命掌其解除之太諄辭、太諄辭此云布斗能理斗、大祓詞に、大中臣天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、これらは祓除に宣を云り、又月次祭祝詞に、天照坐皇大神乃大前爾申進留天津祝詞乃太祝詞乎、鎭火祭祝詞に云々、如横山置高成氐、天津祝詞乃大祝詞事以氐稱辭竟奉久止申などあるぞ、此の祝詞の趣なる、名義は宣説言なるべし、能流は、必しも貴人の命ならでも、人に物を言聞するを云、（彼大祓詞に、大中臣に宣と云るが如し、その外にも例いとおほかり、）説は、書紀に太諄辭と書る諄字（説文に告曉之熟也といへり、）の意なり、久度久と云言も、此のりときごとの意に近し、後頼哥に、はじめなき罪のつもりのかなしさをぬかのこゑ／＼くどきつるかな、（師説に、高御產巢日命の詔賜し、御言を承て、今兒屋命の宣申すなれば、詔賜言なり、多弁を約れば豆なるを、刀と轉し云りとあり、此説はいかゞ、凡て此段の事は、上に云る如く、彼神の命に依るに非ず、又假令その命にもあれ、然らば高木神命以禱白とあるべきなり、他時の例みな然あり、たしかに彼神の命を承て宣處にも、其を詔戸言と云る例なし、）さて能理斗と常に云は言を略けるなり、（祝詞字を書ことを、師は此言の本意に非ず、末なりと云れつれど、そは詔賜とこゝろえられたる故なり、此の事を、以神祝祝之とも書紀にあれば、彼字本意に叶はずとも云がたし、説文に、祝祭主贊神者などあるは、此の義にかなへり、）さて能理斗を、能都斗又能斗

ば、此倉代物とは、かゝるくさ〴〵の物をすべいふなり、）などある倉これなり、（倉字も借字なり、）さて美豆は御手なり、即此に取持てとある如く、手に取持て献る意にて云り、又豆は多牟氣の切りたるにて、御手向久良の意にてもあるべし、太玉命の名義と思合すべし、（いづれにまれ御は下の久良に係るなり、手又手向に附たる辭には非ず、又は後に天皇の御手づから神に献りたまふ物を、御手久良といひならへる、其名を始へもめぐらして、此段にも然云るもあるべし、御手向も同じ、）豆の意は、右の二何れならむ、いまだ思ひ定めずなむ、（師説には、充座の意として、萬物を置座に充て奉るを云とあれども、さては賢木の枝に着たるにかなはず、且こゝに御字を添て書るにもかなはざるをや、）蜻蛉日記に美豆具良一夾二夾とあるは、絹布などを串に夾て奉るを云なり、（大神宮年中行事に、寮幣者長串用紙挾也、）○登取持而、登は辭なり、凡て御幣を取持ことは、此時の例の隨に、後の御代々々まで、忌部氏の職業なり、次に引る書どもにあまねく見ゆ、又書紀神代下卷に、乃使太玉命以弱肩被太手繦而代御手以祭此神者、始起於此矣、（此神とは大物主神なり、又代御手とは、御孫命に代り奉て御幣を取持を云なり、御手と云に心を付べし、たゞ代て祭とのみ見は精しからず、）又祈年月次大嘗等祭祝詞辭別にも、忌部能弱肩爾太多須支取掛氐、持由麻波利仕奉禮留幣帛乎、神主祝部等受賜氐、事不過捧持奉登宣と見ゆ、諸の御幣を造り備ることも、此氏の職なり、書紀に、忌部遠祖太玉者造幣云々、古語拾遺に、宜令太玉神率諸部神造和幣、（これは和幣と書たれど、諸物を云り、丹寸手に限らず、）また令天富命率日鷲命之孫云々、殖穀麻種云々、天富命更云々、分阿波齋部

十握劒、參迎于穴門引嶋而獻、因以奏言、臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾以曲妙御宇、且如白銅鏡以分明看行山川海原、乃提是十握劒平天下矣、これら此段の故事に依る古の禮儀なり、然るに和幣を略きて劒あるは、朝家の三種の神寶にならへるならむ、(即三種の中の二種も、此段の物なり、) されど彼五十迹手が奏せる言は、三種寶の本義にも非ず、(其由は後に云べし、) 況て此段の物を、彼意とな思ひまがへそ、(此段の和幣をも、即劒の意ぞなど云説は痛く強言なり、又神功卷に、皇后召武內宿禰捧劒鏡令禱祈神祇とあるたぐひも、鏡は此段の古事に依て奉るなるべし、劒を神に奉ることは、垂仁天皇二十七年の紀に其起見えて、彼三種與も又別意なり、) さて中昔までも、人に物を贈るに、多く木草の枝につけたりしも、此段の榊の枝につけたる故事より起れることなるべし、○布刀御幣、和名抄に幣美天久良、靈異記に幣帛美天久良などあり、布刀は稱辭なり、又宇豆乃幣帛大幣帛伊都幣帛安幣帛乃足幣帛なども云り、美弖具良は、何物にまれ神に獻物の總名なり、諸祝詞などを見て知べし、名義は、まづ古へ神に獻物及人に贈りなどする物を、凡て久良と云りと見ゆ、(後世の語に、人に物を與るを久流と云も、是より出たることなるべし、) そは此次段に、千位置戸とある位、(位は借字なり、なほ此事は傳九卷の始に委く云べし、) 又貞觀儀式大嘗祭條に、倉代十輿、(代は實にて即其物を云、) 續後紀一に、國造出雲豐持等奏神壽、幷獻白馬一匹生雉一翼高机四前倉代物五十荷、(此國造神吉事を奏時、白馬鵠とともに劒鏡をも獻りし例、神龜三年紀に見え、又五種神寶雜物を獻し例、天長七年紀に見え、又彼神賀詞に、白馬白鵠の外に、玉横刀鏡など獻よしあれ

し云べきか、）又神に手向る奴佐（幣又幣帛など書）も、絹布をも云、未織ざる木綿麻をも云り、（麻と書は、種々の中の一に就てなり、又後世に紙を用るは、木綿の代なり、）○取垂、書紀皇極卷に、折取枝葉、懸掛木緜云云、萬葉六（三十九丁）に、木綿取之泥而、また九（三十丁）に、齋戸爾木綿取四手而忌日管、延喜六年日本紀竟宴得太玉命物部安興哥に、比佐嘉多能阿麻豆流呵美乎伊能留度曾要多母須惠々爾奴佐波志弖氣留などあり、垂を志殿と訓は、志禮陀を約たる言なり、（陀禮は殿と切）書紀孝德卷に、垂此云之娜屢、萬葉十に垂柳、十七に四垂屋など有以知べし、志陀留は繁垂の意なり、（萬葉に竹玉乎繁爾貫垂などあり、）さて此垂てふ言、多理多流など云は自然なり、多禮、多流々などは、物を然するなり、（多禮は令垂、多流々は令垂なり、凡て活言には皆此差別あることぞ、）されば志陀理と志陀禮とをも、此差を以て別べし、（右の柳又尾などは、自垂物なる故に志陀理と云、）此は物を垂らせたるなれば、志阿禮を約て志殿と云なり、（後世に四手と云物は、此用語を体語にして名とせるなり、）採物哥に、賢木葉に木綿取垂て誰代にか神の御諸と齋そめけむ、（二の句、拾遺集には、ゆふしでかけてとあり、）拾遺集に、石上ふるや壯士の大刀もがな組の緒垂て宮路通む、○此種々物、書紀景行卷に、爰有女人、曰神夏磯媛、聆天皇之使者至、則拔磯津山賢木、以上枝挂八握劒、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓊、亦素幡樹于船舳、參向云云、仲哀卷に、時岡縣主祖熊鰐聞天皇車駕、豫拔取五百枝賢木以立九尋船之舳、而上枝挂白銅鏡、中枝挂十握劒、下枝挂八尺瓊、參迎云云、また筑紫伊覩縣主祖五十迹手聞天皇之行、拔取五百枝賢木、立于船之舳艫、上枝掛八尺瓊、中枝掛白銅鏡、下枝掛

殖郡忌部神社、或號麻殖神、或號天日鷲神とあれば、青和幣をも共に日鷲命の掌て作りしこと知られたり、されば以津咋見神云と云る如く、麻をも以長白羽神同じく天日鷲命の掌り作らせたるなるべし、其證なほ次にも云べし、さて麻を袁と云は緒の意にて、絲を云名なれば、本麻にはかぎらず、されば麻殖郡てふ名も、麻のみならず穀を殖たるにもわたれり、字に泥むべからず、）麻は木綿に比れば稍青き故に、青和幣と云なり、さて書紀に、下枝懸以木綿（全文上に引り）といひ、又（神代下巻）天日鷲神爲作木綿者など云るは、此記など彼此と合て思ふに、白和幣のみにはあらで、必青和幣も具ふべければ、如此云ときは、穀と麻と二種を凡ても木綿と云りと見ゆ、（これ又二種共に天日鷲神の作れる證ともすべし、）なほ又式などに、其料物を擧たる所には、木綿と麻とを出せるに、其を用る所には、たゞ木綿のことのみ云て、麻のことは見えぬが多きも、二種を合て木綿と稱故なりけり、（凡て榊に木綿を付などいへるは、二種を合せての名なり、）さて白和幣青和幣共に、織たる布をも云ひ、（萬葉に木綿疊手向などあるは、必織たる布ときこゆ、）又未織はせで、たゞ糸にしたるまゝなるをも用たりと見ゆ、故古書に木綿をば作と云て、（作と書て波具とよめり、剝なり、）織とは云ず、（もし布ならば、倭文織などの如く、織とあるべきことなり、）又式などに、布若干端木綿若干斤麻若干斤と、布の外に擧げ、端などはなくて、斤とあるも、糸ながら用る證なり、（かゝれば木綿手次木綿鬘なども、糸のまゝなるべし、（されば今賢木に垂たるも是なり、（麻も常には未織ざるを云ども、又其布をも同じく麻衣など云る如く、木綿も然なり、されば惣名の多閇も、織たる未織ざる通は

を、杜仲と思ひ誤れるにて、實に杜仲を用たるには非ず、然らば和名抄にも祭祀具には、穀を擧て和名由布と記すべきことなるに、木綿と擧たるは、古より世にあまねく用る字を出せるのみにて、實に杜仲なりとするには非ず、故に同陶氏が說を引ながら、彼處には杜仲の字をも波比麻由美の名をも擧ず、そは別に木部に出せり、そのかみ旣に杜仲をば由布には用ざりしこと知べし、さて又杜仲の外に、別に木綿と云木大小二種あり、その小きは近代に弘れる紀和多のことなり、大なるも共に實の中に白綿あるを採て布にはするものなり、されば此らも又由布とはいたく異なり、字の同きを以て思ひ混ふべからず、）其は殊に白き物なる故に、白多閇とも（古哥などに白多閇と多くよめるも、もはら此布なり、白たへの麻衣、又白たへの藤などもあれど、そはたまさかのことなり、）白由布とも白爾岐弖とも云なり、（又古書に、栲機栲衾栲繩栲領巾など多くある栲も、右に引る豐後風土記に依に同物なり、故萬葉に白栲ともかき、又萬の白き物に、栲衾栲角乃など枕詞にも云り、角は綱なりと師は云れ、或人は栲つ布なりと云りさて栲字は、楮を草書より誤りつと、師はいはれつれど、楮字を書る例なければいかゞ、此はなほ別に和字ならむ、）○靑丹寸手、書紀に靑和幣と書り、古語拾遺に、令長白羽神（伊勢國麻續祖、今俗衣服謂之白羽、此緣也、）種麻以爲靑和幣（古語爾伎氐）とあり、（かく靑和幣をば長白羽に、白和幣をば天日鷲にと、二神に分て云れども、末に神武天皇御代事を云る處には、天日鷲命之孫造木綿及麻幷織布、仍令天富命率日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波國、殖穀麻、種其裔今在彼國、當大嘗之年、貢木綿麻布及種々物、所以郡名爲麻殖之緣也云々と云ひ、式に阿波國麻

此經津を、とり〴〵に漢意以て說れど、皆例のいふにたらず。）○白丹寸手、書紀に白和幣とありて、和幣此云尼枳底と見ゆ、底は多閇の約りたる言にて、即爾岐多閇なり、爾岐は即和字又熟字などを訓り、多閇は師說に、絹布の類を總云名なりとあり、（此事冠辭考白多閇の條に見ゆ、又此次にも云り、絹の切を佐伊弖と云は、裂多閇なり、又俗にいふ古手は、古多閇なり、これらみな多閇をつゞめて弖といふ例ぞ。）されば幣字を書は、神に奉る方に付てのことにて、此物の本義には非ず、書紀に、下枝懸以粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿と見え、古語拾遺に、令天日鷲神以津咋見神穀木種殖之以作白和幣（是木綿也、已上二物一夜蕃茂也とあり、二物とは麻と二なり、又神武天皇の御代の事どもを云る處に、穀木所生故謂之結城郡とあり、是下總國の郡名なり。）豐後風土記に、速見郡柚富鄕、此鄕之中栲樹多生、常取栲皮以造木綿、因曰柚富鄕、また寶基本記にも、謂以穀木作白和幣名號木綿、かゝれば白爾岐弖は木綿のこと、木綿は穀木皮以て織れる布にて、古はあまねく用たりし物なり、（此を布にすることゝ漢籍にも見えたり、和名抄に、穀加知木名也と云ひ、字鏡にも、穀楮也加知乃木とあり、さて布にせしことはいと古のことにて、やゝ降りてはたゞ紙にのみして、布にすることは絕つと見えて、和名抄にも穀紙は見えて、布のことは見えず、さて師はこの穀字を、やがて由布と訓れき、さも有べし、然るを古書どもには、由布にはたゞ木綿字をのみ用たり、和名抄祭祀具に、本草注云木棉折之多白絲者也、和名由布と見え、又木部に、杜仲、陶隱居本草注云、杜仲一名木緜折之多白絲者也、和名波比末由美と見ゆ、此に依て思へば、古より由布に木綿字を用るは、杜仲の一名を取れるなり、されど其は穀

語を注せるなり、されどそれも八咫とつゞけば夜多なれば妨げなし、）二には、頭は阿多麻の意なり、（和名抄に顱會阿太萬とあれば、あたまは頭の內にて一所の名と見ゆれど、今世の言には頭をいへば、古へもさもいひけむ、）其故は、白檮原宮段の八咫烏も借字にて、此と同じく、頭の八ある烏なるべければなり、（此烏はかの八俣蛇の八頭八尾ありし類なり、八は必しも七八の八ならずとも、幾つもあるを云べし、さて此記、序、又姓氏錄に、これを大烏と云へれば、なほ八咫の義然るべしとも云べけれど、八寸ならば、殊に小烏なり、もし又咫八の意とせば、御鏡の度かなはず、此と彼と同言にて、義の異なるべき謂なければなり、されば古へより八咫の字を借て書來れるに就て姑く字面によりて大烏とは書つるか、又頭の八あらむには、本より尋常の烏よりはいと大きにも有べければ、名によらずとも、などか大とは云ざらむ　、又大きなるのみにては、八咫てふ名を負べきにあらず、鏡などは大小種々ある物なれば、其度を以て名けむもさることなるを、烏などは、大小くさ／＼ある物ならぬに度を以て名くべきにあらぬを思へ、大なるのみならば、たゞ大烏とこそいはめ、又書紀に、頭八咫烏と頭字を添てかゝれたるは、頭の大さ八咫と云意を顯さむためとも云べけれど、全體をおきて、頭の大さを以て名けむこと有べくもあらず、此は古へより八咫の字を借て書つたへたるを、そのまゝに書ながら、頭の八ありし烏なりといふ傳のありし故に、その由を顯さむために、此字をば添へられたるなるべし、かゝれば是も返て八頭なる一の證とすべし、）右の二の意、いづれかよけむ、人擇取ねかし、さて此御鏡を、書紀に眞經津鏡ともあるは、眞太鏡なり、（太は稱辭にて、布都とも通はし云る例多し、

そ云べけれ、然れども夜多といふ古言動くまじければ、右の師說は用ひがたくこそ。）故今考るに、八咫は借字にて、（古へ物を度量るに、咫といふ名あり、又八は何の數にも、彌の意にて常に云ふことなれば、八咫と云ことも物に多かりけむ故に、其字を借れるなり、さるは後世人の心にては、まぎらはしきに似たれども、常夜に常世の字を借れるたぐひにて、古へより借て書來れるまゝに、此記にも書紀にも然かけるなり。）八頭の意なるべし、其據は、倭姫命世記に、此御鏡のことを云る處に、謂八咫者八頭也、また御鎭座傳記にも、（寶基本記にも）八咫古語八頭也、八頭花崎八葉形也、中臺圓形座也と云る是なり、（此書どもは多くは信がたけれど、此は妄說とは聞えず、古傳說ありけるならむ、或人、鎭座傳記などに八葉中臺など云るは、佛書を附會したる言にて、取にたらずと云り、今おもふに、まことに、彼書どもは附會甚多し、この八葉中臺も佛書の語なり、然れども、もとより八頭花崎、御鏡なりといふ傳のありしに付て、佛書を引當たる者なり、まことに古鏡にさる形したるがあるなり。）さて八頭を夜多と云に二の考へあり、一には、書紀釋に天德御記を引て云、內裏燒亡之時、內侍所神鏡不燒損、其鏡徑八寸許、頭雖有小瑕、專無損とありて、頭字波多と讀べしと云り、此を思ふに、頭とあるは、かの八頭の頭なるべし、（たゞ圓鏡ならば、頭とはいふべからず、又はしならば端とあるべきなり。）又かの御記のつゞきの文に、圓規幷蔕等甚分明なりとある、圓規はかの中臺圓形とある處を云るなるべし、さて頭を波多と訓べしと云る、さもあるべし、魚の鰭と同意にて、かの花崎なる所を然云べし、かゝれば夜波多を約て夜多とは云なり、（此記の注に云阿多とあるは、咫字を借るにつきて、其本

の天をも、云阿麻と註せれども、なほ麻と訓と同格なり、(一離て言ときは、天は阿麻、咫は阿多なる故に、然註したるなり、されば高天八咫と連言ときは、高にも八にも阿の韵ある故に、自ら多加麻夜多といはるるなりけり、)さて此八咫の義を、古來とり〴〵に、說れども、皆かなへりとは聞えず、(まづ咫を八寸として、八咫は六尺四寸、これ圍の度にして、徑り二尺一寸余なりと云は、釋に論ひたる如く、伊勢ノ神宮の御樋代の度にかなはず、又たゞ八寸と見れば、八てふ言由なし、神道八を尊ぶなど云めれども、由もなきことを漫に加ふべきに非ず、古ヘ凡てさることなし、又女神の御手の長さなど云は、漢字の註に依れる、例のひがことなり、又八は七八の八に非ず、例の彌の意にして、つゞめて二八一尺六寸にしても、周を以て名くべきに非れば、なほかの御樋代にかなはず、又師ノ說に、八咫は、人の大指と中指を桀を咫といひ、其一咫は八寸ある故に、八あたとも云て、八は咫八ツの謂には非ず、凡て古書に數を云に、正しきあり、大むねあり、又同じ咫にも、一咫の中に八きだ七きだ有ルを云と、一咫づゝ多の數を云とあり、其書をかける人の心々なりしなりとあれど、一咫は八寸ある故に八あたと云と云れたるは心得ず、若然らば、直に八寸とか咫とか云べきを、いかでかわづらはしく重ね云む、凡て物の度量を云に、さる例も理リもなきことなり、又その書をかける人の心々なりとあると心得ず、文字こそ他國のを借れる物なれば、人の心々にて古書にはさま〴〵に書れ、物の度量の稱などは、古ヘより云來るまゝに記せることなれば、書によりてかはるべきに非ず、されば人の心々とあるは、文字のことか、然らば七きだの阿多には七咫、八きだの阿多には八咫と書りとも、訓はいづれもたゞ阿多とこ

段三重婇歌に、本都延、那加都延、志豆延とあるに依て訓べし、(下枝は、彼婇が哥の中に三たび出たる、二は志豆延といひ、一は志毛都延といへり、今は此彼多きによれり、又萬葉などにも、本都延志豆延と多くよめり、) 此枝の上中下に就て、著し物の尊卑を言は、餘り言痛し、たゞ尊卑き由ならでも、玉は上、鏡は中、和幣は下に着て宜しかるべき物のさまなり、(中を尊ぶなど云說は、殊に漢意にへつらひたる强言なり、) ○取着、萬葉三 (三十七丁) に、奥山乃賢木之枝爾白香付木綿取付而、又十七 (四十五丁) に、之良奴里能鈴登里都氣底などもあり、○八尺鏡、延佳が、尺當作咫と云るぞ宜き、こは決く寫誤れるものなり、先尺とあるを强て助ていはゞ、八寸を咫と云、十寸を尺と云は常なれども、周尺は八寸と云こともあり、又常に咫尺とも連ね言て、相遠からぬ字なれば、此記には佐加にも阿多にも、尺字を通用て、此に阿多と註せるも、佐加と混る、故なりとも云べけれど、猶よく思ふに然には非ず、何の古書にも、阿多には咫字をのみ書て、尺と書る例なく、此記にも即白檮原朝段に、八咫烏と書れば、此も必咫字なるべき物ぞ、さて註に八尺とあるも、本に咫一字なりけむを、本文の誤れるから、後人のさかしらに改つるか、又本文と共に誤れるにもあるべし、八阿多の八字は、上を八尺とするから、是もさかしらに、加へつる後人の爲なり、決て削べし、凡て訓註に、字訓を用たる例なく、又八を八と註すべき謂なければ、こは上下共にひがことなること、相照しても知べし、かゝれば此註は、訓咫云阿多とあるべきなり、さて此名を、古來夜多能鏡と訓めれども、かゝる稱の古の例、凡て之を添ねば、夜多加賀美と訓べし、(かの八咫烏の例をも思べし、) 註に阿多とあるを、阿を省は如何と云に、高天原

多と云も、象の意にはあらで、本は肩より出し名なるも左るべからず、） さて此段の卜合は、思金神の謀て思ひ得たる種々の事の可否を、先卜問て、後に定行むとなるべし、凡て上代は、萬の事みな然有き、○五百津眞賢木、五百津は枝の繁きを云て、一木の上のことなり、（五百株と云は非なり、布刀玉命の取持とあるにも叶はず、） 書紀仲哀巻に、五百枝賢木と有にて曉べし、湯津楓の湯津も同じ、その由は彼處に云べし、又上の湯津石村の所にもいひき、） 又下巻に百枝槻、書紀に百枝杜樹などもある類なり、眞賢木、書紀には眞坂樹と書り、共に借字なり、仙覺萬葉解に、榮たる樹と云なりといへり、師説に、こはもと一の樹の名にはあらで、たゞ常葉なる木を、神事公事に讃稱て眞榮樹といひしなり、そが中にとり分て鏡幣をかけ、髻華にさしなどせしは橿なり、後世さかきと云物に非ずと云れき、（なほくはしく冠辭考まさきづらの條に見ゆ、） 新撰字鏡には、杜、毛利、又佐加木、また龍眼佐加木、また榊梻椗三字佐加木とあり、榊字は日本後紀（十六）にも見えたり、和名抄にも、漢語抄龍眼木佐加木、今按龍眼者其子名也とあり、（此は後世のさかきにあてたるべけれど、おぼつかなし、まして上代のにはかなはず、） ○根許士爾許士而、書紀に掘とあり、又神武巻に、拔取、景行巻に、拔などもあり、拾遺には、古語佐禰居自能禰居自と見ゆ、萬葉八（十四丁）に、去年春伊許自而植之吾屋外之若樹梅者花咲爾家里、（拾遺集には、去し年根こじて植しと直して入れり、） 古今六帖に、秋野は根許士にこして持去とも、巖の種は遺しやはせぬなどよみて、根ながらに掘取を云、俗にいふ根引にするなり、（物をこじなど云俗語も、是よりぞ出つらむ、） ○上枝、中枝、下枝は、譽田天皇、御歌、又長谷朝倉朝、

ふさねて執行をも、又用脚を給をもまかなふと云は、意のうつれるなり、）さて上代の卜は、凡て右の如く鹿の肩骨を用られたり、龜を用るは、漢のを學べる後のことなり、（書紀崇神巻に、命ニ神龜一云云などあるは、たゞ文章に書るのみにて、實は是も鹿を用たるべし、○卜部氏もと壹伎國より出つれば、彼氏人ぞ韓國より龜卜は傳へけむ、欽明天皇十四年、百濟に仰て卜書暦本などを獻らしめたまひしこと、書紀に見ゆ、このころよりや、漢ざまの卜を用ひられけむ、然るに書紀の釋に、龜兆傳と云書を引て、龜卜の神代よりある事の起を、こと〴〵しく云れど、彼書は、古より傳はれる鹿の卜を廢て、龜卜をあまねく世に用ひしめむために作れる虚言にて、古書に非ること著し、さて遂に鹿は、廢て、もはら龜をのみ用らるゝことになれるは、いとも哀きわざなりかし、式などにも卜料には龜甲のみ見えて、鹿骨は凡て見えず、そのかみ既く絶けるなるべし、さて龜になりても、波々迦をば昔の如く用しと見ゆ、）萬葉十四（七丁）に、武藏野爾宇良敝可多也伎云云、（彼國豐島郡に占方と云郷名も和名抄に見ゆ、○可多也伎は肩灼なり、）か、ゝれば鄙にはやゝ後までも、鹿卜の殘れるにや、又十五（二十五丁）に、由吉能安末能保都手乃宇良敝乎可多夜伎弖云云、（保都手は、太占の太と同じ、此哥は、雪連宅滿が死を傷て、壹岐嶋にてよめるなれば、彼漢國傳の龜卜なるべきか、然らば可多也伎は、二首ともに肩にはあらで兆の意かとも思はるれども、此哥は、其時に見く卜をしたるさまにも聞えず、此島は卜に名高きゆゑに、たゞ設てかくよめりと聞ゆれば、古の鹿の肩灼の卜の語を以て云るなるべし、そは龜卜になりて後も、云なれたるまゝに、なほ肩灼と云語をそなべて用ひけむ、又兆を加

るべし、故今は舊事紀に波々と作るに從つ、（此餘にも、波と婆とは互に寫し誤れる所多し、○後世平假字の書どもには、多く波和加と書り、此も口にはさもよむべし、）和名抄に、朱櫻、波々加、一云邇波佐久良、又木具部に、樺木皮名可以爲炬者也、和名加波、又云加仁波、今櫻皮有之と見え、萬葉六（十八丁）に、櫻皮纏作流舟とよみ、古今集物名に、迦爾婆櫻あり、（源氏語物などに加婆櫻といふもこれなり、）これらを合て思に、此木の本名は波々、迦にて、迦爾婆は皮名なり、（加婆は加爾婆の約りたるなり、）さて皮を專ら用るから、迦爾婆櫻と木の名にもなれるなり、か、れば和名抄に邇波佐久良とあるは、今本加字の脫たること著し、（古今集かにばざくらの註に、朱櫻とかけりと顯昭が云る、よくかなへり、然るを契冲が、和名抄を引てこれを誤なりと云るは、返てひがことなり、）さて此に此木を取は、皮を燃して、彼鹿の肩骨を灼む料なり、（からぶみ五雜組と云ものに、樺皮燒之易燃而無烟也といへり、）後世まで此を用ると見えて、臨時祭式に、凡年中御卜料波婆加木皮者、仰大和國有封社令採進之、（齋宮式にも、波々可五枚と見ゆ、）とあり、（與義抄に、大和國笛吹社より奉るとあり、此社は忍海郡笛吹山にあり、）○占合、合字は一本に依れり、（舊本に令と作るは誤れるなり、延佳本に此字無きは、さかしらに削しなるべし、）前にも卜相と書き、書紀にも卜合と書る例あればなり、さて占合二字を宇良閇と訓べく、其は卜令合の意なることと、上傳四布斗麻邇の下に委く云るがごとし、　麻迦那波令は、書紀雄略卷に、彎弓、欽明卷に、彎弓占擬　射落、崇峻卷にも擬射と見え、新撰字鏡に、擬設也度也、方加奈不とあり、字書に、擬揣度以待也と注せり、今も此意なり、（今世の俗に、萬事を

泥と云こと、今の俗語のみならず、萬葉四卷などにもあれば、なほ古夜泥と訓べし、）○布刀玉命、玉を以て御名に負し所由未思ひ得ず、大神宮式に、着木綿賢木是名太玉串、（書紀に、五百箇眞坂樹八十玉籤とも有）とあり、今此神は、玉鏡和幣を着たる眞賢木を取持たまへば、若は此太玉串の意にもや有む、さて玉串の名は手向串なるべし、（牟氣を切れば米なれども、多米串といへば、自ら多麻串とも聞ゆる故に、玉字は借て書つらむ、）されば其の串を略て、太手向命とも云つべき物ぞ、（布刀御幣登取持而とあれば、太手向とも云べし、）なほ此神のことも下（傳十五）に云べし、○天香山、中卷倭建命段の哥に、阿米能迦具夜麻とあり、此に依て訓べし、前に出たる香山は大和國なるを云、此のは天上なるを云れば、別なり、さて伊邪那美神の神避坐處に、金山毘古金山毘賣、波邇夜須毘古波邇夜須毘賣ありて、次にかの大和の香山のこと見ゆ、然るに彼香山に埴安てふ地名あり、此に金山の名あり、彼此を合て思ふに、本此山の名は彼迦具土神に由あるにや、猶熟考べし、○眞男鹿、書紀に眞名鹿ともあり、眞は稱辭なり、又書紀顯宗卷に、壯鹿此云左鳴子加とありて、佐袁鹿てふ名は常に多く云めれど、眞男鹿と云るは、他には見ず、（故思に、佐衣佐筵佐夜佐寢など、多く付云佐は、眞と通ふなるべし、地名にも佐檜隈とも眞熊野とも云る、通ひて聞ゆるをや、）○肩、和名抄に、肩加太、髃骭加太乃保禰とあり、肩を拔とは、其骨を拔取を云なり、○內拔、內は借字にて、書紀に全剝此云宇都播伎とある全と同じ、俗に圓にと云意なり、全に骨を拔き、全に皮を剝ば、中の空虛になる意にて、宇都とは云なり、下に內剝鵜皮剝ともあり、○波波迦、今本はみな婆々迦と作れども、言の首を濁る例なければ、必波字な

字をよむは、人々に事の品科を分ていひつくる意なり、）○鏡の名義は、炫見なり、○玉祖命、訓は和名抄河内國高安郡、又周防國佐波郡なる郷名の玉祖を、共に多末乃於也とあると、書紀に玉屋命を書るとを合て、多麻能夜なり、（於を略くは常なる中に、此は乃に於の約あればさらなり、故書紀には屋字を書り、さるを此記をも見合さで多麻夜と訓るは誤なり、）名義は字の如し、さて此を書紀一書には、玉作部遠祖豐玉者造玉とも、又一書には、玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所作八坂瓊ともあり、（姓氏錄に、高魂命孫天明玉命とあり、）古語拾遺には櫛明玉神とあり、（神名秘書と云物に、櫛明玉命高皇産靈神女栲幡千々姫命之妹也と云る、此神を女とせることいかゞ、）是等皆此神の一名なるべし、其故は、皇孫命天降坐時の五部の祖神は、みな此段の神なるに、書紀にも彼所には玉屋命とあればなり、なほ此神のこと、傳十五の彼段に云べし、拾遺神武天皇御代の所云、櫛明玉命之孫造御祈玉、（古語美保伎玉云云）其裔今在出雲國、毎年與調物貢進其玉、（此事も彼段に悉く云む、）○天兒屋命、名義は、招祖泥か、招は書紀に奉招禱とある是なり、此招禱を必乎伎と訓べき由は、皇孫天降坐處に其遠岐斯玉鏡云云、とある所（傳十五の卷）に云を見よ、さて此神今布刀詔戸言白て、大御神を招禱奉りたまひし故に、此名を負坐るなるべし、（招の乎を略き、伎於を切て古と云、）祖は玉祖と同意、泥は稱名にて、例殊に多し、（既に上に云り、）なほ此神のこと、下（傳十五）に悉く云べし、（○他書には、多くは兒屋根と根字を添て書るを、此記書紀などには此字無く、又泥は稱名にて、稱名は略ても云る例これかれあるなどを思へば、根字なきをば、古夜と訓べきかとも思へど、屋を夜

神をば何れの鏡とかせむ、日前神也とあるうへは、次に伊勢大神の御鏡あるべきこと疑ひなき物をや、然るを初の不合意方を擧て、次の美麗にして貴き方を略るはいかにぞや、されば此事は、拾遺の傳ぞ明らかにして宜くは有ける、さて此初度の鏡も、かの日矛と共に三種の神寶に添て、後に皇孫命へ授け賜ひしなるべし、其故は右に引る拾遺の文に、矛玉自從とある、矛は日矛なるが、此鏡もそれと同時にいできて、後にも同地に鎭坐せばなり、さて御代々々天皇の同御殿にましまし、水垣朝に至て、天照大御神の御靈八咫鏡草薙劍を、豐鋤入日女命に離奉たまひて、鎭坐べき地を求ありきたまふ時に、紀國の名草濱宮に三年がほど齋奉りたまひしこと、倭姬命世記に見ゆ、此時までかの日矛も初度鏡も共に、天照大御神の御靈に附添て齋奉りしを、此名草濱宮に右の二をば留め奉て、永く彼地に鎭り坐しめたまひしなるべし、此日前國懸二大神なり、）然るを此記などは、其鑄改めつる細き事をば云ざるにこそあれ、傳の異なるには非ず、さて此拾遺の說に付て、此神の名を思ふに、鑄重の義ならむか、（凡て事の重なるを志伎留と云、重播種子重浪などの類これなり、頻字を書てこの意なり、）重を斯許理とも云る例は、萬葉十二（四丁）に、思咲八更々思許理來目八面（重將來哉なり）とよめり、度賣は老女を云稱と見えて、書紀に姥と書り、（此字字書に老母也と有）例は記中に、春日建國勝戶賣、沙本大闇見戶賣、志理都紀斗賣などあり、又戶邊とも通し云ること、書紀の已凝戶邊にて知べし、戶邊の例は、中卷（苅幡戶弁の所）に云べし、（和名抄に、今呼老母爲太宇女とあるは、この斗賣の轉れるにはあらじか、又處女は小姥の意か、）○科はもと令負の意にて、仰命も同言なり、（科

とを比べ見に、此時の種々の物、詳と略とたがひにあり、又其物を造れることを前に云て、用たることをば略ける例も、拾遺にこれかれ見ゆ、)されば其料の矛をぞ今麻羅には造らせけむ、(此矛は他雜物の並に、あらず、玉鏡にならびて、殊に貴き寶なる由ありけるなるべし、其故は古語拾遺皇孫命に神寶を授たまふ所に、以八咫鏡及草薙劒二種神寶授賜皇孫永爲天璽矛玉自從とあるは、三種の神器の一傳なり、さて此鏡も玉も此石屋戸の時の物なれば、矛と云も此時の矛なることを知し、さて三種の寶と並て如此言、又後までも日前國懸と並び坐神御靈なれば、おぼろけの物ならめや、故今此を造れることを云るならむ、)矛の料なる故に、其加尼にも鐵字は書るなるべし、(鏡ならば鐵とは書じ、)又堅石も矛を打料とこそ聞ゆれ、○伊斯許理度賣命、書紀に石凝姥此云伊之居梨度咩と見ゆ、又一書に、使鏡作部遠祖天糠戸者造鏡とも、鏡作遠祖天抜戸兒已凝戸邊所作八咫鏡ともあり、(已は石字の誤なり、)古語拾遺に、令石凝姥神(天糠戸命之子鏡作遠祖也)取天香山銅以鑄日像之鏡とあり、なほ此神のことは、下(傳十五の卷)に見ゆ、さてこの造し鏡は、即下文なる八尺鏡なり、古語拾遺に、初度所鑄少不合意、(是紀伊國日前神也)次度所鑄其狀美麗(是伊勢大神也)かゝれば此時初後二面の御鏡あり、(是を以て見れば、かの書紀一書に、日矛と日神の御像鏡とを造れることを云て、是日前神也とあるは、初度のみを云て、次度のをば略るなり、凡て彼一書々々は、事を略て書る例多けれども、此略は宜くも思はれず、まぎらはしきなり、故に日矛を初度の鏡に當るがごときひがことも出來しなり、若又かれは拾遺の說とは異にて、たゞ一度なりとせば、伊勢大

はいかでか云む、凡て古にさることはなき物をや、然るに日神の御像を造るとありて、此矛を造れるは如何と云に、日の御像は、又全劒云云神象とある是なり、こは鏡なること論なし、さて日矛もその同時に同山の金を採て同神の造り故に、一所に並て云るなり、なほ然る所由は、かの紀、國名草郡に日前神社國懸神社と同地に並て鎭座す、或說に、以日御像爲日前大神、以日矛爲國懸大神と云り、かゝれば此兩大神の神社も、一所に並び坐す故に、その日御像鏡を造れる所に、日矛をも並て一に擧たるは、かたがた由あることなり、されば是即紀伊國所坐日前神也とは、國懸をも兼て云るなるべし、今時も兩社を合て日前宮と申すなり、）とあると合て思に、彼は矛と鏡と共に石凝姥に造らせ、此記は矛をば別に此天津麻羅に造らせたりといふ傳なるべくや、然ば此名の下に、矛を作しむることの有しが、脱たるなるべし、（如此く見るときは、此記も書紀も共に明かなり、）下文に鏡を用たることは見えて、矛を用たることは、此記には見えざれども、書紀に、天鈿女命則手持茅纏之矟云云、古語拾遺に、令手置帆負彦狹知二神云云兼作御笠及矛楯、令天目一箇神作雜刀斧及鐵鐸、（古語佐那伎）とありて、次に天鈿女命云云手持著鐸之矛而於石窟戶前覆誓槽云云、（書紀に所謂日矛も此料に造れるなるべし、されば右に引る或說に國懸大神の相殿に天鈿女命坐と云り、所由あることなりけり、かゝれば日矛といひ、茅纏之矟といひ、著鐸之矛と云るは、たゞ名の傳の異なるのみにて、實は一にて、此鈿女命の持る矛なり、神樂取物にも鉾あり、哥に、此矛はいづこの矛ぞ、天に坐すとよをか姫の宮の御矛ぞ、）とあれば、矛をも持ること明けし、此記には其を畧るなり、（此餘も此記と書紀と拾遺

いへれば別なり、又三代實錄十八に加太之と、あるも、錢を鑄ことなり、）書紀に、冶工作金者など書るを、加那陀久美と訓を附たれど、古名にあらじ、○天津麻羅、書紀綏靖卷に、倭鍛部天津眞浦、造眞麛鏃、舊事紀饒速日命の天降御供の神の中に、倭鍛師等祖天津眞浦、また物部造等祖天津麻良、この麻良は別神なるか、眞浦は同神と聞ゆめれど、綏靖の御代に出たるはいと疑はし、故思に、次の伊斯許理度賣玉祖などの例に依ば、此も科とあるべきに、求とあるは、麻羅は一神の名には非で、鍛人の通名などにや、此名のみは神とも命とも云ぬをも思べし、姓氏錄に、大庭造、神魂命八世孫天津麻良命之後也とあり、又熯之速日命十二世孫麻羅宿禰と云人も見ゆ、○求は麻岐弖と訓べし、此もとむるの古言なり、下八千矛神の御哥に見ゆ、猶彼處に云む、さて鏡をば伊斯許理度賣命に作らしむとあれば、此麻羅を求たるは、何物を造しめむとてにか、甚も意得難し、（古語拾遺に、令天日鷲神以津咋見神穀木種殖之以作白和幣とあるが如き例とも見えず、又麻羅を鍛人の通名と見て、伊斯許理度賣即其神とせむか、されど此文のさま、さる意とも見えず、）故考るに、舊紀に、白曰宜圖造彼神之象而奉招禱也、故即以石凝姥爲冶工、採天香山之金以作日矛、又全剝眞名鹿之皮以作天羽鞴、用此奉造之神象是即紀伊國所坐日前神也、（日矛は矛の名なるを、舊事記に鏡と爲て、令鑄造日矛、此鏡少不合意云云と云るは、いたくひがことなり、こは圖造彼神之象とあれば、矛にては叶はず、必鏡ならむと思へるから、かの古語拾遺に令鑄日像之鏡、初度所鑄少不合意とあるを引合て、強て此日矛に、當たる僞說なり、然るを古來諸說みな此舊事記を信じて、鏡と定めたるはいかにぞや、そも〳〵鏡を矛と

にいふなり、（から書にも長鳴鷄と云ﾌ見えたれど、そはなべての鷄を云にあらねば、今と同じからず、）書紀にすなはち使互長鳴とあり、さて此に此鳥を鳴せつる所以は、下に說を待て見よ、○河上は、書紀齊明卷に、甘檮丘東之川上云云、川上此云箇播羅、この訓に倣べし、（かはかみには非ず、）○堅石、書紀雄略卷人名に、堅磐とあるを、此云柯陀之波と見え、和名抄筑前國穗波郡の鄕名に、堅磐加多之方（方を今本に萬とあるは、万にあやまれるなり、）とあり、此訓に依べし、（後世の言ならば、加多伊波と云べきを、かく云は古言の一格なり、志はウ。マ。シ。ミ。チなどのシと同くて、堅に附る活辭、波は伊波の伊を略るなり、）此名中卷にも出づ、さて今此石を取は、和名抄鍛冶具に、鉄碪、加奈之岐とあり、（今かなとこと云物なり、）此料なるべし、○天金山は、金を取故の名なり、○鐵は、黑金なれどもたゞ加尼と訓べし、加尼は諸金の惣名なれば、何にも亘れり、此も古言にはたゞ加尼と云傳へしを、此記に鐵と書るは、其品を知せたるなり、（此に今取れるは、必黑金なるべき由は下に論ふ、書紀に、採天香山之金とあるは、古言のまゝに書るなり、（黃金なりと云はひがことなり、此も品は銅鐵なるべし、○香山は傳への異なるなり、）

○鍛人は、加奴知と訓べし、字鏡に鑼加奴知とあり、書紀天武卷に田中臣鍛師と見え、又綏靖卷にも此訓見ゆ、（次に引り、）金打を約たる名なり、（泥宇は奴と切、）後に加遅と云も、此加奴知の約たるぞ、（和名抄に、鍛冶の字音を訛て、俗に鍛冶と云よし云るは、中々に誤なり、又師は、鍛人を加多志と訓て、加遅もその約りたるなりと云れき、されど加多志は鎔師の義なれば、鑄物師のことにて、鍛冶とはいさゝか別なり、書紀垂仁卷に鍛地とあれど、こは土物を作る處を

そこ傳十三の始に引べし、さて此は誰神の命ともなく、たゞ己自集へる故に、都度比と訓り、下の例を以て思ふに、此も高御產巢日神の命以てとあるべきことなるに、然らぬ（書紀の傳ぞも、皆同じ、）は所由有ことなるべし、（書紀たゞ一書に、會八十萬神於天高市而問之とあるは、他神の命にて集はせたる書ざまなれば、都度閇と訓べし、都度比は自集なり、都度閇はツ。ド。ハ。セ。のハセを切てへと云なり、然れども彼處にも何神の命といふことは見えず、古語拾遺に、高皇產靈尊會八十萬神と云るは、中々に疑はし、こは下の例に依て推當に書るなるべし、）○思金神、名義は書紀に、時有高皇產靈尊之息思兼神者有思慮之智と有て、思は、萬葉三（二十八丁）に、歌思辭思爲師と云る思にて、思慮なり、金は兼にて、數人の思慮る智を、一の心に兼持る意なり、故國造本紀には、八意思金命ともあり、○令思而萬葉十五（三十二丁）に、於毛波之米都追とあり、書紀に、故思兼神深謀遠慮とあり、此より下天字受賣命云云までの種々の事、皆此神の思謀しなり、（延喜六年日本紀竟宴阿保經覽哥に、於蒙飛加禰多波加利許度乎勢佐利勢波、安萬能伊波度波飛羅氣佐良萬事、）○常世長鳴鳥とは鷄をいふ、常世は常夜にて、常世とは本より別なり、されど言の同きまゝに通はして、字には拘ず書るは古の常なり、こは今かく常夜往時に集て鳴せし鳥なるをもて、後に負し稱なるを、其始へ廻して如此云るなり、思金神をも下に常世思金神とあり、これも此時に出て謀ごちし神なる故の稱なると同例ぞ、（此を常世國のことゝ、一に思ひ混るは誤なり、その常世國のことは、下少名毘古那神の段に委くいふべし、此にはさらに由なきことぞ、）長鳴とは、凡て鷄は他鳥よりも鳴聲の絕て長き物なる故

に、常之陪爾夏冬往哉、（これ正しく此と同）十（四十七丁）に、一年二遍不行秋山乎、後撰集、やよひに閏月ある年云云貫之、あまりさへ有て行べき年だにも云云是等の行にて心得べし、（舊事紀に往常世國と云るは、この往てふ言を心得かねて、妄に云るひがことなり、）書紀神功巻に、晝暗如夜已經多日、時人曰常夜行之也と云ことも見ゆ、さて書紀には此を、故六合之内常闇而、不知晝夜之相代とも、於是天下恒闇、無復晝夜之殊ともあり、（或人此事を疑て、天日は二なきを、此時吾邦のみ常闇にて、他國はさもあらざりしは如何と云は、殊に愚なる疑なり、他國にこのこと無りしは、何を以てしれるにか、漢籍に所見こともなきを以云にや、抑此時は彼國の何の代にあたれりと思ふにか、はるかに上代のことなれば、有無知べきに非ず、されど日神の隱坐るなれば、萬國共に常闇なりしこと疑ひなし、）○萬神、こゝと同事の前にも有には惡神とあり、此も然あるべきことなり、萬字は誤にはあらじか、とまれかくまれ惡神をいふなり、聲は、淤登那比と訓べし、其由上傳七須佐之男神の條下惡神之音云々の所に云り、○皆滿は、諸本共に皆字なし、寫し脫せるなり、今は上の例、又他の皆云云悉云云と對言る例、みな同きに依て補つ、滿は涌を誤れることも、上に云が如し、抑かゝる妖の又しも發るは、黃泉の穢のなごりに依る須佐之男命の荒び坐て、御禊して清明きに成坐る天照大御神の隱坐故なり、此に就ても、世の明光の貴きのみならず、萬妖のひたぶるに發らぬも、全此大御神の照したまふ御德なることを仰ぎ、又穢のつゝしむべきことを思へ、（萬の妖禍は穢よりおこるぞかし、）○八百萬は、數の多き至極を云り、萬葉には八百萬千萬神とも言り、○神集集而、此言の例は下に出、

之天波波迦〔此三字以音木名〕而。令占合麻迦那波而。〔自麻下四字以音〕天香山之五百津眞賢木矣根許士爾許士而。〔自許下五字以音〕於上枝取著八尺勾璁之五百津之御須麻流之玉。於中枝取繫八尺鏡。〔訓八尺云八阿多〕於下枝取垂白丹寸手青丹寸手而。〔訓垂云志殿〕此種種物者。布刀玉命布刀御幣登取持而。天兒屋命布刀詔戸言禱白而。天手力男神隱立戸掖而。天宇受賣命手次繫天香山之天之日影而。爲鬘天之眞拆而。手草結天香山之小竹葉而。〔訓小竹云佐佐〕於天之石屋戸伏汙氣〔此二字以音〕而。蹈登杼呂許志〔此五字以音〕爲神懸而。掛出胷乳裳緒忍垂於番登也。爾高天原動而八百萬神共咲。

常夜往は、登許用由久と訓べし、（等許也未と云ことも萬葉十五などにあれど、こゝは然訓むはひがことなり、）常夜とは、常に夜のみにて晝なきを云り、往とは、凡て年月日時の經往を云、こゝは晝の無て、たゞ夜のみにて時を經行なり、萬葉四（二十四丁）に、相夜不相夜二走良武、（相夜行と不相夜行と二なり、）また（五十一丁）空蟬乃代也毛二行、（人世は死て又二度は經行ぬ世といふなり、）七（四十一丁）に、世間者信二代者不往有之、（上に同じ）九（九丁）

云、萬葉十二（三十一丁）に、門立而戸毛閉而有乎、また門立而戸者雖闔、これにて多都留と佐須との差あることを知べし、萬葉廿（三十一丁）に、久留爾久枳作之加多米等之、（久留は戸の樞なり、久枳は釘なり、加多米等之は固めてしなり、）又十六（十五丁）に、櫃爾鏁刺藏而師、（和名抄に鏁子を藏乃賀岐とあれども、加岐には非ず、今ジヤウと云物なり、故今本に邪字と訓を付たり、されど師は右の廿卷の哥に依て久岐と訓れき、信に古は鏁をも然ぞ云つらむ、）書紀清寧卷に、鏁閉外門云云、和名抄に、扃度佐之、（此も戸を刺固むる物なるゆゑの名なり、）○許母理は隱なり、さて此石屋戸に隱坐るを、神避坐を此云るなりと云は、例の漢意の推度にて、いみしき邪說なり、（もし日神崩りましまさば、此世は滅ぶべし、あなかしこあなかしこ、）

爾高天原皆暗。葦原中國悉闇。因此而常夜往。於是萬神之聲者狹蠅那須（此二字以音）皆滿。萬妖悉發。是以八百萬神於天安之河原神集集而。（訓集云都度比）高御產巢日神之子思金神令思（訓金云加尼）而。集常世長鳴鳥令鳴而。取天安河之河上之天堅石。取天金山之鐵而。求鍛人天津麻羅而。（麻羅二字以音）科伊斯許理度賣命（自伊下六字以音）令作鏡。科玉祖命令作八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠而。召天兒屋命布刀玉命（布刀二字以音。下效此）而。內拔天香山之眞男鹿之肩拔而。取天香山

らむと心得て、後人のさかしらに改しなり、昔の訓にミ。をア。と作る例書紀に多し、心得おくべし、）○死は、美宇世伎と訓べし、遷却祟神祝詞に、高津鳥殃爾依弖立處爾身亡支とあり、書紀崇神巻に、倭迹々姫命箸撞陰而薨とある、似たることなり、さて此所書紀には、天照大神驚動以梭傷身とも、稚日女尊織神之御服也云云乃驚而墮機以所持梭傷體而神退矣とも見ゆ、○見畏とは、荒き所行を見て畏懼て、天石屋に隱坐なり、書紀の意と異なり、（書紀には、由此發慍云云と有、）○天石屋戸は、必しも實の岩窟には非じ、石とはたゞ堅固を云るにて、天之石位天之石靫天磐船などの類にて、たゞ尋常の殿をかく云るなるべし、書紀に瓊々杵尊の天降坐處にも、引開天磐戸とあるも、よのつねの殿戸をかく云り、（豐石窓櫛石窓も、石はたゞ堅きことにて、たゞの眞門なり、大祓詞に、天津神波天磐門乎押披氐云云と云るを思べし、天神いつも岩窟におはすべきに非ず、又倭姫命世記に天磐戸乃鑰預賜利弖とあるも、神宮戸を云り、或説に、石屋などの石は、祝といふことなりと云は非なり、）書紀に岩窟とある文字に拘るべからず、さて萬葉十二（八丁）に屋戸閉勿勤、こは屋之戸を屋戸と云る例なり、又三（二十五丁）に、石室戸ともあり、○閇、舊印本延佳本共に開と作るは誤なり、今は一本に依つ、さて此は多豆々と訓べし、萬葉三（四十五丁）に、豐國乃鏡山之石戸立隱爾計良思、この立も閇を云り、今世にも云言なり、さて閇を立と云所由は、師説に、上代には戸を常は傍に取退置て、閇むとては其を持來て立塞ゆゑなりと云れき、（後世の遣戸は此を便よくこなしたる物なるべし、排戸は上代よりあり、）○今俗に戸障子の類を建具といへり、）○刺は、閇たる戸に物を刺て固むるを

名鈔に、棟謂之桴、和名無禰、字鏡に、檼、楹、上横亘者也、棟也、牟禰とあり、(檼は、增韻に、屋脊也と注せり、) 穿は、書紀神武卷に、穿邑此云于介知能勢羅とあるに依て訓べし、(書紀に介は加の假字にのみ用たり、氣とよむはひがこと、) ○天斑馬、和名抄に駁馬、俗云布知無萬、說文云、駁、不純色馬也、(布知を、俗云とあれども、俗稱にはあらじ、) また驓馬、爾雅注云、四骹皆白曰驓、俗云阿之布知と云り、後世には夫知と濁て云ども、凡て首を濁言は古は無ければ、布を清べし、今世にも清て云處も有となむ、さて馬は、宇麻、古麻は、(萬葉十四に古宇馬ともよめり、) 駒にて、馬子なりと和名抄にも云れど、古は馬を古麻と多く云り、今も然訓べし、書紀には即斑駒と書れたり、さて御國には本牛馬はなかりしを、百濟國より渡し奉たる物ぞと云說あれども、(後漢書にも御國には牛馬なしと云り、) 此にかくある上に、八千矛神の所にも御馬のこと見え、保食神の頂に化爲牛馬ことも書紀に見えたるをや、(此斑馬は鹿を云などと云るは、云に足ず、) ○逆剝、剝、書紀に生剝ともあり、中卷神功段に、生剝逆剝と重云り、(其事は彼所にいふべし、) 逆剝は尾の方より逆に皮を剝なり、○所墮、二字、淤登志と訓べし、こは令墮と書べきことなれども、萬葉などにも、令字を書べきに所字を書る例多し、書紀には、穿殿甍而投納とあり、○上件種々の惡事の目、中卷神功段の國之大祓の所に出、猶そこにもいふべし、○天衣織女は、(衣字一本には服と作り、) 阿米能美曾於理賣と訓べし、○梭、和名抄織機具に、通俗文云、受緯曰莩、(和名比) 亦謂之梭、今按莩杼字也、說文云、杼者機之持緯者也と見え、字鏡に、杼、柠、絹織比伊とあり、(書紀今本に加比と訓るは誤なり、こは御梭の意に古本にア。ヒ。と訓を付たるを、ア。はカ。の誤りな

を科て逐し事ありて、後に天照大御神に相見給むとして、高天原に上り給て、かの御誓約の事あり、此次第こそまことに然るべく思はるれ、此に依て思ふに、此記及書紀、餘傳は、事の次第の前と後と亂つる物か、其由は、初に伊邪那岐大御神に、逐はれ給と、解除の後に諸神に逐はれ給と、事狀の似たる故に、後度の次に有し事を、誤て初度の次に、云傳へしなるべし、此は彼書紀一書に就て云なり、又此記等の趣を立ていはゞ、御誓の時は實に御心清明かりしかども、誓に勝給へる御心おごりに依て、又しも本性の惡心は起しにや、(此記には、於勝佐備と云言あれば、如此も云つべし、書紀にはさる言もなくて、是後素戔嗚尊之所行也甚無狀と書出せる、あまりゆくりなく俄に聞ゆ、清心何故に忽かはりて如是るにか、)○忌服屋は、伊美波多夜と訓べし、(忌を伊牟と訓は非なり、凡て忌某と云たぐひ、みな伊美と假字を付べし、さて口に伊牟と聞ゆる如く誦は、おのづからの音便なり、)書紀には、齋服殿織殿などあり、忌と云は、神御衣を織屋なる故に、萬を齋愼ゆゑなり、齋斧齋鉏齋柱など云も同、○神御衣は、神能美氣志とも訓べけれど、是はなほ加牟美曾と訓べし、神に獻給ふ御衣なり、(此大御神の祭給神を、天神ぞと云說は宜し、然るをその天神を、天日のことゝいひ、又自心神を齋たまふなど云說は、例の論に足ず、)さて此は大御神の御手自織たまふには非ず、衣織女をして織しめ給ふなり、(書紀も同じことなり、然るを御手づから織たまふと云說は誤なり、文に心を付て見よかし、)さて御自も其服屋に坐て、事を看行すは、神事を重くし給故ならむか、又さらでも自も行て看行すべし、○頂は、白檮原宮段にも、降此刀狀者穿高倉下之倉頂自其墮入とありて、共に棟なり、和

て甚しくなる意なり)此等にて心得べし、轉字を書は、轉り進む意を取なるべし、さて下卷宍穗朝段に、宇多弖物云王子、書紀に武烈天皇の御所行を言所に、設奇偉之戲など有は、右の意よりうつりて、平穩に尋常ならで、奇僻く善からぬ意と聞ゆ、貫之集に、蟻通神のことを、宇多弖有神也と云ふも是なり、古今集に、あはれてふ言こそうたて世中をおもひはなれぬほだしなりけれ、又落と見て可在物を梅花、宇多弖香の袖に留在、これも形見こそ今は仇なれと詠る如くにて同意なり、(菅家萬葉に、此哥の宇多弖を、別樣と書れたるは物遠し、春記に、瀧口定淸去夜不得盜人太以別樣也とあり、此別樣もウタテシとよむべきなり、中古に此字を書ならへるなるべし、)又俗に、笑止なると云と同意を、宇多弖伎とも云も、此よりうつれるなり、又古今集俳諧に花と見て折むとすれば女郎花、宇多多あるさまの名にこそ有けれ、此宇多多も同言にて、意も右に同じ、(女郎と云名にはゞかりて、尋常の花とはたがひて、折むことをあやしくよからず思ふよしなり、)故此轉字をも常には宇多多と訓り、さて此に轉と云おきて、此次に其うたてある所行を云り、○此段に論べきことあり、須佐之男命既に御誓に依て、御心の淸明ことを顯れ、我勝と詔ひ、天照大御神も許諾たまへれば、(書紀に、於是日神方知素戔烏尊固無惡意と云ひ、又故日神方知素戔烏尊元有赤心といへり、)此時既に御心の淸明こと疑なし、然るに忽又かくの如く、天照大御神の御爲に種々の惡事を爲給は如何ぞや、此趣書紀の傳どもゝ皆同ことなるに、古來註者心を著ざるにや、如何とも論なきは麁なりけり、余は甚心得ぬことにこそ思へ、故按に、書紀の中の一傳に、右の種々の惡事始に有て、さて石屋の事より、此神に解除

まに詔ひなせるなり、抑醉て吐は、已こそ得ず、處をも擇あへぬことあり、又屎よりは穢も淺き故に、かく詔直し給は、御恩愛の深きぞかし、○登許曾は、語辭なり、次なるも同じ、○爲如此は、加久志都良米と訓べし良米は良牟と同くて、推度辭なり、此は必此辭を讀附べき語勢ぞ、（記中か丶る助辭をば、多くは略ける例なり、）○地矣阿多良斯登、古書どもに、惜字を阿多良斯と訓り、大雀天皇御歌に、阿多良須賀波良、書紀雄略卷（二十二丁）哥に、阿拖羅陀倶彌皤夜、又（二十三丁）婀拖羅斯枳偉儺謎能陀倶彌云云、婀拖羅須彌儺皤、萬葉十（三十六丁）に、思惠也安多良思など、猶多し、此御言は田になるべき地を費して畔を作り、溝を堀て、置は、可惜きことぞと思て、畔をも毀ち溝をも、埋て、其地をも皆田に爲むとの所爲にこそ有めと云意なり、此も惡を善に詔直し給こと右に同じ、一一に我那勢之命と詔ふに、弟命を親愛み所思看御心の程見えて、甚も有がたくこそ、○詔雖直は、能理那本斯賜幣杼母と訓べし、祝詞に、聞直志見直志（式八の廿丁廿二丁）など有と同格にて、惡事を善に云成給なり、凡て惡きを善するを直すと云こと、前に說ると思合すべし、○轉は、宇多弖阿理と訓べし、是は本より有ことの愈進て、殊に甚しくなるを云言なり、萬葉十二（五丁）に、何時奈毛、不戀有登者、雖不有、得田直比來、戀之繁母、又廿（十三丁）に、秋等伊幣婆、許巳呂曾伊多伎、宇多弖家爾、花爾奈蘇倍弖、見麻久保里香聞、（又十の十二丁、十一の十丁にも此言あり、開て見るべし、源氏葵卷に、紫上の髮のことを、うたて所せうもあるかな、いかにおひやらむとすらむと云、同卷に、年ごろあはれと思ひきこえつるは、かたはしにもあらざりけり、人の心こそうたてあるものはあれ云云、これらもいよゝ進み

皇の食給と云ことなり。）大嘗祭祝詞に、今年十一月中卯日爾、天都御食乃長御食能遠御食登、皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾、皇神等相宇豆乃比奉氐、堅磐爾常磐爾齋比奉利、茂御世爾幸閇奉牟止依志氐、千秋五百秋爾年久安久聞食氐、豊明爾明坐牟皇御孫命能云云、これを見べし、古のは天皇の御自食すことを主と云り、中卷明宮段に、聞看豊明とあるも同じ言なり、（此の大嘗を、ただ神に供奉たまふことにのみ說なすは、古の意にたがへり。）○屎麻理、書紀に送糞此云倶蘇摩屢とあり、麻理は、大小便をすることなり、萬葉十六（十八丁）に、屎遠麻禮、竹取物語に、燕の麻理置る舊糞などあり、（今世に、大小便を取器を麻留と云も此言ぞ。）猶傳五伊邪那美神の神避坐し條の下なると考合べし、散は知良須と訓べし、下なるも同じ、（阿加都と訓は惡し。）是所爲を中卷神功后段（大祓詞古語拾遺同。）には、屎戸と云り、（此事は彼段に委云。）書紀には、陰放戻於新宮とも、於新宮御席之下陰自送糞云云、ともあり凡て爾閇する時は、萬を愼み齋こと、上に云が如し、新宮とあれば、此料に宮をも新に造たまふこと丶見ゆ、然處へ如此穢はしき行し給ふは、暴惡給ふことの甚きなり、○雖然爲は、斯迦須禮杼母と訓、○登賀米受而は、不咎而なり、倭姬命世記に、何是問給止止可賣白支、其處乎止鹿乃淵號支、萬葉四（四十九丁）に、吾爲類和射乎害目賜名、十八（三十五丁）に、比等毛登賀米授などあり、書紀に凡此諸事盡是無狀、雖然日神恩親之意、不慍不恨、皆以平心容焉とあり、○如屎は、久曾那須波と訓べし、下の埋溝者とあるに准へば、屎下にも者字あるべくこそ、さて如此詔ふ意は、屎の如く見るは、屎には非ず、酒に醉て吐散つる物ぞとなり、こは屎なることは知看ながら、屎にあらぬさ

へ爾倍にゆきたるあとにても家の戸をさして愼齋ふこと、見ゆ、さる時に來て戸を押て開むとするは誰ぞと咎めたるなり、）この爾布奈未は爾比那閇の東言にて、上に引る下總歌の爾倍と、全同事と聞ゆるを以て、爾閇は新饗の約言なるを知べし、さて新嘗は、朝家のに就て書文字なれば、大てふ言を添て、大爾比那閇とか、大爾閇とか申すべきことなり、（又神嘗は、古書に加牟爾閇と訓を付たるぞよき、加牟奈米と訓はわろし、相嘗は、阿比牟弁と云、公事根源に見ゆ、爾閇を牟弁と云なせること、大嘗に同じければ、是宜きなり、阿比那米と云はこれもひがことなり、凡てこれらも、名の本の意を知ずして、みだりに訓故に、まぎれて訛ること多きぞかし、〇書紀に、天稚彦新嘗休臥と有は、爾比那閇は上下なべてするわざなることを、上に云如くなれば、天稚彦もしつるなり、新嘗字は姑く借るのみぞ、然るを此神借朝家之儀と云る説は、古へに昧し、皇極紀に、天皇御新嘗、是日皇太子大臣各自新嘗と有をも見よ、）さて後世には、踐祚大嘗を大嘗と云、毎年のを新嘗と分て云ども、古は通し云て同事なり、されば書紀淸寧卷に同度のを、始、（三丁）には大嘗、後（六丁）には新嘗と書き、又皇極天皇踐祚、大嘗をも、新嘗と書き、神祇令には、共に大嘗とあるぞかし、（北山抄にも、踐祚大嘗祭毎季大嘗祭とあり、）〇聞看、書紀皇極卷に、御新嘗、續紀三十（十五丁）宣命に、今日方新嘗乃猶良比乃豊乃明聞許之賣須日仁在云云、この言の意は、上傳七、三神分治の條なる所知の下に委く云るが如し、此にては食賜ことを云なり、後世の書にも多く然云り、（今世にも許志賣須と云言の遺れるは、此略言なり、）祈年祭、祝詞に、荷前着、皇大御神能大前爾如横山打積置氐、殘乎波平聞看云云、（この聞看も、天

る事とのみ思めれど、然に非ず、神にも奉り、人にも饗自も食わざなり、（贄苞苴牲なども、本此新饗より轉れる名なり、）か丶れば今大御神の聞食大嘗も、此意を以て見べし、（たゞに後世の朝家の大嘗祭新嘗祭の事をのみ思ふは、古意に非ず、）大てふ言を添たるは尊てなり、故後に朝家にし給ふ爾閇を、大嘗とは申すぞかし、さて嘗字をしも書ゆゑは、漢國にて秋祭を嘗と云を借れるなり、（こはしばらく朝家の爾閇に付て借たる字なり、必しも此字になづむべからず、又大嘗新嘗は十一月に行はせ給ふことなれども、秋に依る事なる故に、此字をば書なり、）又新嘗とも書る新字は、本の新饗の意を取て加つるなり、（漢籍にも嘗新といふことは見ゆ、）さて此新嘗を、書紀に、爾波能阿比）新之饗なり、私記に會之義とするも、由なきにはあらねど、猶饗の轉れるなり、）とも、爾波那比（上に同じ、能阿を約れば那なり、）とも、爾波那閇（上に同じ）とも、爾比那米（上に同じ、閇と米と通ふ）とも爾比閇（上に同じ、阿を略）とも、爾波比（上に同じ）とも、さま〴〵に訓を附たれども、皆正しからず、（又嘗字ナムルとも訓ゆゑに、ニヒナメと云と、思ひまがふることなかれ、）此記下巻朝倉宮段、婇が歌、又大后の御歌に、爾比那閇夜（新嘗屋なり）とあるを、正しき訓の據とすべし、（那閇は之饗の約りたるなり、又阿と那と通はしいふ例多ければ、直に新饗にても有ぬべし、）然萬葉十四、東哥（廿丁）に、多禮曾許能屋能戸於曾夫流爾布奈未爾和我世乎夜里氐伊波布許能戸乎、（爾布那未の未は、米の誤か、とまれかくまれ爾比那閇を、東詞にかく云るなり、上野國の新田をも、和名抄には爾布太としるせり、さて哥の意は、かの爾閇をする所へ夫をやりて、妻の家に留居てよめるなり、人の許

の事とするも、水のためなればなり、又須佐之男命の御田の惡きを云とて、川依田口鋭田など有も、水に付たる名なるを思ふべし、）溝を埋るは、水を引するを妨むためなり、此餘になほ重播種子廢渠槽挿籤伏馬などいふこと、書紀及大祓祝辭古語拾遺などには見えたり、今は略て擧たる傳なるべし、（中卷神功段國之大祓の所にも、阿離溝埋の二のみ見ゆ、）○大嘗、書紀には新嘗とあり、同じことなり、續紀廿六（二十五丁）には大新嘗ともあり、何れも意富爾閇と訓べし、（書紀廿九四丁大嘗、又十一丁新嘗とあり、これらの訓よろしきなり、古今集廿卷に、御代々々の意富牟倍之哥とある、即大嘗にて、爾閇を音便に牟弁と云なせるなり、凡て言の中にある爾は、牟と云なす例多し、さて牟と云に引きて弁を濁るも音便なり、）爾閇は新饗を約たる（爾比を切ば爾なり、阿は略く例常なり、）にて、新稻を以て饗するを云名なり、其は萬葉十四下總國哥に、爾保杼里能可豆思加和世乎爾倍須登毛曾能可奈之伎乎刀爾多氐米也母、（顯昭袖中抄十六に、可豆思加和世とは、下總國に葛飾と云處あり、其處の早稻を云なり、爾倍須登母とは、田舍に始て早稻を刈て物して、里隣の者集て食をば、爾倍すと云なり云々と云り、歌意は、かの爾倍をする節は、いみしく齋愼て、門をも閇て外人をかたく入ず、されどもかなしく思ふ男の來なば、門外に立せてはおきたらじ、內へ入てむと、志のせめて深きよしをよめるなり、書紀に齋庭之穗とあるも、新嘗はいみしく齋愼むゆゑにいふなり、家持家集と云物に、我宿の早田かりあげて爾倍すとも君が使をなゞにはやらじとあるは、右の歌をなほしたるものなり、）と詠る如く、元は朝家のみならず、下々までなべて爲事なり、又後世にはもはら神に祭

荒び給ふを勝佐備と云て、進み荒ぶる意なりとあり、（又云、萬葉一に感傷近江舊都哥に、樂浪乃國都美神乃浦佐備而荒有京見者悲毛、これも國御神の心すさびて、國の亂を起し、都を荒せりとよめるなり、今云、此哥舊説どもは誤れり、）猶此佐備須佐備てふ言、是より種々に轉し用ることなど、委曲に彼萬葉考に書されたり、さて須佐之男と申御名も此意なり、（故或書に進雄とかけり、）後世に物の進み荒きを須佐夫と云ること多し、○一段内に、天照大御神と申す御名を幾度も擧たること、此段又前にも後にも多し、これもしよのつねの文の例以ていはゞ、始の一を然申して、次々はたゞ大御神とのみあるべきを、度毎に天照大御神とあるは、煩はしきに似たれども、これぞ古文の格なるべき、○營田は美都久陀と訓べし、營下田、營高田など卷末に見ゆ、孝徳紀（二十一丁）にも營田とあり、和名抄に佃豆久太とあり、さて此御田、書紀には、天狹田長田天垣田天安田天平田天邑幷田など云名あり、○阿は畔なり、和名抄には、畔田界也、和名久呂、一云阿世とあれども、古は阿とのみ云り、（阿世は、もと畔背の意なり、）躬恒集に、このめはるときになるまで苗代のあをだにいまだつくらざりけり、書紀に、毀其畔、毀此云波那豆、古語拾遺に、毀畔古語阿波那知とあり、◎埋其溝、書紀に、塡渠とも埋溝ともあり、埋は宇豆米とも訓べければ、古語拾遺に美曾宇女とあるに依れり、（其字も讀べからず、）和名抄に、釋名云、田間之水曰溝、和名三曾、渠同上と云、又畎田中渠也、和名太三曾ともあり、さて畔を離は、其田にたくはへたる水を涸し、又水の多かる時は、外より漫に入て、溢さむ爲の態なり、（田界を混さむの爲なりと云は非ず、書紀に、此の種々の惡行どもを、春と秋とに分て云る中に、此は春

命御歌に、多和夜賀比那と有るも、手弱肘なり、萬葉三（四十五丁）に、石戸破手力毛欲得、手弱寸女有者、爲便乃不知苦とよめる如く、男を大夫と云に對て、女は手弱意の稱なり、和名抄には、手弱女人太乎夜米とあり、書紀萬葉などにも如此訓を付たれど、こは稍後に訛れるなるべし、萬葉六（三十六丁）に弱女、又十三（二丁）に手弱女、これらの訓ぞよき、○言者は、麻袁佐婆と訓べし、今世人の語にも、如此る所に如此言ことあり、○自は、即といふに近し、上文にも自吾子也、乃汝子也と、同意の言をかく乃とも云り、共にもとよりと云むが如し、下文に天原自闇また自得照明などある自も又同じ、○我勝、書紀に、故素戔鳴命既得勝驗とあり、但彼紀には、男子を生たまふを以て、心の清明驗とせるを、今は如此女子を得たまふを以て、其驗とし、我勝と白たまふは、傳への意の異なるなり、上にも云るが如く、此男女の御子の旨、すべて書紀と異なり、抑女子を得給ふを以て、御心の清明驗とする故は、まづ天照大御神は高天原を所知看ば、上に立て專と事を執大丈夫の如く、此命は、所逐て根國に退坐御身なれば、手弱女の男に從て下に在が如くなるべき理なればなり、故今女子を得給ふは其理に叶て、天照大御神に服ひ給て、仇敵御心なく、高天原を奪はむの御心なき驗となれるなり、故此所には唯女子と云ずして、（上には女子とあり）手弱女としも云るも、其意ぞかし、（凡て益荒男手弱女とは、たゞ何となく男女をいふ稱には非ず、みな右の意にて、強きことと弱きことを云ときの稱なり、書紀萬葉などに心を付て見よ、古はかかる名稱みだりならずかし、）○於勝佐備、師說に、進むことを須佐備と云、又そを約て佐備とも云り、（須佐を反て佐なり、）今此神誓に勝給る御心の進める勢に

古事記傳八之卷

本居宣長謹撰

神代六之卷

爾速須佐之男命白于天照大御神。我心淸明故。我所生之子得手弱女。因此言者。自我勝云而。於勝佐備。此二字以音離天照大御神之營田之阿此阿字以音埋其溝。亦其於聞看大嘗之殿屎麻理此二字以音散。故雖然爲。天照大御神者登賀米受而告。如屎。醉而吐散登許曾。此三字以音我那勢之命爲如此。又離田之阿埋溝者。地矣阿多良斯登許曾。自阿以下七字以音我那勢之命爲如此登。此一字以音詔雖直。猶其惡態不止而轉。天照大御神坐忌服屋而。令織神御衣之時。穿其服屋之頂。逆剝天斑馬剝而所墮入時。天衣織女見驚而。於梭衝陰上而死。訓陰上云富登故於是天照大御神見畏。閇天石屋戸而刺許母理此三字以音坐也。

手弱女、萬葉十五(三十四丁)に、多和也女とあり、此に依て訓べし、和也は弱と通ふ、中卷倭建、

雲國造より三枝部造等之祖也と云まで、細字には書たれども、註の例には非ず、本文なり、記中凡て、如此子孫の氏々を擧たる所は、みな然なり、

古事記傳七之卷終

略きて多閇なり、）名義未考得ず、延は兄なるべし、（直字は借字なり、續紀廿八に、庚午年籍に直姓に、費字を書れたりしこともありえよし見ゆ、）姓氏錄に、直者謂君也とあるは、宜汝爲君治之、とある詔に就て註せるなり、此尸も、凡て國々の處々にある姓に附たれば、其處の君たる意にてはあるなり、連は前（傳六の安曇連條）に見ゆ、大氏諸の姓の中に、臣と連とは、京のあたりに住居て、殊に親く朝廷に仕奉る氏々の尸なり、（書紀雄略卷遺詔に、臣連伴造、毎日朝參、國司郡司、隨時朝集とあるも、臣連伴造は、京近く住居故なり、）さて造は、其部の品類によりて、京のあたりに在と、國々に在と有べし、又國造君直縣主稻寸（寸を置とも書り）などは、皆國々に在て、其處々を治むる氏人の尸なり、（臣連國造伴造、とすべ云ときは、君直縣主稻置のたぐひをば、國造中にこめたるべし、）其中に尊卑ありと見えて、闘雞國造の姓を貶て、稻置になされしことなど、書紀允恭卷に見ゆ、縣主は、即其縣々の主なり、縣のことは、中卷志賀高穴穗朝段大縣小縣の下に委くいふべし、稻寸は、多くは稻置と書り、（置は、於伎の於を省て取れり、日置玉置などの例なり、）何れも借字なるべし、名義いまだ思得ず、伎は君なるべし、書紀成務卷五年、國郡に立造長、縣邑置稻置、また孝德卷に、國造伴造縣稻置などもあり、さて然國々に在て、其趣相似たる中にも、國造縣主君直稻寸など、色々に分れたること、其所由も高下も、今ことごとく委曲には辨へがたし、（續紀に、天平寶字三年冬十月辛丑、天下諸姓、著君字者、換以公字、とある、此よりして、君姓みな公字をかけり、）又右の外にも、なほ色々の尸あり、其出たる處に云べし、又氏姓の惣ての事は、下卷遠飛鳥朝段八十友緒氏姓云々の條下に云べし、○此出

のうへ右に引る書紀に、國造伴造と並べ云、又これを二造ともあるを、一をばミ。ヤ。ツ。コ。、一をばたゞツ。コ。と、訓の變るべき由なきをや) されば天皇の御臣として、(書紀推古卷に、國司國造云々、所任官司皆是王臣、) 其國々を治る人を、國御臣と云、各其部々を掌る人を、伴御臣とは云なり、さて造字を書所由は未思得ず、漢國秦官に、大良造 (大上造とも云) と云あり、又北史に、新羅國官十七等の中の第十七を、造位と云といへり、此等に由有て書始たるか、猶考ふべし、さて國造は、上代には、職にて即加婆禰なりしを、やゝ後には、加婆禰は別に有て、其氏の中に國造あり) 那良のころに至ては、其氏人の中にて、國造を任したまふが常なり、然るに某國造と云姓を賜ひしことも、續紀卅三の二葉などに見えたり、又大寶二年には、諸國國造の氏を定めて、國造記に載られしことも、同書に見え、又陸奥國に、大國造國造と、並べ任せられしことも、同廿八卷に見ゆ) さて國々に宰を置れて後、(古國造は、世々傳て其國を治めたり、漢國の古の、封建の制と云も、此に似たり、然るに孝德天皇の御世より、彼國の郡縣の制と云をまねびて、京より國司をかはる〴〵に遣て、國々を治めしめ賜ふことに爲れり、其より前にも、宰と云者は有つれども、毎國に必定めて置れたるは、彼御代よりなり) 國造は國司の下に立て、多くは郡領などに任れり、さて漸々に衰ゆきて、後世には遂に國々の國造絕て、今世まで其名の殘れるは、出雲さては紀國などのみなり、直は、書紀に阿多比延と訓る所ある (皇極卷に長直とあり) と、和名抄和泉國和泉郡の鄕名に、山直 (也末多倍) とあるとを合せて、阿多閇と訓べし、(かの阿多比延の比延を切めて、閇と云なり、山直は、山の末に阿韵ある故に、阿を

卷に、詔曰若憂訴之人、有伴造者、其伴造先勘當而奏、これも其部々を掌人を、其伴造といへり、）されば二の造同義にて、（郡領をも、許本乃美夜都許と訓り、此訓のこと、袖中抄にも懇に記されたり、此も字は異なれども、同言同意なり、）名義は御臣なり、稱德紀詔に、貞久淨伎心乎以天、朝廷乃御奴止奉仕之米天云々、また丈部姉女乎波、內都奴止爲弖、冠位擧給比、などあるを以て、夜都古は臣の意なることを知べし、推古紀には、國造をクニノヤツコとも訓り、（夜都古といへば、甚賤き者の如く聞ゆれども、本然に非ず、君に對へて、臣を云名なり、故君臣の意なる臣をば、書紀などにも皆ヤツコと訓り、又官奴を美夜都古と云は別なり、其はもと、私家の奴婢より起て、公の奴婢を云なり、されどその私家の奴婢も、君臣の臣の意なれば、云もてゆけば、本は一なり、又とのもりのともの御奴など云も此なり、此等名の本の意の一におつめれども、造は、天皇に對へて臣の意なる故に、其部の上たる人を云、御奴とは下に付者を云なれば、用ふる所に至りては、甚異なり、さて國造を、國宮司と云意とする說は、大誤なり、又師は、國造を久爾都許と訓て其說に國造は其國を草創し意にて、即造と云言なり、又たゞの造は宮を造れる功に因れる尸なり、と云れつれど、わろし、今考るに、書紀などに、多くは久爾能美夜都許と訓、又久爾都許と訓る所も稀にはあり、造字に就て思へば、此師說當れるに似たれども、造も宮を造れる功に因れることと、未其證を見ず、孝德紀に、進調賦時、其臣連伴造國造等、先自收斂、然後分進、脩治宮殿云々、など云ることもあれど、此は別事なり、さて若造作る意ならば、國造の例にて、美夜都古も宮造と書べきことなるに、然書ることなし、造字のみにては、宮を造ることには取がたし、そ

とは、他書に未見あたらず、(神名式に、近江國蒲生郡菅田神社ありて、姓氏錄に、菅田首、天久斯麻比止都命之後也とあり、麻比止都命は、天津彥根命の子と同書に見えて、上に引り、)○三枝部造、姓氏錄に、三枝部連、額田部湯坐同祖、顯宗天皇御世、喚集諸氏人等、賜饗醼、于時三莖之草生於宮庭、採以奉献、仍負姓三枝部造、また三枝部連、額田部湯坐連同祖、天津彥根命十四世孫、建巳呂命之後也、顯宗天皇御世、諸氏賜饗醼、于時宮庭有三莖草、献之、因賜姓三枝部造とあり、書紀顯宗卷に、三年四月丙辰朔戊辰、置福草部とある、此時の事なるべし、天武紀に、十二年九月、福草部造賜姓曰連とあり、三枝のことは、上傳二十白檮原宮段、山由理草の下又傳四十三、近飛鳥宮段市邊王の條下に云、○右件十九氏の加婆禰の事、國造は、何れも久邇能美夜都古と訓べし、其由はまづ、上代に諸仕奉人等を惣擧るには、臣連伴造國造と並云り、(書紀卷々に數えらずおほし、)又敏達卷に、臣連二造とも有て、二造者國造伴造也と註せり、さてその國造は、諸國にて其國の上として、各其國を治る人を云尸なり、連は即かの伴造と云る者にして、伴とは部を云、三枝部などの部なり、倍は即牟禮を約たる米に通はしたる言なり、(上達部と書て、カムダチメと訓類をも思ふべし、)故造の尸は、多くは某部と云姓に多し、(天武紀十二年九月の所を見べし、)部と云ぬも、其意なる姓なり、かゝれば造は、諸部にて上として、各其部を掌る人を云尸なり、(書紀垂仁卷に、某部々々と云をあげて、幷十箇品部とあり、又欽明卷に秦人戶數惣七千五十三戶、以大藏掾為秦伴造とある、是秦人戶を掌る人を、秦伴造と云るなり、又雄略卷に、詔聚漢部、定其伴造者云々、これも漢部を掌る人を、其伴造と云なり、又孝德

云べき由なし、道口道、尻の事は、傳廿一黒田朝段、大吉備津日子命の下に出、○周芳國造、(書紀巻々にも、芳字をかけり、)師は須波と訓れき、信に萬葉などにも、芳は波の假字に用ひ、又須波字と云むよりは、古言の体なり、されど此國名を、正しく、然云る例を未見ず、(萬葉四に、周防在磐國山乎とよめるも、須波那流か、須波宇那流か、定めがたし、)和名抄にも周防(須波宇)とある故に、今も然訓つ、名義いまだ考得ず、國造本紀に、周防國造、輕嶋豊明朝、茨城國造同祖、加米乃意美、定賜國造、とあり、○倭淹知造、淹知の訓は阿牟知なるべし、(和名抄、伊勢國郡に、奄藝阿武義、隱岐國周吉郡奄可安無加などある例によりて阿牟知と訓べし、)今山邊郡に庵治と云村あり、此なるべし、(今あうちと唱るは、伊勢の庵藝郡をも、後頼集に、あふぎの郡とありて、哥に扇によせてよめり、これ同例なり、)又靈異記に、大倭國十市郡菴知郡と云あり、續紀廿五又卅六に、豊野眞人奄智と云人名も見ゆ、さて姓氏録(左京神別)に、奄智造、額田部湯坐連同祖、また大和國神別に、奄知造、天津彦根命十四世孫、建凝命之後也とあり、類聚國史、弘仁十年二月、叙位に、奄智造吉備麻呂と云人見ゆ、○高市縣主、和名抄に、大和國高市、(多介知)郡、これなり、此名のことは、下傳四十一朝倉宮段、大后の御哥に、多氣知とある條下にくはしくいふべし、姓氏錄に、高市連、額田部同祖、天津彦根命三世孫、彦伊賀都命之後也、また高市縣主、天津彦根命十二世孫、建許呂命之後也と見ゆ、書紀天武巻に、高市郡大領高市縣主許梅と云人あり、同巻に、十二年冬十月、高市縣主賜姓曰連、○蒲生稻寸、和名抄に、近江國蒲生、(加万不)郡、これなり、名義は、いと上代に蒲の多く生たりし地なりしにや、(蓬生淺茅生麻生などの類なり、)此姓のこ

や田中の杜とあるは、添下郡なりと云り、さて此姓のことは、他書に見あたらず、○山代國造、名義は、書紀に山背と書る字の意（うしろのうを省く）なるべし、此國は、大和國の北方の山の後なればなり、延暦十三年十一月、詔に、此國山河襟帶、自然作城、因斯形勝、可制新號、宜改山背國、爲山城國云々、と紀略に見ゆ、さて書紀に、天津彥根命、是凡河內直山背直等祖也とあり、もと直の加婆禰なりしを、天武紀に、十二年九月、山背直賜姓曰連、十四年六月、山背連賜姓曰忌寸とあり、姓氏錄に、山背忌寸、天都比古禰命子天麻比止都禰命之後也、國造本紀に、以天目一命爲山代國造、即山代直祖と見え、續紀に、山背國造山背忌寸品遲と云人見ゆ、續後紀に、天長十年、山城國人山代忌寸淨足同姓五百川等八人、改忌寸賜宿禰、淨足等、天津彥根命之苗裔也、○馬來田國造、和名抄に、上總國望多（末宇多）郡とありて、萬葉十四（九丁）上總國歌に、宇麻具多能禰呂とよめる地なり、（末宇多とは、後に訛れる唱へなり）書紀廿八に、大伴連馬來田といふ人名を、廿九卷には望多と作り、（かゝればもとは、望多と書るをも、宇麻具多と唱しこと知べし、）繼体天皇の御子に、馬來田皇女と申すも有、書紀に見ゆ、國造本紀に、馬來田國造、志賀高穴穗朝御世、茨城國造祖建許呂命兒深河意彌命、定賜國造、○道尻岐閇國造、國造本紀に、道口岐閇國造、輕嶋豐明朝御世、建許呂命兒宇佐比乃禰、定賜國造、（これ道奧菊多國造の次、阿尺國造の上に擧たり、）また岐閇國造祖兄多毛比命（此命牟邪志國造と前に見ゆ、）などあり、此地名、陸奥に在げに聞ゆれども、物に見えず、又道尻と云べき國々を考るにも、凡て見えず、又國造本紀には、道口とあるも疑はし、萬葉十四（四丁）遠江國哥に、伎倍と云地を賦れども、彼國は道尻と

孝謙紀仁明紀などにも見えたるを、たゞ額田部連の人は凡て見えず、）書紀には本を擧たるなるべし、さて書紀顯宗卷に、倭國山邊郡額田邑、和名抄に、平群郡額田（奴加多、）○今此郡に額田部と云村あり是か、）河内國河内郡額田などあり、これらは姓氏錄の說の如くば、此姓より出たる地名にや、猶尋ぬべし、（凡て姓又人名より出たる地名か、地名より出たる姓人名か、疑はしきが多し、）又神名式に、伊勢國桑名郡額田神社あり、同郡多度神は、この天津日子根命なれば、此社も此姓によしあるべし、又類聚國史に、額田國造と云姓の人もあり、此は同姓か異姓か、猶考べし、○木國造、國名義字の如し、其由下に見ゆ、（傳十大屋毘古神條）即紀伊なり、されども此神の此國造祖たること、他の古書どもに見えず、國造本紀には、紀伊國造、橿原朝御世、神皇產靈命五世孫天道根命、定賜國造、といひ、姓氏錄にも、紀直、神魂命五世孫天道根命之後也、また紀直、神魂命子御食持命之後也などあり、故思ふに、此は茨木の茨字を後に脫したるなるべし、此神茨城國造祖なることは、右の津嶋縣直の下に引る諸書の如し、其上書紀に、此神の子孫たゞ二姓のみを擧たる所にだに、此茨城は其一なるを、況て此記には、數多の氏々を連ね擧たる中に、漏べくも所思ず、故今宇婆良紀と訓す、（和名抄には牟婆良岐とあれども、本は宇婆良なるべし、梅馬などをも、後には牟米牟麻と云たぐひにて、此も後に牟とはなれるなり、和名抄に、菝葜を於保宇波良とあり、）茨木は、和名抄に、常陸國茨城、（牟波良岐）郡、これなり、○倭田中直、處は高市郡にも添下郡にも、今田中村あり、此内なるべし、書紀舒明卷八年の所に、田中宮とあるも、三代實錄十又十四卷に、大和國田中神と云あるも、同地なるべし、神樂哥に、殖槻

二伊邪河宮段に出)などあり、元直の尸なりしを、天武紀に、十二年九月、凡川内直賜姓曰連、十四年六月、凡川内連賜姓曰忌寸、とあり、(共に書紀に見ゆ、又此氏人の中に、淸内宿禰と云姓を賜しことも、續後紀一に見ゆ、淸内とは、河内の縁なるべし、) 又姓氏錄に、凡河内忌寸、天穗日命十三世孫、可美乾飯根命之後也ともあるは、遠祖御兄弟の間、傳の混つるなるべし、國造本紀に、以彦已蘇根命、爲凡河内國造、即凡河内忌寸祖、また凡河内、國造、橿原朝御世、以彦已曾保理命、爲凡河内國造、とあり、○額田部湯坐連、書紀に、天津彥根命、此茨城國造額田部連等遠祖也、姓氏錄に、額田部湯坐連、天津彥根命子明立天御影命之後也、允恭天皇御世、被遣薩摩國、平隼人、復奏之日、獻御馬一疋、額有町形廻毛、天皇喜之、賜姓額田部也、(奴加は、即比夜比のことなり、町形は、田の町の形なり、) また額田部但田連、同神、(天津彥根) 三世孫意富伊我都命之後也、允恭天皇御世、獻額田馬、天皇勅、此馬額、如田町、仍賜姓額田連、(此は部字脫たるか、部と云こと、後に加へたるにはあるまじければなり、) 是にて額田の義解えたり、(定額の田の義と云は、甚く非なり、定額の額を、奴加と云べき由なし、) 同書に、額田部湯坐連、天津彥根命五世孫乎田部連之後也、(乎は決く誤字なり、もし手の誤ならむか、然らば上の但田も弖多にや、) 舊事紀に、天斗麻彌命、額田部湯坐連等祖、(姓氏錄に、天津彥根命、男天戸間見命、) などあり、湯坐の事は、玉垣朝段(傳廿四の大湯坐下)に云むとす、(此を由邪と訓は、例の妄事なり、) さて右の如く、たゞ額田部連ともあれば、此湯坐連は、其氏人の中に、湯坐の事の由に付て、別に賜はりし姓なるべし、さて後に其湯坐連の方榮えて廣かりける故に、此記には其は擧、(此姓の人は、孝德紀

(止保太阿不三)とあるは、阿字衍なり、登保都阿布美を約むれば、登保多布美（都阿を約めて多なり。）なり、（今人も然云ぞ。）萬葉十四（十五丁）に等保都安布美、同二十（十六丁）に等保多保美などもあり、さて此國には、古へ湖ありしを以て、此名を負り、近江國の京に近きに對へて、遠とは云なり、（さて又此遠淡海名あるに對へて、近きをも近淡海とは云なり。）さて其湖は、明應のころ甚地震て地斷て、南の海に連きしとなり、（其斷たる所を今切と云。）式に、磐田郡淡海國玉神社、濱名郡猪鼻湖神社などあり、國造本紀に、遠淡海國造、志賀高穴穗朝、以物部連祖伊香色雄命兒印岐美命定賜國造とあるは、此に合ず、此他未考得ず、○凡河内國造、即河内國なり、和名抄に河内（加不知）とあり、（加波宇知の波宇を切めて布なり、○今加波知といふは訛なり。）凡は、書紀安閑卷推古卷などに、大河内とも書て、大の意なり、名義は倭の京にて山代大河（淀河なり）の此方にある國なればなり、本は大河内と云しを、諸國名必二字に定められしより、大をば除つらむ、さて大とかゝずて、凡と書は、意富と云で意布志といひならへる故なるべし、凡の假字は、和名抄に郷名（丹波國加佐郡）に、凡海を於布之安萬とあるに依べし、（又續紀四十に、大押直の字を改て、凡直と書しこと見え、又星直と其にあるも、同姓なれば、意富志と書むも惡からじ、凡て布と富とは、通はし書たる例多ければ、何れにても有なむ。）國造は、書紀に、天津彦根命是凡河内直山城直等祖也、（城字は後人の爲なり、背に改むべし。）姓氏錄に、凡河内忌寸は額田部湯坐連同祖、また凡河内忌寸、天津彦根命之後也、舊事紀に、天御蔭命凡河内直等祖、（姓氏錄に、天津彦根命子、明立天御影命とあり、なほ此命のことは、傳二十

を、天善比命の子孫とするを、合せて思ふべし、凡て遠祖を云に、御兄弟の間は、互に傳への混へる例、氏々に多ければなり、(右の書どもを合せて思へば、國造本紀に、橿原朝といひ、高魂云々と云るは、誤とこそおぼゆれ、又改爲直と云るも、疑はしき書ざまなり、) 書紀顯宗卷に、對馬下縣直みゆ、○遠江國造、師說に、此記に、國名を遠江など二字に約て書るは、後人の爲なり、其は後に定まりしことなれば、此記には、必遠淡海などゝ有べきわざなりと云れき、今考るに、此記は凡て國地名、或は一字三字にも書、又二字に書るも、多くは後に定れる字と異なり、此古の書格なり、然るに遠江など、後文字の如く書る所も稀にあるは、淡海と書ると准へて思ふに、信に後人の改めしことゝは見えたり、抑國郡鄕名の字のこと、和銅六年詔に、畿內七道諸國郡鄕名着好字と見え、出雲風土記などに、神龜三年に郡鄕名の文字を多く改めしことと見え、民部式に、凡諸國部內郡里等名、並用二字、必取嘉名と見ゆ、此等皆此記より後のことなり、されどかの和銅六年よりや、前にも、國名などはかつ〴〵文字を擇び、又二字に約られしことも有しも知りがたければ、遠江なども、決て後人の爲とも定めがたくもあれば、今は舊の如くておきぬ、されど古への書格は、必師說の如く有しことぞかし、(凡て地名の字を擇むにつきては、正しく其名にあたるは得がたき故に、近き字音を取て、牟邪志に武藏、須流賀に駿河などゝ、邪志にザウの音を用ひ、須流にスンの音を用ひたる類いと多し、又必二字に約むるに付ては、いよ〳〵得がたき故に、強て字を略て、上毛野下毛野を、上野下野と書たぐひもいと多し、みな准へて知べし、此義を得知ぬ人、國郡名に就て疑をなすこと、世に多し、故今ついでにくはしくいふ、) 和名抄に、遠江

と云るは、古は凡て道奥石城國、常道仲國（中卷に見ゆ）など云る如く、國の中なる地の小名をも、同く國と云しを、郡とせられしは、やゝ後のことなり、さて郡となりて後にも、舊云なれつるまゝに、猶ことに依ては國とも云しこと、吉野國難波國初瀬國などのたぐひなり、（此二の菟上を、延佳本に、上菟毛下菟毛とあるは、古をえらぬ者の、さかしらに改めつるにて、いふにも足ぬことぞ、）○伊自牟國造、國造本紀に、伊甚國造、志賀高穴穗朝御世、安房國造祖伊許保止命孫伊巳侶止直定賜國造、（阿波國造、天穗日命八世孫彌都侶岐命孫大伴直大瀧定賜國造とあり、阿波即安房なり、）書紀安閑卷、元年四月、伊甚國造稚子直等、云々の罪ありて、爲皇后献伊甚屯倉贖罪、因定伊甚屯倉、今分爲郡、屬上總國と見ゆ、即和名抄に、上總國夷灊（伊志美）郡とある此なり、（常陸國茨城郡夷針あり、式に夷針神社もあり、此も伊自牟と訓べくおぼゆ、）○津島縣直、縣は和名抄に、對馬島上縣、（加無津阿加多）郡下縣郡、これなり、（上下と分れたるは後のことにて、元はたゞ縣とぞ云けむ、）國造本紀に、津島縣直、橿原朝高魂尊五世孫建彌巳々命改爲直とあり、此建彌巳々は、建許呂命のことなるべし、（巳巳は巳呂の誤ならむ、）其故は、同紀に師長國造、茨城國造祖建許呂命云々、須惠國造、茨城國造祖建許呂命云々、馬來田國造云々（下に引）と云る、其茨城國造は、同紀に輕島豐明朝御世、天津彦根命孫筑紫刀禰定賜國造、（時代を度るに、筑紫刀禰は、建許呂命の子などにや、）といひ、書紀に、天津彦根命、此茨城國造額田部連等遠祖也、常陸國風土記に、茨城國造、初祖多祁許呂命、仕息長帶比賣天皇之朝、姓氏錄に、茨木造、天津彦命之後也、また天津彦根命十二世孫建許呂命などあると、此記に此縣直

此出雲臣武藏國造土師連等遠祖也、國造本紀に、无邪志國造、志賀高穴穗朝御世、出雲臣祖名二井之宇迦諸忍之神狹命十世孫兄多毛比命定賜國造、(祖名下、狹命迄の間に、誤字脫字などあるべし、)さて姓氏錄に、入間宿禰、天穗日命の後なりとある、此はもと武藏國入間郡の人どもにて、物部直なりしを、入間宿禰になされしこと、續紀に見ゆ、もと此國造より出し姓なるべし、彼郡に出雲伊波比神社といふも式に見ゆ、)とあり、書紀安閑卷に、武藏國造笠原直使主てふ人見え、續紀廿八に、此國人大部直不破麻呂てふ人、武藏宿禰と云姓を賜はり、國造となれること見え、延曆十四年、武藏國足立郡大領武藏宿禰弟總爲國造と、類聚國史に見ゆ、此等は本より別姓か、はた後に分れたる姓か、尋ぬべし、(埼玉郡に笠原鄕は和名抄に見ゆ、)○上菟上國造、和名抄に、上總國海上、(宇奈加美)郡、これなり、(奈は之の意なる故に、菟に讀降て、菟上とかけり、)萬葉十四上總國哥に、奈都素妣久、宇奈加美我多能云々(七卷にもよめり)とよめり、國造本紀に、上海上國造、志賀高穴穗朝、天穗日命八世孫忍立化多比命定賜國造、(此人名誤字有べし、)と見ゆ、○下菟上國造、和名抄に、下總國海上、(宇奈加美)郡、これなり、萬葉九(二十八丁)に、海上之、其津於指而、君之己藝歸者とあるは、此海上なり、國造本紀に、下海上國造、輕嶋豐明朝御世、上海上國造祖孫久都伎直定賜國造とあり、萬葉廿(三十丁)下總國防人に、助丁海上郡海上國造他田日奉直得大理見え、續紀卅八に、海上國造他田日奉直德刀自、三代實錄四十七(十四丁)に、下總國海上郡大領外正六位上海上國造他田日奉直春岳(今本に、海上の上字を脫せり、此字古本にあり、又他字を池に誤れり、)あり、此は別姓にや、さてかゝる類をも國

奉しより始れるなるべし、(此姓人の始て京に移て仕奉しは、垂仁の御世野見宿禰なり、此人は、天穗日命十四世の孫にて、彼土師連の祖なり、凡て臣の尸なる姓は、朝廷に親く仕奉る輩なり、此事後にくはしく云)さて後に宿禰にも朝臣にもなれるなり、諸氏に此例多し、さて然京のあたりに住るも、又國に住るも、皆その本は、國造より出たる子孫なる故に、此には其本に就て、國造とあげ、書紀には、廣く渾て臣と擧たり、諸氏に此例多し、效て知べし、さて延暦十七年三月廿九日、太政官符に、昔者國造と郡領と別なりしを、慶雲三年よりして、出雲國造に意宇郡大領を帶しめけるを、又舊例の如く、國造と郡領と別に任せられしこと見ゆ、さて今世まで國造の殘れるは、此國と紀國とのみにて、中にも此國造名高し、此二國造は、昔より他に異なりしにや、貞觀儀式に、此を任す儀を載られたり、さて此出雲國造京に上りて、神壽辭(神賀辭とも云)を奏事あり、何れの御世より始まりしにか、物には續紀七靈龜二年二月に始めて見えて、御世々々絶ることなし、延暦十四年二月、緣遷都奏神賀事こども、類聚國史に見えたり、其事又獻物のこと、賜物の品などは、臨時祭式に見え、彼詞は祝詞式に載れり、○牟邪志國造、武藏なり、今は邪を清て唱れども、濁るべし、此邪又藏字、又萬葉十四に、牟射志野と書る射字、いづれも濁音に用る例なり、名義未思得ず、(師說には、相摸武藏もと一にて、牟佐なるを、上下に分て、牟佐上牟佐下と云、その上は牟を略き、下は毛を略けるなり、凡て牟佐てふ地名國々に多く又東の國々は、上總下總上野下野などの如く、上下に分例なりとあり、此說うち聞には諾なりとおぼゆれど、なほ定め難きことあり、其由は中卷倭建命の處に云べし)さて國造は、書紀に、天穗日命、

は、志紀郡道明寺村に在りと云り、道明寺は、一名土師寺とも云り、即土師郷これなりといへり、又姓氏錄河內國神別に出雲臣あり、）なほ此神の事、傳十三國平御議の段にくはしく云べし、考へ合せてよ、○出雲國造、まづ天菩比命の、此葦原中國を言向に天降て、出雲に留坐つる由は、末にも書紀にも見え、又書紀に、高皇產靈尊勅大己貴神曰云々、汝應住天日隅宮者、今當作造云々、又當主汝祭祀者、天穗日命是也、（此出雲國造、又大社の神主たる起なり、）同紀に、天穗日命、是出雲臣土師連等祖也、（土師連は、出雲臣より出、後に菅原秋篠大江などは、此土師連より出たり、）また此國造神賀詞に、出雲臣等我遠祖天穗比命乎、國体見爾遣時爾云々、己命兒天夷鳥命爾、布都怒志命乎副天、天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎮天、大八島國現事顯事、令事避支、（國作大神とは、大己貴命を云、）書紀崇神卷六十年、詔群臣曰、武日照命、（一云武夷鳥、又云天夷鳥、）從天將來神寶、藏于出雲大神宮、是欲見焉云々、當是時出雲臣之遠祖出雲振根、主于神寶云々、其弟飯入根則被皇命、以神寶付弟甘美韓日狹與子鸕濡渟、而貢上、（天長七年、大極殿にて、此國造の献れる五種神寶を覽給ひしこと、後紀に見ゆ、）國造本紀に、出雲國造、瑞籬朝、以天穗日命十一世孫、宇迦都久怒、定賜國造と見ゆ、姓氏錄に、出雲宿禰、天穗日命子、天夷鳥命之後也、また出雲、天穗日命五世孫、久志和都命之後也、また出雲臣、天穗日命十二世孫、鵜濡渟命之後也、（此外も山城河內にも、出雲臣見ゆ、）續紀に、延曆十年九月、近衛將監正六位下出雲臣祖人言、臣等本系、出自天穗日命云々、於是賜姓宿禰とあり、其後朝臣に爲しにや、續後紀七（二丁）八（三丁）などに其人見ゆ、抑此姓の、もと臣の尸になりしも、彼國より上りて、朝廷に仕

此、大神相共に力を加へ賜ひし由あり、此事此記又書紀には見えず、さて式に、大和國城上郡宗像神社三座、(類聚三代格に、宗像神坐城上郡登美山、とある此なり、)尾張國中島郡宗形神社、下野國寒川郡胷形神社、伯耆國會見郡胷形神社、備前國赤坂郡鴨神社宗形神社、津高郡鴨神社宗形神社(鴨神社の此神に由緣あること、右に云如し、)あり、又三代實錄二に、太政大臣(藤原良房公)の東京一條第に、此三神社有て、正二位を授奉りたまふこと見えたり、

故此後所生五柱子之中天菩比命之子建比良鳥命。此出雲國造。无邪志國造。上菟上國造。下菟上國造。伊自牟國造。津島縣直。遠江國造等之祖也。**次天津日子根命者。**凡川內國造。額田部湯坐連。木國造。倭田中直。山代國造。馬來田國造。道尻岐閇國造。周芳國造。倭淹知造。高市縣主。蒲生稻寸。三枝部造等之祖也。

建比良鳥命、こゝに天菩比命をのみ擧ずして、此神をも擧て、其子孫を出せるは、此神功ありて、御名高ければなり、さて此御名、武夷鳥とも、天夷鳥とも、天日照とも諸書に有て、何れも比那なるを、此記にのみ比良とあり、那と良とは横通音なり、(歎辭の阿那を阿良といふも此例なり、)名意は、此神天より降て、邊鄙を平たまひし功を美て、鄙照と稱しなるべし、(照を登理と云る例は、萬葉十四に、日之照者を、比賀刀禮婆とよめり、)日名照額田毘道男云々てふ神名(傳十一に出)も思ひ合すべし、彼功のことは次に見ゆ、式に、因幡國高草郡天穗日命神社、天日名鳥命神社、出雲國出雲郡阿麻能比奈等理神社あり、文德實錄に、河內國天夷鳥命神見ゆ、(此神社

化爲八尋熊鰐、通三島溝杭女活玉依姫、生天日方奇日方命、此神の五世孫、阿田賀田須命なり、(かゝれば吾田片隅は、大國主神の七世孫なり、姓氏錄と一世の異あり、又この活玉依姫に通ひたまひし故事は、此記姓氏錄などには、大國主のことゝせり、此事委く神武崇神段に見ゆ、されど事代主の事とするも、一の傳なり、書紀神代卷にも、又曰、事代主神、化爲八尋熊鰐、通三島溝樴姫、而生兒云々とあり、)かゝれば此邊津宮坐神、事代主命の御母にて、此姓の遠祖母神に坐せばなるべし、(此記には、大國主神、娶坐胸形奧津宮神、多紀理毘賣命、生子阿遲鉏高日子根神、亦娶神屋楯比賣命、生子事代主神とあれど、これはた舊事紀の趣も、一の傳なるべし、其うへ奧津宮に坐神に娶て生たまへる、阿遲鉏高日子根は、迦毛大御神と申す、此大御神をも、同祖の賀茂朝臣の奉祭ること、姓氏錄に見ゆ、又大神朝臣も同祖にて、大三輪大神を奉祭る、是らもかたがた由あることなり、或說に、此大國主神の、多紀理毘賣多岐都比賣に娶坐と云ことを信ずして、こは其齋女を娶るなりと云は、さらに由なき私の妄說なり、無形の神ぞなど云、後世の謬說を守りて、かゝることはいふにや、)さて宗形朝臣鳥麻呂てふ人、宗形郡大領にて、宗形神主たることと、續紀十十三に見え、(大領たることはなほ卷々に見ゆ、)て、然る例なりしを、延曆十九年十二月、勅に、彼郡大領として、此神主を兼帶ることを停められしこと、又此神主の任、六年に限りて相替ることなど、後紀に見えたり、○三前大神、神名帳に、筑前國宗像郡宗像神社三座、(並大名神)とあり、此神の御事、書紀應神卷雄略卷などにも出、又履中卷に、於筑紫所居三神とあるも是なり、三代實錄十七、貞觀十二年二月、奉幣告文に、大帶日姫の新羅を降伏賜ふ時に、

杵嶋姫とし主として、左を田心姫右を湍津姫とす、さて瀛津島は、今は奥之島と云て、大島より北方、海中四十八里にして、島のめぐり一里あり、人家なし、社は西南に向て立たまふ、山下平地の高き所なり、今社人一人大島に住て、河野氏にて、一の甲斐と稱ふ、中津宮は、祭神湍津姫を主とし、中に坐す、左田心姫、右市杵島姫とす、此島今は大島と云て、神湊の海濱より三里北の海中にあり、島のめぐり三里、人家多くあり、社人一人河野氏にて、二の甲斐といふ、邊津宮は、祭神田心姫を主として、中に坐す、左湍津姫、右市杵島姫とす、此社田島村にあり社は西北に向ひ立たまふ、古へは神湊の東六町にあり、今も其跡を、神の幸屋敷と云て、田島より半里許へだたれり、後深草天皇建長年中、大宮司長氏の時、神の告によりて、田島に遷し奉ると云傳ふ、昔大宮司は田島に居住たりしを、天正年中に滅亡びて、其後わづかに殘れるは、三所の社人合せて十三人なり其内十一人は田島の社職にて、其内三家は、大宮司の子孫にて、深田氏二家、嶺氏一家これなり、十三人の内、二人は大島に住て、其内一人は中津宮、一人は瀛津宮の社人なり、と云り、）〇胷形君、姓氏錄（右京神別）に、宗形朝臣、大神朝臣同祖、吾田片隅命之後也、（大神朝臣は、素佐能雄命六世孫、大國主之後也とあり、）又（河内國神別）宗形君、大國主命六世孫、吾田片隅命之後也と見ゆ、もと君の加婆禰なりしを、天武紀に、十三年十一月戊申朔、胸方君賜姓曰朝臣とあり、さて此三神を、此氏人の以祭所以は、舊事紀を考るに、（彼書は取に足ねども、此段などは、取べき由あること、首卷に斷れり、）大巳貴命、（即大國主なり）宗像奥津島坐神田心姫命に娶て、味鉏高彥根神を生、又邊津宮坐高津姫神に娶て、都味齒八重事代主神を生賜ふ、此事代主神、

先とは、次の二女神に對へて云に非ず、後所生五柱に對へて、三女神を總云なり、神も同じ、○胷形は、和名抄に、筑前國宗像、（牟奈加多）郡これなり、名義は彼國風土記に、宗像大神自天降、居埼門山之時、以青蕤玉置奥宮之表、以八尺紫蕤玉置中宮之表、以八咫鏡置邊宮之表、以此三表成神體之形、納置三宮、即隱之、因曰身形郡、後人改曰宗像とあり、○奥津宮、書紀には、市杵島姫命是居于遠瀛者也とあり、此記と違へり、彼社に傳ふる説は、此記の如し、さて此處は、今奥嶋と云島にて、大嶋の西北四十八里（或三十里とも、五十餘里ともいへり、皆今の道程なり、）なりとぞ、又恩賀島ともいふと云り、（故思ふに、和名抄に、宗像郡の次に遠賀郡あり是か、其郡にも宗像と云郷も見ゆ、されど彼國の地理を知ねば、此はいかゞあらむ知ねど、驚しおくなり、）○中津宮、書紀には、田心姫命是居于中瀛者也と云、社説には、湍津嶋姫命此に坐と云り、此記と違へり、さて此處は、今大嶋と云（又中津嶋ともいふとも云り、）嶋にて、神湊と云處より三里北の海中に在とぞ、（又田島より北三里とも云り、）○邊津宮、書紀に海濱とあり、坐神は此記と同じ、社説には、市杵島姫命此に坐と云り、さて此處は、今田島と云とぞ、（或人云、今の宗像宮は、田島とは一里半ばかり隔れり、）或は此御社、古は神湊と云海邊に坐しを、後に今地に移奉れりとも云り、信に然らば、古の邊津宮は神湊にて、（名も由有てきこゆ、）今の田島の地には非るなりけり、猶よく尋ぬべし、さて奥中邊とは、其在所を以て名けしなり、（○右三所宮の事、宗像社記の説に、澳津島は、祭神田心姫を主として、中に坐す、左市杵嶋姫、右湍津姫とす、是澳津嶋社家の傳説なり、又田嶋にも別に、澳嶋神大島神をも祭れる社あり、其澳嶋社の神座は、中を市

む、そのうへ誓て御子を生むと申したまふも、須佐之男命の請申したまへることにて、大御神の御心より出しことにもあらざる物をや、但し此御誓に、皇太子の生ませることは、深き所由ありて、本より然あるべく定まりつらめど、其は大御神の御心にも、豫ては知しめさぬことなり、凡て神は佛てふ物とは異なるものぞ、又或說に、三女五男は、此時大御神と須佐之男命と、御交合坐て生たまへる御子なりと云、又須佐之男命別婦に御合て生たまへるなりとも云は、皆據もなき妄言なり、昭けき古傳言を信ずして、己が私の推測は何事ぞ、必夫婦交合ざれば、子は成ぬ物と思ふは、神道の奇靈を思はで、尋常の理に迷へるなり、又三女は、天照大御神の心化にて、無形の神、五男は、須佐之男命の身化にて、有形の神なりと云も、例のみだり言なり、凡て心化身化など、うるさき名目を設けて、神に分をなすは、古へにさらに無きことにして、後世の私事ぞ、此三女を無形と申すも、さらに其證なし、たま〳〵其事跡の傳はらぬを以て然云にや、されど大國主神の、多紀理毘賣命に娶坐る事もあるをば、如何とかせむ、又五男神の中にも、事跡は傳はらぬもあるものをや、凡て此三女五男神の御事を云る、世々にさま〴〵の避說おほしかし〕

故其先所生之神。多紀理毘賣命者。坐胷形之奧津宮。次市寸島比賣命者。坐胷形之中津宮。次田寸津比賣命者。坐胷形之邊津宮。此三柱神者。胷形君等之以伊都久三前大神者也。

云々、物實此云望能志呂とあるは、別事なり、祝詞などに禮代と云ひ、今商人のしろものと云などは、此實なり、寶基本記に、富物代と云ことも見ゆ。)○我物とは、彼美須麻流珠を詔ふなり、○自吾子也、この自は、下文に自我勝とある自に同じ、かしこに説あり、(傳八のはじめ)○汝物は十拳劍なり、○詔別賜とは五男三女渾て一に、大御神と須佐之男命との御子にて、本は何れが何れの御子と云別は無きを、今始て物實を尋て、如此別たまふなり、此此記の旨にして、書紀と異なり、猶下文にも其由見えたり、詔別と云語は、中巻明宮段にもあり、(或人、書紀は更にも云ず、此記にても、三女は大御神の成たまひ、五男は須佐之男命の成たまへれば、本より其御子御子とは別れて聞え、又正勝吾勝と申す御名も、須佐之男命に依れるものを、本其別なしと云は如何、と疑ふに答けらく、書紀の旨は、吹成たまふ主に就て、其御子と別たるもの、此記の旨は、一誓の間に、次々成たまふ故に、一に渾たるものにて、吹成たまふ主には拘らざるなり、吾勝てふ御名は、吹成たまふ主に就て負せ奉しものぞ、又或人、此誓はたゞ須佐之男命の御心の清明を顯むためなるに、大御神も諸共に宇氣比賜は如何と問に答けらく、此事後世の心を以て見れば、疑はしけれど、上代には如是る類の誓は、凡て其疑ふ人も、疑はるゝ人と共に誓ふは、定れる事にぞ有けむかし、或説に、此誓は、全皇嗣を主としたまふなり、故日神も共に誓ひたまふなりと云は、意得ず、若然らば此段は、凡て方便を以て假に種々の相を現はし示す、佛經の事に異ならず、凡て神の御うへに、さるわざはなきことなり、大御神の、須佐之男命を疑ひたまふも、本より眞實なれば、此誓に天津日嗣所知看すべき御子の生坐むことを、豫にいかでか知看さ

乃汝子也。如此詔別也。

是後云々、こは是と、輕く讀切べし、是後と連讀べからず、是とは、五男三女を惣て指御言なればなり、○所生は阿禮麻世流と訓べし、阿禮坐てふことは、中卷（傳二十）橿原朝段に見えたり、彼處にくはしくいふを見べし、さて此の御言は、汝所生吾所生とあるべきことなるに、然はあらで、たゞ後先とあること故あり、まづ書紀の旨は、素盞烏尊の御言に、如吾所生是女者云々、若是男者云々とも、日神所生三女神云々、素盞烏尊所生之兒皆己男矣ともありて、三女神は、天照大御神の生坐る御子、五男神は、須佐之男命の生坐る御子と、本より分れたり、然るに此記の旨は、誓の間に一連に生坐て、三女五男共に、大御神と須佐之男命との御子にて、此は大御神の御子、此は須佐之男命の御子と云分は本あらず、此の詔に、たゞ先後を以て詔ふは此故なり、なほ此事下にも次々いふを見べし、さて後に生坐る方を先ッ詔ひ、先に生坐る方を次に詔ふは、物實の尊卑を以てなり、（御自詔御言なるすら如此り、大御神の尊こと知べし、）○男子女子は、比古美古比賣美古と訓べし、（比古美古は、子てふ言重なるに似たれど、くるしからず、舊く麻須良袁多袁夜賣、また比古賀微比賣賀微など訓れど、よろしとも所思ず、）書紀孝元卷に、生二男一女、また垂仁卷に生三男、これらの男女を然訓るに依れり、○物實は毛能邪泥と訓べし、書紀には物根とあり、佐泥と多泥とは、其物も名も通へり、後世にも人の母を云には某腹、父を云には某種と云、木草の種子も同じ、此も其意なり、（谷川氏が、五男神は、物實日神の物なれば、日神は父の如く、須佐之男命は母の如しと云るは、さることなり、○書紀崇神卷に、倭國之物實

名に生國あり、(津國なり) 出雲國造神賀詞に、今日能生日能足日といひ、神祇官坐八神中にも、生産日足産日と並び、座摩御巫祭神中にも、生井神福井神とも並べり、是を以て思ふに、活杙神より起て、生活の字の意にて、もと賀言なるを以て、美稱つるなるべし、(近江國蒲生郡彦根神社と申すは、此神なりといへり、) ○熊野久須毘命、熊野は地名なり、出雲國意宇郡の熊野なるべし、(此熊野の事は、傳九の彼處にくはしく云り、) 久須毘は、久志須毘を約たるなり、(志須を切れば須なり、) その久志は奇靈なり、(書紀に、奇魂此云倶斯美拖摩、また奇稻田姫、また奇靈などあり、さて續紀廿七に、久須之久奇事乎云々ともあれば、今も直に久須を奇とせむもあしからねど、某須毘てふ例を思へば、なほ久志須毘の約れるなり、) 須毘は、書紀に、熊野大隅命とも忍隅命とも有て、隅と同じ、なほ須美の例は、水垣宮段に飯肩巣見命、伊邪河宮段に比古由牟須美命などもありて、某産巣日神といふ巣日と通ひて、美は耳の略なること、忍穂耳命の所に云るがごとし、此御名書紀には、熊野忍蹈命ともあり、式に出雲國意宇郡志保美神社あるは、此忍の意を略ける神號なるべし、○幷五柱、此三字諸本皆大字にて、訓注の下にあり、今前後を考るに此例みな細注にかけり、又伊豆能賣神多岐都比賣命などの下に註せる、皆訓注の上にあり、故今は例の隨に書つ、)

於是天照大御神告速須佐之男命。是後所生五柱男子者。物實因我物所成。故自吾子也。先所生之三柱女子者。物實因汝物所成。故

々など云語なきは、上に讓て文を略けるなり、○天之菩卑能命、(能字を添たることめづらし、)此も本右の穗耳と同言にて、菩は大なり、卑は美と通ひて、その美は右に云る耳の略なり、さてしか菩卑も穗耳と同くば吾勝命と御兄弟御名の同きは如何と云に、上の三女神の中の多紀理と多岐都も同意言なる如く、又書紀に、次の熊野久須毘命を、忍蹈命ともあるは、忍穗耳と正しく同言なる例なり、かゝれば御兄弟たちの御名も、たゞいさゝかのけぢめを以分奉しものぞ、(延喜六年日本紀竟宴、得天穗日命、矢田部公望、阿磨能褒臂、俄彌農美飫野簸、耶佐賀珥廼、伊朋津儒波屢濃、儴莽登胡楚耆鷄、)神名帳、山城國宇治郡、因幡國高草郡、出雲國能義郡などに、天穗日命神社あり、出雲風土記に、天乃夫比命とあるも、此神なるべし、○御鬘は、舊印本に右御美豆良とあるを、延佳が御迦豆良と改めつるは宜し、但上文に御美豆良は假字に、御鬘は正字に書り、(黃泉段も然り、)此も正しく上を承たる所なれば、上文の隨に書べきことなり、故今又改めつ、)豆良二字、舊に依むもさることなれど、こは迦字一を誤れるには非ず、上文とまがひて、惣て誤れるものなれば、字に拘るべきにはあらず、又一本に、右御手と作るもひがことなり、其は下にあればなり、)○天津日子根命、名義ことなることなし、根は尊稱、上に云るが如し、伊勢國桑名郡多度神社は、此神なりとぞ、(姓氏錄、桑名首、天津彥根命、男天久之比の命之後也とあり、又此神近江國に由あることは下文に蒲生稻寸の祖と見え、姓氏錄に、犬上縣主、天津彥根命之後也とある、これらかの國の地名なり、なほ傳二十二伊邪河宮段なる、天御影神の下に云るを考ふべし、○活津日子根命、凡て上代神又人名にも、又さらでも、活といふ言多く見ゆ、地

を知べく、又穗耳の大耳なることもいよ〳〵明けし、なほいはゞ、書紀神代下卷には、勝速日尊兒天大耳尊とも有を以て、思ひ定むべし、(こは忍てふ言を略て、天之穗耳命と云むに同じ、又尊兒は尊み親みて云るなり、尊之子と云には非ず、凡て此神の御名、舊說皆誤れり、他の例をよく考合せて、古の意言をば尋ぬべきものぞ、)さて耳てふ尊稱の意は、美は比に通ひて、かの産靈などの靈なるを、(産靈の意は、傳三其神の下に云り、)靈々と重ねたるものなり、開化天皇の大御名大毘々命と申す是なり、此を書紀には太日々尊とありて、垂仁卷に太耳と云人名もあるを以て、日々と耳と同じきことを知べし、又明宮段なる前津見てふ人名を、書紀には前津耳とある(又水垣宮段に、陶津耳とあるを、舊事紀には大陶祇と云るも、據あるなるべし、)を以て、耳と云は美を二重ねたるにて、見と云は、其を一略けるものなることを知べし、神名人名に某見と云が多きは、皆是にて、水垣宮段に岐比佐都美、書紀に武茅渟祇などある名の都美も、津耳の略なり、(是を以て見れば、山津見綿津見大加牟豆美なども、同じく津耳にてもあらむか、又月夜見の見も耳ならむか、)さて耳と日々と通はし云例にて、かの津見も津日と通へること、禍津日神庭高津日神などにて知べし、又某須美と云名と、某須毘と云と通ふこと、次に見えたり、右の名どもを考合せて、耳の靈々なることをさとるべし、さて山城國風土記に、宇治郡木幡社、名天忍穗根尊、(式に、彼郡許波多神社載れり、)又式に、豐前國田川郡忍骨神社、(續後紀六に、此社の御山のこと見ゆ、)土左國香美郡天忍穗別神社、(別も耳根の類の尊稱なり、)などあり、伊勢外宮に忍穗井と云井の名もあり、〇是より下何れも、八尺勾璁之云々、奴那登母云

意なり、書紀一書に、便化生男矣、則稱之曰、正哉吾勝、故因名之曰云々とも見ゆ、勝速日は加知波夜備と訓べし、(古來り加都乃波夜比と訓るは、古言のふりをもえわきまへ知ぬものぞ、)下文に於勝佐備云々とあると同意にて、(佐備のこと、彼處に委く云を合せ見よ、)速は疾く烈く猛き意、日は夫流とも活て、其狀を云辭にて、速日は、即知波夜夫流の波夜夫流と同言なり、上の甕速日樋速日、又饒速日など皆同じ、(日字に就ていふ説などは、例の古言を知ぬ强言なり、)忍穗耳は、大々耳にて美稱なり、忍の大なることは、なほ上傳五の忍許呂別の條下にいへり、穗も大なり、大の意を省て富とのみいへる例多し、中にも書紀に三穗之碕とある地名を、此記には御大之前と書るなど、此によく合へり、(邇々藝命より御次々三御代の大御名は、みな稻穗を以て稱奉れゝば、其一例として、此御名をも、字の如く稻穗とせむもさることなれども、彼三御代の御名は、天降坐て後、此水穗國を所知看せるうへにて、稱奉れるものなる故に、稻穗に依るを、此尊は此土には降坐ざれば、御趣異なり、かの書紀なる齋庭之穗の詔命も、邇々藝命の御段に係れるをも思ふべし、次なる三御代の御名の事は、彼處々にいへるを見て知べし、)耳は尊稱なり、(耳字はもとより借字、)下に布帝耳神と云あり、又神武天皇の御子たちに、某耳と申す多く、其外の人名にも多かる、皆同じことなり、さて書紀一書に、忍穗根尊(忍骨とも書り、)ともある、穗は右に同く、根も耳と云が如き尊稱にて、某根と云例は殊に多し、上傳三の阿夜訶志古泥神の條下にくはしくいへり、即つぎの彦根の根も同じ、さて伊邪河宮段なる神大根王(開化天皇の御孫なり、)を、書紀には神骨とあり、此例にて忍穗根は忍大根なること

さて多紀理と多岐都とは、全意も同きを、二柱の御名とせむこといかゞ、と云疑も有ぬべけれど、次の五男神の御名の例も、皆然なれば、疑ふべからず、(又多岐理の岐も、多岐都と同く濁る例なれば、岐字を書べきに、清音の紀字を書き、又書紀に田心とあるなどを合せて思ふに、別意ありげにも聞ゆれど、猶上に云る意なるべし、さて此三神の御名を、心の動靜を以て說るなどは、さらに由なし、田心姫と書る文字よりおもひよれるにや、あなをかし、)さて此三柱の御事、書紀の諸傳を考るに、次第みな異に、或は瀛津嶋姫別に有て、市杵島姫無く、又は瀛津嶋姫亦名市杵島姫などありて、多紀理毘賣の亦名奧津島比賣と云說は見えず、又狹依毘賣と申す名も、凡て見えざるなり、又彼紀には、市杵島姫遠瀛に坐、田心姫中瀛に坐とあるも、此記と異なり、故思ふに、此記も、多紀理毘賣と市寸嶋比賣とを置替て、市寸島比賣命亦御名奧津島比賣命、次多紀理毘賣命亦御名狹依毘賣命云々とするときは、彼諸傳と皆合なり、されど此記も、後に誤りてまがへつるものとはた見えず、元より傳の異なりしなるべし、○正勝云々、正勝は、書紀に正哉と書ると合せて、此も彼も麻佐加と訓べし、哉を加と訓は固論なし、(書紀にマサヤと云訓を附たるはひがことなり、)勝を加と訓む由は、此記に正鹿山津見とある神を、書紀には正勝山祇と書り、此勝も彼此相照て加と訓べし、(かの訓注に、正勝此云麻佐柯豛、とあるを、江家本に豛字なしと云り、其本ぞよろしかるべき、)此同例なり、さて言の意は、書紀の字の如くにて、正しき哉と云むが如し、(又此記は、字の如く正しく勝ぬと云意にてもあらむか、さらば麻佐加都と訓べし、されど書紀と合せてなほ前の義ぞよけむ、)吾勝は、下文に自我勝云而とある

此云浮枳于都屢伊浮岐能佐擬理、とあるに依て訓べし、棄を宇都流と言る例は、八千矛神、御哥に見ゆ、○氣吹は息吹なり、(伊とのみ云も即息なり、)大祓詞に、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氐牟、式に、近江國坂田郡、美濃國不破郡などに、伊夫伎神社と申すもあり、○狹霧、狹は眞と同意の言なり、佐牡鹿を眞男鹿とも云るにて知べし、又佐夜中は眞夜中、佐衣は眞衣と云に同じ、(此餘も佐某と云こと多し、皆同じ、)又地名に佐檜前などと云は、眞熊野などと云と通ひて聞ゆるを、その眞熊野を御熊野とも云て、眞と御と通へるに、大祓詞に、朝之御霧夕之御霧とあるを以て、狹霧は眞霧なることを知べし、さて息を霧と云る例は、萬葉五(六丁)に、大野山紀利多知和多流、和何那宜久於伎蘇乃可是爾、紀利多知和多流、(於伎は息なり、)十五(四丁)に、君之由久海邊乃夜杼里爾奇里多々婆、安我多知奈氣久伊伎等之理麻勢、書紀雄略卷に、猪鹿多有云々、呼吸氣息似於朝霧、などもあり、○多紀理毘賣命、書紀の田心姬に當れり、(紀と許と通音、)たゞ一書に田霧姬命とはあり、さて亦御名は、下文に此神は胷形之奧津宮に坐とあれば、此由なるべし、式に近江國蒲生郡奧津嶋神社あり、(三代實錄にもいづ、)是も此神にや、○市寸島比賣命、式に安藝國佐伯郡伊都伎島神社、(三代實錄にも見ゆ、即嚴嶋なり、)是も此神なるべし、纂疏などにも然あり、○多岐都比賣命、右三柱の御名義、まづ多紀理も多岐都も、河の早瀨の狀を云言なれば、安河に依れる御名にや、さて初の奧津島比賣を亦御名とする例によらば、次も狹依毘賣命亦御名市寸島比賣命なるべし、(此事下に考へあり、)さて狹依は眞宜しの意の稱名、市寸はいつくしなり、(此御名は、前後の二柱の御名の例とは類ず、)

須佐之男命の、天照大御神の玉を乞度て、滌たまふ處に如此云るは、かの玉に就てなるを、此は玉に非ず、劒を云處なるに、如此あるは如何ぞや、次なると上下の文の同き故に、まかへて此にも云傳へしにや、(もし劒に飾れる玉の音かとも思へど、そは物遠し、又振滌たまふによりて、御手に纏せる玉の、搖て鳴音ともいはむか、もし然らば次なるも、別に須佐之男命の御手にまかせる玉の音とすべきか、されど彼は正しく滌たまふ玉の音なれば、同じ語の此と彼と別ことなるべくもあらぬをや、かにかくに此は誤と見ゆ、)書紀一書に此語あるは、たゞ須佐之男命の、玉を滌ぎたまふ方にのみありて、天照大御神の方には見えず、○天之眞名井、書紀一書に、天淳名井ともあるを合せて思ふに、眞淳名井を約たる(奴那を切て那となる、)名にて、眞は美稱、(眞水を云など云る說は、例のいとうるさし、)淳は凡て水の湛たる所を云、(沼も同じ、)名は借字にて之なり、(之を那と云る例多し、)されば此はたゞ井を美て云る稱にて、一の井の名には非ず、故書紀に掘天眞名井三處とも有ぞかし、又此井は、卽安河瀨の中にて、井と云べき所を指て云るにて、別に尋常云井ありしには非ず、(書紀に、此井を云る傳には河を云ず、河を云る傳には此井を云ざるも、此故にや、)始に中置天安河と云おきて、今此に如此言は、別に非ることと明けし、凡て古は、泉にまれ川にまれ、用る水に汲處を井と云り、さて丹後國丹波郡比沼麻奈爲神社、出雲國意宇郡眞名井神社あり、官帳に見ゆ、○佐賀美云々、書紀に、齰然咀嚼此云佐我彌爾加武、とあり、玉篇に齰齧堅聲と注せり、かゝれば顰齧を約て、佐賀美とは云なり、(志加を切ば佐なり、美を畧く、)堅物を齧めば、口の顰謂なり、○吹棄云々、書紀に吹棄氣噴之狹霧、

なく契りおきてければ云々、これも互にの意なり、）〇天安河は、安下に之字を加へても書り、阿米能夜須能迦波と訓べし、天上にある河なり、名義は、古語拾遺に天八湍河原ともあれば、彌瀬之河にや、（書紀に天八十河中とあるも、同河と聞ゆ、須と世と曾と皆通ふ音なり、）神代の天上の故事を云る、皆此河名を云て、他河名は見えざれば、是は一の河名にはあらで、たゞ流のいくすぢもありて、大きなる河を云なるべし、）萬葉十（三十二丁）に、天漢安之川原乃、十八（三十三丁）に安麻泥良須、可未能御代欲里、夜洲能河波、奈加爾敝太弖々、牟可比太知、（こは七夕哥なれど、語のつゞきは、此の故事を思へるにや、）十（二十五丁）に、天漢安渡ともよめり、（凡て萬葉に賦るは、皆七夕の哥なり、其は漢國にて云ことなるを、御國にも效て、彼集より哥にも多くよめる、其棚機女又安河など云名は、此方の古への傳へを取て、引合せたるものなり、）近江國にも安河と云あり、（天武紀より見ゆ、そは天上なる名を移せるか、又彼は郡名より出て別か、（此時に成坐る神名の日子根も、彼國の地名にあり、）〇中置は、中間に隔つるなり、萬葉十一（二十八丁）に、紅之襴引道乎中置而云々、一云須蘇衝河乎、〇所佩は、上の例に依て、御を添て、美波加世流と訓べし、〇乞度は、乞取と云むが如し、即書紀には、索取乞取など書り、度とは、今は人にやるをのみ云ど、古へは此方へ取をも云しなり、〇三段、段を伎陀と訓は、和名抄に、筑前國鞍手郡新分爾比岐多とある、此分字を岐多と云に同じ、豊後大分郡も、本はおほきだなり、景行紀に、碩田とかきて於保岐陀と訓注あり、さて三段に折たまへる故に、三柱、神生坐るなるべし、〇奴那登母々由良爾、書紀に瓊響瑲々と書れて、此事は前に云り、さて此語に疑はしきことあり、此次に

之眞名、井而。佐賀美爾迦美而。自佐下六字以音下效此於吹棄氣吹之狹霧所成神御名。多紀理毘賣命。此神名以音亦御名謂奧津島比賣命。次市寸嶋上比賣命。亦御名謂狹依毘賣命。次多岐都比賣命。三柱。此神名以音速須佐之男命。乞度天照大神所纏左御美豆良八尺勾璁之五百津之美須麻流珠而。奴那登母母由良爾。振滌天之眞名井而。佐賀美邇迦美而。於吹棄氣吹之狹霧所成神御名。正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命。亦乞度所纏右御美豆良之珠而。佐賀美邇迦美而。於吹棄氣吹之狹霧所成神御名。天之菩卑能命。自菩下三字以音亦乞度所纏御鬘之珠而。佐賀美邇迦美而。於吹棄氣吹之狹霧所成神御名。天津日子根命。又乞度所纏左御手之珠而。佐賀美邇迦美而。於吹棄氣吹之狹霧所成神御名。活津日子根命。亦乞度所纏右御手之珠而。佐賀美邇迦美而於吹棄氣吹之狹霧所成神御名。熊野久須毘命。并五柱。自久下三字以音

各は、宇氣布へ係て心得べし、たがひにと云むが如し、(源氏物語若菜ノ上に、おの〳〵はまた

て、又こゝにかく無異心と白したまふは、今言つる事の由の外に、別意趣はなしとなり、○清明は、萬葉廿に、加久佐波奴、安加吉許巳呂乎、十五に、安我巳許呂、安可志能宇良爾、などあるに依て、二字合て阿加伎と訓べし、續紀一に、明支清支直支誠之心以而云々、又九に、淸支明支正支直支心以云々、又十に、淨伎明心乎持豆などもあり、(是らに依ば、此も伎與伎阿加伎とも訓べし、)書紀に、將何以明爾之赤心とも、清心とも、また汝心明淨とも見え、仲哀卷に、汝熊鰐者、有明心以參來、敏達卷に、用清明心、事奉天闕、なども見えたり、(これらも皆同く、阿加伎心とも訓べし、明きも即清きことにて、意はひとし、萬葉一に、今夜乃月夜清明巳曾とあるをも、師は、阿伎良氣久巳曾となむ訓れし、まことにすみあかくといふ言は、いかにぞやおぼゆ、) 萬葉十三 (十九丁) に、吾情清隅之池之ともあり、○各は、此は淤能母淤能母と訓べし、續紀廿六 (十一丁) 宣命に、於乃毛於乃毛と見えたり、已も已もと云意なり、○宇氣比、書紀に、誓約とも誓とも書て、誓約之中此云宇氣譬能美難箇とあり、宇氣比と云言は、此卷の末、中卷にも見えたり、龍田風神祭祝詞に、云々止宇氣比賜支、萬葉四 (五十六丁) に、得飼飯而雖宿夢爾不所所來、十一 (八丁) に、妹相、受日鶴鳴、書紀神功卷に、祈狩此云于氣比餓利などもあり、見集めて其事の様は知べし、○生子は、御子宇麻那と訓べし、那は牟と云に同じ意の古言なること、前に云るがごとし、

故爾各中置天安河而宇氣布時。天照大御神先乞度建速須佐之男命所佩十拳劒。打折三段而。奴那登母母由良爾。此八字以音下效此振滌天

爾布美安多之鳴神毛とあるは、別意ならむか、）堅庭の土を蹶散して、雪の如く摧散を云なり、萬葉二（十二丁）に、雪之摧之彼所爾塵家武、○男建、白檮原宮段に、五瀬命の、爲男建而崩ともあり、書紀には、雄誥此云烏多稽眉とあり、（神武卷景行卷などにも此言あり、）萬葉九（三十六丁）に牙喫建怒而、十一（二丁）に大夫乃思多鶏備弖などよめり、遷却祟神祝詞に、荒備給比建備給事無志氏とあるは、健荒ぶるを云なるべし、○蹈建、面、書紀神代下卷に、放火焚室、其火初明時、躡誥出兒自言云々、又雄畧卷に、津麻呂聞之踏叱曰云々、さて經御美豆羅而と云るより此まで、而てふ辭六疊れり、今讀には煩きに似たれど、古文の格なり、次の天岩屋の段などには、猶多く重ね云り、○待問、萬葉七（廿丁）に、平城有人之待問者如何、十七（二十一丁）に、安我麻知刀敷爾、○邪心は、伎多那伎心と訓べし、こゝを書紀には、黑心とも、惡心ともあり、○大御神は伊邪那岐大御神なり、御兄弟の間にて、共に御父なる故に、たゞに如此は白したまふなるべし、○命は御言なり、○白都良久は、白都流の流を延て良久と云、伊布を伊波久、麻乎須を麻乎佐久と云に同じ、續紀四（二丁）に、天皇乃詔豆羅久云々、答曰豆羅久、又九（十七丁）に、敷賜詔賜都良久などあり、○神夜良比云々、比の下に邇てふ辭なき例も多し、書紀に、神祝々之此云加武保佐枳保佐枳々とも、此記に、伊都能知和伎知和伎豆とも見ゆ、○以爲は淤母比豆と訓べし、記中例多し、○異心は氣志伎心と訓べし、萬葉十四に、家思吉已許呂乎安我毛波奈久爾、又十五卷にも、如此く連たる哥二ある、一は異情と書り、（彼をばアダシ心と訓を附たれど、例に依て其も氣志伎心と訓べし、）此の異心の訓も、相照して知べし、さて始に無邪心と白し

を、私記に、或說に奴岐と訓る由を云て、言、踏貫堅庭、至于二股也とあり、奴岐の訓は如何なれど、此註にて此處の意は聞えたり、那豆牟てふ言、萬葉に猶多かり、そが中に、意を轉して難澁るかたに云るもあり、彼倭建命の下に引べし、○此は天上の事なるに、堅庭云々とは如何と疑ふ人あれど、凡て神代の天上の事を云る、皆此國のさまと異ならず、山川又井などさへあれば、何かこれをしも疑む、）○沫雪はたゞ雪のことなり、萬葉に數しらず多くよめる皆然り、其さまの沫に似たる故に云なり、（山川のたぎつせなどの沫は、まことに雪と似たるものにて、古哥にもさるよしよめり、後世に、春の消易きを別て淡雪と云ならへるは、淡しき雪と心得たるより起れるにや、沫は阿和、淡は阿波にて、音も異に、又萬葉に沫雪とよめる、皆常の雪にて、冬を主とよめるをや、又霰を云と云說もあれど、さらに古の哥どもに叶はず、甚誤なり、）源氏物語（行幸巻）に、御心をしづめてこそ、堅き巖をも、沫雪に成賜ふべき御氣色なればと書るは、此の故事なり、○蹶散、書紀に、蹴散此云倶穢簸邏々箇須とあり、祁を久惠と云る例は、書紀垂仁巻人名に當麻蹶速と云あり、（又皇極巻に打毱、和名抄に蹴鞠末利古由などあるは、言の活用違へり、右の訓注に倶穢とあれば、和韋宇惠にて活用言にて、久宇とこそ云べけれ、植う、居すうなどの格なり、○字音の祁をも、久惠と云ること多し、法華經をほくゑ經、券屬をくゑむぞく、源氏をぐゑむじといへる類なり、）散は字の意なり、新撰字鏡に、毳波良介志、又知留、漢籍尙書（禹貢）に厥土、壤、萬葉廿（二十五丁）に、安麻乎夫禰波良々爾宇伎弖、これら物は別なれど、言の意は皆同じ、（凡て波良波良本呂本呂など云言も、皆同言なるべし、萬葉十九に、天雲乎富呂

名には有べき、(末之腹野と云名所は、いかにぞや聞ゆ、)これ弓末に腹と稱くる處の有し故に、末之腹とは連けたるなり、又三(三十四丁)に、大夫之弓上振起射都流矢乎、七(三丁)にも見ゆ、(此等に依らば、此も由波受又は由受惠と訓べきに似たれど、腹字を書るを思ふに、然には非ず、弓上をユズヱと訓るも、義訓なれば、彼をもユハラとも訓べし、)○振立、萬葉十九(十四丁)に、梓弓須惠布理於許之ともあり、(これに依らば、かの三又十三などの振起をも、如此も訓べし、されど此に立と書れば、なほ多弖なるべし、)○堅庭は、たゞ堅き地を云なり、(某塲と云ときに、塲を婆と訓むも、爾波の轉れる言なり、大庭をも意富婆と云り、されば今こゝの庭も、俗言に其塲所と云に同じきなり、)○向股、和名抄に股毛々とあり、私記に、兩股是正相向、故云向股耳とあり、祈年祭祝詞に、手肱爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄氐と見ゆ、(此語廣瀬大忌祭祝詞にもあり、)字鏡に、蹲脛腹也古牟良、又牟加波支(拾遺集物名にも、行縢を隱して、向脛とよめり、避案抄に、むかはぎは、凡人のむかひずねと云ことをよめるにや、)とも見ゆ、何れも古言なり、○蹈那豆美、倭建命の段の哥に、阿佐士怒波良、許斯那豆牟(淺篠原腰なづむなり、)云々、又入其海鹽而那豆美行時歌曰、宇美賀由氣婆、許斯那豆牟云々、(海行者腰なづむなり、)書紀仁徳卷大御哥に、那珥波譬苫、須儒赴泥苫羅齊、許辭那豆瀰、曾能赴泥苫羅齊、於朋瀰赴泥苫禮、萬葉十三(廿丁)に、夏草乎腰爾莫積云々、これらの許斯那豆牟は、篠原又海水又夏草に、腰まで沒を云り、されば此は、御足を堅地に蹈入て、御股まで地に沒を云て、甚も御力剛く、勇健坐さまなり、書紀には、蹈堅庭而陷股と書れたり、(此は漢文もて古言を註したるが如し、この陷字

高からしめむためなり、音を以て威すこと、かの鳴鏑なども同じ、(然るを師は、袂をおさへ、弓弦を避る物なり、故に弦のあたる音あるなりと云れける、己もさきにはさるごとく思ひしを、後によく思へば、然には非ず、近きころ伊勢貞丈も、音のためなりと云り、その考に、或以爲鞆是避弦之具也、是本于和名抄䩭字注者而非也、夫弦觸腕者、拙射之一癖也、何有設其具乎と云り、まことにさることなり、)さて此物を作るをば、張と云しにや、續紀十八に、其工人を鞆張と云り、備後國世羅郡に、然鄕名も見えたり、(和名抄に、䩭字を止毛とせるはあたらず、又書紀應神卷に、上古時俗、號鞆謂褒武多とあるも、傳の誤なり、其由は彼天皇の段にいふべし、又書紀に、加良と訓を付たるは、柄字と思ひまがへつるにや、とまれかくまれひがことなり、)竹は借字にて、書紀の字の如く、高の意にして、鳴音の高きをいふなり、抑鞆は音物の省りたる名にて、(物の能を略くは、作物所をつくもどころといふ類、又於を略くは常なり、)竹鞆は高音物なり、○所取佩は、登理波婆斯氐と訓べし、所字は、所御佩十拳劒(上に見ゆ)などの所字の格なり、(然るを延佳が、さかしらに臂字に改めしは非なり、)書紀には臂着とあるを、此記には處を云ねど、取佩と云ても、言は足れり、(書紀應神卷に、負鞆とあるも、佩意なるべし、背に負物には非ればなり、)○弓腹、書紀には弓彇とあり、(神武卷に、皇弓弭ともあり、字書に弭弓梢末也と注し、彇弭頭也と注し、和名抄に由美波數とあり、)萬葉十三(二十三丁)に、梓弓弓腹振起云々、(これをユズヱと訓るは誤なり、)又十一(二十六丁)に、梓弓末之腹野とよめるは、(振山を、末通女子之袖振山、奈良里を、舊衣着楢里とよめる例にて、)末之と云るまでは序にて、腹野ぞ地

めたる稱なり、今是を由伎閉と云は訛なり、）○伊都、書紀に稜威と書て、此云伊都とあり、（稜字は、漢書に威稜憺乎鄰國、注に神靈之威曰稜とあり、此意にてぞかゝれけむ、文選に稜威ともあり、）此は伊知速の伊知と同言にて、知波夜夫流の知も是なり、此等の詞の意は、冠辭考に（ちはやぶるの條）委く見ゆ、さて此言の例は、伊都之男建、伊都能知和伎、稜威之嘖讓などなり、（これら皆事に云るに、此には物に云る、其例は未見あたらず、）さて都は清音にて、書紀にも同く此字を用ひられ、其餘も皆清音の假字を用ひたれば、濁るは非なり、（祝詞式に頭字を書るは、そのころ既に清濁を訛れるにや、）又嚴字を書る伊豆と混へて、一に意得るも誤なり、（此事上に云り、）○竹鞆、鞆は、大神宮式神寶中に、鞆二十四枚、（以鹿皮縫之、胡紛塗、以墨畫之、納檜麻筥二合、徑一尺六寸五分、深一尺四寸五分、着緒一處、用紫革、長各一尺七寸、廣二分、）兵庫寮式に、熊革一條鞆料、（長九寸、廣五寸、）牛革一條鞆手料、（長五寸、廣二寸、）と見ゆ、これは天皇御射の料なり、（西宮記云、天皇欲御射時、侍臣一人候御座南方、奉御鞆、張御弓、又持御矢とあり、持統七年、親王以下諸臣、各備儲る兵器の中にも、鞆一枚とあり、そのころまでは、なべて用ひしことゝ見ゆ、）大神宮儀式帳に、五十鈴宮地のことを、弓矢鞆音不聞國と見え、萬葉一（二十八丁）に、大夫之鞆乃音爲奈利云々、七（十六丁）に、大夫乃手二卷持在鞆之浦回乎（こは地名に云かけたるなり、）などよめり、師云、鞆は、射るに、左臂に着る物にして、形は吉部秘訓抄にも見え、着たる樣は、古畫に見ゆと云り、（猶此物のこと、谷川氏書紀註にも委く云り、）さて此は、何の料に着る物ぞと云に、古歌などにも鞆にはみな、音を云るを思へば、此物に弓弦の觸て、鳴る音を

名乃とあり、大神宮式神寳料にも、箆二千二百五十株と見ゆ、かゝれば、千箆入の意なり、五百入も准へて知べし、(伊は略く例常多し、)千と云五百と云は、其量なり、されど必千と五百と入べきに非ず、唯多く入由なり、○靫は、盛箭室と字書に見ゆ、書紀推古卷に、靫此云由岐、(和名抄同)記中御孫命御天降段に、天石靫と云も見え、孝徳紀に金靫も見えたり、大神宮式神寳中に、姫靫三十四枚、(長各二尺四寸、上廣六寸、下廣四寸五分、失刺口方二寸九分、以檜作之、以錦黏表以緋帛着裏、着緒四處、並用紫革、長各二尺、廣一寸三分、)箭四百八十隻、(以烏羽作之、)蒲靫二十枚、(長各二尺、上廣四寸五分、下廣四寸、以檜作之、編蒲着表以鹿皮着頂、以丹畫裏、着緒四處、並用紫革、長各二尺、廣一寸、)箭一千隻、(以烏羽作之、)革靫二十四枚、(長各一尺八寸、上廣四寸五分、下廣三寸八分、以調布黏之、塗黑漆、着緒四處、並用紫革、長各二尺、廣一寸、)箭七百六十八隻、(以鷲羽作之、)とあり、此にて其製詳なり、儀式帳にも右の三種靫見ゆ、(字鏡には、靫也奈久比とあり、和名抄には、別に籙を夜奈久比と注せり、)さて靫を作るを編と云しにや、貞觀儀式(延喜式にも)に、靫者靫編氏造之と見え、姓氏錄に靫編首てふ姓もあり、○負と云附と云るは、負は主と負なり、附は側に添附る意なり、此記は凡てかゝるところ古言を守りて書り、心をつくべし、(諸本に、附の上に、比良邇者四字あるは、衍なり、故延佳本に此四字無きに依れり、又師の、附五百入之靫の六字は削るべしといはれしは、返てわろし、)萬葉三(五十九丁)に、梓弓靫取負而、又九(三十五丁)にも見え、廿(十九丁)に、麻須良男能、由伎等里於比氏とも見えたり、(和名抄に、近衛府兵衛府衛門府を、由介比乃豆加佐とあるは、靫負と書て、由伎於比を約

に、天皇如八尺瓊之勾、以曲妙御字とあるも、勾りたる狀の妙なるを美て、譬としたり、此文に就て、勾玉てふ名を、曲妙の義とするは、事違へり、曲字にこそさる意もあらめ、麻賀と云言に、いかで其意あらむ、凡て漢字にすがりて、古言の意を思ふ輩は、つねに此ひがことあり、但たゞ妙とは書ずして、曲妙としも書れたる、書紀の撰者の意は、曲玉の曲字を思ひよせられたるならむ、これら甚く古意に害あることなり、古に昧き輩は迷ふべし、凡て書紀には、如此き人惑し多し、)さて書紀には、いづこも八坂瓊とあり、瑞八坂瓊ともあり、(美豆は、みづ〱しきを云なり、瑞字になづむべからず、)垂仁卷には、狢の腹に八尺瓊勾玉の有しことも見えたり、○五百津は、たゞ數の多きを云、津は一二の都なり、(百の假字は富なり、袁とかくは非なり、)○美須麻流は、書紀に御統と書て、此云美須磨屢とあり、纂疏に、以絲貫穿總括之也とある意にて、即須夫流と語通へり、(志婆流志麻流なども、本同言の轉れるなるべし、又谷川氏云、和名抄に、昴星をすばるとあるは、彼星の形勢の、此御統に似たる故の名なるべし、又天門冬をすまろぐさと云も、葉の細にあつまれるが似たればか、覓宴哥には、御統をも、すばるの玉と云りといへり、)記中の高比賣命哥に、多麻能美須麻流、美須麻流邇、(邇は瓊なり、)萬葉十(二十六丁)に、水良玉、五百都集乎、解毛不見、十八(二十四丁)に、思良多麻能、伊保都々度比乎、手爾牟須妣などと賦るも、同物なり、集と云るも、即統の意なり、○纏持、持はたゞ佩たまふを云なり、○曾比良は背平なり、書紀に背と書り、(今せなかと云は、少し異なり、せなかは背中の意にて、和名抄に脊を訓るぞあたれる、)○千入、書紀には千箭と書て、此云知能梨とあり、和名抄に、箙、箭竹、名也、和

はむ料に、故に美き玉どもを、こゝら纏持せるなるべし。〕○御鬘も上傳六黃泉國の段にすでに見ゆ○御手に玉を纏ことは、上の御頸珠の處にも云り、なほ書紀仁德ノ卷に、鵙鳥皇女の手玉の、かくれなき良玉なりしこと見え、萬葉三（四十七丁）に、泊瀬越女我手二纏在玉者云々などよめり、○各は美那と訓べし、○八尺勾璁、八尺と云義、くさ〲思ひめぐらせども、未ダ思得ず、なほよく考ふべきなり、（賢木など云名、榮ゆる意にて云フなれば、此レも彌榮の意ならむかとも思へど、樹などは生たる物なれば榮ゆと云べきを、玉などは、榮ゆく物にあらねば、然は云ヒがたからむか、又同じ言ながら、榮ゆく意にはあらで、盛なる意にて、彌盛と云るかとも思へど、玉などの如き物を、然云る例なければ、なほいかゞ、又さきには、枕冊子に、唐より吾朝をはかり奉むとて、種々の試ごとせし事を云る中に、七曲にわだかまりたる玉の、中通りて、左右に口開たるが、小きを獻て、此レに緒とほして賜らむ云々とある、此ノ故事は漢籍より出たることにて、固り信難かれど、然る形狀したる玉のあるから、如此る事をも云ヒ傳へたるなれば、八尺ノ勾璁も然ル形狀なるをぞ云けむ、八尺とは、右の如くに曲り旋れるを、直に引延たらむ長さを思ひて云フなり、七曲も旋れらむは、信に幾尺も有リぬべし、と云しかど、後に思へば、此ノ考へもわろかりき、又八坂にて、玉を出す地名なりと云ヒ、又玉を貫く緒の長き八尺なりなど云說どもゝ、みなわろし、）勾璁は曲れる玉なり、細く長き玉の、やゝ曲れる（兩端の曲れる處に孔あり、是レ緒を通せしところなるべし、）を、今もをり〲地下より掘出ることあり、此レ古ヘの勾玉なるべしと云人あり、然もあるべし、上ツ代に、然曲りたるを、殊に貴みし故に、八尺勾玉と云稱はあるなり、書紀仲哀ノ卷

御髮は美加美と訓べし、(古書にみな美久志と訓を附たり、中古の書にも、おほむぐしと云、今もおぐしと云、されど此は櫛より轉れる後の稱なるべし、此事上にも論ひおきつ、) さて上代の女の髮の樣は、師の萬葉註に委く見えたり、然るに今こゝに解と有を、書紀には結髮とある、解と結と大違へるに似たり、故猶考に、まづ凡て女は、年長て髮あぐるは、上代よりの儀なるに、飛鳥淨御原宮御宇十一年の詔に、自今以後男女悉結髮、とあるを思ふに、上代に結と云しは、本を一にあつめ擧て結て、其末は後へ垂たりけむを、彼詔に結とあるは、頭上に結綰て、髻と成を云なるべし、(髻とは、一に綰たるを云なり、かの男の二に分けたる美豆良とは異なり、) さて同十三年には、女年四十以上、髮之結不結、任意也とありて、又十五年の詔に、婦女垂髮于背猶如故とあるは、又かの上代よりの風の如くせよとなり、故に此十五年の詔、以後の萬葉の哥にも、髮あぐることを多くよめるは、かの本を結ことにて、末は垂なれば、彼詔に違ふことなし、さて此に解とあるは、かの本を結たる所を解なり、(神功皇后の、解髮とあるも是なり、然るを或說に、此の解字を和氣と訓て、三山冠の形をまなばせ給ふなりといへるは、强說なり、) 書紀に結とあるは、末の垂たるを擧てなり、かゝれば言は異れども、實は同事にて、違へるには非ず、(此事よくせずは、人の思ひ惑ふべきものぞ、) ○御美豆良のことは、上傳六黃泉國の段下に見ゆ、男の髮の樣なり、○纒は麻加志と訓べし、(伎を延て加志と云は、例、古言、) 御髮を分結て、美豆良になしたまふを云なり、さて是より蹈建而と云までは、假に丈夫の御裝束を爲賜うなり、(但し玉を纒くは、男に限れることならず、又建き備にもあらず、此は尊く嚴なる御貌を示したま

○國土は、山川に對へて云へれど、二には非ず、たゞ地を云なり、久邇都知と訓べし、(此二字を久邇と訓べき處あれど、こゝは久邇都知と訓ぞ宜む、)下に天詔琴拂樹而地動鳴ともあり、○震は由理伎と訓べし、(伎は辭なり、)書紀に地震と見えたれば、布流とも訓べけれど、武烈卷歌に、始陀騰余瀰、那爲我與蘆據魔(下動地震來者なり、)とあれば、由流ぞ猶古言ならむ、(與と由とは通例つねおほし、)今言にしも然言なり、さて此所を書紀には、溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴呴、此則神性雄健使之然也と書れたり、○聞驚は、伎々淤杼呂迦志氏と訓べし、(伎を延て迦志と云は、例の古言の一格なり、人を令驚意とは異なり、)此言記中處々に見ゆ、見驚とも、又聞喜見喜などもあり、皆古語なり、○我那勢命は上に見ゆ、(こを書紀に、吾弟と書れたるは、漢文に依れるなり、)○善心は、字の隨にも訓べけれど、なほ師の宇流波斯伎心と訓れたるに從べし、(又此次に、汝心之清明とあると合せて、此も阿加伎心と訓べくも思はれしかど、なほ思へば、書紀にも彼所をば、爾之赤心汝心明淨など、書て、こゝの善心をば、善意また好意と書ればもとより彼とは別言と聞えたり、)この宇流波斯伎は、書紀神代下卷に、友善とある(此記には愛友とあり、)善字の意にて、(漢籍にても、かくさまの善字は、古よりウルハシと訓り)、人の交の睦まかにて、異心なきを云り、○我國とは、高天原を詔ふなり、(其由上に見ゆ、)○奪、萬葉五(十九丁)に有婆比弖てふ言見えたり、さて此句、我國哀奪牟登淤母富須爾許曾と訓べし、耳字を許曾にあてゝ、訓む由は、首卷助字の類の論に云り、さて例に引は畏けれど、書紀神武卷に、長髓彥聞之、曰夫天神子等所以來者、必將奪我國、云々、とある語の樣よく似たり、○

以。問賜僕之哭伊佐知流之事故。白都良久。（三字以音）僕欲往妣國以哭。爾大御神詔。汝者不可在此國而。神夜良比夜良比賜故。以爲請將罷往之狀參上耳。無異心。爾天照大御神詔。然者汝心之淸明何以知。於是速須佐之男命。答白各宇氣比而。生子。（自宇以下三字以音下效此）

言は伊邪那岐命に請奏賜なり、故書紀には、先此事を擧て、つぎに構幽宮云々の事を擧たり、然るに此には、先坐淡海云々と、伊邪那岐命の御事をば云終て後に、更に此事を云るは、次序亂たるに似たれど然らず、下の乃參上天云々の事へ云續むためなり、此例記中に處處あり、○請は麻袁志弖と訓べし、（書紀雄畧卷などにも、然訓る例あり、）○參上は麻韋能煩理坐と訓べし、高津宮天皇大御哥に麻韋久禮、（參來なり、）萬葉十八（二十七丁）に、麻爲泥許之（參出來なり、）など有例に依れり、（然るを韋を宇と云成て、參上を麻宇能煩留、參來を麻宇久、參出を麻宇傳など云は、後に音便に轉れる言なり、今に至るまで正しく云は、たゞ參入のみなり、）萬葉六（三十六丁）に參昇八十氏人乃云々、○山川は山と川となり、（山の川に非ず、）加を淸て讀べし、○動は登余美と讀べし、萬葉六（十七丁四十六丁）に例あり、又七（十八丁）に、大海之水底豊三立浪之、十一（三十三丁）に、居名山響彌行水乃などあり、さて又六（四十三丁）に、山裳動響、左男鹿者妻呼令響なども見え、動々を登々呂と訓る處などもあれば、動むは、とゞろきひゞくことなり、なほこの言は、下傳十一の八千矛の神の御哥の條下にもいふべし、

をしらで、皆人の疑ふこと多し、心得おくべきことなり。）猶此外も此大神の坐御社は、大和國添下郡、葛下郡、城上郡、津國嶋下郡、伊勢國度會郡、若狹國大飯郡、出雲國出雲郡などにもありて、式に載れり、○坐は麻志麻須と訓べし、凡て此言、上の麻志は坐字にあたりて、居賜ふことなり、下の麻須は、附云崇辭にて、賜と云たぐひなり、（さて麻須と多麻布とは、似たる崇辭なれど、其事に從て差別あり、相混べからず、中古よりしては、坐といふことをさ〳〵止て、なべて賜と云なり、されど古書の訓を附るには、必この差別を辨ふべし、そは此記又古き宣命祝詞などを見て、定まれる例を考へ知べきなり。）

故於、是速須佐之男命言。然者請天照大御神將罷。乃參上天時。山川悉動。國土皆震。爾天照大御神聞驚而。詔我那勢命之上來由者。必不善心。欲奪我國耳。即解御髮。纏御美豆羅而。乃於左右御美豆羅。亦於御鬘。亦於左右御手。各纏持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠而。自美至流四字以音下效此曾毘良邇者負千入之靫。訓入云能理下效此自曾至邇以音附五百入之靫。亦所佩伊都此二字以音之竹鞆而。弓腹振立而。堅庭者於向股蹈那豆美。三字以音如沫雪蹶散而。伊都二字以音之男建訓建云多祁夫蹈建而。待問。何故上來。爾速須佐之男命答白。僕者無邪心。唯大御神之命

既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣、(神名帳に、淡路國津名郡淡路伊佐奈伎神社、名神大、)とあるは、此記と合ざるに似たれども、(舊事紀に淡路之多賀と云るは、此記と書紀とを取合せたる漫事なれば、云に足ねど、姑くたすけていはゞ、此記も本は淡路なりしを、路字を海に寫し誤れるかとも疑ふべけれど、淡路に古より多賀てふ名聞えず、近江には今に名高くて、御社も坐ませば、此記は固り淡海なり、又私記に、日之少宮是東北方之地、少陽之宮、即近江國犬上郡多賀之宮、正値此方、則是近江之宮也と云るは、此記と强て引合たるものにて非なり、東北之方少陽など云るも、古意にあらず、日少宮は、天上にあること、仍留二字にて著きものをや、此餘世々の註者の説ども、みな漢意にて、古にかなへるは一もなし、)今此記と書紀の二の傳と三を合せて思ふに、現御身は、終に天上なる日少宮に留坐まして、(書紀の亦曰の傳の如し、)淡路と多賀とは、其御靈の鎭坐御社なり、然るを構幽宮云々とあるは、後にかの天上の日少宮に擬て、彼洲に御社を建たるを、かくは語傳へたるなり、凡て皇御孫命天降坐て後に、天上の儀に擬て、此國にも其形をうつし、名をとゞむること例多し、又坐多賀と云も、譬は天照大御神は、長に天上に坐ませども、伊勢五十鈴宮坐と常に申し、又大山咋神を、此神者坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野之松尾とも、手力男神者坐佐那縣ともある類の例にて、皆其神を拜祭御社をかくは云る、古の格なれば、淡路と多賀と處の合ざるにはあらず、(凡て神の御事を云傳へたるに、其現身と御靈との差別あるを、たゞ同じさまに云傳へたるものなる故に、後世に至りては、此差別

は海原を所知看なるに、此國と詔へるは、高天原又根國などに對へては、海原もなほ此地なれば、さもあるべし、○不可住は那須美曾と訓べし、○神夜良比爾云々、神とは、凡て神之上の事に多く附云詞にて、上傳五伊邪那美命條下に見ゆ、夜良布は、本夜流を延たる言なり、(良布は流、良比は理と切る、)されど用意は聊異なるに似て、此夜良比を、書紀に逐と書れたり、さてかく疊て云例は、神集々、神祝々、神議々、神問々、神和々、神掃掃などの如し、皆上は體語、下は用語なり、又中の爾てふ辭は、畧ても云り、伊都之知和伎知和伎氐なども、此格の言なり、書紀に以神逐之理、逐之ともあり、(之理の二字は、例の撰者の漢意のさかしらと見えてうるさし、古言の意にたかへり、さて彼處の分注に、逐之此云波羅賦とある波字は、夜の寫誤なるべし、)逐は今俗に云追放なり、さて此地を逐はれたまふ故につひに根國には罷坐るなり、○故其云々、故とは、凡て上を承て云辭なれども、此なども必しも上の事を承て、其故と云意はあらず、此格記中に多くあることなり、(師は、此上に多くの言脱つらむ、といはれしかど、然にはあらず、)○淡海は、息長帶比賣命段、哥に、阿布美とあり、和名抄に、近江知加津阿不美とあるは、遠江に對へて後に云る名にして、古も今も常には、近江と書てもたゞ阿布美と云なり、さて此は湖ある故の名にして、即阿波宇美の切まりたるなり、(淡海とは、潮ならぬ淡しき海を云なり、さて其は湖の名なれば、其國をば淡海國とは云べけれど、淡海とのみ云ては、國名には非るが如くなれども、本を以てやがて末の名にすることも、他にも常に例おほきことなり、)○多賀、式に近江國犬上郡多何神社二座と見ゆ、和名抄に田可鄕あり、是なるべし、書紀に、是後伊弉諾尊神功

以て御母とするなり、(黄泉の穢惡と、御禊の清善とは、父と母との如し、)其中に月日神などは、御禊の清き方に依坐て善神、此須佐之男命は、惡臭のなごり消難き御鼻に成坐て、殊に御母の方に依れる惡神なり、故終に其國に歸き坐つ、○根之堅洲國、根とは、下つ底に有故に云、(草木の根もおなじ、)底津根之國とも、祝詞に根國底之國ともあり、(根國とは出雲を云と云、或は須佐之男命の配所の名なりなど云說は、例の私の漢意なり、)堅洲國は、片隅國の意なり、そは横(東西南北など)の隅にはあらで、竪(上下)の片隅にて、下つ底の方を云なり、書紀に極遠之根國ともあるも、下へ遠きを云、帶中日子天皇を、汝者向二一道一と、神の詔へるも、片隅へ徃けと云むが如し、さて隅を須と云る例は、書紀に所謂天日隅宮を、出雲風土記に天日栖宮とあり、(栖字は、古書に必須と訓る例なり、)又記中に天之御巢と云るも、日隅と通へり、(姓氏錄に、宗形朝臣祖の吾田片隅命と云を、舊事紀には阿田賀田須命とあり、此據ありて如此はかけるならむ、)さて此根國と云は、即黄泉國のことなり、下に須佐之男命所坐之根堅洲國とあり、○罷、凡て麻加流とは、貴所より退去るを云、(故に去所を尊み、趣方を卑むる時に云言なり、萬葉十八に、京より越中へ來れることを越中にて、末可利天とよめり、此意にかなへり、)參は貴所へ向行を云、(こは出る方を卑めて、趣所を尊む時に言なり、)と反對なり、故中古までは、此辨を知て用へるを、(中昔の物語文などに、罷出と云るも叶へり、但し必しも貴所ならねど、同じほどの所にても、その對へる人を尊みて云詞には、他へ去を罷ると云、又鄙にて京へ行を罷ると云るなども、對へる人を尊みて語る詞なり、)近代に至ては混ぬ、○此國、須佐之男命

の言には、辨知て訛らず、況て中古上代の書には更なり、(されば舊印本に、この知字に、都と訓を附たるは、自この差を人ゑれるゆゑなり、) 若上に伊佐知とあるに效て、都を知と寫誤れるにもやあらむ、〇僕、師云、此をも和禮と訓べし、皇朝の古人は直き故に、虚言せねば、貴人の自やすかれなど云が如きことはなし、然るを僕と書るは、漢ぶみに倣へるなり、彼國人は卑下を甚しく書けれど、皆虚言ぞと云れき、信に然ることなり、此の僕も、書紀には吾とあり、其宜し、〇妣は母なり、波々と訓べし、禮記、曲禮に、生曰父、曰母、死曰考、曰妣とある意にて、此字は書るならむ、萬葉にも、波々に此字書る所あり、(父母をば、加叙伊呂波と云を、古稱と心得て、古書なるを皆然訓るは如何なり、萬葉などにも、凡て知々波々とのみ見え、續紀宣命などにも、其婆々止在須藤原夫人乎云々など、此外も波々と云ることは多くて、加叙とも伊呂波とも云ることは、凡て古くは見えず、唯書紀、顯宗巻に、鹿父てふ人名有て、その注に、俗呼父為柯曾とあるのみなり、此も正しく父を指て云る所にはあらず、又伊呂波は、遙に後の大江朝綱哥によめるなどばかりなり、縱有とも、なべてのことには非ず、然を和名抄に、父加曾、母伊呂波、俗云、父知々、母波々と云るは古言を知ずて、妄に云るなり、但加曾も伊呂波も、古稱にては有べけれど、普く言し稱にはあらざりけむ、されば數多例あるに依て、知々波々と訓べきなり、) さて此妣は、伊邪那美命を指て白賜ふなり、抑三柱貴御子神などは、伊邪那岐大神の御禊にこそ成坐つれ、伊邪那美命の生坐る神等には非ぬを、妣と白賜ふはいかにと云に、かの御禊に成坐る神たちは、元を尋ぬれば、みな伊邪那美命の黄泉の穢惡より起れるが故に、其時の十四柱神たちも、猶伊邪那美命を

と、二事を並言に、皆と悉とを對云こと、下に山川悉動國土皆震、また高天原皆闇、葦原中國悉暗などあり、さて祝詞（式八の廿三丁三十五丁）に、荒振神等乎、神攘々給比、神和々給弖、語問志磐根樹立草之片葉毛語止弖、とある語を味ふに、荒神を攘平しかば、此妖も止しなり、此に視ふれば、今此妖の發るも惡神の沸出騒に因てなりけり、さて須佐之男命の御所行に因て、かく惡神涌出、萬妖の發ること、みな其本は、黄泉の汚垢より根ざすこと、既に云るが如し、故道饗祭祝詞に、根國底國與里、鹿備疎備來物爾云々と云り、（後世神道者、たゞ由なき漢籍の理をのみ思て、此義に暗きはいかにぞや、）〇何由以は、那爾登加母と訓べし、書紀孝德卷歌に、那爾騰柯母于都倶之伊母我磨陀左枳涅渠農、とあるに依れり、（凡て難詞は、なにしかもなどてかいかにぞなど、あまたあれば、如何樣にも訓べし、今はそが中に古きにより、又下の語勢もみな似たればなり、〇伊佐知流、この知字甚疑はし、其故は、萬の活動言の中に、第三音（うくすつぬふむゆるう）より流と連て了る、其第三音を、第二（いきしちにひみいりゐ）と第四（えけせてねへめえれゑ）との音に轉して、流と連くるは、悉く近世の俚言なり、（その例を且々云ば、荒るをあらびる、生るをいきると云類は、第二音に轉せるなり、得るをえる、受るをうける、令見るをみせる、立るをたてる、重ぬるをかさねる、留るをとめる、聞ゆるをきこえると云類は、第四音に轉せるなり、）かゝれば此も、伊佐都流と云むこそ雅言なれ、知流と云るはいかゞ、（此は右の荒びるの格にて、猶云ば、落るをおちる、朽るをくちる、攀るをよぢる、滿るをみちる閉るをとぢると云が如く、皆俚言の格なり、）此差別は、今の世とても、書にかくばかり

見えて、淤登那布とも云り、○狹蠅は、書紀の字の如く、五月ごろの蠅なり、然るを佐都伎といはで、佐とのみ云は、田植る農業を、凡て佐と云、その苗を佐苗、(早苗としては、早の意かなはず、)植る女を佐少女、植始むるを佐開、植終るを佐登など云が如し、さて又其業する月を佐月と云、(さなへ月と心得るは、本末違へり、)其頃の雨を佐亂と云なり、(亂とは、久しく雨ふるを云、源氏物語に、風雨を空の亂と云り、又、和名抄に、麥李、麥秀時熟、故以名之、漢語抄云佐毛々とある、この佐も同じ、)かゝれば、狹蠅も、田植るころの蠅と云意の稱なり、其頃殊に此虫は多かる故に、名に負へるなり、○如字那須と訓べし、石屋の段に、即狹蠅那須と書り、碁登久の古言なり、上傳三久羅下那洲の下に云が如し、○滿字は、涌の誤なるべし、書紀には沸騰と云、(其文上に引り、)出雲國造神賀詞にも、晝波如五月蠅水沸支、夜波如火瓮光神在、石根木立青水沫毛事問天、荒國在利とあればなり、(水沸の水は借字なり、美那と訓べし、此記と合せて思ふに、皆てふ意なりけり、)滿とては解えがたし、書紀允恭卷に、蠅散、萬葉三に、五月蠅成驟騷舍人、五に五月蠅奈周佐和久兒等など見ゆ、さて涌とは、たゞ騷ぐ狀をのみ云には非で、涌出て騷を云なるべし、○萬物之妖、書紀神武卷に妖氣ともあり、此は右に引る書紀に、磐根木株云々、(此事、右の神賀詞、又他の祝詞どもにもあり、)とある事等に當れり、是物言まじき物の言は、妖性なるを云なり、唯文のまゝに意得べし、(例のさま〴〵生賢き說あれど取ず、)さて此記に萬物とあれば、如此る事の妖ども、なほ種々有けむを、磐根云々は、其中の一二を擧て語傳へたる古言なり、(彼と此と、時は異なれども、其事狀は全く同きことと、上に云るが如し、)さて某皆云々某悉云々

ひ賜ふことは、自こもれるにや、抑此神の啼給ふに因て、山海河の枯乾るは、如何なる理にかあらむ、（泣けば、涙の出る故に、其涙のかたへ吸取られて、山海河の潤澤は、涸るにやあらむ、さて潤澤の涸るれば、萬物は枯傷はるゝなり、）さて此神の如此るは、伊邪那美命の、人草一日千頭を絞殺さむと詔へる驗なり、此神は、妣命の黄泉の汚垢の殘れるより成坐るが故なり、（例の漢籍にまよへる徒の、強てかの五行の説を引よせて、此神を金性の神なりと云なし、其金氣にて、青山變枯と云は、いと惡きものゝ、且は可笑し、若然らば、金生水べきに、海河を泣乾たまふは、如何か云まし、）○惡神、書紀神代下卷一書、皇御孫命の天降坐むとする處に、葦原中國者、磐根木株艸葉猶能言語、夜者若熛火而喧響之、晝者如五月蠅而沸騰之云々、喧響此云淤等娜比、五月蠅此云左麼倍、また本書に、彼地多有螢火光神、及蠅聲邪神、復有艸木咸能言語、（ついでに云、此螢火を、ホタルビと訓るは、いたくひがことなり火字にかゝはるべきことかは、又如五月蠅を、こゝには字を畧きて、蠅聲とかければ、この螢火もかれになぞらふるに、如字を畧きたるものなれば、ホタルナスと訓べきなり、凡て螢火と書は、漢文にこそあれ、此方にほたるびと云ことは無きなり、）とある同處を、此記には、葦原中國者云云、於此國道速振荒振國神等之多在云々とあり、此を合せて考るに、かの御孫命の將天降坐時に、此葦原中國の有狀を云るさ、今此の狀と全同じ事なり、さればこの惡神も、阿羅夫流神と訓べきなり、（書紀の右の邪神も、又異所に邪鬼など有も、みな阿良夫流神と訓べし、舊訓は字にかゝはりて、古言にかなはぬこと多し、）

○音は淤等那比と訓べし、（右に引る書紀の訓注に依れり、）此言中古の物語などにも多く

恚泣時有此狀と云り、さも有むか、(書紀に、恚恨字を加へて書れたるも此意にや、又小兒の足をすりて行を、伊佐留と云も、此伊佐と本同じ言にや、)上に、匍匐御枕方云々哭とある狀も似たり、(然らばかの泣澤女は、啼伊佐波女の意にや、)萬葉五(四十丁)に、立乎杼利、足須里佐家婢、伏仰、武禰宇知奈氣吉などもあり、出雲風土記に、阿遲須枳高日子命の、晝夜哭坐しこと見えたり、そは彼神の處に引べし、○泣狀は、那伎賜佐麻と訓べし、○靑山は、木草の茂りて、靑々と見ゆる山を云て、沼河比賣の歌に、阿遠夜麻とあるを始め、古書に多く見ゆ、○枯山は、帖字の意にて、木草の無き山を云なるべし、凡て物の無くて空きを迦良と云、その意なり、又字に依て云ば、本有し木草の皆枯て、無くなりたる山か、(冬枯のころの山を云りとも聞えず、又なべての木の枯ながら植る山は有るべくもあらず、)さて迦流々は、水の涸聲の嗄、なども、乾る意にて、草木の枯るも、潤澤のなくなるなれば、同意なり、又物の無きを迦良と云も、此意より轉たるにやあらむ、(もし然らば、初の義もいひもて行ば一に落めり、)さて枯を迦良といふは、難波高津朝に、船名枯野(哥に加良怒とあり、などあり古言なり、さて書紀皇極卷に、鞍作得志が奇術を云中に、或使枯山變爲靑山と云ことあり、○河海は宇美加波と訓べし、○乾は富志伎と訓べし、(伎は語辭なり、此言は比布富と活用けり、(布と云る例は、書紀に人名に、市乾鹿文乾此云賦とあり、)來の伎久許と活くが如し、さて富須は令乾なり、さて書紀には、此神有勇悍以安忍、且常以哭泣爲行故、令國內人民多以夭折、また此神性惡、常好哭恚、國民多死、靑山爲枯などあるを、此記には人民を害ひ賜ふことを云ぬは、山海河までを云へば、人民を始め、萬物を殘害

見ゆ、(仰ももと負せの意なり、)されど此は、下にも汝不治所事依之國とあれば、猶余佐志賜幣留國と訓べきなり、この國は、即海原を云、(上文にて知るべし、)○不治は、乎佐米受弖と訓むも惡からねど、なほ斯良佐受氏と訓べし、(其故は、天下所知看と云は、定まりたる古言にて、御宇御宙など書たるをも、皆然訓るに、中卷より御代々々みな、坐某宮治天下と書れば、其治字も、必斯呂志賣須と訓べく、また)上の所知看の言を承て云べければなり、○八拳須、夜都迦比牙と訓、八拳の意は、十拳劒の下に既云り、なほ八束穗なども云り、何れも必八に限るに非ず、彌束にて、たゞ長き由なり、須は鬚の本字にて、説文に面毛也と注せり、(漢書註には、在頤曰須、在頰曰髯などあり、)和名抄に、髭口上鬚也、加美豆比介、鬚髯頤下毛也、之毛豆比介と見えたり、或人、比介は鰭毛の意と云り、然有むか、又秀毛にてもあるべし、○心前は牟那佐伎と訓べし、今世にも云ことなり、(天若日子のことに高胸坂と云ることあるに依て、牟那佐加と訓は誤なり、彼は別意なり、)○至は伊多流麻傳と訓む、但尋常に此字を如此訓とは、聊言の意異にて、此は至至の意にて、伊多流は心前に至るなり、麻傳は、成長坐て、如此る頃までと云ことなり、玉垣宮段に、本牟智別御子をも、八拳鬚至于心前眞事登波受とあり、此たゞ齢の長しくなれるを云古語なり、凡ていと上代の語は、如此其となく其狀を寬舒に云て、いとも雅やかなるものなり、(然るを、勇悍之異相を云など注せるは、古を知ぬ後世心の妄言なり、)○啼伊佐知伎、書紀には哭泣恚恨とあり、神功卷に血泣、欽明卷に大息涕泣などもあり、(佐を濁は惡し、)伎は語辭なり、さて此言、此の外には、古書に定かに見えたることなし、谷川氏は、猶言足摩而泣也、小兒

と云とは異て、たゞ見を美須と云、見賜を美志賜と云、一の古言なり、(立をたゝす、立をたゝしといふ格なり、) 例は萬葉一 (二十三丁) に、埴安乃、堤上爾、在立之、見之賜者、(見たまへばなり、) 六 (三十二丁) に、我大王之、見給、芳野宮者、十九 (三十九丁) に、見賜、明米多麻比、又見之明良牟流 (此外も多し、今本は、古言をさとらで訓を誤れる處多し、) などあり、さて此見之を、賣之とも通はし云るは、萬葉二 (二十五丁) に、召賜良之、神岳乃、山之黄葉乎云々、明日毛鴨、召賜萬旨、(これら見之たまふにて、召はみな借字なり、) 十八 (二十三丁) に、余思努乃美夜乎、安里我欲比賣須、(見すなり、右に引る六卷の哥と合せてしれ、) 廿 (二十五丁) に、賣之多麻比、安伎良米多麻比、又 (六十一丁) 於保吉美能、賣之思野邊爾波、(これら又、右の六卷十九卷の哥と合せて曉べし、めしゝは、見しゝにて、下の思は、過去ことばなり、) かゝれば所知看などの看も、本は物を見ことなるを、國を治め有坐ことに通はし用る由は、上に云るが如し、萬葉一 (二十二丁) に、藤原我宇倍爾、食國乎、賣之賜牟登、二 (三十四丁) に、吾大王乃、所聞見爲、背友乃國之などあるにて、いよゝ明けし、さて此看に、食字をも書は、物食と物見ることを通はし云こと、是も既に上に云り、(今世飯を賣志と云も、食物なる故なり、又人を召を賣須と云も、見すより出たるべし、○又萬葉二に、所知行と書る、この行字のことは、中卷倭建命段に、看行とある、彼處にいふべし、) ○所命之國は、下卷朝倉宮段に、忘所命之事とあるは、淤布世賜比之事と訓べし、されば此も彼に效はゞ、淤布世賜志國と訓むか、續紀一 (二丁) に、天皇命授賜比負賜布大命乎、又廿一 (三丁) に、此天日嗣高座之業乎、拙劣朕爾、被賜氏仕奉止仰賜比云々、この外にて多く

各は、稱德紀の詔の中に、於乃毛於乃毛とあるに依て、好此訓べし、已も已もの義なり、○賜は、たゞ崇辭なり、(賜ふと云崇辭のこと、師說には、そのことをよくたねらひ得るよしなり、故に自のことにも云る例多しとあり、されど今思に、是は物を賜ふより轉りたる言なるべし、其故は、奉と云も、物を獻るより轉て、たゞ崇辭にも、云々し奉ると云、この奉と賜と、全く反對なればなり、又敬辭に、已がうへを侍候など云も、本は貴人の前に伺候するより轉り、又今の俗文に、申と云ことを萬に附て、云々し申と云も、貴人に物を白すより轉り來れり、凡て尊卑き間の附言は、其實事を云より轉り來ること、他の例みな右の如くなれば、賜も又しかることを知べし、但し已が事に賜と云る例も多し、こはいまだその解を得ず、猶考べし、強ていはゞ、今の俗に已がうへの事に、御座有申と云ことも多し、御座とは、人を尊て云言なれど、對ふ人を崇むるとては、已がうへにも、かく崇言を附ることあり、又御見廻申、御禮を申なども、已がうへに御を附くる、これみな對ふ人を敬ふ語なり、されば已がうへに賜ふと云も、このたぐひとせむか、) ○命は御言なり、○隨、續紀九詔に、吾孫將知食國天下止、與佐斯奉志麻爾麻爾などあり、○所知看、此言古書に常多し、祝詞式に、所知食古語云志呂志女須とあり、萬葉歌には、之良志賣之とも處々 (十八の廿丁二十の二十四丁五十丁) にあり、(志良志を志呂志と云は、所聞看を伎許志米須と云に同じ、) 所知の意は、上 (此卷の始) に云るが如し、看は見すなり、但し常に使人見を見す

也。自夜以下七字以音 **故其伊邪那岐大神者。坐淡海之多賀也。**

となれども、彼大神、此御禊を以て、世人に、凶惡を忌去て、吉善を行へと、敎喩したまふにはあらず、其故は、彼御禊も、其時にことさらに神の敎によりて、爲たまふには非ず、元來產巢日神の御靈によりて、おのづから黃泉の穢惡を穢惡しとおもほす、己命の御心から爲たまへれば、世人も亦其如くにて、產巢日神の御靈によりて、凶惡をきらひて、吉善をなすべき物と、生れたれば、誰が敎ふとなけれども、おのづからそのわきためはあるものなり、然れども又其なすわざ、必吉善のみもえあらず、おのづから凶惡もまじらではえあらぬ、是はたかの大神も、一たびは黃泉に入て、穢惡に觸たまひ、又三柱貴御子神の中にも、なほ須佐之男命のまじり坐す理によれるなり、）奇しきかも、靈しきかも、妙なるかも、妙なるかも、（凡そ世間古今萬事、此理にもる、ことなし、）

故各隨依賜之命。所知看之中。速須佐之男命。不知所命之國而。八拳須至于心前。啼伊佐知伎也。自伊下四字以音下效此 其泣狀者。青山如枯山泣枯。河海者悉泣乾。是以惡神之音。如狹蠅皆滿。萬物之妖悉發。故伊邪那岐大御神。詔速須佐之男命。何由以汝不治所事依之國而。哭伊佐知流。爾答白。僕者欲罷妣國根之堅洲國。故哭。爾伊邪那岐大御神大忿怒。詔然者汝不可住此國。乃神夜良比爾夜良比賜

得堪たまはで、しばらくは、障られたまふこともありしは、世中に大亂大逆事も、必なくてはえあらぬ理にて、其本は皆黄泉の凶惡より出るなり、然れども大御光はつひに障られはて賜はず、ほどなく吉善に立復りて、又明らけく、無窮に世を御照し坐まして、皇御孫命、此天下を所知看て、皇統は、千萬世の末までに動きたまはぬ、）これぞ此世間のあるべき趣なりける、（古今治亂吉凶うつりかはる、よろづの理は、悉く此上件の趣によることなり、）されば此次第の趣を熟く味ひて、世間のあるかたち何事も、吉善より凶惡を生し、（二柱神、諸神を生たまへる吉善によりて、女神の神避坐凶惡は出來れり、何事もみなかくの如く、凶惡は吉善よりおこるものぞ、）凶惡より吉善を生しつゝ、（伊邪那岐命、黄泉の穢に觸たまへる凶惡によりてこそ、御禊して月日神は成出坐せれ、何事もみなかくの如く、吉善は凶惡よりおこるものなり、）互にうつりもてゆく理をさとるべく、（人の生死、一日の夜晝、一年の春秋あるも、此趣にして、世中には吉善事のみならずて、凶惡事も無くてはえあらぬ理なり、）又然凶惡はあれども、終に吉善に勝事あたはざる理をも知べく、（かの女神の、顯國の人草を、一日に千人殺したまへば、男神の一日に千五百人を生出しめたまふこれなり、後に須佐之男命の荒びたまふによりて、天照大御神天石屋に隱らせれども、ほどなく又出坐て、永く世を御照し坐し、須佐之男命は逐はれたまふも、此理なり、）又人は必凶惡を忌惡て、吉善を行ふべき理をも知べきなり、（伊邪那岐命の、黄泉の穢惡を忌惡ひて、御禊したまふ是なり、後に須佐之男命の、二たび逐はれたまふも、此理なるが故なり、）さて世人の凶惡を直して、吉善を爲べき道は、彼御禊の理によれるこ

も、此理なり。）かくて黄泉國は、かく凶惡に因て女神の移り往て、（これ正しく吉より凶に移るなり。）永く止坐國なるが故に、世間の凶惡の歸止る處にして、又世間の凶惡の出來る處なり、（女神は、火神を生坐るまでは、物を成す善神なるを、此黄泉國に入坐て、止まり坐て、惡神となり賜へり、かの汝國の人草一日に千頭絞殺さむとある、これ惡神になり給へるにて、禍津日神の生坐すべき根なり。）さて男神も、彼國に追往て、すゞろに凶惡に觸たまへるは、世間なべて凶惡になれるなり、（かの天照大御神の、しばらく天石屋に刺隱らし、事、又後世に天下亂れに亂れし時あるなど、みな此理によれり、抑男神は、物を成しに成したまひて、始終とほりて善神なり、然れども中間に、いさゝか此穢惡に觸たまへるは、世中のさま、善き中にも、必いさゝかの惡きはまじらではえあらぬ趣なり。）されど男神は速く顯國に還坐て、御禊したまふ、（是凶惡より吉善に移る爲にして、世中に凶惡を直して、吉善事を行ふべき、人の道は此理に因れり。）其時に先禍津日神の成出坐るは、全彼黄泉國の穢惡に因れるを、（禊は凶より吉に移際なるが故に、先其初には、此神の成坐るなり、さて世中に凶惡事のあるは、みな彼穢惡より生れる、此神の御心なり。）其穢惡を祓ひ清め直して、（方に直したまふ時にあたりて、直毘神成坐し、既に直りたる時に、伊豆能賣神成坐せり。）此三柱貴御子神の成出坐て、（然れども此三柱の中にも、なほ須佐之男命は、惡神にましまして、荒び傷害ひたまふは、かの伊邪那岐大神の、始終善神にましませども、なほしばしは穢惡に觸たまひし理によれり。）つひに天照大御神の、高天原を所知看すは、又全吉善に復れるにて、（さてなほ此大御神すら、須佐之男命の荒びに

須佐之男命の惡は、終に根國に歸賜へる、その善神と惡神との、御誓の中に生坐る御子の御子の、此天下を永く所知看こと、又深き所以あるべきものなり、抑神代の初より、如此る幽契ありて、所知看し來る天皇の天日嗣にし坐ませば、天地の共常磐堅磐に、動き坐さず移ひ坐さぬも、ことわりなりけり、○人は人事を以て神代を議るを、(世の識者、神代の妙理の御所爲を識ることあたはず、此を曲て、世の凡人のうへの事に說なすは、みな漢意に溺れたるがゆゑなり、)我は神代を以て人事を知れり、いでそのおもむきを委曲に說むには、凡て世間のありさま、代々時々に、吉善事凶惡事つぎ〳〵に移りもてゆく理は、大きなるも小きも、(天下に關かる大事より、民草の身々のうへの小事に至るまで、)悉に此神代の始の趣に依るものなり、其理の趣は、女男大神の美斗能麻具波比より始まりて、嶋國諸の神たちを生座し、今如此三柱貴御子神に、分任し賜へるまでに皆備はれり、(此間のつぎ〳〵の事どもの趣を以て、世の人事の萬のことわりを知べきなり、)其はまづ美斗能麻具波比ありてより、國々神々を生坐るまでは、皆吉善なるを、(但し初に女男の御言擧の先後の違へりしは、凶惡の根ざしとやいはまし、)火神の生坐るに因て、(火は、世中の大用をなす物なることは、さらにもいはず、此神の斬られたまへる血より成坐る神たちも、大功をなし給ふ、されば此火神の生ませるも、なほ吉善なり、)御母神の神避坐しゝは、世の凶惡事の始なり、(世人の凶惡事に因て死ぬるは、此理なり、凡て死ぬる所由は、病にまれ何にまれ、みな凶惡ぞ、さて火神は、如此吉と凶とを兼たれば、此神の生坐るは、吉より凶に移る際なり、火は大用をなせども、又物を亡失すことも、是に過たるは無き

なり。）〇海原、この名は古書に常見えたる中に、萬葉五（二十五丁）に宇奈波良（三十一丁）宇奈原、十四（二十五丁）宇奈波良などあり、書紀に滄溟、萬葉廿（六十三丁）に、阿乎宇奈波良なども見えたり、（右の如く、萬葉に波は皆清音の假字をのみ書れば、清てよむべし、つねに濁るはいかゞ、）和名抄には、滄溟を阿乎宇三波良とあり、さて書紀には、須佐之男命は、是性好殘害、故令下治根國、とも、可以治天下也ともあるは、異なる傳どもなり、〇三柱御子神たちに依し賜へる處、右の如くにして、（書紀の諸書の傳は各異なり、まづ彼本書の旨は、天下の主たるべき神を生むとて、此三柱を生坐り、然れば本は三柱共に天下を所知看べき神なり、然れども月日二柱は、靈異之御兒にて、不宜久留此國と詔て、天上を所知めさせたまひ、須佐之男命は、汝無道不可以君臨宇宙と詔て、根國には逐ひ賜へり、されば始に至貴曰尊と、書格を定めおきて、今此三柱共に、尊字を用ひられしも、みな本天下の主たるべき神に坐故なり、さて一書に、須佐之男命を、假使汝治此國、必多所殘傷云々とあれば、是も本は、此神天下を治たまふべきよしなり、又一書は、大旨此記と同きに、月讀尊に、滄海原、素戔嗚尊に天下を依し賜は異なり、又一書は、須佐之男命に依せる處は、此記と同じけれど、月神に、可以配日而知天事也と詔て、夜之食國となきは、猶異なり、こは撰者のさかしらに文を改られしにもあるべし、さてかくさまゞゝなれども、須佐之男命の、遂に、根國に歸給へるは皆同じ、）此國土をば遺して、徒くし給へるは如何と云ふ、豐葦原之水穗國は、我御子之所知國なりと、後に天照大御神の詔へるを以思へば、もとより後に皇御孫命の所知看すべき、深き所以ありけることなるべし、さて月日神の善は天に、

爾能麻保良爾云々、又廿（二十五丁）に、伎巳之米須、四方乃久爾云々、この伎巳之平須も伎巳之米須も、即知看と云と全く同意なるを以て、知と聞と看と食と皆通はして、（物食を聞食といふも、同く通はして云なり、）國を治有ちたまふことに云るを曉るべし、（これにて所知の義も自ら明けし、）さて食國と云る例は、輕嶋宮段にも見え、續紀宣命などに、食國天下とも、四方食國とも、聞看食國とも、數多あり、萬葉にも多かる中に、十七（四十二丁）に須賣呂伎能乎須久爾などあり、）美祁都久爾をも、御食國とも書て、同文字なれど、そは大御饌に備ふる御贄物を献る國を云て、袁須國とは別なり、又此袁須國を、御食國と書ることも、萬葉六又十八卷に見ゆ、勿見混へそ、）さて日神は晝、月神は夜を所知看て、共に高天原に坐ませは、此國土には非るを、食國と云は如何と云に、師說に、凡て久爾と云は、界限の義にて名けたり、東にて、垣を久泥と云も此意なり、されば須佐之男命の、天に上り賜ふ時に、高天原所知看天照大御神の、欲奪我國、と詔ひ、又其須佐之男命は、所知海原と有て、次に不治所命之國と、伊邪那岐命の詔へるも、本皇御孫命の所知看天下の界限を、國と云より、其名を上つ神代へも廻して、各所知看界限を、如此天にまれ海にまれ、國とは云傳へしなりと曰れし、此說にて聞えたり、（續紀廿一に、食國高御原乃業とあるは、座字を原と寫誤つるなり、他の例もて知らる、）さて天照大御神には、晝とはなくて、全高天原と詔ひ、此神には、夜また食國と詔ふは、是又界限る意あり、（夜晝と對へども、晝は主なり、）書紀に、次生月神、其光彩亞日、可以配日而治、故亦送之于天と見え、一書には、月讀尊者、可以治滄海原潮之八百重也とあり、（此一書は、此記の趣と大氐同じきに、此は異なる傳へ

く重て言は、古言の常ぞ、○御倉板擧之神、こは御祖神の賜し重き御寶として、天照大御神の、御倉に藏め、その棚の上に安置奉て、崇祭たまひし故の御名なるべし、さて板擧は、書紀垂仁卷に、天湯河板擧てふ人名ありて、其にも板擧此云拕儺と見えたり、板を高く舁擧て、物置所に構る故に、如此書るならむ、新撰字鏡に、棚閣也太奈、和名抄に、棚閣、和名多奈とあり、常にも此棚字を用ふ、萬葉にも多那てふ言の借字に、此を書り、（御代々々に傳坐三種神寶の中の神璽は、此御頸玉なりと云説あり、理はまことに然も聞ゆれども、非なり、其由傳十五天孫降臨の下に見ゆ、）さて三柱御子、とりどりに事依したまへる中に、此大御神には、高天原を依し賜ふが勝れたるのみならず、別て此御頸珠をしも賜へるも、又中に勝れ坐故なり、○夜之食國、まづ食國とは、御孫命の所知看この天下を惣云稱にして、食は、もと物を食ことなり、（書紀などに食を美袁志須とよみ、食物を袁志物と云、萬葉十二に、ヲ。シ。と云辭にも、食字を借りて書り、）さて物を見も聞も知も食も、みな他物を身に受入る、意同じき故に、見とも聞とも知とも食とも、相通はして云こと多くして、（その例は此次に見ゆ、）君の御國を治め有ち坐をも、知とも食とも、（から國に食邑と云ことありて、幾千戸を食などいふも、自ら意のあへるなり、）聞看とも申すなり、これ君の御國治め有坐は、物を見が如く、聞が如く、知が如く、食が如く、御身に受入れ有つ意あればなり、此次に所知看とあるも、知見と云ことにて同意なり、（其由此卷の下、又傳四見立八尋殿云々の條下に云る事をも、考合すべし、）又萬葉五（七丁）に大王云々企許斯遠周、久爾能云々、又十八（十八丁）に、高御座、安麻能日繼登、須賣呂伎能、可未能美許登能、伎已之乎須、久

も惡からず、なほ此詞のことは、此次に委曲に云べし、萬葉二（二十七丁）に、天照、日女之命、天乎波、所知食登云々、書紀に云々、何不生天下之主者歟、於是、共生日神、號大日孁貴、此子光華明彩、照徹於六合之内、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天而、授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱、擧於天上也、（天地相去未遠とは、天地分れ成て、いまだいくほどもあらざる代なればなり、以天柱とは、師云、此天柱は、伊邪那岐大神の御息にて、風なり、立田風神御名を、天御柱國御柱命と申すを合せてしるべしと云れき、まことに然るべきなり、天と地との間を支持ものは、風なればなり、）〇事依は上（傳四）に見ゆ、さて天照大御神は、此御事依のまに〳〵、天地の共無窮に高天原を所知看て、天地の表裏を、くまなく御照し坐まして、天下にあらゆる萬國、此御靈を蒙らずと云ことなければ、天地の限の大君主に坐々て、世に無上至尊きは、此大御神になむまし〳〵ける、（此より先に、高天原に、既く五柱神は坐ませども、いまだ高天原を、所知看と申せることなければ、君主とは申しがたし、君主は、たゞ此天照大御神ぞ初には坐ましける、然るを世に、天之御中主神、或は國之常立神などをも、君主の如く說なすは、古傳に違へり、然りとて、また彼神等を、人臣神と申さむも非なり、君なければ、いかでか臣とはいはむ、人世の意を以て、天地の始にも、君臣の分を說むとするは、漢意のひがことなり、さて又四海萬國、此大御神の御光を蒙り、御靈を蒙りながら其初の趣をも知らず、此皇國に生坐ることをも知らずて、皇國のすぐれて尊きことをもすべて知らずてあるは、外國には、すべて神代の正傳說のなき故なり、）〇賜也は、右の御頸玉を賜なり、か

の事實はみな、此國土にありし物ぞと意得るより起れり、是皆漢籍に溺れたる、私のおしはかりの邪見なり、すべて漢人は、たゞ今日見聞事物の、尋常の理になづみて、其外に測りがたき妙理のあることをえ知らぬを、此方の人も、ひたすら其をよきことに思ひならひて、動れば神代の奇事どもをも、凡心の常理に強て當むとするは、返々も謬れることぞかし、そが中にも、此大御神の都は、某國ぞなど云なるは、ことに甚しき強言なり、そも〳〵此大御神を、天日と別にて、此國土に坐々つとせば、かの天の石屋の段などは、いかに說なすべきぞ、當時しばらく隱り坐し、ほどだにあるものを、若既に崩坐ならば、況て其後は、世間ながく常夜なるべきに、さることとなく、常に明けく照したまふをば、いかにとか云む、若又崩まさでなほ此世にましますと云ば、人代になりて後は、何處に移坐ますとかせむ、又何故に其都坐し、國をば棄たまへるぞ、すべて〳〵心得ず、果て大和にまれ近江にまれ坐まし、物ならば、皇御孫命も、相續て其都に坐ましてこそ、天下は所知看べきに、さる中土の都をおきながら、西邊の國へ降し奉りたまふは、何の由とかせむ、又書紀一書に、天照大神者可以治高天原云々、素戔嗚尊者可以治天下也ともあるを、若高天原を此國土の內にありとせば、素戔嗚尊天下を所知看て、天照大御神は、一國の國造に任したまふが如し、いと可笑こそ、然るに此天下とあるをも異さまに說曲て、なほ說を立むとする者もあり、凡て世の學者、古傳說をば信ずして、己が私の漢意に說曲むとするから、如此くさ〳〵かなはぬ事どものあるを、なほ強てその曲說をかざるは、いともいともあさましきことなりかし、○所知は斯良世と訓べし、〈斯禮を延たる言なり、〉又斯呂志米世と訓む

方をも共に尊て云ときは、たてまつりたまふと云り、たてまつるは、受る方を尊み、たまふは授くる方を尊みて、重云なり、然るに此は、賜と書るは、授けたまふ伊邪那岐命の方を尊みたるなり、御親なればぞかし、然るをタテマツリテと訓るは、受たまふ天照大御神の方を尊みていふなれど、上代の格に叶はず、）凡て多麻布といふ言は、此の御頸玉の故事よりぞ出つらむ、故其物を玉物とは云ならむ、然而如此御頸玉を取ゆらかして賜ふは、大歡喜坐て、有が中にも此御子を愛く貴く所思看すゆゑの御爲なり、誠に此大御神を生得たまひしには、然有けむことうべにざりける、○汝命は那賀美許登と訓べし、（賀は之なり、）續紀宣命（十七の廿七丁）に、伊夜嗣爾奈賀御命聞看止勅夫、また武内宿禰、歌に、大雀命を指奉て、那賀美古ともよめる、此等に依れり、此稱記中にいと多し、前にも云る如く、後世には汝と云は、卑めたる稱なれども、上代には尊む人をも云り、故命とも云るなり、白檮原宮段に、神沼河耳命、御兄を指て、那泥汝命とも詔ひ、式の祝詞に、倭六御縣の山口坐神等を指ても、汝命と詔命る文見ゆ、○高天原は、前に出て云る如く、天を指て云、さて此大御神は、今も目前天津虚空に仰ぎ見奉れば、今如此事依し賜へる大命の隨、常に天を所知看して、四海萬國を御照し坐々すこと著明し、（然るを世には、此大御神を、大和國或は近江國、或は豐前國に都坐つなど云説の聞ゆるは、凡て皆いみしき邪説なり、まづ此邪説は、天照大神は、たゞ天皇の大祖に坐故に、其德を天日に配て、日神と申にこそあれ、實は天日を申には非ずと思ひ、又天はたゞ氣のみにて、形體なき物なるに、此國土の如く、さまぐの事を云るは、きはめてあるまじき理なれば、高天原と云るも、たゞ皇都のことにて、そ

の頸に結ふ紐を、頸玉と云も、此古への名の遺れるなり、）和名抄に、頸、頭莖也、○母由良は、緒に貫る玉どもの動きて、相觸つゝ、鳴さまを云、邇は辭なり、御誓段に、奴那登母母由良爾とあるを、書紀に、素戔嗚尊乃轠轤然、解其左髻所纏五百箇統之瓊綸而、瓊響瑲々、此云奴儺等母々由羅爾とあり、奴儺等は、即瓊の音なり、又手玉玲瓏織紝之少女、（瑲々も玲瓏も、字書に玉聲也と注せり、遊仙窟に、鏘々をユラメイテと訓り、此字も瑲々と同じ、）萬葉十（三十丁）に、足玉母手珠毛由良爾織旗乎、又十三（八丁）に、手二卷流玉毛湯良羅爾などあり、又十一に玉響ともあり、又袁祁天皇大御歌に、奴弖由良久母夜、萬葉十三（二丁）に、小鈴文由良爾など、鈴にも云り、萬葉廿（五十八丁）に、由良久多麻能乎とよめるも同じ、（由良久の久を濁るはわろし、何處も皆清音字を用ひたり、）さて由良爾由良々爾など云ときは、鳴貌なり、由良久は鳴を云なり、）さて右の中に萬葉なるは、みな母は辭なるを、（足玉母手玉母といふにて知べし、）此と書紀なるとは、辭に非ず、（訓注に母字二ある以知らる、其上の母は辭なり、）眞の意などにや、（されど眞を母と云る例は未見ず、）こは猶も考べきことぞ、○取由良迦志は、御手に執持し、振搖して、令瑲々なり、舊事紀に十種の寶を、由良由良止布瑠部と云るも同じ、○賜は多麻比弖と訓べし、（タマハリテと訓は非なり、たまはるは被賜にて、其物を受る人に就て云言なり、萬葉十六に被給而とあるは、即たまはりてなり、故に被字を添たり、これも受る方より云り、此たまふとたまはるとの差別は、生と被生との如し、宇牟は親に云、宇麻留は兒に云言なり、）舊印本に、此賜を、タテマツリテと訓るは、中古の物言格なり、物語文などに、此方をも彼

のたぐひなり、○於生終は、宇美乃波弖邇と訓べし、萬葉九（二十八丁）に、夕鹽之、滿乃登等美爾、などあると同じ語の格なり、此餘も此格なほ多し、○三貴子は、書紀一書に、曰、吾欲生御寓之珍子とありて、訓注に、珍此云于圖とありて、此の三柱、大神成出坐し、神武卷にも、珍彥此云于豆毘古とあり、又大殿祭祝詞に、皇我宇都御子皇御孫之命とある、これらを合せて、美婆斯羅能宇豆能美古と訓べし、又玉篇に、珍字に貴也と云註もあれば、宇も然訓むに難もなし、さて宇豆は師說に、高く嚴きことなりとあり、（今言に人の容良を、宇豆高きと云も、よく叶へり、）なほ例は萬葉六（二十五丁）に、天皇朕、宇頭乃御手以云云、又諸祝詞に、宇豆乃幣帛などもあり、（又出雲風土記に、須佐之男命の御事を、伊弉奈枳乃麻奈子といひ、國造神賀詞にも日眞名子とあれば、貴子を麻那古と訓べきにやとも思はるれど、猶前の訓によるべし、）さて此の語勢、萬葉二（十一丁）に、吾者毛也安見兒得有、と云歌に似たれば、得は延多理と訓べし、○御頸珠、古へは男女共に、玉を緒に連貫て、頭にも頸にも手足にも衣にも、凡て飾りしこと、云もさらなり、其中に、火遠理命の御裝束に、御頸之璵見え、書紀に、素戔嗚尊以其頸所嬰五百箇御統之瓊云々、高比賣命の歌に、淤登多那婆多能、宇那賀世流、多麻能美須麻流云云、萬葉十六（二十七丁）に、吾宇奈雅流、珠乃七條云々など有は、頸に懸たるなり、（うながせるもうなげるも、頸にかけたるを云り、）大神宮式にも、頸玉手玉足玉緒云々とあり、書紀安閑御卷に、幡媛物部尾輿の瓔珞を偸て、春日皇后に献しことあり、（是によれば、當昔頸玉に貴き品ありつと見えたり、）さて頸は久毘と訓べし、（師は美宇那多麻と訓れしかど、なほ美久毘多麻なるべし、今世に、犬猫など

古事記傳七之卷

本居宣長謹撰

神代五之卷

此時伊邪那岐命大歡喜詔。吾者生生子而於生終。得三貴子。即其御頸珠之玉緒母由良邇此四字以音下效此取由良迦志而。賜天照大御神而詔之。汝命者所知高天原矣。事依而賜也。故其御頸珠名。謂御倉板擧之神。訓板擧云多那 次詔月讀命汝命者所知夜之食國矣。事依也。訓食云袁須 次詔建速須佐之男命。汝命者所知海原矣。事依也。

大歡喜、此言記中往々に見ゆ、(大歡とも歡喜ともあり、)大は伊多久と訓べし、例は萬葉七(三十七丁)に、大莫逝とあり、(又十一卷に極太ともあり、)伊多久てふ言は、記中に伊多久佐夜藝弖と見ゆ、痛の意にて、卽萬葉に此字をも數書り、又甚字をも訓り、さて如此き大字、その所に依て、伊登とも訓べし、其も意は同じかれど、語の連に依て異ることぞ、(意富伊爾と訓は漢文讀にて古格にあらず、)○子とは、神のみならず、上の嶋國をもかへて詔ふなり、始に淡嶋を、不入子之例とあるを以て知べし、○生々は、次第にいと數多生坐るを云、行々て戀々て居々て